資料１参考２

生物多様性国家戦略 2012-2020 の
実施状況の点検結果

令和３年１月 27 日

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

＜目次＞

はじめに・・・1
点検の実施方法・・・2

第１部　基本戦略に沿った取組の点検結果について

基本戦略１　生物多様性を社会に浸透させる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
基本戦略１ まとめと評価・・3
関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況・・・4
項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
１－１　生物多様性に関する広報の推進
１－２　多様な主体の連携の促進
１－３　生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進
１－４　生物多様性に配慮した事業者の取組の推進
１－５　生物多様性に関する教育・学習・体験の充実
１－６　生物多様性が有する経済的価値の評価の推進
１－７　生物多様性に配慮した消費行動への転換

基本戦略２　地域における人と自然の関係を見直し、再構築する・・・・・・・・・・・・27
基本戦略２ まとめと評価・・27
関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況・・・28
項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
２－１　里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進
２－２　鳥獣と共存した地域づくりの推進
２－３　生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
２－４　地域固有の野生生物を保全する取組の推進
２－５　自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

基本戦略３　森・里・川・海のつながりを確保する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
基本戦略３ まとめと評価・・53
関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況・・・54
項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
３－１　生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進
３－２　森林の整備・保全
３－３　都市の緑地の保全・再生など
３－４　河川・湿地などの保全・再生
３－５　沿岸・海洋域の保全・再生

３－６　生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進

基本戦略４　地球規模の視野を持って行動する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
基本戦略４ まとめと評価・・82
関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況・・・83
項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・84
４―１　愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献
４－２　自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進
４－３　生物多様性に関わる国際協力の推進
４－４　世界的に重要な地域の保全管理の推進

基本戦略５　科学的基盤を強化し、政策に結びつける・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
基本戦略５ まとめと評価・・94
関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況・・・94
項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・95
５－１　基礎的データの整備
５－２　生物多様性の総合評価
５－３　科学と政策の結びつきの強化

生物多様性国家戦略 2012-2020 の全体評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
（参考）基本戦略と第３部における関連施策の対応表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

第２部　愛知目標の達成に向けたロードマップについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
戦略目標Ａ関連・・104
国別目標Ａ－１・・・104

戦略目標Ｂ関連・・113
国別目標Ｂ－１・・・113
国別目標Ｂ－２・・・117
国別目標Ｂ－３・・・122
国別目標Ｂ－４・・・129
国別目標Ｂ－５・・・133

戦略目標Ｃ関連・・135
国別目標Ｃ－１・・・135
国別目標Ｃ－２・・・140

戦略目標Ｄ関連・・146
国別目標Ｄ－１・・・146
国別目標Ｄ－２・・・150
国別目標Ｄ－３・・・154

戦略目標Ｅ関連・・155
国別目標Ｅ－１・・・155
国別目標Ｅ－２・・・156

第３部　生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果
数値目標の点検結果・・・161
具体的施策等の点検結果・・・166

はじめに

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画として、平成７年 10 月に初めて策定され、その後、平成 14、19、22 年に見直しが行われました。平成 20 年には生物多様性基本法が制定され、同法第 11 条に基づく計画として位置づけられています。平成 24 年には、平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）における生物多様性に関する新たな世界目標（愛知目標）の採択、翌 23 年の東日本大震災の発生という、二つの大きな出来事を背景とした「生物多様性国家戦略 2012-2020」（以下「戦略 2012-2020」という。）が策定されました（９月 28 日に閣議決定）。戦略 2012-2020 は、自然のしくみを基礎として自然と共生する真に豊かな社会の実現に向けた方向性を示す役割を担っています。

戦略 2012-2020 は、「第１部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」、「第２部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」、「第３部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の３部から構成されています。第１部では、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や、生物多様性を取り巻く現状と課題を記述するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の目標、自然共生社会における国土の将来像としてのグランドデザイン、「科学的認識と慎重かつ順応的な態度」など施策展開にあたっての７つの基本的視点、「生物多様性を社会に浸透させる」などこれまでの４つの基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加えた５つの基本戦略について示し、おおむね令和２年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。第２部では、愛知目標を踏まえた我が国の目標等、そして目標年次と目標達成や進捗状況を把握するための関連指標を記述し、愛知目標の達成に向けたロードマップを示しました。さらに、第３部では、具体的な行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめとする、我が国の生物多様性関連施策を体系的に記述しました。

今回の点検は、戦略 2012-2020 に明記されている「本国家戦略の計画期間の終了年次である 2020 年度までには、次期国家戦略の策定も視野に入れつつ、本国家戦略の達成状況について２回目の総合的な点検を実施」に基づき実施するものです。なお、本国家戦略の最初の総合的な点検結果については、平成 25 年度に「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果（平成 26 年 3 月 14 日）（「以下、「中間評価」という。」として公表し、併せて生物多様性条約第 26 条に基づく同条約の履行状況を第 5 回国別報告書として生物多様性条約事務局に提出しています。また、平成 30 年 12 月には、愛知目標の進捗状況の評価として行った第２部の国別目標の評価を、第６回国別報告書として同事務局に提出しています。今回の点検は、これらの点検・報告書を踏まえつつ実施しました。

なお、生物多様性に関する新たな世界目標は、令和３年に中国で開催予定の生物多様性条約第 15 回締約国会議において採択される予定であり、次期国家戦略は新たな世界目標を踏まえ策定する予定です。

点検の実施方法

今回の点検は、原則として平成 24 年９月 28 日の戦略 2012-2020 の策定から令和２年３月末までを対象として行いました。構成は戦略 2012-2020 に対応し３部構成となっています。

第１部では、５つの基本戦略（[1] 生物多様性を社会に浸透させる、[2] 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、[3] 森・里・川・海のつながりを確保する、[4] 地球規模の視野を持って行動する、[5] 科学的基盤を強化し、政策に結びつける）ごとの達成状況について、

（１）各基本戦略に対応させた、第 2 部の国別目標の達成状況を把握するための「関連指標群」のそれぞれの推移

（２）各基本戦略に対応した、第 3 部の「約 700 の具体的施策（以下「具体的施策」という。)」と、各基本戦略に対応させた、平成 28 年 10 月に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で取りまとめた「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策（以下「加速する施策」という。)」の達成状況を、５つの評価項目（「a＋既に達成済み（目標を達成したが、施策を継続する場合)」、「a 既に達成済み（目標を達成し、施策を終了した場合)」、「b 進捗中」、「c 検討中」、「d その他」）から評価し、前回（平成 25 年度）実施した最初の総合的な点検結果と比較

（３）各基本戦略に対応した第３部の数値目標の達成状況

をもとに総合的に判断して、評価を行いました。

また、上記各基本戦略の達成状況と第 2 部の国別目標の達成状況の評価を集約し、戦略 2012-2020 全体の総合的な評価を行いました。

第２部では、平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえて、我が国の状況やニーズに応じて設定した 13 の国別目標の達成状況について、国別目標の達成に向けて設定した主要行動目標にかかる取組状況及び関連指標群の動向等を踏まえて評価しました。

第３部では、生物多様性に関する政府の行動計画として体系的に整理した具体的施策と加速する施策について、達成状況及び今後の課題等を施策ごとに点検しました。点検にあたっては、多種多様な施策の実施状況を分かりやすく把握するため、共通の様式を用いてとりまとめました。また、具体的施策には 50 の数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても評価しました。

本点検に際しては、上記のとおり基本的には戦略 2012-2020 に位置づけられた関連指標群と数値目標を用いて実施していますが、これらの関連指標群等だけでは不十分な場合には平成 28 年３月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2)」等の知見を活用しました。

また、本点検結果の取りまとめにあたっては、令和２年 11 月 27 日～令和２年 12 月 27 日にパブリックコメントを実施しました。

第１部　基本戦略に沿った取組の点検結果について

第１部では、戦略 2012-2020 第１部第４章第２節に掲げる基本戦略ごとに、その達成状況を評価した結果を報告します。

基本戦略１　生物多様性を社会に浸透させる

基本戦略１　まとめと評価

「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や国連生物多様性の10年日本委員会を通じた各主体間の連携した取組を推進するとともに、生物多様性地域戦略の策定等の促進や生物多様性の経済的な価値の普及、教育・学習・体験の推進、消費行動の転換の提案等を通じて、「基本戦略１」の実現に向けた施策を講じてきました。

基本戦略１に位置づけられた７つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

生物多様性に関する広報の推進（1-1）については、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J）による広報活動やイベント開催等の取組を行った一方、目標値75%以上として設定していた「生物多様性」の言葉の認知度は、51.8%と目標値を下回る結果となっており、広報・普及啓発の取組が十分に指標に結びついていないことが示唆されます。

多様な主体の連携の促進（1-2）に関しては、関連指標の一つである「にじゅうまるプロジェクトへの登録数」の動向に関して、151事業（平成24年度）から1,054事業（令和元年度）へと、事業数の大幅な増加が認められているほか、地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体間の連携を促進するための取組等により、活動地域・団体間の様々なレベルでの重層的なネットワークづくりが着実に進捗していると考えられます。

生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進（1-3）については、数値目標である「生物多様性地域戦略策定済自治体数（都道府県)」は、目標値（47都道府県）に向けて18都道県（平成23年度）から44都道府県（令和元年度）へと、相当な進捗が認められましたが、一方で基礎自治体である市区町村の策定状況は、111団体にとどまっている状況です。

生物多様性に配慮した事業者の取組の推進（1-4）では、関連指標の一つである「生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数」の動向に関して、501団体（平成24年度）から526団体（令和元年度）へと、参加団体数の着実な増加が認められているほか、事業者の意識・取組の向上も確認されています。

生物多様性に関する教育・学習・体験の充実（1-5）について、目標値75%以上として設定していた「生物多様性」の認知度は、51.8%と目標値を下回る結果となっており、生物多様性に関する理解や知識が広く浸透しているとは言い難い状況です。

生物多様性が有する経済的価値の評価の推進（1-6）では、関連指標の一つである「環境省が実施した経済価値評価の事例数」の動向に関して、平成24年度（１例）から平成27年度（10例）まで増加していましたが、平成27年度以降、事例数に変化が見られず、生物多様性や生態系サービスが有する経済的価値の評価の取組が進捗していないことが示唆されます。

生物多様性に配慮した消費行動への転換（1-7）では、関連指標の一つである「MEL、MSCの認証取得数」の動向に関して、MELジャパン認証取得数（生産段階）が18認証（平成24年度）から69認証（令和元年度)、MSC認証取得数（生産段階）が1認証（平成24年度）から6認証（令和元年度）へと、認証取得数に着実な増加が認められますが、総数としては少ないのが現状であり、既存の認証制度の普及活動が十分に指標に

結びついていないことが示唆されます。

基本戦略１に対応する第２部の関連指標の動向については、「国内における森林認証面積」など関連指標群の多くに進捗が認められます（図１－１参照）。しかしながら、「基本戦略１に対応する第３部の関連数値目標」からは、一つの項目を除き目標値に達しておらず、生物多様性の主流化に向けた普及啓発の取組が十分に成果に結びついていないことが認められます（表１－１参照）。また、「基本戦略１に関連する第３部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数が６から98に増加し、203の施策のうち、およそ半数が達成している状況です（表１－２参照）。

以上から、基本戦略１については、「多様な主体の連携の促進」など、生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進捗が見られましたが、生物多様性を社会に浸透させたとまでは言えないと評価します。

関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況

図１－１　基本戦略1に対応する第2部の関連指標の動向

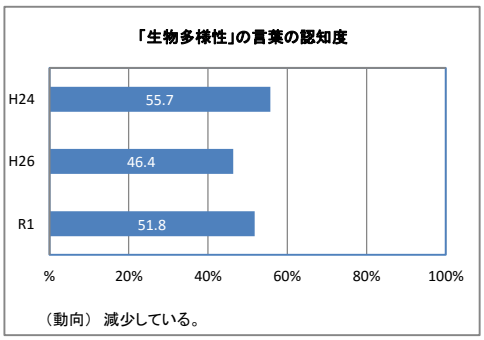

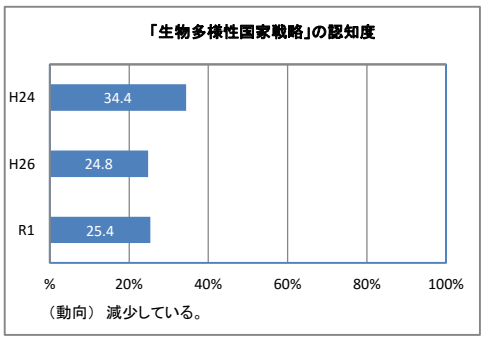

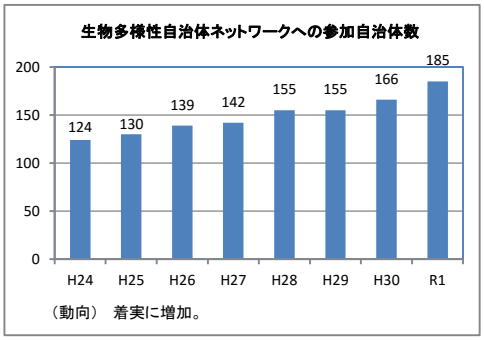

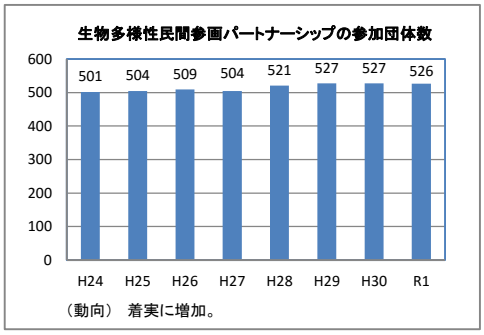

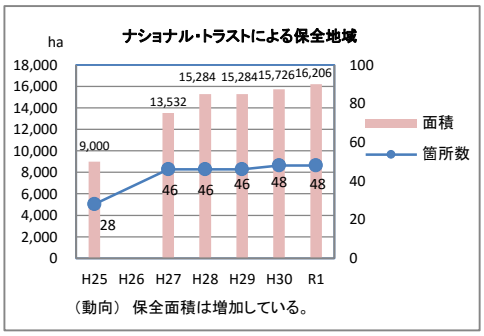

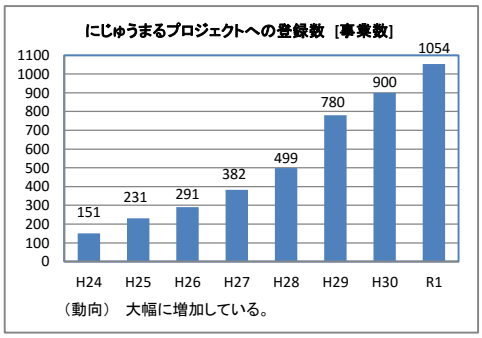

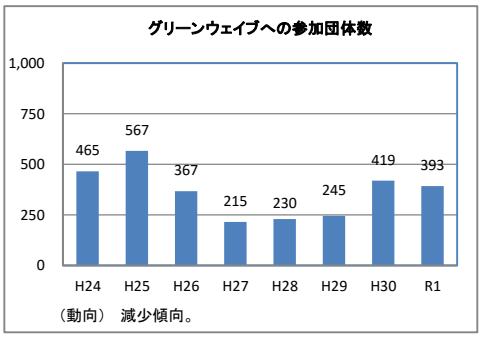
グリーンウェイブへの参加団体数
1,000
750
500
250
0
465
567
367
215
230
245
419
393
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 減少傾向。

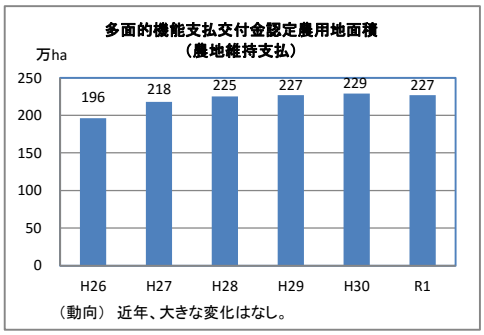
多面的機能支払交付金認定農用地面積
（農地維持支払）
万ha
250
200
150
100
50
0
196
218
225
227
229
227
H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 近年、大きな変化はなし。

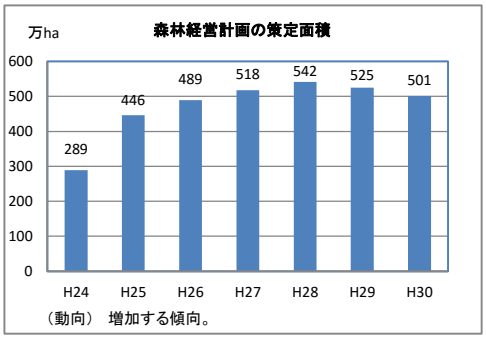
森林経営計画の策定面積
万ha
600
500
400
300
200
100
0
289
446
489
518
542
525
501
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30
（動向） 増加する傾向。

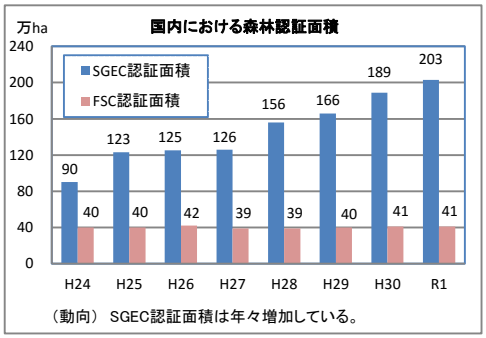
国内における森林認証面積
万ha
240
200
160
120
80
40
0
SGEC認証面積
FSC認証面積
90
40
123
40
125
42
126
39
156
39
166
40
189
41
203
41
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） SGEC認証面積は年々増加している。

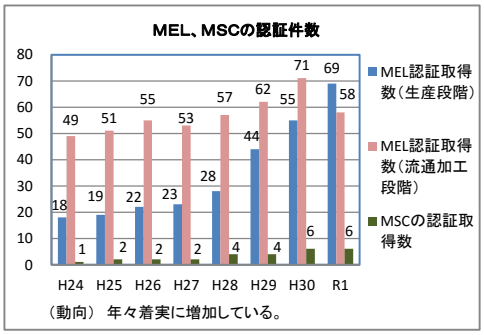
MEL、MSCの認証件数
80
70
60
50
40
30
20
10
0
18
49
1
19
51
2
22
55
2
23
53
2
28
57
2
44
62
4
55
71
4
69
6
58
6
MEL認証取得数（生産段階）
MEL認証取得数（流通加工段階）
MSCの認証取得数
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 年々着実に増加している。

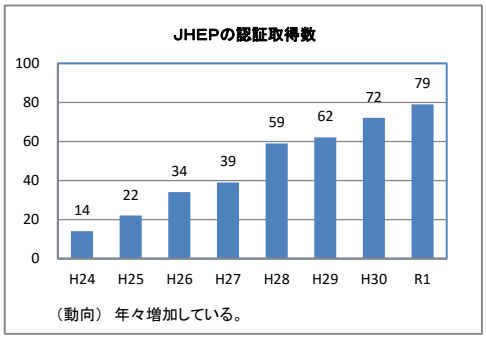
JHEPの認証取得数
100
80
60
40
20
0
14
22
34
39
59
62
72
79
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 年々増加している。

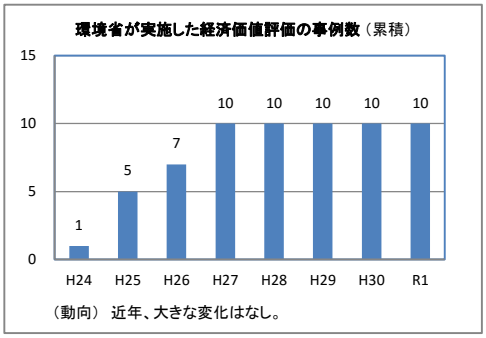
環境省が実施した経済価値評価の事例数（累積）
15
10
5
0
1
5
7
10
10
10
10
10
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 近年、大きな変化はなし。

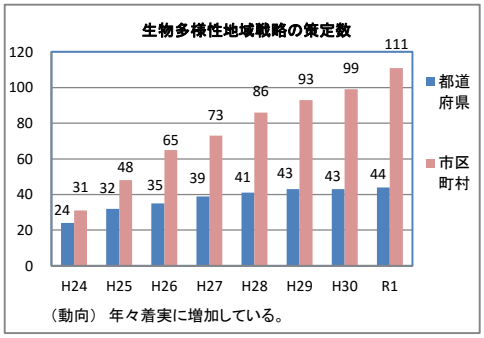
生物多様性地域戦略の策定数
120
100
80
60
40
20
0
24
31
32
48
35
65
39
73
41
86
43
93
43
99
44
111
都道府県
市区町村
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 年々着実に増加している。

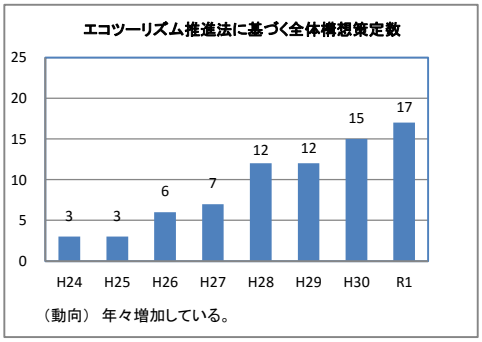
エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定数
25
20
15
10
5
0
3
3
6
7
12
12
15
17
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 年々増加している。

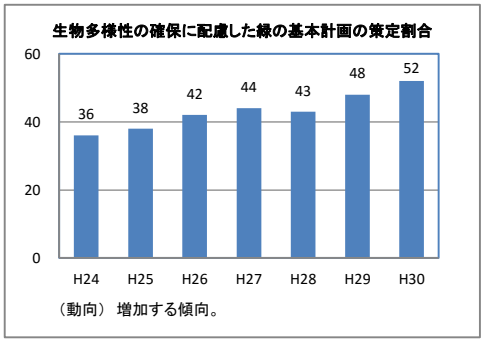
生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合
60
40
20
0
36
38
42
44
43
48
52
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30
（動向） 増加する傾向。

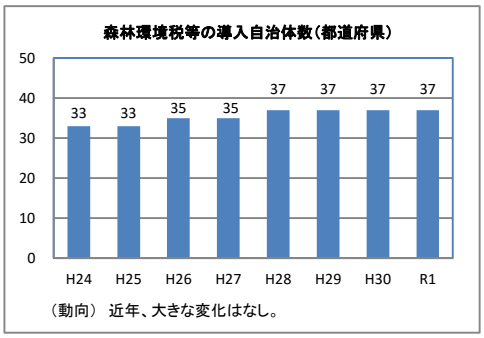

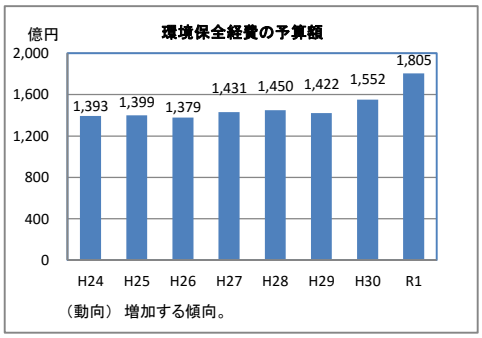

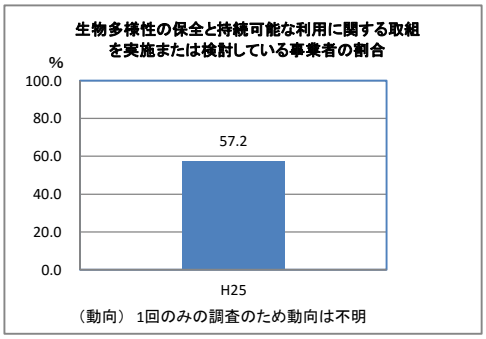

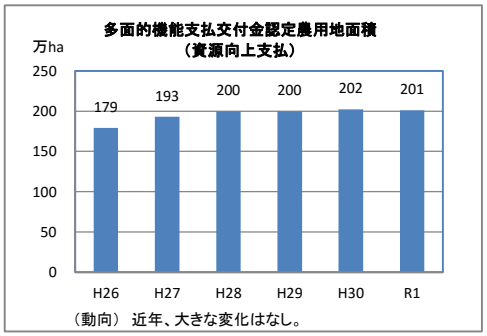

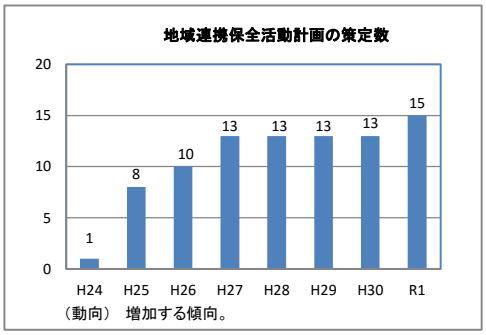

※図１－１は、第２部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13 目標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの

表1－1　基本戦略1に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
公共土木工事における木材利用量 【数値目標は達成】	1.5倍（程度） 140㎥/億円 ［H27年度］	約1.8倍（程度） 169㎥/億円 ［H22年度］	2.3倍（程度） 210㎥/億円 ［H27年度］	－	153.3%
「生物多様性」の認知度 【数値目標は未達成】	75%以上 ［R1年度末］	56% ［H24年］	51.8% ［R1年度］	−22.1%	69.1%
生物多様性国家戦略の認知度 【数値目標は未達成】	50%以上 ［R1年度末］	34% ［H24年度］	25.4% ［R1年度］	−53.8%	50.8%
生物多様性新聞掲載数 【数値目標は未達成】	1,500件 ［R1年度］	636件※3 ［H20年度］	262件 ［R1年度］	−43.3%	17.5%
生物多様性地域戦略策定済自治体数 【数値目標は未達成】	47都道府県 ［R2］	18都道県 ［H24.3］	44都道県 ［R2.3］	89.7%	93.6%
外来種の認知度 【数値目標は未達成】	75% ［H29］	64.7% ［H23年度］	62.5% ［H29］	−21.4%	83.3%
外来生物法の認知度 【数値目標は未達成】	25% ［H29］	11.8% ［H23］	23.8% ［H29］	90.9%	95.2%

※1　進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。
「進捗率」＝ {（点検値－当初値）/（目標値－当初値）}×100（%）

※2　到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」＝（点検値/目標値）×100（%）

※3　636 件：数値目標設定時の当初値は 736 件としていたが、改めて調べた結果、636 件と整理した。点検値は、同様の手法で調べた。

表１－２ 基本戦略1に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）i	最終評価施策数（割合）ii	割合の増減の差 ii－i
既に達成済み			6（3.3%）	98（48.3%）	45.0 ポイント
	a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	－	92（45.3%）	－
	a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	－	6（3.0%）	－
b 進捗中		一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	176（96.7%）	103（50.7%）	−46.0 ポイント
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0（0.0%）	0（0.0%）	0.0 ポイント
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0（0.0%）	2（1.0%）	1.0 ポイント
計			182（100%）	203（100%）	

※表１－２は、第３部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、５つの項目から評価した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないことに留意すること。

項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題

【１－１　生物多様性に関する広報の推進】

生物多様性の現状や重要性について国民の理解を深め、行動へとつなげていくため、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る普及啓発を目的として、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）による広報活動やイベント開催等の取組を行ったほか、白書やパンフレット等の作成・配布、インターネット上の情報サイト（http://www.biodic.go.jp/biodiversity/ ）の設置などを通じて、生物多様性に関する基礎情報、生物多様性と普段の生活との関わりや各主体の取組等について情報発信しました。

（１）国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）による取組

国連は、2011（平成23）年から2020（令和２）年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定めており、「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされています。これを受け我が国においては、あらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、平成23年９月に「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）を設立しました（図１－２）。

UNDB-Jにおいては、様々なセクターが連携し、（ⅰ）セミナー等による情報交換、（ⅱ）委員会が推奨する連携事業の認定、（ⅲ）推薦図書等の選定、（ⅳ）著名人やキャラクターによる広報、（ⅴ）普及啓発ツールの展開など、幅広い取組を行いました。

UNDB-Jのような多様なセクターが参画・連携した取組を行っている国はほかに例がなく、国際的にも先進的な取組として生物多様性条約事務局から高く評価されています。

図１－２　UNDB-J 組織図（左）、UNDB-J のロゴ（右）

UNDB-Jにおいては、生物多様性に関する理解や普及啓発に資する取組として、国民一人一人が自分の生活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる５つのアクション「MY行動宣言」の呼びかけ、全国各地で行われている５つのアクションに取り組む団体・個人を表彰する「生物多様性アクション大賞」、生物多様性マガジン「Iki・Tomo」の発行、UNDB-Jが選定した子供向け推薦図書（愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものとつながる100冊～）の全国の図書館での展示の呼びかけや読み聞かせ会の開催等の取組を行いました。

（２）普及啓発を目的としたイベント等の開催

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、国際生物多様性の日を記念するとともに、生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるため、国際生物多様性の日シンポジウムを開催しました。そのほか、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「みどりとふれあうフェスティバル」、「エコライフ・フェア」、「Ogawa Organic Fes」、「GFTグリーンチャレンジデー」、「東京湾大感謝祭」等、様々なイベントの開催・出展や様々な活動とのタイアップによる広報活動等を通じ、普及啓発に努めました。

（次期国家戦略に向けた課題）
新たな世界目標の設定を機に更に生物多様性への関心を高めるため、UNDB-Jの活動やMY行動宣言を更に発展させ、各ターゲットに応じた広報・普及啓発が必要です。
より多くの国民が生物多様性の損失は身近な課題かつ次世代の存続にとって解決すべき課題と理解するとともに、その保全や持続可能な利用に向けた主体的な行動を促すための普及・啓発・教育の充実を図ることが必要です。

【１－２　多様な主体の連携の促進】

持続可能な自然共生社会の実現に向けて、地域ごとの生物多様性に関する課題に対してその地域における各主体が連携し地域ぐるみの活動を行うことが重要です。

これまで、愛知目標の達成に向け、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するために設立された「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）による取組や、各種法令により地域が主体となって行う計画づくりや地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体間の連携を促進するための取組が行われています。また、全国各地の活動地域・団体の交流の場の設置、優良事例の紹介やニーズのマッチング等の取組により、活動地域・団体間の様々なレベルでの重層的なネットワークづくりが着実に進んでいると考えられます。

（１）国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）による取組

UNDB-Jにおいては、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）が実施する「にじゅうまるプロジェクト」への登録を呼びかけるとともに、登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」等の観点から推奨する連携事業を認定し（令和２年３月時点で累計173件）、広く紹介した（表１－３）。さらに、全国の多様なセクターが一堂に会して取組の発表や意見交換を行う「生物多様性全国ミーティング」や、各地での「生物多様性地域セミナー」、「生物多様性出前講座」を開催し、委員会が認定した連携事業の紹介や、参加者によるワークショップ等を通じて、生物多様性保全活動を行っている地域・団体間の情報交換や、様々なレベルでのネットワークづくりを促進するなど、多様な取組を行いました。

また、「国連生物多様性の10年」の最終年となる2020年（令和２年）は、国内の生物多様性に関する10年間の取組成果を広く共有・発信していく「未来へつなぐ『国連生物多様性の10年』せいかリレー」というキャンペーンを実施し、令和３年以降の取組へつなげていくこととしており、愛知県名古屋市においてキックオフイベントとして令和２年１月に「あいち・なごや生物多様性EXPO」を開催しました。

（２）地域主体の取組の支援

地域生物多様性保全活動支援事業により、生物多様性基本法や生物多様性地域連携促進法に基づく、地域が主体となった法定計画（生物多様性地域戦略等）の策定及び当該計画等に沿った生物多様性保全に係る事業の実施を国の委託事業として支援しました。この事業を活用し、平成24年度から平成26年度末までに39の法定計画が策定されました（地域生物多様性保全活動支援事業は平成26年度で終了）。また、生物

多様性保全推進支援事業により地域の多様な主体が連携した生物多様性の保全活動に対して財政的な支援を行っており、平成24年度から令和元年度までに119事業の活動を支援しました。

令和２年３月末時点で15自治体が生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターを設置していますが、同法の更なる活用を図るため、地域連携保全活動支援センターへの各種情報提供、同センターの設置促進等を行いました。

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、継続して税制支援措置等を実施し、平成29年度に非課税措置に係る申請時の留意事項や税制面に関する情報の拡充等を追記した改訂版の「ナショナル・トラストの手引き」の配布等、普及啓発を行いました。

国有林野においては、令和元年度末時点で「法人の森林」472箇所、「ふれあいの森」131箇所、「木の文化を支える森」24箇所の設定を行い、企業や地域住民、民間団体等の森林づくりの参加を促進しました。

そのほか、自然再生、鳥獣被害防止、外来種対策、希少種保全、エコツーリズムの推進に関し、地域主体の取組やさまざまな主体が連携・協力して進めている取組に対するアドバイザー派遣や地域協議会等の行うエコツーリズムに関する活動に対する財政的支援等を行いました。

表１－３ 国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業一覧

	No	事業名	団体名
第１弾 (H24.9)	1	田んぼの生物多様性向上１０年プロジェクト	NPO法人ラムサール・ネットワーク日本
	2	生物多様性の道プロジェクト	公益財団法人日本自然保護協会
	3	Earthwatchにじゅうまるプロジェクト 市民参加型生物多様性調査による環境リテラシーの普及	認定NPO法人アースウォッチ・ジャパン
	4	みんなで守ろう！日本の希少生物種と豊かな自然！ SAVE JAPANプロジェクト	株式会社損害保険ジャパン 日本興亜損害保険株式会社
	5	ウミガメ類の生態調査・生息環境保全プロジェクト	NPO法人日本ウミガメ協議会
	6	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト
	7	味わって知る　私たちの海	伊勢・三河湾流域ネットワーク
	8	生物多様性ならプロジェクト	奈良県立御所実業高等学校 環境緑地科
	9	トンボの里プロジェクト	真庭・トンボの森づくり推進協議会
	10	徳島での生物多様性地域戦略の策定に関するプロジェクト	生物多様性とくしま会議
第２弾 (H25.3)	11	ICTと映像教材の活用による子ども向け次世代環境教育の推進	株式会社TREE
	12	動物園・水族館種保存事業	公益財団法人日本動物園水族館協会
	13	いのちの博物館実現プロジェクト	公益財団法人日本動物園水族館協会
	14	Come Back Goose-甦れシジュウカラガン！ 日本の空に-	日本雁を保護する会
	15	生命のにぎわい調査団等の普及啓発活動	千葉県生物多様性センター
	16	副業型林業による「さんむ木の駅プロジェクト」	NPO法人元気森守隊
	17	トキと暮らす島　生物多様性佐渡戦略	佐渡市
	18	伊予農希少植物保全プロジェクト	愛知県立伊予農業高等学校 伊予農希少植物群保全プロジェクトチーム
	19	綾の照葉樹林プロジェクト	てるはの森の会
第3弾 (H25.9)	20	海外希少野生動物保全支援活動	認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金
	21	湿地のグリーンウェーブ	NPO法人ラムサール・ネットワーク日本
	22	公益信託経団連自然保護基金を通じた自然保護活動支援	経団連自然保護協議会
	23	食農環境プログラム	伊豆沼から全国へ超元気を発信する協議会 有限会社伊豆沼農産
	24	グリーンオイルプロジェクト	一般社団法人グリーンオイルプロジェクト
	25	宍塚の里山における自然と人の関わりにまつわる聞き書きと多様な調査にもとづいた保全活動	認定NPO法人宍塚の自然と歴史の会
	26	コウノトリも住める自然と共生する地域づくり	株式会社野田自然共生ファーム
	27	くれは悠久の森事業	悠久の森実行委委員会
	28	コウノトリと生きるまちづくり事業	豊岡市
	29	中海自然再生事業	中海自然再生協議会
	30	第十堰水辺の教室	川塾
	31	REDD+推進事業	一般社団法人コンサベーションインターナショナル・ジャパン

	No	事業名	団体名
第４弾 (H26.3)	32	生物と森を育む紙「里山物語」	中越パルプ工業株式会社
	33	ホタルの棲める環境づくり	株式会社熊谷組
	34	JTB地球いきいきプロジェクト	株式会社ジェイティービー
	35	「生きもの豊かな田んぼ」の取り組み	株式会社アレフ
	36	環境保全型農業の推進と生物多様性登米戦略	登米市
	37	ラムサール条約湿地登録渡良瀬遊水地の賢明な活用推進事業	小山市
	38	流域コモンズによってよみがえる"さとのくらし"	森林塾青水
	39	多様な主体の連携・協働による東京湾再生の推進	東京湾再生官民連携フォーラム
	40	無印良品キャンプ場 『過剰なサービスは省きましたが、自然は豊かです』	株式会社良品計画
	41	生きものも育む自然共生型田んぼづくり	九重ふるさと自然学校 （一般財団法人セブン・イレブン記念財団）
	42	フォレスト・オブ・ホープ	一般財団法人バードライフ・インターナショナル・アジアディビジョン
	43	黄海エコリージョン支援プロジェクト	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)
第5弾 (H26.9)	44	ラムサールサポーターズ	MS&ADインシュアランスグループ
	45	森と命を繋ぐアニマルパスウェイの開発と普及（樹上性野生生物の保全）	アニマルパスウェイと野生生物の会
	46	環境出前授業「地球１個分で暮らすために」プロジェクト	富士通株式会社
	47	自然観察指導員の養成	公益財団法人日本自然保護協会
	48	外来種駆除等環境保全活動	一般社団法人日本旅行業協会
	49	電機・電子LSBプロジェクト	電機・電子４団体環境戦略協会生物多様性ワーキンググループ
	50	丸の内地区における生物モニタリング調査と「丸の内生き物ハンドブック」の発刊	三菱地所株式会社
	51	生きもの賑やか河北潟プロジェクト （田んぼ１０年プロジェクト）	特定非営利活動法人河北潟湖沼研究所
	52	穂の国森の出前授業＆野外授業	特定非営利活動法人穂の国森づくりの会
	53	にじゅうまるプロジェクト四国	四国生物多様性ネットワーク
第6弾 (H27.3)	54	サンゴ礁保全プロジェクト	三菱商事株式会社
	55	「イオン生物多様性方針」と「イオン持続可能な調達原則」に基づく取り組み	イオン株式会社
	56	札幌ドームECO MOTIONと大勢エコロジカルプランニング	株式会社札幌ドーム 大成建設株式会社
	57	西三河地区の樹木（在来種）による苗木づくりと、フクロウの棲む森づくり	ソニーグローバルマニュファクチャリング＆オペレーションズ株式会社　幸田サイト・生活協同組合コープあいち
	58	いきものたんぼプロジェクト	いきものたんぼプロジェクト
	59	植物多様性保全拠点園ネットワーク	公益社団法人日本植物園協会
	60	知ろう！伝えよう！生きものつながりキャンペーン	横浜市環境創造局
	61	森林保全活動	学生団体ForestNova☆
	62	カシニワ・フェスタ	カシニワ・フェスタ実行委員会
	63	「あいち生物多様性戦略2020」に基づく生態系ネットワークの形成	愛知県

	No	事業名	団体名
第7弾 (H27.10)	64	自然と農業と人が共生する村づくり"環境創造型農業の恵み"	大潟村役場
	65	緑の回廊プロジェクト	NPO法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン
	66	野鳥保護区の設置	公益財団法人日本野鳥の会
	67	ろうきん森の学校	労働金庫連合会
	68	電機・電子業界における生物多様性保全行動指針	電機・電子４団体環境戦略協会生物多様性ワーキンググループ
	69	生物多様性ながれやま戦略及び関連事業	流山市
	70	松山市北条地域の生物多様性を支える～トコロジスト育成と農地保全・交流人口拡大プロジェクト	森から続く道
	71	いきもの学びねっと	公益社団法人日本動物園水族館協会
	72	「えのすい eco」エコ アクション	新江ノ島水族館
	73	佐渡旅	早稲田大学 学生環境NPO 環境ロドリゲス REC
第8弾 (H28.3)	74	NEC田んぼ作りプロジェクト	日本電気株式会社(NEC)
	75	AKAYAプロジェクト	公益社団法人日本自然保護協会
	76	三浦半島生物多様性保全事業	NPO法人三浦半島生物多様性保全
	77	「ホタルも棲める良い自然」づくり	松本ホタル学会（まなぶかい）
	78	ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進	兵庫県
	79	舟志の森づくり	舟志の森づくり推進委員会
第9弾 (H28.10)	80	秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科生産環境プロジェクト	公立大学法人秋田県立大学
	81	淀川・ワンド保全活動	淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク
	82	生きものを育む田んぼプロジェクト	かわごえ里山イニシアチブ
	83	日建連による生物多様性活動の推進および普及啓発	一般社団法人日本建設業連合会
	84	自然科学系博物館・図書館の連携による実物科学教育の推進	CISEネットワーク運営委員会
	85	千年の森づくりをつうじた生態系の保全プロジェクト	一般社団法人かみかつ里山倶楽部
	86	未来につなぐふるさとプロジェクト	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
	87	低炭素・循環型社会の形成促進に向けたカーボンブールマイスターの育成事業	特定非営利活動法人環境修復保全機構
	88	水源地の里山を未来遺産にする活動	あざおね社中
	89	なごや環境大学	「なごや環境大学」実行委委員会

	No	事業名	団体名
第10弾 (H29.3)	90	里地里山保全及び鳥獣害対策、林業の復興活動	早稲田大学学生環境NPO 環境ロドリゲス やまなび
	91	コウノトリが舞う里づくり戦略	越前市
	92	藤前干潟を守る「庄内川ペーパー」	大日本印刷株式会社
	93	福田川再生活動における多自然川づくりに向けた活動	福田川クリーンクラブ
	94	里地・里山における生物多様性保全活動	里地・里山の保全推進協議会
	95	田んぼの生き物調査	生活協同組合コープ自然派兵庫
	96	とよおか自然再生アクションプラン	豊岡市
	97	森林環境学習「やまのこ」事業	滋賀県、各市町教育委員会（滋賀県内）、滋賀県教育委員会
	98	高知県における「暮らしの中の自然モノサシ市民調査」	特定非営利活動法人環境の杜ごうち
	99	福岡市・博多湾の和白干潟をフィールドに、子どもたちの調査チームをつくり、干潟の生きものの紹介や魅力を発信する。和白干潟を啓発できる子どもレンジャーの育成。	ウェットランドフォーラム
	100	コウノトリの未来をデザインする～全国へそして世界へ～	コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル（略称：IPPM-OWS)
	101	JP子どもの森づくり運動「東北復興グリーンウェイブ」	NPO法人子どもの森づくり推進ネットワーク
	102	住友林業グループ生物多様性長期目標と社有林や自然林復元活動における取り組み	住友林業株式会社
第11弾 (H29.9)	103	野の鳥は野に	全国野鳥密猟対策連絡会
	104	次世代につなごう！！「千年サンゴ」保全プロジェクト	千年サンゴと活きるまちづくり協議会
	105	ユニトピアささやま里山再生活動	パナソニック エコリレー ジャパン
	106	身近な自然に親しみ、環境保全の喜びを！幅広い世代との交流を！	藤沢 自然と親しむ会
	107	従業員ボランティアによる生物多様性保全への継続支援	富士ゼロックス株式会社 端数倶楽部
	108	生物多様性に配慮した持続可能な森づくり （森林ESDの推進）	公益財団法人Save Earth Foundation
	109	耕作放棄地活用／食農環境教育プログラム「小田原農の学校」	NPO法人小田原食とみどり
	110	湘南タゲリ米プロジェクト	三翠会
	111	Blue Earth Project	Blue Earth Project
第12弾 (H30.3)	112	ITを活用した生態系保全活動 日立ITエコ実験村	株式会社日立製作所
	113	おかやま大野ダルマガエル保全プロジェクト	おかやま大野ダルマガエル保全プロジェクト
	114	貝殻を活用した里海保全活動～貝殻が海を救う！～	貝殻利用研究会
	115	サントリーの愛鳥活動	サントリーホールディングス株式会社
	116	植樹活動やブラザーエコポイント、クリック募金による森林の復元と保全への貢献	ブラザー工業株式会社
	117	生物多様性（いのちのつながり）を守るために、てんのうじどうぶつえんができること、個人ができること	大阪市建設局天王寺動物公園事務所
	118	生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	日本製紙連合会
	119	地下水涵養事業・地下水保全	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
	120	トンボ１００大作戦～滋賀のトンボを救え！～	生物多様性びわ湖ネットワーク

	No	事業名	団体名
第12弾 (H30.3)	121	ならやまプロジェクト・歴史的風土特別保存地区における里地、里山の再生と活用による景観形成と環境整備事業	奈良・人と自然の会
	122	ラムサール条約湿地中池見湿地における「ミニ田んぼサポーター事業	NPO法人中池見ねっと
	123	六甲山のキノコの多様性を地域に発信	兵庫県立御影高校 環境科学部生物班
	124	わぉ！わぉ！生物多様性プロジェクト	ソニー株式会社
	125	工場の端材を有効活用した琵琶湖の生物多様性保全活動	積水化学工業株式会社 滋賀栗東工場
	126	毛原の森づくり活動「宝の山づくり」－京都モデルフォレスト活動	エスペック株式会社 エスペックミック株式会社
	127	地域との協働ですすめるリコーえなの森里山保全活動	リコーエレメックス株式会社 恵那事業所
	128	「くじゅう坊ガツル湿原」一帯における「野焼き」等の環境保全活動	一般財団法人九電みらい財団
	129	マルイファミリー溝口とノクティプラザの共創「屋上緑化で地域と絆づくり」	株式会社丸井グループ マルイファミリー溝口、みぞのくち新都市株式会社 ノクティプラザ
	130	椀子（マリコ）ヴィンヤード生態系調査・植生再生活動	キリン株式会社
	131	森林復元と地域活性の両立をめざした砂漠緑化活動～バケツリレーで未来へつなげる～	日立建機株式会社
	132	和歌山県みなべ町におけるアカウミガメの卵と子ガメを守る活動	ライオン株式会社 大阪工場
	133	東京湾umiプロジェクト・アマモ場再生	株式会社高千穂
第13弾 (H30.9)	134	伊島のササユリ保全・活用事業	伊島ささゆり保全の会
	135	岡山市生物多様性地域戦略	岡山市
	136	黒沢湿原保全	黒沢湿原を守ろう会
	137	桜島どんぐりころころ植樹祭	桜島どんぐりころころ植樹祭実行委委員会
	138	自然大好き・生き物大好き・地球大好きな西伊敷っ子を目指して	鹿児島市立西伊敷小学校
	139	自然と共生する里づくり	自然と共生する里づくり連絡協議会
	140	生物多様性CSR活動（希少動植物の保護）	東芝ライテック株式会社 今治事業所
	141	人と生きものパートナーシップ推進事業	長野県環境部自然保護課
	142	三方五湖自然再生事業	三方五湖自然再生協議会
	143	森づくり県民大作戦	静岡県、公益財団法人静岡県グリーンバンク
	144	Let's Try Biodiversity	電機・電子４団体環境戦略協会生物多様性ワーキンググループ
第14弾 (R1.3)	145	命をつなぐPROJECT	特定非営利活動法人日本エコロジスト支援協会
	146	ぐんまの自然の「いま」を伝える報告会	群馬県（自然環境課、県立自然史博物館、県立ぐんま昆虫の森）
	147	鈴鹿山麓フクロウ保護プロジェクト	三重県立四日市西高等学校 自然研究会
	148	田んぼ生きもの賑わいプロジェクト	鴻巣こうのとりを育む会
	149	『つなげよう いのちとりどり 誇りの暮らし』	九重町役場
	150	特定外来生物 スパルティナ属の国内根絶を目指す活動	日本スパルティナ防除ネットワーク
	151	「弘前だんぶり池」づくり	ひろさき環境パートナーシップ21
	152	椹野川河口干潟等における里海再生活動	椹野川河口域・干潟自然再生協議会
	153	孟子不動谷生物多様性活性化プロジェクト	自然回復を試みる会・ビオトープ孟子
	154	わたらせ未来プロジェクト	わたらせ未来基金

	No	事業名	団体名
第15弾 (R1.11)	155	生態系に配慮した緑化の推進	東京都環境局自然環境部
	156	サステナブル・シーフードの社員食堂への導入	パナソニック株式会社
	157	愛知目標達成のための業種・業態の枠を超えた企業団体による生物多様性保全活動の推進・展開	環境パートナーシップ・CLUB(EPOC)
	158	バードフレンドリー®認証コーヒープロジェクト	住商フーズ株式会社
	159	吉野川ひがたファンクラブ	とくしま自然観察の会
	160	地元の海を広い視点で知り・知ってもらう	三重中学校・三重高等学校
	161	なごや生物多様性保全活動協議会	なごや生物多様性保全活動協議会
	162	生物多様性の保存及び地域連携の促進	NPO法人祖父江のホタルを守る会
	163	高校でのネコギギ保全	学校法人鈴鹿享栄学園 鈴鹿高等学校 自然科学部
第16弾 (R2.3)	164	BIO NET INITIATIVE(ビオネットイニシアチブ)	三菱地所レジデンス株式会社
	165	日韓NGO湿地フォーラム	ラムサール・ネットワーク日本
	166	自然資本プログラム	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
	167	事業所の生物多様性保全活動	三菱電機株式会社
	168	音声認識技術によるシマフクロウ生息調査の支援	富士通株式会社、富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社
	169	東部丘陵生態系ネットワーク形成プロジェクト	東部丘陵生態系ネットワーク協議会
	170	「おさかなをはぐくむ湧水と海を守る森」保全活動	日本水産（株）、弓ヶ浜水産（株）、共和水産（株）
	171	各主体連携による芦田川水系の希少種スイゲンゼニタナゴの保全	芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会
	172	絶滅危惧植物アゼオトギリ保全活動	アゼオトギリ保全勉強会
	173	外来生物駆除活動	駒沢女子大学アクティ部

（３）市民参加型調査の推進と得られた情報の公表による普及啓発の取組

日本を代表する生態系について基礎的な調査を長期にわたって継続して行い、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握するため、民間団体等と連携した全国的なモニタリング調査「モニタリングサイト1000」を実施しており、その結果をウェブサイト等で公表しています。また、得られたデータは５年ごとに分析等を加え取りまとめており、令和元年度に３回目の取りまとめ報告書を公表しました。

自然環境保全基礎調査の一環として実施している植生調査については、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した1/25,000縮尺の現存植生図を作成しており、令和元年度までに全国の植生図の作成を概ね完了しました。

また、生物多様性に関する市民の関心と認識を深めるため、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査として、「いきものみっけ」を平成20年度から平成25年度にかけて実施し、全国から約27万件のデータを集めました。また、平成25年度からは、このような市民参加型調査のコンセプトも継承しつつ、環境省が実施した生物調査データのほか、専門家や地方公共団体、全国各地の市民、多くの主体から集めた生物の情報を集約し、情報発信・共有を可能とするデータベース「いきものログ」を構築・供用開始しています。「いきものログ」により、令和２年１月時点で約480万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体をはじめとする様々な主体で活用されています。

（次期国家戦略に向けた課題）

生物多様性の課題は、これまでの自然環境の保全を中心とした活動に加えて、社会経済活動の中での生物多様性への配慮が進まなければ解決できないとされています。人口減少が進み、地域の活力がますます必要とされる将来を見据えて、各地域で連携した保全活動を促す財政支援に加えて、地域の核となる人材を育成・派遣すること等により、生物多様性に止まらず幅広い社会経済活動の中で、地域・人・活動のつながりを強化していくことが求められます。加えて、地方公共団体、市民団体など、多様な主体との一層の連携強化を図ることも重要です。また、調査員の高齢化等が進んでいることも踏まえ、市民と協力・連携した調査体制の維持に向けて新たな調査員の発掘・育成を進めることも必要です。

【１－３　生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進】

様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた地域ごとの活動を促進していくためには、地域ごとに異なる生物多様性の特徴や社会的条件等を踏まえた地域独自の戦略の策定が重要です。生物多様性基本法第 13 条で地方公共団体に策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の策定について、国は地域生物多様性保全活動支援事業を通じた財政的な支援、地域戦略策定による効果や優良事例を取りまとめた「生物多様性地域戦略のレビュー」や「生物多様性地域戦略策定の手引き」の作成・公表等による技術的支援や地域戦略の策定を促進するために専門家を派遣するなどの支援を行いました（参考：地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成 26 年度で終了）。これらの取組の成果として、令和２年３月末時点で 44 都道府県、111 市区町村で策定済みとなっており、平成 23 年度末時点から 26 府県、90 市区町村増加しました（図１－３）。このうち、鹿児島県の奄美大島の奄美市他４町村においては平成 27 年３月に、岐阜県の美濃加茂市及び加茂郡 7 町村においては令和２年３月に、それぞれ複数の地方公共団体が共同で地域戦略を策定しました。現在策定を進めている地方公共団体もあり、策定数は今後も着実に増加する見込みです。

都市における生物多様性の確保を図るためには、緑に関する総合的なマスタープランである「緑の基本計画」を地方公共団体が策定又は改定する際に、地域戦略に留意し生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが望まれます。都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」の策定支援の観点から、これまで都市の生物多様性の取組状況を簡便に把握・評価するために活用できるよう、平成 25 年５月に「都市の生物多様性指標（素案）」、平成 28 年 11 月に「都市の生物多様性指標（簡易版）」、さらに都市の生物多様性の確保を推進するため、平成 30 年５月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定するなどの取組を行っており、地方公共団体に対する技術的支援や指標の普及を通じて、都市における生物多様性保全の取組を一層推進しました。これらの取組の成果として、緑の基本計画については、平成 31 年３月時点で 686 市町村が策定済みとなっており、平成 23 年３月時点から 24 市町村増加しました。

このほかにも、鳥獣被害防止計画や漁場改善計画等、生物多様性保全に関連する計画の地域主体の策定やその計画に沿った取組を総合的に支援しました。

図１－３　生物多様性地域戦略の策定状況（令和2年3月末時点）

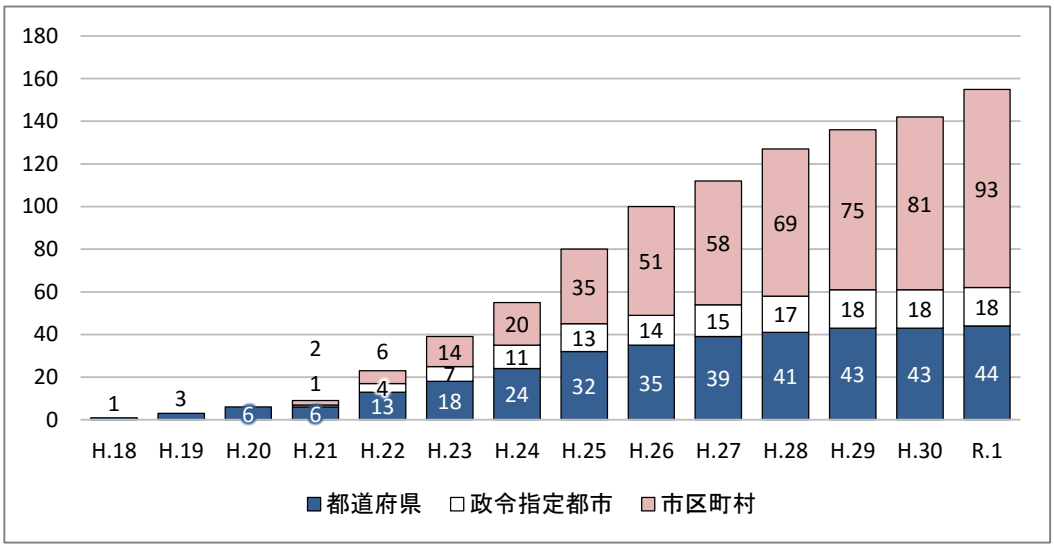

（次期国家戦略に向けた課題）

令和２年３月末時点での生物多様性地域戦略の策定状況は、44 都道府県、18 政令市、93 市区町村となっており、国家戦略策定前の平成 24 年３月時点（18 都道県、７政令市、14 市区町村）と比べると、着実に進捗しているものの、市区町村の策定率は約５％にとどまっています。地域の特性に応じた取組の促進を図る上で市区町村の役割は重要であることから、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の一層の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施など、引き続き地方公共団体に対する支援を行っていく必要があります。

地域における生物多様性に関わる連携を図るためにも、生物多様性の保全に関連する他の行政計画との連携が重要です。

このほか、地域戦略は地域における生物多様性に関わる組織間相互の連携を図るために有効であるとともに、その地域の自立的発展に向けた取組を進めていく上でも役に立ちます。さらに、流域単位など自然環境を共有する複数の地方公共団体により、共同で生物多様性地域戦略を策定することは、効果的かつ効率的に進めていく上で望ましいと考えられます。

【１－４　生物多様性に配慮した事業者の取組の推進】

事業者の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用等、様々な場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしており、生物多様性と密接に関連しています。COP10で採択された愛知目標４においても、「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」ことが個別目標として掲げられています。事業者が、本業や社会貢献活動（CSR）において、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことにより、生物多様性への配慮を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが一層求められているといえます。

このため、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を平成29年12月に改訂し事業者に対する活動促進を働きかけたほか、日本企業の優良な取組を海外に発信するために、本ガイドラインの英語版を作製し、生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）やG20関連会議等で紹介しました。令和元年度には、本ガイドラインの枠組みを基に、この10年間の事業者の優良活動事例を民間参画事例集として取りまとめました。また、業種単位で事業者をまとめる立場にある事業者団体向けに「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（案）」を平成28年３月に作成し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する事業者の取組が一層促進されるよう支援しました。さらに、事業者による取組状況の調査や先進的な取組事例の収集、国際的な動向の情報収集を行い、それらの結果を民間参画関連情報としてウェブサイト上で公開しています。

経済界においては自主的な取組が進められており、一例として、自発的なプログラムとして平成22年に日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会等、経済界が中心となって、「生物多様性民間参画パートナーシップ」を設立し、ウェブを通じた情報共有、ニュースレターの発信、事業者会員の取組状況及び取組内容の把握が行われています。その結果、生物多様性民間参画パートナーシップ等が企業向けに行ったアンケートによると、約８割の企業が経営理念・方針や環境方針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでおり、約７割の企業が環境報告書やホームページ等を通じて生物多様性に関する情報公開を行うなど、愛知目標採択以前の平成21年度と比べて、事業者の意識・取組の向上が確認されています（生物多様性に関するアンケート（令和２年２月））。同パートナーシップの会員数は、発足時の424企業・団体から令和２年３月には526企業・団体と、着実に増加しています。環境省と生物多様性民間参画パートナーシップとは、平成22年の設立以来、会議開催やパンフレット作成、事業者による取組事例の収集等における連携・協力を継続的に実施しており、同様に事業者間の枠組みである「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」とは平成26年から平成30年にかけて、継続的に会員企業との情報交換会を開催する等、連携の強化を図りました。

これに加え、市場経済の中で投資家に対するアプローチの一つとして、持続的な投資が期待される不動産分野の役割に鑑み、省エネルギー、低炭素化、生物多様性等、環境価値を重視した優良な不動産（環境不動産）ストックの形成が図られ、市場において持続可能な投資が促されるよう、グリーンリースの普及に向けた取組等について環境不動産ポータルサイト（環境不動産の概要や優良事例、CASBEEなどの環境性能評価指標、環境規制・補助等の制度、関連情報・資料等、海外の環境不動産情報、海外専門家へのインタビューなど）等を通じ広く公開したほか、環境不動産普及促進委員会（平成25年9月に第１回開催、平成27年度第2回開催）における検討結果を踏まえ、平成28年２月にグリーンリースの普及に向けた実務的な手引き書として「グリーンリース・ガイド」を作成しウェブサイト上で公開しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

日本国内では、経団連自然保護協議会、生物多様性民間参画パートナーシップ、企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）等、生物多様性に配慮した事業活動を進める団体が継続して活動しており、また、海外でもこうした活動が活発化しています。科学的な背景とともに世界的な動向も見据えた国内活動の発展を進めていく必要があります。このため、生物多様性民間参画ガイドラインや事例集等を、国内外のこれからの10年に向けた動向に対応させていくことが必要です。特に本業やバリューチェンを通じた生物多様性の保全に資する事業活動（技術開発、製品・サービスの提供等）の促進や効果の定量評価が重要になります。

また、ガイドライン等を踏まえて、認証を含む幅広い生物多様性に配慮した商品の普及、調達・生産・商品提供などの事業活動において生物多様性に関する取組を継続して進めていくとともに、調達方針や環境方針、環境報告書、統合報告書等における情報開示を進めていくことも重要です。

【１－５　生物多様性に関する教育・学習・体験の充実】

生物多様性の重要性を認識し行動へと結びつけていくためには、家庭や学校、職場、地域において、自然とのふれあいを通して、生物多様性や生物、地形・地質などについての教育・学習を進めることが重要です。

このため、学校教育においては、小学校・中学校・高等学校等を対象に自然の中での宿泊体験活動の取組を支援したほか、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換を行う場として環境学習フェアの開催（参考：平成24年度から令和元年度までに延べ120名が参加）や、米国の提唱するGLOBE計画に参加しGLOBE協力校の指定（参考：平成24年度から令和元年度までに73校を指定）など、環境教育に関する内容の充実を図りました。学校施設においても，地域の環境教育の発信拠点として太陽光パネルの設置や学校ビオトープ、校庭の芝生化等、環境を考慮した学校施設（エコスクール等）の整備（参考：1,861校認定（令和２年３月時点））を進めました。

また、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度（令和元年度末時点で49事業を登録）、環境教育等支援団体の指定制度（令和元年度末時点で５団体を指定）、体験の機会の場の認定制度（令和元年度末時点で18箇所を認定）の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めました。学校外で自然とふれあい学ぶ機会については、さまざまな主体が、それぞれ多様なプログラムを提供しました。例えば、子供の豊かな心を育み、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、小学生の子供たちを対象とした農山漁村での１週間程度の宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、平成24年度から平成30年度までに、小学生を含む子供の受入体制の整備を行った228地域において、583の小学校（平成30年度実績）が活動を実施しました。また、「森の子くらぶ活動」をはじめとした子供たちに入門的な森林体験活動の機会を提供する施設等に係る情報の収集・提供を実施（平成29年度末446施設）するとともに、高校生が森・川・海の名人から自然と共存する知恵、技術等を学ぶ「聞き書き甲子園」等により人材の育成を推進しました（令和元年度までに17回開催）。国有林野においては、森林環境教育の場としての利用を進めるため、これまで全国30地域でフィールドの整備及び学習・体験プログ

ラムの作成等を実施するとともに、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定しており、令和元年度末時点で、154箇所が設定されています。

また、川を活用した子供たちの体験活動の充実を図るため、関係主体が連携し、「子どもの水辺」再発見プロジェクトとして、子供の遊びやすい水辺の登録（参考：305箇所（令和元年度末時点））、利用促進などを図りました。

このほか、児童や親子を対象とした自然体験プログラムである「海辺の自然学校」、国立公園内における子どもパークレンジャー、農山漁村への長期宿泊、身近な都市公園等での環境教育プログラムなど多岐にわたるメニューを提供するとともに、このような事業を行う地方公共団体や民間団体と連携・協力を図りながら取り組みました。

自然とふれあう機会の創出については、子供向けのものだけでなく大人向けの自然観察会やエコツーリズム等のプログラムも提供しました。国立公園においては、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等が、平成24年度から令和元年度までに累計245の事業において34すべての国立公園で実施されました。これらの整備は、年齢や障害の有無に関わらずあらゆる人に多様な利用方法で自然を身近に感じ理解を深めてもらうための環境整備も含めて進められています。また、長距離自然歩道については、自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は27,795km（令和２年３月末時点）に及んでおり、令和元年には約7,824万人が長距離自然歩道を利用しました。国営公園においては、都市近郊の里地里山の保全・管理や地域における生物多様性について認識を深めるため、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、貴重な自然環境や地域の歴史文化等についての体験学習プログラムの提供等を実施しました。

さらに、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業において、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムづくり等を支援しました。平成24年度から令和元年度までに57箇所において交付金事業が実施され、エコツーリズムの推進体制が各地で整備されつつあります。

また、環境教育に携わる人材を養成するための取組として、環境保全に取り組む地域の方々や教員を対象とした環境教育・環境学習指導者養成講座を始め、国立・国定公園の自然公園指導員の研修やパークボランティアの養成支援、エコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業などを実施しています。

（次期国家戦略に向けた課題）

令和元年度　環境問題に関する世論調査（内閣府　令和元年8月調査）によれば、「生物多様性」の言葉の認知度は学校教育により若年層においては浸透している一方で自然環境への関心は低いことなどから、体験学習や自然とのふれあい等を通じて、生物多様性の重要性を認識し、それを守るための具体的な行動を分かりやすく伝えていく取組が求められます。

このため、上述のような活動を効果的に継続して行うことができるよう、適切な知識等をもった指導者を育成するとともに、持続可能な開発のための教育プログラムと連携するなど、学校教育、社会教育それぞれにおいて取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要です。

また、生物多様性の保全に向けた活動の継続的な実施を促していくことが望ましいことから、地域の自然とふれあうなかで、地域に伝わる自然との共生の知恵や文化・伝統についての理解を深め、地域の魅力を改めて感じることができるような取組が必要です。

民間企業でも生物多様性に関する教育をさらに進めているため、引き続き、経営者教育や従業員教育の促進、モニタリングは重要です。

【１－６　生物多様性が有する経済的価値の評価の推進】

欧州委員会とドイツが提唱しCOP10 までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity)」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により「見える化」することが有効であると指摘しています。こうした指摘を踏まえ、我が国でも愛知目標の達成や、世界銀行が進める「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES)」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する情報収集や政策研究を実施し、施策の検討を行いました。

平成24年度は奄美群島を国立公園に指定すること及び全国的なシカ対策を実施することにより保全される生物多様性の経済的価値を、平成25年度は全国の湿地（湿原及び干潟）が有する生態系サービスの価値を評価したほか、過去に失われた干潟を再生すること、ツシマヤマネコの生息数を回復させることの経済的価値をアンケート調査により評価しました。

平成26年度は、里地里山が維持されることに対する支払意思額を、アンケート調査に基づき推定し、１世帯あたり中央値で1,411円/年、平均値で2,657円/年という結果を得ました。これらの結果を基に、里地里山の生物多様性保全や生態系サービス（生息・生育地サービス、文化的サービス）の価値の評価額は、中央値で733億円、平均値で1,380億円と算出されました。さらに、生態系や生物多様性の経済的価値評価を自然環境政策へ活用するための方策について検討を行いました。

また、平成24年度から平成26年度の3か年で行われた環境経済の政策研究では、やんばる地域及び奄美地域におけるマングースを駆除することに対する１世帯当たりの支払意思額を、アンケート調査により推定しました。その結果、やんばる地域については中央値で451円/年、平均値で2,538円/年、奄美地域については中央値571円/年、平均値で2,539円/年という結果を得ました。これに全国の世帯数を掛けると、やんばる地域については約234億円/年又は約1,342億円/年、奄美地域については約297億円/年又は約1,319億円/年という評価額が算出されました（表１－４）。

平成27年度は、生態系や生物多様性の経済的価値評価を企業による生物多様性保全への貢献活動の評価や自然環境政策へ活用するための方策等を検討しました。

平成27年度から平成29年度にかけては、大雪山における野生生物や施設整備のための利用者負担のあり方や、一部の国立公園で入域料を導入した場合の訪問者数への影響について分析を行ったほか、森林の生態系サービスを対象とした生態系勘定フレームワーク構築に向けた検討を行いました。

これらに加え、平成24年度にウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」を作成し、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例等について紹介したほか、生物多様性の主流化に向けた経済的アプローチに関する情報収集や、生態系サービスの定量的評価に関する研究を実施するとともに、平成31年３月に企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書（試行版）作成し公表しました。

また、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割についての理解を促進し、生物多様性保全に資する農林水産業に伴う活動を支援するため、平成24年度は農家等が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討を行い、その仕組みを構築するための手法について、平成26年３月に多様な主体との連携構築までの過程において重要と思われるポイントを活動段階ごとに整理した手引き（「自然資本を活かした農林水産業の手引き」）として取りまとめました。また、平成26年12月、平成28年２月には、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウム（参加者200名程度）を開催しました。

表1－4 生物多様性の経済的価値の評価の結果

評価対象	有効回答数※1／回答数	支払意思額（1世帯あたり年間※2）		評価額（年間）
■生物多様性の経済的価値評価に関する検討会				
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671／1,051	中央値※3	1,728円	約898億円
		平均値※4	3,227円	約1,676億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670／1,057	中央値	1,666円	約865億円
		平均値	3,181円	約1,653億円
里地里山の保全活動により維持される生物多様性の価値	312／432	中央値	1,411円	約733億円
		平均値	2,657円	約1,380億円
■環境経済の政策研究				
やんばる地域のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	793／937	中央値	451円	約234億円
		平均値	2,538円	約1,319億円
奄美大島のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	818／972	中央値	571円	約297億円
		平均値	2,539円	約1,319億円

※1　有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数
※2　アンケートでは一世帯あたり10年間継続して支払うものとして質問した結果
※3　統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値
※4　統計的に算出した支払意思額の平均値

（次期国家戦略に向けた課題）

生物多様性の主流化を進める上で、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価は重要なツールになり得ます。このため、行政機関のみならず企業等における事業活動においても、評価した結果を政策の意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討等に活用していくことが求められます。

特に、ESG金融が活発になる中で、事業者が生物多様性の価値をビジネス活動に組み込むことを後押しし、持続可能な調達や自然環境に配慮した生産活動を後押しすることが必要です。

【１－７　生物多様性に配慮した消費行動への転換】

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります（表１－５）。

こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

このため、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標等について情報収集を行いました。事業者のなかには、生物多様性との関係が大きい生物由来の原材料（紙、木材、パーム油など）の調達を生物多様性に配慮した持続可能な方法で行うための方針や基準を策定する者も見られており、そのように生物多様性の保全に熱心な事業者や環境認証制度等を取り扱う事業者の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどについてウェブサイトで積極的に情報提供しました。また、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業者の行っている優良な取組事例等について、その普及促進に努めました。

生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の取組については、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進するとともに、農林漁業に伴う生物多様性保全の取組について情報収集を行いました。

第三者機関が森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである森林認証制度の普及や、森林認証材の供給体制の構築に向けた取組を支援しました。

また、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベルについては、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を図りました。これら認証制度等により材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法な商品を明確に示すことのできる仕組みを推進し、消費者である国民に普及啓発を行った結果、これらの認証取得数等は着実に増加していますが、総数はまだ少ないのが現状です。

さらに、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者自らが証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、令和２年３月末までに12,040の林業・木材事業体が国内で合法性証明に取り組む事業者として認定されています。加えて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が平成29年５月に施行され、木材の流通・加工等に関わる事業者は合法性の確認等（デューデリジェンス）を行うこととされました。これらの取組を通じ、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及等を図っています。

このほか、UNDB-Jにおいて、消費活動の促進など生物多様性に関する取組を発表し、意見や情報を交換する場として、１年に１回程度、「生物多様性全国ミーティング」を開催したほか、国内の持続可能なパーム油の普及を目指す「持続可能なパーム油ネットワーク」（JaSPON）に参加し、消費者の意識向上に向

けた情報提供や助言等を行いました。

上述の取組もあり、令和元年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約51％の人が「環境に優しい商品を選んで買う」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言えます。

表1－5 主な認証制度

タイプ	制度名及び運営組織	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC 認証 PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes：PEFC 森林認証プログラム)		・各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PRFC が運営する森林認証制度。 ・FM（Forest Management）認証と CoC（Chain of Custody）認証がある。
	FSC 認証 FSC (Forest Stewardship Council：森林管理協議会)		・環境に配慮し、社会的利益にかない、経済的に持続可能な森林管理を推進することを目的とした国際的な組織である FSC が運営する認証制度。 ・FM（Forest Management）認証と CoC（Chain of Custody）認証がある。
	SGEC 認証 SGEC/PEFC-J (Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes： 緑の循環認証会議)		・我が国独自の森林認証制度。SGEC/PEFC-J が運営。平成 28 年には PEFC 認証との相互承認が実現した。 ・FM（Forest Management）認証と CoC（Chain of Custody）認証がある。
農産物の認証制度	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度（豊岡市）		・コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している。
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度（佐渡市）		・2008 年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している。
漁業認証制度	MSC 認証 MSC (Marine Stewardship Council：海洋管理協議会)		・国際非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。 ・漁業者に対する認証（MSC 漁業認証）と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、MSC の厳格な規格に適合した持続可能な水産物にのみ認められる証が MSC「海のエコラベル」。 ・令和２年３月現在、漁業の認証が６件（国内のみ）。CoC 認証が 272 件（国内のみ）。

	MEL ジャパン認証 MEL ジャパン （Marine Eco-Label Japan：マリン・エコラベル・ジャパン協議会）		・一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会による、我が国の資源管理の実態等を踏まえた、持続可能な漁業・養殖業を認証する制度。 ・平成 30 年に新規格（Ver.2）が発効された。なお、旧規格（Ver.1）は令和３年に失効となる。 ・生産弾段階認証（漁業/養殖別）と流通加工段階認証の２種類がある。令和２年３月現在、Ver.1:46 件、Ver.2:２件、養殖認証が 21 件、加工流通の認証が Ver.1:37 件、Ver.2:21 件。
生物多様性認証制度	JHEP 認証 JHEP （Japan Habitat Evaluation and Certification Program：（公財）日本生態系協会）		・日本生態系協会による、生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度。平成 20 年 12 月に発足。 ・令和２年３月末現在で累積取得数 79 件。

（次期国家戦略に向けた課題）

生物多様性の損失を止めるには、社会経済活動の変革が重視されています。IPBES地球規模アセス報告書で示された、レバレッジ・ポイント（テコの支点）に焦点を当てた統合的、順応的、包摂的なレバー（施策の介入）により、生物の多様性に配慮した消費行動へ転換するなど、社会・経済的な間接要因やその根底にある価値観と行動の変化を引き起こしていくことが必要です。

消費行動の転換のためには、生物多様性に配慮した製品・サービスが消費者に提供されることが必要であり、認証制度や地産地消に関心を有する「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成に加え、行動経済学等の知見を活用し、より多くの消費者の行動を促す仕組み作り等も重要です。

基本戦略２　地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

基本戦略２　まとめと評価

里地里山や里海において伝統的に実践されてきた持続的な農林水産業を再評価するとともに、里地里山及び里海の保全活用や鳥獣との適切な関係の再構築、生物を育む農林水産業と多様な野生生物を育む空間づくりの推進等を通じて、「基本戦略２」の実現に向けた施策を講じてきました。

基本戦略２に位置づけられた５つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進（2-1）については、関連指標である「里海づくりの取組箇所数」の動向から着実な進捗が認められたほか、数値目標として設定した「里山林資源を活用した活動団体数」に関しても、目標値（560団体）に対し点検値（1,593団体）と、目標値を達成したことから、里地里山及び里海の保全活用に向けた取組は、概ね順調に進捗していると考えられます。

鳥獣と共存した地域づくりの推進（2-2）では、各種取組により平成26年度以降、ニホンジカ及びイノシシの推定生息個体数は減少傾向となり、野生鳥獣による農作物被害額も減少傾向にありますが、生態系・農林業等への被害は依然として深刻な状況です。

生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進（2-3）では、関連指標と数値目標の両方の観点から設定した「農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数」について、目標値（平成24年度からH28年度の合計約1,000万人）を概ね満たし、参加者数も着実に増加していることから、地域ぐるみによるこれらの資源の保全管理に向けた取組に対し一定の進捗が認められます。

地域固有の野生生物を保全する取組の推進（2-4）では、関連指標と数値目標の両方の観点から設定した「奄美大島のマングースの捕獲頭数」について、目標値０頭（令和４年度）に対し捕獲頭数０頭（令和元年度）と、マングースの捕獲頭数は確実に減少しています。アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生息確認メッシュ数に近年は顕著な増加傾向は見られませんが、これまで未確認だった新しいメッシュでの確認がなされているほか、希少種の確認頻度の増加や確認範囲の拡大を示す調査結果もあり、地域の希少種の生息状況は改善していると考えられます。

自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進（2-5）では、数値目標として設定した「市町村バイオマス活用推進計画の策定数」は、目標値に達していないものの、地域における再生可能なバイオマス系循環資源を活用する取組に対し一定の進捗が認められます。

基本戦略２に対応する第２部の関連指標の動向については、「農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域の共同活動への延べ参加数」「生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所」等、関連指標群の多くに進捗が認められることから、取組は概ね順調に進捗したものと考えます（図２－１参照）。また「基本戦略２に対応する第３部の関連数値目標」からは、「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標の策定自治体数」「市町村バイオマス活用推進計画の策定数」等の項目については目標値に達していないものの、ほかの項目は目標値を達成又は着実に進捗している状況であり、概ね順調に進捗しているものと考えられます（表２－１参照）。また、「基本戦略２に関連する第３部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数が２から91に増加している一方、「既に達成済み」の施策は222のうち約４割にとどまっています（表２－２参照）。

以上から、基本戦略２については、人と自然との豊かな関係を着実につくりつつありますが、地域における人と自然の関係を見直し、再構築するまでには至っていないと評価します。

関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況

図２－１　基本戦略2に対応する第2部の関連指標の動向

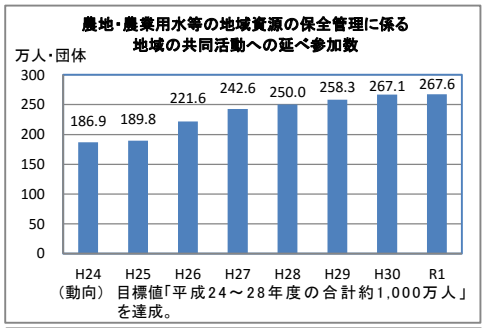

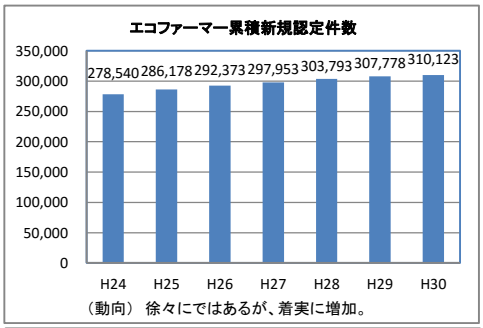

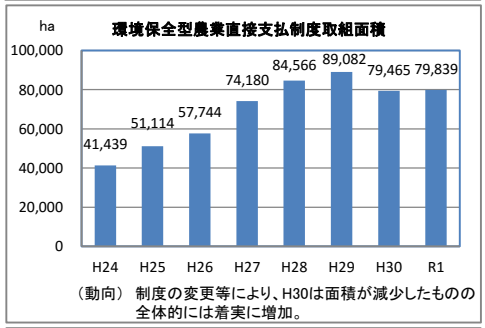

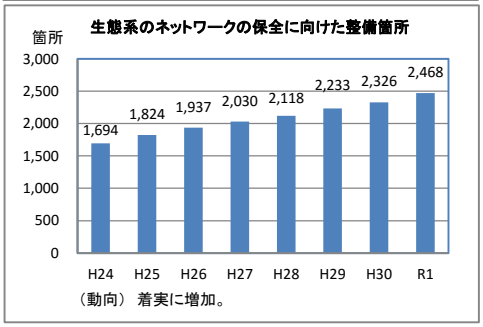

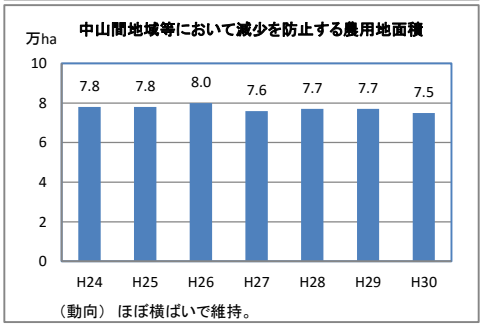

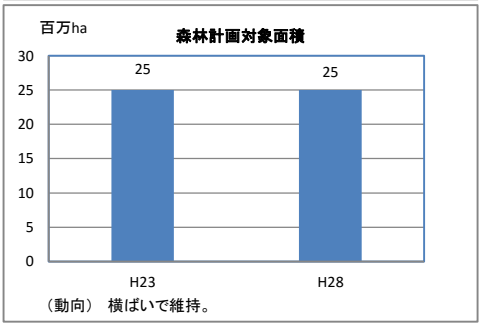

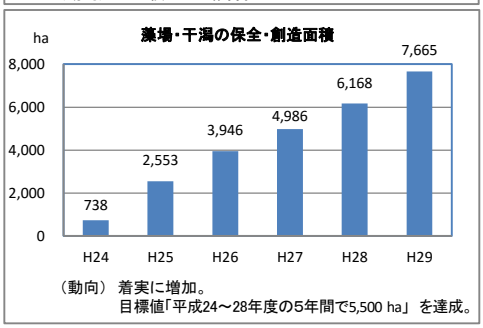

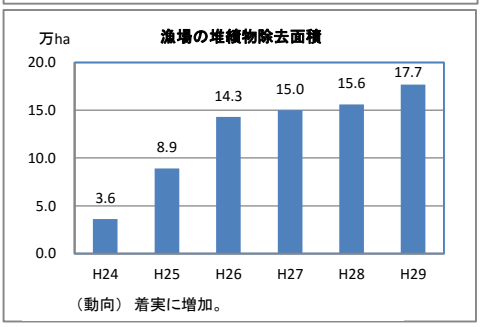

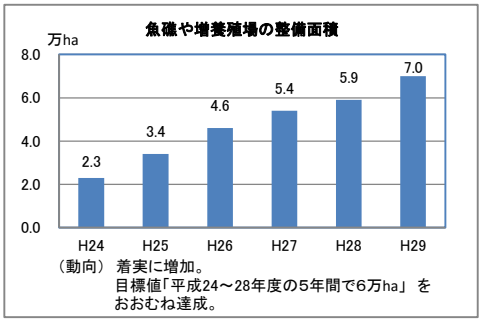

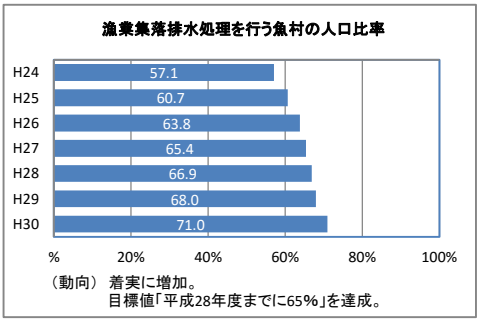

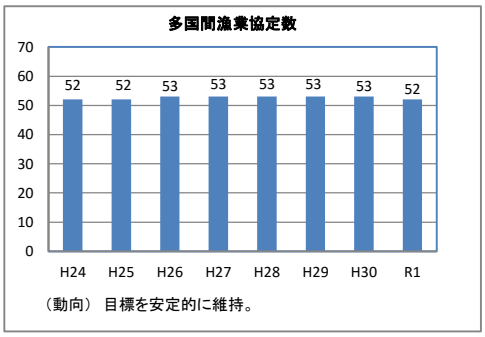

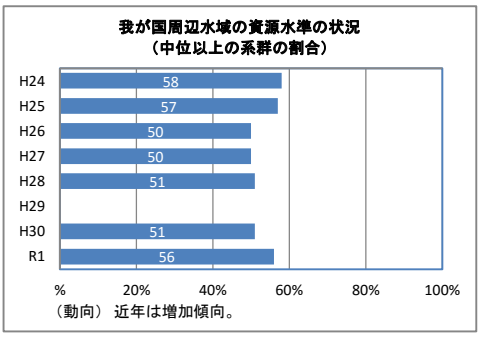

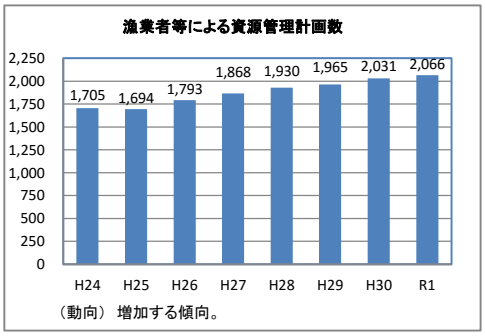

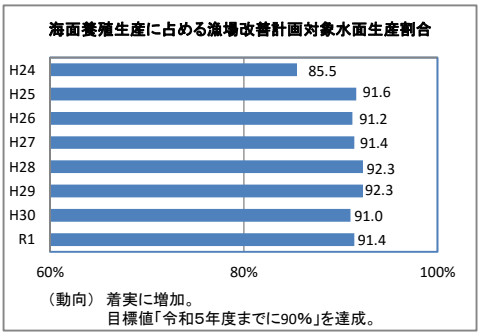

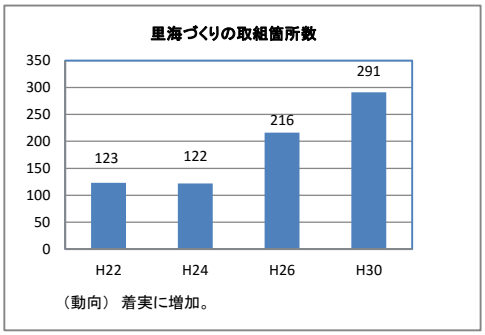

MEL ジャパン認証取得数（生産段階）

MEL ジャパン認証取得数（流通加工段階）

SGEC の森林認証面積

FSC の森林認証面積

については、基本戦略１のグラフを参照

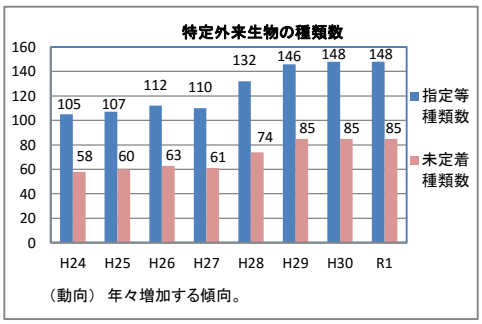

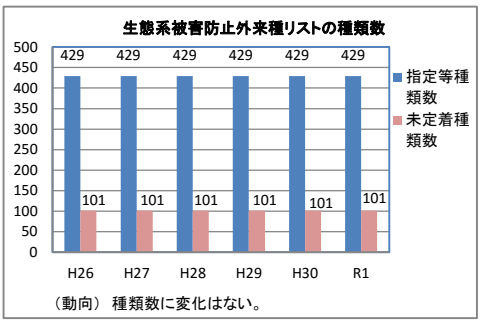

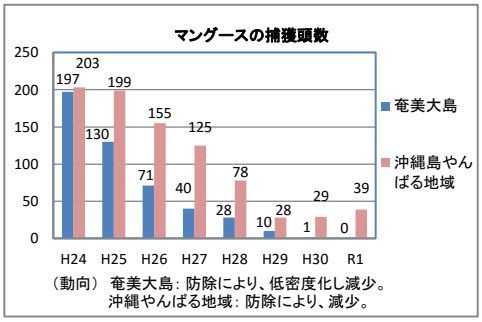

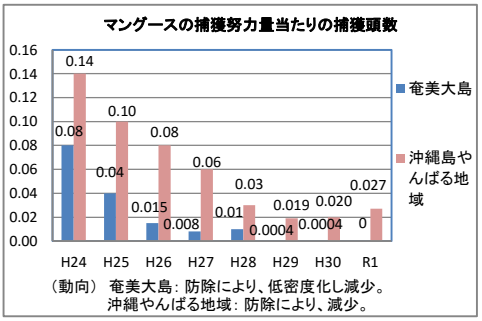

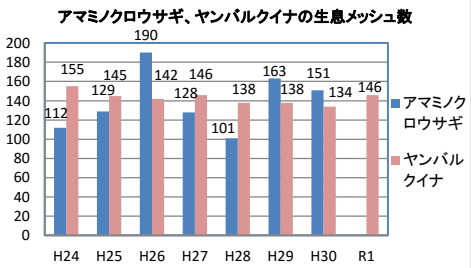

（動向） ほぼ横ばい。

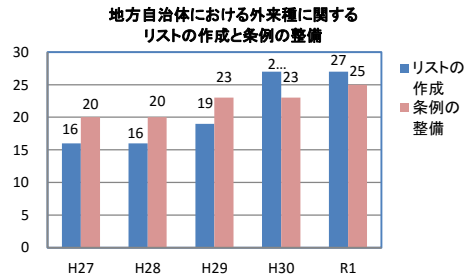

（動向） 増加傾向。

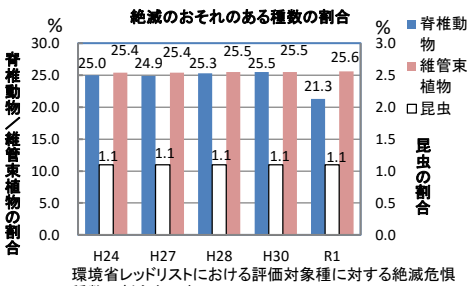

環境省レッドリストにおける評価対象種に対する絶滅危惧種数の割合を示す。
（動向） ほぼ横ばい。

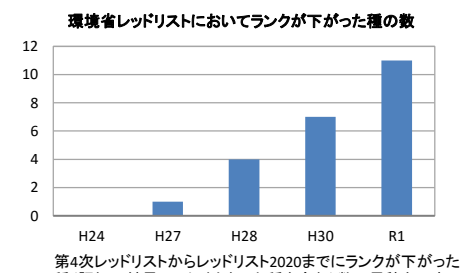

第4次レッドリストからレッドリスト2020までにランクが下がった種（評価の結果ランク外となった種を含む）数の累積を示す。
（動向） 増加する傾向。

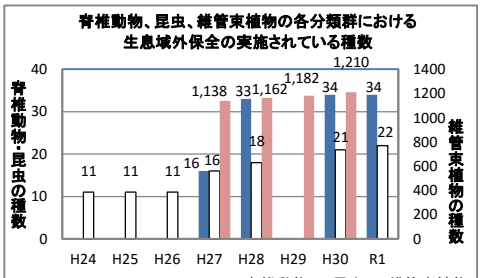

（動向）増加する傾向。

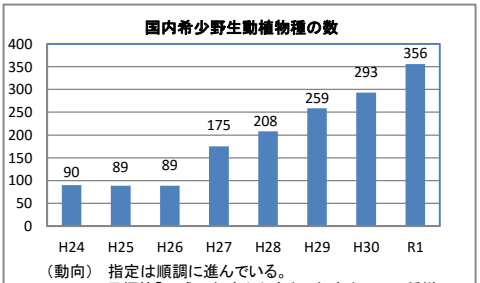

（動向） 指定は順調に進んでいる。
目標値「平成25年度から令和2年度までに25種増」を達成。

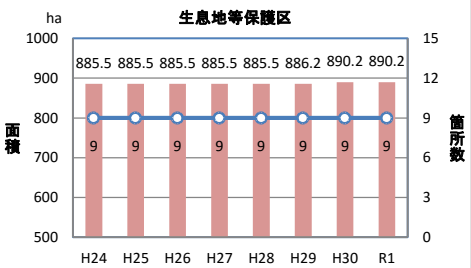

（動向） ほぼ横ばいで推移。

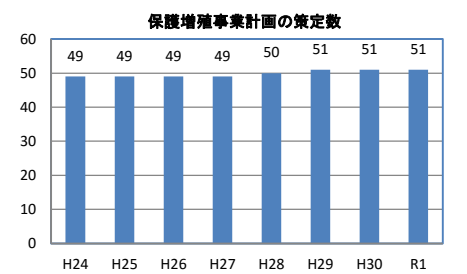

（動向） ほぼ横ばいで推移。

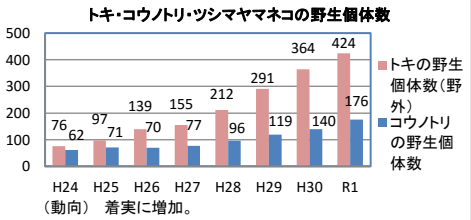

（動向） 着実に増加。

ツシマヤマネコについては野生復帰の技術確立を検討している段階である。なお、現存している生息している生息域内の現存個体数は、最新の調査（2010年代前半）で多くても100頭程度で、2000年代前半とほぼ同じまたはやや減少と推定されている。

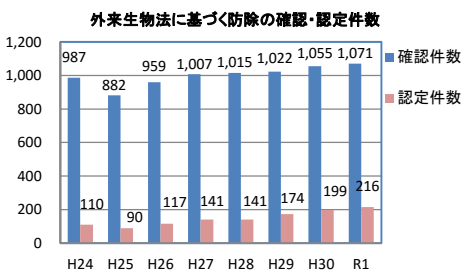

（動向） ほぼ横ばいで推移。

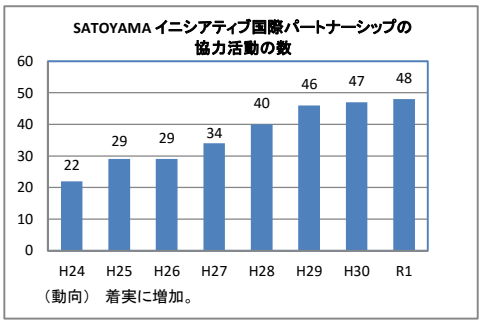

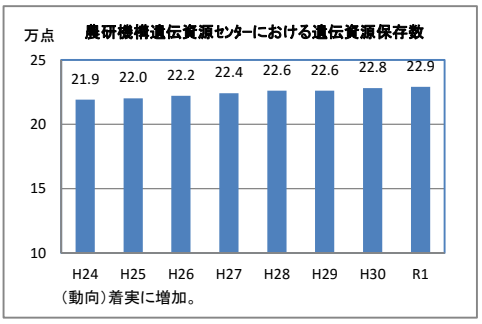

※図２－１は、第２部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13 目標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの

表2－1　基本戦略2に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
農薬の登録基準等の策定 【数値目標は未達成】	全ての農薬 [R2]	201/543 [H24.5]	573/591 [R2.3]	95.2%	97.0%
トキの野生復帰 （小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数） 【数値目標は達成】	60羽程度 [H27頃]	50羽 [H24.7]	155羽 [H27.12]	1,050%	258.3%
エコファーマー累積新規認定件数 【数値目標は未達成】	34万件 [H26年度]	266,355件※3 [H24.3]	292,373件 [H26年度末]	35.3%	86.0%
農業生産工程管理（GAP）導入産地数 【数値目標は未達成】	3,000産地 [H27年度]	2,194産地 [H23年度]	2,832産地 [H27年度]	79.2%	94.4%
中山間地域等の農用地面積の減少防止 【数値目標は達成】	7.7万ha [H22～H26]	7.7万ha [H23年度末]	8.0万ha [H26年度]	－	103.9%
総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標の策定自治体数 【数値目標は未達成】	47都道府県 [定めず]	36都府県 [H24.5]	38都道府県 [R1.10]	18.2%	80.9%
地域共同活動延べ参加者数 【数値目標は達成】	約1,000万人・団体 [H24～28年度]	191万人・団体 [H24.3]	1,091万人・団体[H29.3]	111.2%	109.1%
奄美大島のマングース捕獲数 【数値目標は達成】	0頭 [R4]	272頭 [H23年度]	0頭 [R1年度]	100%	100%
奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭数 【数値目標は達成】	0頭 [R4]	0.13頭 [H23年度]	0頭 [R1年度]	100%	100%
里山林資源を活用した活動団体数 【数値目標は達成】	20%増 （560団体） [H26年度]	（466団体） [H22年度]	242%増 （1,593団体） [H26年度]	1,210.0% （1,198.9%）	1,210.0% （284.5%）
国内希少野生動植物種数 【数値目標は達成】	25種増 （115種） [R2年度]	0 （90種） [H24.9]	270種増 （356種）※4 [R1年度]	1,080.0% （1,064.0%）	1,080.0% （309.6%）
絶滅危惧植物の種子の保存 【数値目標は達成】	絶滅危惧種の 15% （253種） [R2]	12.7% （218種） [H24.3]	25.1% （451種） [R2.3]	539.1% （665.7%）	167.3% （178.3%）

特定鳥獣保護管理計画計画策定のためのガイドラインの改定 【数値目標は達成】	6種 12延べ・回 [R2]	4種 4延べ・回 [H22]	6種 12延べ・回 [R.2.1]	100% 100%	100% 100%
鳥獣保護管理担い手確保のための研修・セミナー等の開催 【数値目標は達成】	延べ120回 [R2]	延べ15回 [H24年度]	延べ171回 [R2.3]	148.6%	142.5%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数 【数値目標は未達成】	600市町村 [R2]	（制度開始前）	386市町村 [R1.11]	64.3%	64.3%

※1　進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。
「進捗率」＝ {（点検値－当初値）/（目標値－当初値）}×100（%）

※2　到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」＝（点検値/目標値）×100（%）

※3　266,355件：数値目標設定時の当初値は266,896件だったが、改めて調べた結果、266.355件と整理した。

※4　356種：R2.2までに270種が追加指定されたが、H26年以降に4種が解除されたため、現在の指定数は356種値。

表2－2 基本戦略2に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）i	最終評価施策数（割合）ii	割合の増減の差 ii－i
既に達成済み			2（1.0%）	91（41.0%）	40.0 ポイント
	a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	－	80（36.0%）	－
	a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	－	11（5.0%）	－
b 進捗中		一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	195（97.0%）	128（57.7%）	−39.3 ポイント
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	4（2.0%）	0（0.0%）	−2.0 ポイント
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	3（1.4%）	1.4 ポイント
計			201（100%）	222（100%）	

※表２－２は、第３部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、５つの項目から評価した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないことに留意すること。

項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題

【２－１　里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進】

（１）里地里山の保全・利用に向けた取組

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による適度なかく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。このような里地里山の環境は、人々の暮らしに必要な燃料、食料、資材、肥料等の多くを自然から得るために人が手を加えることで形成され、維持されてきました。しかし、戦後のエネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化

や衰退が進んでいます。

こうした背景を踏まえ、国土の生物多様性保全の観点から、生態系ネットワーク形成の観点も踏まえつつ重要な地域を明らかにし、これを核に「国土レベルでの里地里山保全のグランドデザイン策定」を進めるため、生物多様性保全上特に重要性の高い里地里山の選定のための検討を行い、平成27年度に生態系ネットワークの核となる「生物多様性保全上重要な里地里山（以下、「重要里地里山」という。）」500箇所を選定しました。選定した重要里地里山を中心に保全・再生を多様な主体の参画のもとに推進したほか、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象に全国で実施されている自然再生の取組を支援しました（令和元年３月時点で自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、26箇所、約48万ha）。重要里地里山等に生息する種の保全の取組を推進するため、複数の種が集中的に分布して生態系を形成する地域（絶滅危惧種分布重要地域）を明らかにすることを目指し、平成30年度から重要地域における種の分布情報等の調査を開始しました。

また、地方公共団体において自然的・社会的要素を踏まえた地域単位を設定し、生態系ネットワークの考え方も踏まえつつ生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を設定するための考え方や、地域や活動団体における自らの保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標と手法について策定し、普及を図りました。これらの施策の実施に向け、里地里山に関する科学的知見の充実を図るため、モニタリングサイト1000 事業では、国内の約200箇所の調査サイトにおいて地元で活動する市民を中心に、里地の植物相、チョウ類、鳥類、中大型哺乳類など９種類の調査を行っており、５年に１度のとりまとめとして、生態系ごとにとりまとめ報告書を作成し、平成26年７月、令和元年11月に公表しました（モニタリングサイト1000については、５－１参照）。

また、里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用を図るため、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、野生生物の利活用による地域づくりに取り組む上での考え方や手順について整理しました。地域に散在する木質バイオマス資源を活用することにより森林等の保全・再生を図るため、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、地域資源（里山資源）を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が実施する計画策定に対して支援を行いました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続可能な管理や市民への公開等の取組を推進しました（平成31年3月末時点で都市緑地法に基づく管理協定の締結は、2地区、約1.6ha）。

文化財保護法では、棚田や里山といった「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義するとともに、文化的景観のうち、地方公共団体が保存の措置を講じ、特に重要であるものを重要文化的景観に選定しています。平成16年度の本制度発足より全国の重要文化的景観を65件選定し、そのうち平成24年９月から令和２年３月にかけて、35件が重要文化的景観として選定されました。これに加え、重要文化的景観の保存と活用を図るために地方公共団体が行う調査、保存計画策定、整備、普及啓発事業に要する経費に対する補助を実施しました。

さらに平成26年度より里地里山の保全を含めた「森里川海プロジェクト」を開始し、自然の恵みを支える社会づくりに向けた取組として、地方公共団体、有識者、先進的な取組を行っている方々との対話や議論を行うなど意見交換会や公開シンポジウムを開催しました。

このほか、環境省ウェブサイト等において地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例や里地里山の保全に資するボランティア活動に関する活動場所や専門家等の情報提供を行いました。

（２）里海の保全・利用に向けた取組

里海は、古くから水産資源の獲得やそれらの流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった場所であるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地でいう里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。健全な里海は、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれます。この貴重な財産を次代へと継承するため、より多くの人が環となって「望ましい沿岸海域の環境」を維持していかなければなりません。

このため、里海の創生に向けて、人が関わってより良い海を作り、豊かな恵みを得る「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するため、里海づくりに係る手引書や全国の活動状況等の情報について、環境省ウェブサイト「里海ネット」に掲載し情報発信しました。これに加え、平成24年度に東日本大震災からの復旧・復興の一環として、岩手県宮古湾において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定し、平成25年度には里海復興のノウハウ等をとりまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定しました。

また、平成26年度に藻場・干潟の分布状況を効率的に把握するための調査手法の検討を行い、平成27年度から29年度の３年間で瀬戸内海における藻場・干潟の分布状況調査を行い、平成30年度及び平成31年度には有明海及び八代海における藻場・干潟の分布状況調査を実施しました。

さらに、平成30年度は、平成22年度及び平成26年度に引き続き、各地の里海づくりに関する実施数を把握するとともに、情報・事例を収集・整理しました。里海づくり活動は北部太平洋沿岸から琉球列島沿岸までの全国各地で行われており、瀬戸内海沿岸や西部太平洋沿岸等で多い結果となりました。調査で確認された全国の里海づくり活動事例は291例にのぼり、里海づくりの取組は着実に広がっています。

図２－２　里海づくり活動事例の推移　　**出典：環境省資料**

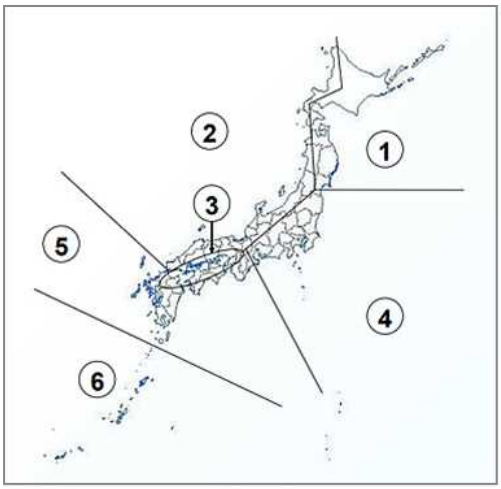

海域区分名は以下のとおり。
①北部太平洋沿岸、②日本海沿岸、③瀬戸内海沿岸、
④中部太平洋沿岸、⑤西部太平洋沿岸等、⑥琉球列島沿岸

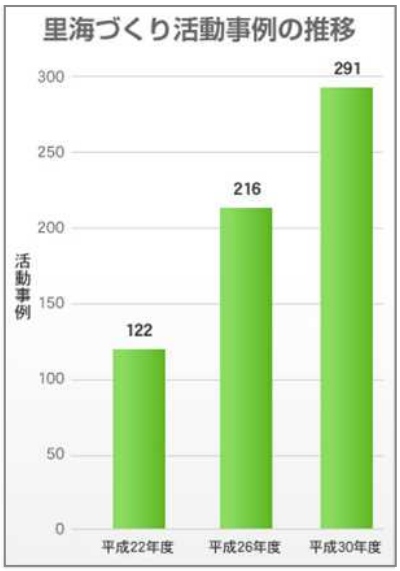

このほか、平成30年は「里海」が提唱されてから20周年を迎えており、「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するため、平成30年８月にNPO等とこれからの里海づくりを考える「里海」生誕20周年記念シンポジウムを開催しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

里地里山は、かつて普通に見られた種の減少や、野生鳥獣や外来種による生態系や農林水産業に係る被害の深刻化等、引き続き多くの問題を抱えており、普通種が絶滅危惧種にならないよう、今後とも開発や管理放棄等に対応していくことが必要です。

戦略 2012-2020 において目指すとされている自立・分散型社会の形成においては、里地里山の資源を持続的に活用し、健全な二次的自然環境を維持することが必要です。

そのためには、法的な自然環境の保護地域以外にも、自然環境の保全上重要な役割を実質的に果たしているエリアの評価・認証を行うことや、人々の暮らし方の変化も踏まえた里地里山の保全・活用を推進することで、里地里山及び里海における生物多様性や生態系の保全等を強化することが重要です。

【２－２　鳥獣と共存した地域づくりの推進】

（１）野生鳥獣の管理の強化

近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、自然生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。また、現在34ある国立公園のうち、約20の国立公園では、ニホンジカによる生態系への影響が確認されており、高山帯のお花畑や森林内の下草の消失がみられます。さらに、鳥獣と列車・自動車との衝突事故が増加するなど、生活環境へも被害が拡大しています。加えてニホンジカの採食圧による林床植生の劣化・消失が、森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を誘発する懸念も指摘されています。

このほか、狩猟免許所持者の人口は、約53万人（昭和45年度）から約18万人（平成24年度）まで減少し、平成28年度には約20万人と持ち直しているものの、平成20年度以降は60歳以上の狩猟者が全体の６割を超え、依然として高齢化が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成・確保が求められています。

図2－3　ニホンジカとイノシシの分布域比較

出典：環境省資料

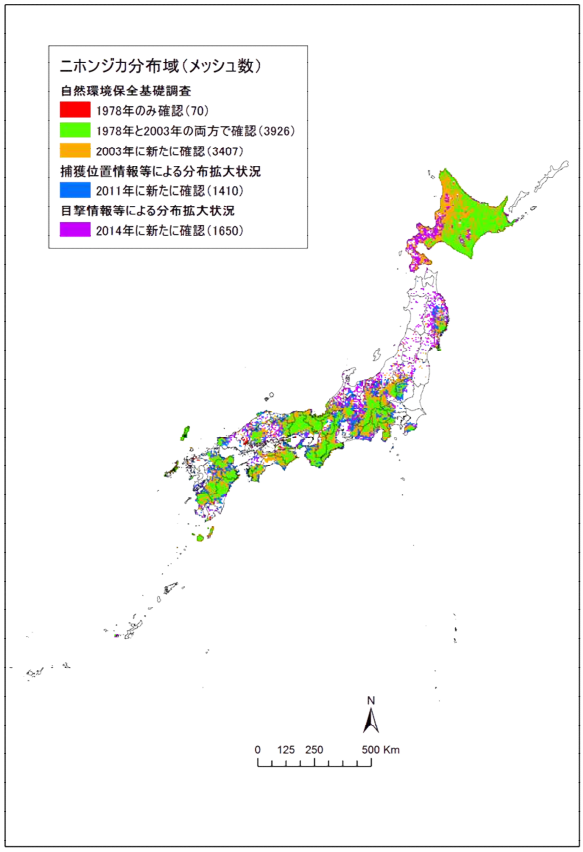

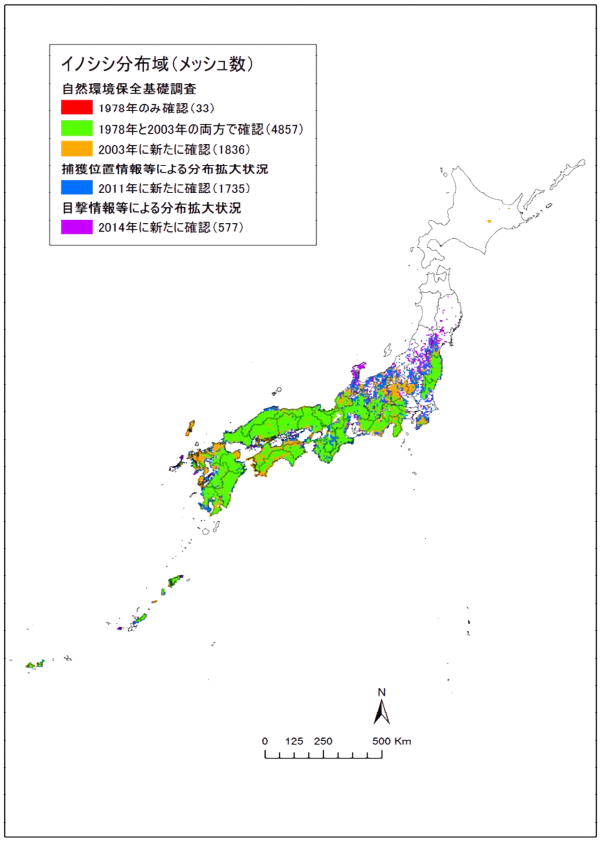

図2－4　ニホンジカとイノシシの推定個体数

出典：環境省資料

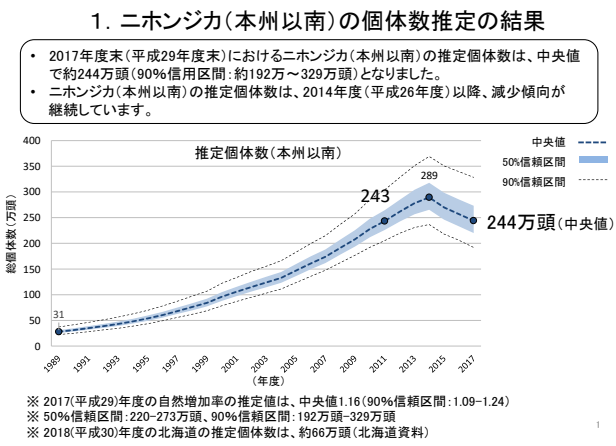

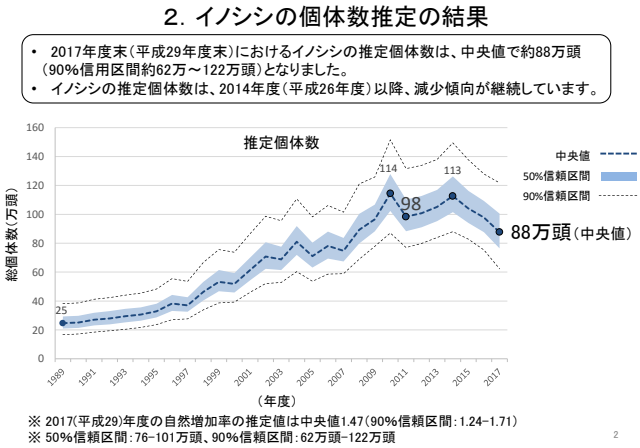

図2－5 全国の年齢別狩猟免許所持者数

出典:環境省資料

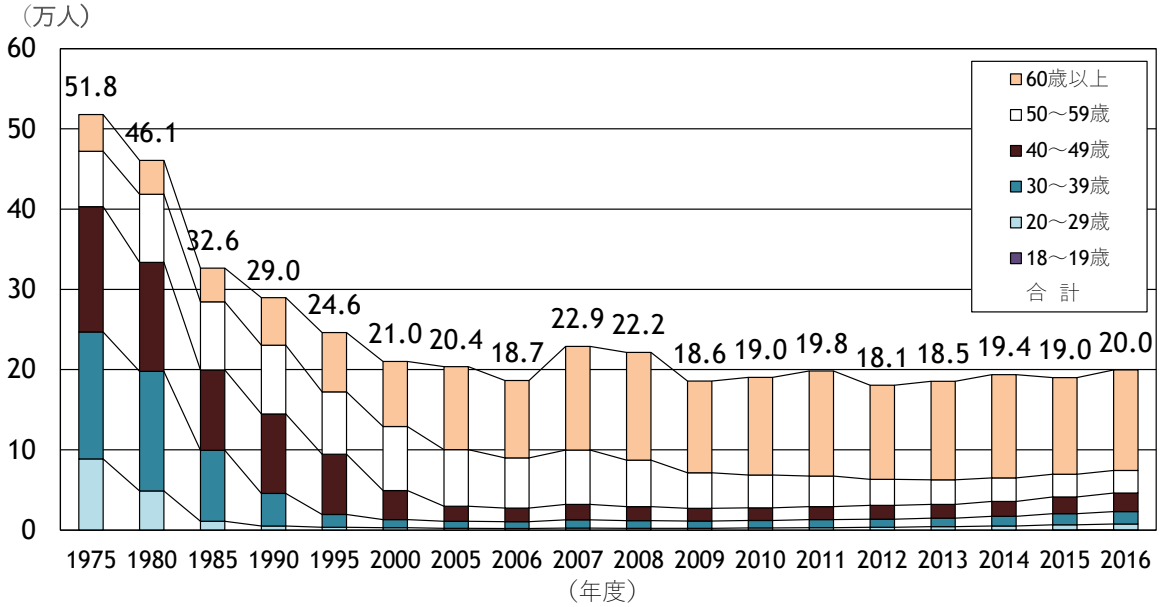

こうした背景を踏まえ、鳥獣の保護管理を図るため「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改定を行い、平成28年10月に第12次基本指針として策定しました。この第12次基本指針に基づき、鳥獣の管理の強化に伴う懸念への対応として、鉛製銃弾の使用による鳥類の鉛中毒症例を科学的に把握するために必要な情報収集や効果的なモニタリング体制の構築に取り組みました。また、鳥獣の捕獲情報等を収集する体制整備として、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報を収集する情報システムの整備と運用を実施し、さらに令和３年度の次期システムへの更新に向け、システムの機能強化等に向けた検討を行いました。

また、鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため都道府県における第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成を促進し、令和２年３月末現在で47都道府県、152計画（第一種：８計画、第二種：144計画）が作成されました。また、鳥獣の保護及び管理のより効果的な実施を図るため、特定鳥獣５種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）の保護及び管理に関する検討会を平成24年度から継続して開催し、効果的な保護管理手法等の最新の知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定及び将来予測を実施しました。当該検討会において整理された効果的な保護管理手法等の最新の知見を踏まえ、ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウ等のガイドラインを改訂・公表したほか、ガイドラインの補足となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布し積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行いました（令和２年３月末時点で６種を対象としてのべ12回のガイドラインを補足・改訂）。

また、希少鳥獣でありながらも漁業被害をもたらす北海道えりも地域のゼニガタアザラシについては、平成28年３月に策定した「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」の計画期間の満了を受けて、個体群管理や被害対策防除を進め個体群動態に係るモニタリング等の手法を確立することを目的として、地方公共団体、地元漁業者、有識者等との検討を踏まえ、令和元年度に「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第２期）」の取りまとめを行いました。

被害防止計画については、令和元年10月末時点で1,489市町村が作成しており、平成24年４月末からの約７年間で294市町村増えました。国においては被害防止計画に基づく、緩衝帯の整備等の生息環境管理、

侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防除、個体数抑制のための集中的な捕獲活動等の被害防止の取組について、鳥獣被害防止総合対策交付金により総合的に支援しました。また、市町村における被害防止計画の作成のほか、鳥獣被害対策実施隊の設置も促進しており、令和元年10月末現在で1,203市町村が作成しており、平成24年４月末からの約７年間で785市町村増えました。さらに、野生鳥獣の管理をより強化するため、平成25年12月に農水省と環境省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ「ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減する」という目標を設定しました。これを踏まえ、平成27年５月に施行された鳥獣保護管理法においては、都道府県等が捕獲等を行う指定管理鳥獣捕獲等事業や捕獲の担い手の確保・育成に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、「鳥獣の管理」のための新たな措置が導入されました。指定管理鳥獣捕獲等事業とは、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の捕獲等の強化を図るため、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、交付金により支援を行っており、令和元年度においては、42道府県等で当該事業が実施されました。認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するものです。鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び事業管理責任者等に修了が義務付けられている安全管理講習及び技能知識講習並びに夜間銃猟を含む認定を受けるために必要な夜間銃猟安全管理講習を政府が実施しており、各都道府県において認定鳥獣捕獲等事業者（令和２年３月末時点：42都道府県、146団体）の認定が進んでいます。これらの取組の実施により、ニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、推定生息個体数は平成26年度をピークに減少傾向となっています。

このほか、鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許の取得年齢の引下げ、狩猟の魅力を紹介するフォーラムの開催、地方公共団体職員等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録･紹介する人材登録事業の実施等、様々な取組を行いました。

（２）感染症等への対応

平成16年以降、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。なお、上記マニュアルについては、平成28年11月から平成29年３月にかけて、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認件数が過去最大となったことを受け、監視体制の効率化も踏まえた高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見等を目的として、平成29年10月に改訂を実施しました。また、期発見・早期対応を目的としたサーベイランス（調査）を都道府県や大学等の研究機関と協力しながら実施し、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の監視体制を維持しました。そのほか、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況について環境省ウェブサイトを通じた情報提供等の対策を実施しました。

平成30年９月には、岐阜県の農場において、国内で26年ぶりとなるCSF（豚熱）が発生しました。その後、野生イノシシにおいても感染が拡大しています。こうした事態を受け、環境省においては、

野生イノシシの感染確認検査について、各都道府県が実施する検査への協力を行ったほか、捕獲従事者や狩猟者等に対してCSF及びASF（アフリカ豚熱）の効果的な防疫措置の実施を図るため、令和元年度に農林水産省と共同で「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を公表しました。さらに、CSFの感染拡大防止を図るため、関係県及び農林水産省と連携して、捕獲重点エリアを設定し、交付金による捕獲支援を行うなど、野生イノシシの捕獲強化に向けた取組を実施しました。このほか、新型コロナウイルス感染症等の発生を受けて、感染症と生態系等についての調査研究を検討していくことが求められています。

（次期国家戦略に向けた課題）

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で掲げた捕獲目標に向けて、各種取組によりニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、推定生息個体数は平成26年度をピークに減少傾向となっていますが、生態系・農林業等への被害は依然として深刻な状況であり、引き続き取組を進めていくことが重要です。

また、狩猟者の人口は、平成28年度には約20万人と持ち直しているものの、依然として高齢化が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成・確保が引き続き必要です。

さらに、平成28年11月から平成29年３月にかけて野鳥における確認件数が過去最大となった高病原性鳥インフルエンザや、国内で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）等、各種感染症に関係省庁及び機関が連携して迅速かつ適切に対応できるようにすることが必要です。

【２－３　生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持等、生物多様性の保全にも貢献しています。一方で、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全が不可欠であることから、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れた、多面的機能を供給する場としての質を高める持続可能な農林水産業が求められています。

農林水産分野においては、持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学合成農薬の使用を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業など）に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払を実施しました（参考：令和元年度の実施面積は約80,000haで、開始年度の平成24年度（約41,000ha）から増加傾向にあり、着実に取組が進捗しています）。農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査したうえで登録されており、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、農薬使用基準を適切に設定し、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用指導を推進しました。また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に効果が高い技術を用いた農業生産方式を導入する農業者（エコファーマー）について、累積新規認定件数は毎年着実に増加し、平成30年度末には310,123件となりました。加えて、農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を定めた農業環境規範や環境保全、食品安全、労働安全等の取組を幅広く包含したGAP（農業生産工程管理）については、農林水産省が実施する補助事業等の実施に関連付けており、平成24年度から平成29年度までに累計230事業に関連づけを行いました。このほか、生物多様性に配慮した農林水産物であ

ることをあらわす「生きものマーク」の取組については、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信しました。

林業分野においては、森林・林業基本計画及び全国森林計画に、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記しています。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献しました。

国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を、厳格な保護・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、渓流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めました。また、森林整備と野生鳥獣対策を一体的に行うため、防護柵の設置、被害箇所の回復措置を実施するとともに、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員によるくくりわな等による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動の推進、猟友会等と連携した捕獲推進体制の構築等に取り組みました（森林の適切な整備・保全の取組の詳細については、３－２参照）。

水産業分野においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理措置等を内容とする資源管理計画に基づく取組を支援しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育環境の改善を実施したほか、持続的養殖生産確保法に基づき、漁協等が養殖漁場の水質等に関する目標、適正養殖可能数量、その他の漁場環境改善のための取組等をまとめた「漁場改善計画」の作成を推進しました。水産資源の保護・管理については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、（ア）「資源管理指針・計画」の推進、（イ）ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、（ウ）ヒメウミガメ、シロナガスクジラ及びジュゴン等の原則採捕禁止等、（エ）サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等、（オ）混獲防止技術の開発等を実施しました。これに加え、海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発等を実施しました（漁港及び漁場における環境整備の取組の詳細は、３－５参照）。

また、農林業者や地域住民、NGO・NPO 等の民間団体、事業者、地方公共団体など多様な主体による里地里山の保全活動の促進を図るため、平成 24 年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマス資源の有効活用手法について検討し、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用する再生可能エネルギー設備の導入等に向けた調査や計画策定の支援などの実施により、地域資源（里山資源）の活用による持続可能な取組を行いました。さらに、伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、地域の創意工夫と伝統的知識や技術の活用事例の再評価を行ったほか、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとして整理し、環境省のウェブサイトで発信しました。

これに加え、生物多様性の評価を活用した企業等による支援を促す取組の一環として、平成 23 年度

から平成 25 年度までの３カ年にわたって、農山漁村における生物多様性保全に資する活動の意義やその価値を経済的に把握するとともに、これを用いて農林漁業者と企業等との経済的関係を構築するための手法について調査事業を行い、平成 26 年３月に「自然資本を活かした農林水産業の手引き」として取りまとめました。このほか、生物多様性保全を重視した食農ビジネスの普及・啓発を推進することを目的として、令和２年２月に SDGs×生物多様性シンポジウム「未来を創る食農ビジネス」を開催し、農林水産業の生物多様性への貢献に努めました。

（次期国家戦略に向けた課題）

生物多様性に配慮した農林水産業は、農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の特色ある伝統文化や農村景観の形成等、生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出しており、その基盤としての農山漁村の振興にあたっては、ランドスケープアプローチによる統合的な取組の視点が重要です。

持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動対策との関係性を踏まえ、環境保全型農業の推進等により、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の維持及び発展を目指すことが重要です。

【２－４　地域固有の野生生物を保全する取組の推進】

2019（令和元）年５月にIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム：Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）が公表した地球規模評価報告書によると、地球上には絶滅の危機に瀕している生きものが約100万種おり、人類史上これまでにないスピードで生物多様性が減少していると指摘しています。我が国でも、平成24年度に第４次レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を取りまとめており、平成27年度から、生息状況の悪化等によりカテゴリー（ランク）の再検討が必要な種について、時期を定めず必要に応じて個別に改訂し、令和２年３月に第５回目の改訂版として「レッドリスト2020」を公表しました。レッドリスト2020において、74種についてカテゴリーを見直したところ、絶滅危惧種が40種増加し、合計3,716種となり、平成24年度に公表した第４次レッドリストの3,597種から119種増加しました。平成29年度に公表された環境省版海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種と合わせると、絶滅危惧種は3,772種となります。絶滅危惧種の増加傾向から我が国の野生生物が置かれている状況も依然として厳しいことが明らかになりました。

野生生物は人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供しており、その保全は大変重要な課題です。このため、（１）絶滅のおそれのある種の保存、（２）外来種による生態系等への被害対策について、それぞれ以下の取組を行いました。

表2－3　日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

環境省レッドリスト2020掲載種数表

分類群		評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧種			準絶滅危惧	情報不足	掲載種数合計	絶滅のおそれのある地域個体群
					絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類				
					ⅠA類	ⅠB類					
			EX	EW	CR	EN	VU	NT	DD		LP
動物	哺乳類	160 (160)	7 (7)	0 (0)	34(33)			17 (18)	5 (5)	63 (63)	26 (23)
					25(24)		9(9)				
					12(12)	13(12)					
	鳥類	約700 (約700)	15 (15)	0 (0)	98(98)			22 (21)	17 (17)	152 (151)	2 (2)
					55(55)		43(43)				
					24(24)	31(31)					
	爬虫類	100 (100)	0 (0)	0 (0)	37(37)			17 (17)	3 (4)	57 (58)	5 (5)
					14(14)		23(23)				
					5(5)	9(9)					
	両生類	91 (76)	0 (0)	0 (0)	47(29)			19 (22)	1 (1)	67 (52)	0 (0)
					25(17)		22(12)				
					5(4)	20(13)					
	汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (3)	1 (1)	169(169)			35 (35)	37 (37)	245 (245)	15 (15)
					125(125)		44(44)				
					71(71)	54(54)					
	昆虫類	約32,000 (約32,000)	4 (4)	0 (0)	367(363)			351 (350)	153 (153)	875 (870)	2 (2)
					182(177)		185(186)				
					75(71)	107(106)					
	貝類	約3,200 (約3,200)	19 (19)	0 (0)	629(616)			440 (445)	89 (89)	1177 (1169)	13 (13)
					301(288)		328(328)				
					39(33)	28(16)					
	その他無脊椎動物	約5,300 (約5,300)	1 (0)	0 (0)	65(65)			42 (42)	44 (44)	152 (151)	0 (0)
					22(22)		43(43)				
					0(0)	2(2)					
	動物小計		49 (48)	1 (1)	1446(1410)			943 (950)	349 (350)	2787 (2759)	63 (60)
					749(722)		697(688)				
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	28 (28)	11 (11)	1790(1786)			297 (297)	37 (37)	2163 (2159)	0 (0)
					1049(1045)		741(741)				
					529(525)	520(520)					
	蘚苔類	約1,800 (約1,800)	0 (0)	0 (0)	240(241)			21 (21)	21 (21)	282 (283)	0 (0)
					137(138)		103(103)				
	藻類	約3,000[注1] (約3,000)	4 (4)	1 (1)	116(116)			41 (41)	40 (40)	202 (202)	0 (0)
					95(95)		21(21)				
	地衣類	約1,600 (約1,600)	4 (4)	0 (0)	63(61)			41 (41)	46 (46)	154 (152)	0 (0)
					43(41)		20(20)				
					2(0)	0(0)					
	菌類	約3,000[注1] (約3,000)	25 (26)	1 (1)	61(62)			21 (21)	51 (50)	159 (160)	0 (0)
					37(39)		24(23)				
					0(0)	1(0)					
	植物等小計		61 (62)	13 (13)	2270(2266)			421 (421)	195 (194)	2961 (2956)	0 (0)
					1361(1358)		909(908)				
13分類群合計			110 (110)	14 (14)	3716(3676)			1364 (1371)	544 (544)	5748 (5715)	63 (60)
					2110(2080)		1606(1596)				

※表中の括弧内の数字はレッドリスト2019（平成31（2019）年公表）の種数（亜種、および植物等では変種を、さらに藻類では品種を含む） を示す。
　LPは対象集団数。
※貝類、その他無脊椎動物、地衣類、菌類の一部の種については絶滅危惧Ⅰ類をさらにⅠA類（CR）とⅠB類（EN）に区分して評価を実施。
注1)肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

海洋生物レッドリスト（2017）掲載種数表

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧種			準絶滅危惧	情報不足	掲載種数合計	絶滅のおそれのある地域個体群
				絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類				
		EX	EW	CR	EN	VU	NT	DD		LP
魚類	約3,900種	0	0	16			89	112	217	2
				8	6	2				
サンゴ類	約690種	1	0	6			7	1	15	0
				0	1	5				
甲殻類	約3,000種	0	0	30			43	98	171	2
				8	11	11				
軟体動物（頭足類）	約230種	0	0	0			3	0	3	0
				0	0	0				
その他無脊椎動物	約2,300種	0	0	4			20	13	37	1
				1	2	1				
合計		1	0	56			162	224	443	5
				17	20	19				

（１）　絶滅のおそれのある種の保存

平成25年６月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）が改正され、広告の規制等が新しく追加されたことから、インターネット取引を含む希少野生動植物種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。平成29年度の種の保存法の改正により、商業目的での捕獲等のみを規制することができる特定第二種国内希少野生動植物種制度を創設し、同制度に基づき、令和元年度に初めて特定第二種国内希少野生動植物種を３種指定しました。このほか、同年度の法改正によって、動植物園等の公的機能の明確化と社会的な認知度の向上等をはかるため、「認定希少種保全動植物園等」制度が創設され、平成30年６月に本制度が開始されました（参考：令和２年３月時点で６施設が認定）。

また、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を平成26年４月に策定しました。本戦略において、令和２年までに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を300種追加指定することを目指しており、令和元年度までに267種を追加指定しました（特定第二種国内希少野生動植物種を含めると270種を追加指定）。なお、令和２年３月末時点で国内希少野生動植物種については、哺乳類15種、鳥類44種、爬虫類11種、両生類14種、魚類10種、昆虫類50種、陸産貝類30種、甲殻類６、植物176種の計356種を指定しており、そのうち64種について51の保護増殖事業計画（平成24年度から令和元年度までに策定種計画数を16増加）を策定し、トキ、ツシマヤマネコなどについて生息状況調査、生息地の環境整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行いました。

また、種の保存法に基づき指定している全国９箇所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。特にトキについては、佐渡島ほか５つの地域において生息域外での飼育繁殖を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年２回に分け概ね30～40羽の放鳥を継続して実施しており、令和元年12月末現在、野生下繁殖の個体も含め推定424羽が野生下で生存している

ことが確認されました。また、平成27年度に策定した「トキ野生復帰ロードマップ2020」の目標である「2020年頃までに220羽のトキが佐渡島に定着する」ことに向けた取組を実施し、平成30年６月に２年前倒しで目標を達成しました。

ライチョウについては、平成27年から乗鞍岳で採取した卵を用いて飼育・繁殖技術確立のための取組を上野動物園や富山市ファミリーパークなど６施設で行い、飼育下繁殖に成功しました（令和２年３月時点で42羽が成育中）。また、特に生息環境の悪化している南アルプスの北岳において、ヒナの生存率を高めるため、ケージでの保護や捕食者の捕獲等の対策を継続するとともに、過去にライチョウが生息していた中央アルプスでの個体群復活に向けた卵の移植試験を実施しました。

そのほか、絶滅のおそれのある猛禽類については、猛禽類保護のための基本的な考え方や保護のための調査方法等の指針として、平成24年に「猛禽類保護の進め方」（改訂版）、平成25年に「サシバの保護の進め方」、平成28年に「チュウヒ保護の進め方」を公表し、絶滅のおそれのある猛禽類の保護を進めました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、漁業関係者等との情報交換を進めるとともに、過去にジュゴンの目撃情報のあった先島諸島等におけるジュゴンの喰み跡のモニタリング調査やジュゴンの目撃情報等の収集を実施しました。

トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅のおそれが極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。平成26年度に公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ等の生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、動物園間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっております。また、絶滅危惧植物についても、平成27年度に公益社団法人日本植物園協会と協定を締結し、同協会と連携を図りながら、生息域外保全手法の検討や野生復帰等の取組を進めました。

さらに新宿御苑においては、公益社団法人日本植物園協会や各植物園などと連携して日本各地に自生する絶滅危惧植物の種子保存を行い、令和元年度末時点で451種を保存しました（参考：平成23年度末から令和元年度末までに233種増加）。

（２）外来種による生態系等への被害対策

日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危機が挙げられています。外来種の中には我が国の生物多様性を脅かす侵略的なものがおり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている我が国の生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。このため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しました（参考：令和２年３月時点で特定外来生物は合計148種類（３科、15属、122種、８交雑種）を指定）。

図2－6 特定外来生物の指定種類数

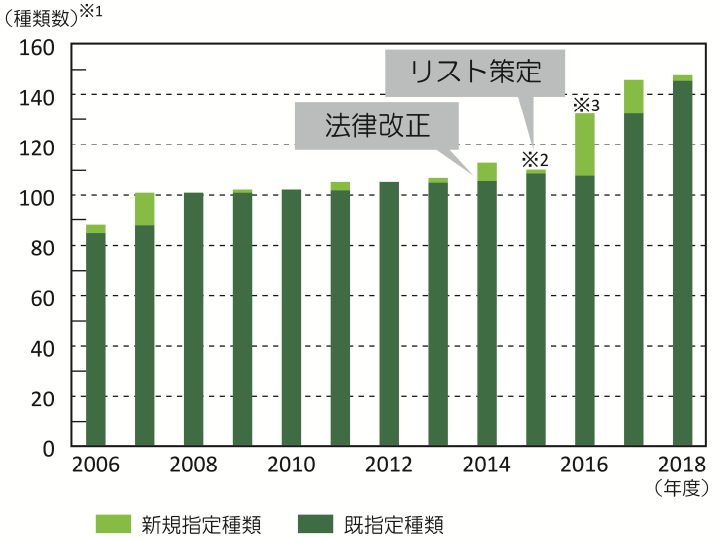

※１：特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする。
２：既指定であったゴケグモ属４種については、新規に指定されたゴケグモ属全種（１種類）に包含された。
３：既指定であったノーザンパイク及びマスキーパイク２種については、新規に指定されたカワカマス科全種（１種類）に包含された。
資料：環境省

また、外来種による被害を防止するためには、外来生物法に基づく規制措置のみではなく、総合的な対策が必要であることから、戦略2012-2020においては、愛知目標を踏まえ、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画や我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを策定することを国別目標としました。これに基づき、平成24年度から有識者などから構成される会議を設置し、関係省庁とともに検討を進め、平成27年３月に、

１）我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進するため、外来種対策を計画的に実施するための基本的な考え方、各主体の行動指針、国の行動計画等となる「外来種被害防止行動計画」、

２）外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とし、国内由来の外来種、特定外来生物以外の外来種等を含む429種類の外来種を掲載した「我が国の生態系等へ被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」

を策定しました。

生物多様性の保全上重要な地域における外来種の防除としては、奄美大島及び沖縄島やんばる地域においてアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の絶滅危惧種に対して捕食等の被害を及ぼしているマングース等の防除事業を実施したほか（奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるマングースの捕獲頭数は、それぞれ197頭（平成24年度）から０頭（令和元年度）、203頭（平成24年度）から26頭（平成30年度）と減少傾向）、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業等を実施しました。

国有林野において設定されている「保護林」や「緑の回廊」においては、外来生物の駆除、侵入防止のための予防措置等を実施しました。

さらに、侵入初期の外来種の緊急防除としては、日本では対馬のみで定着し、中国・九州地方で確認されているツマアカスズメバチや、近年急速に琵琶湖において分布を拡大し生態系等への被害を及ぼしているオオバナミズキンバイ等の防除事業を実施しました。広域に分布する外来種の対策としては、知床国立公園においてシマフクロウの脅威となるアライグマの防除、伊豆沼・内沼、琵琶湖、藺牟田池などのラムサール登録湿地においてオオクチバス等防除モデル事業を実施し、モデル事業の成果と課題について検証を行い、その結果を広く公表しました。加えて、全国に分布するアカミミガメについての防除手法の検討等を進め、生態系への影響を緩和する手法を取りまとめ、広く公表しました。

そのほか、近年、より一層貿易量が増えるとともに、輸入品に付着することにより非意図的に国内に侵入する生物が増加し、平成29年６月に国内で初確認された南米原産のヒアリについて、確認件数は、令和２年３月までに15都道府県で48事例に上りました。このため環境省では、地元自治体や関係行政機関等と協力して発見された個体は全て駆除するとともに、リスクの高い港湾においてモニタリング調査を実施するなど、ヒアリの定着を阻止するための対策を実施しました。

地域固有の野生生物を保全するため、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等が進められていますが、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大等、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しい状態にあります。今後も引き続き、各主体による取組や支援を促進しつつ、科学的知見に基づき、規制的措置や防除事業、普及啓発等を総合的に組み合わせた対策を実施していくことが有効と考えられます。

（次期国家戦略に向けた課題）

地域固有の野生生物を保全するため、さらには現在の普通種が絶滅危惧種にならないよう、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等を引き続き進めていくことが重要です。

希少野生動植物種については、捕獲規制等に加え、生息・生育地の減少又は劣化への対策を進める必要があります。

また、外来生物に関しては、平成29年に国内で初めて確認された特定外来生物のヒアリについて、侵入・定着の防止に向け政府一丸となって早期発見・防除に努めています。しかし、次々に新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしまった外来生物に対する防除対策は十分な状況ではなく、これらの課題への対応をさらに強化することが重要です。

【２－５　自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進】

脱炭素社会づくりと循環型社会づくりを自然共生社会づくりに関連づける上で、バイオマスを製品やエネルギーとして活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その活用の推進を加速化することが求められています。

こうした背景を踏まえて、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成

すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年９月策定）に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進しました。この基本計画では、令和７年度までに47都道府県、600市町村でバイオマス活用推進計画を策定することを目標としており、地域の実情に応じた地域推進計画の円滑な策定が進められるよう、「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」（平成24年度策定）の作成などによる支援を行った結果、令和元年11月時点で19道府県及び386市町村においてバイオマス活用推進計画が策定されました。また、関係省庁の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまち･むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向けた取組を支援しました（参考：令和元年度までに90市町村を選定）。

なお、今後の木質バイオマスの利用推進に当たっては、地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、地域の活性化につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかということが課題となっていることから、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するための担い手確保から、発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築に向けた検討を行い、平成29年７月に報告書「「地域内エコシステム」の構築に向けて」を取りまとめました。同報告書を踏まえ、平成29年度から「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、全国の21地域で事業の実現可能性調査（F/S調査）を行い、25地域で詳細かつ具体的に検討するための地域協議会の運営を支援する取組などを実施し、その成果や課題を検証しています。

また、様々な立場の人が、木質バイオマス等の地域資源を共有の資源として、利用・管理する新たな枠組みの構築に向けた参考となるガイドライン「多様な主体で支える地域の里地里山づくり」（平成24年度策定）を作成したほか、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、森林等に木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対する支援を行いました。

これら上述の取組を行った結果、エネルギーとして利用した木質バイオマス量（間伐材等由来）は、平成29年に603万m^3、平成30年に624万m^3、令和元年に693万m^3となり、目標である「令和２年までにエネルギーとして利用する木質バイオマス量（間伐材等由来）を600万m3」を３年前倒しで達成しました。

木質バイオマス以外のバイオマスの効率的な利用システムの構築に向けた取組として、平成27年に下水道法改正を実施し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化するとともに、民間事業者による下水道暗渠からの採熱が可能となるよう規制緩和を実施しました。さらに社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援するとともに、下水道革新的技術実証事業において下水汚泥のエネルギー化に係る実証試験に基づきガイドライン化を実施しました（参考：令和元年度末までに28のガイドラインを策定し公表）。このほか、本事業では、平成27年度に採択されたバイオガスの活用技術１件、平成29年度に採択された地産地消エネルギー活用技術１件、平成30年度に採択された下水熱による車道融雪技術２件及び中小規模処理場向けエネルギーシステム２件の実証を行いました。さらに、平成26年度に下水汚泥固形燃料の品質の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を図るため、下水汚泥固形燃料に係る日本

工業規格（JIS）を制定しました。下水道バイオマスリサイクル率に関しては、23％（平成23年度実績）から35％（令和元年度末実績）と着実に進捗しています。

また、適正で効果的なレアメタルのリサイクルシステム構築を目指し「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年４月に施行されました。本法に基づく小型家電リサイクルの着実な実施は、資源採取に伴う自然破壊の防止にも資するものです。国は市町村等と連携しながら、小型家電リサイクル法に基づき、再資源化事業計画の認定を進めるとともに、市町村における小型家電の回収体制の構築を進めるための支援事業や、説明会・普及啓発、製品の長寿命化やレアメタル機能代替等の技術開発支援等を実施しました。

上述の取組により、令和元年11月末時点で再資源化事業を行う者として53の事業者が認定され、平成30年度末時点で９割を超える市町村が小型家電の回収に取り組んでおり、家電量販店による小型家電の店頭回収は2,000を超える店舗で実施されました。また、認定事業者が設置する回収拠点での回収や宅配便による回収が行われるなど、消費者のニーズに対応した多様な回収ルートの整備が進み、平成30年度は約10万トンの小型家電が回収され、そのうち認定事業者によって4.5万トンの金属資源が回収されるなど、毎年着実に回収量が増加しております（図２－７、図２－８）。

また、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、地域の自然環境の保全や再生を進め、そこから得られる恵みを上手に活用することで、地域の社会や経済にも貢献していく取組（地域循環共生圏）が、地域内での経済循環の活性化を図る上で期待されています。

この取組を推進するため、平成28年度から令和元年度にかけて、「森・里・川・海の保全及び再生に取り組む全国10の実証地域による多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成等に向けた地域の活動」等、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向けた支援を実施しました。加えて、全国10地域の実証事業の取組を踏まえて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒントなどを紹介した「森里川海からはじめる地域づくり地域循環共生圏構築の手引き」を、令和元年度に改訂しました。このほか、個人の一人多役などの働き方、ワーケーション、エコツーリズムといった余暇の過ごし方が、地域の枠を超えた都会と地方の交流を通じて、持続可能な地域づくりである「地域循環共生圏」に貢献できるとされています（図２－９）。

図２－７　小型家電の回収量　　**出典:環境省資料**

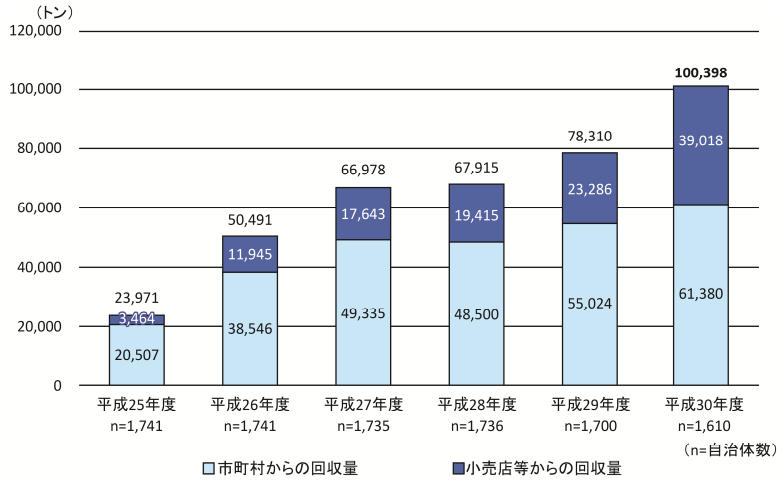

図２－８　認定事業者による金属再資源化量の推移　　**出典:環境省資料**

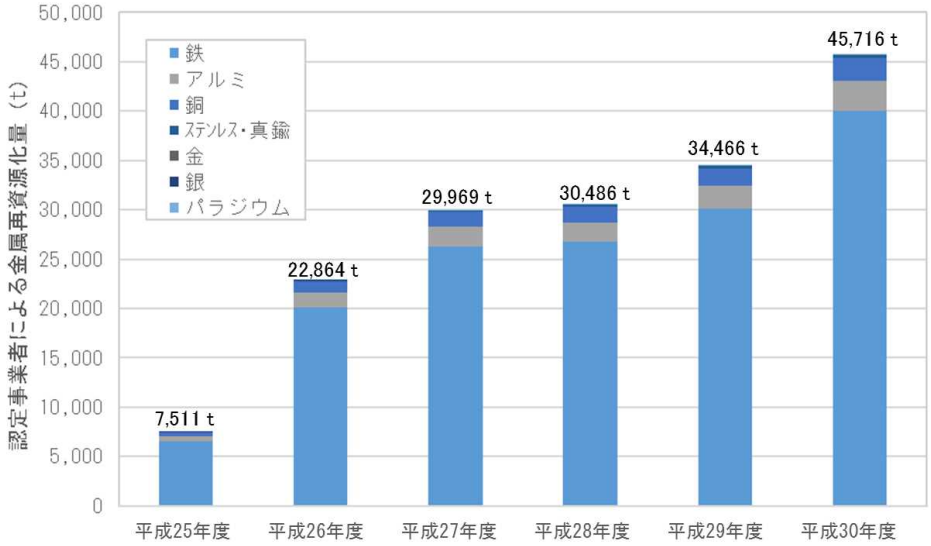

図2－9　地域循環共生圏の概念図

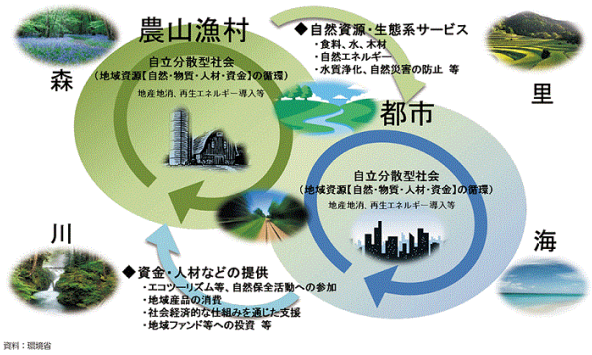

資料：環境省

出典：環境省資料

「地域循環共生圏」は、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

（次期国家戦略に向けた課題）

新型コロナウイルス危機を受けて、「自然との共生」という概念の下で健全な物質循環を目指す持続可能でレジリエントな地域形成が求められています。そのためには、化石燃料等の地下資源依存から、土地に付随し、地域に分散する地上資源（生態系サービス）の最大限かつ持続可能な活用へと移行を図ることが必要であり、今後、ランドスケープアプローチの活用やゼロカーボンシティの推進、ワーケーションの推進等による地域循環共生圏の更なる深化が重要になります。

基本戦略３　森・里・川・海のつながりを確保する

基本戦略３　まとめと評価

自然公園や国有林野における保護林等による保全や野生生物の移動経路となる緑の回廊の設定、都市の緑地の保全及び緑化の推進、地球温暖化にも対応できる健全な生態系の確保等、国土レベルでの生態系ネットワークの形成を通じて、「基本戦略３」の実現に向けた施策を講じてきました。

基本戦略３に位置づけられた６つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進（3-1）について、数値目標として設定した「自然再生協議会設置数」など一部の項目は目標値には達していませんが、「自然再生事業実施計画数」等、他の多くの項目では目標値を達成又は着実に進捗しています。

森林の整備・保全（3-2）について、森林の有する多面的機能の発揮に貢献するため、計画的な保安林の指定など、森林の適切な保全・管理に取り組んだ結果、関連指標である「保安林面積」の動向は着実に増加し、数値目標として設定した「山地災害防止機能等確保集落数」も着実に増加しました。

都市の緑地の保全・再生など（3-3）について、良好な水循環の維持・回復を図るため、下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制の取組などを実施した結果、関連指標である「都市域における水と緑の公的空間確保量」の動向は、徐々にではありますが着実に増加しています。

河川・湿地などの保全・再生（3-4）について、関連指標である「特に重要な水系における湿地再生の割合」「干潟の再生の割合」の動向は着実に増加しており、干潟や湿地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備が進捗していると考えられます。

沿岸・海洋域の保全・再生（3-5）について、数値目標として設定した「藻場・干潟の保全・造成」は目標を達成しており、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備に確実な進捗が認められました。

生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進（3-6）について、関連指標である「森林による二酸化炭素吸収量」の動向は、やや減少傾向で推移していますが、数値目標として設定した「CO_2森林吸収量（(平成25～令和2年において基準年総排出量比 3.5% 基準年：1990年)」は、京都議定書第１約束期間については達成し、その後、これまでのところ数値目標の水準を達成している状況です。

基本戦略３に対応する第２部の関連指標の動向については、「国有林野の緑の回廊面積」など、関連指標群の多くが横ばい状態で推移しています（図３－１参照）。一方で「基本戦略３に対応する第３部の関連数値目標」からは、「山小屋等のし尿・排水処理施設等の整備数」「漁場のたい積物除去」「ラムサール条約湿地」などの項目については目標値に達していないものの、ほかの多くの項目では目標値を達成又は着実に進捗している状況です（表３－１参照）。また、「基本戦略３に関連する第３部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数が７から177に増加し、363の施策のうち、およそ半数が達成している状況です（表３－２参照）。

以上から、基本戦略３については、「森林の整備保全」など、森、里、川、海におけるつながりの確保に向けた個別の取組は着実に進捗しましたが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとまでは言えないと評価します。

関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況

図3－1　基本戦略3に対応する第2部の関連指標の動向

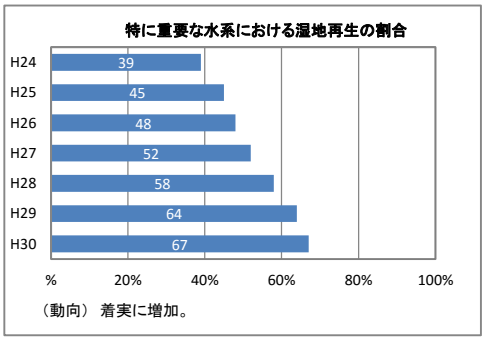

（動向）　着実に増加。

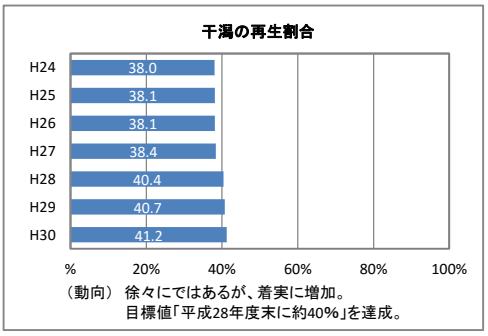

（動向）　徐々にではあるが、着実に増加。
目標値「平成28年度末に約40%」を達成。

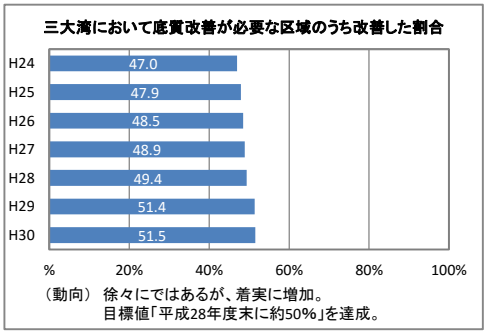

（動向）　徐々にではあるが、着実に増加。
目標値「平成28年度末に約50%」を達成。

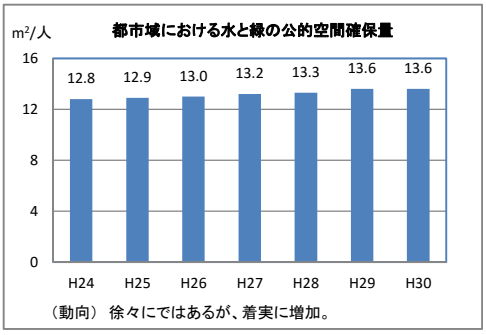

（動向）　徐々にではあるが、着実に増加。

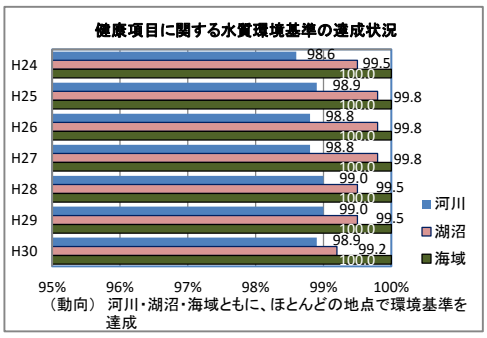

（動向）　河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成

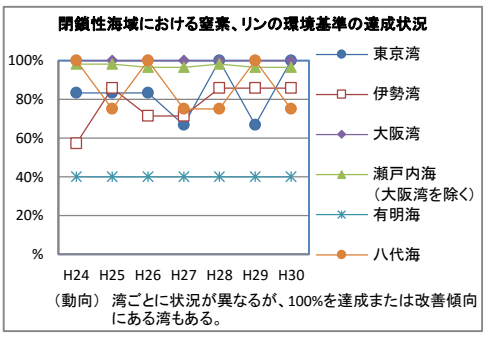

（動向）　湾ごとに状況が異なるが、100%を達成または改善傾向にある湾もある。

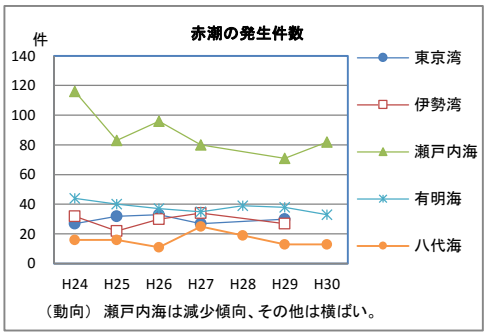

（動向）　瀬戸内海は減少傾向、その他は横ばい。

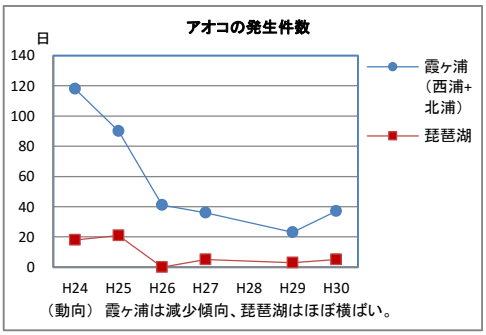

（動向）　霞ヶ浦は減少傾向、琵琶湖はほぼ横ばい。

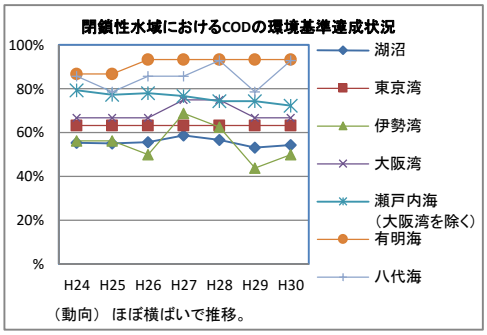

（動向）　ほぼ横ばいで推移。

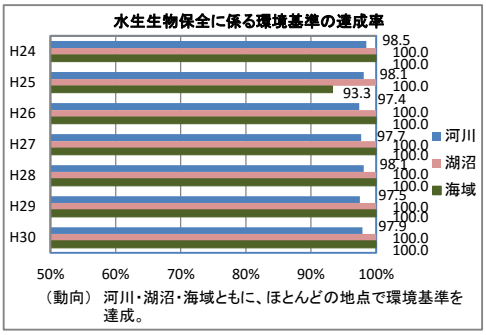

（動向）　河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成。

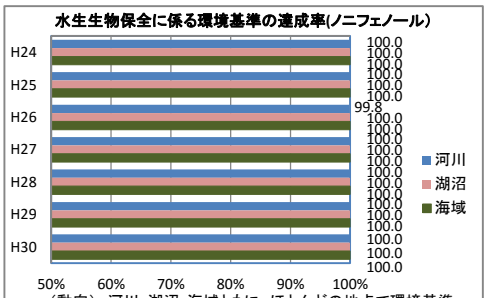

（動向） 河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成。

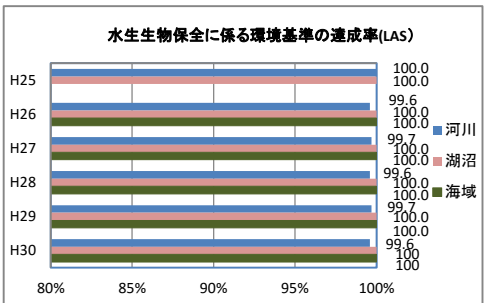

（動向） ほぼ100%を達成。

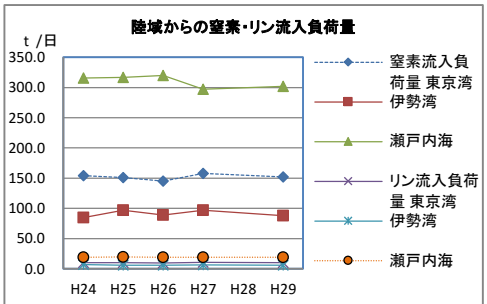

（動向） 窒素、リンともに負荷量は横ばい。

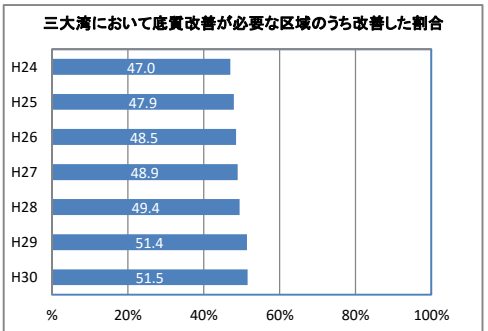

（動向） 着実に増加。

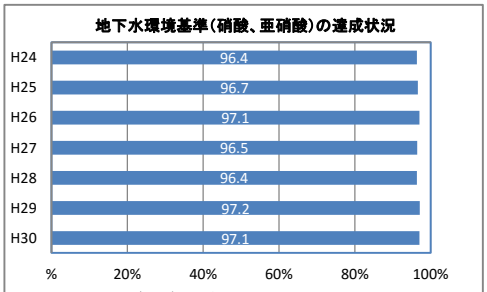

（動向） ほぼ横ばいで推移。

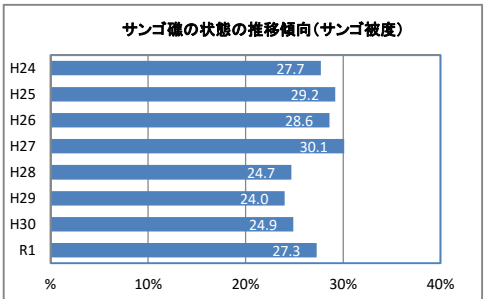

（動向） 近年は増加傾向。

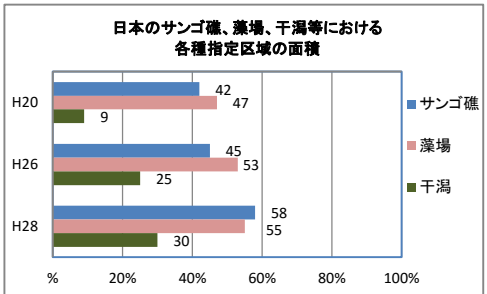

（動向） 増加する傾向。

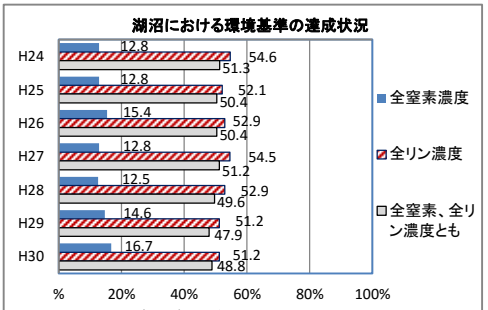

（動向） ほぼ 横ばいで推移。

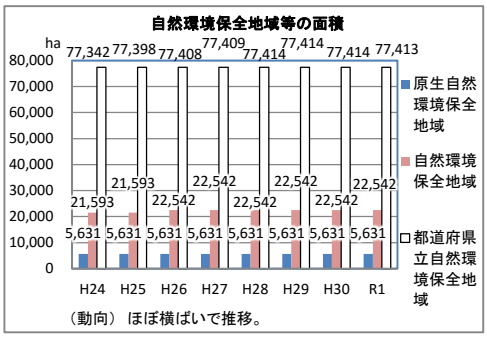
自然環境保全地域等の面積
ha
77,342 77,398 77,408 77,409 77,414 77,414 77,414 77,413
21,593 21,593 22,542 22,542 22,542 22,542 22,542 22,542
5,631 5,631 5,631 5,631 5,631 5,631 5,631 5,631
原生自然環境保全地域
自然環境保全地域
都道府県立自然環境保全地域
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

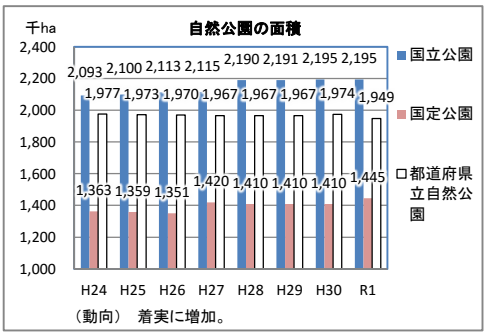
自然公園の面積
千ha
2,093 2,100 2,113 2,115 2,190 2,191 2,195 2,195
1,977 1,973 1,970 1,967 1,967 1,967 1,974 1,949
1,363 1,359 1,351 1,420 1,410 1,410 1,410 1,445
国立公園
国定公園
都道府県立自然公園
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 着実に増加。

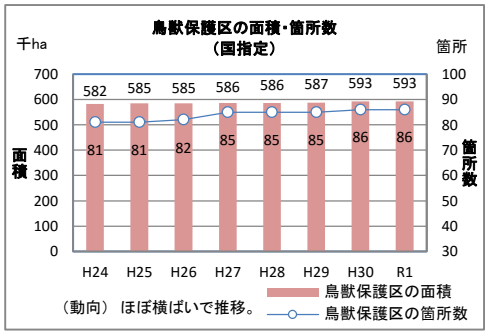
鳥獣保護区の面積・箇所数
（国指定）
千ha
箇所
582 585 585 586 586 587 593 593
81 81 82 85 85 85 86 86
面積
箇所数
鳥獣保護区の面積
鳥獣保護区の箇所数
（動向） ほぼ横ばいで推移。

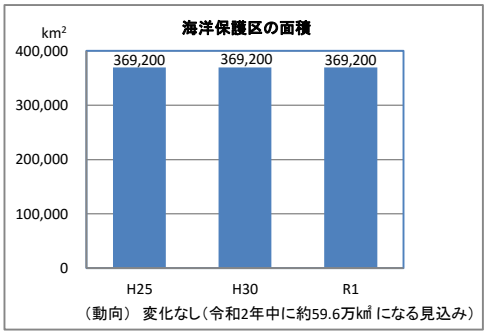
海洋保護区の面積
km²
369,200 369,200 369,200
H25 H30 R1
（動向） 変化なし（令和2年中に約59.6万㎢になる見込み）

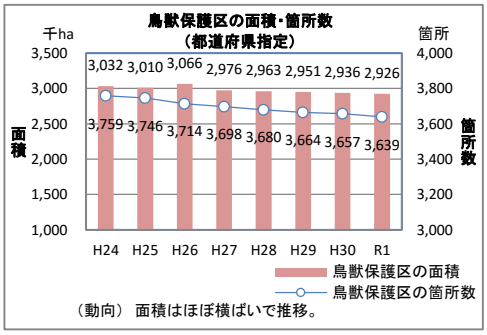
鳥獣保護区の面積・箇所数
（都道府県指定）
千ha
箇所
3,032 3,010 3,066 2,976 2,963 2,951 2,936 2,926
3,759 3,746 3,714 3,698 3,680 3,664 3,657 3,639
面積
箇所数
鳥獣保護区の面積
鳥獣保護区の箇所数
（動向） 面積はほぼ横ばいで推移。

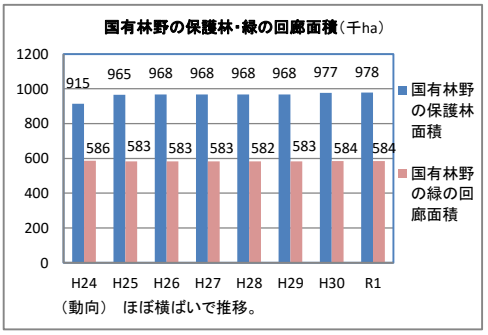
国有林野の保護林・緑の回廊面積（千ha）
915 965 968 968 968 968 977 978
586 583 583 583 582 583 584 584
国有林野の保護林面積
国有林野の緑の回廊面積
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

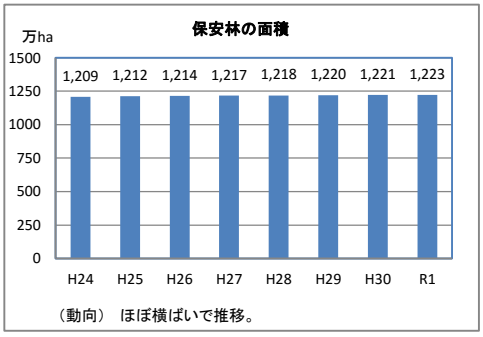
保安林の面積
万ha
1,209 1,212 1,214 1,217 1,218 1,220 1,221 1,223
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

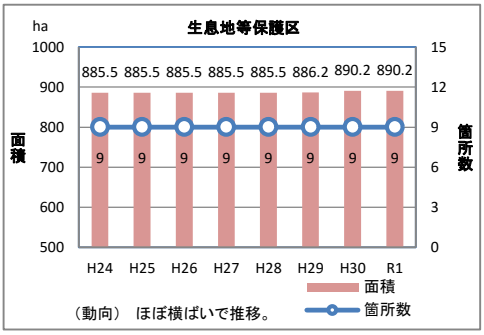
生息地等保護区
ha
885.5 885.5 885.5 885.5 885.5 886.2 890.2 890.2
9 9 9 9 9 9 9 9
面積
箇所数
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

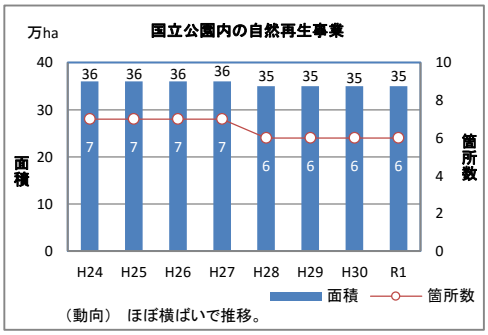
国立公園内の自然再生事業
万ha
36 36 36 36 35 35 35 35
7 7 7 7 6 6 6 6
面積
箇所数
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

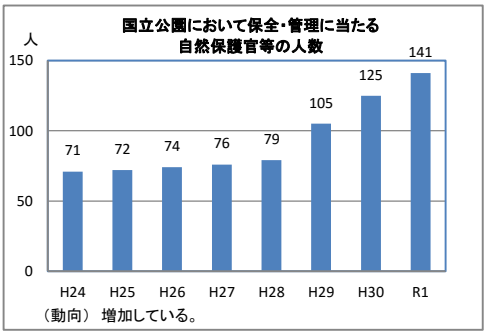
国立公園において保全・管理に当たる
自然保護官等の人数
人
71 72 74 76 79 105 125 141
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 増加している。

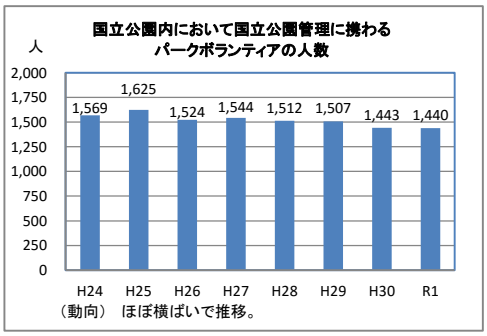

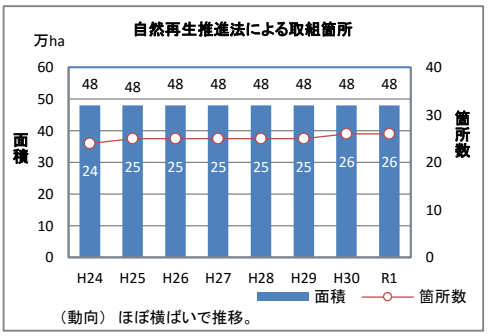

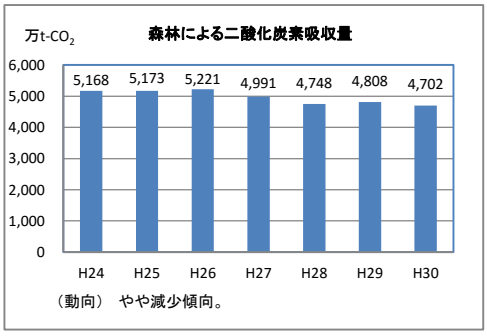

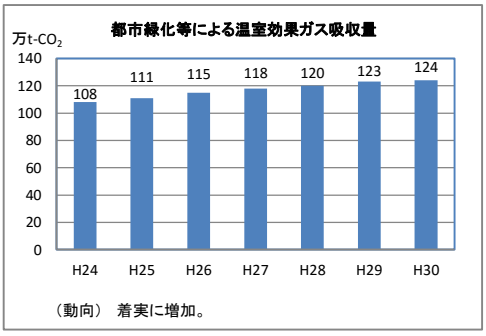

※図３－１は、第２部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13 目標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの

表3－1　基本戦略3に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
山小屋等のし尿・排水処理施設等の整備数 【数値目標は未達成】	100箇所 [H23年度から10年間]	4箇所 [H23年度]	35箇所 [R1年度]	32.3%	35.0%
生態系維持回復事業計画策定地域数 【数値目標は達成】	9地域 [R2年度]	6地域 [H23年度末]	9地域 [R1元年度]	100.0%	100.0%
保安林面積 【数値目標は未達成】	1,281万ha [R5年度末]	1,202万ha [H23年度末]	1,223万ha [R1年度末]	26.6%	95.5%
ラムサール条約湿地 【数値目標は未達成】	10箇所増 （56箇所） [R2]	－ （46箇所） [H24.8]	6箇所増 （52箇所） [R2.3]	60.0% 60.0%	60.0% 92.9%
管轄権内水域の保護化 【数値目標は未達成】	10% [R2]	8.3% [H23.5]	8.3% [R2.3]	0.0%	83.0%
自然再生事業実施計画数 【数値目標は達成】	35 [H27年度]	26 [H23年度末]	40 [H27年度]	155.6%	114.3%
自然再生協議会設置数 【数値目標は未達成】	29 [H27年度]	24 [H23年度末]	25 [H27年度]	20.0%	86.2%
CO2森林吸収量 （基準年総排出量比） ※基準年＝1990年	3.5% [H25～R2平均]	3.8% [H20～24平均]	―	―	―
フォレスター認定人数 【数値目標は未達成】	2,000-3,000人 [R2年度]	0 [制度開始前]	1,397人 [R1年度]	69.9%	69.9%
森林施業プランナー認定人数 【数値目標は未達成】	2,100人 [H27年度]	0 [制度開始前]	1,483人 [H27年度]	70.6%	70.6%
森林の現場管理責任者等育成人数 【数値目標は未達成】	5,000人 [R2年度]	436人 [H23年度]	3,128人 [R1年度]	59.0%	62.6%
周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数【数値目標は未達成】	約5,6万集落 [H25年度]	5.3万集落 [H22年度末]	5.5万集落 [H25年度]	56.7%	97.7%
水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域 【数値目標は達成】	40水域 [H24年度末]	37水域 [H23年度末]	40水域 [H24年度末]	100.0%	100.0%
藻場・干潟の保全・造成 【数値目標は達成】	5,500ha [H24～28年度]	4,800ha [H19～22年度]	6,168ha [H24～28年度]	106.5%	112.1%
干潟の再生割合 【数値目標は達成】	約40% [H28年度末]	37.8% [H23年度末]	40.4% [H28年度末]	118.2%	101.0%

農業集落排水処理人口整備率 【数値目標は達成】	76% [H28年度]	68% [H21年度]	90.7% [H28年度末]	283.8%	119.3%
漁場のたい積物除去 【数値目標は未達成】	23万ha [H24～28年度]	31.3万ha [H19～22年度]	15.6万ha [H24～28年度]	86.4%	67.8%
魚礁や増養殖場の整備 【数値目標は未達成】	6万ha [H24～28年度]	4.1万ha [H19～22年度]	5.9万ha [H24～28年度]	94.7%	98.3%
漁業集落排水処理人口比率 【数値目標は達成】	65% [H28年度]	49% [H21年度末]	66.9% [H28年度]	111.9%	102.9%
多国間漁業協定 【数値目標は達成】	47協定 （維持・増加） [毎年度]	47協定 [H23年度末]	52協定 [R2.3]	ー	110.6%
海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合 【数値目標は達成】	9割 [R4年]	7割台 [H22年]	9.1割 [H31.1]	105.0%	101.1%
三大湾における底質改善割合 【数値目標は未達成】	約50% [H28年度末]	46.2% [H23年度末]	49.4% [H28年度末]	84.2%	98.8%
水質総量削減における化学的酸素要求量（COD） 【数値目標は達成】	東京湾：177t/日 伊勢湾：146t/日 瀬戸内海：472t/日 [H26年度]	183t/日 158t/日 468t/日 [H21年度]	163t/日 141t/日 404t/日 [H26年度]	333.3% 141.7% －	108.6% 103.5% 116.8%
木質バイオマス利用量(間伐材等由来) 【数値目標は達成】	600万m3 [R2年]	55万m3 [H22年]	693万m3 [R1年]	117.1%	115.5%

※1　進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。
「進捗率」＝ {（点検値－当初値）/（目標値－当初値）}×100（%）

※2　到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」＝（点検値/目標値）×100（%）

表3－2 基本戦略3に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）i	最終評価施策数（割合）ii	割合の増減の差 ii－i
既に達成済み			7（2.0%）	177（48.6%）	46.6 ポイント
	a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	－	165（45.3%）	－
	a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	－	12（3.3%）	－
b 進捗中		一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	340（97.7%）	185（50.8%）	−46.9 ポイント
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	0	0	0 ポイント
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	1（0.3%）	2（0.5%）	0.2 ポイント
計			348（100%）	364（100%）	

※表３－２は、第３部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、５つの項目から評価した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないことに留意すること。

項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題

【３－１　生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】

（1）生態系ネットワークの形成

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森・里・川・海のつながりを確保することが重要です。

森・里・川・海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、平成27年度に全国約50

箇所で開催したリレーフォーラムにおける参加者の意見等を踏まえ、平成28年９月には「森里川海をつなぎ、支えていくために（提言）」を公表しました。本提言の下、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む10の実証地域を選定し、平成31年２月には、成果についてのシンポジウムを開催しました。

加えて、平成30年度に制作した読本「森里川海大好き！」や、流域単位で河川の恵みを認識・共有する「≪森里川海ふるさと絵本≫ありがとう あらかわ―秩父市―」、「≪森里川海ふるさと絵本≫ありがとうあらかわ―荒川区―」を活用した普及・啓発、令和元年度には読本「森里川海大好き」を全国約2万校の学校図書館へ寄贈し、読書感想文コンクールの開催及び自然体験プログラムの実施など、森・里・川・海の恵みや自然体験の大切さを子供や保護者等に伝えました。さらに、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発しました。

水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、地区の特徴的な希少生物の保全に配慮した用排水路、ため池、ビオトープ、水路整備など、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を進めました（参考：平成24年度から令和元年度までに78地区で実施）。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、生態系に配慮した水田や水路等の整備手法を検討するなど、生物多様性を確保するための取組を進めました。

このほか、生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました（参考：非農業者等の多様な主体の参加による地域共同活動への延べ参加者数は、延べ1,091万人・団体（平成24年度から平成28年度））。

（２）重要地域の保全

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要です。我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行いました。

■自然環境保全地域■

自然環境保全法に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域と、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

平成27年２月に崎山湾自然環境保全地域（指定：昭和58年）の区域を23年ぶりに拡張し、名称を「崎山湾・網取湾自然環境保全地域」に変更しました。この区域の拡張により、自然環境保全地域等の指定面積は、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（2

万2,542ha）となりました。なお、当該拡張以降、令和２年３月時点で原生自然環境保全地域と自然環境保全地域については、新たな指定地域数と指定面積の増減はありません。

また、平成28年４月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、自然環境保全法の一部を改正する法律が平成31年４月に公布され、沖合の海底の自然環境の保全を図るため新たな海洋保護区（「沖合海底自然環境保全地域」）制度が創設されました。この制度に基づき、海洋保護区の指定作業を進めており、令和２年中に日本の海洋保護区の領海及び排他的経済水域に占める割合が10%を超える見込みです。

都道府県自然環境保全地域については、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行い、令和２年３月時点で546地域（7万7,413ha）が指定されています（参考：542地域（7万7,344ha）（平成25年9月末時点））。

■自然公園■

自然公園法に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の14.7%を占めており、国立・国定公園にあっては、令和２年３月現在で、それぞれ34箇所・面積219万4,391ha、57箇所・面積144万5,150haが指定されており、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

平成24年度は、瀬戸内海国立公園（淡路地域、山口県地域及び大分県地域）、阿寒国立公園、富士箱根伊豆国立公園、天竜奥三河国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。また、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果により選定した国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地のうち、三陸海岸については、平成25年５月に陸中海岸国立公園を拡張し、三陸復興国立公園として指定しました。また、平成26年３月に慶良間諸島国立公園を新規指定しました。平成26年度は南三陸金華山地域を三陸復興国立公園に編入し、「由良川及び桂川上中流域」を京都丹波高原国定公園として新規指定しました。平成28年度は、西表島のほぼ全域の国立公園化をはじめとした西表石垣国立公園の区域拡張を行いました。平成29年度は、阿寒摩周国立公園、富士箱根伊豆国立公園及び三陸復興国立公園の公園区域の拡張と公園計画の変更を行い、耶馬日田英彦山国定公園（福岡県地域）の公園計画の見直しを実施しました。平成30年度は、やんばる国立公園、瀬戸内海国立公園、霧島錦江湾国立公園及び磐梯朝日国立公園の合計４公園の公園区域を変更し、それらの公園に加えて十和田八幡平国立公園、上信越高原国立公園、大雪山国立公園、日光国立公園及び中部山岳国立公園の合計９公園の公園の公園計画を見直しました。令和元年度は、中央アルプス国定公園を、希少かつ特徴的な氷河地形や貴重な高山植生等を有し、傑出性が高い風景地を有していることから新規指定し、また、知床国立公園、奄美群島国立公園、やんばる国立公園及び京都丹波高原国定公園の合計４公園の公園区域を変更し、それらの公園に加えて富士箱根伊豆国立公園、阿蘇くじゅう国立公園及び西表石垣国立公園の合計７公園の公園計画を見直しました。

図3－2　国立公園及び国定公園の配置図　　出典:環境省資料

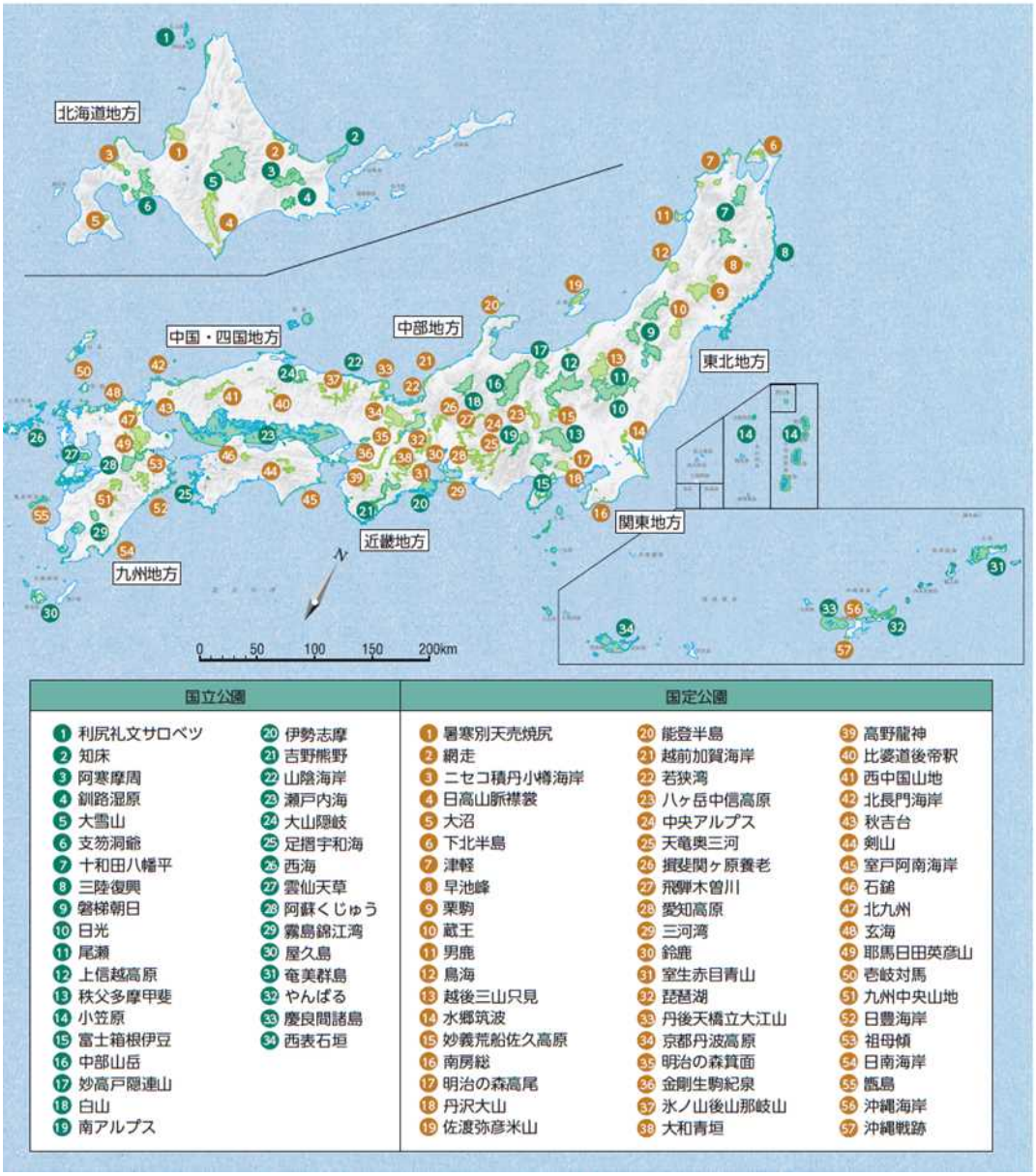

国立公園の管理に当たっては、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容や手順についてまとめた「国立公園における協働型管理運営の推進の手引書」（平成26年度策定）に沿って、令和２年３月時点で、総合型協議会が12の国立公園の13地域に設置されています。また、自然公園法に基づく公園管理団体は、国立公園で５団体と国定公園で２団体が指定されています。

近年の全国で深刻化する国立公園におけるニホンジカによる生態系被害を踏まえ、ニホンジカ対策を科学的かつ順応的に進めるために、平成30年度に「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」を作成しました。シカ対策を中心に生態系維持回復事業制度に基づく対策を講じることが適当な公園においては、本ガイドラインに沿って積極的に生態系維持回復事業計画の策定を進めております。なお、令和２年３月までに９国立公園において10計画が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。

また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）について、平成27年に策定した選定方針に基づき、19の国立公園において指定植物の見直し作業を進めました。

さらに、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し貴重な野生生物の保護対策、高山植物の盗掘防止パトロール、外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。グリーンワーカー事業は、平成24年度から令和元年度にかけて国立公園において延べ272公園及び国指定鳥獣保護区において延べ136保護区で実施しており、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進しました。また、海域についても国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業）により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施しました。なお、マリンワーカー事業は、平成24年度から令和元年度にかけて海域を有する国立公園において延べ112公園で実施しました。

これらの地域の保護管理の強化を図るために、国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点から保護の必要性が高い民有地の買上を行っており、平成24年度から令和元年度までに約1,840haを買い上げました。さらに自動車乗り入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、地域関係機関との協力の下、自家用車に代わるバス運行等の対策を実施したほか、国立公園のマイカー規制区間における低炭素型の車両の導入等を支援しました。

国立公園等の山岳地域においては、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、令和元年度は中部山岳国立公園等において山岳トイレや焼却炉の整備を支援しました。

■鳥獣保護区■

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度です。鳥獣の生息環境を確保するため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定したほか、既指定保護区の区域の拡張を行いました。平成24年度は、渡良瀬遊水地（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）、円山川下流域（兵庫県）、荒尾干潟（熊本県）を、平成26年度は、涸沼（茨城県）、舟志ノ内（長崎県）を、平成27年度は、東よか干潟（佐賀県）、肥前鹿島干潟（佐賀県）を、平成30年度は、葛西沖三枚洲（東京都）を新規指定し、全国の国指定鳥獣保護区は令和２年３月現在、86箇所、592,969ha、同特別保護地区は71箇所、163,850ha、同特別保護指定区域は２箇所、1,159haとなっています（参考：平成24年11月の指定状況～国指定鳥獣保護区は81箇所、585千ha、同特別保護地区は66箇所、158千ha、同特別保護指定区域は２箇所、1千ha）。このほか、国指定鳥獣保護区においては、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、関係機関との調整を図りながら、大規模生息地の保護区（行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣の保護区）、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣の生息地の保護区として生息環境の維持・改善、生息状況のモニ

タリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、干潟の造成、進入防止柵の設置等を行いました。

■生息地等保護区■

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成30年３月に既指定保護区である「大岡アベサンショウウオ生息地保護区」（兵庫県豊岡市）の指定面積の拡張（約５ヘクタール）を行いました。令和２年３月現在、全国の生息地等保護区は９箇所、890ha、このうち管理地区は９箇所、390haとなっています。絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、巡回による違法行為の防止、標識類の点検、生息・生育状況の把握、下草刈り等の生息・生育環境の維持・保全を行うなど適切な管理等を実施しました。

■名勝（自然的なもの）、天然記念物■

文化財保護法に基づき、峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、名勝（自然的なもの）は平成24年９月から令和２年３月までの間に33県で計26件指定し累計180件（うち特別名勝12件）、天然記念物については、27県で計35件指定し、累計1,031件（うち特別天然記念物75件）が指定されています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など235件（平成24年度から令和元年度までの累積件数）について再生事業を実施しました。

■保護林、緑の回廊■

原生的な森林生態系を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査を実施し、適切な保全・管理や区域の見直しを推進するとともに、外来生物への対策が必要な保護林においては、外来生物の駆除、侵入防止のための予防措置等を実施しました（詳細は３－２参照）。

■保安林■

我が国の森林のうち、水源の涵養や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の提供等の公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。

■特別緑地保全地区等■

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区、生産緑地の指定等を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地の保全を推進しました。

平成30年度には、特別緑地保全地区面積は2,818ha（参考：平成24年度から350haの増加）、近郊緑地保

全区域面積は97,330ha（参考：平成24年度からの増減無し）、近郊緑地特別保全地区面積は3,746ha（参考：平成24年度から28haの増加）、生産緑地面積は12,101ha（参考：平成24年度以降に行った追加指定の面積337ha）を指定し、拠点となる緑地の保全を進めました（詳細は３－３参照）。

（２）自然再生の取組

自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、平成24年度から新たに２箇所（平成25年度に高安自然再生協議会、平成30年度に北潟湖自然再生協議会）が設置され、令和２年３月末時点で、全国で26箇所となっています。このうち25箇所で自然再生全体構想が作成され、うち21箇所で自然再生事業実施計画が作成されました（図３－３、表３－３）。平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業（７地区）を実施しました。都道府県が実施する自然再生事業（８地区）に対して自然環境整備交付金により支援しました。これらの地区では、多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進しており、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等も行いました。

また、これまで地域自主戦略交付金で地方公共団体の実施する自然再生事業を支援してきましたが、平成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設し、都道府県が実施する生態系の保全・回復のための事業を支援するため、同交付金により熊本県による球磨川流域における取組、京都府による桂川流域における取組等、平成25年度から令和元年度までに５件を支援しました。

このほか、自然再生推進法第７条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として平成15年度に定められた自然再生基本方針については、自然再生事業の実施状況や自然再生が抱える課題などの情報を収集・分析し、令和元年度に３回目の見直しを行いました。

（森林、都市、河川、沿岸・海域の各生態系に係る取組については、３－２～３－５参照）

図３－３　自然再生協議会の設置箇所

（令和2年3月現在）※図中の番号は表３－３に対応

出典：環境省資料

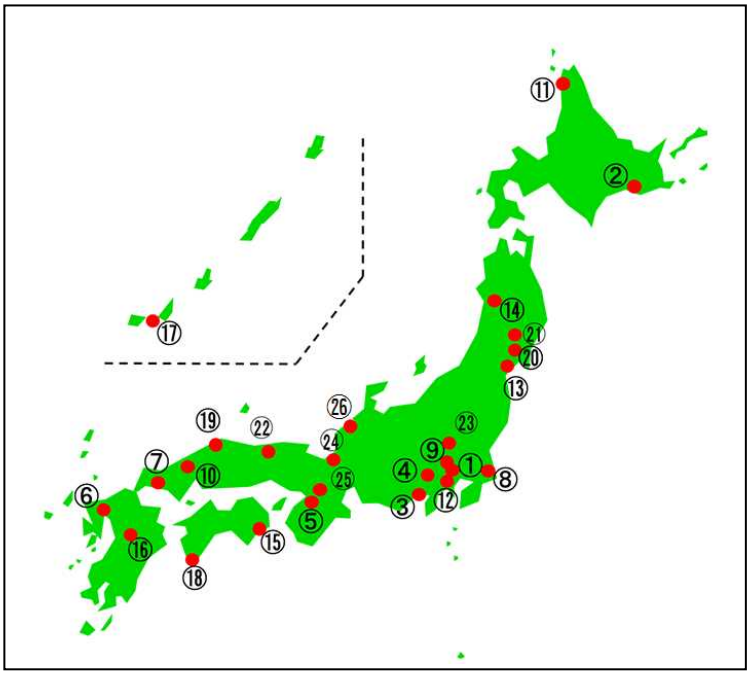

表3－3　自然再生協議会の設置状況（令和2年3月現在）　　出典:環境省資料

	協議会名	都道府県	設立年月日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	H15.7.5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	H15.11.15	○	○
3	麻機遊水地保全活用推進協議会	静岡県	H16.1.29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	H16.3.5	○	－
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	H16.5.25	○	○
6	樫原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	H16.7.4	○	○
7	椹野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	H16.8.1	○	－
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	H16.10.31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	H16.11.6	○	－
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	H16.11.7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	H17.1.19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	H17.3.28	○	○
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	H17.6.19	○	○
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	H17.7.19	○	○
15	竹ヶ島海域公園自然再生協議会	徳島県	H17.9.9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	H17.12.2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	H18.2.27	○	○
18	竜串の自然と共生した地域づくり協議会	高知県	H18.9.9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	H19.6.30	○	○
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	H20.9.7	○	○
21	久保川イーハートーブ自然再生協議会	岩手県	H21.5.16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	H22.3.21	○	○
23	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	H22.4.10	○	○
24	三方五湖自然再生協議会	福井県	H23.5.1	○	○
25	高安自然再生協議会	大阪府	H26.1.14	－	－
26	北潟湖自然再生協議会	福井県	H30.11.24	○	－

（次期国家戦略に向けた課題）

自然環境保全法の改正や国立・国定公園総点検事業の結果等を踏まえ、引き続き生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生を着実に進めていくことが必要です。

また、国土のレジリエンスを高め、日本の自然環境を次世代に引き継いでいくためには、脊梁山脈から中山間地域（里地・里山）、都市、海洋までをつなぐ生態系ネットワークの構築が重要です。このため重要地域の保全だけでなく、それらの間をつなぐ取組が重要です。OECM（ Other Effective area-based Conservation Measures)等の民間等の主体により保全が図られてきた地域における取組や、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の生態系が有する多様な機能を活かす取組、里山を保全しつつ資源を持続可能に活用して地域を活性化する拠点の構築等を推進することが求められます。これらの取組は、地域づくりと生態系ネットワークの形成の相乗効果をもたらすことにつながります。取組を進める際には、ランドスケープアプローチの考え方を適用し、保護地域やOECM等を一体的に保全・管理することが効果的です。

【３－２　森林の整備・保全】

（１）生態系ネットワークの構築に向けた取組と重要地域の保全

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林に指定し、適正な管理を行っています。

国有林野については、奥地脊梁山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在し、その生態系は農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結びついており、生態系ネットワークの根幹として、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めています。

このため、原生的な森林生態系や希少な野生生物の生息・生育地等については、厳格な保護・管理を行う「保護林」に設定しており、設定面積は91万5千ha（平成24年４月現在）から97万8千ha（平成31年4月現在）と着実に増加し、国有林野面積の13%を占めています。「保護林」設定後は、森林や野生生物等の状況変化に関する定期的なモニタリング調査を実施し、森林生態系等の保護・管理や区域の見直し等に役立てています。なお、保護林制度については、平成27年９月にその改正を行い、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分を導入し、これまで７種類あった保護林を３種類に再編し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めました。また、「保護林」の適切な保護・管理の一環として、植生等の回復やニホンジカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を進めています。

また、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保存や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しており、国有林野面積の８%を占めています。これら「緑の回廊」では、人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生息・生育に配慮した施業を行っており、これに加えて森林の状態と野生生物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査等を自然保護団体等の参加・協力を得ながら実施しました（図３－４）。

図3－4 「保護林」と「緑の回廊」の位置図

出典：農林水産省資料

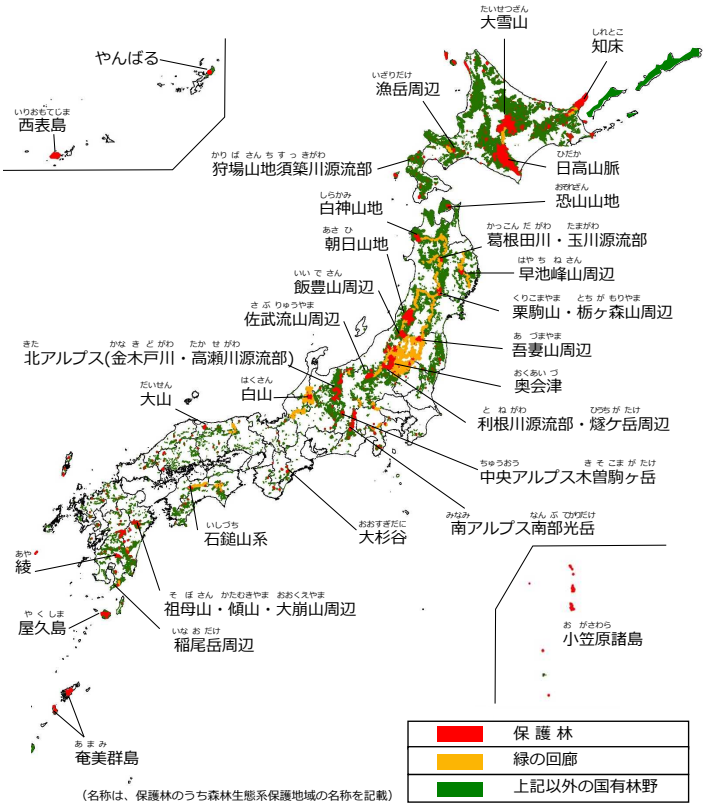

平成 31 年（2019 年） 4 月 1 日現在

保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林等については、渓流沿いの森林を保護樹帯等に設定し、連続性を確保し野生生物の移動経路等として機能を果たすような森林生態系ネットワークの形成を進めました。

（2）森林の適切な整備・保全

森林のもつ、国土保全、水源涵養（かんよう）、地球温暖化の防止、生物多様性保全等の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐の実施、伐採林齢の長期化、針広混交林・広葉樹林化に留意した伐採及び的確な更新など、多様な森林づくりを推進しました。

水源涵養（かんよう）や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献しました。保安林については、令和元年度には新たに約1.7万haが保安林に指定され、同年度末で全国の森林面積の49%、国土面積の32%に当たる1,223万haの森林が保安林に指定されており、平成23年度（1,202万ha）から令和元年度（1,223万ha）にかけて着実に増加しています。

また、森林のもつ防災・減災の機能として、東日本大震災で海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、平成24年に中央防災会議が決定した報告の中で海岸防災林の整備は、津波に対する「多重防御」の一つに位置づけられました。この報告や「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」が示した方針を踏まえ、生態系保全の必要性等を考慮しながら、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生を進めました（参考：被災した海岸防災林 約164kmの復旧・再生に着手し、令和元年度

末までに約136kmの復旧工事が完了)。

国有林では、森林づくり活動を行う民間団体や地方公共団体等と協定や契約を締結して国有林のフィールドを提供することで、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりを推進しました。一例として、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」を進め、平成25年度から令和元年年度末までの期間において、新たに13箇所、94haの「法人の森林」の設定を行い、企業や団体等の森林づくりへの参画に努めました。

これに加えて、国有林野に隣接・介在する民有林の中には、所有者による間伐等が十分に行われず、国有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除に支障となる場合もみられることから、所有者と協定を締結して国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が、平成25年度に開始されました。同制度の活用により、隣接・介在する民有林と一体となった間伐等の実施や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に資する外来樹種の駆除等のため、平成31年３月末現在までに20箇所（595ha）の協定が締結されました。

また、入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野においては、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行いました。

このほか、森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民理解の醸成等を図るための取組の一環として、森林ボランティア等多様な主体による森林づくり活動や全国植樹祭等の国土緑化行事等の普及啓発活動を行うとともに、身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発等を推進し、我が国におけるこれらの取組を国内外に発信しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

引き続き、適切な間伐、長伐期化、広葉樹林化による多様な森林づくりや、保護林や緑の回廊の設定等の取組を通じ、森林の有する多面的な機能を発揮させる森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開することが必要です。特に、地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等に貢献する森林の適切な整備等を進めていくことが求められます。

【３－３　都市の緑地の保全・再生など】

（１）緑地の保全・再生・創出・管理

都市における緑地は、生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークの要となります。

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、地方公共団体に対する社会資本整備総合交付金等事業による財政的支援等により推進しており、平成31年３月現在、都市公園法に基づく都市公園等整備面積は127,321ha、110,279箇所（参考：平成24年度から7,104ha、7,886箇所の増加）、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定面積は2,818ha、621地区（参考：平成24年度から350ha、158地区の増加）、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域の面積は97,330ha、25区域（参考：平成24年度からの増減なし）、近郊緑地特別保全地区の指定面積は3,746ha、30地区（参考：平成24年度から28haの増加）、生産緑地の指定面積は12,101ha（参考：平成24年度以降に行った追加指定の面積337ha）を整備・指定し、地方公共団体等による土地の買入れ等の推進や都市における生物の貴重

な生息・生育空間を確保するとともに、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進しました（図３－５、図３－６、図３－７）。

図3－5　都市公園等面積の推移　　**出典:国土交通省資料**

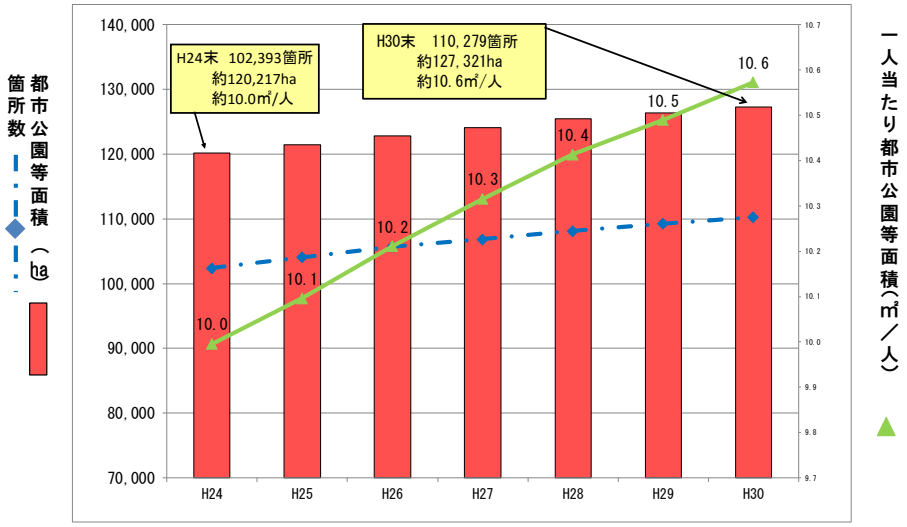

図3－6 特別緑地保全地区指定面積の推移 出典:国土交通省資料

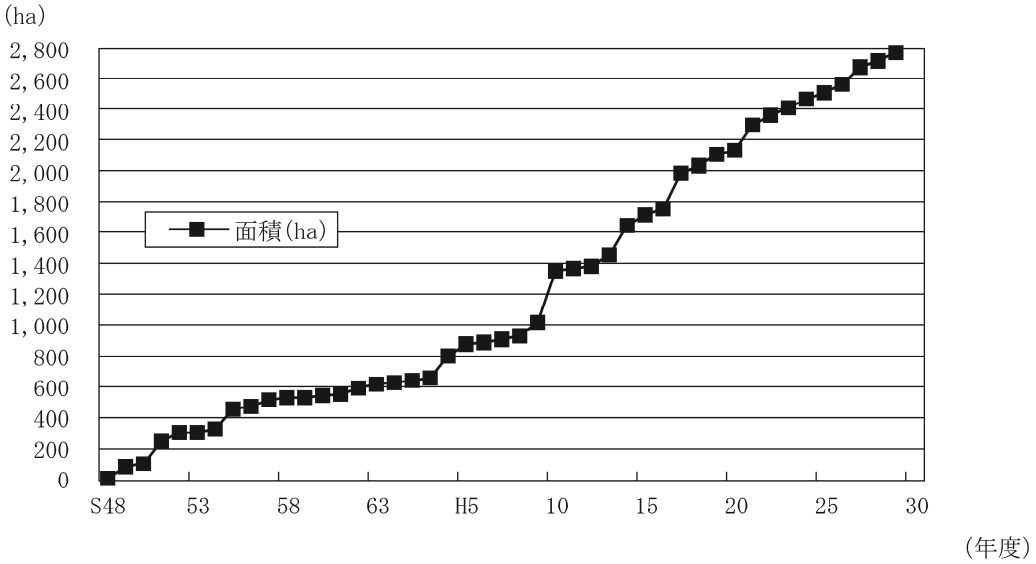

図3－7 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の推移 出典:国土交通省資料

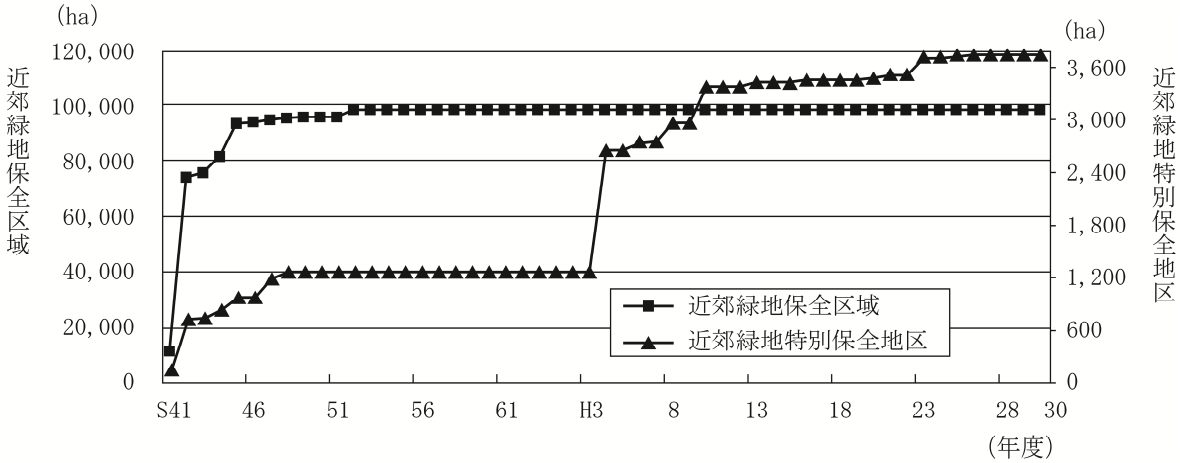

また、都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、平成29年の都市緑地法改正において創設された「市民緑地認定制度」により、民間主体による緑化を推進しており、平成31年３月現在、市民緑地の契約締結面積：998,770㎡、169箇所、緑化地域制度：60,644ha、4地域となっています。加えて、歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制した上で、行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ等についても支援しています（参考：歴史的風土特別保存地区～指定面積6,428ha、60地区、歴史的風土保存区域～指定面積20,083ha、32区域を指定（平成31年３月時点））。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進したほか、緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（４月～６月）」、「都市緑化月間（10月）」を中心に普及啓発活動を実施しました。

このほか、地方公共団体による都市における生態系ネットワークの形成の観点を踏まえた緑の基本計画の策定を促進するため、平成25年５月には地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価するための「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、平成28年11月には、より簡便に取組状況を把

握・評価できるように改良した「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定しました。加えて、これまでの成果を活用して、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進するため、平成30年５月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、令和２年６月には、自治体が市民と共同で行う生物調査について、その考え方と、実践・活用の方法を解説した「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」を策定しました。このような取組を受けて、平成31年３月現在、686市町村が緑の基本計画を策定しています（参考：平成23年３月の策定市町村数：665市町村）。

（２）都市域における水辺空間の保全・再生

都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

都市地域から流入する汚濁負荷の低減に向けて、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進しました。また、地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政的支援の実施により、地方公共団体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。特に水環境の悪化が著しい河川等については、全国32箇所において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質改善の取組を進めてきているところです。

これらの取組により、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出や広域的な視点からの水循環系の構築を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供しています。

（３）住民や事業者の参画を促す取組

都市近郊の生物多様性の確保には、周辺の自然環境に関心が強い都市住民や都市地域で事業を行っている事業者と連携した取組が有効です。

開発事業において事業者が積極的に行っている緑地の保全・維持・活用のための取組を評価し、優秀な事例を認定・表彰することで事業者の努力を促す社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の普及に努めており、令和２年３月までに新たに99サイトが認定されました。これにより、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組を推進するとともに、講演会等の広報活動を通じて都市開発における緑地の評価制度の普及に努め、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進しました。また、「生物多様性保全につながる企業のみどり100選」として、全100件の取組が認定されました。

都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人により、緑化支援活動に関する環境整備及び企業等の実施している緑化推進に関する取組についての事例等が紹介されました。

このほか、緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成等を行う民間における事業などを積極的に支援するなど、多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

人口が集中する都市においては、住民が自然環境とふれあう場の確保や、生物の生育・生息環境の確保の観点から、緑地の保全・再生・創出がますます重要になっています。また、気候変動への適応においては、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透に貢献する緑地の配置等、グリーンインフラの取組を推進することも重要です。これらの取組の実施に当たっては、グリーンインフラの機能発揮の観点から、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民等、多様な主体が適切に連携・役割分担しつつ、適切なマネジメントを行い、一体的な取組を進めていくことが効果的である。そのため、都市における総合的な緑に関するマスタープランとして市区町村が策定する緑の基本計画や、生物多様性地域戦略等を連携させることなどにより、都市における保護地域やOECM（民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域）等を一体的に保全管理することで、今後も引き続き都市郊外の自然環境とのつながりも考慮しながら都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進していくことが必要です。

【３－４　河川・湿地などの保全・再生】

（１）河川の保全・再生

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出するための「多自然川づくり」を全ての川づくりにおいて実施しました。また、流域における多様な主体と連携しながら、河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの形成の推進を図るため、湿地等の保全・再生や、河川や流域の連続性を確保するための魚道整備等の自然再生事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しました。

さらに、災害復旧事業においても、平成30年６月に改定した「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元を図りました。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/）として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

（２）湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場所です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じることが必要です。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、令和２年３月時点において52箇所の湿地が登録されています。

また、平成26・27年度に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の抽出作業及び公表に向けた地方公共団体等との調整を行い、平成28年４月に公表し湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を

普及啓発しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

河川は、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐ国土の生態系ネットワークの重要な基軸となることから、河川内の生物の生息・生育・繁殖環境を確保するために、引き続き多自然川づくりや湿地の保全・再生等を実施することが重要です。

また、湿地の保全・再生等を通じ、生態系を基盤として流域全体で遊水機能を高めることなど、Eco-DRR の観点からの取組を進めることが求められています。その際、劣化した湿地の保全・再生を進めるとともに、耕作放棄地や休耕田も活用し地域固有の生物多様性に配慮した湿地保全・再生を進めることが必要です。

湿地は、生物多様性が豊かな地域であるとともに、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系といえます。そのため、モニタリング等の調査により生物多様性の現状を適切に把握し、迅速に施策に反映させることが必要です。

【３－５　沿岸・海洋域の保全・再生】

平成23年３月に策定した海洋生物多様性保全戦略及び海洋基本法に基づき平成30年５月に閣議決定された新しい海洋基本計画に沿って、海洋環境の総合的な保全と管理のため、①規制的手法の対象範囲や内容の検討、②沿岸・海洋域の保全・再生、③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護、④海洋汚染への対策、⑤港湾、漁港及び漁場における環境整備等に取り組みました。また、これらの施策の実施のためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要であるため、モニタリングサイト1000 事業では、国内の主要な磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、砂浜等について生物相等に関する調査を実施しており、調査結果は毎年公表されています（モニタリングサイト1000については、５－１参照）。

さらに、生態学的及び生物学的観点から、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、科学的かつ客観的に明らかにし、保全施策の基礎資料とすることを目的として、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出し、平成28年４月に公表しました。

（１）規制的手法の対象範囲や内容の検討

我が国では、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために規制や管理措置を講ずる区域としては海洋保護区を設定しています。海洋保護区の一つである自然公園については、平成25年２月に瀬戸内海国立公園、平成26年３月に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園、平成27年３月に甑島国定公園、平成27年９月に吉野熊野国立公園、平成28年４月に西表石垣国立公園、平成29年３月に奄美群島国立公園、平成30年３月に三陸復興国立公園において海域公園地区を指定しており、令和２年３月時点で、国立公園海域公園地区数として143箇所、国定公園海域公園地区数として61箇所が指定されています。

また、資源管理手法としての海洋保護区の効果については、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施したほか、パンフレットの配布を通じた国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行いました。

（２）沿岸・海洋域の保全・再生

沿岸・海洋域については、藻場・干潟、サンゴ礁、砂浜等の保全・再生が行われているほか、港湾においては、港湾整備で発生した浚渫土砂等を有効に活用し、藻場・干潟等の整備を行いました。この良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、「海辺の自然学校」等の取組を推進しました（里海の再生については、２－１参照）。また、閉鎖性海域における「海の再生」の実現に向け、行政、民間企業、市民等の多様な主体が連携・協働するため設置された「東京湾再生官民連携フォーラム」等による取組を推進しました。

■藻場・干潟の保全・再生■

漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を継続して実施しており、平成24～29年度までの６年間で7,665ha整備しました。

また、漁業者を中心とする多様な担い手によって、食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するため、平成25年度より漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しています。

■サンゴ礁の保全・再生■

平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催し、同行動計画の評価を踏まえ、平成28年３月に改訂し「サンゴ生態系保全行動計画2016-2020」を策定しました。同行動計画については、計画に沿った行動の実施が、サンゴ礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念があるため、策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行うこととしています。

平成25年度はサンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖（沖縄県）、竜串（和歌山県）で、令和元年度は国立公園内の石西礁湖で自然再生事業を実施するとともに、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援しました。

また、サンゴの食害動物であるオニヒトデについて、平成24年度から令和元年度までに延べ45箇所の国立公園において駆除を実施しました（サンゴ礁に関する温暖化への対応は、３－６参照）。

■砂浜の保全・再生■

海岸侵食への対応として、「渚の創生」事業として、漁港、港湾内の浚渫土砂に加え、新たにこれらの施設周辺に堆積している土砂や河口、河道、ダムに堆積している土砂等を、海岸侵食箇所へ活用することにより、美しい砂浜を復元するとともに、広域的・効率的な海岸侵食対策を実施しました。

また、平成24年度から令和元年度までに延べ100の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施しました。

（３）持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護

水産資源については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理が行われています。平成23年度からは、国および都道府県ごとの資源管理指針の策定と、漁業者団体による同指針に沿っ

た資源管理計画の作成が行われており、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されています。資源管理計画の作成数は着実に増加しており、令和２年３月末時点で全国において2,066件の資源管理計画が作成され、漁業者はこれに基づき公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施しました。また、保護水面の管理や、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討、水産資源として利用されている希少種の生息環境・生態・資源状況の調査等を実施しました。

また、混獲対策として、ウミガメ、サメ、海鳥等の混獲状況の調査や地域漁業管理機関の保存管理措置に基づいた混獲回避措置の実施に加え、平成25年度からウミガメ混獲防止技術の開発等を実施しています。

（４）海洋汚染への対策

海洋の生物多様性の保全のためには、海洋汚染による生態系への影響や漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けることも重要です。このため、周辺海域の海洋汚染の状況を継続的に把握し、重金属類、有害な化学物質や赤潮の対策、漂流・漂着ごみの対策等を通じて海洋汚染の防止を図りました。

■海洋汚染対策■

海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）の活動を積極的に支援しました。特に、国連環境計画の地域海行動計画の１つとして採択された「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画」(NOWPAP)のプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、平成23年に策定した手法の案と手順書について、平成24～25年にはこれを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

また、閉鎖性海域については、各指定水域の水質等について経年的な調査を行っているほか、平成25年度より今後の水質総量削減制度の在り方を検討しています。このほか、環境保全の観点から油等汚染事件に的確に対応するため、「排出油等防除計画」の見直しを実施したほか、緊急措置の手引書の備付けの義務付け並びに沿岸海域環境保全情報の整備、脆弱沿岸海域図の公表、関係地方公共団体等に対する傷病鳥獣の救護及び事件発生時対応の在り方に対する研修・訓練を実施しました。

■漂流・漂着・海底ごみ対策■

漂着ごみについては、平成22年３月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和元年５月に変更案が閣議決定）を踏まえ、漂着したごみの分類、漂着経路や発生源等の推定、都道府県を対象とした海岸清掃事業マニュアルの策定や取組支援、発生抑制対策の推進などにより、地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃の実施を推進するとともに、漂流ごみ・海底ごみについても実態把握に努めました。

また、地域住民等との連携による対策も重要であることから、地域住民やボランティア、NGOと連携したごみ対策や清掃の実施及び普及啓発・環境教育活動、漁業資材の減容化などを実施しました。さらに、NOWPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画（RAP-MALI）を通じた情報交換やケーススタディの実施により、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化しています。震災起因洋上漂着物に関しては、NGO連携支援及び漂流予測を通して、関係国における関係団体等と連携体制を構築し、情報交換・意見交換等を実施しました。

（５）漁港及び漁場における環境整備

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心とした産後増殖技術の開発に取り組みました。このほか、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成も行いました。

（次期国家戦略に向けた課題）

沿岸・海洋域については、引き続き海洋保護区の設定等による規制的手法、保全再生、資源管理、汚染対策の実施等、さまざまな主体と連携した取組を総合的に進めていくことが重要です。また、海洋保護区域については、その区域を量的に拡張していくだけでなく、管理体制の強化等により質を確保する取組も求められています。

また、世界的に深刻な問題となっている海洋プラスチックの対策を効果的に進めるためには、国内における総合的な対策を進めるとともに、地球規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要です。

さらに、海洋で生息する生物による炭素の吸収・固定（ブルーカーボン）や、サンゴ礁等による防災・減災など、生態系の保全が気候変動の緩和や適応にも貢献するという観点から、取組を一層進めていくことが求められています。

【３－６　生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進】

地球温暖化等の地球環境の変化により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響が生じることが危惧されています。生物多様性は気候変動に対して特に脆弱であり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の1.5℃特別報告書（2018 年）によると、地球温暖化に伴い、世界的に海洋及び沿岸域の生態系の不可逆的な消失のリスクが拡大し、特にサンゴ礁は、工業化以前からの気温上昇が２℃の場合、99%以上が消失すると予測されています。また、気候変動の直接的・間接的影響により、世界各地での熱波、強い降水、干ばつなどの極端な気象現象の頻度と強度が増大する可能性、動物媒介感染症のリスク増大の可能性なども指摘されており、我が国においても自然環境の保全による緩和への貢献、及び生物多様性の保全と自然共生社会の実現の観点からの適応策の検討・実行が喫緊の課題となっています。

気候変動による影響として、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、自然生態系や災害、食料、健康、国民生活・都市生活などの様々な面で影響が生ずることが予想されていることから、平成27年にこれらの各分野における気候変動影響に関する情報を「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（気候変動影響評価報告書）として取りまとめました。また、その影響への対処（適応）について、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」（平成27年11月閣議

決定）を策定しました。

生物多様性分野における適応に関しては、平成26年度に、12名の学識経験者からなる「生物多様性分野における気候変動の適応に関する検討会」を開催し、その検討を踏まえ、平成27年７月、「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的な考え方」と「当面の具体的取組」をとりまとめ公表しました。

平成30年２月には、自然生態系を含む気候変動の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見の取りまとめとして、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」を、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁と連携で作成・公表しました。

平成30年12月には「気候変動適応法（以下、「適応法」という。）」が施行し、同法に基づく計画として「気候変動適応計画（以下、「適応計画」という。」（平成30年11月閣議決定）を策定しました。また、適応法適応計画に基づき、同年、国立環境研究所内に「気候変動適応センター」を設立し、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を核として、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行っています。

また、地方自治体における地域気候変動適応計画の策定を推進するため、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成、公表するとともに（平成30年12月）、地域の関係者の連携による適応策の推進を目指し、適応法に基づく気候変動適応広域協議会（全国７ブロック）を立ち上げました（平成31年１～２月）。令和２年３月末時点では、48自治体が、適応法に基づく地域気候変動適応適応計画を策定しています。

さらに、気候変動が生物多様性に与える悪影響への適応に関する取組を推進するため、大雪山国立公園及び慶良間諸島国立公園における気候変動影響評価及び適応策検討に係る調査を行い、令和元年に「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」を取りまとめたほか、「生態系を活用した適応策（EbA）」の推進のため、先進事例や研究成果等を収集し、取組の方向性や踏まえるべき視点等の検討を進めました。

多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の67％を占める森林においては、温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫としての機能が十分に発揮されるよう、森林・林業基本計画等に基づき、多様な政策手法を活用しながら、適切な間伐や造林等を通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマスの利用等を推進しました。また、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、市町村が実施する森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度に譲与が開始されました。

都市における吸収源対策として、都市公園整備や道路緑化等による新たな緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しました。さらに、農地土壌の吸収源対策として、炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動の普及に向け、炭素貯留効果等の基礎調査、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援を行いました。

加えて、ブルーカーボン生態系による二酸化炭素吸収量の計測・推計に向けた検討を行うとともに、浚渫土砂や鉄鋼スラグを活用した二酸化炭素吸収源となる藻場等の造成を実施しました。

平成28年３月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」においても、「地球規模で生じる気候変動」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの

変化が生じている確度が高いと評価しており、さらなる気温の上昇にともない生態系における生物間相互作用などが変化することが懸念されています。

地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁等、特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制の充実や分布変化の予測を実施することが必要です。このため、モニタリングサイト1000 事業では、高山帯やサンゴ礁等において継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務において、地球温暖化による影響が懸念される種として、ブナとイワナの生息・生育適地の変化予測地図を作成しました。

気候変動に特に脆弱なサンゴについては、環境研究総合推進費において平成23～27年度を研究実施期間として、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響の予測等を行っています。また、平成25年６月には沖縄県で、独特の島しょ生態系を有する地域として県内の先進的事例を紹介しながら、地球温暖化防止やサンゴ礁保全への対応についての国際的な動向を踏まえつつ、環境と共生した持続可能なシマの社会のあるべき姿を検討し世界に発信していくために、「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」を開催しました。

世界自然遺産地域においては、世界遺産委員会での議論を踏まえ、森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手しています。また、気候変動が一因となり生息数が増加し植生の食害が問題となっているエゾシカについては、平成29年４月に第３期知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、これに基づき管理を進めており、捕獲等によるエゾシカの個体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも回復傾向が確認されました。

気候変動への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、生態系ネットワークを形成し、地球温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることが重要である国有林野において、「緑の回廊」を設定し、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、温暖化にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進しました。

さらに、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対し、山地防災力の強化に向けた治山対策を推進しているほか、環境省では自然と共生した効果的で持続可能な防災・減災の推進に資するため、平成26年度から有識者検討会を設置し、平成28年３月に「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」を取りまとめました。また、平成31年３月には具体的な事例を踏まえて実践のポイントを紹介するパンフレットを発行しました。

また、国内外におけるグリーンインフラに係る最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を行うとともに、第２次国土形成計画（全国計画）、第５次国土利用計画（全国計画）及び社会資本整備重点計画（いずれも平成27年閣議決定）をはじめ、各種計画にグリーンインフラの概念を盛り込みました。

このほか、令和元年７月にグリーンインフラの推進の方策等をとりまとめた「グリーンインフラ推進戦略」を公表するとともに、令和２年３月には国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立し、グリーンインフラの社会的な普及、調査・検討、資金調達手法等の検討を開始しました。生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）やグリーンインフラの社会実現に向けて必要な事項や優良事例等の情報を収集・整理し、普及を図りました。

（次期国家戦略に向けた課題）

気候変動による生物多様性への影響は既に顕在化しており、将来的にも様々な影響が予測されていることから、生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策に関する取組をさらに進めていくことが必要です。気候変動に対し特に脆弱な生態系を保全するためには、引き続きモニタリングや分布変化の予測の実施等により知見を充実させ、科学的基盤に基づき取組を進めることが重要です。また、将来予想される気候変動に適応するための保護地域の設定や、管理方法についても検討を行うことが必要です。その際、地方公共団体等による取組を促進するための支援等を行うことが求められています。

さらに、適切な森林の保全・整備や、ブルーカーボン生態系の保全等を通じ、生態系保全と地球温暖化の緩和との相乗効果を図ることが重要です。

基本戦略４　地球規模の視野を持って行動する

基本戦略４　まとめと評価

愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援やSATOYAMAイニシアティブに基づく二次的自然環境の持続可能な形での保全を進めていくとともに、つながりの深いアジア太平洋地域を中心とした国際協力等、地球規模の生物多様性への視野を持った行動を通じて、「基本戦略４」の実現に向けた施策を講じてきました。

基本戦略４に位置づけられた４つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献（4-1）について、関連指標である「生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数」の動向は、着実に増加していること等から、愛知目標（個別目標17）の達成に向けた途上国における能力養成の支援等を通じて、国際的貢献に寄与したものと考えられます。

自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進（4-2）について、漁業資源の持続可能な利用に向けた取組を推進した結果、数値目標として設定した「多国間漁業協定」の目標（多国間漁業協定：47協定以上（毎年度維持・増大））を達成しました。

生物多様性に関わる国際協力の推進（4-3）について、国境を越えて移動する動物の生息環境を保全するために国際的な協力の下で保全対策を進めた結果、数値目標として設定した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）交流会の開催」の目標（４回開催）を達成しました。

世界的に重要な地域の保全管理の推進（4-4）について、地球規模での生態系ネットワークの構築に向けて、世界的に重要な地域の保全管理を進めた結果、数値目標として設定した「アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加」は、目標年次においては数値目標を達成しなかったものの、それ以降順調に進捗し、令和２年３月時点では目標を達成しました。

基本戦略４に対応する第２部の関連指標である「生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数」は着実に増加しています（図４－１参照）。また、「基本戦略４に対応する第３部の関連数値目標」は、「アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加」の項目については、目標年次においては目標を達成しなかったものの、それ以降順調に進捗し、他の項目では数値目標を達成しております（表４－１参照）。さらに、「基本戦略４に関連する第３部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると、「既に達成済み」の施策数は６から79に増加し、126の施策のうち約６割が達成している状況です（表４－２参照）。

以上から、基本戦略４については、一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られますが、国際的な資金メカニズム等を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は概ねなされたと評価します。

関連指標群の動向、数値目標、具体的施策及び加速する施策の達成状況

図4－1　基本戦略4に対応する第2部の関連指標の動向

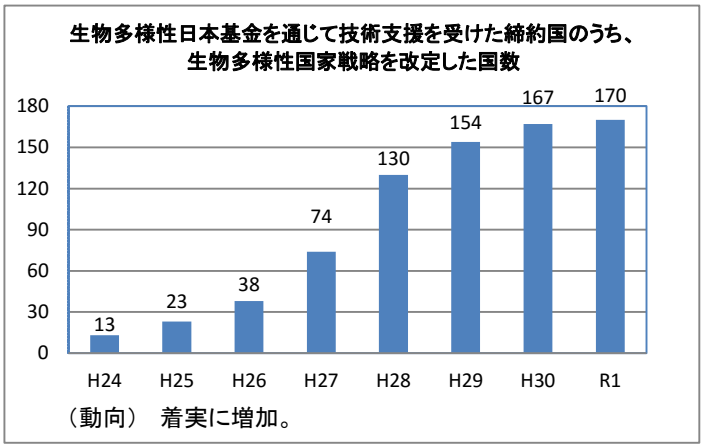

※図４－１は、第２部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13 目標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの

表4－1　基本戦略4に対応する第3部の関連数値目標

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率 ※1	到達率 ※2
アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加 【数値目標は未達成】	3箇所 [H27]	ー [H24.9]	1箇所 [H27]	33.3%	33.3%
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）交流会の開催 【数値目標は達成】	4回 [R2]	ー [H24.9]	5回 [R2.3]	125.0%	125.0%

※1　進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。
「進捗率」＝ {（点検値－当初値）/（目標値－当初値）}×100（%）

※2　到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」＝（点検値/目標値）×100（%）

表４－２　基本戦略4に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容			中間評価施策数（割合）i	最終評価施策数（割合）ii	割合の増減の差 ii－i
既に達成済み			6（4.8%）	78（61.9%）	57.1 ポイント
	a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	－	66（52.4%）	－
	a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	－	12（9.5%）	－
b 進捗中		一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	116（93.5%）	48（38.1%）	−55.4 ポイント
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	2（1.6%）	0（0.0%）	−1.6 ポイント
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0 ポイント
計			124（100%）	126（100%）	

※表４－２は、第３部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、５つの項目から評価した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないことに留意すること。

項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題

【４―１　愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

我が国の生物多様性は、海や空を介して周辺の各国とつながりを持っています。また、我が国は資源の多くを輸入しており、世界の生物多様性に影響を与えています。このため、地球規模での視野を持って、国内で利用される自然資源の適切な流通や持続可能な利用を推進するとともに、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用について国際的な連携を進めていくことが必要です。

生物多様性の損失を止め、臨界点（それを超えると急激に生態系の状態が変化して別の平衡点に至る限界点）回避するばかりではなく、生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐためには、世界全体で愛知目標が達成されなければなりません。生物多様性条約締約国において愛知目標を踏まえた国別

目標の設定を行い、生物多様性国家戦略に組み込んでいくことにより、各国の生物多様性関連施策を強化していくことが最も重要な課題の一つとなっています。このため、国内での取組はもちろんのこと、途上国における能力養成の支援などの国際貢献を積極的に行っていくことが求められています。

我が国は、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を設置し、生物多様性国家戦略の改定支援を中心とした、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めました。

（１）COP10決定事項の実施とCOP12後の強化措置等

COP10において採択された愛知目標等を踏まえ、平成24年９月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。同戦略においては、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、目標年次を含めた我が国の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）、国別目標の達成状況を測るための指標（81指標）を設定しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置し、同基金に対して我が国から平成22、23年度に計50億円を拠出しており、この基金を活用して、愛知目標達成に向けて生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するための能力構築ワークショップが世界各地で開催（平成23～25年に累計22 回の地域別ワークショップ及び１回のグローバルワークショップの開催）され、160カ国以上から合計650人以上の参加がありました。また、第５回国別報告書の提出を支援するための能力開発ワークショップが開催（平成25年から平成26年に8回）され、合計120カ国からの参加がありました。さらに、条約の実施に必要な特定のテーマ（ユース、先住民及び地域社会の意思決定プロセスへの参画等）に関する実践的なプロジェクト（平成23年から令和元年に合計87件）を支援しました。この他、IPBESと協働した途上国の生態系評価の実施支援、IUCNと協働した生態系を活用した防災・減災の推進、ポスト2020生物多様性枠組の検討のためのアジア太平洋地域コンサルテーション（令和元年１月・愛知県名古屋市）の開催等を支援しました。

また、平成27年から「生物多様性日本基金」を活用し、途上国に対して国家戦略を実施するための能力構築の技術的支援が行われました。生物多様性国家戦略の実施に関する実践的なモデル事業（パイロットプロジェクト）を５地域において実施するとともに、生物多様性国家戦略の策定・実施状況の自主的な点検（ボランタリーピアレビュー）を５カ国で試行しました。

平成26年10月に韓国において開催されたCOP12において愛知目標の中間評価が実施されました。その結果、愛知目標の達成に向け進展はあるものの、今後更なる取組の必要があると評価され、この評価結果を受け、我が国では現行の国家戦略の着実な実施に加え、愛知目標達成のため今後一層加速させる具体的施策として取りまとめ、愛知目標の達成に向けて実施の強化を図りました。

（２）遺伝資源へのアクセスと利益配分

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物多様性の保全及び生物多様性の構成要素の持続可能な利用と並び生物多様性条約の目的の一つです。COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）に、我が国は平成23年５月に署名し、平成29年５月に名古屋議

定書を締結しました。我が国について効力を発効した同年８月20日付で、名古屋議定書の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（以下、「ABS指針」という。）が施行され、ABS指針に基づき、環境省に遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントが設置されました。

我が国は、COP10の際に、名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティー（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明し、平成23年に10億円を拠出しました。この基金を活用した13件のプロジェクトが承認され、平成30年12月時点で既に完了した３件を除く10件のプロジェクトにより、フィジー、ガボン、コスタリカ、ブータン等において、国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が行われています。

（３）遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の国内担保を目的とした遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正カルタヘナ法」という。）が平成29年４月に成立し、同月に公布されました。また、補足議定書については、平成29年５月にその締結について国会で承認され、同年12月に受諾書を国際連合事務総長に寄託し、我が国は補足議定書の締約国になりました。同補足議定書は発効要件が満たされたことから、平成30年３月に発効し、これに合わせて改正カルタヘナ法が施行されました。

（４）資源動員戦略

COP10で採択された愛知目標において、遅くとも令和２年までに、資源動員を現在のレベルから顕著に増加させるという目標（目標20）が掲げられ、平成24年10月にインド・ハイデラバードで開催された生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）において、資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも踏まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源動員に関する方針や方策に関する調査、分析も参考に、我が国における多様な主体の資源動員の把握手法について検討し、平成26年と平成27年に生物多様性条約事務局へ報告を行いました。

（次期国家戦略に向けた課題）

愛知目標の達成のための途上国の能力養成を目的とした生物多様性日本基金により、149カ国の生物多様性国家戦略の策定・改訂支援、87件の能力強化プロジェクト等を実施したものの、愛知目標は達成されず世界的な生物多様性の損失は依然続いています。愛知目標の下での取組を継続・発展させ、ポスト2020生物多様性枠組の達成に向けた各国の取組を後押しするには、愛知目標下での取組の教訓を活かした各国の国家戦略の策定・改訂支援を、ポスト2020生物多様性枠組策定後に速やかに行うことが重要です。

【４－２　自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進】

人々が古くから持続的に利用・管理を行ってきた農地や二次林等、人間活動の影響を受けて形成・維持

されている里地里山のような二次的な自然環境は、社会生態学的生産ランドスケープとも呼ばれ、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の保全・向上に重要な役割を果たします。都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域でこれらの自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています（持続可能な森林経営と違法伐採対策のための取組については、４－３参照）。

（１）SATOYAMAイニシアティブ

SATOYAMAイニシアティブとは、自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境（社会生態学的生産ランドスケープ）における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組です。生物多様性条約第10 回締約国会議（COP10）において発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」の活動を支援するとともに、その運営に参加しました。参加団体は、発足当初の51団体から令和２年３月には21カ国の政府機関を含む71カ国・地域の合計258団体に増加し、これまで約40の国や地域において約450件のプロジェクトを実施しています。

環境省及びIPSI事務局（国連大学サステイナビリティ高等研究所）は、令和元年９月に熊本市において「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）第８回定例会合」及び「ポスト2020目標に向けたランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップ」を熊本県等と共催し、ワークショップでは、SATOYAMAイニシアティブが推進しているランドスケープアプローチの成果をまとめ、ポスト2020生物多様性枠組にインプットする内容について議論しました。

また、SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するために平成25年に発足した「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に環境省及び農林水産省が参加しており、本ネットワークは、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼びかけたロゴマークや活動事例集の作成や「エコプロダクツ2019」等の各種イベントへの参加を行いました。なお、本ネットワークの会員は平成31年１月時点で53地方自治体を含む115団体となりました。

（２）我が国の自然との共生のあり方の発信

我が国では、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共存し、地域独自の文化を育んできました。こうした姿を発信するために、能登の里山里海が世界農業遺産に認定された石川県七尾市における「世界農業遺産国際会議」（平成25年５月）の開催、沖縄県における「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」（平成25年６月）の開催など、積極的に国際会議を開催し議論に貢献するとともに、持続可能な農林水産業など我が国の先進的な取組を世界各国に発信しました。

また、平成26年11月にオーストラリアのシドニーにおいて、約10年に一度開催される国立公園等の保護地域に関する国際的な会議である「第６回世界国立公園会議」が国際自然保護連合（IUCN）の主催により開催され、我が国も議題の一つである「保護地域が防災・減災に果たす役割」に関する討議を主催するなど、我が国の経験や取組を発信しました。

このほか、平成25年11月に仙台市で開催した「第１回アジア国立公園会議」を契機に日本が主導して設

立された「アジア保護地域パートナーシップ（APAP)」の取組の一環として令和元年10月にマレーシアのコタキナバルにおいて開催された「持続可能なツーリズム」に関するワークショップに参画し、アジア各国の保護区の管理水準の向上に向けた情報共有等を進めています。同パートナーシップの参加国は令和元年12月時点で、17カ国となりました。

（３）生物資源の持続可能な利用と流通に向けた取組

我が国は多くの生物資源を輸入しており、それらの生物資源が持続可能な形で利用されることが重要です。特に絶滅のおそれのある野生動植物の種に対する国際取引による影響を防ぐことは重要であるため、ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種について、国内での譲渡し等の規制を行っています。また、令和元年８月に開催されたワシントン条約第18回締約国会議において、条約の適切な執行のための議論とともに、附属書改正提案等の審議に貢献しました。加えて、関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底に向けて、官民協議会を中心に取組を進めました。

（４）水産資源の持続的な利用に向けた取組

我が国は、水産資源の持続的な利用に向け、周辺諸国と二国間・多国間による漁業協定を結んでおり、これを毎年度47協定以上に維持しています（令和２年３月時点で52協定)。なお、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理措置等を内容とする資源管理計画に基づく取組を支援しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用をさらに推進するため、SATOYAMAイニシアティブで実施した、世界約40カ国・地域で約450のプロジェクトで得た知見をもとに、今後は途上国の生物多様性国家戦略にその考え方を実装していくことが重要です。

また、SATOYAMAイニシアティブの考え方により、気候変動対策や防災・減災を含むSDGsの実施及び地域循環共生圏の海外発展にも貢献可能で、日本が生物多様性条約に提案した「自然共生社会」を実現することが求められます。

さらに、農地の拡大や森林の違法伐採などの無秩序な開発等が、野生生物との接触機会の増加をもたらし、新たな人獣共通感染症リスクの増大につながることが指摘される中、SATOYAMAイニシアティブの考え方に基づく持続可能な地域づくりはますます重要となっています。

【４－３　生物多様性に関わる国際協力の推進】

国境を越えて移動する動物の生息環境や地球規模の視点で生物多様性が豊かな地域を保全するためには、国際的な協力のもとで保全活動を進めていく必要がある一方、世界的には、農地の拡大や違法伐採などによる森林減少、砂漠化などが要因となり生物多様性の状況が悪化しています。我が国は、食料や木材等の資源の多くを海外から輸入しており、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地球規模

での生物多様性保全に貢献する必要があります。

（１）国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

平成24年７月に、ケアンズ（豪州）で開催された第27回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、平成25年９月に、シンガポールで第９回ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区の管理効果評価にかかる能力開発ワークショップや東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換を行いました。平成26年６月に「持続可能な島嶼社会の発展に関する専門家会議」（主催：環境省、沖縄県）を沖縄県で開催し、日本、パラオ共和国及びタイの専門家らを交え、サンゴ礁保全に向けた連携の在り方について横断的に議論しました。さらに、平成27年12月に、タイ・パタヤにおいて、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）第30回総会をタイと共催し、今後のサンゴ礁モニタリングの在り方や、サンゴ礁保全のための海洋の空間計画の進め方について議論を行いました。

平成29年12月にケニア・ナイロビで開催された国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）第32回総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。

（２）アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域におけるモニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力して各国の関係者を集めた国際ワークショップを重ね、モニタリング活動の試行開始に至りました。EAAFPについては、日本の取組の成果もあり、新規にアジア地域の７パートナーが加入し、国内の渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地数も４箇所増加しました。なお、本パートナーシップには、令和２年３月時点で、関係国政府18、国際機関６、国際ＮＧＯ12、企業１の計37主体が参画しています。

（３）二国間渡り鳥保護への取組

米国、ロシア、豪州、中国及び韓国との間で、渡り鳥等の保護のための共同調査等を引き続き実施するとともに、平成30年11月に沖縄県において開催された、米国、豪州、中国及び韓国との間の二国間渡り鳥等保護条約・協定等会議などにおいて、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いました。また、令和２年１月に宮城県において、ロシアと二国間渡り鳥等保護条約会議を開催し、渡り鳥保全のための協力を推進することを確認しました。

（４）ラムサール条約

平成24年８月から令和２年３月にかけて、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として、新たに６箇所が登録されました。これにより、国内のラムサール条約湿地は52箇所となりました。ラムサール条約湿地潜在候補地リストなどを参考に、引き続き、地域の理解と協力を前提とした新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を行っています。また、令和２年までにこれまで

登録された全ての湿地についてラムサール情報票（RIS）の更新を行うことを目標に、これまで登録された条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、第10回締約国会議で採択された湿地システムとして水田の生物多様性向上に係る決議（水田決議）について、NGO等と協力して各地の優良事例を収集し広く情報提供するなど、その積極的な推進に努めました。

国際的には、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発の促進などにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力、アジア太平洋諸国に対する国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

（５）GEF

途上国の生物多様性保全に関する取組を支援するため、生物多様性条約の資金メカニズムであり、我が国が主要な拠出国の一つとして参加している地球環境ファシリティー（GEF：Global Environment Facility）の活動の支援を通じて、10カ国において、10の現場型プロジェクト「GEF―SATOYAMAプロジェクト」を実施しました。また、途上国の「生物多様性ホットスポット」（特に生物種が豊かで、かつ危機に瀕する地域として選定された地域）の保全活動を行うNGO などを支援するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF：Critical Ecosystem Partnership Fund）は、アジアをはじめとする途上国の24の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取り組みに対して、支援を実施しました（参考：支援対象団体数：2,408団体（令和２年５月時点））。

（６）持続可能な森林経営と違法伐採対策

国連森林フォーラム（UNFF）において採択された国連森林戦略計画 2017-2030 は、平成 29 年４月に国連総会において決議され、我が国もその実施にかかる議論に参画しました。
横浜に本部を置く国際熱帯木材機関（ITTO）に対しては、平成 24 年から令和元年までに、合法で持続可能な木材貿易への貢献や持続可能な森林経営の実地での普及に向けたプロジェクトへの資金拠出を 52 件行いました。

特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採への対策として、我が国では、平成 29 年に施行されたクリーンウッド法に基づき、木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認を促し、合法性の確認ができた木材等の流通及び利用を促進するため、事業者や消費者等に対する普及等を行っています。

森林の減少及び土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は世界全体の人為的な排出量の約 1 割を占めるとされており、平成 27 年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議で採択されたパリ協定においては、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと（５条１項）に加え、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を推奨すること（同 2 項）などが定められています。我が国は、REDD+をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組みました。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ生物多様性保全、森林資源管理及び REDD＋の促進等を支援しているほか、二国間対話を通じて生物多様性保全を含む協力を進めました。

（７）砂漠化への対処

平成８年に発効した国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、先進締約国は、砂漠化の影響を受ける締約国に対し、砂漠化対処のための努力を積極的に支援することとされています。我が国は、先進締約国として、締約国会議に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、科学的・技術的側面から国際的な取組を推進しました。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、JICA等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

経済・社会のグローバル化等により、世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしていることを踏まえ、生物多様性の保全は、国内施策にとどまることなく、国際的な視野に立って、積極的な協力・連携を図りながら展開していくことが必要です。

国際協力に当たっては、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）や、二次的自然環境における生物多様性保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」など、東日本大震災の教訓や里地里山における生物多様性の持続可能な利用に関する知見を含む我が国の経験を活かすことも重要です。また、世界の森林面積は依然として減少が続いており、持続可能な森林経営の推進を通じて多種多様な生物の生息地である森林における生物多様性を効果的に保全していくことが重要です。

【４－４　世界的に重要な地域の保全管理の推進】

生物多様性の保全上重要な地域の保全管理について、地球規模の視点をもち、国際的にも重要性を持つ地域の保全を進める必要があります（ラムサール条約に係る取組については、４－３参照）。

（１）世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の４地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、自然環境や利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視や外来生物対策等を実施しているほか、関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しています。特に平成23年に新たに世界遺産一覧表へ記載された小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保全管理に取り組みました。屋久島については、平成24年10月に、関係省庁及び関係する地方公共団体と共に新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言を得て取組を進めました。

平成24年１月にユネスコ世界遺産センターへ世界文化遺産推薦書を提出した富士山については、平成25年６月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に記載されました。また、世界自然遺産の国内候補地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、平成30年５月に世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合から登録延期

勧告を受け、推薦を一旦取り下げましたが、必要な推薦書の修正等を行い、平成31年２月に世界遺産一覧表へ記載するための推薦書を世界遺産センターへ提出しました。

このほか、平成24年に鹿児島県において、環境省と林野庁の共催により「世界遺産条約採択40周年記念シンポジウムー日本の世界自然遺産の未来」を開催しました。また、同年11月に京都において、世界各国で開催された記念行事を締めくくる「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」を、環境省、外務省、文化庁及び林野庁との共催により開催し、世界遺産条約のこれまでの成果等を踏まえて将来の方向性を示した「京都ビジョン」を発表しました。

（２）生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術的研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏（MAB：Man and Biosphere）計画」に基づく生物圏保存地域（BR： Biosphere Reserves, 国内呼称はユネスコエコパーク）については、平成24年７月に、「綾」（宮崎県）が新たに登録されました。同地域においては、国有林野を中心に関係行政機関、自然保護団体、ボランティア団体の協働により照葉樹林の保護・復元等を行う「綾の照葉樹林プロジェクト」が実施されているほか、エコツーリズムや有機農業による地域振興など、自然と人間の共生に配慮した取組が行われています。

平成26年９月には、ユネスコのMAB国際調整理事会において、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野　県）の拡張登録が承認されました。

平成28年に、既にBRに登録されている「白山」（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、「大台ヶ原・大峰山」（奈良県、三重県）及び「屋久島」（鹿児島県）の拡張登録が承認され、平成29年６月に、みなかみ（群馬県、新潟県）及び祖母・傾・大崩（宮崎県、大分県）が、令和元年６月には甲武信（山梨県、埼玉県、長野県、東京都）新たに登録されました。

また、認定総数は124か国、701地域（令和元年６月時点）であり、国内においては、令和元年６月に甲武信ユネスコエコパークの登録が新たに認められ、国内では10地域が認定されております。

国は、BR関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際連携を実践する学校）や持続可能な開発のための教育（ESD）との連携を図ることにより、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言しています。

（３）ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的としたユネスコ世界ジオパークは、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（IGGP：International Geoscience and Geoparks Programme）の一事業として実施されています。我が国では地形・地質等の専門家から構成される日本ジオパーク委員会が43地域（令和２年４月時点）を日本ジオパークとして認定しており、このうち洞爺湖有珠山、アポイ岳、糸魚川、伊豆半島、山陰海岸、隠岐、室戸、島原半島、阿蘇の９地域（令和２年３月時点）がユネスコ世界ジオパークとして認定されています。ユネスコ世界ジオパークにおいて、国立公園や日本ジオパークの取組と連携して、公園施設の整備、シンポジ

ウムの開催、学習教材・プログラムづくり、エコツアーガイド養成等が行われています。

（４）南極地域の環境の保護

南極地域は、保護すべき価値を有する地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の多様化に伴う環境影響の増大も懸念されています。
南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として南極条約（昭和36年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（平成10年発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。

また、国立極地研究所において南極観測審議委員会設営専門部会の下に環境分科会を設置し、昭和基地における環境保全の方策等について検討を進めています。さらに、政府の職員が南極地域観測隊に同行し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

生物多様性の保全上世界的に重要な地域の保全管理にあたっては、ユネスコエコパーク、ジオパーク、世界自然遺産等の枠組を通じて、引き続き関係各国との相互の協力を推進していく必要があります。

基本戦略５　科学的基盤を強化し、政策に結びつける

基本戦略５　まとめと評価

生物多様性の総合的な評価を実施するとともに、IPBESの国内体制を整備し、IPBESに積極的に参加・貢献し、生物多様性の分野においても科学と政策の結びつきの強化を図るなど、「基本戦略５」の実現に向けた施策を講じてきました。

基本戦略５に位置づけられた３つの項目の評価結果については、以下のとおりです。

基礎データの整備（5-1）について、生物多様性の状況を示す重要な基礎情報である1/25,000植生図の整備率は、着実に整備が進められていることから、基礎データの整備に向けた取組は進捗していることが認められます。

生物多様性の総合評価（5-2）について、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価が行われ、その成果が「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」として公表されています。

科学と政策の結びつきの強化（5-3）について、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」や「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」への支援等、着実に科学的基盤の強化に向けた取組が進められています。

基本戦略５に対応する第２部の関連指標である「1/25,000 縮尺の現存植生図整備状況」、「GBIFへのデータの登録状況」は着実に整備・増加しています（図５－１参照）。「基本戦略５に関連する第３部の具体的施策及び加速する施策の達成状況」として、中間評価と比較すると「既に達成済み」の施策数は１から 64 に増加し、126 の施策のうち、およそ半数が達成している状況です（表５－１参照）。

以上から、基本戦略５については、科学的基盤の強化と、政策への結びつけは概ねなされていると評価します。

関連指標群の動向、具体的施策及び加速する施策の達成状況

図５－１　基本戦略5に対応する第2部の関連指標の動向

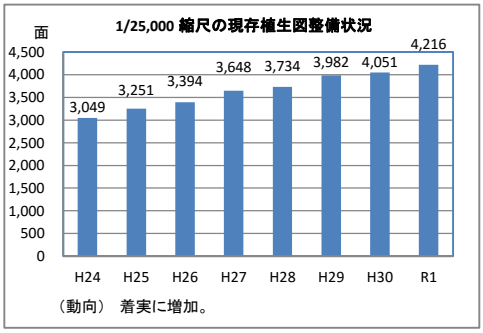

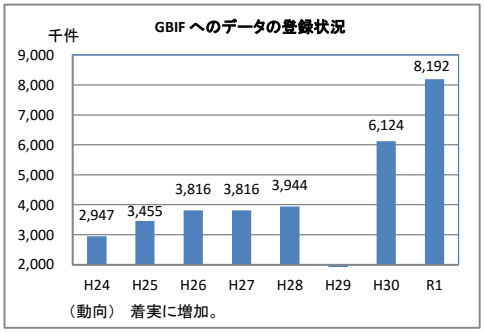

※図５－１は、第２部「愛知目標の達成に向けたロードマップ」に示した我が国の国別目標（13 目標）の達成状況を把握するための「関連指標」の国家戦略計画期間内の動向をまとめたもの

表5－1　基本戦略5に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況

評価区分・内容			中間評価 施策数 （割合）i	最終評価 施策数 （割合）ii	割合の増減の差 ii－i
既に達成済み			1 （0.8%）	64 （50.8%）	50.0 ポイント
	a+既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合	－	61 （48.4%）	－
	a 既に達成済み	数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合	－	3 （2.4%）	－
b 進捗中		一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達していない場合	119 （98.3%）	62 （49.2%）	−49.2 ポイント
c 検討中		施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合	1 （0.8%）	0 （0.0%）	−0.8 ポイント
d その他		施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合	0	0	0 ポイント
計			121 （100%）	126 （100%）	

※表５－１は、第３部（行動計画）の具体的施策及び加速する施策について、５つの項目から評価した達成状況と、中間評価で実施した最初の総合的な点検結果を比較したもの

※中間評価の施策数には、加速する施策は含まれていないため、最終評価との単純な比較はできないことに留意すること。

項目ごとに講じた主な取組と次期国家戦略に向けた課題

【５－１　基礎的データの整備】

（１）自然環境調査

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査の一環として実施している植生調査については、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報として、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した1/25,000縮尺の現存植生図

を作成しており、令和元年度時点で、全国の植生図の作成を概ね完了しました。また、クマ等の野生鳥獣の生息分布状況の調査を実施しました。

自然環境保全基礎調査における巨樹・巨木林調査では、平成12年度の第６回フォローアップ調査終了後からは市民参加型調査に移行し、調査結果を「巨樹・巨木林データベース」ウェブサイトで公開しました。同ウェブサイトでは、ドローンを活用した「空から見た巨樹の動画」や「おすすめの観察コースガイド」、「各地の観察会情報」等のコンテンツを通じて巨樹・巨木林の魅力にふれられるほか、調査結果の閲覧や報告等を手軽に行うことができます。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁等）、小島嶼（とうしょ）について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000箇所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しました。また、得られたデータは５年ごとに分析等を加え、取りまとめており、令和元年度に３回目の取りまとめ報告書を公表しました。

インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」を平成25年度から供用開始し、令和２年１月時点で約480万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

平成25年以降の噴火に伴って新たな陸地が誕生し、拡大を続けている小笠原諸島の西之島に、自然環境や生態系の専門家を中心とした調査団を令和元年９月に派遣し、鳥類、昆虫、潮間帯、植物、地質、火山活動等に関する総合学術調査を実施しました。

（２）研究・技術開発等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」の取組の一環として、令和元年６月にマレーシアのクアラルンプールにおいてAP-BONワークショップを開催しました。また、同年11月にオーストラリアのキャンベラで開催された第12回アジア・オセアニア地球観測グループ（AOGEO）シンポジウムにおいて、AP-BON分科会を開催し、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングを推進しました。さらに、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進するため、同地域の行政担当官や若手研究者等を対象に、ワシントン条約附属書掲載種の識別研修を令和２年２月にフィリピンのマニラで実施しました。

研究開発の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「ミャンマーを中心とした東南アジア生物相のインベントリーー日本列島の南方系生物のルーツを探るー」、「日本の生物多様性ホットスポットの成因と実態の時空的解明」等の調査研究を推進するとともに、約469万点の登録標本を保管し、標本情報についてインターネットで広く公開しました。また、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の活動を支援するとともに、日本からのデータ提供拠点である独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報をGBIFに提供しました。

（次期国家戦略に向けた課題）

自然環境保全基礎調査等の蓄積された様々な情報の分析・活用がより効果的に行われるように、調査データを相互に利用できる管理体制の在り方、オープンデータの推進やAPI連携について、検討を進めることが重要です。

また、調査協力者の高齢化等が進んでいることを踏まえて、新たな調査協力者の発掘・育成が必要です。

【５－２　生物多様性の総合評価】

生態系サービスを生み出す森林、土壌、生物資源等の自然資本を持続的に利用していくために、自然資本と生態系サービスの価値を適切に評価・可視化し、様々な主体の意思決定に反映させていくことが重要です。そのため、生物多様性の主流化に向けた経済的アプローチに関する情報収集や、生態系サービスの定量的評価に関する調査・研究を実施するとともに、「企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書（試行版）」を平成31年３月に公表しました。また、生物多様性及び生態系サービスの現状について総合的な評価を行うため、環境省が設置した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」において、森林、農地などの生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を示すデータをもとに、過去50年の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向について評価を行いました。その成果が平成28年３月に「生物多様性総合評価報告書（JB02）」として公表されました。また、戦略2012-2020の最終年における生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価（JB03）を行うため、内容の検討や必要な情報収集を行いました。

（次期国家戦略に向けた課題）

生物多様性国家戦略の下での取組を効果的に行うためには、生物多様性及び生態系サービスの状況を継続的に評価することが重要です。次期生物多様性国家戦略においては、取組の実施状況を把握するだけでなく、それらの効果により生物多様性や生態系サービスがどのように変化するのかを適切に評価するための目標や指標を設定することが求められます。

【５－３　科学と政策の結びつきの強化】

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化するため、「科学的評価」、「能力開発」、「知見生成」、「政策立案支援」の４つの機能を柱とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」が平成24年４月に設立されました。我が国はIPBESの創設に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、拠出金を通じたIPBES体制整備の支援、IPBES活動内容の協議・調整を行いました。また、IPBESの国内体制の整備も行っており、平成25年度から3カ年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始しました。

IPBESの設立以降、関連会合への参加、専門家の派遣、拠出金の拠出に加え、平成27年には「アジア太平洋地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価」のための技術支援機関を、平成31年

には、「侵略的外来種に関するテーマ別評価」のための技術支援機関を日本に設置し支援しました。

また、IPBES総会の結果報告会、IPBESに関わる国内専門家及び関係省庁による国内連絡会を定期的に開催するとともに、令和元年12月にはシンポジウム「自然共生社会の実現に向けた社会変革～IPBES地球規模評価を踏まえて次期生物多様性世界目標を考える～」を開催しました。このほか、IPBESによる評価作業への知見提供等により国際的な科学と政策の結び付き強化に貢献することを目的として、平成28年度から令和２年度にかけて、環境研究総合推進費による研究「社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価」を実施しました。さらに、日本学術会議に「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」に関する審議を依頼し、その回答をいただくなど、科学と政策の結びつきの強化を図っています。

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集･統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)」の構築・強化を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII)」を推進しました。ESABIIの推進は、生物多様性条約 COP11で採択された世界分類学イニシアティブ（GTI）能力向上戦略に関する決議（XI-29）の東・東南アジア地域における履行にも貢献しています。

（次期国家戦略に向けた課題）

IPBESの効果的な運営に向けて国際的な議論に貢献するとともに、IPBESの国内体制の整備を進めることが重要です。また、国内に設置されている侵略外来種に関するテーマ別評価技術支援機関等への総合的な支援を引き続き行っていくことが必要です。

また、IPBESにおいてまとめられた知見を国内に還元するとともに、国内におけるアセスメントの結果を国際的に発信するためには、我が国における生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO)との連携が非常に重要です。

さらに、生物多様性の損失を止めるための横断的な社会変革の実現に向け、我が国において将来予想されている人口減少等による社会・経済的変化や、気候変動による環境の変動等を踏まえたシナリオを構築し、効果的なレバー（施策の介入）や、働きかけるべきレバレッジ・ポイント（テコの支点）を特定することが求められています。

生物多様性国家戦略 2012-2020 の全体評価

戦略 2012-2020 では、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用の目標として、2050 年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」と 2020 年を目標年とする短期目標「生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する」を掲げています。戦略 2012-2020 は 2020 年度までを計画期間としていることから、本戦略全体の評価としては、2020 年を目標年とする短期目標について、第 1 部から第 3 部までの点検結果を踏まえつつ評価した達成状況を用いることとしました。

第 1 部では、概ね 2020 年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を 5 つの基本戦略として示しています。

基本戦略 1 「生物多様性を社会に浸透させる」については、多様な主体の連携の促進や生物多様性地域戦略の策定等の取組の進捗は認められるものの、関連数値目標の大部分が目標値に達していないこと等から十分に社会に浸透したとは言えないと認識しています。令和元年 5 月に示された IPBES による地球規模評価報告書では、生物多様性と持続可能な利用に関する国際的な目標の達成に向けては、生物多様性の損失に間接的に影響を与える社会経済的な要因に働きかける横断的な「社会変革（Transformative Change）」が必要であると指摘しており、それに向けた生物多様性の社会への浸透は喫緊の課題となっています。基本戦略 2 「地域における人と自然との関係を見直し、再構築する」については、生物多様性の保全に貢献する農林水産業をはじめとする様々な分野で人と自然の関係の見直しは進みつつありますが、関係の再構築には至っていません。基本戦略 3 「森・里・川・海のつながりを確保する」については、脊梁山脈等における原生的な自然環境は保護地域等により保全される一方で、里地里山や都市地域での保全・再生はまだ十分とは言えないことから、こうした地域での生態系ネットワークの形成に向けた効果的な仕組みが必要です。基本戦略 4 「地球規模の視野を持って行動する」については、生物多様性日本基金を活用し愛知目標達成に向けた途上国の能力養成等の支援を行う等、生物多様性に関わる国際協力は本戦略期間内に大きく進捗しました。また、基本戦略 5 「科学的基盤を強化し、政策に結び付ける」については、科学的知見に基づきわが国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価を実施し、その成果を「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO２）」として公表したほか、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤強化のため「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」のアジア=オセアニア地域評価や侵略的外来種に関するテーマ別評価の技術支援機関（TSU）をわが国がホストするなど、生物多様性分野における科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされています。

このように、基本戦略ごとに状況は異なりますが、全体としては、基本戦略に沿った様々な施策を実施しているものの、更なる取組の強化や、新たな取組の開始が必要と考えられます。

第 2 部では、愛知目標を踏まえ、5 つの戦略目標ごとに、我が国の状況やニーズに応じた 13 の国別目標を設定しています。

点検の結果、５つの国別目標を『目標を達成した』、８つの国別目標を『目標に向けて進捗したが、達成しなかった』と評価しました（表６参照）。他方、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価した８つの国別目標についても、例えば、トキ・コウノトリの野生復帰や、サンゴ礁・藻場・干潟等における各種指定区域の面積に関する関連指標群に進捗が認められるなど、これら大部分の国別目標において取組は進んでいます。
このため、国別目標全体としては、明確に達成したのは 13 目標中の５目標にとどまりますが、愛知目標の達成に向けて着実に進捗したと考えられます（表７）。

第３部では、生物多様性に関する政府の行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめとする、我が国の生物多様性関連施策を体系的に約 770 の具体的施策等として整理しています。
行動計画に掲げられた施策のすべてが実施されているものの、目標を達成した施策割合は約 45%にとどまり、約 54%は実施しているものの進捗中であり目標は達成していないといとの点検結果となっています（表８）。
このため、愛知目標達成に向けた取組は実施され、多くの施策で着実な進捗は認められるものの、目標達成に至った施策はまだ限られている状況と考えられます。

以上の第１部から第３部までの評価結果を整理し、戦略 2012-2020 に位置付けられた 2020 年度までの短期目標「生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する」の達成状況を総括すると、我が国における国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されていることは評価できます。一方で、行動計画に掲げられた施策のうち目標を達成した施策の割合は約 45%であり、国別目標の 13 目標のうち達成したのは５目標であり、こうした行動によっても全ての目標を達成したとは言えず、ポスト 2020 生物多様性枠組の下でも行動を継続するとともに更なる努力が必要です。
また、生物多様性の損失を止め、2050 年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」を目指すには、こうした更なる努力とともに、生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすための新たな取組、そして、評価手法を含む国家戦略の構造等の改善も望まれます。

点検を通じて浮かび上がった国家戦略の構造等の課題については、戦略 2012-2020 では第２部（愛知目標達成に向けたロードマップ）に関連指標を設定し、第３部（生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた行動計画）に 50 の数値目標を設定しているものの、第１部（生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略）の基本戦略に対応する関連指標や数値目標は設定されておらず、基本戦略の達成状況を端的に示すことは容易ではありません。このため、次期生物多様性国家戦略では基本戦略に対応する指標や数値目標の設定が望まれます。また、第２部で設定されている指標について、国別目標との関係が明確でないものや、評価基準が明確でないなど、国別目標の達成状況を評価する上で必ずしも適切なものではないことから、達成状況を把握するために適切かつ

明確な指標の設定が求められます。加えて、戦略 2012-2020 では様々な施策を網羅的に示しているものの、これらの施策間での相乗効果の強化が必要と考えられます。

表6 国別目標の達成状況の概要

国別目標の評価結果		
① 目標を達成した	B-4（外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等） C-1（陸域の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理） D-3（名古屋議定書の締結と国内措置の実施） E-1（生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等） E-2（伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員	5
②目標に向けて進捗したが、達成しなかった	A-1（「生物多様性の社会における主流化」の達成 等） B-1（自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少 等） B-2（生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施） B-3（窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等） B-5（人為的圧力の最小化に向けた取組の推進） C-2（絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等） D-1（生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等） D-2（劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献）	8
③目標から遠ざかり、達成しなかった		0
④大きな変化なし		0
⑤不明		0

表7　各国別目標に対応する第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況　　（単位：%）

	施策数	既に達成済みの施策数	割合
A-1（「生物多様性の社会における主流化」の達成　等）	126	74	58.7
B-1（自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少　等）	95	33	34.7
B-2（生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施）	75	45	60.0
B-3（窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持　等）	33	15	45.5
B-4（外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進　等）	20	15	75.0
B-5（人為的圧力の最小化に向けた取組の推進）	16	5	31.3
C-1（陸域の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理）	127	49	38.6
C-2（絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持　等）	46	20	43.5
D-1（生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化　）	43	33	76.7
D-2（劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献）	44	13	29.5
D-3（名古屋議定書の締結と国内措置の実施）	5	5	100.0
E-1（生物多様性国家戦略に基づく施策の推進　等）	14	13	92.9
E-2（伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化　等）	86	47	54.7

表8　第3部の具体的施策及び加速する施策の達成状況　　（単位：%）

	施策数	割合
既に達成済み	347	45.2
進捗中	418	54.4
検討中	0	0.0
その他	3	0.4
合計	768※	100.0

※重複分を除いた施策の総数

（参考）基本戦略と第３部における関連施策の対応表

基本戦略１ 生物多様性を社会に浸透させる	4、18、19、21、30、34、49、59、60、70、74～76、86、90、137～141、160～166、183、190、191、196、204～206、208、210、211、217、220、221、223、251、252、254、257、260、262、265、270、297～301、306、307、318、344、345、360、363、364、369、370、374、375、379、380、382、396、403、405～416、419～424、426、427、429～431、433、435～442、444～448、450、454、457、458、461、466、467、469、471～474、476～479、485、488～491、496～503、505、507、510、511、521、524～526、574、600、605、610～615、617、618、662、670～672、689、695、702、703、707、709、711、725、742、744～747、768、791、797、807、809、843～846、848～850、858～870、872～873、876、878、889、891、903
基本戦略２ 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	18、22、23、29、33、38、40、42、43 、44、45、46、47、59、60、68、69、74、75、76、77、78、79、81、90、112、117、120、121、123、124、128、129、130 、131、132、133、134 、142、151、155、159、180、182、183、184、186、187、188、189、192、193、197、198、199、200、201、204、205、206、207、208、210、214、215、262、268、270、275、276、282、285、287、317、318、335、336、337、339、341、342、344、345、355、356、360、362、367、369、370、377、400、401、416、442、449、455、459、470、473、475、513、514、515、516、517、518、521、522、523、525、526、527、528、529、532、533、534、535、536、537、538、539、541、542、543、544、545、546、547、548、549、553、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、567、568、575、576、577、578、579、580、584、585、599、600、601、604、605、642、656、663、670、671、681、695、709、711、765、780、781、791、792、806、807、815、816、817、819、820、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、844、849、850、851、854、855、857、865、876、878、889～891、895～900、903、906～909、911～916
基本戦略３ 森・里・川・海のつながりを確保する	1～6、8～18、20～28、31、35、36、39、48、50～66、68、69、71～73、81、82 、84～101、105～117、119～123、125、126、130、131、135、136、143～158、166～170、172、173、176、177、197、199、203、205、209、213、215、218～222、224、225、232、235～253、255～261、263～270、275、277、297、301～306、313～316、321、322、324～326、331、332、334、335、338～342、348、350～353、367、371、375～377、379、381、383～395、397～399、402、403、416～418、421、427、428、443、448、451、460、462～468、508、509、515、520、521、530、539、540、555、581～583、590、594～598、605、606、609、616、638、640、670～672、676、679、680、688、694～697、711、719、720、748、750～752、754～756、761、764、765、767～769、774、775、780～782、785、795、796、800、803～805、807、809～812、824、826、836、839、841、842、844、849、853、865、871、874、876~877、879～881、884～887、890～892、894、901～902、914
基本戦略４ 地球規模の視野をもって行動する	7、59、60、63、64、77、78、103、104、115、118、171、175～179、190、216、270、318、344、345、360、369、370、388、396、470、495、516、521、551、552、586、605、608、625、632、638、639、650～661、662、663、665、667、669～675、677、678、683～687、690～693、695～699、701、702、704～706、708～711、713～717、722～728、731、739、740、743、745、749、764、775、783、787～791、795、796、800、802、808、825、851、852、857、903～904
基本戦略５ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	7、59、60、74、75、83、101、112、115、118、170、172、174、185、194、207、257、258、261、267、271、275、282、302～309、311、319、329、333、343、346、372、387、388、426、495、519、521、550、554、566、583、590、593、598、605、607、609、624、638、652～654、664、666、670、671、686、687、689、695～697、700、712、718、722、730～738、741、745、748、750、753～760、762、764～779、789、793、794、797、799、800、809、814、837、856、875、888、893、901、905

第２部　愛知目標の達成に向けたロードマップについて

第２部では、COP10 において採択された愛知目標の達成を実現するために、生物多様性国家戦略 2012-2020 第２部において、５つの戦略目標毎に掲げたわが国の 13 の国別目標について、その達成に向けて設定した 48 の主要行動目標の取組状況及び 81 の関連指標群の動向等を踏まえた達成状況の点検結果を報告します。

１．戦略目標Ａ関連

（戦略目標Ａ）
政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」の達成に向け、各種取組が進められました。

（１）国別目標Ａ－１

遅くとも 2020 年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した
■目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ａ－１の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等については以下のとおりです。

生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数や生物多様性民間パートナーシップの参加団体数の増加など（図 A-1-③、図 A-1-④）、関連指標群の多くに進捗が認められるほか、市民団体・企業・自治体等を対象に「生物多様性の社会における主流化」に向けた普及啓発活動等を継続的に実施するなど様々な取組を推進しており、民間団体等が連携した取組が増加するなど、目標に向けて進捗したと評価できます。

一方で、多様な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の主流化」が広く一般的に達成されている状況にはなく、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されているとは言えませんでした。

このため、国別目標Ａ－１の達成状況については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評

価しました。

① 主要行動目標Ａ－１－１

生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化する。 （環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

・愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に、有識者、経済界、NPO・NGO、ユース、地方自治体、政府等多様な主体の参画を得て、平成 23 年９月に設立された「国連生物多様性の 10 年日本委員会」（UNDB-J）において、全国の多様なセクターによる情報交換を目的とした「生物多様性全国ミーティング」や地域の様々な活動の紹介、意見交換を目的とした「地域フォーラム」の開催、推奨する「連携事業の認定」、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資する「推薦図書等の選定」、国民一人ひとりが生物多様性との関わりを自分の生活の中で捉えることができよう、自らの行動を選択して宣言する「MY 行動宣言」（http://undb.jp/action/）の実施など、各主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組の充実、強化を図りました。（https://undb.jp/committee/team/cheering/）更に、平成 28 年 10 月には UNDB-J 及び各構成団体の 2020 年までの目標と具体の取組をまとめたロードマップを作成し、毎年度フォローアップを行い生物多様性の主流化に関する取組の加速化を図っています。また、生物多様性条約 COP12、COP13 及び COP14 では、CBD 事務局とも連携してサイドイベントとして UNDB-DAY を開催し、事例紹介、セッション等の情報発信を行いました。

・経団連自然保護協議会では生物多様性を通じた東北復興支援の一環として、平成 26 年５月に震災メモリアルパーク中の浜において「復興ふれあいの森」の植樹を実施するとともに、地元の小学生に対して、「復興ふれあいの森」を活用した環境教育を継続して実施しています。また、国内外の自然保護プロジェクトに対し、経団連自然保護基金を通じた支援を設立以来続けていますが、平成 29 年には同協議会創設 25 周年記念特別事業として、３つの NGO が連携・協働し、６カ国・地域にわたって行なう環境教育・人材育成プロジェクトに３年間で総額 1.5 億円の助成を行なうことを決定しました。このほか、生物多様性アンケートの実施、企業向け環境講座の開設、講演会等による経団連生物多様性宣言の普及活動、生物多様性民間参画パートナーシップの会員会合の開催等、生物多様性の普及・啓発・教育・人材育成活動に積極的に取り組んでいます。

・平成 23 年５月に発足した電機・電子業界４団体が共同運営する「環境戦略連絡会 生物多様性ワーキング・グループ」は、教育・啓発ツール「Let's Study Biodiversity」(平成 26 年)の制作、「業界行動指針」（平成 28 年）の策定、「生物多様性保全活動事例データベース」(平成 28 年)の制作公開、簡易な取組みに特化した手引き書「企業が取り組むはじめての生物多様性 Let's Try Biodiversity」(平成 30 年)の制作や、セミナー・勉強会の開催を通じて、企業を対象とした生物多様性保全の普及啓発と活動の進展に向けた支援策を講じるとともに、会員企業の活動状況についてモニタリングを継続しています。

・日本企業により平成 20 年４月に発足した企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB：Japan Business Initiative for Biodiversity）は、生物多様性に配慮した原材料調達の取組を始める企業を対象とした「生物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド」（平成 28 年）の発行や、各社の企業緑地等で生きものモニタリングを含む生物多様性を体感するイベント「JBIB いきもの Days」の開催、JBIB 作成のガイドラインに基づくいきもの共生事業推進協議会（ABINC：Association for Business Innovation in harmony with Nature and Community）によるグリーンビルディング認証（令和元年度で 87 事業所、令和２年度までに 100 事業所を超える見込み）等を通じ、企業の事業活動における生物多様性の主流化に向けた取組を推進しています。平成 22 年に策定した「JBIB チャレンジ 2020」の 10 回目の評価を

令和元年に行った結果、会員企業事業の中に生物多様性の取組が浸透していることが分かりました。

・国立公園における上質なツーリズムを通じて、我が国の優れた自然の保全と利用の重要性の理解を得、その自然に育まれた伝統文化や食などの生態系サービスを活かした地元経済の活性化が促せるよう、国立公園のブランド化を図っています。平成 28 年 7 月に選定した先行的、集中的な取組を行う 8 つの公園を中心に、ビジターセンター・歩道等の整備や多言語解説の充実、ツアーコンテンツの充実、多様な宿泊サービスの提供、展望台等公共施設への民間カフェの導入、質の高いガイド人材等の育成等の受入環境整備や、利用者負担による保全の仕組みづくり、国内外へのプロモーション等の取組を進めています（国立公園満喫プロジェクト：http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/）。

・国立公園等における自然ふれあい行事の実施や、国立公園等の管理運営に協力するボランティア人材の育成及び資質の向上により、国立公園等の魅力を高めることとし、国立公園等の利用者数の増加や地域活性化に寄与しています。

・エコツーリズムの概念が、国民に広く理解され普及するよう、環境省ウェブサイトによる情報発信や、各種イベントへの出展など、エコツーリズムに対する国民の認知度を向上させる取組を実施しました。

・国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）による生物多様性の主流化に向けた取組を促進するため、農林水産関係 MY 行動宣言による普及・啓発を行うとともに、エコツーリズム、森林ボランティア及び藻場の再生等の農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動を国民に広めました。

・川を活かした子どもたちの体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るため、引き続き「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを推進しました。

・海辺の自然環境を活かして、地方自治体、教育機関、NPO 等と連携して児童や親子を対象とした自然体験・環境教育プログラムを開催し、みなとの自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図りました。

・都市公園等において、利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進しました。

・企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットの活用や、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムの開催や企業等を対象としたイベントにおける環境政策と企業との経済的連携をテーマにした展示やセミナーの開催等により、農家と消費者及び企業を含む広い範囲で農林水産分野における生物多様性保全活動を推進しました。

・生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の事例紹介など、生物多様性に関する国民理解の増進を図る取組を実施しました。

・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベル認証について、パンフレットの配布等を通じた普及啓発を推進しました。水産エコラベル（MEL、MSC）の認証件数は増加傾向にあります（図 A-1-⑪）。

・SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）、JHEP（Japan Habitat Evaluation and Certification Program）等の認証取得数は増加しています（図 A-1-⑩、図 A-1-⑫）。

・全国漁業協同組合連合会は「全国青年・女性漁業者交流大会」を開催し、全国の青年・女性漁業者による資源管理、資源増殖及び環境保全等の取り組みに関する日頃の研究・実践活動の成果の発表や情報の共有等を行っています。また、全国漁協女性部連絡協議会では、浜の環境保全活動として同協議会のブランドで販売している天然原料使用の石けんの使用推進などを行っています。

・全国農業協同組合連合会は水田が多様な生物の生息地として重要であることを伝えるため、平成 17 年

より各都道府県のJA、生産者、生活協同組合、NPO法人らと協力して「田んぼの生きもの調査」を延べ479回実施しています。また、参加者は小学生とその保護者を中心に、延べ24,000人以上となっています。（平成30年3月時点）

・平成28年度に地方自治体が都市の生物多様性の取組状況を簡便に把握・評価するために活用できる「都市の生物多様性指標（簡易版）」を開発するとともに、平成30年度に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定、令和２年度に「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」を策定し、その普及を図ることにより、都市における生物多様性保全の取組を一層推進しました。これらの取組の成果として、緑の基本計画については、平成30年度までに686市町村が策定済み（参考：平成24年3月時点から36市町村の増加）となっており、全体のうち約5割にあたる358自治体が生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画を策定しています。

・遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書及び国内措置の実施のため、説明会の実施や相談窓口、ABS国内情報センターの整備による情報提供を行いました。

・ＮＧＯ、民間企業、地方自治体等、各種団体により環境教育のリーダー人材の育成が行われています。

・自ら宣言して愛知目標の達成に向けて生物多様性に関する取組を行う市民団体・企業・地方自治体等を登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録数は大幅に増加しました（図A-1-⑥）。

・内閣府が個人を対象に行った世論調査では、生物多様性の言葉の認知度、生物多様性国家戦略の認知度などの指標は平成24年度と比較して減少傾向にあります（図A-1-①、図A-1-②）。

② 主要行動目標Ａ－１－２

生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・森里川海の維持・再生を図りつつそこからの恵みを活用する経済社会（地域循環共生圏）の構築に向けて、「安心・安全」「子育て」「おしゃれ」など各世代の目線にあわせた普及啓発や教材づくりを行うことで、ライフスタイルの変革や自然の中で遊ぶ子どもの復活を目指しました（「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト）。

・生物多様性と生態系サービスにかかる将来予測や経済価値評価を実施しました。平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評価を試行しました。環境省では、令和元年度までに10件の経済価値評価を実施しています。（図A-1-⑬）また、生物多様性と生態系サービスが社会経済活動の意思決定に組み込まれるために有効な方策を検討することを目的として、学術研究の支援や具体的事例を対象とした評価の試行を行いました。

・生物多様性の経済価値評価を活用して、農家等が行う生物多様性の保全に資する農業生産活動等に対して企業等による支援を促す仕組みづくりを検討しました。

・省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、市場において持続的な投資が促進されるよう、関係省庁とも連携して、グリーンリースの普及に向けた取組等を実施しました。

③ 主要行動目標Ａ－１－３

地方自治体における効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促進する。また、2013年までに、生物多様性地域戦略の策定の手引きを改定する。（環境省）

・各地方自治体において生物多様性地域戦略の策定が進むよう、地域戦略策定による効果や優良事例を取りまとめたレビュー結果をホームページにて公表したほか、生物多様性地域戦略の策定を検討している地方自治体が抱える課題の解決に向けた支援を行い、令和２年３月までに、44 都道府県、111 市区町村が生物多様性地域戦略を策定しました。（図 A-1-⑭）
・「生物多様性地域戦略の策定の手引き」は平成 26 年３月に２度目の改訂を行いました。

④　主要行動目標Ａ－１－４

生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画等の策定を促進する。また、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・地域における生物多様性保全に関連する法定計画の策定やそれらの計画に基づく取組を推進するため、平成 24 年度から平成 26 年度末までに地方自治体等による 39 の法定計画（生物多様性地域戦略、特定外来生物防除実施計画など）の策定に対し支援を行いました。
・地域の多様な主体の連携による生物多様性保全活動を奨励するため、生物多様性保全推進支援事業により、平成 24 年度から令和元年度までに生物多様性の保全に資する計 119 事業に対して財政的な支援を行いました。
・平成 26 年度に創設された多面的機能支払交付金では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しました。生物多様性に関しては、農地等の環境資源としての役割を活かした生態系の保全・再生等の活動に対する支援を行いました。多面的機能支払交付金認定農用地面積は、令和元年度は農地維持に対して 227 万 ha、資源向上に対して 201 万 ha となっています（図 A-1-⑧、図 A-1-⑨）。
・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」の策定支援の観点から平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を、平成 28 年 11 月に「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定、平成 30 年５月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定、令和２年６月に「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を推進しました。生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合は、平成 24 年度の 36%から平成 30 年度の 52%に増加しました。（図 A-1-⑰）
・森林等、地域に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することで、CO_2 削減や森林等の保全・再生に貢献することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行いました。

・令和元年度までに、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想は全国で 17 件認定されています(図 A-1-⑯)。
・森林環境税等は 37 府県で導入されています。また、国の環境保全経費の予算額は増加しています（図 A-1-⑱、図 A-1-⑲）。
・ナショナルトラストによる保全面積は増加しています(図 A-1-⑤)。

⑤　主要行動目標Ａ－１－５

生物多様性に配慮した持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施を奨励する（生物多様性に配慮した環境管理システムの導入、サプライチェーンも考慮した原材料調達、生産活動、商品・サービスの販売、技術開発、廃棄物管理、投融資活動、土地利用、従業員教育等の実施の他、これらの取組に関する情報開示）。（環境省）

・平成 24 年度に生物多様性分野における事業者による取組の実態調査を実施するとともに取組事例の収集を行い、それらをウェブサイトで公表することにより、事業者による取組の更なる促進に取り組みました。平成 25 年度は業種や場面ごとの事業者による取組状況や自治体との連携状況等の評価・分析を通じた事業者による取組の促進策の検討や国際的な動向の継続的把握、情報公開を進めました。

・平成 28 年度は、業種単位で事業者をまとめる立場にある事業者団体向けに「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（案）」を作成し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する事業者の取組が一層促進するよう支援しました。また、事業者向けに事業活動と生物多様性に関する基礎的な情報や考え方等を取りまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」を、平成 29 年度に、より事業者が使いやすいように改訂し公開しました。さらに、UNDB-J や生物多様性民間参画パートナーシップ等との連携を強化しました。生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数は、着実に増加しています（図 A-1-④）。令和元年度は、これまでの 10 年間の事業者による優良活動事例として、「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」をまとめました。

・自然資本に関連し、環境省は平成 26 年に国際シンポジウム「自然資本と企業・自治体経営」を開催し、自然資本経営に関する国内外の動向を紹介しました。これに続き、NGO や企業等が連携し、自然資本コアリションが発行した「自然資本プロトコル」の日本語版の作成や、企業への自然資本経営の導入支援などが行われました。

⑥　関連指標群

図 A-1-①　「生物多様性」の言葉の認知度

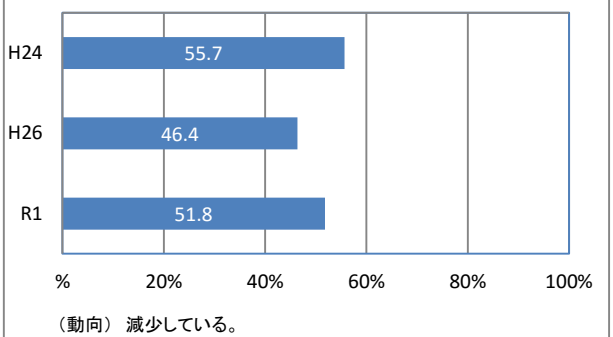

図A-1-②　「生物多様性国家戦略」の認知度

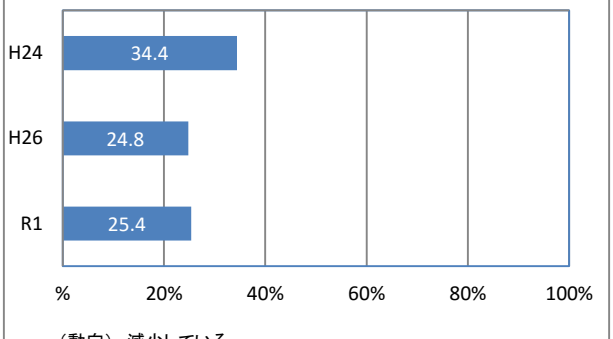

図A-1-③　生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数

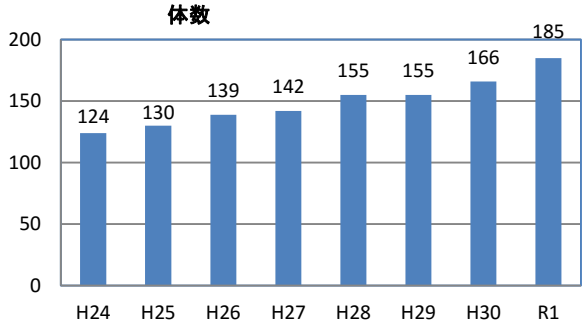

（動向）　着実に増加。

図A-1-④　生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数

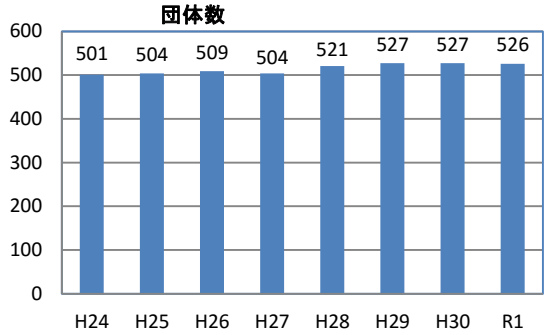

（動向）　着実に増加。

図A-1-⑤　ナショナル・トラストによる保全地域

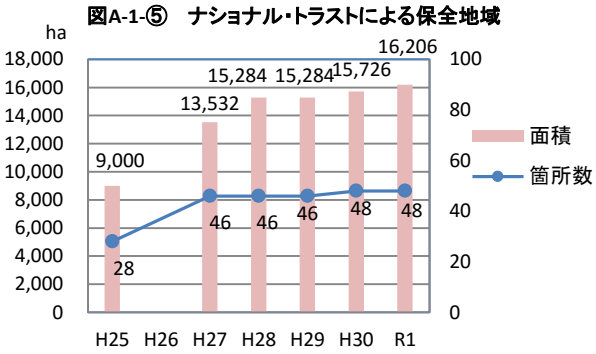

（動向）　保全面積は増加している。

図A-1-⑥　にじゅうまるプロジェクトへの登録数（事業数）

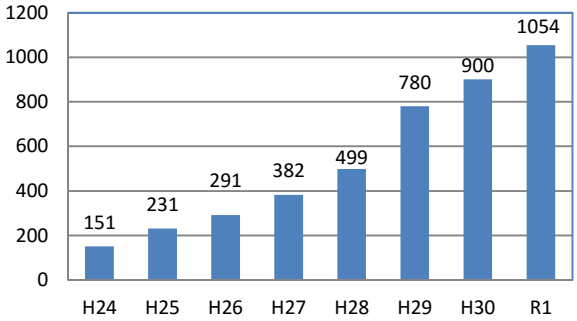

（動向）　大幅に増加している。

図A-1-⑦　グリーンウェイブへの参加団体数

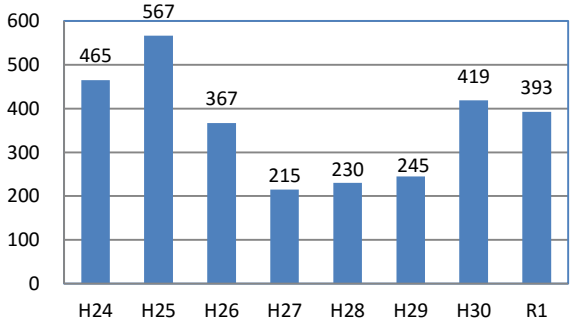

（動向）　減少傾向。

図A-1-⑧　多面的機能支払交付金認定農用地面積（農地維持支払）

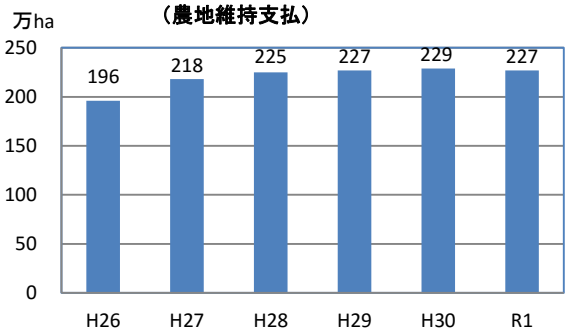

（動向）　近年、大きな変化はなし。

図A-1-⑨　多面的機能支払交付金認定農用地面積（資源向上支払）

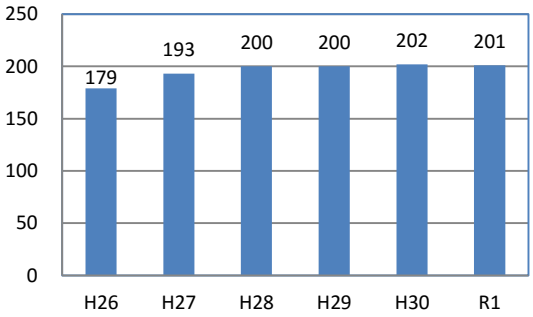

（動向）　近年、大きな変化はなし。

図A-1-⑩　国内における森林認証面積

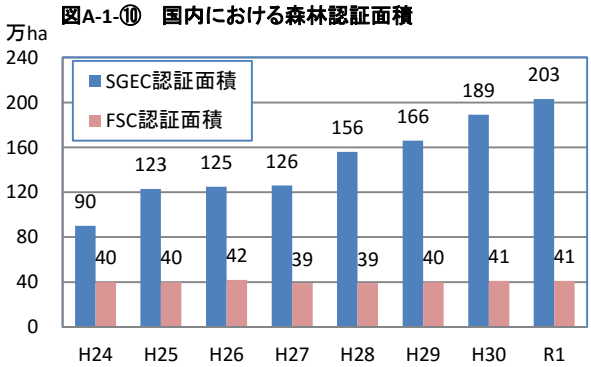

（動向）　SGEC認証面積は年々増加している。

図A-1-⑪　MEL、MSCの認証件数

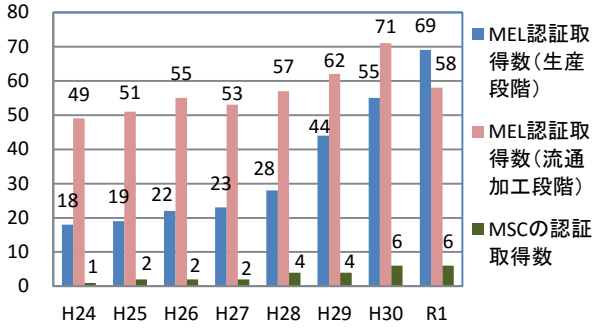

（動向）　年々着実に増加している。

図A-1-⑫　JHEPの認証取得数

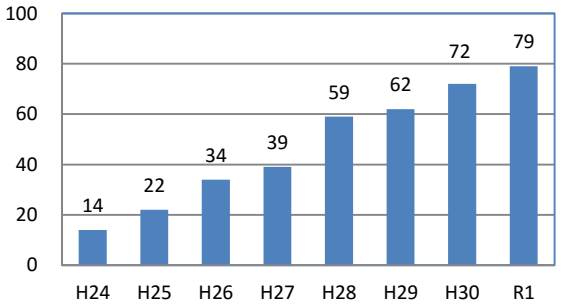

（動向）　年々増加している。

図A-1-⑬　環境省が実施した経済価値評価の事例数（累積）

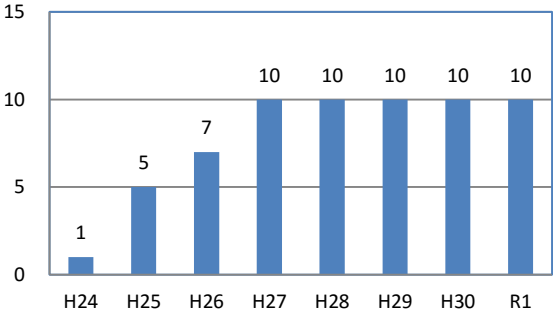

（動向）　近年、大きな変化はなし。

図A-1-⑭　生物多様性地域戦略の策定数

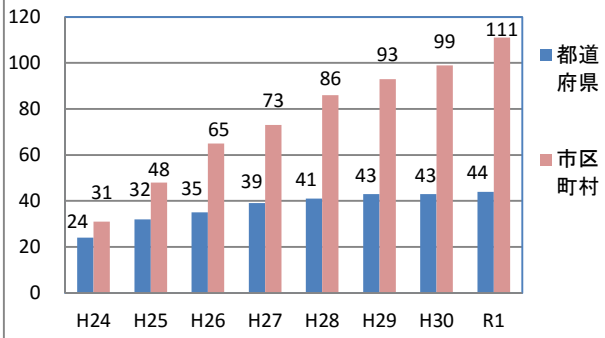

（動向）　年々着実に増加している。

図A-1-⑮　地域連携保全活動計画の策定数

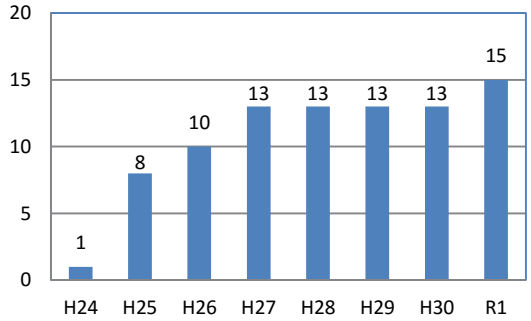

（動向）　増加する傾向。

図A-1-⑯　エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定数

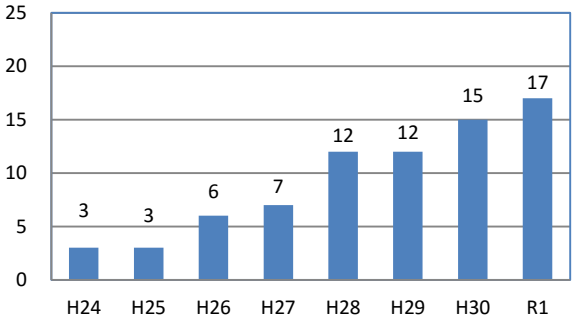

（動向）　年々増加している。

図A-1-⑰　生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

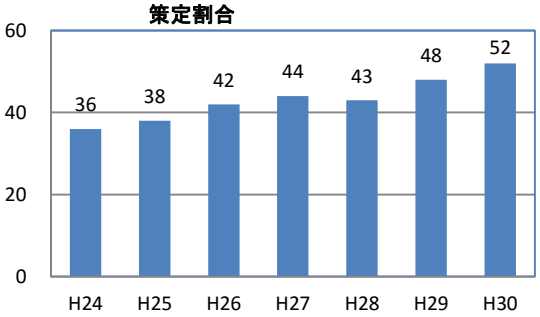

（動向）　増加する傾向。

図A-1-⑱　森林環境税等の導入自治体数（都道府県）

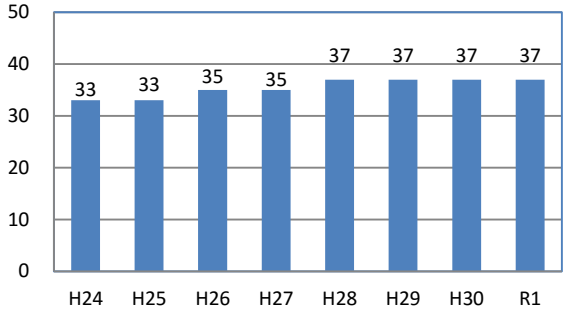

（動向）　近年、大きな変化はなし。

図A-1-⑲　環境保全経費の予算額

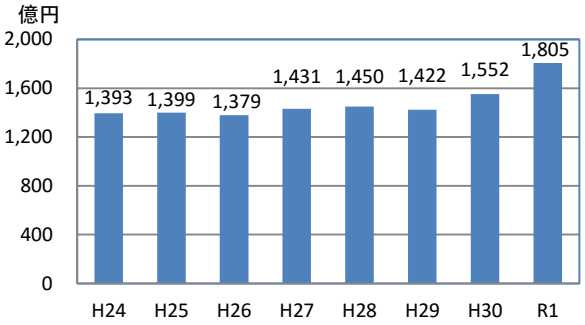

（動向）　増加する傾向。

図A-1-⑳　生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実施または検討している事業者の割合

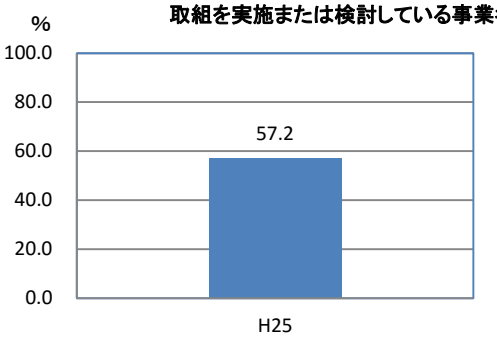

（動向）　1回のみの調査のため動向は不明

２．戦略目標Ｂ関連

（戦略目標Ｂ）
生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進する。

生態系ネットワークの形成に向けた取組や自然再生事業、鳥獣保護管理施策の充実に向けた検討、鳥獣との共生にも配慮した鳥獣被害防止対策の推進など、生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組が進められました。

（１）国別目標Ｂ－１

2020 年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した
■目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標 B－１の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等については以下のとおりです。

特に重要な水系における湿地の再生割合や干潟の再生割合など、自然生息地の損失速度に関する関連指標群の全てに進捗が認められ、目標に向けて進捗したと評価できます。また、自然生息地の劣化・分断の状況を把握するためベースラインを設定した森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長のうち、平成 30 年時点で数値の更新があった湖沼面積、埋立面積及び自然海岸の延長については大きな変動はなく、自然生息地の損失は大きくは進んでいないと考えられます。

一方で、平成 28 年 3 月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）」では、規模の小さな改変は続いており、またその影響が顕在化するまでには時間差があることが指摘されており、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断が顕著に減少したとは言えませんでした。

このため、国別目標 B－１の達成状況については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標Ｂ－１－１

2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。（環境省、農林水産省）

自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法として、データの継続性を考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積及び自然海岸線の延長を利用して把握することとしました。森林面積については、大きな変動はなく安定して推移しており、湖沼面積についても大きな変動はありません。また、浅海域の埋立面積は 1970 年代をピークに減少傾向で、近年は大きな変動はありません。自

然海岸線の延長についてはベースラインと比較してやや減少しています。
　ベースラインと現状は以下のとおりです。
＜森林面積＞
・ベースライン（平成 19 年）：2,510 万 ha
・現状（平成 29 年）：2,505 万 ha　現状は大きな変動なく安定して推移。
＜湖沼面積＞
・ベースライン（平成 22 年）：2,356.61km²
・現状（令和２年）：2,358.78km²　現状は大きな変動はない。
＜浅海域の埋立面積＞
・ベースライン（平成 18 年から平成 22 年までの５年間平均）：年平均約 7km²（昭和 50（1975）年前後の年間約 50km² をピークに減少）
・現状（平成 28 年から令和 2 年までの５年間平均）：0.89km²　現状は大きな変動なく、埋め立て面積は増加していない。
＜自然海岸延長＞
・ベースライン（平成 18 年から平成 22 年までの５年間平均）：推定 18,105km
・現状（平成 26 年から平成 30 年までの５年間平均）：推定　17,875km　ベースラインと比較してやや減少。

② 主要行動目標Ｂ－１－２

2020 年までに自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づき、また、自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため、生態系ネットワークの形成や湿地、干潟の再生等必要な取組を行う。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・平成 27・28 年度に選定した生態系ネットワークの核となる重要地域（里地里山、湿地、海域）（https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html
http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html
http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html）を中心に、多様な主体の参画のもとに保全・再生を推進しています。自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、平成 31 年 3 月時点で、26 か所、約 48 万 ha に上っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象に全国で実施されている自然再生の取組を支援しました。さらに、都道府県が実施する生態系ネットワークの形成の取組について支援しています。
・湿地の保全、そのネットワークの構築及び維持、自然再生事業等による自然環境の再生、多自然川づくり等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を実施するなど、効果的な施策を推進しています。
・国有林野においては地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全のモデルプロジェクトを実施しているほか、河川や湿地、道路、沿岸域などの管理においては、生物多様性の保全・再生や生態系ネットワークの形成などの取組を進めています。
・緑の基本計画等に基づき、地方公共団体等が行う生物多様性の拠点となる緑地の保全や都市公園等の整備による水と緑のネットワークの形成を推進しました。一人あたりの水と緑の公的空間確保量は徐々に増加しています。（図 B-1-④）
・「国立・国定公園総点検事業」の結果等を踏まえ、国立・国定公園等の新規指定や拡張を進めました。
・特に重要な水系における湿地の再生割合は、平成 24 年度の 39%から 6 年間で 67%に大きく増加し（図

B-1-①)、干潟の再生割合は徐々にではありますが着実に増加しました（図 B-1-②)。
・多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備や、港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生、深掘り跡の埋め戻しを推進しました。
・三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）における底質改善が必要な区域での水質改善に関する取組が進んでおり、改善した割合は、徐々に増加しています（図 B-1-③)。
・防災・減災や持続可能な社会づくり、グリーンインフラ等の観点も踏まえた自然再生の取組の推進に向け、情報収集等を行いました。また、関係機関・団体と連携し、多様な主体の連携や持続可能な地域づくり及びグリーンインフラ等の観点も踏まえ、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然再生の取組の推進を図りました。
・これらの取組を進めることにより、自然生息地の損失や劣化・分断の改善に取り組んできました。

③ 主要行動目標Ｂ－１－３

鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015 年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行うとともに、2020 年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。（環境省）

・保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等については、以下の取組を行いました。
－特定鳥獣（第一種特定鳥獣：その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣。第二種特定鳥獣：その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣。）の保護管理検討会については、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「保護管理レポート」として管理しており、これまでに、47 都道府県、152 の計画が報告されました。（第一種特定鳥獣保護計画：８計画、第二種特定鳥獣保護計画：144 計画）
－平成 24 年度に、特定鳥獣５種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）について、種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新知見について取りまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討しました。
－鳥獣の管理の強化に伴う鉛製銃弾による鳥類への影響や事故の発生等に適切に対応するとともに、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に適切に対応した科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進しました。
・鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月、農林水産省・環境省作成）の目標実現に向け、鳥獣の捕獲の一層の促進と捕獲の担い手確保を図ることを目的に、平成 27 年５月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律を施行しました。この改正において、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」や、鳥獣の捕獲等について、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を、都道府県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を創設しました。
・保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用については、以下の取組を行いました。
－指定管理鳥獣捕獲等事業については全国的な推進を図るため交付金を新たに設け、都道府県等による捕獲等を支援しました。
－指定管理鳥獣捕獲等事業の概況（交付金による都道府県等支援）
平成 27 年度：18 億円、平成 28 年度：10 億円、平成 29 年度：15 億円、
平成 30 年度：15.3 億円、令和元年度：16.7 億円

－都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況
平成 28 年度事業実施道府県数：37 道府県
平成 29 年度事業実施道府県数：38 道府県
平成 30 年度事業実施道府県数：40 道府県
令和元年度事業実施道府県等数：41 道府県、１協議会
－認定鳥獣捕獲等事業者数　（令和２年３月時点）
146 事業者（42 都道府県）
－狩猟者を育成・確保するため、平成 24 年度から狩猟免許取得を促すフォーラム等を開催し、令和２年４月までに全国 33 都道府県、37 会場、計 9,200 人以上が参加しました。

④　主要行動目標Ｂ－１－４

個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。（農林水産省）

・鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣による農作物被害を防止するための取組として、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止のための取組や、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する取組に対して支援しました。
・広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策や鳥獣の生育環境を確保するための多様な森林の整備・保全については、森林整備と一体となった防護柵の設置や、地域の状況に応じた被害防除、被害防除活動体制の整備等を推進しました。
・国有林野では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、被害ヵ所の植生回復措置、森林の整備・保全等の総合的な対策を推進しました。

⑤　関連指標

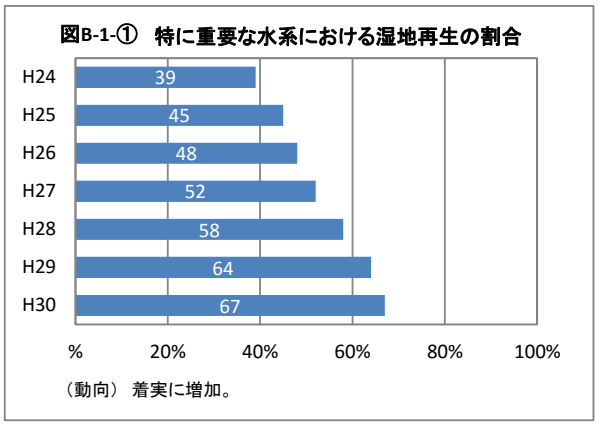

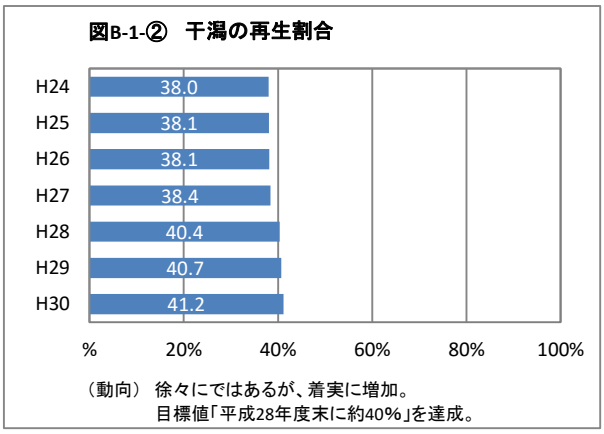

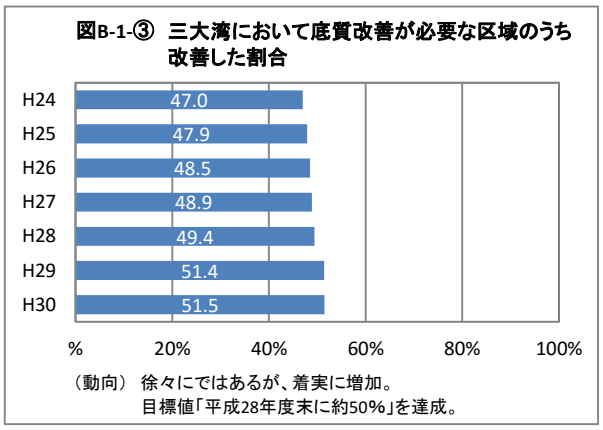

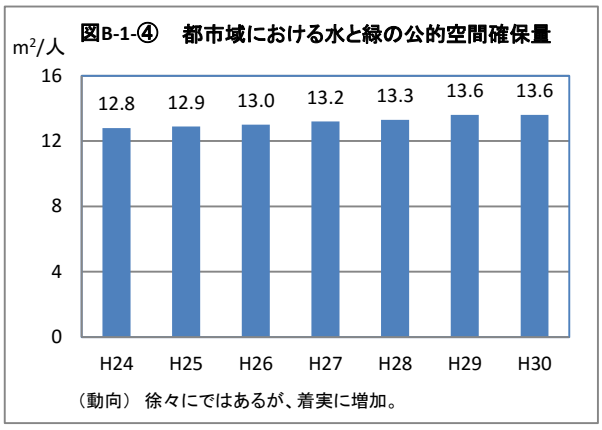

（２）国別目標Ｂ－２

2020 年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される

国別目標の達成の評価

□目標を達成した
■目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ｂ－２の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況や関連指標の動向等は以下のとおりです。

MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）認証取得数やエコファーマーの累積新規認定件数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められ、目標に向けて進捗しました。農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係わる農業者等による地域共同活動、有機農業等の環境保全型農業の取組が進められ、森林については、森林計画制度のもと、長期にわたり生物多様性の保全を含む多面的機能を発揮できるよう、計画的かつ持続的な森林経営が進められました。また、漁業については、藻場・干潟の保全・創造面積や漁場の堆積物除去面積が増加し、生物多様性に配慮した漁場の整備が進みました。また、事業者側の取組としては、漁業者等が策定する資源管理計画数が増加し、さらに、地域の取組として、里海づくりの取組数が増加するなど、持続可能な漁業と生物多様性保全への取組が進みました。

一方で、一部の関連指標（「中山間地域等において減少を防止する農用地面積」、「わが国周辺水域の資源水準の状況（中位以上の系群の割合）」、）は、横ばいまたは近年増加傾向にあるものの、基準年である国別目標設定時（平成 24 年）と比較して、明確な増加傾向は見られません。また、平成 28 年 3 月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）」において、「農地生態系の状態は長期的には悪化する傾向で推移している」と評価しています。

このため、「目標に向けて進捗したが達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標Ｂ－２－１

持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と、生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。（農林水産省）

・たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に効果が高い技術を用いた農業生産方式を導入する農業者をエコファーマーとして認定し、認定件数（累積）は平成 24 年度の 278,540 件から平成 30 年度の 310,123 件に増加しました（図 B-2-②）。また、有機農業など環境保全型農業に対する直接支援を実施し、その結果、環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は、平成 24 年度の 41,439ha から令和元年度は 79,839ha に増加するなど、取組が進展しています（図 B-2-⑤）。さらに、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備により、生産関連活動と生物多様性保全を両立させる取組を促進しました。

・農業生産活動の高いレベルの持続可能性を確保するため、適切な農薬や肥料の使用による環境負荷の低減等の取組や生物多様性への配慮の取組が含まれた GAP（農業生産工程管理）の普及を推進しました。令和元年度末で GAP 認証取得経営体が約 7,200、都道府県 GAP 確認経営体が約 17,000 となりました。

・農業用排水路の整備にあたり生物の生息環境に配慮した構造とするなど、生態系に配慮した農業生産基盤の整備を実施し、生態系のネットワークの保全に向けた整備ヵ所（累積）は平成 24 年度の 1,694 ヵ所から令和元年度の 2,468 ヵ所に増加しました（図 B-2-③）。

・多面的機能支払により、農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動や、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の維持管理活動を支援し、生き物調査等の生態系保全に資する活動に取り組む活動組織が増加しました。地域資源の基礎的保全活動、質的向上を図る共同活動、施設の維持管理活動への参加者は、年々増加しています（図 B-2-①）。

・中山間地域等において減少を防止する農用地面積は、ほぼ横ばいで推移しています（図 B-2-④）。

② 主要行動目標Ｂ－２－２

森林計画等に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進し、生物多様性の保全を含めた森林の多面的機能の持続的発揮を図る。また、国際的に合意された「基準・指標」の考えに即し、森林の生物多様性の動向を把握する森林生態系多様性基礎調査（モニタリング調査）を推進する。（農林水産省）

・森林・林業基本計画や全国森林計画における、森林の有する生物多様性保全機能やその発揮に資する森林に誘導するための森林施業において配慮すべき事項等を踏まえた森林の整備・保全を推進しました。

・国有林野においても立地特性に応じて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、複層林化、長伐期化などにより多様な森林づくりを推進したほか、施業現場における生物多様性への配慮等を行うとともに、公益的機能の発揮が特に要請される森林については保安林の適正な配備を推進しました。

・森林経営計画の策定面積は、近年増加傾向にあります（図 B-2-⑮）。

・森林計画対象面積は平成 23 年度の 25 百万 ha を平成 28 年度も維持しています（図 B-2-⑯）。

・森林生態系多様性基礎調査については、全国を５年かけて調査し、令和元年度から第５期の調査を実施しており、森林の生物多様性の動向を継続的に把握しています。

③　主要行動目標Ｂ－２－３

藻場・干潟等の保全・再生、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備、マグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全等を推進することにより、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。（農林水産省）

・藻場･干潟の保全・創造面積は、平成 24 年度の 738ha から大きく増加し平成 29 年度には 7,665ha となりました。（図 B-2-⑥）
・漁場の堆積物の除去（図 B-2-⑦）や、良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備（図 B-2-⑧）、漁業集落排水施設の整備（図 B-2-⑨）を進め、いずれの指標も着実に数値は増加しました。
・二国間・多国間による漁業協定、水産資源の動向把握、資源管理計画の作成等の取組により、資源管理を行っています。多国間漁業協定数は、平成 24 年度の 52 件を維持しています（図 B-2-⑩）。我が国周辺水域の資源水準の状況は、近年は増加傾向です（図 B-2-⑪）。漁業者等による資源管理計画の数（累積）は、増加傾向です（図 B-2-⑫）。漁獲可能量を設定する TAC 対象魚種は、７種から８種となりました。
・漁業者を中心とした地域の人々による産卵場や種苗生産施設等の整備に対する支援や、地域における主体的な養殖漁場の改善計画の策定の促進といった、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産に取り組みました。漁場改善計画対象水面生産割合は、国内の海面養殖のほとんどを占めています（図 B-2-⑬）。
・水産エコラベル、沿岸海亀混獲防止対策、トドによる漁業被害防止対策、混獲回避、赤潮･貧酸素水塊対策、内水面の保全に取り組みました。
・これらを通じて持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を進め、科学的知見の活用や普及啓発も実施しながら、水産資源の持続的な活用を図りました。

④　主要行動目標Ｂ－２－４

自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。（環境省）

・多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出を支援するため、里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」（https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/）で提供しています。里海づくりの取組ヵ所数は、平成 24 年度の 122 件から平成 30 年度の 291 件に増加しました（図 B-2-⑭）。平成 28 年度より、海辺の再生・創出に関する良好な取組を抽出し、定量的評価や実施にあたってのポイントを取りまとめました。
・平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象として、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定し、平成 25 年度には、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定しました。

⑤ 関連指標群

図B-2-① 農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域の共同活動への延べ参加数

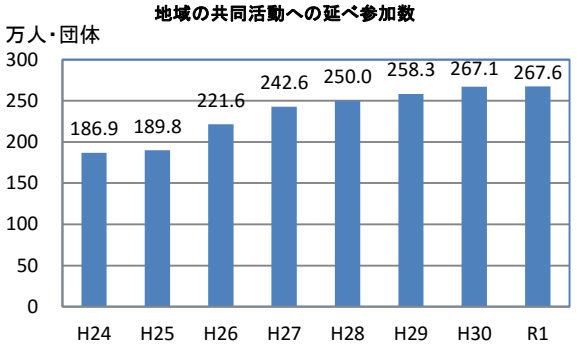

（動向） 目標値「平成24～28年度の合計約1,000万人」を達成。

図B-2-② エコファーマー累積新規認定件数

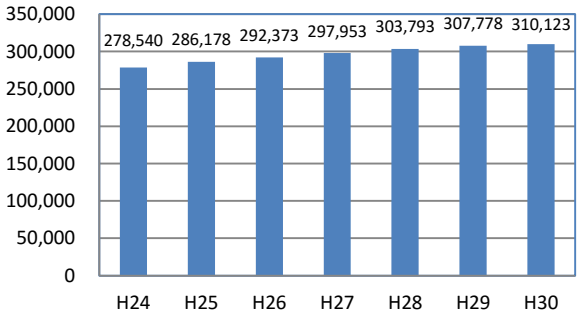

（動向） 徐々にではあるが、着実に増加。

図B-2-③ 生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所

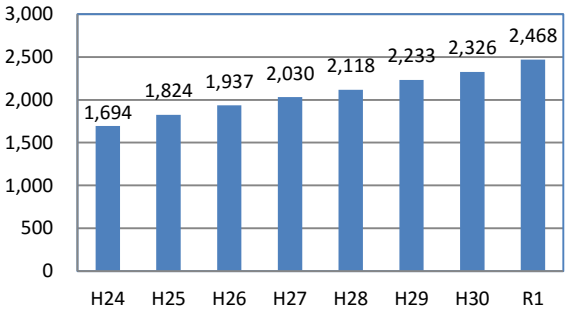

（動向） 着実に増加。

図B-2-④ 中山間地域等において減少を防止する農用地面積

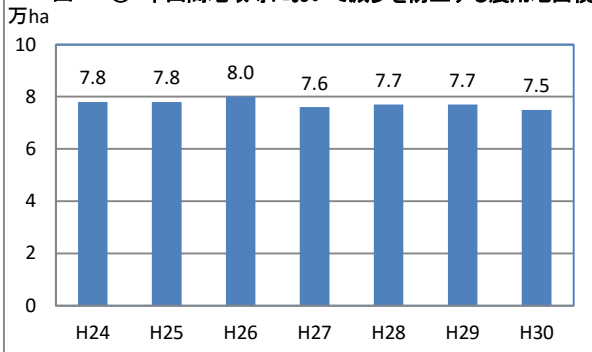

（動向） ほぼ横ばいで維持。

図B-2-⑤ 環境保全型農業直接支払制度取組面積

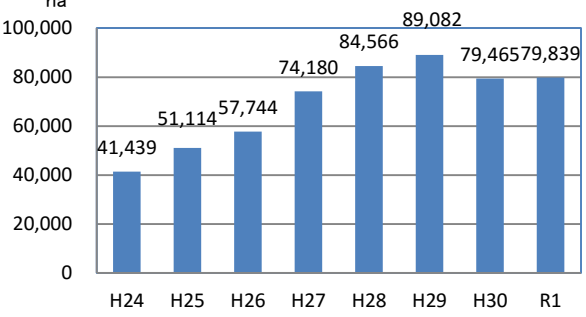

（動向） 制度の変更等により、H30は面積が減少したものの全体的には着実に増加。

図B-2-⑥ 藻場・干潟の保全・創造面積

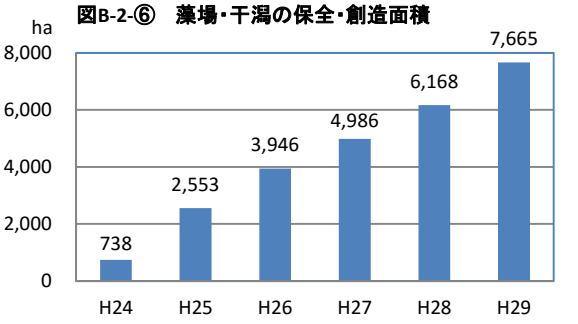

（動向） 着実に増加。
目標値「平成24～28年度の5年間で5,500 ha」 を達成。

図B-2-⑦ 漁場の堆積物除去面積

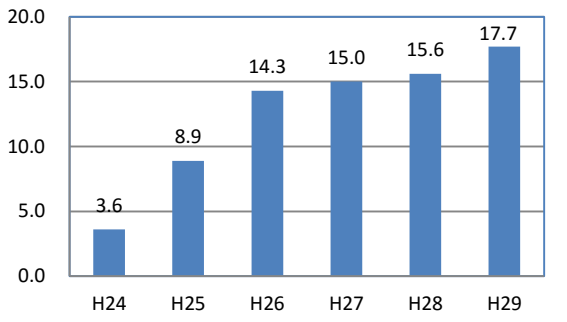

（動向） 着実に増加。

図B-2-⑧ 魚礁や増養殖場の整備面積

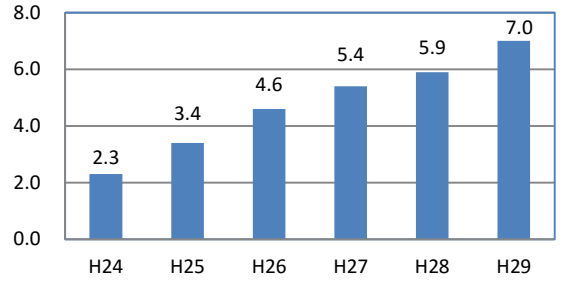

（動向） 着実に増加。
目標値「平成24～28年度の5年間で6万ha」 をおおむね達成。

図B-2-⑨　漁業集落排水処理を行う魚村の人口比率

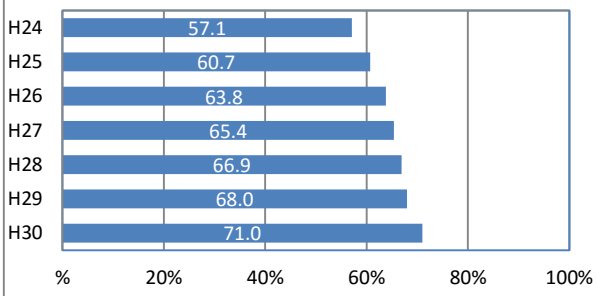

（動向）　着実に増加。
目標値「平成28年度までに65%」を達成。

図B-2-⑩　多国間漁業協定数

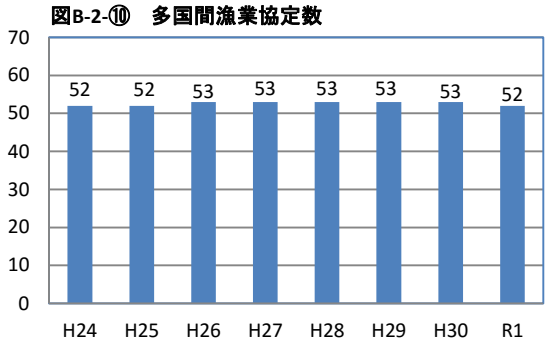

（動向）　目標を安定的に維持。

図B-2-⑪　我が国周辺水域の資源水準の状況（中位以上の系群の割合）

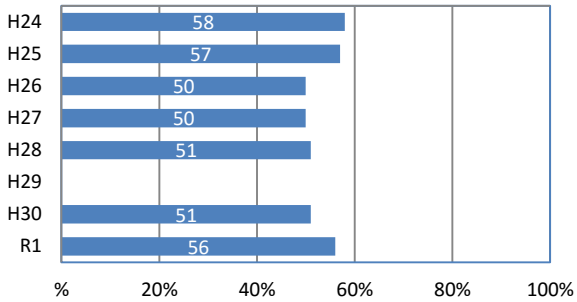

（動向）　近年は増加傾向。

図B-2-⑫　漁業者等による資源管理計画数

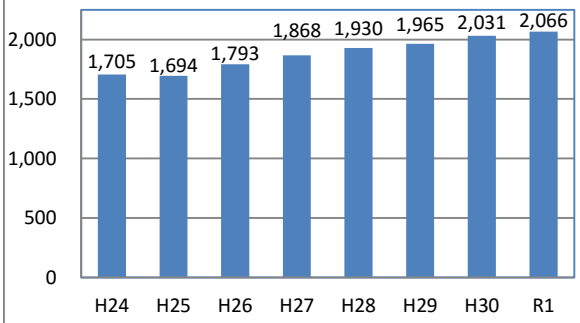

（動向）　増加する傾向。

図B-2-⑬　海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合

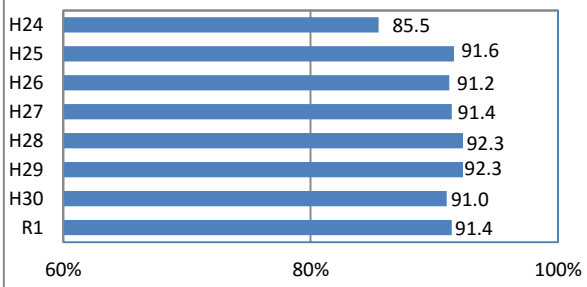

（動向）　着実に増加。
目標値「令和5年度までに90%」を達成。

図B-2-⑭　里海づくりの取組箇所数

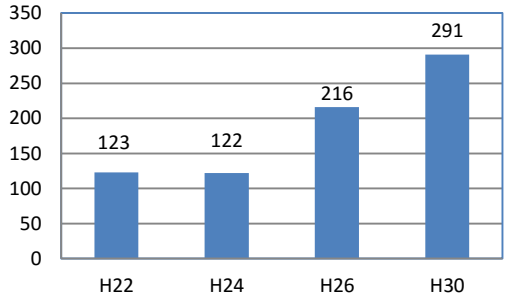

（動向）　着実に増加。

図 B-2-⑮　森林経営計画の策定面積

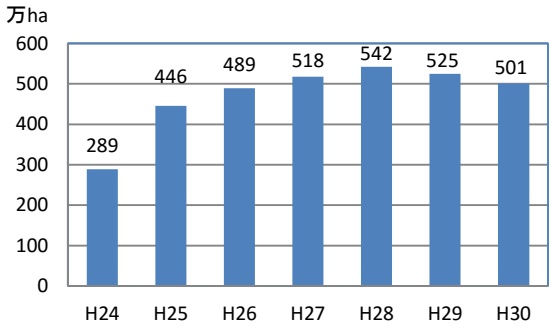

（動向）　増加する傾向。

図 B-2-⑯　森林計画対象面積

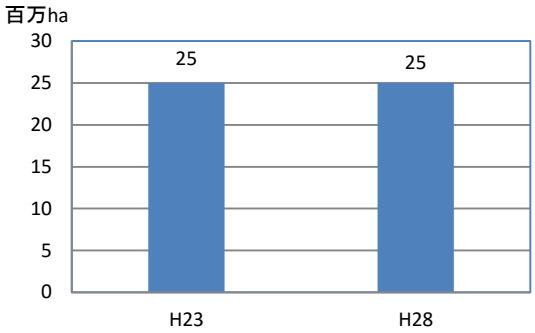

（動向）　横ばいで維持。

（３）国別目標Ｂ－３

2020 年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域（以下「閉鎖性水域」という。）については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した ■目標に向けて進捗したが、達成しなかった □大きな変化なし □目標から遠ざかり、達成しなかった □不明

国別目標Ｂ－３の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況や関連指標の動向等は以下のとおりです。

目標評価期間内（平成 24 年度～令和元年度）において全窒素・全リン濃度の環境基準の達成率は湖沼では横ばい傾向ですが、海域では改善傾向です。水生生物の保全にかかる環境基準の達成状況は、河川・湖沼・海域ともにほとんどの地点でほぼ達成されており、またアオコの発生件数は減少傾向にあります。湖沼や一部の閉鎖性海域における全窒素・全リンの環境基準の達成度や、一部の閉鎖性海域における赤潮の発生件数、COD の環境基準の達成度などについては、目標評価期間内において大きく変動しているものもありますが、明確な悪化の傾向は見られませんでした。

以上を踏まえると、目標評価期間内において環境基準の達成率が上昇する等の改善傾向が見られ、生息環境の維持に向けて進捗が見られます。一方で、一部地域においてはいまだ課題が残るため、国別目標Ｂ－３の達成状況は、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標Ｂ－３－１

流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015 年３月までに第７次水質総量削減を実施する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・平成 26 年度を目標年度とした第７次水質総量削減により、指定水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）ごとに排出される汚濁負荷量の削減目標量を設定し、排出源ごとに対策を実施した結果、各指定水域において汚濁負荷量は削減目標量を達成したことを確認しました。また、平成 29 年７月までに関係都府県において、総量削減計画及び総量規制基準が策定され、令和元年度を目標年度とした第８次水質総量削減制度により、指定水域ごとに汚濁負荷量の削減目標量を設定し、削減目標量の達成を図るため、生活系、産業系などの排出源ごとに対策を実施しています（http://www.env.go.jp/water/heisa/8kisei.html）。毎年度、各指定水域の水質等について調査を実施し、汚濁負荷量の削減状況や水質改善の効果等の把握を行っています。全窒素及び全リン濃度の環境基準達成率については、海域では湾ごとに状況が異なりますが 100%を達成または改善傾向にある湾もあり（図 B-3-③）、湖沼については 50%前後の水準で推移しています（図 B-3-②）。

・農業用排水施設等の整備、家畜排せつ物の適正管理、環境保全型農業の推進、下水処理施設における高度処理や合流式下水道の改善対策、河川の水環境の改善などにより、流域からの栄養塩類や有機汚染物質の流入負荷の削減に取り組みました。なお、汚濁排出源からの発生負荷量は削減されているものの、陸域からの窒素及びリン流入負荷量は、気象等のその他の要因の影響による変動があり横ばいで推移しています（図 B-3-⑬）。

② 主要行動目標Ｂ－３－２

閉鎖性水域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を行うとともに、2014 年までに水生生物の保全のための下層 DO 及び水生植物の保全のための透明度について環境基準化を検討する。（環境省、国土交通省）

・第８次水質総量削減制度等に基づき、閉鎖性海域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を実施しました。閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、八代海、有明海）における COD の環境基準達成状況は、ほぼ横ばいです（図 B-3-⑥）。
・平成 28 年３月に水生生物の保全のための底層 DO を環境基準とし、水生植物の保全及び親水利用の場の保全のための沿岸透明度について地域において設定する目標に位置づけ、平成 30 年度に「沿岸透明度の目標設定ガイドライン」を公表しました。水生生物の保全にかかる環境基準の達成状況は、河川・湖沼・海域ともにほとんどの地点でほぼ達成されています（図 B-3-⑦、図 B-3-⑧、図 B-3-⑨）。
・平成 24 年度～30 年度における夏季の底層 DO の状況については、年による変動はあるものの東京湾、伊勢湾、大阪湾において大規模な貧酸素水塊の発生が確認されています（図 B-3-⑩、図 B-3-⑪、図 B-3-⑫）。

・健康項目に関する水質基準達成状況は、河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成しています（図 B-3-①）。湖沼における環境基準の達成状況は、全窒素濃度、全リン濃度ともに 50%前後の水準で推移しています（図 B-3-②）。
・赤潮の年間発生件数は、瀬戸内海は減少傾向、他の海域はほぼ横ばいです（図 B-3-④）。アオコの年間発生日数は、琵琶湖では近年０に近づき、霞ヶ浦においても減少し改善されています（図 B-3-⑤）。
・閉鎖性海域において、浚渫土砂等を有効活用し干潟・浅場等の保全・再生・創出や深掘跡の埋め戻し等を実施することにより、沿岸域の生物多様性の保全･再生の取組を推進しました。干潟の再生割合は、徐々にではありますが着実に増加しています（図 B-3-⑭）。
・三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合は、徐々にではありますが着実に増加しています（図 B-3-⑮）。

③ 主要行動目標Ｂ－３－３

多様な水生生物等の生息・生育環境の保全と高い生物生産性が両立し、持続可能な利用の上で望ましい生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究を行う。（環境省）

・平成 24 年度にモデル地域（愛知県三河湾、兵庫県播磨灘北東部）において栄養塩循環に関する調査や実証試験を行い、海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）を策定するとともに、他地域の計画策定を促す「ヘルシープラン策定の手引き」を策定しました。平成 25 年度には、モデル地域（広島県三津湾）においてヘルシープランを策定しました。これらの結果を踏まえ、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく地方自治体の各種計画等に手法が盛り込まれました。

・瀬戸内海において、湾・灘ごとの地域環境特性、長期的な水環境の変動の把握、きめ細やかな水質管理に向けた方策の調査･検討を実施し、令和２年度に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」を取りまとめました。

④　関連指標群

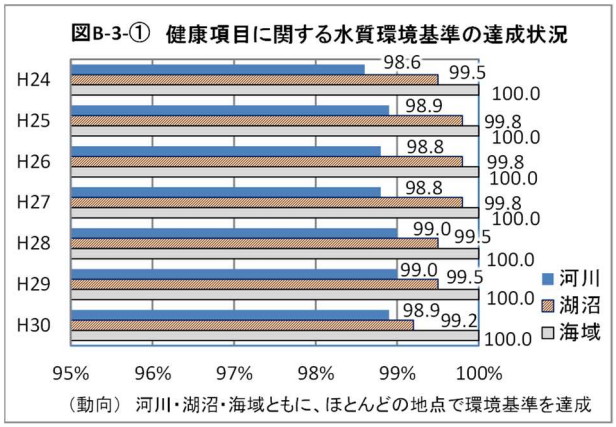

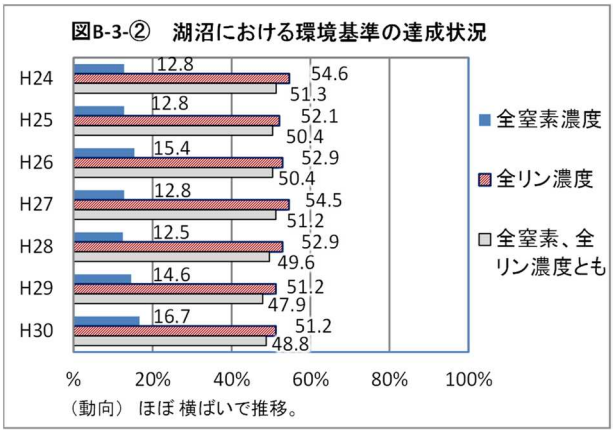

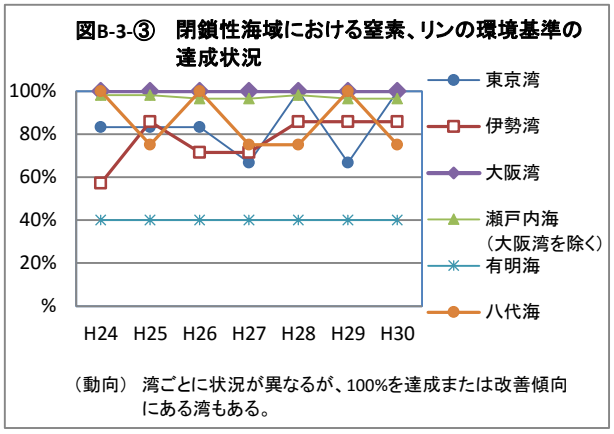

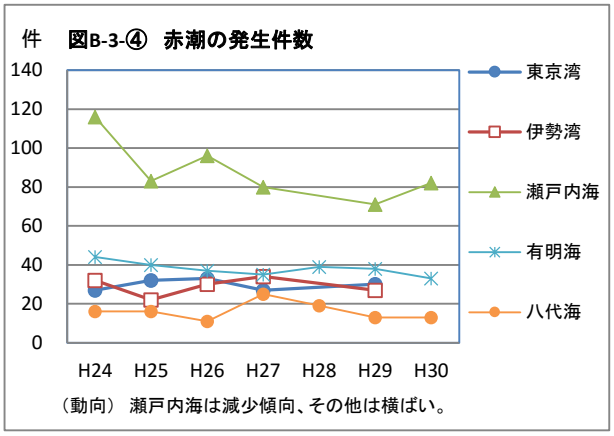

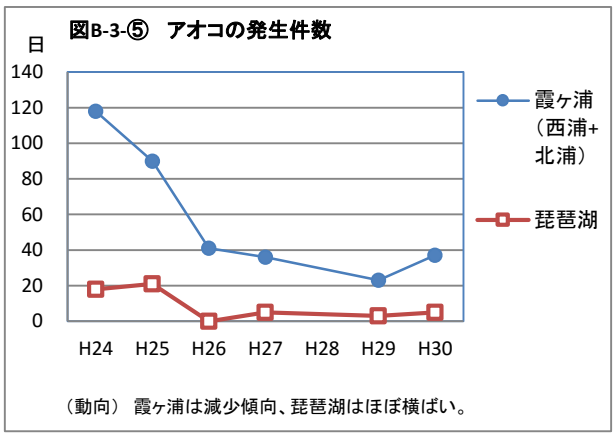

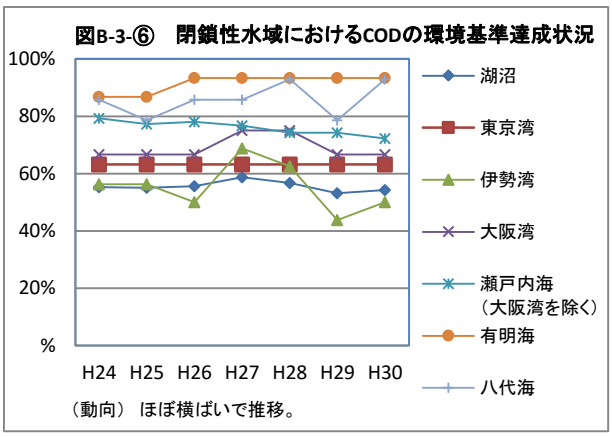

図B-3-⑦　水生生物保全に係る環境基準の達成率

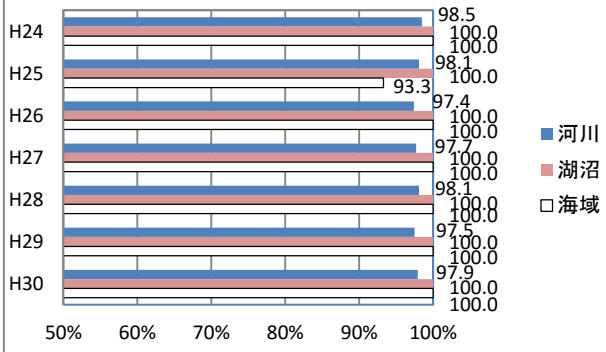

（動向）　河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成。

図B-3-⑧　水生生物保全に係る環境基準の達成率
(ノニフェノール)

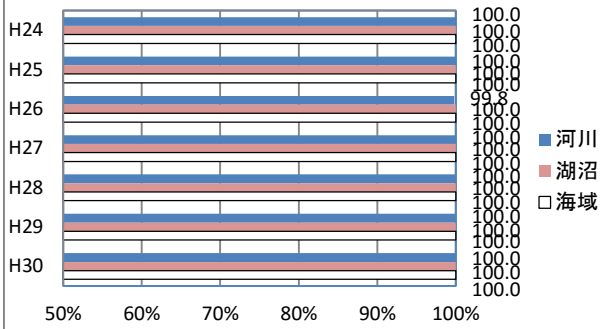

（動向）　河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成。

図B-3-⑨　水生生物保全に係る環境基準の達成率(LAS)

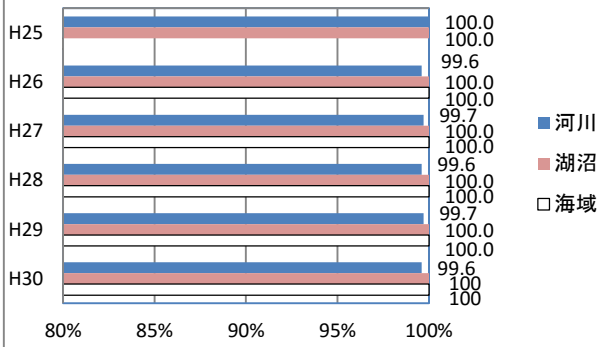

（動向）　ほぼ100%を達成。

図 B-3-⑩　　東京湾　夏季底層 DO

2012 年度夏季	2013 年度夏季	2014 年度夏季	2015 年度夏季
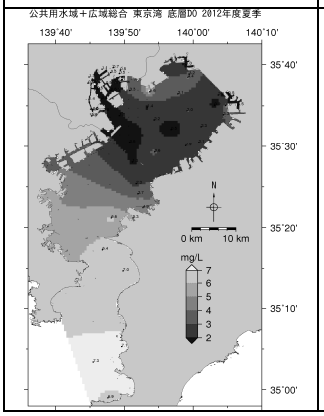	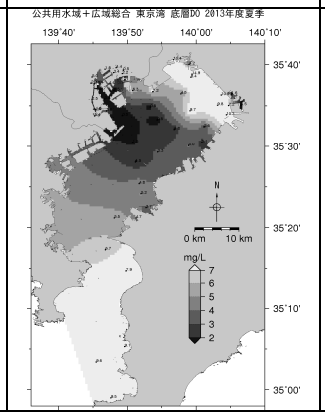	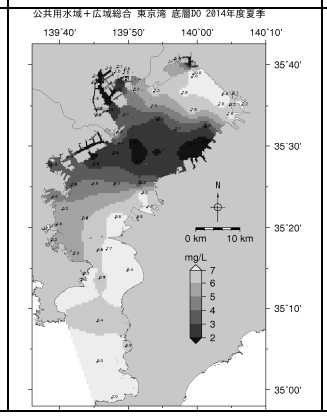	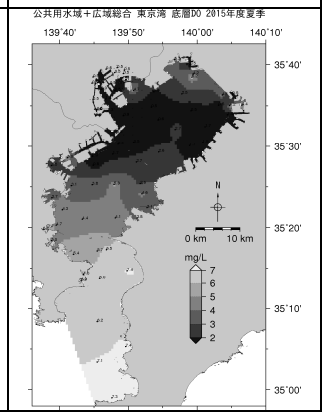

2016 年度夏季	2017 年度夏季	2018 年度夏季
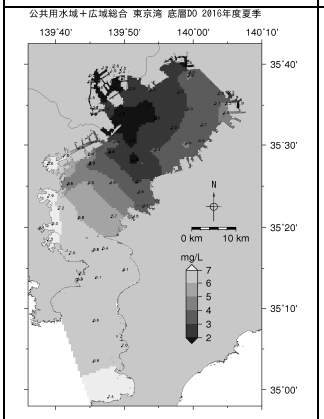	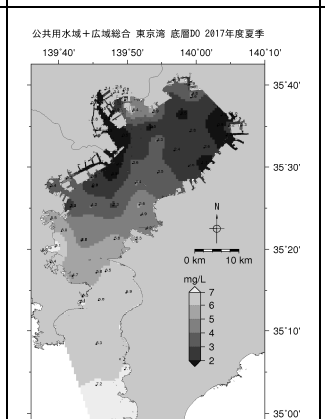	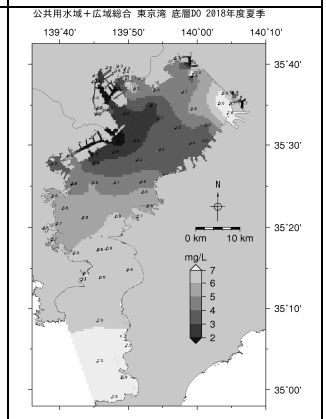

図 B-3-⑪　伊勢湾　夏季底層 DO

2012 年度夏季	2013 年度夏季	2014 年度夏季	2015 年度夏季
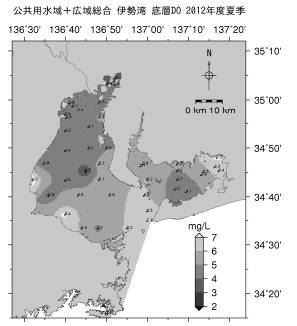	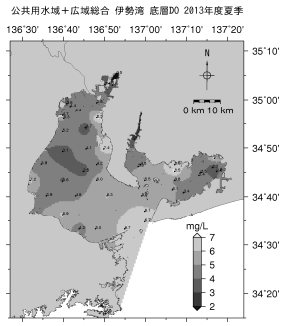	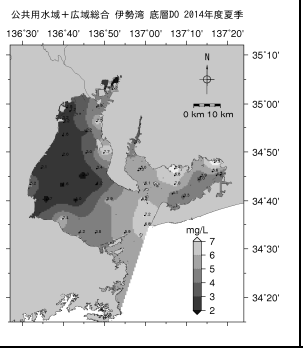	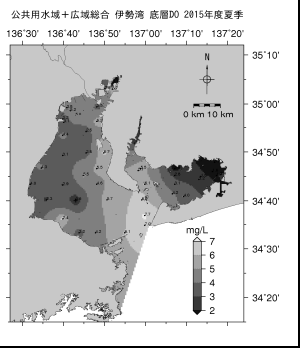

2016 年度夏季	2017 年度夏季	2018 年度夏季
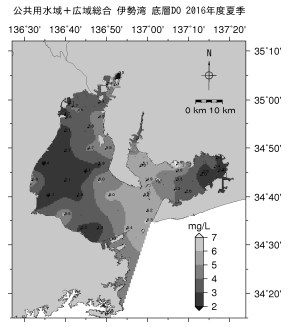	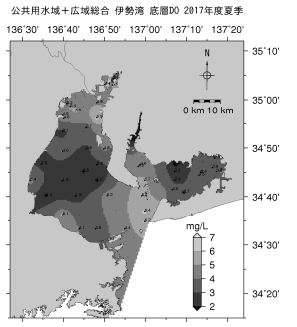	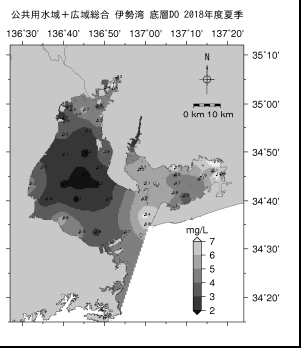

図 B-3-⑫　瀬戸内海　夏季底層 DO

2012 年度夏季	2013 年度夏季
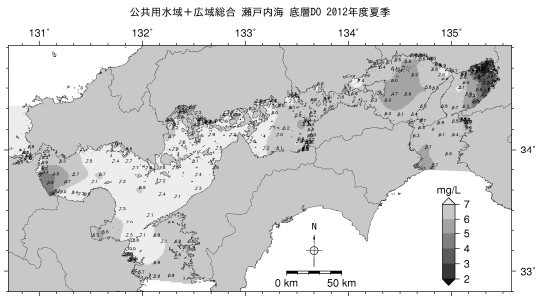	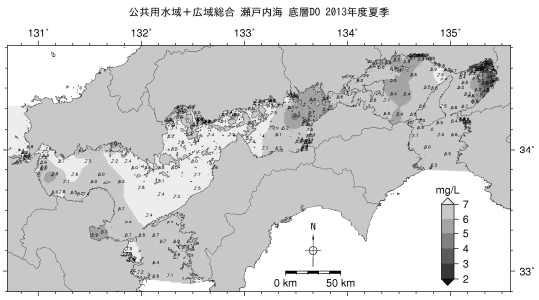

2014 年度夏季	2015 年度夏季
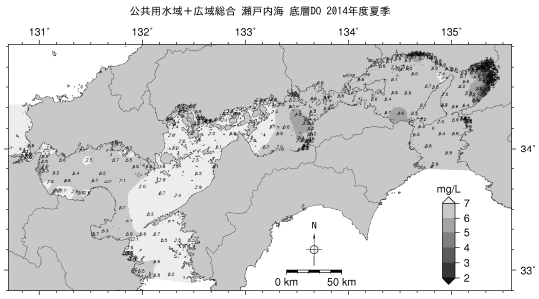	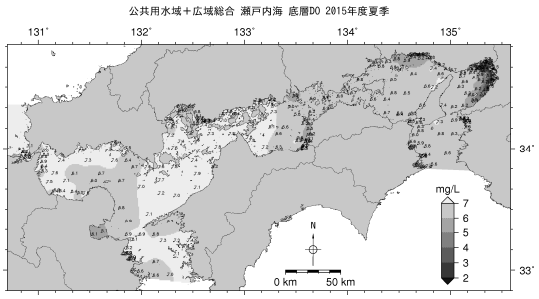

2016 年度夏季	2017 年度夏季
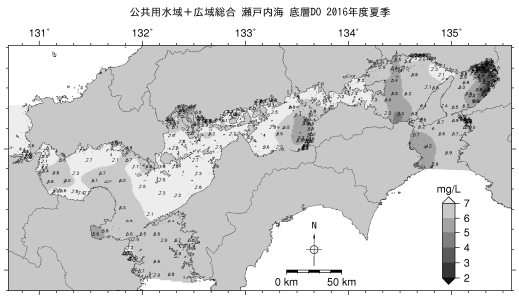	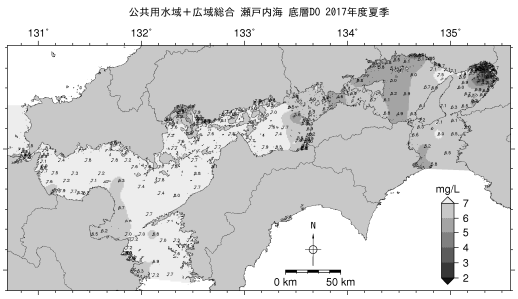

2018 年度夏季

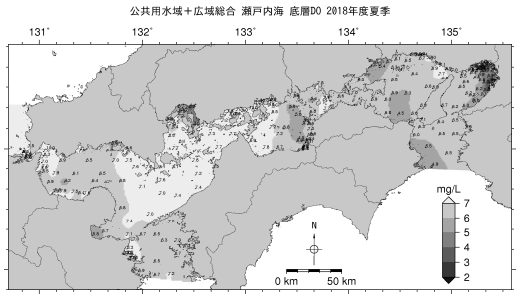

図B-3-⑬ 陸域からの窒素・リン流入負荷量

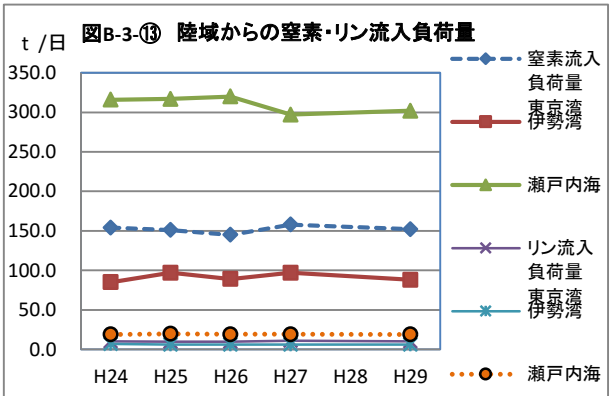

（動向） 窒素、リンともに負荷量は横ばい。

図B-3-⑭ 干潟の再生の割合

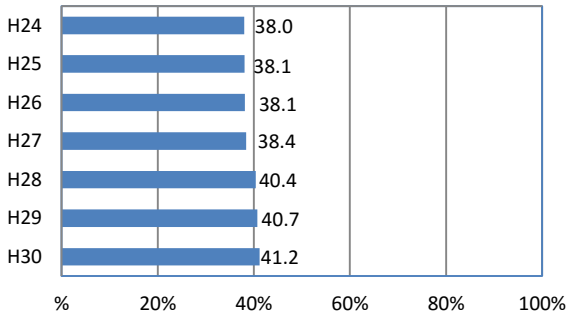

（動向） 徐々にではあるが着実に増加。
目標値「平成28年度末に約40%」を達成。

図B-3-⑮ 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

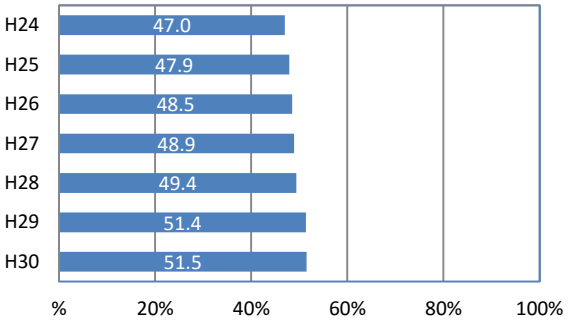

（動向） 着実に増加。

図B-3-⑯ 地下水環境基準（硝酸、亜硝酸）の達成状況

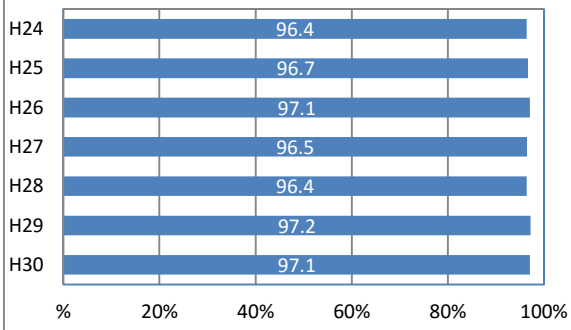

（動向） ほぼ横ばいで推移。

（４）国別目標Ｂ－４

2020 年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

国別目標の達成の評価

■目標を達成した
□目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ｂ－４の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」の作成、及び「外来種被害防止行動計画」の策定を実施しました。また、特定外来生物の指定種類数及び防除の確認・認定件数などの関連指標群の多くに進捗が認められ、奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングース対策の事例では、捕獲努力量あたりの捕獲頭数は着実に減少しました。

具体的には、特定外来生物の指定種類数、及び防除の確認・認定件数はともに増加しました。平成 29 年６月にヒアリが国内で初めて確認され、その後も侵入が続いていますが、水際対策に取り組んで定着を防止しており、未定着種数も維持されています。奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングースの捕獲頭数は着実に減少しており、この結果、両地域ともに事業開始当初と比較するとアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の希少種の生息状況は改善していると考えられます。奄美大島においては、アマミノクロウサギの生息確認メッシュ数は年変動があり顕著な増加傾向は見られませんが、これまで未確認だった新しいメッシュでの確認がなされているほか、別途実施しているセンサーカメラによるモニタリング調査では、アマミトゲネズミ、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ等の希少種の確認頻度が大きく増加傾向を示しているなど、生息密度の増加を示す調査結果もあります。また沖縄島やんばる地域においては、ヤンバルクイナの生息メッシュ数は、近年は目立った増加傾向は見られていないものの、長期的には増加傾向にあり、生息状況の回復傾向を示す調査結果もあります。今後は、マングースの根絶に向けた取組の継続と根絶確認、マングース以外の外来種（ノネコ等）の影響の排除が必要と考えられます。

これらを踏まえると、外来生物対策については、防除の推進や関係する計画の策定等、着実に取組が進んでいることから国別目標Ｂ－４は「目標を達成した」と評価しました。しかし、今後も外来種の根絶や制御の取組等を継続し、希少種の生息環境の維持・回復に取り組む必要があります。

① 主要行動目標Ｂ－４－１

2014 年までに、侵略的外来種リスト（外来種ブラックリスト（仮称））を作成し、リストの種について定着経路に係る情報を整備する。（環境省、農林水産省）

・特定外来生物法に基づく特定外来生物の指定種数は年々増加しており、令和２年３月までに、148 種を指定しました（図 B-4-①）。また、外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価したリストである「生態系被害防止外来種リスト」を平成 26 年度に作成し（https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html）、429 種を選定しました（図 B-4-②）。リスト掲載種については、定着状況や定着経路等の情報を整理し、輸入にともない非意図的に繰り返し導入されるとみられる特定外来生物については、海外での生産段階、流通段階における侵入経路の把握に努め、さまざまな主体に適切な行動を呼びかけ、外来種対策の取組を進めました。

② 主要行動目標Ｂ－４－２

2014 年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・主務大臣による確認を受けた地方公共団体、あるいは認定を受けた者が実施する、外来生物法に基づく特定外来生物の防除の件数（累積）は、年々徐々に増加し、令和２年３月時点で防除の確認は 1,071 件、認定が 216 件となっています（図 B-4-③）。
・多様な主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すため、平成 26 年度に「外来種被害防止行動計画」を策定しました。（https://www.env.go.jp/press/files/jp/26646.pdf）
・「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」を踏まえ、地方自治体、国民等に対し、外来種問題・対策の普及啓発等を進め、外来種及びそれらの計画的かつ効果的な防除の推進について地方自治体等と情報共有を行いました。
・地方自治体における外来種に関するリストの作成及び条例整備の件数は増加傾向にあります（図 B-4-⑦）。

③ 主要行動目標Ｂ－４－３

優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・希少種の生息地や国立公園などの生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノールなどの外来生物の防除事業を実施しました。
・アライグマ、オオクチバスなど生息域が広域に拡大した外来生物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を行ったほか、地域生物多様性保全活動支援事業（委託）による特定外来生物防除実施計画の策定及び実証の支援（平成 24 年度から平成 26 年度までに５件）、生物多様性保全推進支援事業（交付金）による外来生物防除対策への支援（平成 24 年度から令和元年度までに 50 事業）などにより、地方公共団体等が実施する防除に対する支援を行いました。
・これらの取組の結果、奄美大島及び沖縄島やんばる地域では、捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数が減少傾向にあります。それぞれの防除実施計画に基づき、奄美大島においては令和４年度まで、沖縄島やんばる地域においては令和８年度までに、マングースを完全排除することを目標としています。特に奄美大島では平成 30 年４月以降はマングースが捕獲されないほど密度が低下しています（図 B-4-④，B-4-⑤）。その結果として、ヤンバルクイナについては、生息確認メッシュ数は横ばいですが（図 B-4-⑥）、生息数は増加傾向にあります。なお現在マングースの根絶確認に向けたモデルを開発・試算

中です。

・地方公共団体などへの支援制度については、令和元年度に生物多様性保全推進支援事業（交付金）に早期防除に資する計画策定を支援するメニューを追加しました。今後も内容の見直しを図りながら、引き続き効果的な防除を進めていきます。

・平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されたヒアリについては、ヒアリ対策関係閣僚会議も踏まえ政府一丸となって対応しています。全国の自治体の協力も得て、港湾周辺における徹底した調査と確実な防除、物流関係事業者への周知、専用電話による情報収集や国民の不安解消等の施策を行い、国内での定着を阻止するため取り組んでいます。

④　関連指標群

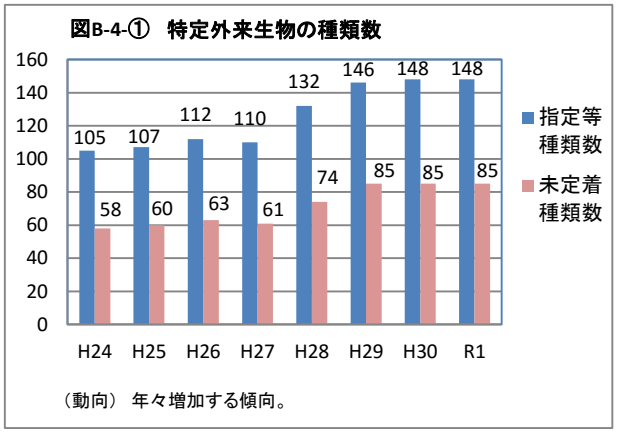

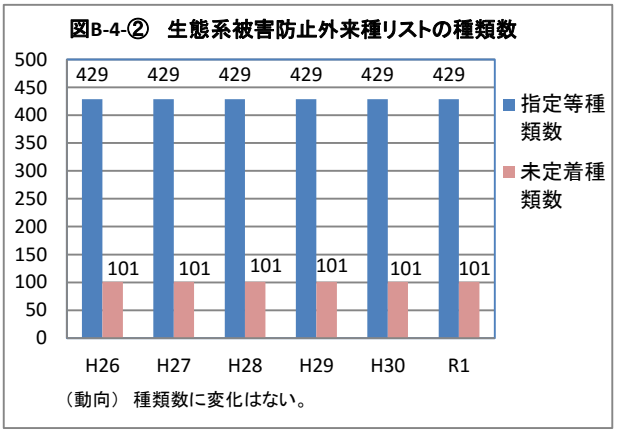

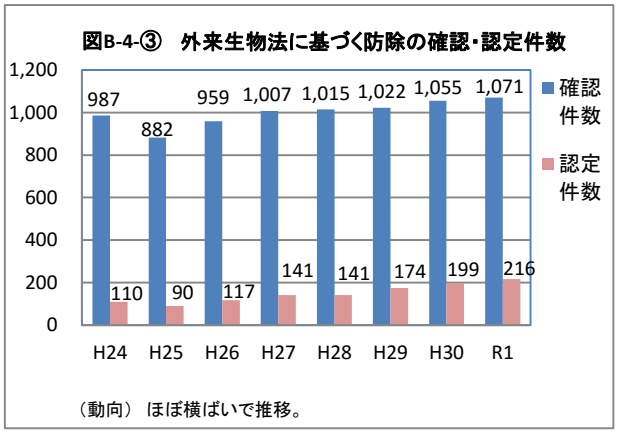

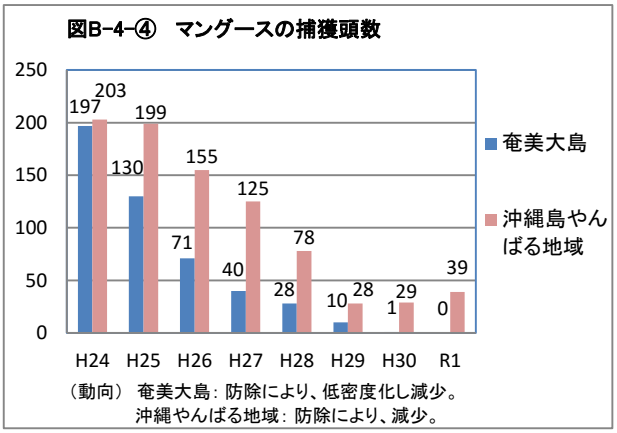

図B-4-⑤　マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数

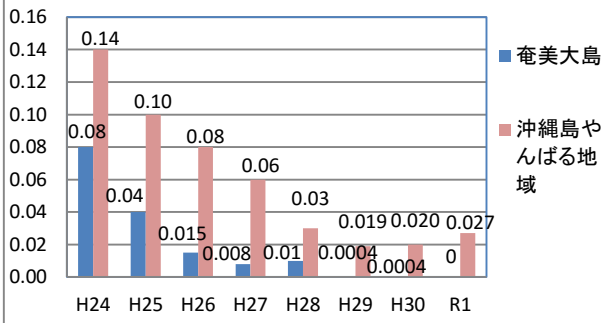

（動向）　奄美大島：防除により、低密度化し減少。
沖縄やんばる地域：防除により、減少。

図B-4-⑥　アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナの生息メッシュ数

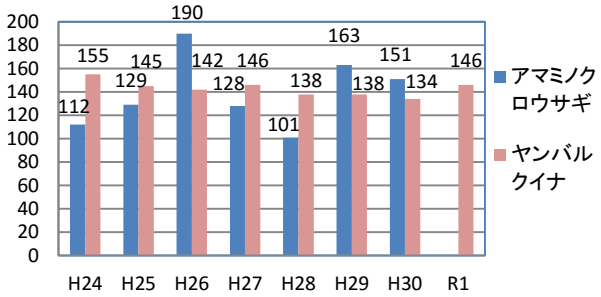

（動向）　ほぼ横ばい。

図B-4-⑦　地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備

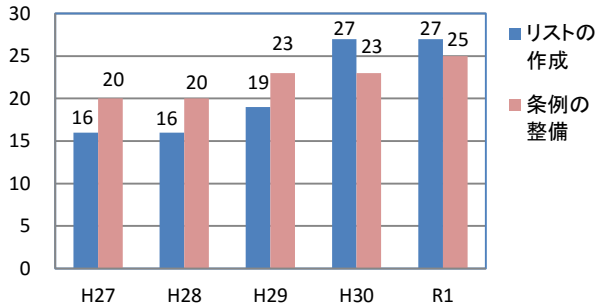

（動向）　増加傾向。

（５）国別目標Ｂ－５

2015 年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のため、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した ■目標に向けて進捗したが、達成しなかった □大きな変化なし □目標から遠ざかり、達成しなかった □不明

国別目標Ｂ－５の主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

サンゴ礁については人為的圧力を整理し、優先的に取り組むべき課題を設定しました。また、高山植生やサンゴ礁について、気候変動への適応の実装に向けた検討を進めています。「日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積」は進捗が見られます。

具体的には、気候変動に脆弱なわが国の生態系のうち、サンゴ礁生態系については、平成 22 年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成 28 年３月に改訂し、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定しました。これに基づき、「陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進」「サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進」「地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築」を重点的に取り組むべき課題とし、令和２年度末において「地域社会と結びついたサンゴ礁生態系保全の基盤が構築されること」を目標に、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより、対策を推進しました。

また、平成 28 年夏季に、奄美群島から八重山諸島にかけての広い海域において、夏季の高水温が主な原因と考えられる大規模なサンゴの白化現象が発生し、特に、日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖においては 90%以上のサンゴが白化し、その多くが死亡するなど、極めて深刻な状態となりました。これを受け、平成 29 年４月にサンゴ大規模白化緊急対策会議を開催し「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を取りまとめ、これに基づき、関係者が連携して緊急対策を推進しています。

また、気候変動に対し脆弱性の高いサンゴ礁などの生態系を含む生物多様性分野において、平成 27 年 7 月に「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方」を公表し、気候変動に伴う悪影響を低減（あるいはよい影響を最大化）するための考え方を整理しました。平成 30 年 11 月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、これらに基づいて適応策の検討をモデル的に試行しており、実装に向けた準備を進めています。

一方で、目標とする「人為的圧力等の生態学的許容値の設定」には至りませんでした。

このため、国別目標Ｂ－５については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標Ｂ－５－１

2013 年までに気候変動に脆弱なわが国のサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の生態系に対する人為的圧力等を特定し、2015 年までに人為的圧力等の生態学的許容値を設定し、生態学的許容値の達成のための取組を実施する。（環境省）

・サンゴ礁については、平成 22 年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成 28 年３月に改訂

し、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定しました（http://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/project/index.html）。
これに基づき、「陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進」「サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進」「地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築」を重点的に取り組むべき課題とし、令和２年度末において「地域社会と結びついたサンゴ礁生態系保全の基盤が構築されること」を目標に、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより、対策を推進しました。また、沖縄県の石西礁湖の自然再生協議会の陸域対策ワーキング・グループ等において、陸域からの負荷削減対策について検討が進められました。

・モニタリングサイト 1000 のサンゴ礁調査における、指定サイトのサンゴ被度の平均値は、平成 28 年に奄美群島から八重山諸島にかけての広い海域において発生した大規模なサンゴの白化現象に起因してやや低下しましたが、ここ数年は増加傾向に転じています（図 B-5-①）。日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域（国立公園等）の面積は、それぞれ増加傾向です（図 B-5-②）。

・気候変動による生物多様性への影響については、気候変動適応法に基づく評価を行っています。また、「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方」（平成 27 年 7 月公表）や「気候変動適応計画」（平成 30 年 11 月閣議決定）に基づき、サンゴ礁や高山地域における脆弱な生態系に関する気候変動への適応策の検討をモデル的に試行し、実装に向けた準備を進めています。さらに、令和元年度に「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」を取りまとめました。このように、気候変動に脆弱な生態系に対する気候変動の影響評価や適応策の検討を進めていますが、サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や、生態学的許容値の設定には至っていません。

② 関連指標群

図B-5-① サンゴ礁の状態の推移傾向（サンゴ被度）

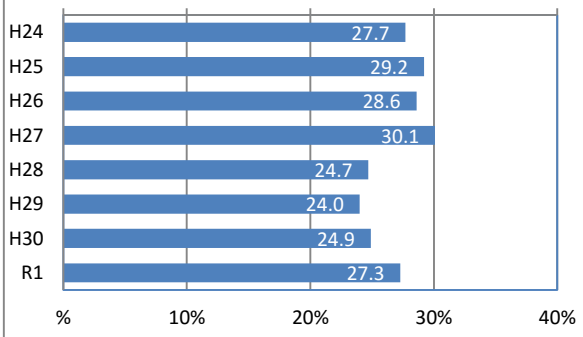

（動向） 近年は増加傾向。

図B-5-② 日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積

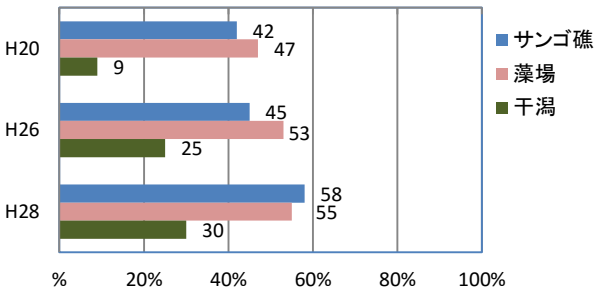

（動向） 増加する傾向。

３．戦略目標Ｃ関連

（戦略目標Ｃ）
生態系を適切に保全・管理し、絶滅危惧種の絶滅及び減少を防止する。また、絶滅のおそれのある種の中で特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持する。さらに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する。

国立公園や国指定鳥獣保護区などの生物多様性の保全に寄与する地域の指定、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業の実施による絶滅危惧種の絶滅や減少の防止、農業生物資源ジーンバンク事業による農業生物の遺伝資源の保全など、生物多様性の状況を改善するための取組が総合的に進められました。

（１）国別目標Ｃ－１

2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%を適切に保全・管理する。

国別目標の達成の評価

■目標を達成した
□目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ｃ－１の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、国有林野の保護林及び緑の回廊など、法令等に基づき、生物多様性の保全に寄与する地域の指定は進んでおり、陸域及び内陸水域は 20.5%を保護・管理し目標を達成しています。海洋保護区については、平成 31 年に自然環境保全法の改正により新たに創設された沖合海底自然環境保全地域制度に基づいて海洋保護区の指定作業を進めており、令和２年中に 10%を超える見込みです。

このため、「目標を達成した」と評価しました。

① 主要行動目標Ｃ－１－１

2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。（環境省、農林水産省）

・平成 26 年（2014 年）３月に、保全・管理の状況を把握するための手法とベースライン及び現状の整理を行い、手法については、「陸域及び内陸水域」と「沿岸及び海域」に分けて対象としての「保護地域」を定義しました。ベースラインについては、平成 23 年度当初としました。
・陸域及び内陸水域については、自然公園（図 C-1-①）、自然環境保全地域等（図 C-1-②）、鳥獣保護区

（図 C-1-④、図 C-1-⑤）、生息地等保護区（図 C-1-⑧）、保護林、緑の回廊（図 C-1-⑦）等により保全・管理されている区域が該当し、ベースラインは面積約 76,800 km²、国土面積に対する割合は約 20.3%と整理しました。

・わが国の海洋保護区としては、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等が該当し、ベースラインは面積約 369,200km²（図 C-1-⑥）、領海及び排他的経済水域に対する割合は約 8.3%と整理しました。

・令和元年（2019 年）時点の現状は以下のとおりです。

＜陸域及び内陸水域＞　面積：約 77,300 km²、国土面積に対する割合：約 20.5%

＜沿岸及び海域＞　面積：約 369,200 km²、領海及び排他的経済水域に対する割合：約 8.3%

② 主要行動目標Ｃ－１－２

周辺地域との連続性も考慮して、生物多様性の保全に寄与する地域の指定について検討を進めるとともに、その適切な保全・管理を推進する。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

・自然公園法に基づく国立公園・国定公園については、平成 22 年 10 月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ検討や調整を進め、国定公園においては平成 28 年３月に京都丹波高原国定公園、令和２年３月に中央アルプス国定公園の指定を行い、国立公園においては平成 28 年４月に西表石垣国立公園区域を大規模に拡張したほか、平成 28 年９月にやんばる国立公園、平成 29 年３月に奄美群島国立公園を指定しました。国立公園及び国定公園の総面積は着実に増加しています（図 C-1-①）。

・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については区域拡張に向けた調査及び現地関係者との調整を進め、平成 27 年２月に崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張し、適切な保全･管理のためのモニタリング等を実施しています。また平成 31 年４月に自然環境保全法を改正し、沖合海底自然環境保全地域の制度を創設しました。自然環境保全法の改正により新たに創設された沖合海底自然環境保全地域制度に基づいて海洋保護区の指定作業を進めており、令和２年中に、日本の海洋保護区は 10%を超える見込みです。・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国指定鳥獣保護区については、涸沼、東よか干潟等の５ヵ所を新規に指定、大潟草原、円山川下流域等の８ヵ所の区域を拡張し、面積は平成 24 年度の 58.5 万 ha から令和元年度の 59.3 万 ha に増加しました（図 C-1-④）。

・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区については、大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域を拡張したほか、適切な保全・管理のためのモニタリング等を実施しました。

・平成 23 年８月から平成 29 年 10 月までの間に、文化財保護法に基づく名勝のうち自然的なものを 21 件、同じく天然記念物を 39 件指定しているほか、地方公共団体等における管理のための計画の策定や保存整備等に対する補助事業により支援を実施しました。

・国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育している森林については、厳格な保護・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、森林や動物等のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理に努めるとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実施しました。なお保護林制度については、平成 27 年９月にその改正を行い、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区を導入し、これまで７種類であった保護林を３種類に再編しました。保護林の面積は平成 24 年度の 915 千 ha から令和元年度の 978 千 ha に増加しています（図 C-1-⑦）。

・都市域においては都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特

別保全地区の指定を進めており、生物多様性の確保に資する緑地の指定とその適切な保全・管理を推進しています。都市域における水と緑の空間確保量は着実に増加しています（図 C-1-③）。

・海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保全しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるという基本認識の下、海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進しました。

③ 主要行動目標Ｃ－１－３

生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・地域における生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生のために、地方公共団体等に対して、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画の策定や実証事業への支援（平成 29 年度に３件実施中）、重要生物多様性地域対策への支援（平成 25 年度までに 21 件）等を実施しました。

・森里川海の維持・再生を図りつつそこからの恵みを活用する経済社会（地域循環共生圏）の構築に向けて、地方公共団体及び地方公共団体と連携して取組を行う民間団体や協議会等とともに、全国で実証事業を実施しました。（「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト

・国有林野において、原生的な森林生態系等を保護する「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」を設定し、継続的なモニタリング調査等を通じて状況を把握するとともに、渓流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努めました。

・平成 28 年 4 月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進しました。

・サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020 に基づき、モデル事業や情報共有等を通じて対策を推進しました。

・都市においては、都市公園等の整備や特別緑保全地区等の指定等により緑地の保全・再生・創設・管理を進めました。

・河川においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進するとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワーク形成の取組を進めました。また、特に重要な水系における湿地の再生については、着実に増加しています（図 C-1-⑨）。

④ 主要行動目標Ｃ－１－４

海洋保護区の充実及びネットワーク化の推進に資するため、2014 年までに野生生物の生息や繁殖にとって重要な地域などに着目して生物多様性の観点から重要な地域を抽出するとともに、保全の必要性及び方法を検討する。（環境省）

・平成 23～25 年度に、生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）を抽出し、平成 28 年４月に公表しました（http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html）。これを踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、関係省庁が連携し、保護・管理目的に合わせた制度を適切に活用して、海洋保護区の設定の推進と管理の充実に取り組んでいます。

⑤ 関連指標群

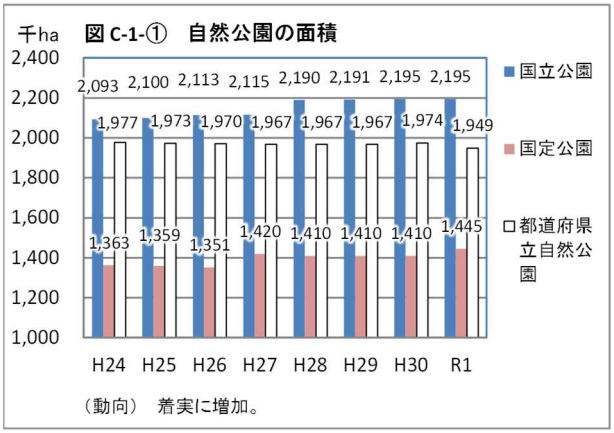
図 C-1-① 自然公園の面積
千ha
2,093 2,100 2,113 2,115 2,190 2,191 2,195 2,195
1,977 1,973 1,970 1,967 1,967 1,967 1,974 1,949
1,363 1,359 1,351 1,420 1,410 1,410 1,410 1,445
国立公園
国定公園
都道府県立自然公園
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 着実に増加。

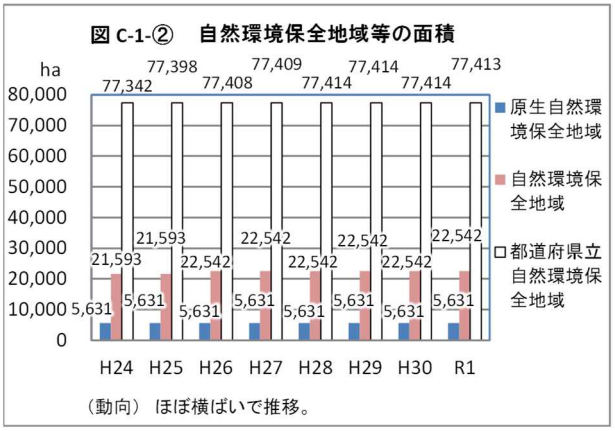
図 C-1-② 自然環境保全地域等の面積
ha
77,342 77,398 77,408 77,409 77,414 77,414 77,414 77,413
21,593 21,593 22,542 22,542 22,542 22,542 22,542 22,542
5,631 5,631 5,631 5,631 5,631 5,631 5,631 5,631
原生自然環境保全地域
自然環境保全地域
都道府県立自然環境保全地域
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

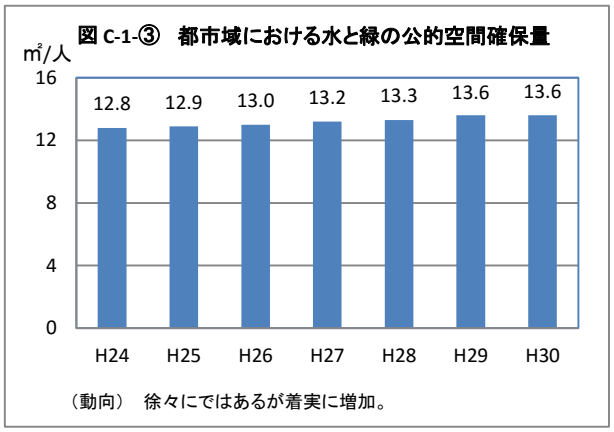
図 C-1-③ 都市域における水と緑の公的空間確保量
㎡/人
12.8 12.9 13.0 13.2 13.3 13.6 13.6
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30
（動向） 徐々にではあるが着実に増加。

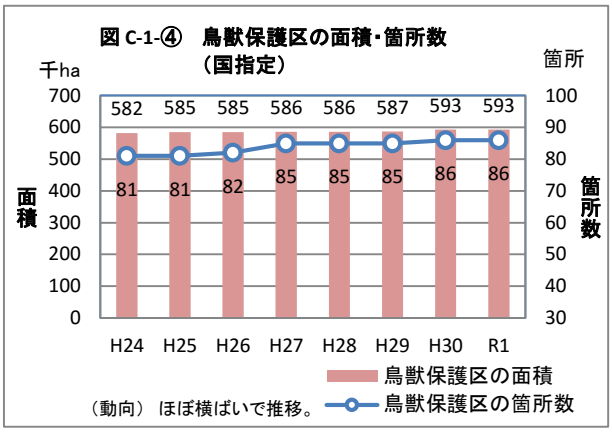
図 C-1-④ 鳥獣保護区の面積・箇所数
（国指定）
千ha
箇所
582 585 585 586 586 587 593 593
81 81 82 85 85 85 86 86
面積
箇所数
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
鳥獣保護区の面積
鳥獣保護区の箇所数
（動向） ほぼ横ばいで推移。

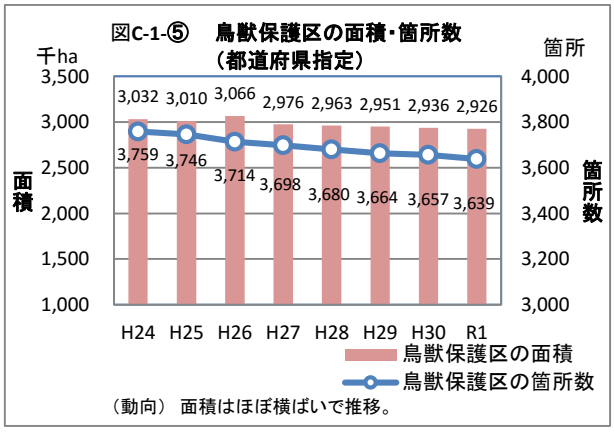
図C-1-⑤ 鳥獣保護区の面積・箇所数
（都道府県指定）
千ha
箇所
3,032 3,010 3,066 2,976 2,963 2,951 2,936 2,926
3,759 3,746 3,714 3,698 3,680 3,664 3,657 3,639
面積
箇所数
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
鳥獣保護区の面積
鳥獣保護区の箇所数
（動向） 面積はほぼ横ばいで推移。

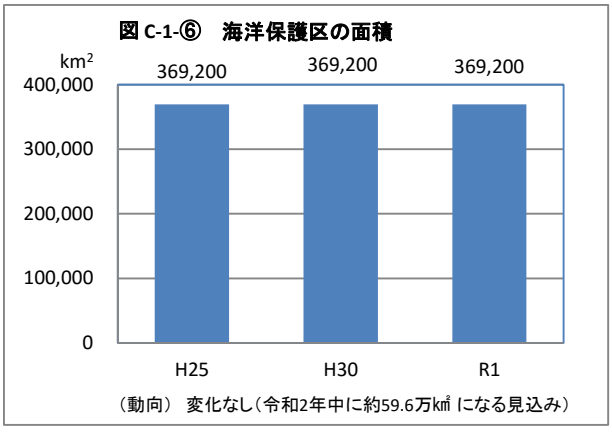
図 C-1-⑥ 海洋保護区の面積
km²
369,200 369,200 369,200
H25 H30 R1
（動向） 変化なし（令和2年中に約59.6万㎢ になる見込み）

図 C-1-⑦　国有林野の保護林・緑の回廊面積

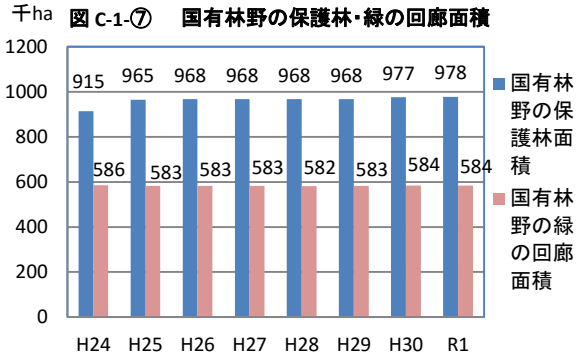

（動向）　ほぼ横ばいで推移。

図C-1-⑧　生息地等保護区の面積

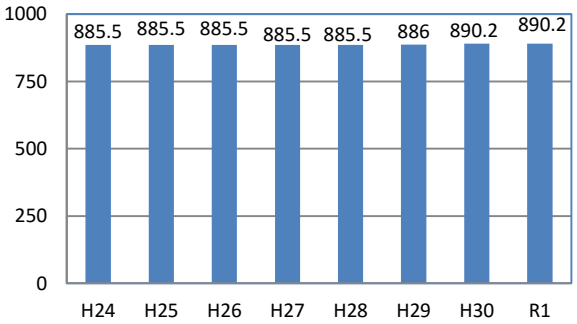

（動向）　横ばいで推移。

図C-1-⑨　特に重要な水系における湿地の再生の割合

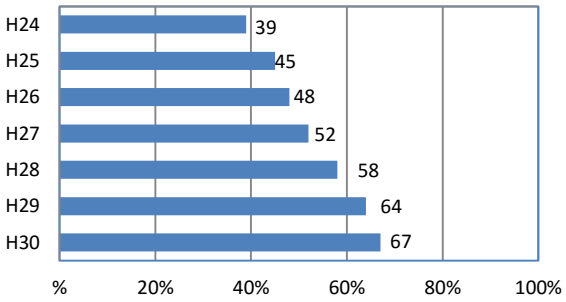

（動向）　着実に増加。

図C-1-⑩　国立公園において保全・管理に当たる自然保護官等の人数

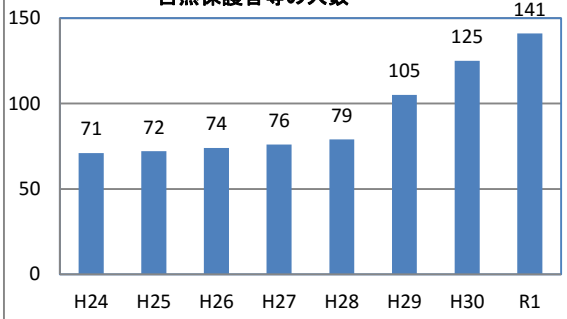

（動向）　増加している。

図C-1-⑪　国立公園内において国立公園管理に携わるパークボランティアの人数

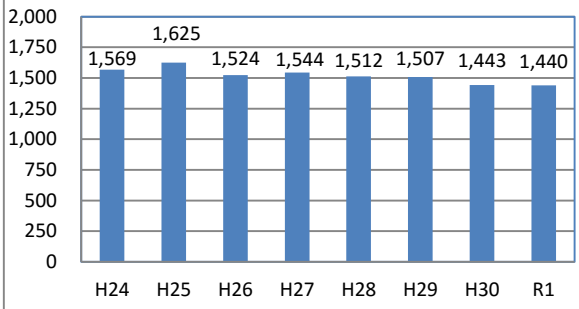

（動向）　ほぼ横ばいで推移。

（２）国別目標Ｃ－２

2012 年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）となる種（長期に発見されていない種について 50 年以上の経過等により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、2020 年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧ＩＡ類（CR）または絶滅危惧Ｉ類（CR＋EN）については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が 2012 年版環境省レッドリストと比べ増加する。また、2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持される。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した
■目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ｃ－２の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

生息域外保全が実施されている種数（脊椎動物、昆虫、軟体動物、維管束植物）や希少野生動植物種の指定数など関連指標群の多くに進捗が認められており、新たな絶滅種（長期に発見されていない種について 50 年以上の経過や信頼できる調査等により判定されるものを除く）は生じない状況が維持され、レッドリストのランクが下がる種もありました。また、分類群ごとの生息域外保全の取組により、トキやコウノトリは野生下の個体数が増加するなど成果が見られ、植物遺伝資源の保全のための取組も行われています。

レッドリストについては、平成 24 年度に第４次レッドリストを公表してから、令和元年度までに５度の見直しを行いました。絶滅危惧種の数自体は増加したものの、これまで科学的知見の不足により評価できなかったものが新たに評価できるようになった種も多いことから、より的確に実態を把握し反映できてきていると言えます。さらに、平成 29 年３月には海洋生物を対象とした初めてのレッドリストを作成し、56 種が絶滅危惧種として評価されました。国内希少野生動植物の指定については、平成 26 年４月に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に基づき、令和２年までに 300 種の追加指定を目標として、着実に指定種数を増やしています。また、保護増殖事業計画については、平成 28 年５月に小笠原陸産貝類 14 種、平成 29 年 10 月にツシマウラボシシジミの計画が新たに策定されました。

一方で、「絶滅のおそれのある種数の割合」や「生息地保護区のヵ所数」など、ほぼ横ばいで大きな改善が見られない指標も一部あります。

このため、国別目標Ｃ－２については「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標Ｃ－２－１

2020 年までに、絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見（絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法・技術等）の集積と各主体間の情報共有及び活用の体制整備を推進するとともに、絶滅危惧種の状況を的確に反映したレッドリストの整備と定期的な見直しを行う。（環境省）

・全面的な改訂を行った「第４次レッドリスト」を平成 24 年度に公表し、さらに平成 27 年度以降、最新知見によりカテゴリーの再評価が必要な種がある場合には、時期を定めず必要に応じて個別に見直すこととし、令和元年度までに５度の改訂版レッドリストの公表を行いました。
・現在、第５次レッドリストの公表に向けた全面改訂の検討も進めています。改訂に向け、種の絶滅の危険度を的確に評価するため、全ての分類群において定量的評価を採用し、現地調査の充実を含めて科学的知見の蓄積を促進します。
・これまで評価の対象としていなかった海洋生物について、平成 24 年度から絶滅の危険性を評価するための基本方針等を検討し、平成 29 年 3 月に初めて海洋生物レッドリストを公表し 56 種が絶滅危惧種として評価されました。
http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/kaiyo_redlist_all.pdf
https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/attach/pdf/20170321redlist-15.pdf

・令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト（陸域のレッドリスト）の評価体制を統合し、令和２年３月に水産庁と連携して海域の生物も含めた「レッドリスト作成の手引」を作成しました。第５次レッドリストは、本手引に基づき、海洋生物も含めて改訂作業を進める予定です。
・レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある種数の割合は、脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群ともほぼ横ばいですが（図 C-2-①）、平成 24 年度以降、令和元年度までにランクが下がった（絶滅の危険性が低下した）種は 11 種あり（図 C-2-②）、そのうち絶滅危惧ⅠA類（CR）または絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）については計２種のランクが下がりました。

② 主要行動目標Ｃ－２－２

2020 年までに、特に絶滅のおそれが高い種であり規制による対策効果が高いと考えられる種から優先順位をつけて、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を着実に推進する。同法に基づく保護増殖事業計画の策定等を通じて保護増殖の取組を推進するとともに、それぞれの種や分類群の特徴に応じた保全手法・技術の改善を図る。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

・平成 26 年４月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定しました。当該戦略に基づく優先順位付け等を踏まえ、令和２年までに国内希少野生動植物種を 300 種追加指定することを目標とし、指定を推進しました。平成 26 年度には 41 種、平成 27 年度には 45 種、平成 28 年度には 33 種、平成 29 年度には 52 種、平成 30 年度には 34 種、令和元年度には 63 種を追加指定し、合計 268 種を指定しました。国内希少野生動植物種の総数は令和元年度末時点で 356 種となっています（図 C-2-④）。
・平成 28 年５月に小笠原陸産貝類 14 種、さらに平成 29 年 10 月にツシマウラボシシジミについて新たに保護増殖事業計画を策定し、令和元年度末時点で、64 種の国内希少野生動植物種について 51 の保護増殖事業計画を策定しています（図 C-2-⑥）。
・希少野生動植物種専門家科学委員会にて、保護増殖事業の終了等に向けた検討を実施しました。また、生息域外保全を進める種においては、動植物園等と連携して、飼育繁殖技術の確立に向けた取組等を進

めています。動植物園等の公的機能の明確化と社会的な認知度の向上等をはかるため、平成 30 年から開始された動植物園等の認定制度により、令和２年２月末時点で６園館を希少種保全動植物園等に認定しました。さらに、平成 29 年の法改正で創設された種指定制度に基づき、二次的自然に生息・生育する絶滅危惧種であるトウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの３種を「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定しました（令和２年２月指定）。

・アホウドリは、1890～1900 年代に羽毛採取のため大量に捕獲され、1949 年の調査で絶滅の可能性が高いとの報告がされましたが、1951 年に約 10 羽が伊豆諸島鳥島で発見され、その後、保全の取組を進めてきました。平成５年には種の保存法に基づく保護増殖事業計画を策定し、鳥島における繁殖地の整備や新たな繁殖地の形成事業などを実施してきました。令和元年度の鳥島における個体数は 5,000 羽以上と推定されており、これらの保全の取組により生息状況が回復したと考えられます。なお、鳥島は活火山であり、噴火による繁殖地の消失の可能性があることから、平成 20～24 年度に鳥島から小笠原諸島聟島にヒナを移送し、繁殖地を分散させる事業を実施し、平成 28 年５月には聟島におけるヒナの巣立ちを初めて確認しました。

・小笠原諸島の固有亜種であるアカガシラカラスバトの個体数は過去数十羽にまで減少したとされますが、森林域におけるノネコ排除、サンクチュアリの設定、餌木の増殖等の関係機関と連携した各種取組により、個体数は回復傾向にあります。

・小笠原諸島の固有種であるオガサワラシジミについては、平成 21 年に保護増殖事業計画を策定し、関係機関と連携しながら保全対策を実施してきました。域外保全については、平成 29 年に多摩動物公園において１年以上の継続した累代飼育に初めて成功し、その後、危険分散などを目的に、令和２年 10 月には新宿御苑で飼育下繁殖を開始しました。しかし、2020 年８月下旬に飼育下の全ての個体が死亡し、繁殖が途絶えました。繁殖途絶に至った原因は不明ですが、遺伝子の近交弱勢が生じたことが繁殖途絶に至った要因の一つとして指摘されています。一方、野生下では、平成 30 年６月を最後に、現在唯一の生息地とされている母島においても個体が確認されていない状況が続いており、引き続き、野外での生息状況調査と、飼育下個体群の繁殖途絶の要因の解明を実施していきます。

・国有林野においては、生息・生育している国内希少野生動植物種の巡視や生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施するなど、保護増殖の取組を推進しました。

・生物多様性保全推進支援事業（交付金）により、平成 24 年度から令和元年度までに国内希少野生動植物種の保全等に係る 63 事業の実施を支援しました。

・生息地等保護区の数・面積は横ばいです（図 C-2-⑤）。

③　主要行動目標Ｃ－２－３

絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止のため、地域での合意形成を図りつつ、生息・生育環境の整備を推進する。（農林水産省）

・国有林野において、生物多様性保全を含めた森林の多面的機能が十分発揮されるよう、様々な育成段階や樹種からなる森林のモザイク的配置への誘導、計画的な間伐を実施するなど多様な森林の整備・保全を行っています。また、保護を重視すべき絶滅危惧種の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを推進しました。

④　主要行動目標Ｃ－２－４

2020 年までに、トキ、ツシマヤマネコ等の絶滅の危険性が極めて高く生息域内における保全の取組のみでは種の存続が困難と考えられる種については、生息域外における保全にも取り組み、それにより飼育下で繁殖した個体の野生復帰を推進しながら、生態系の回復や地域社会の活性化を図る。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

・トキについては、新潟県佐渡島における生息環境の整備を進め、飼育下繁殖個体の放鳥を行った結果、野生下における自然繁殖による雛も誕生し、令和元年 12 月末時点で野生下の個体は推定 424 羽にまで増加しています（図 C-2-⑦）。また、環境省レッドリスト 2019 において、野生絶滅（EW）から絶滅危惧種ＩＡ類（CR）に見直しを行いました。

・コウノトリについては、兵庫県において、平成 17 年度に野生復帰を開始し、野生下の個体数は順調に増加しており、令和２年３月末時点で 176 羽が野生下で生息しています（図 C-2-⑦）。

・ツシマヤマネコについては、日本各地の動物園９施設の協力を得て飼育個体の分散飼育と繁殖に取り組みました。飼育下繁殖技術の向上・確立のための取組を促進するとともに、長崎県対馬において飼育下繁殖個体の野生復帰の技術確立に向けた取組を進めました（図 C-2-⑦）。

・脊椎動物、昆虫、維管束植物の生息域外保全が実施されている種数は増加傾向にあります（図 C-2-③）。

⑤　主要行動目標Ｃ－２－５

作物の遺伝資源については、国内における貴重な遺伝資源の消滅を防ぐため、植物遺伝資源の保全について、連携、補完する保全ネットワークを構築するとともに、災害等に備えた体系的なセーフティバックアップ体制の整備を検討する。また、家畜の遺伝資源については、和牛や地鶏、在来馬などのわが国固有の品種を中心に、遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用を推進する。（農林水産省）

・農業生物資源ジーンバンク事業において、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集、特性評価、保存及び配布を複数の機関で連携して行っています。農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数は、平成 24 年度の 21.9 万点から令和元年度は 22.9 万点に増加しました（図 C-2-⑧）。特に植物遺伝資源については、災害等に備えた体系的なセーフティバックアップ体制の整備を進めました。

・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という）を我が国で実施するため、平成 29 年 4 月に、カルタヘナ法の一部を改正する法律が公布されました。同補足議定書は平成 30 年 3 月に発効し、これに合わせて改正カルタヘナ法が施行されました。

⑥ 関連指標群

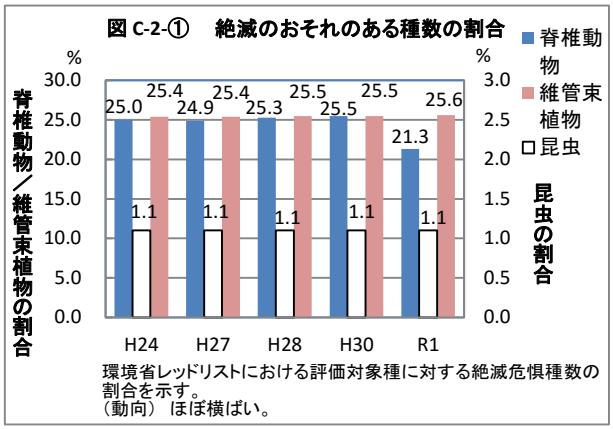
図 C-2-① 絶滅のおそれのある種数の割合
脊椎動物
維管束植物
昆虫
脊椎動物／維管束植物の割合
昆虫の割合
%
%
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0
25.0 25.4 24.9 25.4 25.3 25.5 25.5 25.5 21.3 25.6
1.1 1.1 1.1 1.1 1.1
H24 H27 H28 H30 R1
環境省レッドリストにおける評価対象種に対する絶滅危惧種数の割合を示す。
（動向） ほぼ横ばい。

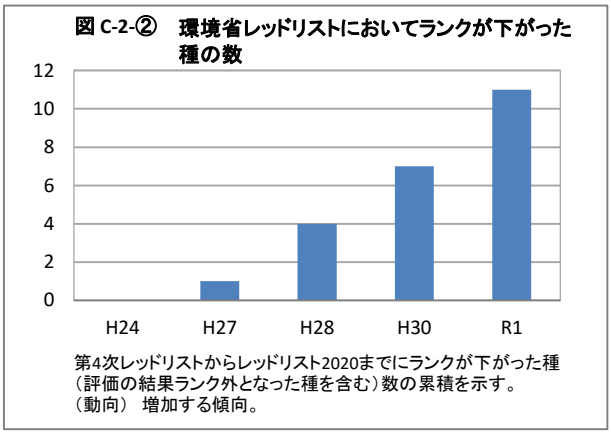
図 C-2-② 環境省レッドリストにおいてランクが下がった種の数
12
10
8
6
4
2
0
H24 H27 H28 H30 R1
第4次レッドリストからレッドリスト2020までにランクが下がった種（評価の結果ランク外となった種を含む）数の累積を示す。
（動向） 増加する傾向。

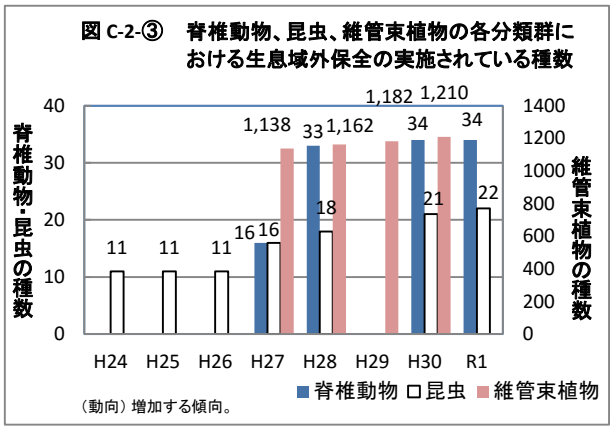
図 C-2-③ 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数
脊椎動物・昆虫の種数
維管束植物の種数
40
30
20
10
0
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
11 11 11 16 16 33 18 1,182 34 21 34 22
1,138 1,162 1,210
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
脊椎動物 昆虫 維管束植物
（動向）増加する傾向。

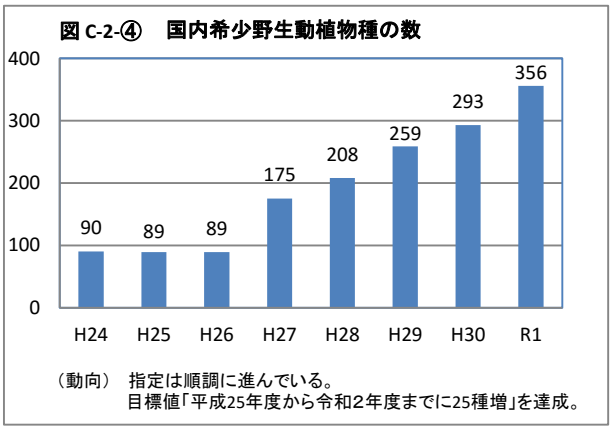
図 C-2-④ 国内希少野生動植物種の数
400
300
200
100
0
90 89 89 175 208 259 293 356
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） 指定は順調に進んでいる。
目標値「平成25年度から令和2年度までに25種増」を達成。

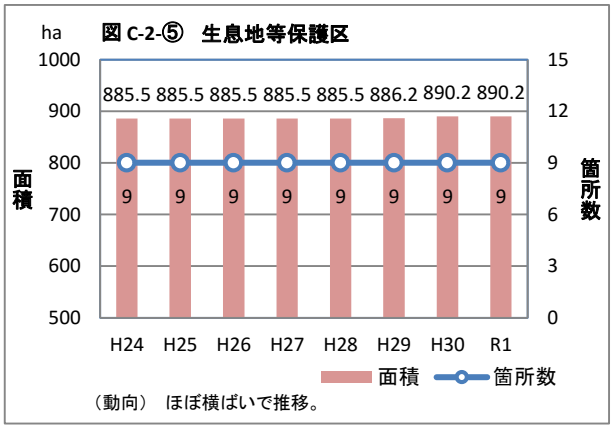
図 C-2-⑤ 生息地等保護区
ha
面積
箇所数
1000
900
800
700
600
500
15
12
9
6
3
0
885.5 885.5 885.5 885.5 885.5 886.2 890.2 890.2
9 9 9 9 9 9 9 9
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
面積 箇所数
（動向） ほぼ横ばいで推移。

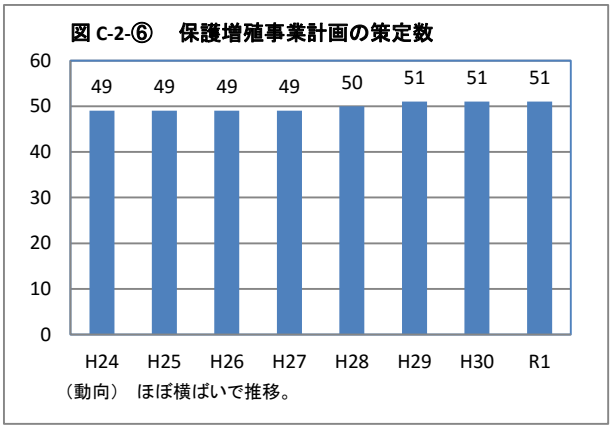
図 C-2-⑥ 保護増殖事業計画の策定数
60
50
40
30
20
10
0
49 49 49 49 50 51 51 51
H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
（動向） ほぼ横ばいで推移。

図 C-2-⑦　トキ・コウノトリ・ツシマヤマネコの野生個体数

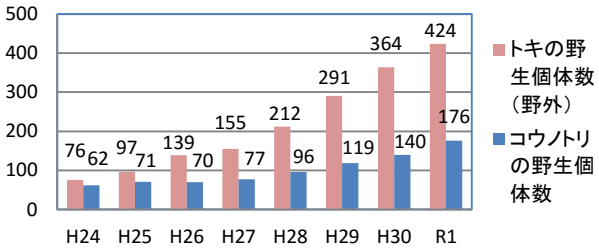

（動向）　着実に増加。
ツシマヤマネコについては野生復帰の技術確立を検討している段階である。なお、現存している生息している生息域内の現存個体数は、最新の調査（2010年代前半）で多くても100頭程度で、2000年代前半とほぼ同じまたはやや減少と推定されている。

図 C-2-⑧　農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数

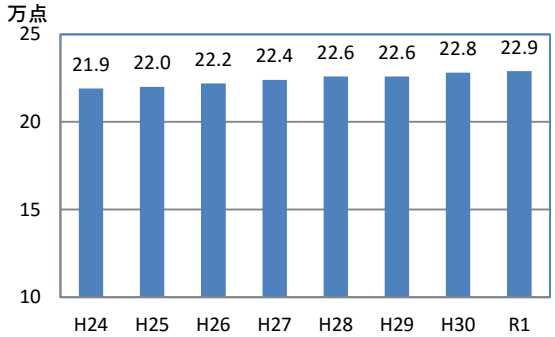

（動向）　着実に増加。

４．戦略目標Ｄ関連

（戦略目標Ｄ）
生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する。

SATOYAMA イニシアティブなどの取組を通じて、気候変動の緩和と適応への貢献を含め、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図りました。

また、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化に資するよう、名古屋議定書を締結するとともに、対応する国内措置も実施しています。

（１）国別目標Ｄ－１

2020 年までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を、女性や地域社会などのニーズを考慮しつつ、国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用に関する重要性が認識され、各種取組が行われる。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した
■目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ｄ－１の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

農村環境向上のための活動や里海づくりなどに関する関連指標群には進捗が認められ、取組は進んでいます。

具体的には、森林については、森林計画制度のもと、持続的な森林経営により、長期にわたり生態系の保全を含む多面的機能の発揮を図っています。農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動や、里海づくりの取組といった、自然資源の持続的な利用のための取組が全国で進められており、その数は増加しています。「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」を通じて SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進したことにより、自然資源の持続可能な利用の重要性に関する認識の向上や、自然資源の持続可能な利用を促進する活動の実施に貢献しています。

さらに、東日本大震災からの復興に向け、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトを推進し、平成 25 年 5 月に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定しました。また平成 27 年３月には、南三陸金華山国定公園を三陸復興国立公園に編入したほか、平成 30 年３月には、沿岸部における自然再生事業の実施及び内湾景観を新たな景観要素とした海域景観の保護の観点から、公園区域の拡張等を行いました。

一方で、平成 28 年 3 月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）」では、「生態

系サービスの多くは過去と比較して減少または横ばいである」と評価しており、長期的な傾向として生態系サービスから得られる恩恵が強化されているとは言えません。

このため、国別目標D－１については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標D－１－１

持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで、水源涵養等の多面的機能の発揮を図る。（農林水産省）

・間伐等の森林施業とこれと一体となった路網の整備を支援するとともに、森林の公益的機能の発揮が特に求められる保安林の指定や適切な保全・管理等の推進により、森林の有する水源涵養等の多面的機能の発揮を図っています。保安林の面積は増加傾向にあり、令和元年度末時点で 1,223 万 ha です（図 D-1-①）。

・森林計画制度のもと、持続的な森林経営により、長期にわたり生態系の保全を含む多面的機能の発揮を図っています。森林計画対象面積は 25 百万 ha を維持しています（図 D-1-⑤）。

② 主要行動目標D－１－２

農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る。（農林水産省）

・地域共同による水路の草刈り、泥上げなどの農地・水路等の資源の日常管理や生態系保全などの農村環境の向上のための活動等が実施されました。活動参加者は年々増加しており、令和元年度には、268 万人・団体の参加がありました（図 D-1-②）。

③ 主要行動目標D－１－３

生物多様性及び生態系サービスと人間の福利の向上を図る取組である SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進する。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

・COP10 において発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」（https://satoyama-initiative.org/ja/about/）の活動を支援するとともに、その運営に参加しました。参加団体は、発足当初の 51 団体から令和２年３月には 21 カ国の政府機関を含む 71 の国・地域の合計 258 団体に増加し、これまで約 40 の国や地域において約 450 件のプロジェクトを実施しています。個々の団体の強みを互いに活かし、里山・里海のような環境の維持・再構築を目的とした 2 団体以上による協力活動は、令和元年には 48 件に増加しました（図 D-1-③）。

・平成 25 年９月に、同イニシアティブの理念の下、国内関係団体の連携を促進するために「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が、101 団体の参加を得て設立されました。

・国内における里地里山の保全活用に向けて、平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、技術研修会の開催、先進的事例に関する情報共有、保全対象地域の選定方法や保全管理の手引き書などの技術的支援を実施しました。

・平成 27 年度に、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500 ヵ所）を選定するとともに公表しました（https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html）。多様な主体による保全活用の実効性を高めるための取組の促進・拡大、地域における農産物のブランド化や観光資源等への活用を推進しています。

④ 主要行動目標D－１－４

東日本大震災からの復興に向け、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトを推進し、2013 年までに三陸復興国立公園を指定し、その後段階的に既存の自然公園の国立公園への再編成を推進する。また、生物多様性の保全にも配慮した「『みどりのきづな』再生プロジェクト」による海岸防災林の復旧・再生を推進する。 （環境省、農林水産省）

・平成 25 年５月に三陸復興国立公園を創設、平成 27 年３月には、南三陸金華山国定公園を同公園に編入しました。同公園を核として、みちのく潮風トレイル（東北太平洋岸自然歩道）の設定（令和元年６月全線開通）や、復興エコツーリズムの推進、自然環境のモニタリングの実施など、グリーン復興プロジェクトを着実に実施しました。
・また、東日本大震災の津波により被災し、復旧を要する約 164km の海岸防災林のうち、令和元年度末までにすべてのヵ所で復旧・再生に着手しており、うち約 136 km が完了しました。令和２年度末までに福島県の原子力災害被災地域の一部（約７km）を除く、すべてのヵ所で復旧が完了する予定です。

⑤ 主要行動目標D－１－５

自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。（環境省）

・人が関わってより良い海を作り、豊かな恵みを得る「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するため、里海づくりに係る手引書や全国の活動状況等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」で提供しています。
（https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/）里海づくりの取組ヵ所数は、平成 22 年度の 121 件から平成 30 年度の 291 件に増加しました（図 D-1-④）。
・平成 28 年末に、海辺の再生・創出に関する良好な取組を抽出し、定量的評価や実施にあたってのポイントを取りまとめました。
・平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象に、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しており、平成 25 年度は、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定しました。

⑥ 主要行動目標D－１－６

生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進める。 （文部科学省、農林水産省、環境省）

・我が国の生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）は、日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会が中心となり、関係省庁等の関係者と連携を図りながら、平成 24 年度以降令和２年３月までに６件が新規登録、４件が拡張登録され、合計 10 件となりました（「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」、「屋久島・口永良部島」、「綾」、「只見」、「南アルプス」、「祖母・傾・大崩」、「みなかみ」、「甲武信」）。
・ユネスコエコパークの保護担保措置となる国立公園等の適切な保護管理を通じて、核心地域を中心に生物多様性の保全を図りました。
・ESD（持続可能な開発のための教育）の実践の場としてユネスコエコパークの活用を推進し、登録地域のユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際連携を実践する学校）などにおいて、地域の生物多様性の保全と持続可能な地域づくりに関する学びを通じた次世

代育成の取組を進めました。

・生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図るため、ユネスコエコパーク関係者、関係省庁や自治体、NPO 団体等が連携するとともに、照葉樹林の保護・復元を目指す取組を始めとする自然と人間の共存に配慮した地域振興策等を講じるよう支援しました。

・平成 27 年 8 月に第 14 回生物圏保存地域東アジア・ネットワーク会合を日本に招致したほか、平成 28 年 5 月に生物文化多様性の保全に関する国際シンポジウムの開催を支援するなど、国際的なネットワークの形成や知見の共有を推進する取組を進めました。

・平成 27 年 10 月に登録地域等で構成される日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）が発足し、民間財団との連携等を通してユネスコエコパークについての普及啓発を進めました。

・ユネスコエコパークにおける生態系サービスに関連する取組として、エコツアーガイドの育成及び認定制度、地域の伝統工芸品や生物文化に関する産品を伝承産品としてブランド化、有機農産物認証制度などが実施されました。

⑦ 関連指標群

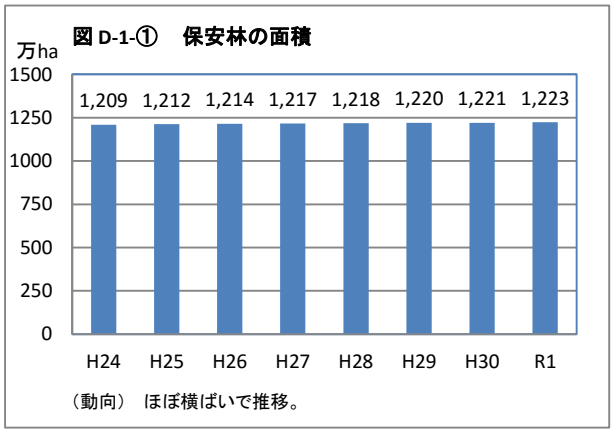

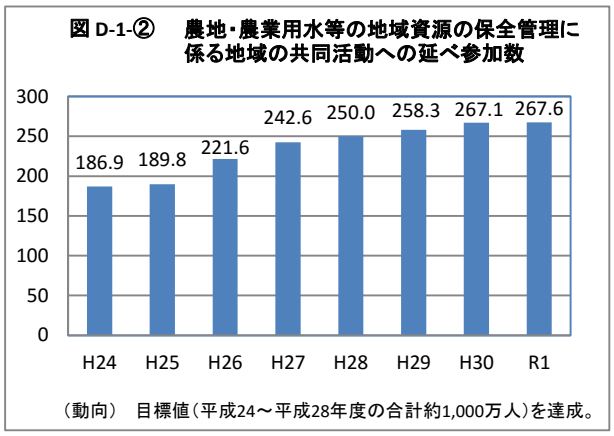

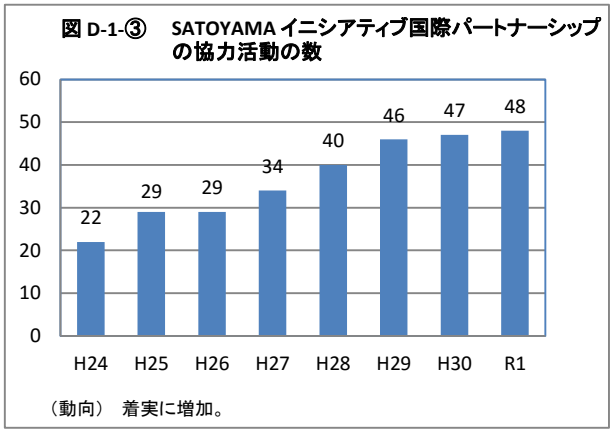

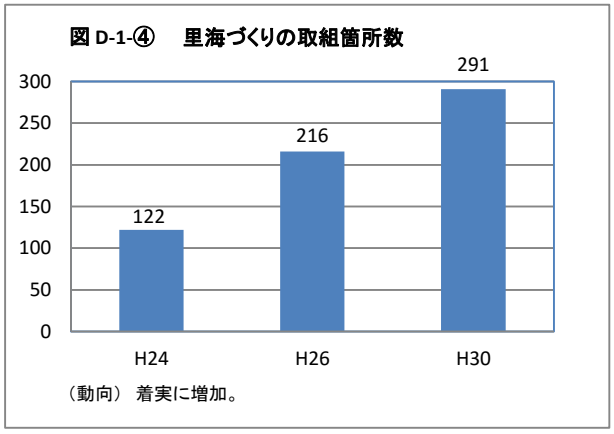

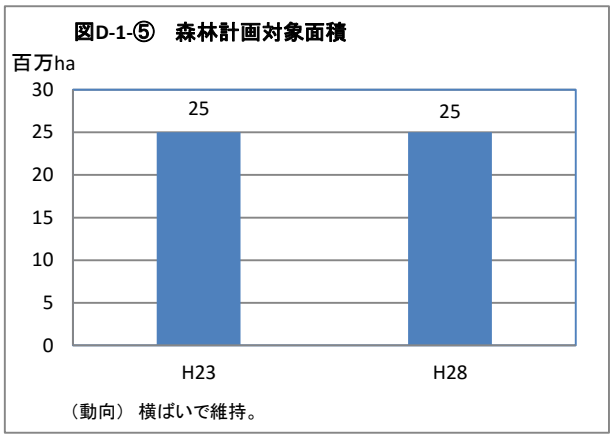

（２）国別目標Ｄ－２

2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

国別目標の達成の評価

□目標を達成した ■目標に向けて進捗したが、達成しなかった □大きな変化なし □目標から遠ざかり、達成しなかった □不明

国別目標Ｄ－２の達成の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

自然生態系の保全・再生等の取組や森林吸収源対策を着実に実施しています。

具体的には、自然再生推進法に基づく自然再生事業や国立公園内の自然再生事業については継続的な取組が進められており、また、干潟の再生割合については概ね増加しています。また、森林の整備や都市緑化等の推進により、温室効果ガスの吸収・貯留量を確保しています。

一方で、平成 28 年 3 月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO3）」では、「開発・改変の影響力は非常に強く、長期的には大きいまま推移している」と評価しています。

このため、国別行動目標Ｄ－２については、「目標に向けて進捗したが達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標Ｄ－２－１

2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。（環境省、農林水産省）

生態系の保全と回復の状況を把握するための手法として、森林面積の推移により生態系の保全の状況に

ついて把握するとともに、藻場・干潟の面積及び河川、湖沼、海域、閉鎖性海域における水質の環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握することとしました。ベースラインと現状は以下のとおりです。

＜森林面積＞

・ベースライン〔平成 19（2007）年〕：2,510 万 ha

・平成 24 年：2,508 万 ha

・現状　平成 29 年：2,505 万 ha　現状は大きな変動なく安定して推移

＜藻場・干潟の面積＞

・ベースライン〔平成 53（1978）年頃〕：約 263 千 ha

・平成元年～４年：約 253 千 ha、

・平成７～８年：約 192 千 ha

※平成９年以降の調査は未実施

＜水質の環境基準達成度＞

1. 河川 BOD ベースライン（1970 年代）：56.8%
   平成 23～27 年平均は 93.6%、平成 26～30 年平均は 94.7%
2. 湖沼の全窒素・全燐 ベースライン（1980 年代）：40.5%
   平成 23～27 年平均は 51.1%、平成 26～30 年平均は 49.6%
3. 海域の全窒素・全燐 ベースライン（1990 年代）：55.1%
   平成 23～27 年平均は 86.7%、平成 26～30 年平均は 89.8%

水質の環境基準達成度については、1980 年代あるいは 1990 年代と比較して回復している

② 主要行動目標Ｄ－２－２

生態系の保全と回復対策を推進し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献する対策を推進する。（環境省、農林水産省、国土交通）

・平成 31 年３月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は 26 ヵ所、約 48 万 ha（図 D-2-①）、国立公園内の自然再生事業は、６カ所約 35 万 ha に上っており（図 D-2-②）、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象とし全国で実施されている自然再生の取組を支援しました。都道府県による自然再生の取組に対しても支援を行っています（平成 29 年度に５地域）。これらの取組により、生物の移動経路の確保など、気候変動への適応に資する効果が期待されます。

・森林の整備等の推進により吸収源対策を行うとともに、海洋生物における炭素固定については、日本全国の藻場による炭素吸収量、また藻場のうち瀬戸内海のアマモ場については炭素の長期固定能に関する調査研究に取り組みました。

・ブルーカーボン生態系による CO_2 吸収量の計測・推計に向けた検討を行うとともに、浚渫土砂や鉄鋼スラグを活用した CO_2 吸収源となる藻場等の造成を実施しました。

・アジア太平洋地球変動研究ネットワークを通じて、地域における共通の課題に関する共同研究や若手研究者のための能力強化研修等を行いました。

・平成 30 年 11 月に閣議決定した、「気候変動適応計画」に基づき、引き続き科学的知見を集積するとともに、自然生態系分野における適応に関する取組を行い、気候変動が自然生態系に与える影響について観測・監視・調査研究等を推進しました。

・社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域作りを進めるグリーンインフラに関する取組を推進しました。また、適切な国土利用・管理に資する生態系の活用のあり方を検討するため、活用手法や効果測定手法等の調査研究を推進しました。
・都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行い、我が国の地球温暖化対策を引き続き推進しました。都市緑化等における温室効果ガスの吸収量は着実に増加しています（図 D-2-④）。
・森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行うことにより、地域の低炭素化を実現するとともに、地域内で資金を循環させることにより森林等の保全・再生を可能にし、自然共生社会の構築を実現させるための取組を行いました。

③　主要行動目標Ｄ－２－３

森林における間伐等の森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進や、野生生物の移動経路となる緑の回廊の設定等により、気候変動の緩和と適応に貢献する。（農林水産省）

・「森林・林業基本計画」等に基づき、間伐等の健全な森林の整備、保安林等の適正な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等、森林吸収源対策を総合的に推進しました。森林による温室効果ガス吸収量はやや減少傾向です（図 D-2-⑤）。
・国有林野において、「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、気候変動にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進しています。平成 31 年４月時点で、国有林野における保護林は 97 万８千 ha、緑の回廊は 58 万４千 ha 設定されています。保護林の面積及び緑の回廊の面積は横ばいで推移しています（図 D-2-⑥、図 D-2-⑦）。
・「保護林」や「緑の回廊」については継続的なモニタリング調査等を通じて状況を把握するとともに、渓流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努めました。

④　関連指標群

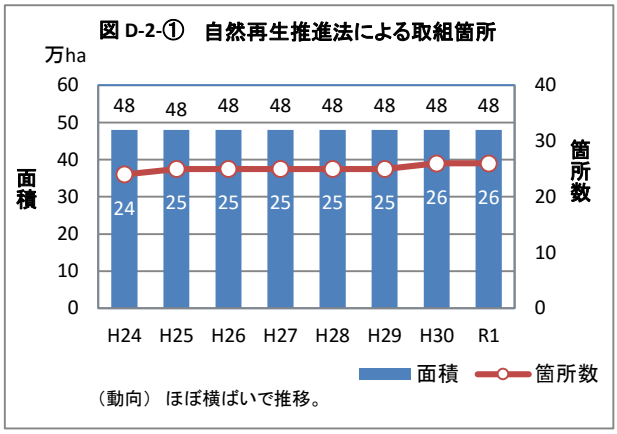

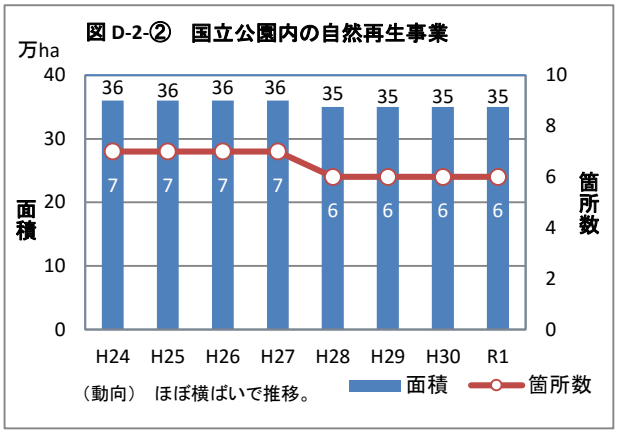

図 D-2-③　干潟の再生の割合

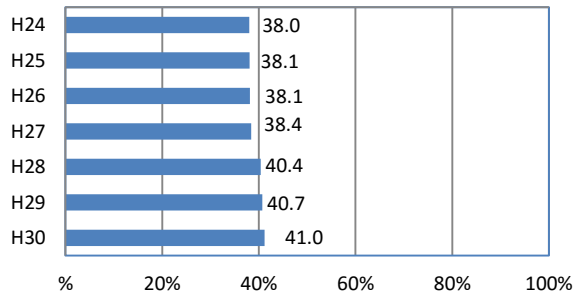

（動向）　徐々にではあるが着実に増加。
目標値「平成28年度末に約40%」を達成。

図 D-2-④　都市緑化等による温室効果ガス吸収量

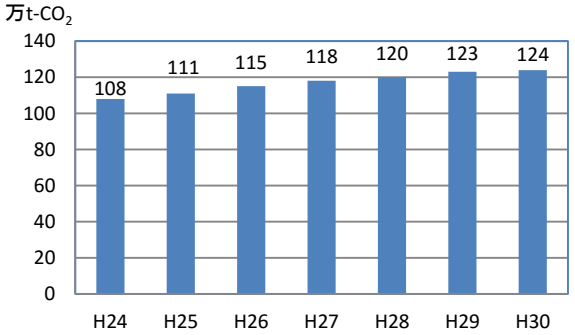

（動向）　着実に増加。

図 D-2-⑤　森林による二酸化炭素吸収量

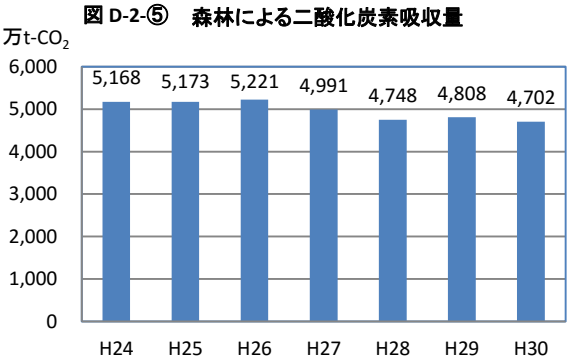

（動向）　やや減少傾向。

図 D-2-⑥　国有林野の保護林面積

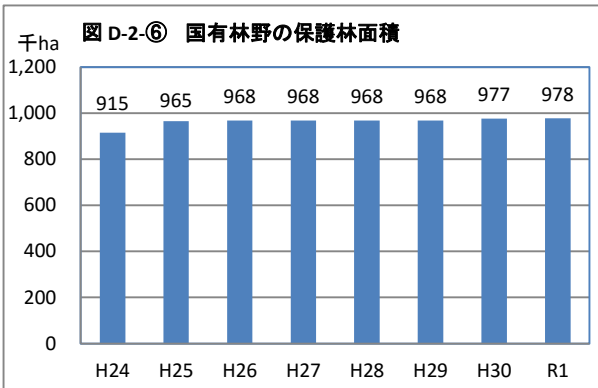

（動向）　ほぼ横ばいで推移。

図 D-2-⑦　国有林野の緑の回廊面積

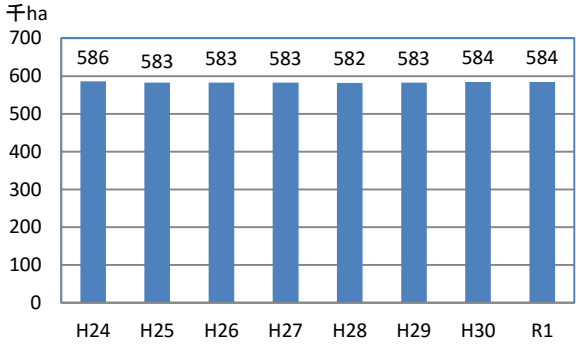

（動向）　ほぼ横ばいで推移。

（３）国別目標Ｄ－３

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

国別目標の達成の評価

■目標を達成した □目標に向けて進捗したが、達成しなかった □大きな変化なし □目標から遠ざかり、達成しなかった □不明

国別目標Ｄ－３については、名古屋議定書を締結するとともに、対応する国内措置も実施しているため、「目標を達成した」と評価しました。

① 主要行動目標Ｄ－３－１

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。（環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

・平成25年５月に名古屋議定書の締結について国会の承認を得て、受託書を国際連合事務総長に寄託し、名古屋議定書は同年８月 20 日に我が国について効力を発生しました。同日付で、名古屋議定書の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（以下、ABS 指針という）が施行されました。ABS 指針に基づき、環境省に遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントが設置されました。ABS 指針の適正な運用により名古屋議定書の義務を着実に実施しています。
・関係省庁により、説明会や講習会の開催、相談対応、パンフレット並びに研究者及び植物育種家対象の海外遺伝資源取得にあたり必要な手続や注意事項を解説したハンドブックの作成、産業界向けのアクセス手引き公開、ABS 国内クリアリングハウス（情報交換センター）の整備、学術関係者を対象に名古屋議定書に関するニュースやイベント等のメール配信等、遺伝資源及び関連する伝統的知識の重要性並びに取得の機会及び利益の配分に関する事項について啓発するための措置をとりました。
・農林水産分野においては、海外からの適切な遺伝資源の導入促進の取組を実施しました。

② 主要行動目標Ｄ－３－２

個別目標 16 の世界的な達成に貢献するため、地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じ、議定書の締結を目指す途上国への支援の促進を図る。（外務省、財務省、環境省）

・名古屋議定書の早期発効や効果的な実施のため、GEF や名古屋議定書実施基金、生物多様性日本基金等を用いて、途上国における国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全・持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための先住民社会の能力構築などを支援しました。

５．戦略目標Ｅ関連

（戦略目標Ｅ）
生物多様性国家戦略に基づく施策を着実に推進し、その基礎となる科学的基盤を強化し、さらに、生物多様性分野における能力構築を推進する。

生物多様性国家戦略に基づく施策の進捗状況の点検作業を通じて、その着実な推進を図りました。また、国内において生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めているほか、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）への参加・貢献や、海洋生態系に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化しており、関連指標群（植生図の整備状況、GBIF へのデータ登録件数）にも進捗が認められます。さらに、地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて世界全体での個別目標 17 の達成に向けて途上国を支援し、生物多様性日本基金を活用した生物多様性国家戦略策定国数も増加しました。

（１）国別目標Ｅ－１

生物多様性国家戦略に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、個別目標 17 の達成に向けた世界的な取組が進展するよう、支援・協力を行う。

国別目標の達成の評価

■目標を達成した
□目標に向けて進捗したが、達成しなかった
□大きな変化なし
□目標から遠ざかり、達成しなかった
□不明

国別目標Ｅ－１の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

平成 26 年に戦略 2012-2020 について総合的な点検を実施し、「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」を取りまとめるなど、施策の推進を行いました。また、世界全体での個別目標 17 の達成に向けて途上国を支援し、生物多様性日本基金を活用した生物多様性国家戦略策定国数も増加しています。

このため、国別目標Ｅ－１については、「目標を達成した」と評価しました。

① 主要行動目標Ｅ－１－１

2014 年または 2015 年初頭に予定されている COP12 における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ、必要に応じ 2015 年から 2016 年にかけて生物多様性国家戦略の見直しを実施する。（環境省、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

・2014 年 10 月に韓国において開催された COP12 において愛知目標の中間評価が実施され、その結果、

愛知目標の達成に向け進展はあるものの、今後更なる取組の必要があると評価されました。この評価結果を受け、我が国では戦略 2012-2020 の着実な実施に加え、今後一層加速する具体的施策を平成 28 年に取りまとめ、愛知目標の達成に向けて実施の強化を図りました

「生物多様性国家戦略 2012－2020 達成に向けて加速する施策」（平成 28 年 10 月）

（http://www.env.go.jp/press/files/jp/104167.pdf）

② 主要行動目標Ｅ－１－２

地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標 17 の達成に貢献する。（外務省、財務省、環境省）

・生物多様性日本基金を活用し、生物多様性条約事務局により平成 31 年３月までに世界各地において累計 388 回の能力構築ワークショップ等が開催され、生物多様性国家戦略の策定・改定が進められました。また、平成 27 年からは国家戦略の実施のための能力構築に関する支援も行っており、令和元年度までに生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、170 か国が生物多様性国家戦略を改定しています（図 E-1-①）。世界全体での個別目標 17 の達成に向けた取組が進められました。

③ 関連指標群

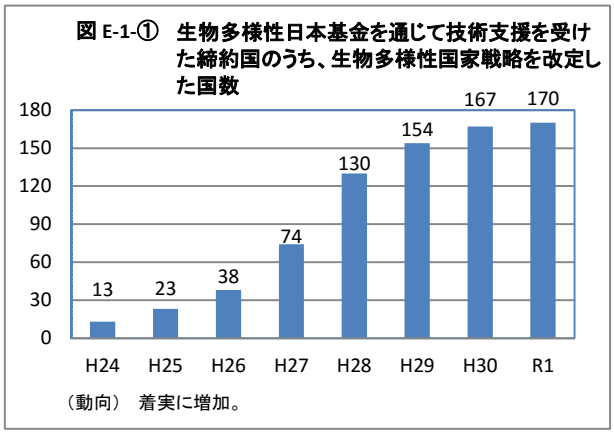

（２）国別目標Ｅ－２

2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する地域社会の伝統的知識等の尊重が主流化される。また、生物多様性に関する科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも 2020 年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源（資金、人的資源、技術等）を効果的・効率的に動員する。

国別目標の達成の評価

■目標を達成した □目標に向けて進捗したが、達成しなかった □大きな変化なし □目標から遠ざかり、達成しなかった □不明

国別目標Ｅ－２の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

自然の恵みを活かした暮らしや伝統的知識を活かした社会づくりに関するモデル事業の実施により、「地域循環共生圏」の構築を推進しました。また自然環境データの充実、継続的な更新や提供の体制を整備し、IPBES への参加・貢献や、海洋生態系に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化しており、関連指標群（植生図の整備状況、GBIF へのデータ登録件数）にも進捗が認められました。

具体的には、1/25,000 縮尺の現存植生図の整備、モニタリング調査の継続実施、地球規模生物多様性情報機構（GBIF：Global Biodiversity Information Facility）へのデータ登録、アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）を通じた研究者ネットワークの構築、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）を通じた能力構築等により、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備が着実に進んでいます。IPBES による生物多様性及び生態系サービスに係る評価により、科学的根拠に基づく生物多様性の現状・予測・政策オプションが示され、これは我が国の今後の政策に活かすことができるものです。

このため、国別目標Ｅ－２については、「目標を達成した」と評価しました。

① 主要行動目標Ｅ－２－１

地域の自然特性に応じてつちかわれてきた伝統的生活文化の智恵や資源利用技術を再評価し、継承・活用の促進を図る。（環境省、文部科学省）

・平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、国内における伝統的な自然資源の利活用方策の事例収集、情報発信を行っています。
（http://www.env.go.jp/nature/satoyama/tokutyoujirei.html）

・平成 24 年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマス資源の有効活用手法について検討しています。

・日本の豊かな生物多様性と、その恵みを持続的に次世代に継承していく「環境・生命文明社会」の実現を目指して、平成 30 年５月に閣議決定された第５次環境基本計画において提唱された、地域の自然資源のストック（自然資本）の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」の構築を推進しました。

・地域の低炭素化を実現するとともに、地域内で資金を循環させることにより森林等の保全・再生を可能にし、自然共生社会の構築を実現するため、森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行いました。

・適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観については文化財保護法に基づき「重要文化的景観」に選定し、保護に努めました。平成 24 年９月から令和２年３月にかけて 35 件を選定し、令和２年３月末時点で全国の選定件数は 65 件となりました。

② 主要行動目標Ｅ－２－２

2020 年までに、自然環境保全基礎調査をはじめとした自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上を行うとともに、各主体間の連携によるデータの収集・提供・共有等の体制を整備する。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

・自然環境保全基礎調査の一環として実施している植生調査については、令和元度年までに全国整備を概ね完了させることを目指して作業を進めるなど、自然環境及び生物多様性に関する継続した調査の実施によるデータの充実を図るとともに、速報性を向上させました。1/25,000 縮尺の現存植生図の整備面数

は着実に増加しており（図 E-2-①）、令和元年度までに全国の整備を概ね完了しました。

・モニタリングサイト 1000 や「いきものログ」等を活用した様々な主体の連携によるデータの収集を進めるとともに、生物多様性情報システムを活用したデータの提供・共有を推進しています。（http://www.biodic.go.jp/index.html）

・国有林野に設定した「保護林」や「緑の回廊」において、森林や動物等のモニタリング調査を実施しました。また、河川水辺の国勢調査として魚類や底生動物、動植物プランクトン等の調査を実施しました。

・生物多様性に関する情報の収集・公開を行う GBIF における日本ノード（JBIF）の活動を支援することにより、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めました。GBIF へのデータ登録件数は、平成 24 年度の 2,947 千件から令和元年度の 8,192 千件に大きく増加しました（図 E-2-②）。また、GBIF のアジアでの活動に資するためのアジア基金「Biodiversity Information Fund for Asia」を設立し、同地域での生物多様性情報に係るデータ動員や能力養成を支援しました。

・「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON)」を設立し、GBIF や地球観測政府間会合生物多様性観測ネットワーク（GEO-BON）などの国際プログラムとの連携・協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性観測分野でのネットワークの構築・強化を支援しました。

・東・東南アジア地域における生物多様性に関する情報の収集・整理や、分類学に関する研修などを行う「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII)」を設立し、毎年２回程度の研修を開催して同地域の若手研究者や行政官の分類学に係る能力構築を行うことにより、「世界分類学イニシアティブ（GTI)」の推進に貢献しました。

③　主要行動目標Ｅ－２－３

2020 年までに、海洋生物及び生態系に関する科学的知見の充実を図る。（文部科学省、環境省、国土交通省）

・産卵海域や主要漁場における海洋環境の調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響の把握に努めました。

・海洋生物の生理機能を解明するとともに、海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施しました。

・世界最大規模のメソコスム水槽を用いた調査研究や、造成生態系を含めた藻場における広範な生物調査により、浅海域における物質循環や生態系の機能・構造の解明を進め、それらの将来予測を念頭に置いたモデルを開発しました。

・マイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や有害物質の吸着状況等の調査を継続的に実施しました。また、二国間、多国間の国際的枠組みの下、海洋ごみに係る科学者によるワークショップの開催等に取り組みました。さらに、マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に向けた調査等を実施しました。

④　主要行動目標Ｅ－２－４

わが国における生物多様性に関する総合的な評価を実施し、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標に関する中間評価を行う。（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

・平成 25 年度に戦略 2012-2020 の最初の総合的な点検を実施するとともに、生物多様性条約に基づく第５回国別報告書の作成を行い平成 26 年３月に生物多様性条約事務局に提出しました。これらの作業の中で、愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標に関する評価を行いました。

・我が国における生物多様性に関する総合的な評価である「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）」を平成 28 年３月に公表しました。
（http://www.env.go.jp/nature/biodic/jbo2/pamph01_full.pdf）
・なお、平成 30 年度に我国の愛知目標の達成状況を整理した生物多様性条約第 6 回国別報告書を平成 30 年 12 月に生物多様性条約事務局に提出し、戦略 2012-2020 に基づく取組の成果を評価するとともに、次期生物多様性国家戦略に検討に資する情報を整理するため、生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO3）の取りまとめに向けた調査・検討を進めています。

⑤ 主要行動目標Ｅ－２－５

わが国として IPBES に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。（環境省、農林水産省）

・平成 24 年４月に設立された IPBES に対して、関連会合への参加、専門家派遣を行っているほか、拠出金により IPBES の体制整備や活動内容の協議・調整に貢献しており、「生物多様性・生態系サービスの将来シナリオ専門家ワークショップ」や「国内及び地域レベルの科学･政策インターフェイス促進のための IPBES 評価報告書の貢献に関する環境省－ユネスコ国際ワークショップ」などを開催しました。
・平成 27 年度に IPBES が開始した「アジア太平洋地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価」のための技術支援機関を日本に設置し、同評価の平成 30 年の完成・公表に貢献しました。
・平成 31 年２月には、「侵略的来種に関するテーマ別評価」のための技術支援機関を日本に設置しました。
・国内においては、IPBES に関わる専門家及び関係省庁等が参加する国内連絡会等を毎年開催し、IPBES の最新情報の共有及び今後の方針の検討を実施しています。また平成 25 年度から、わが国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備を実施しています。令和元年 12 月には、シンポジウム「自然共生社会へ向けた社会変革～IPBES 地球規模評価を踏まえて次期生物多様性世界目標を考える～」を開催しました。

⑥ 主要行動目標Ｅ－２－６

COP10 決定に基づき、愛知目標を達成するためのわが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告の体制を整備する。（環境省）

・平成 24 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP11 において、資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも踏まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源動員に関する方針や方策に関する調査、分析も参考に、わが国における多様な主体の資源動員の把握手法について検討しました。
・平成 26 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP12 において上記目標が正式決定されたことを踏まえ、平成 27 年度に我が国を含む各国で決定に対する貢献の調査が行われ、我が国からも国際的資金調達及び国内支出について条約事務局に平成 26 年、平成 27 年、平成 29 年、平成 31 年、令和２年に報告しました。

⑦　関連指標群

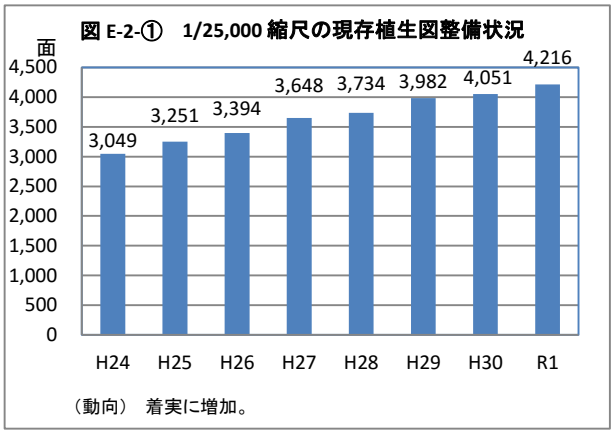
図 E-2-①　1/25,000 縮尺の現存植生図整備状況
面
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
3,049
3,251
3,394
3,648
3,734
3,982
4,051
4,216
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
（動向）　着実に増加。

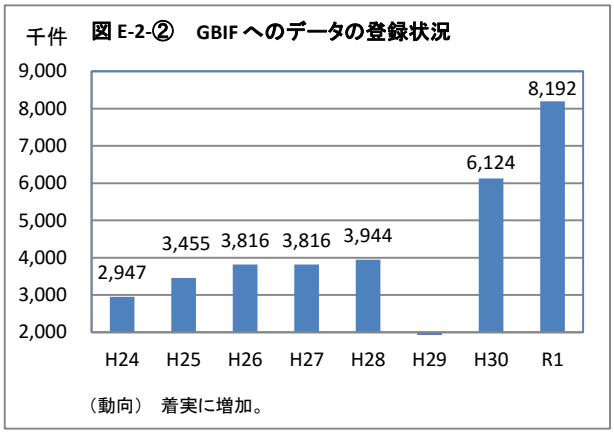
図 E-2-②　GBIF へのデータの登録状況
千件
9,000
8,000
7,000
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
2,947
3,455
3,816
3,816
3,944
6,124
8,192
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
（動向）　着実に増加。

第３部　生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

第３部では、生物多様性国家戦略 2012－2020 の第３部「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」で掲げた約 700（重複を除く）の具体的施策と、平成 28 年 10 月に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で取りまとめた約 60 の加速する施策について、達成状況及び今後の課題等を施策ごとに点検しました。また、具体的施策には 50 の数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても評価しました。

１．数値目標の点検結果

数値目標の進捗具合を一覧表にまとめました。記載内容は以下のとおりです。

■数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的施策の記述を、国家戦略から抜き出しています。

■目標値、年次

国家戦略に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

■点検値、年次

数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■当初値、当初値の把握時期

国家戦略（平成 24 年 9 月）を策定した時点（目標設定時）のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

■達成度（%）

国家戦略策定時をスタートとする現時点までの進捗度を示す「進捗率」と、国家戦略策定以前からの蓄積を含めた評価である「達成率」の２つの指標で記載しています。

進捗率、達成率の計算方法は以下のとおりです。

〈計算方法〉

・ 進捗率 ＝｛（点検値－当初値）／（目標値－当初値）｝× 100（%）
・ 到達率 ＝（ 点検値 ／ 目標値 ）×100 （%）

■課題と今後の方針

施策の進捗具合の評価や目標の達成に向けた取組等について記載しています。

■担当府省

施策を担当している府省名を記載しています。

数値目標の達成状況一覧表

番号	項　目	目　標			点　検		当　初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	（単位）	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
1	山小屋等のし尿・排水処理施設等の整備数	100	箇所	平成23年度から10年間	35	令和元年度	4	平成23年度	32.3%	35.0%	自然環境保全のため、引き続き山小屋のし尿処理施設等の整備に努める。	環境省
2	生態系維持回復事業計画策定地域数	9	地域	平成32年度	9	令和元年度	6	平成23年度末	100.0%	100.0%	目標を達成したが、引き続き、阿蘇くじゅう国立公園及び日光国立公園で生態系維持回復事業計画を策定する予定である。	環境省
3	保安林面積	1,281	万ha	令和5年度末	1,223	令和元年度末	1,202	平成23年度末	26.6%	95.5%	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を推進。	農林水産省
4	ラムサール条約湿地	10 (56)	箇所増 箇所	令和2年まで	6 52	令和2年3月 令和2年3月	46	平成24年8月	60.0% 60.0%	60.0% 92.9%	登録可能性のある湿地について調査を引き続き実施する。	環境省 農林水産省
5	管轄権内水域の保護化	10	%	令和2年まで	8.3	令和2年3月	8.3	平成23年5月	0.0%	83.0%	自然環境保全法の改正により新たに創設された沖合海底自然環境保全地域制度に基づき、海洋保護区の指定作業を進めており、2020年中に目標を達成する見込み。	環境省
6	自然再生事業実施計画数	35		平成27年度	40 46	平成27年度 令和元年度	26	平成23年度末	155.6%	114.3%	国家戦略で示した数値目標を達成した。なお、令和2年3月末時点において、46計画が作成されている。	環境省
7	自然再生協議会設置数	29		平成27年度	25 26	平成27年度 令和元年度	24	平成23年度末	20.0%	86.2%	国家戦略で示した数値目標を達成するため、引き続き自然再生活動の普及啓発や協議会設立に向けた支援に努める。なお、令和2年3月末時点において、全国で26箇所の自然再生協議会が設立されている。	環境省
8	CO2森林吸収量 （基準年総排出量比）	3.5	%	平成25～令和2年	－	－	3.8	平成20年～24年	―	－	京都議定書第1約束期間（平成20～24年度）については目標を達成した。第2約束期間に当たる平成25～令和2年度についても、引き続き森林吸収量3.5%の確保に向けて、森林吸収源対策を推進。	農林水産省
9	フォレスター認定人数	2,000	人	令和2年度	1,397	令和元年度	0	（制度開始前）	69.9%	69.9%	引き続き、森林総合監理士の育成を推進する。	農林水産省
10	森林施業プランナー認定人数	2,100	人	平成27年度	1,483 2,299	平成27年度 令和元年度	0	（制度開始前）	70.6%	70.6%	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。	農林水産省
11	森林の現場管理責任者等育成人数	5,000	人	令和2年度	3,128	令和元年度	436	平成23年度	59.0%	62.6%	引き続き、現場技能者の育成を推進する。	農林水産省
12	山地災害防止機能等確保集落数	約　5.6	万集落	平成25年度	5.47 5.62	平成25年度 平成30年度	5.3 5.3	平成22年度末 平成22年度末	56.7%	97.7%	引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	農林水産省
13	公共土木工事における木材利用量 （H16～18実績平均比）	1.5 (140)	倍（程度） m3/億円	平成27年度	2.3 210	平成27年度 倍（程度） m3/億円	約1.8 169	平成22年度	－	153.3%	引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	農林水産省
14	農薬の登録基準等の策定	全ての農薬		令和2年	573/591	令和2年3月	201/543	平成24年5月1日	95.2%	97.0%	目標年次までに全ての農薬に対して登録基準値の策定が済むように適宜検討会等を開催する。	環境省

番号	項　目	目　標			点　検		当　初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	（単位）	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
15	エコファーマー累積新規認定件数	340,000	件	平成26年度	292,373 310,123	平成26年度末 平成30年度末	266,896	平成23年度末	34.9%	86.0%	エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたところ。引き続き、技術の導入促進を図る。	農林水産省
16	農業生産工程管理（GAP）導入産地数	3,000	産地	平成27年度	2,832	平成27年度	2,194	平成23年度末	79.2%	94.4%	・消費・安全対策交付金によるGAPの普及推進は平成26年度までで終了したが、持続的生産強化対策事業等により、引き続き、都道府県によるGAP指導活動の推進を図る。	農林水産省
17	里山林資源を活用した活動団体数	20 （560）	%（増） 団体	平成26年度まで	242 （1,593）	平成26年度	466	平成22年度	1210.0% 1198.9%	1210.0% 284.5%	目標値は達成したが、里山林の保全管理や資源活用は継続して行って行くことが重要であることから,引き続き、取組の推進を図る。	農林水産省
18	総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標の策定自治体数	47	都道府県	（定めず）	38	令和元年10月	36	平成24年5月	18.2%	80.9%	・令和元年度までに、IPM実践指針は、38の都府県において、316種類が策定された。その他の9道県においても、IPM実践指標とは体裁が異なるIPM防除技術マニュアル等が策定され、47都道府県においてIPMの考え方による防除が推進されている。 ・今後は、薬剤抵抗性病害虫をはじめとする農薬に頼れない病害虫等の新たな防除対象について、これまでに培ったIPM防除技術が活用されるよう支援する。	農林水産省
19	中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.7	万ha	平成22～26年度	8.0 7.5	平成26年度 令和元年8月	7.7	平成23年度末	―	103.9%	引き続き高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、令和元年度に実施した最終評価等の結果を踏まえて見直した制度の取組を推進し、引き続き中山間地域等の農用地面積の減少を防止する。	農林水産省
20	地域共同活動延べ参加者数	約　1,000	万人・団体	平成24～28年度	1,091	平成24～28年度	191	平成23年度末	111.2%	109.1%	引き続き地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を推進する。	農林水産省
21	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域	40	水域	平成24年度末	40 47	平成24年度末 令和元年度末	37	平成23年度末	100.0%	100.0%	引き続き、必要に応じて、類型指定の検討に必要な情報を収集・整理する。	環境省
22	藻場・干潟の保全・造成	5,500	ha	平成24～28年度	6,168 7,665	平成24～28年度 平成24～29年度	（4800）	平成19～22年度	106.5%	112.1%	平成24～29年度までの6年間でおおむね8千haを造成しており、引き続き、藻場・干潟の造成を推進する。	農林水産省
23	干潟の再生割合	約　40	%	平成28年度末	40.4 41.2	平成28年度末 平成30年度末	37.8	平成23年度末	118.2%	101.0%	引き続き港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場の再生を推進。	国土交通省
24	農業集落排水処理人口整備率	76	%	平成28年度	90.7 94.6	平成28年度 令和元年度	68	平成21年度	283.8%	119.3%	農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的な施設の整備を推進する。	農林水産省
25	漁場のたい積物除去	23	万ha	平成24～28年度	15.6 17.7	平成24～28年度 平成24～29年度	（31.3）	平成19～22年度	86.4%	67.8%	平成24～29年度までの6年間でおおむね18万ha実施しており、引き続き、漁場のたい積物除去を推進する。	農林水産省
26	奄美大島のマングース捕獲数	0	頭	令和４年	0	令和元年度	272	平成23年度	100.0%	100.0%	根絶の目標に向け、根絶を確認する手法の確立も含め、引き続き取組を進める。	環境省 農林水産省

番号	項　目	目　標			点　検		当　初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	（単位）	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
27	奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭数	0	頭	令和４年	0	令和元年度	0.13	平成23年度	100.0%	100.0%	根絶の目標に向け、根絶を確認する手法の確立も含め、引き続き取組を進める。	環境省 農林水産省
28	魚礁や増養殖場の整備	6	万ha	平成24～28年度	5.9 7	平成24～28年度 平成24～29年度	4.1	平成19～22年度	94.7%	98.3%	平成24～29年度までの5年間でおおむね7万ha整備しており、引き続き、魚礁や増養殖場の整備を推進する。	農林水産省
29	漁業集落排水処理人口比率	65	%	平成28年度まで	66.9 71	平成２８年度 平成30年度	49	平成21年度末	111.9%	102.9%	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となったことを踏まえ、令和3年度までの長期計画の指標は、被災地除きとなっている。今後は、被災自治体と調整し全国集計が可能になるよう対応していく。	農林水産省
30	多国間漁業協定	47 （維持・増加）	協定	毎年度	52	令和2年3月	52	平成23年度末	―	110.6%	現在の協定数の維持・増大に努力。	農林水産省
31	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	9	割	令和４年まで	9.1	平成31年１月	7割台	平成22年	105.0%	101.1%	引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。	農林水産省
32	三大湾における底質改善割合	約　50	%	平成28年度末	49.4 51.5	平成28年度末 平成30年度末	46.2	平成23年度末	84.2%	98.8%	引き続き港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した深堀跡の埋め戻しを推進。	国土交通省
33	水質総量削減における化学的酸素要求量（COD） 東京湾 伊勢湾 瀬戸内海	177 146 472	t/日	平成26年度	163 141 404	平成26年度	183 158 468	平成21年度	333.3% 141.7% ―	108.6% 103.5% 116.8%	汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に水質総量削減を推進する。 今後の水質総量削減制度の在り方の検討を行う。	環境省
34	「生物多様性」の認知度	75	%（以上）	令和元年度末	51.8%	令和元年度	56	平成24年	−22.1%	69.1%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
35	生物多様性国家戦略の認知度	50	%（以上）	令和元年度末	25.4%	令和元年度	34	平成24年度	−53.8%	50.8%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
36	生物多様性新聞掲載数	1,500	件	令和元年度	262	令和元年度	636	平成20年度	−43.3%	17.5%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
37	生物多様性地域戦略策定済自治体数	47	都道府県	令和2年	44	令和2年3月末	18	平成24年3月末	89.7%	93.6%	地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援は行政事業レビュー（公開プロセス）の結果を受けて終了するが、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、取組の推進を図る。	環境省
38	国内希少野生動植物種数	25 （115）	種増 種	令和２年度まで	270 356	令和元年度末まで	0 90	平成24年9月	1080.0% 1064.0%	1080.0% 309.6%	国内希少野生動植物種の指定については、保全すべき種の優先順位付け等を考慮し、指定の検討を進める。	環境省
39	トキの野生復帰 （小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数）	60	羽（程度）	平成27年頃	155 424	平成２７年12月末 令和元年12月末	50	平成24年7月	1050.0%	258.3%	引き続き、着実な野生復帰への取り組みを進める。	環境省
40	絶滅危惧植物の種子の保存	絶滅危惧種の 15 （253）	% 種	令和２年まで	25.1 （451）	令和2年3月末	12.7 （218）	平成24年3月	539.1% 665.7%	167.3% 178.3%	引き続き、絶滅危惧植物の種子保存の取組を進める。	環境省
41	特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドラインの補足・改訂	6 12	種 延べ・回	令和２年まで	6 12	令和２年１月	4 4	平成22年	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	引き続き、ガイドラインの補足・改訂を進め、更なる取組の推進を図る。	環境省
42	鳥獣保護管理担い手確保のための研修・セミナー等の開催	120	延べ・回	令和２年まで	171	令和２年３月	15	平成24年度	148.6%	142.5%	引き続き、研修・セミナー等の開催を促進し、担い手確保に努めていく。	環境省

番号	項　目	目　標		点　検		当　初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
43	都道府県等における犬・ねこ引取数	H16年度から半減 (21)　万頭	平成29年度まで	(10)	平成29年度	42	平成16年度	152.4%	210.0%	目標を達成したが、引き続き更なる取組の推進を図る。	環境省
44	犬・ねこ所有明示実施率　犬 ねこ	66　% 36　%	平成29年度	36 20	平成22年度 平成22年度	33 18	平成15年度	9.1% 11.1%	54.5% 55.6%	マイクロチップの装着義務化がなされたことから、義務対象者に対する周知・徹底を図り、登録率の向上に取り組む。	環境省
45	外来種の認知度	75　%	平成29年	62.5 59.3	平成29年 令和2年3月	64.7	平成23年度	−21.4%	83.3%	「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスト」も踏まえ一層の普及啓発を図る。	環境省
46	外来生物法の認知度	25　%	平成29年	23.8 20.8	平成29年 令和2年3月	11.8	平成23年	90.9%	95.2%	外来生物法の適正な執行体制を確保するとともに、法律の内容の周知等も含め、一層の普及啓発に努める。	環境省
47	アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録湿地追加	3　カ所	平成27年まで	1 5	平成27年 令和2年3月	0	戦略策定時	33.3%	33.3%	今後も、東南アジア地域における水鳥等の保全上重要な湿地に関する情報収集・整備等への支援を通じてラムサール条約湿地登録を促進する。	環境省
48	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催	4　回	令和2年まで	5	令和2年3月	0	戦略策定時	125.0%	125.0%	今後も、専門家及び湿地管理者等のネットワーク強化を目的とした活動を適宜実施予定。	環境省
49	木質バイオマス利用量(間伐材等由来)	600　万m3	令和2年	693	令和元年	55	平成22年	117.1%	115.5%	未利用間伐材等が年間2,000万㎥程度発生している状況。このため、従来であれば林内に放置されていた国産材を活用する、地域に根差した木質バイオマスのエネルギー利用を推進。	農林水産省
50	市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600　市町村	令和2年まで	386	令和元年11月	0	(制度開始前)	64.3%	64.3%	市町村・都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	農林水産省

※1　進捗度:生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。「進捗率」＝ {(点検値－当初値)/(目標値－当初値)}×100 (%)
※2　到達度:戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」＝(点検値/目標値)×100 (%)
※3　生物多様性国家戦略2012-2020策定時に定めた目標数値・目標年次に対する点検値・達成度を記載しており、目標年次を経過した項目の点検値については、目標年次の点検値の下段に最新の数値を記載しています。

２．具体的施策等の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検するとともに、施策を分野ごとにまとめている節ごとに進捗状況を総括し、その結果を一覧表にとりまとめました。記載内容は以下のとおりです。

■総括

分野ごとのとりまとめは、国土空間的施策として９節、横断的・基盤的施策として10 節、更に東日本大震災からの復興・再生として２節を単位としており、国家戦略本文に記載の各節の基本的考え方を踏まえ、取組・進捗状況をとりまとめました。

■施策番号

国家戦略に記載している順番に従い番号を付けています（施策番号１～857）。

なお、国家戦略には記載されていない、「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策（以下「加速する施策※」という。）」は、上述の番号後の 858 より付けています（858～916）。

※COP12 で決定された愛知目標の中間評価では、目標達成に向けて進展はあるものの、今後更なる取組の必要があるとされ、これを受けて平成 28 年 10 月に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で、愛知目標の達成に向け、現行の国家戦略の着実な実施等に加え、今後一層加速させる具体的施策としてとりまとめた施策

■具体的施策等

国家戦略に記載している具体的施策と加速する施策の内容です。

■基本戦略

国家戦略第１部第４章第２節の基本戦略への該当を以下で示す番号で記載しています。複数の基本戦略に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

〈基本戦略〉

① 生物多様性を社会に浸透させる
② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
③ 森・里・川・海のつながりを確保する
④ 地球規模の視野を持って行動する
⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

■国別目標

国家戦略第２部で設定した国別目標への該当を記載しています。複数の国別目標に該当する場合は、該当するもの全て記載しています。

〈国別目標〉

A-1：「生物多様性の社会における主流化」の達成　等

B-1：自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少
B-2：生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施
B-3：窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持　等
B-4：外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進　等
B-5：人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進
C-1：陸域の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理
C-2：絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持　等
D-1：生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化　等
D-2：劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献
D-3：名古屋議定書の締結と国内措置の実施
E-1：生物多様性国家戦略に基づく施策の推進　等
E-2：伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員

■達成評価

国家戦略の策定時（平成 24 年 9 月）以降の施策の達成状況を、次の５つで記載しています。

・a+既に達成済み：数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成したが、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合（「施策が戦略期間内に想定する目標を達成した」には、「戦略期間内の取組が十分に進捗している場合」を含む。
・a 既に達成済み：数値目標を達成したか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成し、終了した場合
・ｂ進捗中　：一定の取組を行っているが、数値目標を達成していないか、施策が戦略期間内に想定する目標を達成していない場合
・c 検討中　：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
・d その他　：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

■施策の取組状況と成果

進捗や達成状況の評価の理由となる取組と成果を記載しています。

■課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載しています。

■達成目標
国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

■当初値
国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

■点検値
現状値が示せる施策について、基本的には令和２年３月末時点で数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■主な予算・税制等事項名
当該施策に関する予算・税制等の事業名を記載しています。

■数値目標
「１．数値目標の点検結果」に記載している一覧表の番号に対応しています。

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当 1	2	3	4	5	なし	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
第1章　国土空間的施策																
第1節　生態系ネットワーク																
（総括）　生物多様性地域戦略、河川整備計画などの各種計画に生態系ネットワークの形成や意義等を位置づけさせ、自然再生事業などを通して生態系ネットワークの形成に向けた取組を進めました。																
1　生態系ネットワーク																
1	○　生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。（国土交通省、農林水産省、環境省）			○				C-1	b 進捗中	・生態系ネットワークの基本的な考え方、自治体向けの手引き等を国交省HPに掲載した。また、国交省・農水省・環境省と共同で生態系ネットワークをテーマにした全国フォーラムを開催するなど、情報提供、普及啓発を行うとともに、取組効果の評価について検討を行い、生態系ネットワークに関連する調査内容に含まれる知見の整理を行った。	・引き続き、情報提供、普及啓発に努める。	－	－	－	・自然資本の活用の観点からの生態系ネットワーク形成の推進に関する調査	
2	○　広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの形成を進めていくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、現状の把握を始め、その実施に向けた方策を検討します。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				A-1	b 進捗中	生物多様性地域戦略策定支援にあたっては、地方自治体が連携して広域的に取り組む効果等を紹介するとともに、生物多様性地域戦略を複数の自治体が共同で策定する取組を、鹿児島県の奄美大島地域と、岐阜県の美濃加茂市及び加茂郡7町村において、地域生物多様性保全活動支援事業等を通じて支援した。	・引き続き、地方自治体が策定する生物多様性地域戦略について、広域的に取り組む効果等を啓発していく。	生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県（令和2年）	18都道県（平成24年3月末）	44都道府県（令和2年3月末）	・生物多様性国家戦略推進費	37
3	○　十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第2節の「重要地域の保全」に示す各施策により、地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、国土の3分の2を占める森林については、陸域の動植物の多くがその生息・生育を依存していることを踏まえ、生態系ネットワークの根幹として適切な整備・保全を図るとともに、保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定をはじめ、渓流沿いや尾根筋の森林などの保護樹帯の設置による、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・国有林野については、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。 ・特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については、「保護林」に設定し、適切な保護・管理を実施している。 ・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進した。	・「保護林」や「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。渓流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯を設定し、森林生態系ネットワークの形成に努める。 ・保護地域以外の手段で長期的に生物多様性の保護が図られている区域を認証する制度を創設し、既存の法的保護区域をこれら認証地域と繋げることにより、生態系ネットワークの強化を図っていく。	－	保護林面積：90万3千ha（平成23年4月） 緑の回廊面積：58万6千ha（平成23年4月）	保護林面積：97万8千ha（平成31年4月） 緑の回廊面積：58万4千ha（平成31年4月）	・森林整備・保全費	
4	○　緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業者にその重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。（国土交通省、農林水産省、環境省）	○		○				A-1 B-1 B-2 C-1	a+ 既に達成済み	・緑の基本計画については、平成30年度までに新たに24市町村が策定をし、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。 ・河川整備計画の策定にあたっては、生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業実施に取り組んでいる。 ・森林・林業基本計画（平成28年5月策定）及び全国森林計画（平成30年10月策定）では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。 ・国有林においては、地域管理経営計画等において、保護林や緑の回廊の適切な設定について記載している。国有林野事業の実施にあたり、生態系ネットワークの形成等生物多様性保全への認識が高まり、保全に向けた取組の計画的実行が進められている。 ・生物多様性地域戦略を説明する中で、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付けるべきことを紹介した。	・緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定をより一層推進する。 ・河川整備計画の策定にあたっては、引き続き、生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業実施に取り組んでいくものとする。 ・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進 ・平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成28年11月に「都市の生物多様性指標（簡易版）」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を引き続き推進していく。 ・平成26年に改定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を通じて、普及啓発を図る。	－	緑の基本計画策定市町村：648市町村（平成23年3月）	緑の基本計画策定市町村：686市町村（平成31年3月）	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・国有林森林計画に必要な経費 ・生物多様性国家戦略推進費 ・森林計画推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
5	○ 地域の生物多様性の保全・回復を図る先進的な取組に対して、地域自主戦略交付金（内閣府所管）等により支援します。（環境省）			○				B-1 C-1 D-2	b 進捗中	・平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、平成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設。これらの交付金により、熊本県が実施する国内初の大規模ダム（荒瀬ダム）撤去等を支援した。 球磨川に設置された荒瀬ダム撤去による自然再生は、重要湿地500である球磨川河口との生態系ネットワーク形成に大きく貢献している。	・今後も引き続き生物多様性保全回復施設整備交付金により、生物多様性保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における、都道府県による自然再生事業を支援していく。	－	－	－	・生物多様性保全回復整備事業	
6	○ 第１章第３節の「自然再生事業」をはじめ、第５節から第９節及び第２章第４節に示す各施策により、流域圏など地形的なまとまりにも着目し、森林、農地、河川、道路、都市における緑地、海岸、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、道路横断構造物や魚道などの人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を関係機関が横断的な連携を図りながら総合的に進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・平成２４年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業（７地区）を実施した。また、都道府県が実施する自然再生事業（８地区）に対して自然環境整備交付金により支援した。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費	
7	○ 「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP：East Asian-Australasian Flyway Partnership）」に基づく渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI：International Coral Reef Initiative）による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルートの保全に関連して国際的に議論されている保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。（環境省）				○	○		B-1 B-5 C-1	a+ 既に達成済み	・EAAFPについては、日本の取組の成果もあり、新規にアジア地域の7パートナーが加入し、また国内の渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地数も4カ所増加した。 ・ICRIについては、平成20年より毎年「ICRI東アジア地域会合」を開催し、この中で「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」を策定した。策定後も平成26年度まで毎年上記地域会合の開催を継続し、戦略の取組を推進し実施状況についてのフォローアップを行った。平成28年度より毎年GCRMN東アジア会合を開催して、東アジアにおける地球規模サンゴ礁生態系モニタリングネットワーク（GCRMN）の取り組みに貢献し、モニタリングの取りまとめを牽引している。	・事業の持続可能性を確保するため、地域の他のイニシアティブ等との連携及び渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地間の連携を引き続き推進する。	東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に沿った取組の達成（期限定めず）	平成20年より毎年ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区地域データベース、海洋保護区地域ギャップ分析、サンゴ礁分布図、海洋保護区管理効果評価システム、海洋保護区ガイドライン等の要素を含んだ地域戦略の策定（平成22年）と実施のフォローアップ（平成23年から）を進めている	－	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア地域における生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業 ・サンゴ礁生態系保全対策推進費	
第２節　重要地域の保全																
（総括）　国立公園、天然記念物、特別緑地保全地区等の新規指定への取組を進めており、富士山の世界遺産登録や沖合海底自然環境保全地域の指定など指定地域の拡充が図られました。また、各種法制度を適切に運用することにより、着実に保全管理を推進しています。																
1　自然環境保全地域など																
8	○ 国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基礎調査や各種調査の結果などの科学的知見や既存の指定地域の状況などを踏まえ、必要に応じて、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます。特に、海域保全施策の充実を図るため、海域における自然環境保全地域の指定に向けた取組を進めます。（環境省）			○				C-1	b 進捗中	・既存の自然環境保全地域の拡張に向けて、調査及び現地関係者との調整を実施した。 ・平成31年４月に自然環境保全法が改正され、沖合海底自然環境保全地域の制度が創設された。	・新規指定候補地域の抽出など、新たな地域指定を含む海域保全上必要な取組を進めていく。	－	既存の指定地域 原生自然環境保全地域 :5地域　5,631ha 自然環境保全地域 :10箇所　21,593ha（うち、海域を有する地域1地域） （平成24年9月）	既存の指定地域 原生自然環境保全地域 :5地域　5,631ha 自然環境保全地域 :10箇所　22,542ha（うち、海域を有する地域1地域） （令和２年３月）	・原生的な自然環境の危機対策事業	
9	○ 既存の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域指定地域においては、生態系に関する現況調査や利用状況の現況把握などを行い、必要に応じて、標識の整備や巡視の強化など適切な保全管理を推進します。（環境省）			○				C-1	b 進捗中	・原生自然環境保全地域2か所で調査を行い、自然環境保全地域1か所で対策を実施した。 ・原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域について、食害生物による生態系への影響を把握・分析した上で、オニヒトデの駆除など生物多様性保全上必要な施策を推進した。	・引き続き、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適切な保全管理に努める。	－	－	－	・原生的な自然環境の危機対策事業 ・特定地域自然林保全整備費	
10	○ 地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全することは、国土全体を通じて多様な生態系を確保するうえで非常に重要であることから、都道府県と連携し、都道府県自然環境保全地域の生態系の保全状況などの把握に努めます。（環境省）			○				C-1	b 進捗中	・都道府県自然環境保全地域の指定状況などについて、とりまとめの上、公表している。	・引き続き、都道府県の協力を得て、指定状況等を確認し、都道府県自然環境保全地域の生態系の保全状況などの把握に努める。	－	－	－	－	
11	○ 都道府県自然環境保全地域については、今後とも、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行います。（環境省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行っている。	・引き続き、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行う。	－	－	－	－	
12	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、自然公園法及び自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。（環境省）			○				C-1	b 進捗中	・令和元年度に自然公園制度のあり方検討会を開催し、「自然公園制度のあり方に関する提言」について、令和2年5月にとりまとめた。 ・平成31年４月に自然環境保全法を改正し、沖合海底自然環境保全地域制度を創設。	・引き続き、国立公園及び自然環境保全地域等の適切な保全管理に努める。 ・令和2年5月にとりまとめた「自然公園制度のあり方に関する提言」に基づき、引き続き自然公園制度の改正に係る検討を進める。	－	国立公園数:30箇所 国定公園数:56箇所 原生自然環境保全地域:5箇所 自然環境保全地域：10箇所 都道府県自然環境保全地域:541箇所 （平成23年度末）	国立公園数::34箇所 国定公園数:57箇所 原生自然環境保全地域:5箇所 自然環境保全地域：10箇所 都道府県自然環境保全地域:546箇所 （令和2年3月末）	・国立公園内生物多様性保全対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
2 自然公園																
13	○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化に対応して行った国立・国定公園の資質に関する総点検事業の結果等を踏まえ、陸域生態系、陸水域生態系及び沿岸域生態系について保護の対象を検討し、全国的に国立・国定公園の指定の見直し、再配置を進めます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・国立・国定公園総点検事業に基づき選定した国立・国定公園の新規指定または大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整を進め、国定公園においては平成28年3月に京都丹波高原国定公園、令和2年3月に中央アルプス国定公園の指定を行い、国立公園においては平成28年4月に西表石垣国立公園区域を大規模に拡張したほか、平成28年9月にやんばる国立公園、平成29年3月に奄美群島国立公園を指定した。	・引き続き、国立・国定公園総点検事業に基づき選定した新たな国立・国定公園の指定または大規模な拡張を検討する候補地（道東湿地群、日高山脈等）について検討や調整をすすめる。	－	国立公園数:30箇所 国定公園数:56箇所 （平成23年度末）	国立公園数:34箇所 国定公園数:57箇所 （令和2年3月末）	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
14	○ 自然林と自然草原（植生自然度9、10）の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地域制度とあいまって、長期的に地方ごとにまとまりのある十分な広がりを持った地域を保護の対象とすることを目指し、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・国立・国定公園総点検事業に基づき選定した、国立・国定公園の新規指定または大規模な拡張を検討する候補地には、自然度の高い地域を含めた。現在、候補地の国立・国定公園の指定又は拡張に向けた検討や調整を進めている。	・引き続き、国立・国定公園総点検事業に基づき選定した新たな国立・国定公園の指定または大規模な拡張を検討する候補地（道東湿地群、日高山脈等）について、植生自然度も考慮し、検討や調整をすすめる。	－	国立公園数:30箇所 国定公園数:56箇所 （平成23年度末）	国立公園数:34箇所 国定公園数:57箇所 （令和2年3月末）	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
15	○ 海域については、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、生物多様性が豊かな近海域などを海域公園地区として新規指定するなど、保護を推進します。また、採捕を規制する指定動植物の見直しを行います。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・平成25年2月に瀬戸内海国立公園、平成26年3月に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園、平成27年3月に甑島国定公園、平成27年9月に吉野熊野国立公園、平成28年4月に西表石垣国立公園、平成29年3月に奄美群島国立公園、平成30年3月に三陸復興国立公園において海域公園地区を指定した。また、採補規制区域及び採補規制動植物については、海域公園地区の指定と併せて瀬戸内海国立公園、慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園においても指定している。	・引き続き、海域公園地区指定推進調査を進めるとともに、海域公園地区の新規指定や拡張を進める。	－	国立公園海域公園地区数:110箇所 国定公園海域公園地区数:68箇所 （平成23年度末）	国立公園海域公園地区数:143箇所 国定公園海域公園地区数:61箇所 （令和2年3月末）	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
16	○ 自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を推進します。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・令和2年3月末までの間に、国立公園23箇所、国定公園11箇所の見直しを行った。	・引き続き、公園区域及び公園計画の見直しを着実に進める。	国立公園の公園区域及び公園計画の見直しを5年ごとに実施	－	－	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
17	○ 地域を代表する優れた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地域における生物多様性の保全や自然とのふれあいの場を提供するうえで重要です。今後とも都道府県による指定、管理に対して必要な助言を行います。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・平成24年4月から令和2年3月末までの間に、都道府県立自然公園26箇所の見直し機会があり、必要な助言を行った。	・引き続き都道府県に対して必要な助言を行う。	－	－	－	－	
18	○ 国立公園の保護管理にあたっては、従来の自然保護官（レンジャー）に加え、平成17年から自然保護官補佐（アクティブ・レンジャー）の配置を進めており、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を、引き続き充実・強化するとともに、適正な保護管理を進めます。（環境省）	○	○	○				A-1 B-1 C-1 C-2	a+ 既に達成済み	・令和2年3月末現在、全国の現地管理に関わる自然保護官事務所等（95カ所）のうち87事務所に125名のアクティブ・レンジャーを配置し、現地管理体制の充実・強化を図り、適正な保護管理を進めた。	・現在の取組を継続して進めていく。	新設・拡充する国立公園や世界自然遺産地域等の保全管理の強化を図るべき地域を中心に、自然保護官補佐が未配置の自然保護官事務所に配置していく	62自然保護官事務所に自然保護官補佐を配置し（配置率71%：平成23年度末））、国立公園等の保全管理を進めるに当たって、地域とつながりを一層深めている等の成果を上げている	－	国立公園等管理体制強化費	
19	○ 自然公園指導員やパークボランティアに対する研修機会を増やすなど、活動の推進を図ることにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度までの期間に研修等を約50回実施し自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援している。	・今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動に努めていく。	－	－	パークボランティア登録者数:1,440名（令和元年7月）	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
20	○ 国立公園の管理については、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）により、高山植物の盗掘防止パトロール、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施するとともに、海域の国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業）により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施し、管理水準の向上を図ります。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・グリーンワーカー事業により高山植物の盗掘防止パトロール、植生回復作業などを実施。 また、マリンワーカー事業により平成24年度は5国立公園で実施のオニヒトデの駆除は、令和元年度は6国立公園で実施した。また、24年度に11国立公園で実施のウミガメの産卵地となっている砂浜等の海岸清掃は、元年度は14国立公園で実施。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	グリーンワーカー事業：すべての国立公園で実施（平成24年度） マリンワーカー事業：海域を有する14国立公園で実施（平成24年度）	グリーンワーカー事業：34国立公園及び20国指定鳥獣保護区で実施（令和元年度） マリンワーカー事業：海域を有する15国立公園で実施（令和元年度）	・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業） ・海域の国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業） ・国立・国定公園の新規指定等推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
21	○ 山岳環境環境保全対策支援事業により、自然公園内に位置する山小屋などのし尿・排水処理施設の改善を図ります。また、山岳地などで有効なし尿処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することで技術の普及に努めます。(環境省)	○		○				なし	b 進捗中	・平成23年度から開始した支援事業により、山小屋などのし尿・排水処理施設を令和元年度までに35箇所整備した。また、山岳地などで有効なし尿処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することで技術の普及を図った。	・現在の取組を継続して進めていく。	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数:100箇所(平成23年度から10年間)	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数:4箇所(平成23年度)	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数:35箇所(令和元年度)	・山岳環境保全対策支援事業 ・環境技術実証事業(水・土壌環境保全技術領域、自然環境保全技術領域)	1
22	○ 国立公園の管理運営のビジョンや方針等について、地方自治体等の考え方を適切に反映し、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携した魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による国立公園の管理運営体制の構築を進めます。そのために、地方環境事務所、国の出先機関、地方公共団体、公園管理団体などの各機関の意思決定権のある者が参画する協議会の設置を、全国の複数の国立公園においてモデル的に実施するとともに、全国展開に向けて、協働管理制度の制度化その他必要な措置を検討します。(環境省国立公園課)		○	○				なし	b 進捗中	・平成26年以降総合型協議会の設立を進め、現在、12公園13地域で総合型協議会が設立されている。	・国立公園における協働型の管理運営体制の構築を全国の国立公園において進めていく。	―	―	―	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費(国立公園協働型管理運営体制強化事業)	
23	○ 地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し、より実態に即したきめ細やかな管理を支援します。また、土地所有者による管理が不十分で風景・生態系などが荒廃した場所について公園管理団体と土地所有者間の風景地保護協定締結を推進し、団体の活動の場を増やすことにより、より一層の自然公園内の風景地の保全・管理を図ります。(環境省)		○	○				なし	b 進捗中	・現在2地域において風景地保護協定を締結し、公園管理団体が実施している多様な団体や地域住民との連携した自然環境保全活動を環境省において支援している。	・引き続き、全国の国立公園における風景地保護協定締結を推進していく。	―	―	―		
24	○ ニホンジカによる自然植生等の食害、外来植物の進入による在来植物の駆逐などにより、生物多様性の劣化や生態系の変化による景観の改変が生じている、または生じるおそれのある国立公園において、予防的・順応的且つ科学的に生態系の維持回復を図るため生態系維持回復事業計画を策定し、生態系の維持回復を図ります。(環境省、農林水産省)			○				C-1 C-2	b 進捗中	・平成24年度に阿寒国立公園においてシカ及び外来魚を対象とした生態系維持回復事業計画をそれぞれ策定した。 令和2年3月までに9国立公園において、シカや外来魚、外来植物を対象とした生態系維持回復事業計画を計10計画策定し、達成目標に向けて順調に取組を進めている。また、平成30年度には「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」を策定・公表した。	・シカ対策を中心に生態系維持回復事業制度に基づく対策を講じることが適当な公園においては、「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」に沿って生態系維持回復事業計画の策定を積極的に進めていく。	生態系維持回復事業計画 策定地域数:9地域 (平成32年度)	生態系維持回復事業計画 策定地域数:6地域 (平成23年度末)	生態系維持回復事業計画 策定地域数:9地域 (令和元年度)	・国立公園等シカ管理対策事業費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業) ・国立公園内生物多様性保全対策費	2
25	○ 国立公園内の自然環境が劣化している場所や生態系が分断されているような場所では、自然再生事業を推進します。(環境省)			○				D-2	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施した。また、都道府県が実施する自然再生事業(8地区)に対して自然環境整備交付金により支援した。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	―	―	―	・自然公園等事業費	
26	○ 国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放出の規制を行います。さらに法面緑化などに用いられる外来緑化植物、外国産在来緑化植物及び在来緑化植物の取扱方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進します。(環境省)			○				B-4 C-1 C-2	b 進捗中	・小笠原国立公園のグリーンアノール対策や西表石垣国立公園の外来ガエル対策などを地域の関係者とともに実施している。また、自然公園内において、自然景観との調和に加え、生物多様性の保全に配慮した法面緑化を行うため、平成27年10月に自然公園における法面緑化指針を策定した。	・引き続き、国立公園内の生態系へ重大な悪影響を及ぼしている外来種の防除事業を実施する。	―	―	―	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	
27	○ 国立・国定公園における動植物保全方針を策定し、保全方針を踏まえ、採捕を規制する指定動植物を見直すとともに、生息地管理も含めた生態系保全を図ります。(環境省)			○				C-2	b 進捗中	・指定植物制度については、平成27年8月に指定植物選定要領を改訂し、各国立公園で順次見直し作業を実施している。また、指定動物制度については、令和2年2月に奄美群島国立公園において新規指定した。	・既存の指定動植物の保全活動を継続しながら、指定植物については、見直しがまだ完了していない国立公園において作業を継続し、指定動物については、随時必要に応じて新規指定を検討していく。	―	―	―	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	
28	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、自然公園法及び自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。(環境省)			○				C-1	b 進捗中	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	―	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	
29	○ 優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察会の実施やビジターセンターなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさをパンフレットやホームページなどを活用して国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)		○					なし	b 進捗中	・国立公園などをフィールドに普及啓発活動を実施するとともに、国立公園に関するホームページの情報更新や、パンフレットの多言語化に努めている。	・引き続き、最新情報の掲載や多言語化を推進し、国内外に国立公園の情報を発信していく。	―	―	―	―	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
30	○　環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・自然公園含む17地域のエコツーリズム推進全体構想を認定する等、自然公園等におけるエコツーリズムの推進を図ることにより、生物多様性を保全しながら活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与している。	・~~ホームページ~~SNSによる情報発信や、各種イベントへの出展の機会を活用する等、戦略的な情報発信等を行い国立公園の魅力を増し、引き続き地域活性化を図る。	－	－	－	－	
31	○　利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の撹乱を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。（環境省）			○				B-1 B-5 C-2	b 進捗中	・吉野熊野国立公園西大台利用調整地区、知床国立公園知床五湖利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。 その他、知床国立公園の知床半島先端部、大雪山国立公園の松仙園地区において管理手法の検討を実施。	・引き続き利用者の集中など過剰利用による問題が生じている地域における管理手法を検討するとともに、利用調整地区の適切な管理を推進する。	－	利用調整地区数：2地区（平成24年3月末）	利用調整地区数：2地区（令和2年3月末）	・国立公園内生物多様性保全対策費	
32	○　利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の撹乱(かくらん)などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・全国34の国立公園すべてにおいて、利用者による高山植物の踏み荒らし等を防止するための登山道、木道、園路、立入防止柵、注意啓発看板等の整備を実施した。	・引き続き、国立公園の自然環境保全のために必要な施設整備を実施。	－	－	－	・自然公園等事業費	
33	○　国立・国定公園内の利用の集中する場所でマイカー規制の取組を推進するとともに、代替交通の低炭素車両導入を支援することで、渋滞などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・平成30年度は19国立公園においてマイカー規制の実施や期間延長等、マイカー規制の取組を行った。 ・国立公園のマイカー規制区間において、低炭素型の車両の導入等を支援した。	・引き続き、自動車利用適正化対策の支援等を実施。	－	－	－		
34	○　国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備（標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など）、地域と一体となったエコツーリズムの取組みを展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一的な整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・全国34の国立公園すべてにおいて、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入等を実施した。また、インバウンド対応の取組として、多言語標識の整備、滞在環境の上質化を図るためのビューポイント施設整備や既存施設のリノベーション等を実施した。	・引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	－	－	－	・自然公園等事業費	
35	○　平成20年3月に宮内庁から環境省へ所管換された、日光国立公園内の旧那須御用邸用地については、園路やビジターセンター等の整備を進め、平成23年度「那須平成の森」として開園しました。引き続き、自然環境の保全及び国民が自然に直接ふれあえる自然体験活動を推進します。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森のフィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。	・引き続き、那須平成の森の自然環境の保全及び自然体験活動を推進していく。	－	－	－	・日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	
36	○　自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・湿原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。（環境省）			○				D-2	b 進捗中	・平成２４年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業（7地区）を実施した。また、都道府県が実施する自然再生事業（8地区）に対して自然環境整備交付金により支援した。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費	
37	○　国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域自主戦略交付金（内閣府所管）により支援します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、自然環境整備交付金により国定公園における自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生の推進、長距離自然歩道の整備のための支援を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・自然公園等事業費	
３　鳥獣保護区																
38	○　鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）		○					C-1	b 進捗中	・国指定鳥獣保護区について新規指定や既指定保護区の区域の拡張を行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	国指定鳥獣保護区：82箇所、582,409ha（平成24年9月）	国指定鳥獣保護区86箇所592,969ha(令和元年11月)	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
39	○　自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。（環境省）			○				C-1	b 進捗中	・渡り鳥の集団渡来地などについて、平成24年度から令和元年度までに、既指定鳥獣保護区を17762ヘクタール拡張し、新規指定を8件行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・国指定鳥獣保護区管理強化費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
40	○ 鳥獣保護法の施行状況について点検を行い、必要に応じて制度や運用の見直しを行います。(環境省)		○					B-1	a+ 既に達成済み	ニホンジカ・イノシシ等の鳥獣による生態系や農林水産業、生活環境への被害が深刻化する一方、鳥獣保護管理の担い手である狩猟者の減少・高齢化している状況にあったため、ニホンジカ、イノシシの個体数を令和5年度までに平成23年度比で半減させるという「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月、農林水産省・環境省作成)の目標達成に向け、鳥獣の保護管理の一層の促進と捕獲の担い手確保を図ることを目的に平成27年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律を施行した。この改正において、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県等が捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」や、鳥獣の捕獲等について、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を創設し、指定管理鳥獣捕獲等事業については都道府県等による捕獲等の取組を交付金により支援した。 なお、平成27年に施行した法律の施行状況についても令和元年度より点検・評価を開始しているところである。	改正鳥獣保護管理法附則第18条において、施行後5年を経過した場合において、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、令和2年5月に施行から5年を迎えることから、施行状況及び鳥獣保護管理行政に係る課題について検討を開始している。	―	―	―	・鳥獣保護管理強化事業費	
41	○ 鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)						○	C-1	b 進捗中	・4箇所の国指定鳥獣保護区において、生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、5件の干潟の造成、進入防止柵の設置等を行った。 ・令和元年度には、5件の保全事業が行われた。	・引き続き、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	―	―	―	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
4 生息地等保護区																
42	○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)		○					C-2	b 進捗中	・既指定保護区1箇所(5ヘクタール)の拡張を行った。	・調整が整い次第、指定・拡張を進める。	―	生息地等保護区: 9箇所、885ha (平成24年9月)	生息地等保護区: 9箇所、890ha (平成30年3月)	・希少野生動植物種生息地等保護管理費	
43	○ 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)		○					C-2	b 進捗中	・保護区ごとの指針に従い、巡回による違法行為の防止、標識類の点検、生息・生育状況の把握、下草刈りなどの生息・生育環境の維持・保全を行うなど適切な管理等を実施した。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	―	―	―	・希少野生動植物種生息地等保護管理費	
5 名勝・天然記念物、文化的景観																
44	○ わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域を対象として、天然記念物・自然的名勝の指定を推進します。(文部科学省)		○					なし	b 進捗中	・平成24年9月から令和2年3月にかけて、自然的名勝については、33 県で計26件指定した。 平成24年9月から令和2年3月にかけて、天然記念物については、27 県で計35件指定した。 ・全国の自然的名勝の指定件数は180件。平成24年9月から令和2年3月で16.8%増加し、効果を上げている。 ・全国の天然記念物の指定件数は1,031件。平成24年9月から令和2年3月で3.5%増加し、効果を上げている。	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	―	天然記念物の指定件数 :994件(平成24年3月末) 自然的名勝の指定件数 :154件(平成24年3月末)	天然記念物の指定件数 :1,031件(令和2年3月末) 自然的名勝の指定件数 :180件(令和2年3月末)	・文化財の保存・活用の推進	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
45	○　指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）		○					なし	b 進捗中	・天然記念物緊急調査費の国庫補助実績（H24～R1） 交付件数　122件　の内数 交付金額　311百万円　の内数 ・史跡等保存活用計画等策定費の国庫補助実績（H24～R1） 交付件数　549件　の内数 交付金額　1,055百万円　の内数 ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費の国庫補助実績（H27～R1） 交付件数　2,256件　の内数 交付金額　33,929百万円　の内数 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績（H24～R1） 交付件数 235件　の内数 交付金額 847百万円　の内数 ・天然記念物食害対策費の国庫補助実績（H24～R1） 交付件数　403件　の内数 交付金額　1,823百万円　の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	有形文化財等の保存整備等 （天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策）	有形文化財等の保存整備等 （天然記念物緊急調査・史跡等保存活用計画策定・歴史活き活き！史跡等総合活用整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策）	・有形文化財等の保存整備等（天然記念物緊急調査・史跡等保存活用計画策定・歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策）	
46	○　適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）		○					なし	b 進捗中	・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費の国庫補助実績（ H27～R1） 交付件数　2,256件　の内数 交付金額　33,929百万円　の内数 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績（H24～R1） 交付件数　235件　の内数 交付金額　847百万円　の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	有形文化財等の保存整備等 （保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生）	有形文化財等の保存整備等 （歴史活き活き！史跡等総合活用整備・天然記念物再生）	・有形文化財等の保存整備等（歴史活き活き！史跡等総合活用整備・天然記念物再生）	
47	○　自然と人間とが関わりながらはぐくまれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進します。（文部科学省）		○					なし	b 進捗中	・平成24年9月から令和2年3月にかけて、重要文化的景観については、35件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は65件。平成24年9月から令和2年3月で116.6%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	重要文化的景観の選定 :30件 （平成24年3月末）	重要文化的景観の選定 :65件 （令和2年3月末）	・有形文化財等の保存整備等（文化的景観保護関係）	
48	○　文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。（文部科学省）			○				なし	b 進捗中	・文化的景観保護推進事業の国庫補助実績 （H24～R1） 交付件数 382件の内数 交付金額 2,114百万円　の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	有形文化財等の保存整備等 （文化的景観関係）	－	・有形文化財等の保存整備等（文化的景観保護関係）	
49	○　文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付します。（文部科学省）	○						なし	b 進捗中	・文化的景観保護推進事業の国庫補助実績 （H24～R1） 交付件数 382件の内数 交付金額 2,114百万円　の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	有形文化財等の保存整備等 （文化的景観関係）	－	・有形文化財等の保存整備等（文化的景観保護関係）	
6　保護林、保安林																
50	○　国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床や小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」（大正4年制度創設）に設定し、保全・管理を推進します。このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・国有林野については、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、「保護林」に設定し、適切な保護・管理を実施している。なお、保護林制度については、平成27年9月にその改正を行い、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分を導入し、これまで7種類あった保護林を3種類に再編し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めた。	・引き続き、モニタリング調査等を行い、適切な保護・管理を推進する。	－	保護林面積:90万3千ha （平成23年4月）	保護林面積:97万8千ha （平成31年4月）	・森林整備・保全費	
51	○　保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やニホンジカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「保護林」の状況を把握するため、森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、保護林管理委員会における専門家の助言を踏まえ、保護管理のほか、これまで48箇所の保護林における区域の見直し等を実施した。 ・「保護林」の適切な保護管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵を設置した。 引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保護・管理を推進する。	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保護・管理を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
52	○ 国有林野においては、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12 年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。 「緑の回廊」において、森林の状態と野生生物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。 必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	―	保護林面積:90万3千ha(平成23年4月) 緑の回廊面積:58万6千ha(平成23年4月)	保護林面積:97万8千ha(平成31年4月) 緑の回廊面積:58万4千ha(平成31年4月)	・森林整備・保全費	
53	○ 保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊においては、人工林の抜き伐りにより、希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業のほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。(農林水産省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「緑の回廊」においては、人工林内の広葉樹を積極的に保残するなど、希少野生生物の生息・生育環境に配慮した施業を実施した。 全24箇所中21箇所の「緑の回廊」において、森林の状態と野生生物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。	―	―	―	・森林整備・保全費	
54	○ 水源涵養(かんよう)や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)			○				D-1	a+ 既に達成済み	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	・今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。	保安林面積:1,281万ha(令和5年度末)	保安林面積:1,202万ha(平成23年度末)	保安林面積:1,223万ha(令和元年度末)	・保安林整備事業委託費等	3
55	○ 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	国有林野においては、36箇所の渓流沿いの森林をモデル的に保護樹帯等として設定し、連続性を確保し野生生物の移動経路等として機能を果たすような生物多様性が豊かな森林へと誘導する施業を実施した。	・引き続き、渓流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。	―	―	―	・森林整備・保全費	
7 特別緑地保全地区など																
56	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息・生育地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区などの都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全や、都市公園整備等緑化の推進等の取組を進めます。(国土交通省)			○				C-1	b 進捗中	・平成30年度までに、新たに特別緑地保全地区:449ha、近郊緑地特別保全地区:229haが増加し、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	―	特別緑地保全地区面積:2,369ha、419地区 近郊緑地特別保全地区面積:3,517ha、27地区 (平成23年3月)	特別緑地保全地区面積:2,818ha、621地区 近郊緑地特別保全地区面積:3,746ha、30地区 (平成31年3月)	・社会資本整備総合交付金	
57	○ 首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)			○				C-1	b 進捗中	・令和元年度までの間に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」および「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」に示された方向性等を踏まえ、近郊緑地特別保全地区229haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	・保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	―	近郊緑地保全区域面積:97,330ha、25区域 (平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,517ha、27地区 (平成23年3月)	近郊緑地保全区域面積:97,330ha、25区域 (令和2年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,746ha、30地区 (令和2年3月)	・社会資本整備総合交付金	
58	○ 多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)			○				C-1	b 進捗中	・平成30年度末までに1.6haの緑地で管理協定が締結され、緑地を保全・管理する活動を支援した	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	―	管理協定 :1.2ha、1地区、3契約 (平成23年3月)	管理協定 :1.6ha、2地区、4契約 (平成31年3月)	―	
8 ラムサール登録湿地																
59	○ ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ワイズユース)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1カ所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46カ所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすわが国の湿地について、潜在候補地を選定し、公表しました。同条約の流れとしては、平成11年の第7回締約国会議において目標とした、「条約湿地数を2,000カ所にまで増やす」ことを達成(平成24年5月現在2,006カ所)し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的な向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票(RIS)の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を図ります。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況にもかんがみ、平成32年までに新たに10カ所程度の登録を目指します。(環境省、農林水産省)	○	○	○	○	○		A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 E-2	b 進捗中	・6か所の湿地を新規登録、2か所の既登録湿地を拡張した。 ・4か所のRISを更新した。	・今後も、基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、引き続き、登録を目指す。 ・RISの更新を引き続き進める。	＊ 登録湿地:10箇所程度増 (令和2年)	＊ 登録湿地:46 (平成24年8月)	登録湿地:52 (令和2年3月)	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費②アジア地域における生物多様性保全推進費	4

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
60	○ ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	○	○	○	○	○		A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 D-2	a+ 既に達成済み	・関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携し、普及啓発に係るシンポジウム9件の開催等を通じて保全と賢明な利用を推進した。	・引き続き関係者と連携した取組を推進する。	－	－	－	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費②アジア地域における生物多様性保全推進費	
9 世界遺産																
61	○ 屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島については、地方自治体などと連携・協力のもとに策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「森林生態系保護地域」及び「文化財保護法」などにより、適切な保全管理を推進します。（環境省、文部科学省、農林水産省）			○				C-1	b 進捗中	・各地域において、植生、希少野生生物、利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視を実施し、適切な保全管理を実施した。 ・世界自然遺産地域の保護の根幹をなす各種法制度を適切に運用することなどにより、適切な保全管理を実施した。	・引き続き、管理計画に基づき保全管理を推進する。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費	
62	○ 世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域連絡会議などを通じて、各機関や関係する地方公共団体や地元団体の進める保全管理の取組と連携、調整を図り、地域の合意を図りながら管理を進めるとともに、利用者から森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民各層とも連携した管理を一層推進します。（環境省、農林水産省）			○				C-1	b 進捗中	・世界自然遺産地域において、各地域で地元自治体や地元関係団体が構成員として加わっている世界遺産地域連絡会議を設置しており、同連絡会議などを通じて地域と連携した管理を推進している。	・引き続き、地元の関係団体などと連携協力して保全管理を推進する仕組みの維持及びその発揮が必要。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費	
63	○ 世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。（環境省、農林水産省）			○	○			C-1	b 進捗中	・世界自然遺産4地域について、気候変動のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングを実施	・引き続き、世界自然遺産地域への気候変動の影響のモニタリングを実施していくことが必要。	－	－	－	・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費 ・・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進 ・特定地域自然林保全整備費	
64	○ 屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島においては、世界自然遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、今後も科学的知見に基づく適切な保全管理を推進します。（環境省、農林水産省）			○	○			C-1	b 進捗中	・世界自然遺産地域について、関係各分野の専門家で構成される科学委員会からの助言を踏まえ、保全管理を実施している。	・引き続き、科学的知見に基づく管理の推進が必要。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費	
65	○ 屋久島及び白神山地においては、現行の世界遺産地域管理計画について科学委員会の助言を得つつ現状の課題を踏まえ改定し、これに沿って、科学的知見を踏まえた順応的な保全管理を推進します。（環境省、農林水産省）			○				C-1	b 進捗中	・屋久島と白神山地においては、それぞれ平成24年10月と平成25年10月に策定した管理計画に基づき順応的管理を推進している。	・屋久島及び白神山地について、引き続き管理計画を踏まえて順応的な保全管理を推進する。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・森林整備・保全費	
66	○ 知床においては、平成21年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」に沿って、海と陸の統合的管理の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めます。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・知床について、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理を進めている。 ・管理計画の付属計画について環境の変化等に対応するため見直しを行い、知床半島エゾシカ保護管理計画及び知床半島ヒグマ管理計画については平成29年4月に、多利用型統合的海域管理計画については平成30年3月に第3期計画を策定した。これらを踏まえ管理を進めている	・引き続き、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理の推進が必要。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	
67	○ 知床について、平成22年に発足した適正利用・エコツーリズム検討会議において遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上、世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会と経済の構築を基本とする統合的な「知床エコツーリズム戦略」を策定し、世界遺産地域の適正利用やエコツーリズムを推進します。また、平成20年1月に策定した「知床半島先端部地区利用の心得」及び平成21年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得」などの利用ルールの普及を進めるほか、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。（環境省、農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・平成23年5月から運用を開始した知床国立公園の知床五湖利用調整地区において、利用者数の制限や事前のガイダンス等により利用の分散や適正な利用を促しています。 ・平成22年6月より「知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議」を設置し、適正な利用の推進のための総合的な検討を開始。平成25年3月に「知床エコツーリズム戦略」を策定。	・引き続き利用調整地区の適切な管理を推進するとともに、知床における適正な利用に関するルールづくりやルールの周知、利用の分散やエコツーリズムを推進する。	－	－	－	・国立公園内生物多様性保全対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
68	○　平成23年6月に開催された世界遺産委員会の審議を経て世界遺産一覧表に記載された小笠原諸島については、同時に示された勧告等を踏まえ、科学的知見に基づき策定した管理計画に沿って、小笠原国立公園におけるクマネズミなどの外来動物対策の推進や、小笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物対策や利用のルール徹底など、引き続き各機関の取組を連携、協調して実施し、効果的な保全管理の充実を図ります。（環境省、農林水産省）		○	○				C-1	b 進捗中	・クマネズミやグリーンアノール等の外来生物の駆除対策を実施した一部の島・エリアでは、陸産貝類、昆虫類や鳥類の生息環境が改善し、一部の種の生息数の増加が確認されるなど、生態系管理に効果が見られている。 ・小笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギ、モクマオウ、ギンネム等の外来植物駆除、立ち入りや行動に関する利用のルール徹底のための利用講習の開催や普及啓発などを実施。 ・父島において平成23年度までに完成させたノネコ及びノヤギの侵入防止柵により希少鳥類や希少動植物への影響防止を図った。	・世界遺産委員会の勧告で外来種対策の継続等が要請されたところであり、引き続き、外来種対策等に各機関が連携・協力して取り組むことが必要。 ・平成25年3月に兄島で侵略的外来種グリーンアノールが新たに確認されたことから、小笠原諸島兄島におけるグリーンアノール短期防除計画等に基づき駆除や拡散防止等の対策を実施。 ・小笠原諸島森林生態系保護地域における外来植物駆除、利用講習の開催や普及啓発などを引き続き実施.。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・自然公園等事業費 ・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費	
69	○　奄美・琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。（環境省、文部科学省、農林水産省）		○	○				C-1	b 進捗中	・世界自然遺産の候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年5月に世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合から登録延期勧告を受け、推薦を一旦取り下げたが、必要な推薦書の修正等を行い、平成31年2月に、世界遺産一覧表へ記載するための推薦書を世界遺産センターへ提出した。	・世界自然遺産登録に向けて、科学委員会の助言を得つつ、地元自治体等と連携し、保全管理の推進など必要な取組を進めることが必要。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費	
70	○　既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・既存の世界自然遺産地域及び候補地を含むエコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、ガイドやコーディネーター等の人材育成を目的として研修やアドバイザー派遣等の支援を行う人材育成支援業務を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコツーリズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費（エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業） ・国立公園満喫プロジェクト推進事業	
71	○　平成24年1月に世界文化遺産に推薦した富士山については、国有林野における景観にも配慮した森林整備・保全、国立公園における保護及び適正な利用の推進の取組等を進め、関係省庁及び自治体が連携・協力して平成25年の世界遺産一覧表記載を目指します。（文部科学省、農林水産省、環境省）			○				なし	a 既に達成済み	・関係機関が連携・協力して対応し、平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、富士山の世界遺産一覧表への記載を果たした。	－	＊　富士山の世界遺産一覧表記載（平成25年）	－	富士山の世界遺産一覧表記載（平成25年6月）	－	
72	○　自国内に存在する貴重な自然を世界遺産として認定し保護、保全することは締約国の義務であるところ、平成15年「世界自然遺産候補地に関する検討会」から平成25年で10年が経過することから、世界自然遺産としての価値を有する地域の有無を改めて検討します。（ 環境省、農林水産省）			○				C-1	a 既に達成済み	・平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方に関する懇談会」を設置して、新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について議論し、平成25年5月に議論の結果をとりまとめた。		－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	
73	○　平成5年12月に世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地については、世界遺産としての登録基準に沿った顕著な普遍的価値の適切な保全管理を図るため「管理計画」を改訂するとともに、適切な保全管理を推進します。（農林水産省、環境省）			○				C-1	b 進捗中	【施策番号65に同じ】	【施策番号65に同じ】	－	【施策番号65に同じ】	【施策番号65に同じ】	【施策番号65に同じ】	
10　生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）																
74	○　既存の4地域（「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」、「白山」、「志賀高原」）については、自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取りまとめた「人間と生物圏（MAB）生物圏保存地域カタログ」の第2版が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のゾーニング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能を持ち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存する取組のさらなる推進を目指します。（文部科学省、農林水産省、環境省）	○	○			○		D-1	a+ 既に達成済み	・「屋久島」、「大台ヶ原・大峯山」、「白山」及び「志賀高原」の関係自治体に対し、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の趣旨、国際的な動向及び求められている対応について説明・助言を行った。各地域では、地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体等が参画する運営協議会を設立し、平成27年12月末までに、3つの機能を強化するための拡張・ゾーニングの変更申請を行う方向で検討が進められ、平成26年には「志賀高原」、平成28年には「白山」、「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」、「屋久島・口永良部島」の拡張登録がユネスコにおいて承認された。	・引き続き、関係自治体に対して、国際的な動向等について情報提供を行うとともに、国内専門家の協力も得ながら、拡張登録承認時に国際諮問委員会から指摘されている管理運営計画の策定及び活動の活性化に対して支援を行っていく。	－	－	－	・日本／ユネスコパートナーシップ事業（令和元年度まで） ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業（令和2年度～）	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
75	○ 世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討について、自治体を含む関係者と連携して進めるとともに、新規指定候補地に対する情報提供や助言などを行います。（文部科学省、環境省、農林水産省）	○	○			○		D-1	a+ 既に達成済み	・地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の運営協議会に関係省庁も参画するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・平成27年10月に登録地域等で構成される日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）が発足し、民間財団との連携等を通してユネスコエコパークについての普及啓発を進めた。 ・関係自治体に対し、ユネスコエコパークの活動とユネスコスクールやESD（持続可能な開発のための教育）との連携を図ることにより、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言しており、ユネスコエコパークの域内から複数のユネスコスクールが誕生した。 ・令和元年6月に開催された第31回ユネスコ人間とと生物（MAB）計画国際調整理事会において「甲武信」（山梨県、埼玉県、長野県、東京都）の新規登録が決定し、国内のユネスコエコパークは既存の只見、志賀高原、南アルプス、白山、大台ヶ原・大峯山・大杉谷、綾、屋久島・口永良部島、みなかみ及び祖母・傾・大崩と併せて、10地域となった。	・引き続き、ユネスコエコパークの仕組みを活用した地域の取組みへの助言等を行う。 ・日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）との連携や実務担当者を対象としたワークショップの開催等を通じて、ユネスコエコパークについての理解促進を図るとともに、ユネスコエコパークのより良い管理・運営に資する知識・経験の共有を図るなど、ユネスコエコパークにおける持続可能な地域づくりの取組みを支援する。 ・ユネスコエコパークの趣旨等について広く普及啓発を行うとともに、新規申請に関心を持つ自治体等に対し、国際的な動向や必要な手続き等について情報提供を行うなど、国内専門家の協力も得ながら支援を行っていく。	－	－	－	・日本／ユネスコパートナーシップ事業（令和元年度まで） ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業（令和２年度～）	
76	○ 平成24年7月に生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録された綾地域については、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図る観点から、関係省庁や自治体、地元のNPO団体等が連携し、国有林野を核とした照葉樹林の保護・復元を目指した適切な森林の保全管理のほか、有機農業等との連携を通じた自然と人間の共存に配慮した地域振興策等を進めます。（文部科学省、農林水産省）	○	○					D-1	b 進捗中	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として「綾プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地域協議会と連携したボランティアによる森林整備活動のほか、事業説明会を開催するなど積極的な普及啓発活動を実施した。 ・「綾」以外のユネスコエコパークにおいても、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図るための取組が実施され、「みなかみ」においては、地形等に応じた多様性に富んだ生態系の実現に向けて、豊かな自然環境の保全や復元を目指す「赤谷プロジェクト」が行われる等、各地で地元と連携した活動が進められた。 ・平成25年9月 、綾町は町内の全小中学校をユネスコスクールに申請しユネスコエコパークを活用したESD（持続可能な開発のための教育）実践のモデルケースとして、学校教育を通じた生態系の保全と持続可能な利活用に関する普及啓発に取り組んだ。また、綾ユネスコエコパーク推進室を設置し、ユネスコエコパークの活動を町の施策として推進している。	・ユネスコスクールに対しては、地元自治体等と連携を図りながら、ESD実践のモデルケースとなるよう適切な助言を行う。 ・引き続き、地元自治体、NPO団体等と連携を図りながら森林の適切な保全管理を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
11 ジオパーク																
77	○ 国立公園において、生物多様性の「土台」でもある地形・地質の多様性（ジオ多様性）等の保全を図るとともに、ジオツアー、環境教育のプログラム作り、地震や火山等の自然の脅威を学ぶための防災教育プログラム作りを、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。（環境省）		○		○			なし	b 進捗中	・全国の国立公園とジオパークが重複した地域等において、自然環境調査や利用者アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全活用計画を作成しているところ。	・これらの保全活用計画をもとに、ジオツアーや環境教育の実施、標識整備等、国立公園とジオパークの連携した取組を推進していく。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費（ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業）	
78	○ 東日本大震災で津波の被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている「三陸復興国立公園」において、ジオパーク認定に向けた動きと連携を図り、地震や津波の遺構を含むジオサイトの保全や、自然の脅威と恵みを学ぶための仕組みづくりを進め、その取組を世界に向けて発信していきます。（環境省）		○		○			なし	b 進捗中	・平成25年9月に三陸ジオパークが日本ジオパークに登録され、推進協議会の様々な取組に対して助言・指導を行い、サポートした。	・引き続き推進協議会の様々な取組に対して助言・指導を行い、サポートしていく。	－	－	－	・三陸復興国立公園再編成等推進事業費 ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費（ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業）	
79	○ NGOや漁業協同組合など地域の関係者によって、合意形成に基づく管理区域が設定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な情報、合意形成や管理の方法などに関する情報収集を行い、共通の課題や関係機関の連携・協働のあり方などについて検討します。（環境省）		○					B-2	b 進捗中	・平成30年度から国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報を収集。	・海洋保護区としての管理の充実。	海洋保護区としての管理の充実	少数の漁業協同組合やNGOについて情報収集を実施	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
80	○ 海洋基本計画に基づき明確化した海洋保護区の設定のあり方を踏まえ、海洋保護区の設定を適切に推進するとともにその管理の充実を図ります。（環境省、関係府省）						○	C-1	b 進捗中	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23－25年度にかけて重要海域の抽出作業を進め、平成28年4月に公表。 ・平成31年4月の自然環境保全法の改正により、沖合域における海洋保護区として沖合海底自然環境保全地域制度を創設。 ・平成25年2月に瀬戸内海国立公園、平成26年3月に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園、平成27年3月に甑島国定公園、平成27年9月に吉野熊野国立公園、平成28年4月に西表石垣国立公園、平成29年3月に奄美群島国立公園、平成30年3月に三陸復興国立公園において海域公園地区を指定。	・重要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	わが国の管轄権内水域の10%の保護区化（令和2年まで） 生物多様性の観点から、海洋保護区の効果を評価するための基準及び手法の検討	領海及び排他的経済水域の約8.3% （平成23年5月）	領海及び排他的経済水域の約8.3% （令和2年3月）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	5
第3節　自然再生																
（総括）自然再生基本方針の見直しを行ったほか、自然再生事業実施計画の作成も順調に進んでいます。また、関係者間の意見や情報交換を実施し、技術の向上と普及を図るとともに、地域との協働・連携の取組も進めました。																
1　自然再生の着実な実施																
81	○ 森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神於山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、釧路湿原やサロベツにおける湿原の再生、椹野川河口域における干潟、石西礁湖におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）		○	○				D-1 D-2	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業（7地区）を実施した。また、都道府県が実施する自然再生事業（8地区）に対して自然環境整備交付金により支援した。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費	
82	○ 自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・自然再生専門家会議での実施計画の審議のほか、自然再生協議会情報連絡会議や自然再生専門家会議現地調査を実施し、事業の進め方やモニタリング手法等についての意見や情報交換を実施した。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	－	－	－	－	
83	○ 自然再生事業において想定されるさまざまな効果について、適切に評価する手法を整備するため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。（環境省）					○		D-2	b 進捗中	・自然再生事業による効果を適切に評価する方法を整備するため、全国の取組事例を集めたパンフレットを作成するとともに、自然再生事業を行うことによる公園利用者数の増加や自然環境の再生状況など、様々な視点から検討を行っている。	・自然再生事業による効果を適切に評価する方法の確立に向けて、多方面からの検討を行っていく。	－	－	－	・自然再生活動推進費 ・自然公園等事業費	
84	○ 自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成27年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに5か所増やすことを目指します。また、自然再生の実施内容を明らかにする自然再生事業実施計画の作成を進め、平成27年度までに9計画増やすことを目指します。（環境省）			○				D-2	b 進捗中	・自然再生の取組に関する情報を収集し、ホームページを通じて提供するとともに、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 令和2年3月末時点において、全国で26箇所の自然再生協議会が設立されている。また、自然再生の進め方を定めた自然再生事業実施計画が累計で46計画作成されている。	・自然再生事業実施計画は、平成27年度までの目標である35計画が作成された。自然再生協議会は、目標値には至っておらず、その設立が推進されるよう努める。	○自然再生協議会：29箇所 ○自然再生事業実施計画：35計画 （平成27年度）	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：26計画 （平成23年度末）	○自然再生協議会：26箇所 ○自然再生事業実施計画：46計画 （令和元年度）	・自然再生活動推進費	6 7
85	○ 地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷(あかや)プロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」、台風による倒木被害森林の再生を行う「野幌森林再生プロジェクト」、ニホンジカ被害跡地の森林再生と多様な森林整備を行う「四万十くろそんプロジェクト」など、地域の自然環境保全や自然再生のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。（農林水産省）			○				B-1	a+ 既に達成済み	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。	・引き続き、地域住民や自然保護団体などと協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。 （現在は全国6箇所で実施している。）	－	－	－	・森林整備・保全費	
86	○ 「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。（農林水産省）	○		○				なし	a+ 既に達成済み	・「森林ふれあい推進センター（旧森林環境保全ふれあいセンター）」等において、NPOやボランテイア団体との連携により、自然再生・植生回復・植生荒廃の防止等を実施した。	・引き続き、地域の主体と連携した森林保全活動や普及啓発活動を実施する。	－	－	－	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
2 自然再生の新たな取組の推進																
87	○ 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構想を踏まえつつ、令和元年度に自然再生基本方針の見直しを実施し、関係機関が連携しながら自然再生事業を推進。	・新たな自然再生基本方針に基づき、引き続き生態系ネットワークに配慮した自然再生の取組を進める。	－	－	－	・自然再生活動推進費 ・水産多面的機能発揮対策事業	
88	○ 広域的観点から自然再生を展開するため、生態系ネットワークの図化を基に、広域圏レベルで自然再生の目標に対する共通の認識を形成し、それに向かって様々な主体が自然再生を認識し、実施するための手法の検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・広域的観点から自然再生を展開するための手法について、自然再生推進会議や自然再生専門家会議等を開催し、関係省庁が連携して検討している。	・今後も検討を進めていく。	－	－	－	・自然再生活動推進費 ・水産多面的機能発揮対策事業	
89	○ 民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。（環境省）			○				D-2	b 進捗中	・全国の自然再生の取組事例や自然再生協議会設立の手引きに関するパンフレットを作成するとともに、自然再生メールアドレスを設け、問合わせ体制を構築し、ホームページを刷新して情報を提供した。	・引き続き、取組事例の収集と提供及び問合せ対応などの民間団体への支援に努める。	－	－	－	・自然再生活動推進費	
90	○ 平成25年には、自然再生推進法に基づく自然再生基本方針の見直しから5年が経過するため、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、広く一般の意見を聴き、必要に応じて見直しの検討を行います。（環境省、農林水産省、国土交通省）	○	○	○				D-2	a+ 既に達成済み	・自然再生事業の実施状況や自然再生が抱える課題などの情報を収集・分析し、令和元年度に自然再生基本方針の見直しを行った。	・新たな自然再生基本方針に基づき、自然再生事業を進める。	－	－	－	・自然再生活動推進費	
第4節 環境影響評価など																
（総括） 風力発電事業における環境影響評価において生物多様性の観点から配慮されるべき事項を整理したほか、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上及び適正な審査などを実施しました。また、ダムや道路事業の実施にあたっては適切な配慮に努めているほか、国際協力においても環境社会配慮を通じて適切な実施を進めました。																
1 環境影響評価																
91	○ 各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見を述べます。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・環境影響評価手続きの各段階において、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう審査を行った。	・引き続き、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見を述べる。		平成24年3月末までに実施した手続203件中、大臣意見を134件提出 平成23年度は5件の環境大臣意見を提出	令和2年3月末までに大臣意見を545件提出 令和元年度は68件の環境大臣意見を提出	・環境影響評価審査体制強化費	
92	○ 平成23年4月に改正された環境影響評価法に基づき、新たに創設された配慮書手続や報告書手続等を含めた環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を進めます。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・平成31年3月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置案件を含め、249件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施してきた。	・引き続き、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を進める。			－	・環境影響評価制度合理化・最適化経費	
93	○ 法に基づく環境影響評価手続が終了した事業等について、当該事業に係る進捗状況の把握や現地調査等を通じて、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施します。（環境省、関係府省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・法に基づく環境影響評価手続きが終了した事案について、環境保全への適切な配慮がなされているか等について、平成24年度にフォローアップ調査（全56案件）を実施し、適切な配慮がなされていることを確認した。	・引き続き、法に基づく環境影響評価手続が終了した事業等について、、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施する。		4カ所の地方環境事務所でフォローアップ調査が行われた 進捗状況調査は107件、現地調査等は16件行われた（平成23年度）	平成25年4月より改正環境影響評価法が完全施行され、報告書手続きが創出され、環境影響評価後の環境配慮の実効性を担保している。	・地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費	
94	○ 平成24年10月から環境影響評価法の対象となった風力発電事業における環境影響評価について、生物多様性保全の観点からも配慮されるよう、適切な制度の運用を図ります。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・風力発電事業における環境影響評価の審査結果をとりまとめ、平成25年7月に「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」を公表した。この中では、生物多様性の観点から配慮されるべき事項を整理している。	・引き続き、生物多様性保全の観点からも配慮されるよう、適切な制度の運用を図る。			－	－	
95	○ 基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検することとしており、最近では平成23年度に点検を行い、平成24年4月に改正を告示しました。今後も環境影響評価の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を継続し、制度の適切な運用を図っていきます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などの把握に努めているところ。 ・基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検することとしており、最近では平成30年度に点検を実施した。	・今後も環境影響評価の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を継続し、制度の適切な運用を図る。			－	・環境影響評価技術調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
96	○ 環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置について、最新の科学的知見に基づく検討等、新たな技術動向の整理が必要です。これまで知見が少なかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的な検討を行い、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)			○				なし	b 進捗中	・生物多様性分野等に関する知見収集・検討を含め、技術的・制度的手法の向上に向け、必要な検討をすすめているところ。 ・平成29年度に代償措置の一つである生物多様性オフセットに関する参考情報を広く発信するため、「環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集」をとりまとめた。 https://www.env.go.jp/press/103952.html	・引き続き知見を収集し、環境影響評価制度におけるこれら分野の対策手法の拡充について検討する。			－	・環境影響評価技術調査費	
97	○ 市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)			○				なし	a+ 既に達成済み	・平成10年度よりウェブページにおいて、手続状況や環境アセスメントに関する情報を提供しており、国民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源になっている。また、平成5年度より環境アセスメントに関する研修等を開催し、地方公共団体や実務担当者等を含む幅広い関係者の知見・技術等の向上が図られている。	・引き続き、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施する。			－	・環境影響評価制度高度化経費	
98	○ 環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っていきます。(環境省)			○				なし	b 進捗中	・環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法について、専門家による意見交換等を行い(平成30年に16件、平成31年に7件)、課題整理を実施。	・整理された課題等を踏まえ、引き続き手法の検討をすすめる。			－	・環境影響評価制度高度化経費	
99	○ 国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態を踏まえ、わが国への導入に向けた課題について、環境面からの持続可能性への配慮を勘案しつつ、整理・検討を行い、制度化に向けた取組を進めます。(環境省)			○				なし	b 進捗中	・国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態等について情報収集を行い、こうした情報等を踏まえ、わが国への導入に向けた課題について、整理・検討を行っているところ。	・国内外の制度・運用実態等について引き続き整理・検討をすすめ、制度化に向けた取組を進める。			－	・環境影響評価制度合理化・最適化経費	
100	○ 環境影響評価法改正に伴って新たに加わった配慮書手続や報告書手続も含め、適切な環境影響評価を行い、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努めます。(環境省、関係府省)			○				なし	b 進捗中	・平成31年3月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置案件を含め、249件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施してきた。	・引き続き、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努める。			－	・環境影響評価制度合理化・最適化経費	
2 環境影響の軽減に関するその他の主な取組																
101	○ ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。(国土交通省)			○		○		A-1	a+ 既に達成済み	・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていくものとする。	－	－	－	－	
102	○ 道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。(国土交通省) ①自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。 ②動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。 ③道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。 ④地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組みます。(国土交通省)						○	B-1	b 進捗中	【施策番号226～229に同じ】	【施策番号226～229に同じ】	－	－	－	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
103	○　政府においては、国際協力の案件採択、実施、評価のあらゆる段階で環境社会配慮に留意し、供与国に我が国の環境社会配慮重視について理解を求めます。（外務省、財務省、経済産業省、環境省）				○			なし	b 進捗中	・外務省は、平成22年6月「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」において、より効果的な援助の実現に向けた取組として、新たなJICAの環境社会配慮ガイドラインを着実に実施していく旨盛り込むとともに、平成27年に閣議決定された開発協力大綱では、開発協力の適性確保のための原則として、環境社会配慮の具体的な項目にも言及の上、同原則を踏まえて開発協力を実施することが明記され、これに沿って理解を求めながら国際協力を進めた。また、同ガイドラインの規定に従い、施行後10年以内（平成29年～令和元年度）に実施した運用実態のレビュー結果に基づき包括的な検討を実施した。なお、本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	左記検討結果を踏まえ、今後、ガイドラインの改定に関する諮問委員会で改定案を検討していく。	－	－	－	JICA運営費交付金の内数	
104	○　援助実施機関であるJICAにおいても、「JICA環境社会配慮ガイドライン（平成22年4月交付）」を踏まえ、適切な環境社会配慮のもとで、案件形成・実施に努めていきます。（外務省、財務省、経済産業省、環境省）				○			なし	b 進捗中	・JICAは、新しい環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を33回開催し、平成22年4月に同ガイドラインを公布し、同年7月から施行している。同ガイドライン施行以降は、相手国政府から要請のあった案件について、要望調査、協力準備調査、案件審査、採択、実施及び評価において新ガイドラインを適用して環境社会配慮を実施するとともに、同ガイドラインの規定に従い、施行後10年以内（平成29年～令和元年度）に実施した運用実態のレビュー結果に基づき包括的な検討を実施した。なお、本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	左記検討結果を踏まえ、今後、ガイドラインの改定に関する諮問委員会で改定案を検討していく。	－	－	－	JICA運営費交付金の内数	
第5節　森林																
（総括）　適切な森林の整備及び保全を通じて森林の有する多面的機能の発揮に貢献しており、広葉樹林化や長伐期化などによる多様な森林づくり、無秩序な伐採の防止や伐採後の的確な更新、保安林の計画的な指定、地域や多様な主体との連携による総合的な野生鳥獣対策の実施などのほか、森林の適切な利用の推進を図るための啓発活動などの保全管理を推進しました。																
1　重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方																
105	○　森林・林業基本計画において、森林の機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。（農林水産省）			○				A-1 B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林・林業基本計画（平成28年5月策定）及び全国森林計画（平成30年10月策定）では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進	－	－	－	・森林計画推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
106	○　期待する機能の発揮に向けては森林の区分に応じた姿への誘導の考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、森林・林業基本計画に掲げるそれぞれの誘導への考え方に基づいた森林の整備及び保全を推進します。 育成単層林では、現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積を縮小・分散させるほか、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ります。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。 なお、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導します。 育成複層林では、現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本としつつ、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。 天然生林では、現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導するほか、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、天然生林として維持します。（農林水産省）			○				A-1 B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林・林業基本計画及び全国森林計画では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進	－	－	－	・森林計画推進事業費	
107	○　一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進するため、森林所有者等が施業を選択する際の目安となる施業方法の提示や効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するための合意形成に向けた取組等を進めます。また、原生的な森林生態系、希少な生物の生育・生息地、渓畔林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。（農林水産省）			○				A-1 B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林整備事業等により、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林づくりを推進。 ・適切な森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林整備事業等により、引き続き多様な森林づくりを推進。	－	－	－	・森林整備事業費 ・林業成長産業化総合対策	
2　多様な森林づくりの推進																
108	○　路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業路の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。（農林水産省）			○				B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・自然条件や導入する作業システムを踏まえつつ、周囲の環境との調和を図った路網を整備（平成24～30年度までに約11万kmの路網を新設）。	・引き続き、自然条件や導入する作業システムを踏まえつつ、周囲の環境との調和を図った路網の整備を推進。	－	－	－	・森林整備事業費 ・農山漁村地域整備交付金 ・林業成長産業化総合対策	
109	○　森林経営計画の策定や施業の集約化に必要となる森林情報の収集、境界の確認等に対する支援、間伐実施の基盤となる既存の作業路網を丈夫で簡易な路網へと転換するための改良活動等に対して支援します。（農林水産省）			○				A-1 B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林整備地域活動支援対策において森林経営計画の策定による施業の集約化、境界の確認等、林業事業体等の諸活動に対して重点的に支援を実施。 ・森林経営計画の策定による施業の集約化等に必要な活動を支援することで、適時適切な森林整備が図られ生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、森林整備地域活動支援対策を通じた活動等への支援を進める。	－	－	－	・森林整備地域活動支援対策	
110	○　国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業体による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。（農林水産省）			○				B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林整備事業により、公的主体による森林整備を支援（平成24～30年度までに約24万ha）するとともに、森林経営管理制度に基づき森林の経営管理の集積・集約化を推進することで、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、森林整備事業により、公的主体が行う森林整備を支援すること等による多様な森づくりを推進するとともに、治山事業により保安林の整備等を推進。	－	－	－	・森林整備事業費 ・治山事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
111	○　植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するため、無届伐採に対する造林命令の適切な運用等の対策を推進します。（農林水産省）			○				B-2	a+ 既に達成済み	・森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を行うとともに、平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第20号）において、無届による伐採に対して造林の命令が発せられる仕組みを新たに措置。 ・これらにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林法の適切な運用等を通じて引き続き無秩序な伐採の防止や伐採後の適確な更新を図る。	－	－	－	－	
112	○　森林・林業の再生に向けた適切で効率的な森林の整備及び保全、木材利用の拡大に向けた研究及び技術開発を引き続き推進します。（農林水産省）		○	○		○		B-2	a 既に達成済み	・スギ再造林の低コスト化のため、育林コストシミュレータとGISを利用した再造林適地判定システムを組み合わせ、植林初期に適用する低コスト再造林支援システムを構築し、伐採から植栽までの連続して行う「一貫作業システム」により、植林と初期保育にかかる経費を従来の2/3まで削減した。さらに一貫作業システムを拡張し、地拵えの考え方を競合植生の抑制に応用した造林システム、競合植生と植栽樹木の競合関係に基づいた下刈り省略手法を開発した(平成31年3月)。	・急斜面に対しては機械化が遅れることが想定されるため、育種苗等成長に優れた苗木を活用しながら、育苗～下刈り～除伐までの工程に対し、システムとしての効率化を図る研究を推進する。	－	－	作業斜面や林業機械運用の有無、林業樹種の品種選択や育苗技術、獣害の有無など、地域に応じた施業方法とその選択指標の開発を進捗中	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種勘定運営費交付金 ・戦略的プロジェクト研究名：「成長に優れた苗木を活用した施業モデルの開発」	
113	○　研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者や施業の集約化に取り組む林業事業体を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進することにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的な機能の発揮を推進した（予算額（令和元年度）：348,790千円、林業普及指導員数（平成31年4月１日時点）：1,283人）。	・引き続き林業普及指導事業を推進することにより更なる森林の有する多面的機能の発揮を推進する。	－	－	－	・林業普及指導事業交付金	
114	○　植栽地の自然条件に適した優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を実施します。（農林水産省）			○				B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・採取源の確保や苗木生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を推進。	・引き続き、必要な優良種苗の確保を図り、多様な森林づくりを推進する。	－	－	－	・特別母樹林保存損失補償金 ・優良種苗低コスト生産推進事業（R元年度まで） ・早生樹等優良種苗生産推進対策（R2年度から）	
115	○　将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。 　また、開発途上国などにおける持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。（農林水産省）			○	○	○		B-2	a+ 既に達成済み	・新品種の開発については、林業の再生や国土・環境保全に資する品種の開発を継続しており、平成28年度から令和元年度までに累計158品種を開発し、また、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を推進した。開発された新品種の普及については、平成28年度から令和元年度までに72,581本の原種を配付した。 ・また、ケニア国において、（独）国際協力機構を通じて「持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（林木育種コンポーネント）」により郷土樹種の次代検定林のデータ収集及び解析を進め、第2世代優良個体を選抜した。	・林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及、林木育種に関する技術協力について継続的に推進する。	「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づいて、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発、林木育種に関する海外技術協力を実施	林業の再生と国土・保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発及び普及、林木育種に関する海外技術協力を引き続き推進	林業の再生と国土・保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発及び普及、林木育種に関する海外技術協力の推進について進捗中	・国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所研究・育種勘定運営費交付金	
116	○　森林による様々な恩恵は広く国民が享受しており、森林の有する多面的機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要です。 　森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在します。地球温暖化対策に応えつつ森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせてコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら、整理していきます。（農林水産省）			○				A-1	a+ 既に達成済み	①都道府県による森林整備を主な目的とした税（森林環境税等）の導入県:37県（令和元年度） ②分収造林契約面積：1,194ha（H24～R1） ③緑の募金：174億円（平成24～令和元年） ④平成25年度より国内クレジットとJ-VER制度を一本化した。J-クレジット制度における森林経営活動でのクレジット認証：79件（令和2年2月（旧制度（J-VER精度）からの移行分を含む） ⑤平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税	・引き続き、森林吸収源対策を含めた諸施策を着実に推進するよう、国全体としての財源を確保しつつ、森林・林業の再生を図っていく。	－	森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担の現状は、 ①都道府県による森林整備を主な目的とした税（森林環境税等）の導入県:33県（平成24年度当初） ②分収造林契約面積：177ha（平成22年度） ③緑の募金：23億円（平成23年度） ④J-VER制度における森林経営活動でのクレジット認証：55件（平成23年12月）	－	森林環境税及び森林環境譲与税（総務省）	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
										に関する法律」が成立した。			⑤平成24年度税制改正大綱において、「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します」と明記などとなっている。			
117	○　わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うとの観点から、気候変動枠組条約のCOP17等国際的に合意された森林経営による森林吸収量の算入上限値である基準年排出量比3.5%の確保に向けて必要な財源の確保に向けた取組を進めるとともに、「森林・林業の再生」に向けた取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。（農林水産省）		○	○				B-2 D-1 D-2	a+ 既に達成済み	・森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を改正延長。同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて、年間52万ha（平成25～32年平均）の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。	・森林吸収量3.5%の確保に向けて、引き続き森林吸収源対策を着実に推進する。	基準年総排出量比3.5%（平成25～令和2年）	基準年総排出量比3.8%（第１約束期間：平成20～24年）	当初値が最新	・森林整備事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金　等	8
118	○　国際的な気候変動対策を進めるための技術的ベースとなるIPCCガイドライン（森林分野）の改訂作業へ積極的に参画します。（農林水産省、環境省）				○	○		D-2	a+ 既に達成済み	・GPG-LULUCFの改訂（平成25年京都議定書補足的方法論ガイダンス）に係る執筆者会合で我が国の経験等についてプレゼンを行うなど、作業の進捗に貢献したほか、政府レビュー等に積極的に対応した。 ・平成25年10月のIPCC第37回総会（グルジア）において同ガイダンスが承認され、同年11月のCOP19（ポーランド）において先進国による同ガイダンスの活用が合意された。	・IPCCにおけるガイドラインの見直し等は科学的知見の蓄積を踏まえ適時実施されており、今後も見直し等の検討に当たっては積極的に参画する。なお、直近では令和元年5月にIPCCガイドライン2006の改訂が行われたところ。	COP19（平成25年）で改訂に合意する	平成24年5月にIPCCスコーピング会合が開催	－	－	
119	○　流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路網の整備や間伐等の森林施業を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・地域における森林が有する多面的機能の持続的発揮を図るため、民有林と国有林との連携した効率的な森林整備を行う森林共同施業団地の設定を推進した。	・引き続き、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	－	森林共同施業団地の設定数：75ヶ所（平成23年4月）	森林共同施業団地の設定数：167ヶ所（令和2年3月末）	・森林整備・保全費	
120	○　森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域ごとに効率的な森林経営を推進します。（農林水産省）		○	○				B-2	a+ 既に達成済み	・平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第20号）において、森林の多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画の策定を推進。 ・また、民有林と国有林との連携した効率的な森林整備を行う森林共同施業団地の設定を推進した。 ・これにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林経営計画の策定を推進する。 ・また、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	－	森林経営計画制度が施行（平成24年度から）	－	・森林経営計画認定事業委託費 ・森林整備地域活動支援交付金 ・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
3 「美しい森林づくり推進国民運動」の促進																
121	○ 森林施業のコスト等を明示する提案型施業の普及・定着、施業集約化に必要な合意形成を図る取組等を推進します。（農林水産省、関係府省）		○	○				A-1 B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの育成に取り組んでいる（森林施業プランナー数（累計）：2,299人（令和元年度末時点））。 ・森林整備地域活動支援対策において、森林経営計画の策定による施業の集約化、境界の確認等、林業事業体等の諸活動に対して重点的に支援を実施。 ・森林経営計画の策定による施業の集約化等に必要な活動を支援することで、適時適切な森林整備が図られ生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、森林整備地域活動支援対策を通じた施策への支援を進める。	－	－	－	・現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 ・森林整備地域活動支援対策	
122	○ 住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及などの取組を推進します。（農林水産省、関係府省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・公共建築物等の各分野における木材利用の拡大の取組に対し支援した。 ・木質チップの製造施設など関連施設の整備や木質バイオマスを地域内で持続的にエネルギーとして活用する「地域内エコシステム」の構築等の取組に対し支援。 ・「顔の見える木材での家づくり」などによる優良材等の活用、CLT等新たな木質部材の開発・普及、非住宅分野での木材利用等を支援。 ・木材利用をPRする「木づかいサイクルマーク」は、平成31年3月末現在、401の企業・団体で使用されている。	・木材の利用拡大を図るため、住宅、公共建築物、木質バイオマス等の各分野での木材利用を拡大を推進するとともに、木材利用の意義や木材に関する情報等を国民一人一人が共有し、森林を社会全体で支えていこうという機運の醸成を推進する。	－	－	－	・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・木材産業・木造建築活性化対策 ・合板・製材・集成材国際競争力強化対策（補正）	
123	○ U・J・Iターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。（農林水産省、関係府省）		○	○				B-2 D-2	a+ 既に達成済み	・「現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策」等を通じて施業集約化等を行う森林施業プランナーを育成している（森林施業プランナー数（累計）：2,299人（令和元年度末時点））。 ・「緑の雇用」事業等を通じて新規就業者の確保・育成・キャリアアップを実施している。 平成26年度から森林総合監理士（フォレスター）の登録・公開を開始（令和2年4月1日の登録者数：1,397名）。	・引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、新規就業者の確保・育成・キャリアアップを推進する。	－	－	－	・現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業	
124	○ 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出などの取組を推進することとし、地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活用及び都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。（農林水産省、関係府省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、里山資源を活用した里山林の再生を支援し、自立的・継続的に実施できる指針を作成し、普及を図るためセミナーでの配布、自治体への送付、ホームページへの掲載を行った。	・森林総合利用推進事業は平成24年で、森林資源総合利用指針策定事業は平成26年度で終了したが、引き続き、里山林資源を活用した山村地域の活性化への取組等を進めていく。	－	－	－	・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林総合利用推進事業 ・森林資源総合利用指針策定事業 ほか	
4 森林の適切な保全・管理																
125	○ 特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。また、保安林の機能の十分な保全を図るため、衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。（農林水産省）			○				D-1	a+ 既に達成済み	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・公益的機能の発揮が特に要請される森林について計画的な保安林の指定を推進するとともに、保安林の現況や規制に関する情報を効率的に管理することで保安林の適切な管理を一層推進する。	保安林面積：1,281万ha（令和5年度末）	保安林面積：1,202万ha（平成23年度末）	保安林面積：1,223万ha（令和元年度末）	・保安林整備事業委託費等	3
126	○ 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。（農林水産省）			○				B-2	a+ 既に達成済み	・山崩れ、地すべり、土石流等による被害の防止・軽減を図るための治山施設の整備や水土保全機能の低下した保安林の整備等を行う治山事業の実施により、森林を適切に保全。	・引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	－	－	－	・治山事業 ・国有林野内治山事業費	
127	○ 松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、地域の自主的な活動との連携協力及びナラ枯れ対策の推進など、森林病害虫防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切にいます。また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発及び抵抗性を有する種苗の普及を促進します。（農林水産省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・森林病害虫防除対策の推進、林野火災の予防による森林の保全を推進した。また、マツノザイセンチュウ抵抗性品種を令和2年3月時点で517品種開発して、普及に向けた取組を行った。	・引き続き森林病害虫等被害対策事業等を推進する	－	－	－	・森林病害虫等被害対策事業 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当 1	2	3	4	5	なし	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
5 鳥獣による森林被害対策の推進																
128	○ 鳥獣による森林被害については、防護柵、食害防止チューブ、忌避剤などの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や、被害防止テープ巻といった地域の主体的な防除活動、地域関係者と連携した鳥獣被害対策を実施するとともに、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進した。	・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	―	―	―	・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 ・シカによる森林被害緊急対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林整備事業(公共)	
129	○ 関係府省による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や、被害防止テープ巻といった地域の主体的な防除活動、地域関係者と連携した鳥獣被害対策を実施するとともに、鳥獣の生息環境にも配慮した広葉樹林の育成などを推進した。	・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	―	―	―	・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 ・シカによる森林被害緊急対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林整備事業(公共)	
130	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)		○	○				B-1	a+ 既に達成済み	・国有林野では、地方公共団体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、被害箇所の植生保護、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	・引き続き、地方公共団体等と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	―	―	―	・森林整備・保全費	
6 人材の育成、都市と山村の交流・定住の促進																
131	○ 森林・林業に必要な人材の育成に向け、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者の戦略的・体系的な育成に取り組みます。(農林水産省)		○	○				B-2 D-2	a+ 既に達成済み	・各種研修を通じて森林総合監理士(フォレスター)を育成している。 ・「現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策」等を通じて施業集約化等を行う森林施業プランナーを育成している。 ・「緑の雇用」事業等を通じて間伐等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成している。	・引き続き、森林総合監理士の育成を推進する。 ・引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、現場技能者の育成を推進する。	①フォレスター認定人数2,000人(令和2年度) ②森林施業プランナーの認定人数:2,100人(令和2年度) ③現場管理責任者等の育成人数:5, 000人(令和2年度)	①フォレスター認定人数:0人(平成25年度認定開始予定) ②森林施業プランナーの認定人数:0人(平成24年度認定開始予定) ③現場管理責任者等の育成人数:436人(平成23年度)	①フォレスター認定人数:1,397人(令和元年度) ②森林施業プランナーの認定人数:2,299人(令和元年度) ③現場管理責任者等の育成人数:3,128人(令和元年度)	①現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 ②「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策事業	9 10 11
132	○ 基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物の生産基盤の高度化などによる多様な就業機会の確保を図る。また、エネルギー利用など新たな需要が見込まれる木質バイオマスの安定供給や二酸化炭素吸収のクレジット化を推進するほか、山村の資源を活用した地域住民による自主的な起業を推進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・里山林資源を活用した山村地域の活性化への取組等を推進しているほか、新たなJ-クレジット制度において、森林整備によるクレジット化を推進している。 ・木質バイオマスを地域内で持続的にエネルギーとして活用する「地域内エコシステム」の構築等の取組に対し支援	・森林資源総合利用指針策定事業は平成26年度で終了したが、今後も継続して取組を進めていく。	―	―	―	・森林資源総合利用指針策定事業 ほか ・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策	
133	○ 都市と山村の交流等を通じた山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めるためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・山村の地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組への支援を通じて、山村住民同士あるいは山村と都市との連携の強化を図っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	―	―	―	・森林・山村多面的機能発揮対策	
134	○ 山村を活性化し、森林資源を適切に維持・管理するため、CSR活動の一環としての森林の整備、森林環境教育、山村での体験活動、健康増進や自然とのふれあいなどの都市住民等のニーズと、地域ごとに異なる山村資源を適合させ、山村と都市の交流活動の円滑化を推進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組に対し国が支援を行っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	―	―	―	・森林・山村多面的機能発揮対策	
7 施業現場における生物多様性への配慮																
135	○ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)			○				B-2	a+ 既に達成済み	・森林・林業基本計画・全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に誘導するための森林施業について配慮事項を記述。 ・当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。 ・森林認証取得や普及促進に向けたガイドを作成のうえ、林野庁HP上に公開し、認証制度等の普及促進を推進。	・適正な森林計画制度の運用を推進。	―	―	―	・森林計画推進事業費	
136	○ 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号55に同じ】	【施策番号55に同じ】	―	―	―	【施策番号55に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
8　国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進																
137	○　国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」の設定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・令和元年度末時点で「法人の森林」472箇所、「ふれあいの森」131箇所、「木の文化を支える森」24箇所の設定を行い、企業や地域住民、民間団体等の森林づくりへの参画を促進した。また、森林づくり活動により、生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、「法人の森林」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	－	・法人の森林新規設定3箇所、9ha（平成23年度実績）累現契約計：499箇所2,352ha ・「ふれあいの森」の協定実績137箇所（平成22年度末） ・「木の文化を支える森」の協定実績22箇所（平成22年度末）	・「法人の森林」の設定実績472箇所、2,339ha（令和元年度末） ・「ふれあいの森」の協定実績131箇所（令和元年度末） ・「木の文化を支える森」の協定実績24箇所（令和元年度末）	－	
138	○　全国植樹祭の開催、NPO等の森づくり活動への支援などにより、次代を担う子供たちをはじめ、幅広い国民に対し、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図ります。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の開催を支援。全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施を支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・新たな森林空間利用創出事業	
9　森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実																
139	○　森林環境教育を推進するために必要な人材の育成及び人材のネットワーク化を推進します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・地域の森林における森林環境教育の取組への支援等を通じて人材の育成を図っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	－	－	－	・森林・山村多面的機能発揮対策	
140	○　国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。（農林水産省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・これまで全国30地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、令和元年度末時点で「遊々の森」154箇所、「ふれあいの森」131箇所の設定を行い、令和元年度の森林環境教育参加者数は約11万人であった。 ・上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」、「ふれあいの森」の設定等を推進する。	－	・全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績172箇所（平成22年度末） ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数12万人（平成22年度実績） ・「ふれあいの森」の協定実績137箇所（平成22年度末） ・「『学校林・遊々の森』全国子どもサミット」を開催	・これまで全国30地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績154箇所（令和元年度末） ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数約11万人（令和元年度実績） ・「ふれあいの森」の協定実績131箇所（令和元年度末）	・森林・整備保全費	
141	○　森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通じて広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・森林づくりの重要性などについて情報発信する「フォレストサポーターズ」のメールマガジンを配信。 ・国有林野における生物多様性保全の取組等についてイベント等の機会を通じてPRを実施した。	・引き続き国民の森林及び林業に対する理解と関心を深める。	－	－	－	・新たな森林空間利用創出事業	
10　国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展																
142	○　製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	製材・合板工場の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備、CLT等新たな木質部材の開発・普及、需給マッチングの円滑化等に支援を行った。	・価格、品質・性能、価値提供等の面から選択される木材製品の供給体制の整備、国産材率の低い部材の開発・普及、地域材に対する意匠性の付加、新たな木質部材の開発・普及、公共建築物・非住宅建築物・土木・エネルギー分野での木材利用、付加価値の高い木材製品の輸出促進等を推進する。	－	－	－	・木材産業・木造建築活性化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・合板・製材・集成材国際競争力強化対策（補正）	
143	○　企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・木質チップの製造施設など関連施設の整備や木質バイオマスを地域内で持続的にエネルギーとして活用する「地域内エコシステム」の構築等の取組に対し支援。	・未利用間伐材等が年間2,000万㎥程度発生している状況。このため、従来であれば林内に放置されていた国産材を活用する、地域に根差した木質バイオマスのエネルギー利用を推進。	木質バイオマス利用量（間伐材等由来）：600万m3（平成32年）	木質バイオマス利用量（間伐材等由来）：55万m3（平成22年）	木質バイオマス利用量（間伐材等由来）：**693**万m3（令和元年）	・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策	
144	○　流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路網の整備や間伐等の森林施業を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	－	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
11	保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進															
145	○　奥地脊梁山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に広く所在している国有林野において、多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の実施、伐採林齢の長期化、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い針広混交林へ誘導、自然の推移にゆだねるものなど地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、人工林の間伐や針広混交林化、長伐期化など地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進した。	・引き続き、国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進する。	－	－	－	・森林整備事業費	
146	○　国有林野は国土保全、水源かん養などを図るうえで重要な位置にあり、国有林野面積の約9割が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらの適切な保全管理を行います。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国有林野における保安林において、適切な保全管理のため間伐等を実施した。	・引き続き、国土保全、水源かん養などを図る上で、重要な国有林野を保安林に指定するとともに、その適切な保全管理を実施する。	－	国有林野における保安林面積：682万ha （平成22年度末）	国有林野における保安林面積：686万ha （令和元年度末）	・森林整備・保全費 ・森林整備事業費 ・国有林野内治山事業費	
147	○　「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国土の保全、水源のかん養等の機能発揮が特に必要な保安林などにおいて治山事業を実施。	・荒廃地等の復旧整備等を実施することにより、今後とも引き続き森林の山地災害防止機能等を確保する。	山地災害防止機能等が確保された集落数を約5万6千集落に増加させる（平成25年度）	・山地災害防止機能等が確保された集落数実績約5万3千集落 （平成22年度末）	山地災害防止機能等が確保された集落数実績約5万6千2百集落 （平成30年度末）	・治山事業費 ・国有林野内治山事業費	12
148	○　地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷(あかや)プロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」、台風による倒木被害森林の再生を行う「野幌森林再生プロジェクト」、ニホンジカ被害跡地の森林再生と多様な森林整備を行う「四万十くろそんプロジェクト」など、地域の自然環境保全や自然再生のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。（農林水産省）			○				B-1	a+ 既に達成済み	【施策番号85に同じ】	【施策番号85に同じ】	－	－	－	【施策番号85に同じ】	
149	○　保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やニホンジカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号51に同じ】	【施策番号51に同じ】	－	－	－	【施策番号51に同じ】	
150	○　京都東山の世界文化遺産の背景林であるアカマツ林や九州で薪炭林として整備されていた広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。（農林水産省）			○				なし	a 既に達成済み	・京都東山の国有林野において、地域の景観として求められるアカマツを主体とした林分とするため、残存するアカマツと競合する樹木の除伐及びアカマツの天然更新を促す地拵作業を実施するなど、里山林の整備・保全を推進した。	・引き続き、里山林の整備・保全を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
151	○　住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。（農林水産省）		○	○				B-1	a+ 既に達成済み	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	－	－	－	【施策番号130に同じ】	
152	○　国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床半島や小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」（大正4年制度創設）に設定し、保全・管理を推進します。このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号50に同じ】	【施策番号50に同じ】	－	【施策番号50に同じ】	【施策番号50に同じ】	【施策番号50に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
153	○　緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行うとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がりを確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。また、渓流等水辺の森林等について、その連続性を確保することにより、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「緑の回廊」においてモニタリング調査を実施し、人工林内の広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した施業を実施した。 ・また、民有林との連携・協力により緑の回廊と隣接する民有林に緑の回廊が設定され、より広域的に生物多様性の保全が図られた。 ・国有林野においては、36箇所の渓流沿いの森林をモデル的に保護樹帯等として設定し、連続性を確保し野生生物の移動経路等として機能を果たすような生物多様性が豊かな森林へと誘導する施業を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。渓流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯を設定し、森林生態系ネットワークの形成に努める。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
154	○　野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」（平成12 年制度創設）を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物等を保護する観点から「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。		保護林面積：90万3千ha（平成23年4月） 緑の回廊面積：58万6千ha（平成23年4月）	保護林面積：97万8千ha（平成31年4月） 緑の回廊面積：58万4千ha（平成31年4月）	・森林整備・保全費	
155	○　貴重な野生動植物の保護などを進めるため、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握のための巡視、生息・生育環境の維持、整備に必要な森林などの保護管理手法の調査や具体的な森林の取扱方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを進めます。 例えば、長野県の南アルプスと八ヶ岳に生育し、個体数が著しく少ないヤツガタケトウヒについて、稚樹の発生・成長促進を図るため、更新環境や母樹育成に係る環境調査を実施します。 また、国内希少野生動植物種であるイヌワシ・クマタカについては、各地の国有林において、生息環境等の調査及び巡視をするとともに、必要に応じ、営巣地周辺の人工林において、採餌等に適正な空間・照度を確保するための列状間伐等抜き伐りを実施し、生息・生育環境を整備します。 さらに、熊本県や奈良県において、国内希少野生動植物種であるゴイシツバメシジミの保護を図るため、生息状況等の調査や、食草であるシシンランの挿し木繁殖手法、実生苗の移植繁殖手法の検討とともに、シシンランの苗の移植や自然復帰作業を実施します。（農林水産省）		○	○				C-2	a+ 既に達成済み	・国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施した。	・引き続き、希少野生動植物種の保護管理に必要な事業を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
156	○　国有林野を適切に保全・管理するため、関係機関やボランティア団体、地元関係者などとも連携を図りながら、巡視や清掃活動、マナーの啓発活動などを行います。 また、森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の狩猟などの違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止など、貴重な動植物の保護を目的としたパトロールを実施します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行った。 ・森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を実施した。	・引き続き、巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を推進する。 ・森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費 ・国有林野産物等売払及管理処分業務費	
157	○　世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行います。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行った。（令和元年度における森林保護員：１４２人）	・引き続き、巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
158	○　世界自然遺産に登録された森林を適切に保全管理するために、入山者から、立木の損傷や伐採などの異常を発見した場合の情報を携帯電話で提供いただく「森林情報ポスト」を設置し、国民各層と連携し国有林野の適切な管理を一層推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・白神山地及び知床の世界自然遺産地域において、「森林情報ポスト」を設置し、国民各層と連携して国有林野の適切な管理を推進した。	・「森林情報ポスト」を活用し、国民各層と連携して国有林野の適切な管理を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
159	○　木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を行いながら、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めます。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・平成28年5月24日に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、10年後の木材自給率の目標を約50%としている。目標の達成に向け国産材の2割弱を供給し得る国有林野事業として、林業事業体による国産材の新規需要開拓等地域の林業・木材産業への貢献を後押しするため、製材工場等と協定を締結し、安定的な供給に努めた。協定の実施に当たっては、民有林所有者等との連携による協調出荷や、燃料用チップを用途とする未利用間伐材等の供給も行うなど、新規需要の開拓にも取り組んでいる。	・引き続き自然環境の保全に配慮した、林産物の持続的・計画的な供給を実施する。	－	林産物の持続的・計画的な供給を実施 国有林材の収穫量：769万m3（平成23年度実績）	林産物の持続的・計画的な供給を実施 国有林材の収穫量：859万㎥（平成30年度実績）	－	
160	○　国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進するとともに、併せて合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・森林土木工事における木材利用を推進した。 森林土木工事における木材使用量（年度実績）H24：56千m3、H25：85千m3、H26：62千m3、H27：96千m3、H28：70千m3、H29：54千m3、H30：41千m3、R1：35千m3	・引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	公共土木工事における実績を平成16～18実績平均の1.5倍程度にする（平成27年度）	工事費1億円当たりの木材使用量：169m3/億円（平成22年度）（平成16～18実績平均の約1.8倍）	工事費1億円当たりの木材使用量：210m3/億円（平成27年度）（平成16～18実績平均の約2.3倍）	－	13
161	○　自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるため、国有林野を森林林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・令和元年度末時点で、「ふれあいの森」131箇所が設定されており、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き「ふれあいの森」の設定等を推進する。	－	「ふれあいの森」の協定実績137箇所 （平成22年度末）	「ふれあいの森」の協定実績131箇所 （令和元年度末）	－	
162	○　分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定を推進します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・平成25年度から令和元年度末までの期間において、新たに13箇所、94haの「法人の森林」の設定を行い、企業や団体等の森林づくりへの参画に努めた。（令和元年度末時点の現契約計：472箇所、2,339ha）	・引き続き、「法人の森林」の設定を推進する。	－	「法人の森林」新規設定3箇所、9ha（平成23年度実績） 累現契約計：499箇所、2,352ha	「法人の森林」設定実績472箇所、2,339ha（令和元年度実績）	－	
163	○　歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。（農林水産省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・令和元年度末時点で、「木の文化を支える森」24箇所が設定されており、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	－	「木の文化を支える森」の協定実績22箇所 （平成22年度末）	「木の文化を支える森」の協定実績24箇所 （令和元年度末）	－	
164	○　学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めていただく「遊々の森」の設定を推進します。（農林水産省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・これまで全国30地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、令和元年度末時点で、「遊々の森」154箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定等を推進する。	－	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績172箇所（平成22年度末）	・これまで全国30地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績154箇所（令和元年度末）	・森林整備・保全費	
165	○「レクリエーションの森」については、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いただくために、リフレッシュ対策を進めていきます。（農林水産省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・令和2年4月1日時点で、620か所のレクリエーションの森が設定されており、その中でも特に優れた自然景観を有する箇所を「日本美しの森お薦め国有林」として平成29年度に選定し、利用環境の向上等に取り組んだ。これらにより、自然とのふれあい、自然の豊かさを実感できる機会を提供した。	・引き続き地域と連携しつつ、利用者ニーズに対応した環境整備等を推進する。	－	「レクリエーションの森」設定箇所数1,099箇所（平成23年4月1日）	「レクリエーションの森」設定箇所数620箇所（令和2年4月1日）	・国有林野産物等売払及処分管理業務費	
166	○　「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。（農林水産省）	○		○				なし	a+ 既に達成済み	【施策番号86に同じ】	【施策番号86に同じ】	－	－	－	【施策番号86に同じ】	
167	○　国有林野において、生物多様性の保全などより一層国民の求める管理経営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画等の計画案の作成前の段階から広く国民に意見を求める取組を進めるとともに、計画に基づく各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画区レベルで複数の指標により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた地域管理経営計画等の策定や変更に当たり、計画案を広く公表して国民の意見を聞くなど、双方向の情報受発信による対話型の取組を進めた。 ・国有林野における生物多様性の保全の取組を定量的に評価する仕組みを整備した。	・引き続き、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するとともに、生物多様性の保全の取組の定量的な評価を開始する。	－	－	－	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
168	○ 国有林野の管理経営に関する基本計画を定める際には、森林における生物の多様性の保全等国有林野事業及び民有林に係る施策の一体的な推進に配慮することとし、流域ごとの自然的特性などを勘案しつつ、森林の整備・保全などを推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国有林野の管理経営に関する基本計画において、生物多様性の保全等公益重視の管理経営を一層推進することとしている。	・引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき取組を推進する。	－	－	－	－	
169	○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路網の整備や間伐等の森林施業を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	－	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	
12　森林資源のモニタリングの推進																
170	○ 全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態的特性に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切かつ円滑な作成を行うことを目的とした、モニタリング調査を実施します。（農林水産省）			○		○		B-2	a+ 既に達成済み	・平成30年度で全国4巡目の調査を終了。令和元年度から5巡目の調査を開始。	・引き続き調査を実施するとともに、調査結果についての解析を通じて、森林資源の把握に努める。		平成21年度より、全国3巡目の調査を実施	平成30年度で全国4巡目の調査を終了	・森林生態系多様性基礎調査事業	
171	○ 森林生態系多様性基礎調査（森林資源モニタリング調査含む）の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した「2015年世界森林資源評価国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・森林生態系多様性基礎調査（森林資源モニタリング調査含む）の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した。 ・「2015年世界森林資源評価国別レポート」を作成した。	・「2020年世界森林資源評価国別レポート」を平成30年に作成、FAOに提出済（令和2年6月公表予定）。 ・今後も、FAOの要請に応じてレポートを作成。	－	－	－	－	
172	○ 森林生態系多様性基礎調査の結果などを用いた森林の動態解析手法を開発します。（農林水産省）			○		○		B-2	a+ 既に達成済み	・全国4巡目までを終えた森林生態系多様性基礎調査の成果を踏まえ病虫害被害等の時系列的な把握を行った。	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。	－	－	－	・森林生態系多様性基礎調査事業	
173	○ 森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデジタル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。（農林水産省）			○				B-2	a+ 既に達成済み	・森林生態系多様性基礎調査の結果をKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。 ・森林の動態変化を視覚的にわかりやすく把握することが可能となった。	・森林生態系多様性基礎調査の結果について、森林計画制度を通じた生物多様性の保全を図る取組に活用していく	－	－	－	・森林生態系多様性基礎調査事業	
174	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・自然環境保全基礎調査の一環として植生図整備を推進しており、モニタリングサイト1000においては森林の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
13	世界の持続可能な森林経営の推進															
175	○ すべてのタイプの森林の持続可能な経営の推進を目的として設立された国連森林フォーラム（UNFF）などの国際対話に積極的に参画します。（農林水産省、外務省、環境省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・定期的に開催される国連森林フォーラム（UNFF）の各会合に参加し、世界における持続可能な森林経営に関する政府間対話を実施。会合の議題に応じて「森林に関する国際的な枠組」や「国連森林戦略計画」の実施状況に関するインプット等を行った。UNFFの各会合の主な議題は以下のとおり。 UNFF10（平成25年）：インドネシア政府と共催で開催した国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」）について報告 UNFF11（平成27年）：平成27年以降の森林に関する国際的な枠組を検討し、閣僚宣言を採択。 UNFF特別会合（平成29年）：国連における森林に関する発の戦略計画である「国連森林戦略計画2017-2030」を採択。また、平成29年から令和2年までの4か年作業計画を採択。我が国は、戦略計画案検討の初期段階において専門家会合をホストするなど、議論の進展に貢献した。 UNFF12（平成29年）～UNFF14（令和元年）：4か年作業計画や、同年に開催される「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」（HLPF）のテーマを踏まえた技術会合・政策会合を開催。温暖化の適応・緩和における森林分野の貢献など、我が国の取組について報告を行った。	・持続可能な森林経営のための将来枠組・実施手段などについて引き続き検討を行う。	－	平成22年9月に開催されたUNFF「持続可能な森林経営のための実施手段に関する非公式会合」および平成23年1～2月に開催された第9回UNFF会合に出席した。また、持続可能な森林経営のための実施手段等に関する議論を行った。また、平成23年3月に、インドネシア共和国との共催によりUNFFの活動に貢献するための取組として国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」を東京にて開催	－	－	
176	○ 森林の減少・劣化の主要な要因のひとつとなっている違法伐採問題については、国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。（農林水産省、外務省、環境省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・平成23年に設立され、以降定期的に開催されているAPEC違法伐採及び関連する貿易に関する専門家グループでの議論に貢献。また、平成29年10月に開催された第4回APEC林業担当大臣会合においても、森林に関する様々な課題の中で違法伐採対策等の重要性を主張し、採択されたソウル声明においては、目指すべき活動の中に、違法伐採及び関連する貿易への対処や合法木材の貿易促進等に係る協力強化について盛り込まれた。 ・平成28年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶が首脳宣言に盛り込まれた。違法伐採に関する国際的な議論の場で、持続可能な森林管理・再生促進のための協力強化に貢献した。	・気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、適切な文脈の中で違法伐採問題への取組の重要性を引き続き主張していく。	－	－	－		
177	○ 途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進します。（外務省、環境省、農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・二国間協力については、JICAと連携し，無償資金協力，各種技術協力を実施（例：ベトナムにおける自然環境保全プログラム（技術協力プロジェクト），課題別研修（「地域住民の参加による多様な森林保全」））。また、技術協力プロジェクトに職員を派遣。 ・林野庁とインド政府環境・森林・気候変動省森林局との間で、生物多様性の保全分野を含む相互協力を図っていくことについて覚書を締結。 ・多国間協力については、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、令和元年度には、森林保全や違法伐採対策等を目的としたプロジェクト7件を支援。また、国連食糧農業機関（FAO）に対しても、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施しているほか，職員を派遣。	・今後も引き続き、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進する。	－	二国間協力については、持続可能な森林経営を推進するため、（独）国際協力機構を通じて、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施。同様に、多国間協力については、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施。また、技術協力プロジェクト及びFAOに職員を派遣	－	・JICA運営費交付金の内数（外務省） ・ITTO拠出金（外務省・農林水産省） ・ITTO・CBD共同プロジェクト拠出金（外務省） ・FAO拠出金（外務省・農林水産省）	－

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
178	○ モントリオール・プロセスについては、2007年（平成19年）から、わが国が事務局をホストし世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮しつつ、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けたプロセス内外及び他の国際プロセス（ITTO、フォレストヨーロッパ）等と連携した取組を推進します。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・本プロセスの事務局として、他の国際的なプロセス（FAO、ITTO、フォレスト・ヨーロッパ等）と連携し、森林資源共同調査票（CFRQ）の作成を推進。2012年（平成24年）12月、我が国でモントリオール・プロセス技術諮問委員会をホストするとともに、CFRQパートナーシップ会合及び国際報告に関する国際セミナーを開催	・事務局として、基準・指標に沿って収集されたデータのわかりやすい表示方法について検討を行い、世界の持続可能な森林経営の推進に向け、他プロセスや国際機関と連携した国際取組を強化する。	－	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～平成20年）、参加各国の第2回国別報告の作成（平成21 年）、本プロセス総会開催（5回、平成19～23年）等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロセス（ITTO、フォレスト・ヨーロッパ）、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、わが国で実施（平成23年）	－	－	
179	○ 平成24年5月の第5回日中韓サミットにおいて、持続可能な森林経営，砂漠化対処，野生生物保全に関する3カ国の協力を強化することを決定した共同声明に基づき、持続可能な森林経営を推進するための3カ国の対話を実施します。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・平成26年より「持続可能な森林経営に関する日中韓三か国部長級対話」を5回にわたって実施。日中韓における合法伐採木材の利用、気候変動対策や森林空間利用などテーマ別に取組の紹介、説明を通じて三か国の知見の共有、認識の強化に努めてきたところ。	・今後も引き続き対話を継続する。	－	－	－	－	
第6節　田園地域・里地里山																
（総括）　農業環境規範の普及・定着など環境保全に配慮した営農活動やエコファーマーなどの推進、緊急捕獲などの鳥獣被害防止対策の実施しました。また、里地・里山の保全再生活動への支援、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムを通じた地域づくりなどの取組を行ったほか、重要文化的景観の選定などを進めました。																
1　生物多様性保全をより重視した農業生産の推進																
180	○ 農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図ります。（農林水産省）		○					B-2	b 進捗中	・農業環境規範の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の実施に当該規範を関連付けし、平成24年度は31事業、平成25年度は38事業、平成26年度は40事業、平成27年度は34事業、平成28年度は37事業、平成29年度は35事業において関連付け。	・農業環境規範の取組は、農業生産工程管理（GAP）の普及（施策番号189）に包含されており、GAPの普及を通じて実施。	－	－	－	－	
181	○ 農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・農薬登録に当たっては、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、農薬使用基準を適切に設定した。また、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用指導を推進した。平成30年12月には農薬取締法を改正し、再評価制度の導入、農薬の使用者や蜜蜂等に対する影響評価の充実を図ることとした。	・農薬登録に当たっては、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、引き続き農薬使用基準を適切に設定するとともに、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用指導を推進する。	－	－	－	・消費・安全対策交付金のうち 農薬の適正使用等の総合的な推進	
182	○ 「農薬取締法」に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を進めます。（環境省）		○					B-2	b 進捗中	・平成24年5月1日以降新たに281農薬について基準値を設定し、91農薬について基準値設定不要と判断した。	・目標年次までに全ての農薬に対して登録基準値の策定が済むように適宜検討会等を開催する。	全ての農薬について登録基準等を策定（令和2年）	201農薬/543農薬 ※基準値設定および不要農薬数 （平成24年5月1日時点）	573農薬/591農薬 （令和2年3月）	・農薬のリスク評価に係る事業	14
183	○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及など、環境に配慮した農薬のリスク管理措置の推進を図ります。（環境省）	○	○					B-2	a+ 既に達成済み	・「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」を策定した。（平成25年5月）	・農薬メーカー等におけるマニュアルの活用状況を把握する。 ・「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」を基に、リスク評価を実施。	マニュアルの策定 （平成25年度）	暫定マニュアルを策定中 （平成24年5月1日）	マニュアルの策定 （平成25年度）	－	
184	○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。（環境省）		○					B-2	a 既に達成済み	・地域固有の生物群集への農薬の影響を評価することができるメソコズム試験法を開発した。 ・地域において簡易メソコズム試験の実証実験を実施し、メソコズム試験法のガイドライン案を取りまとめた。		－	－	－		
185	○ 農村環境全体で生物多様性の評価が可能な科学的根拠に基づく指標や影響評価手法の開発を検討し、農業が生物多様性に果たす役割を明らかにします。（農林水産省）					○		B-2	a+ 既に達成済み	・委託プロジェクトの課題「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により生物多様性指標を平成25～29年度に開発。 ・上記指標等を活用し農業が生物多様性や生態系サービスに及ぼす影響の評価手法の開発を実施。	・引き続き委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。	－	－	－	・農研機構運営費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
186	○ たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合などの先進的な取組を推進します。（農林水産省）		○					B-2	b 進捗中	・環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は、平成24年度：41,439ha、平成25年度：51,114ha、平成26年度：57,744ha、平成27年度：74,180ha、平成28年度：84,566ha、平成29年度：89,082ha、平成30年度：79,465ha、令和元年度：79,839haであった。	・引き続き、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する支援を推進。	－	－	－	・環境保全型農業直接支払交付金	
187	○ 化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。（農林水産省）		○					なし	b 進捗中	・民間団体による有機農業栽培技術の手引きの作成を促し、36都道府県において、これら手引きの活用又は独自の栽培技術マニュアル等の作成を実施。 ・40都道府県において、有機農業等を担当する普及指導員等を配置。 ・有機農業や有機農産物等への実需者の理解を増進するため、実需者向けの講習会を令和元年度において2回実施。	・国際水準の有機農業を推進するため、有機農業に関わる人材育成、産地育成、バリューチェーン構築のための取組を支援。 ・有機農業を地域振興に活用する自治体のネットワーク等により、幅広い情報共有を進める。	－	－	－	・有機農業推進総合対策	
188	○ 土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについては、引き続き認定を促進するとともに、その取組を支援するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験の交流を通じて相互の研鑽を深めるとともに、消費者などへの理解を促進するためのネットワークを拡大します。（農林水産省）		○					B-2	b 進捗中	・エコファーマー累積新規認定件数は毎年着実に増加し、平成30年度末現在310,123件の累積新規認定件数になったところ。 ・エコファーマーが参加する全国ネットワークのセミナーに農水省も参画し、取組状況の共有を行っていたが、令和2年2月の交流会をもって解散した。	・エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたところであるが、新規認定件数は年々減少し、2,345件となっているところ。	エコファーマー累積新規認定件数：34万件（平成26年度）	エコファーマー累積新規認定件数：266,355件（平成24年3月末）	エコファーマー累積新規認定件数：310,123件（平成30年度）	・農業改良資金（優遇措置）	15
189	○ 農業環境規範の内容を盛り込んだ農業生産工程管理（GAP）の普及を推進します。（農林水産省）		○					なし	b 進捗中	・平成29年度より、「東京2020大会に国産農産物を十分に供給できる出荷量の確保」を目標として掲げ、都道府県向け交付金等によりGAP認証取得等を支援。この結果、令和元年度末にGAP認証取得経営体約7,200、都道府県GAP確認経営体約17,000となった。	・令和12年までに「ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施」することを目標とし、都道府県によるGAP指導活動等への支援や、GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者「GAPパートナー」の拡大等を推進することでGAPの取組拡大を図る。	GAP導入産地数：3,000産地（平成27年度）	GAP導入産地数2,194産地（平成23年3月末時点、福島県を除く）	GAP導入産地数2,832産地（平成27年度）	・GAP拡大推進加速化事業	16
190	○ 野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、結果を生物多様性条約やラムサール条約の会議などの国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。（農林水産省、環境省）				○			B-2	b 進捗中	・生物多様性条約第11回締約国会議では、我が国の提案により、内陸水に関する決議XI/23において、水田等の農業生態系の重要性を認識するラムサール条約の決議X/34を想起することが決定された。また、ラムサール条約締約国会議などの場を通じて同決議X34の実施結果及び推進の重要性について発信した。	・今後も継続して取組を進めていく。	－	－	－	－	
191	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。（農林水産省）	○						A-1	b 進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の取組について、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。	・生産・加工・流通・小売及び消費を含むサプライチェーン全体が持続可能な生産と消費のあり方について、国民の理解を促進するための情報を発信していく。	－	－	－	－	
192	○ 地域住民を含む多様な主体の連携による里山資源の継続的かつ多様な利用を促進します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組に対し国が支援を行っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	里山林資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数を平成26年度までに20%増加	里山林資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数：466（平成22年度）	里山林資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数は1,593団体（平成26年度）であり、242%増加した。	・森林・山村多面的機能発揮対策	17

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
2 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進																
193	○ 土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壌診断に基づき、たい肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壌微生物の生息数、多様性など土壌の生物的性質を維持・向上させることなどにより、地力の維持・増進に努めます。（農林水産省）		○					なし	b 進捗中	・堆肥による土づくりの促進を図るため、強い農業づくり交付金において有機物処理利用施設の整備支援を行った（1地区）。 ・土壌診断に基づく土づくりを推進するため、土づくり専門家のリスト化や土づくり基礎知識の向上に必要な研修を実施した。 ・全国的な土づくりの展開を図るため、産地生産基盤パワーアップ事業において、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援する予算を措置した。 ・施肥体系転換推進のための施肥指導体制の強化及び土壌診断等を活用した施肥低減の取組等の適正施肥の取組の支援を行った。（土壌診断による施肥低減の取組実績地区数：227地区。減肥栽培試験の実施県数：23、作物の種類：10） ・適正施肥の推進のため、減肥基準策定（改定）に向けた取組及び土壌診断等を活用した施肥低減の取組等の支援を行った。（減肥基準の策定（改定）に向けた取組実績地区：2地区。土壌診断による施肥低減の取組実績地区：22地区） ・都道府県等を通じて土壌分析に基づく適正施肥を推進。	・引き続き、堆肥等を活用した土づくりの促進を図るとともに、土壌診断に基づく、適正施肥を推進。 ・科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備するため、土壌診断データベースの構築や土壌の生物性評価手法の検証等の取組を支援。	－	－		・強い農業づくり交付金 ・生産環境総合対策事業のうち施肥体系緊急転換対策 ・生産環境総合対策事業のうち肥料対策 ・スマート農業総合推進対策事業のうち データ駆動型土づくり推進 ・産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開）	
194	○ 土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑止、物質循環に大きな関わりを持つ土壌微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働きの解明などの基盤技術の開発を推進します。（農林水産省）					○		B-2	b 進捗中	・土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑止について、委託プロジェクト中の課題「有機農業を特徴づける客観的指標の開発と安定生産技術の開発」や「土壌病害虫診断技術等の開発」等により土壌微生物相の解析を実施。	・引き続き委託プロジェクト研究等で対応。	左記の基盤技術の開発：令和3年	－	－	・委託プロジェクト研究「AIを活用した病害虫早期診断技術の開発」のうち「AIを活用した土壌病害診断技術の開発」	
195	○ 病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。（農林水産省）						○	B-2	a+ 既に達成済み	・平成17年度からIPMの全国的な普及・定着を図るために、病害虫の防除の推進を支援する事業を開始しており、都道府県におけるIPM実践指標の策定経費を助成している（令和元年度までに316種類のIPM実践指標策定）。また、併せて都道府県におけるIPM実践地域の育成経費を助成している（令和元年度まで：20県138農業者団体）。	・令和元年度までに、IPM実践指針は、38の都府県において、316種類が策定された。その他の9道県においても、IPM実践指標とは体裁が異なるIPM防除技術マニュアル等が策定され、47都道府県においてIPMの考え方による防除が推進されている。 ・今後は、薬剤抵抗性病害虫をはじめとする農薬に頼れない病害虫等の新たな防除対象について、これまでに培ったIPM防除技術が活用されるよう支援する。	IPM実践指標の策定自治体数：47都道府県（期限は定めるべきものではない）	36都府県（平成24年5月現在）	38都道府県（令和元年10月現在）	・消費・安全対策交付金のうち病害虫防除の推進	18
196	○ このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものをはぐくむさまざまな農業技術が見られることから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努めます。（農林水産省）	○						A-1	b 進捗中	・「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進するとともに、農林漁業に伴う生物多様性保全の取り組みについて情報収集を行った。	・生産・加工・流通・小売及び消費を含むサプライチェーン全体が持続可能な生産と消費のあり方について、国民の理解を促進するための情報を発信していく。	－	－	－		
3 鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進																
197	○ 農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進します。（農林水産省、環境省）		○	○				B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・森林整備事業や森林・山村多面的機能発揮対策等により、針広混交林化、広葉樹林化などによる多様な森林づくりを推進。	・引き続き、森林整備事業や森林・山村多面的機能発揮対策等により、針広混交林化、広葉樹林化などによる多様な森林づくりを推進する。	－	－	－	・森林整備事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
198	○ 鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進める里地里山の整備などによる生息環境管理の対策、鳥獣の捕獲や捕獲された個体の処理加工施設の整備などによる個体数調整の対策、防護柵の設置などによる被害防除の対策を総合的に支援します。(農林水産省)		○					B-1	b 進捗中	・鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等を、鳥獣被害防止総合対策交付金にて支援した。(R1:102億円、R2:100億円) ・被害防止計画の作成市町村数:1,489(R1.10.31) ・鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数:1,203(R1.10.31)	・引き続き、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するとともに、被害防止計画に基づく取組を総合的に支援する。	―	―	―	・鳥獣被害防止総合対策交付金	
4 水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進																
199	○ 森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援します。また、冬期湛水用水等、生態系保全に資する用水を取得する取組を支援します。(農林水産省)		○	○				なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度から令和元年度までに、累計78地区において、特徴的な希少生物の保全に配慮した用排水路、ため池、ビオトープ、水路整備を実施した。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・農業競争力強化基盤整備事業費	
5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興																
200	○ 適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域などへの支援を行います。また、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難となる中、地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援します。さらに、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組を支援します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・地方公共団体等が積極的に制度の推進を図ったことにより、交付面積が拡大したため、着実な施策の推進が図られた。 ・対策期間の目標値(平成24～H28年度において約1,000万人)を達成した。	・引き続き高齢化により荒廃農地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、令和元年度に実施した最終評価等の結果を踏まえて見直した制度の取組を推進し、引き続き中山間地域等の農用地面積の減少を防止する。 ・また、地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を引き続き推進する。	中山間地域等の農用地面積の減少を防止:7.7万ヘクタール(平成22年度～平成26年度) 地域共同活動への延べ参加者数:約1,000万人・団体以上(平成24年度～平成28年度)	中山間地域等の農用地面積の減少を防止:7.7万ヘクタール (平成23年度末) 地域共同活動への延べ参加者数:191万人・団体 (平成23年度末)	7.5万ha(H27～R1(推計)) 1091万人・団体(H24～H28)	・中山間地域等直接支払交付金 ・農地・水保全管理支払交付金(～平成25年度) 多面的機能支払交付金(平成26年度～)	19 20
6 豊かな自然とふれあえる空間づくりの推進																
201	○ ほ場整備などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度から令和元年度までに、累計78地区において、特徴的な希少生物の保全に配慮した用排水路、ため池、ビオトープ、水路整備を実施した。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	9地区で事業を実施中 (平成24年度)	―	・農業競争力強化基盤整備事業費	
202	○ 有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の導入に向けた支援など、生物多様性保全の取組を一層推進します。(農林水産省)								b 進捗中	・環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は、平成24年度:41,439ha、平成25年度:51,114ha、平成26年度:57,744ha、平成27年度:74,180ha、平成28年度:84,566ha、平成29年度:89,082ha、平成30年度:79,465ha、令和元年度:79,839haであった。	・引き続き、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する支援を推進。	―	―	―	・環境保全型農業直接支払交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
203	○　特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となるとともに都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積：9,156ha、特別緑地保全地区指定面積：448ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：229ha、市民緑地の指定面積：9.4haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進。	－	都市公園等整備面積：118,165ha 、99,874箇所（平成23年3月） 特別緑地保全地区：指定面積2,369ha、419地区（平成23年3月） 近郊緑地特別保全地区：定面積3,517ha、27地区（平成23年3月） 近郊緑地保全区域：指定面積97,330ha、25区域（平成23年3月） 歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区（平成23年3月） 歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域（平成23年3月） 市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所（平成23年3月） 緑化地域制度：60,425ha、3地域（平成23年3月）	都市公園等整備面積：127，321ha 、110,279箇所（平成31年3月） 特別緑地保全地区：指定面積2,817ha、621地区（平成31年3月） 近郊緑地特別保全地区：定面積3,746ha、30地区（平成31年3月） 近郊緑地保全区域：指定面積97,330ha、25区域（平成31年3月） 歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区（平成31年3月） 歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域（平成31年3月） 市民緑地の契約締結面積998,770㎡、169か所（平成31年3月） 緑化地域制度：60,644ha、4地域（平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
204	○　全国の里地里山保全活動の取組の参考とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信します。また、各地域の取組の課題を解決するため、「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用を推進しつつ、研修会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を実施します。（環境省、文部科学省、農林水産省）	○	○					なし	b 進捗中	・特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として事例集を整理し、情報発信した。また、研修会の開催を平成25年度まで実施している。 また、平成26年度より里地里山の保全を含めた「森里川海プロジェクト」を開始。自然の恵みを支える社会づくりに向けた取組として、意見交換会・公開シンポジウムを実施した。	・今後は、里地里山の保全について、森里川海プロジェクトにより、普及・啓発を図る。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
205	○　里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○	○	○				なし	b 進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、試行事例を整理した。草本質系のバイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、地域資源（里山資源）の活用による持続可能な取組を実施した。多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けた参考となるガイドラインを作成し、各地域へ普及を行った。	・今後は、地域資源（里山資源）の活用による持続可能な取組状況について普及・啓発を図る。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業 ・木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	
206	○　里地里山の保全再生活動への参加促進や担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣を実施します。（環境省）	○	○					なし	a+ 既に達成済み	・ホームページを開設し、保全再生活動への参加促進や活動団体や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家など情報提供を実施した。	・今後は、情報提供を行い、普及・啓発を図る。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
207	○　地域のNPOや研究機関等によるモニタリングサイト1000（里地里山）の取組を進め、里地里山環境の指標となる動植物の生息・生育状況を把握します。また、保全活用の目標設定や活動の取組による推進効果の検証手法について検討します。（環境省）		○			○		なし	b 進捗中	・モニタリングサイト1000（里地里山）において、全国の調査地点で日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施し令和元年11月12日に公表した。また、保全活用の目標設定等については、現在、全国の里地里山の保全活用の実態等の把握を行っている。	・モニタリングサイト1000については、現在の取組を継続して進めて行く。また、保全活用の目標設定等については、モニタリングサイト1000の調査結果等を踏まえ、引き続き検討を進めていく。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
208	○ 里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。（環境省、文部科学省）	○	○					E-2	b 進捗中	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとして整理し、環境省のウェブサイトで発信した。 http://www.env.go.jp/nature/satoyama/satonavi/initiative/	・今後は、情報提供を行い、全国への波及を図る。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
209	○ 文化的な価値を有する棚田、段々畑、集落等の景観を「重要文化的景観」として選定し、保存・活用の推進を図ります。（文部科学省、環境省）			○				なし	b 進捗中	・平成24年9月から令和2年3月にかけて、重要文化的景観については、35件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は65件。平成24年9月から令和2年3月で116.6%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	－	－	・有形文化財等の保存整備等（文化的景観保護関係）	
210	○ 里地里山の自然環境の保全活動を地域に根付いた適切な維持管理方法で進めるため、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地利用者、企業などの多様な主体の連携による取組を進めるための計画策定について支援します。（環境省）	○	○					なし	b 進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業（平成26年度まで）及び生物多様性保全推進支援事業（平成29年度から）により、令和元年度までに15自治体に対し地域連携保全活動計画作成の支援をしており、里地里山の保全活動が多く含まれている。	・引き続き、生物多様性保全推進支援事業による支援を図るとともに、「地域連携保全活動計画作成の手引き」や関連パンフレット等の媒体も活用し、計画作成の促進に努める。	－	－	－	・（里地里山保全活用行動推進事業） ・生物多様性保全推進支援事業	
211	○ 里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。（環境省）	○						A-1 B-1	b 進捗中	・全国ごみ不法投棄監視ウィーク（5月30日～6月5日）を設定し、市民、事業者、行政が連携して、監視活動や啓発活動を実施した。	・不法投棄等の防止に向けて、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む。	－	不法投棄等の未然・拡大防止対策を強化するため、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定する等、国、都道府県や市民等が連携して不法投棄等の撲滅に向けた取組を実施	－	・不法投棄等の未然防止等対策 ・産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業	
7 草地の整備・保全・利用の推進																
212	○ 生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行います。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田等を有効に利用するなど、地域の実情に応じた飼料自給率の向上を推進するための草地の整備・保全や、放牧の取組を支援。 ・草地整備面積：2.0万ha（H29） ・放牧頭数：肉用牛11.3万頭（H29） 乳用牛29.5万頭（H29）	・引き続き生物多様性の維持を図りつつ飼料自給率の向上を図るため、放牧推進の取組を支援。	－	－	・肉用牛の放牧頭数が10.2万頭（H24）から11.3万頭（H29）に増加（耕作放棄地、野草地、水田等を活用した放牧は肉用牛（繁殖牛）が中心となるため、肉用牛放牧頭数を点検値とした）	・畜産生産力・生産体制強化対策事業（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））	
213	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となるとともに都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	－	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
214	○ 自然公園の保護管理において、阿蘇の草原景観など里地里山景観の保全を推進します（環境省）		○					なし	b 進捗中	・阿蘇くじゅう国立公園において、自然再生事業を実施し、阿蘇草原の保全・再生、草原景観の保全を推進している。	・引き続き、草原の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費 （里地里山保全活用行動推進事業）	
215	○ 里地里山の保全活動において発生する草木質系バイオマスの有効活用手法の確立とその普及により草地の保全・利用の推進を図ります。（環境省）		○	○				なし	b 進捗中	・里地里山の保全活動において発生する草木質系バイオマス資源の有効活用手法について、平成24年度より検討している。 また、平成28年度から平成30年度にかけて「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」の推進により、地域資源（里山資源）の活用による持続可能な取組を実施した。	・今後は、地域資源（里山資源）の活用による持続可能な取り組み状況について普及・啓発を図る。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
8 里山林の整備・保全・利用活動の推進																
216	○ 林業の振興を図る中で多様な生物の生育・生息環境を保全します。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	・引き続き、林業の振興を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努める。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
217	○ NPO等による森林づくり活動など、国民が森林を身近に感じるための取組を促進します。(農林水産省)	○						なし	a+ 既に達成済み	・緑の募金等を通じてNPO等による森林づくり活動に対して支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―		
218	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となるとともに都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	―	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
第7節 都市																
(総括) 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定推進をはじめ、都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の新規指定など、都市における緑地の確保や水と緑のネットワークの形成、生きものの生息・生育空間の確保を進めました。また、道路整備にあたっても動物のロードキルの回避をはじめ、生態系への配慮や地域の環境と調和した緑化等の取組を行いました。																
1 都市におけるエコロジカルネットワークの形成																
219	○ 都市公園等、都市における緑地による生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を促進します。(国土交通省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	―	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定																
220	○ 平成23年に策定された「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進します。(国土交通省)	○		○				A-1	a+ 既に達成済み	・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成28年11月に「都市の生物多様性指標(簡易版)」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を推進した。都市の生物多様性の確保の取組みを推進した。	・「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	―	緑の基本計画 策定自治体:662自治体 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定自治体:686自治体 (平成31年3月)	―	
221	○ 未策定市町村における緑の基本計画の策定等を促進するとともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます。(国土交通省)	○		○				A-1	b 進捗中	・緑の基本計画については、平成29年度までに新たに37市町村において策定され、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定および見直しをより一層推進する。	―	緑の基本計画 策定自治体:662自治体 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定自治体:686自治体 (平成31年3月)	―	
222	○ 緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑地の保全や緑化の推進を進めます。(国土交通省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	―	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
223	○ 都市の生物多様性指標の提示等、地方公共団体における都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握し、都市の生物多様性の確保の取り組みを促進します。(国土交通省)	○						A-1	a+ 既に達成済み	・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を、平成28年11月に「都市の生物多様性指標(簡易版)」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組みを促進した。	・「都市の生物多様性指標(素案)」の普及啓発に努め、都市の生物多様性の確保の取り組みを促進する。	―	―	―	―	
3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進																
224	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。(国土交通省)			○				C-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積:9,156ha、特別緑地保全地区指定面積:448ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積:229ha、市民緑地の指定面積:9.4haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進する。	―	都市公園等整備面積:118,165ha 、99,874箇所(平成23年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,369ha、419地区(平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区:定面積3,517ha、27地区(平成23年3月) 近郊緑地保全区域:指定面積97,330ha、25区域(平成23年3月) 市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所(平成23年3月)	都市公園等整備面積:127, 321ha 、110,279箇所(平成31年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,817ha、621地区(平成31年3月) 近郊緑地特別保全地区:定面積3,746ha、30地区(平成31年3月) 近郊緑地保全区域:指定面積97,330ha、25区域(平成31年3月) 市民緑地の契約締結面積998,770㎡、169か所(平成31年3月)	・社会資本整備総合交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
225	○　埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域などにおいて、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。（国土交通省）			○				B-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度には新たに都市公園等整備面積が9,156ha増加し、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進した。	・生物多様性の確保に資する自然再生緑地整備事業を引き続き推進することが必要。	－	都市公園等整備面積：118,165ha 、99,874箇所（平成23年3月）	都市公園等整備面積：127, 321ha 、110,279箇所（平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
226	○　自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。（国土交通省）						○	B-1	b 進捗中	・環境と調和した道路の整備を進めるために、計画を策定する段階において、地元住民や関係機関等から環境面の意見も聞きながら、手続きを進めた。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	－	－	－	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
227	○ 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。（国土交通省）						○	B-1	b 進捗中	・道路において動物の生息地が分断されるような場合においては道路横断施設の設置や、侵入防止柵、注意標識の設置により、生息地の分断回避とロードキルの回避を図った。	・生態系に配慮した道路の整備を継続して進めていく。	－	－	－	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
228	○ 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。（国土交通省）						○	B-1	b 進捗中	・道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を推進した。	・地域の環境と調和した樹種を用いた緑化等の取組みを継続して進めていく。	－	－	－	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
229	○ 地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組みます。（国土交通省）						○	B-1	b 進捗中	・道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、周辺の自然と一体となった動植物の生息・生育環境が形成できるような取組を推進した。	・動植物の生息・生育環境の形成の取組みを継続して進めていく。	－	－	－	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
230	○ 過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供します。（国土交通省）						○	なし	b 進捗中	・下水道事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水・下水処理水を利用したせせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	・引き続き、雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
231	○ 生態系への配慮が必要な水域において、なじみ放流（放流先の生態などに配慮（水質、水温、発泡防止）した下水処理水の放流形態（自然浄化、貯留池、浸透など））などの検討を推進します。（国土交通省）						○	なし	b 進捗中	・平成27年1月に放流水質を定める下水道計画のマスタープランである流域別下水道整備総合計画の指針を改訂し、海域の栄養塩類循環のバランスを取る必要がある場合等において、季節別の処理水質の設定を可能とした。また、平成27年9月に「下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理のための運転方法に係る手順書（案）」を策定し、栄養塩類の能動的な管理の取組の水平展開を促進。	・より効果的な季節別運転を実施するため、下水処理場における、さらなる運転情報やノウハウの共有を行う。	－	－	－	－	
232	○ 下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善、ノンポイント対策を推進します。（国土交通省）			○			○	B-3	b 進捗中	・流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。	・引き続き流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進する。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・下水道事業関係費	
233	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。（国土交通省）						○	なし	b 進捗中	・下水道事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水・下水処理水を利用したせせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	・引き続き、雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
234	○　下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力を推進します。（国土交通省）						○	なし	b 進捗中	・ベトナム、インドネシア、カンボジアとは協力覚書に基づく政府間協議や専門家派遣を実施している。 ・平成29年度より、我が国下水道技術への理解醸成するため海外実証事業(WOW TO JAPAN)を実施している。 ・平成30年度より、下水道の主流化を目指して、アジア各国※とアジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）を設立し、各国の下水道に対する意識向上に向けた取組を実施している。 ※ベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピン	引き続き、我が国の優れた下水道技術の海外展開促進に資する取組について適切に取り組み、水環境の改善を図る。	－	－	－	・下水道分野の水ビジネス国際展開経費	
235	○　行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積：448ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：229haが増加し、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	－	特別緑地保全地区面積：2,369ha、419地区 近郊緑地特別保全地区面積：3,517ha、27地区 （平成23年3月）	特別緑地保全地区面積：2,818ha、621地区 近郊緑地特別保全地区面積：3,746ha、30地区 （平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
236	○　生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・制度の普及啓発を行い、地方公共団体における取組を支援した。	・引き続き活用化に向けて普及推進を図る。	－	－	－	－	
237	○　多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	【施策番号58に同じ】	【施策番号58に同じ】	－	【施策番号58に同じ】	【施策番号58に同じ】	【施策番号58に同じ】	
238	○　都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号224に同じ】	【施策番号224に同じ】	－	【施策番号224に同じ】	【施策番号224に同じ】	【施策番号224に同じ】	
239	○　行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を進めます。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・令和元年度までの間に、近郊緑地特別保全地区229haが指定されるなど、生物の多様性を確保する観点から、近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	・緑の基本計画等に基づき引き続き取組みを推進。	－	近郊緑地保全区域面積：97,330ha、25区域 （平成23年3月） 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,517ha、27地区 （平成23年3月）	近郊緑地保全区域面積：97,330ha、25区域 （令和2年3月） 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,746ha、30地区 （令和2年3月）	・社会資本整備総合交付金	
240	○　首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・令和元年度までの間に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」および「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」に示された方向性等を踏まえ、近郊緑地特別保全地区229haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	・保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	－	【施策番号239に同じ】	【施策番号239に同じ】	【施策番号239に同じ】	
241	○　近郊緑地保全区域では、生物多様性やその他さまざまな目的のための活動が行われており、行為規制だけでなく管理協定制度の活用や多様な主体との連携により、近郊緑地の適切な管理・保全を図ります。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・近郊緑地保全区域内で、保全活動を行う多様な主体との連携による、近郊緑地の適切な管理・保全の施策を検討し、緑地を保全・管理する活動について支援した。	・生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	－	【施策番号239に同じ】	【施策番号239に同じ】	・社会資本整備総合交付金	
242	○　生物多様性にも貢献する歴史的風土を保存するため、地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の整備に対し、支援を行います。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制した上で、行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の整備について支援した。	・平成16年、平成29年の都市緑地法及び都市公園法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要	－	歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区 歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域 （平成23年3月）	歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区（平成30年3月） 歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域 （平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
243	○　都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、古都における歴史的風土の保存などを支援します。（国土交通省）			○				B-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積：9,156ha、特別緑地保全地区指定面積：448ha増加。歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、都市における水と緑のネットワーク形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	－	都市公園等整備面積：118,165ha 、99,874箇所（平成23年3月） 特別緑地保全地区：指定面積2,369ha、419地区（平成23年3月） 近郊緑地特別保全地区：定面積3,517ha、27地区（平成23年3月） 近郊緑地保全区域：指定面積97,330ha、25区域（平成23年3月） 市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所（平成23年3月）	都市公園等整備面積：127，321ha 、110,279箇所（平成31年3月） 特別緑地保全地区：指定面積2,817ha、621地区（平成31年3月） 近郊緑地特別保全地区：定面積3,746ha、30地区（平成31年3月） 近郊緑地保全区域：指定面積97,330ha、25区域（平成31年3月） 市民緑地の契約締結面積998,770㎡、169か所（平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
244	○　風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図ります。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・樹林地・水辺地など、良好な自然環境の維持・創出に資する風致地区の指定を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	－	風致地区 面積169,599ha （平成22年3月）	風致地区 面積170,087ha （平成30年3月）	－	
245	○　平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生息・生育域の保全・再生・創出を推進します。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・平成29年度までに、新たに、市民緑地の契約締結件数：14件、市民緑地の指定面積：10.8haが増加し、生きものの生育・生息空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進。	－	市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所 保存樹指定：70,917本 保存樹林：8,594件 （平成23年3月）	市民緑地の契約締結面積1,013,041㎡、176か所 （平成30年3月） 保存樹指定：3，743本 保存樹林：292件 （平成30年3月）	－	
246	○　都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができるため、今後も生産緑地地区制度の的確な運用を図ります。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・平成29年度には、生産緑地法改正により小規模な農地の指定を可能にするなど、生物の生息・生育環境に資する生産緑地地区の指定を推進し、生きものの生息・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進。	－	地区数64,787 面積14,248ha （平成22年3月）	地区数61，207 面積12，972ha （平成29年3月）	－	
247	○　市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。（国土交通省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積：448ha、市民緑地の指定面積：9.4haが増加し、民有地における緑地保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	－	緑地協定：5,755ha、1,886件 特別緑地保全地区指定面積：2,369ha、419地区 市民緑地の契約締結面積：904,899ha、162か所 保存樹指定：70,917本 保存樹林：8,594件 （平成23年3月）	緑地協定：4,929ha、1,596件 特別緑地保全地区指定面積：2,817ha、621地区 市民緑地の契約締結面積：1,013,041㎡、176か所 保存樹指定：3，687本 保存樹林：293件 （平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
248	○　緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などの制度については、民有地の緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及も含めた一層の推進を図ります。（国土交通省）			○				C-1	b 進捗中	・平成30年3月までに、4件の緑化地域制度が活用され、民有地における緑化を推進した。	・制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	－	緑化地域制度：60,425ha、3地域（平成23年3月）	緑化地域制度：60,647ha、4地域（平成30年3月）	－	
249	○　屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果を把握し、一層の促進を図ります。（国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・平成29年度までに、新たに、屋上緑化施工面積：213ha、壁面緑化施工面積：57haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	－	屋上緑化施工面積：304ha 壁面緑化施工面積：39ha （平成23年3月）	屋上緑化施工面積：517ha 壁面緑化施工面積：96ha （平成30年3月）	－	
250	○　工場の立地に際しては、周辺地域の生活環境との調和を保つため、工場立地法に基づき緑地の確保を図ります。（経済産業省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・工場立地法に基づき、一定規模以上の工場等に対する緑地規制を実施し、緑地の保全を行っている。	・工場立地法に基づき、緑地規制を実施し、緑地の保全を行う。	－	－	－	－	
4　緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など																
251	○　全国「みどりの愛護」のつどいについて、国営公園又は全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。（国土交通省）	○		○				A-1	a+ 既に達成済み	・地域住民による緑化活動など、さまざまな普及啓発活動を通じて、国民のみどりに対する意識の向上および生物多様性についての理解を促進した。	・緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
252	○ 開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。（国土交通省）	○		○				A-1	a+ 既に達成済み	・令和2年までに新たに77サイトが認定され、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組みを推進するとともに、講演会等の広報活動を通じて都市開発における緑地の評価制度の普及に努め、生物多様性に配慮した事業者、企業の活動を促進した。	・制度の一層の活用を促進する。	－	社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）登録件数：22件 （平成23年9月）	社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）登録件数：99件 （令和2年3月）	－	
253	○ 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。（国土交通省）			○				A-1	a+ 既に達成済み	・多様な主体による取組の推進に向けた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	・緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	－	－	－	－	
254	○ 地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、国民への理解に努めていきます。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて広報等に係る優れた取組を実施している自治体やNPO団体を表彰することにより積極的に情報を発信した。	・引き続き「循環のみち下水道賞」において様々な団体の広報等に係る優れた取組を表彰し、積極的な情報発信に努める。	－	－	－	－	
第8節　河川・湿原など																
（総括）　河川管理にあたっての多自然川づくりの推進、魚類の遡上環境の改善や総合的な土砂管理など上流から下流に至る取組に努めているほか、水質の維持・改善や自然再生事業を実施しました。また、生物相をはじめとした各種調査結果の計画策定や事業実施への活用、地域における水辺に親しめる場・機会の提供などを進めました。																
1　生物の生息・生育環境の保全・再生																
255	○ 「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。これはすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。引き続きその取り組みの推進を図っていきます。（国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。	・引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
256	○ 失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコロジカル・ネットワークの形成に取り組み、河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。（国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・多様な主体と連携した広域的な生態系ネットワークを形成し、流域の自治体や市民団体等と連携して生物の生息環境を整備する等、先進的な自然再生事業を推進している。	・引き続き、多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進していくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
257	○ 事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。（国土交通省）	○		○		○		A-1 E-2	b 進捗中	・地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいる。	・引き続き、地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
258	○ 自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。（国土交通省）			○		○		B-1 C-1 E-2	a+ 既に達成済み	・自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れている。	・引き続き、自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れていくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
259	○ エコロジカル・ネットワークの形成のため河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。（国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	・引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境の改善等に取り組んでいくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
260	○ 魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入出する水路との落差の解消、高水敷の切り下げによる小支川の再自然化などにより、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどとの水域の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性（エコロジカル・ネットワーク）を改善していきます。（国土交通省、農林水産省、環境省）	○		○				B-1 C-1	b 進捗中	・施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	・引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の遡上・降下環境の改善等に取り組んでいくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
261	○ ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。（国土交通省）			○		○		A-1	a+ 既に達成済み	・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	・引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていくものとする。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
262	○　都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がるビオトープ空間の保全・再生・創出など、良好な景観の保全に寄与します。また、里地里山地域においては、社会環境の変化によって生活と一体となった管理が不十分になり荒廃した流域斜面が拡大し、土砂災害及び流木災害発生の恐れが高まっていることから、地域と協働して、地域の間伐材を活用した斜面整備や風倒木の処理などを実施することにより荒廃流域の復元や斜面からの土砂流出等を抑制するための対策を推進することで地域防災力を高めるとともに、自然環境や生物多様性の保全に寄与します。（国土交通省）	○	○					B-1 C-1	b 進捗中	・当該施策を実施するにあたり、市民・企業等と連携し樹林帯を整備することで社会への浸透及び住民と自然の関係の再構築の推進に努めている。	・引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、環境にも配慮し事業を実施する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
263	○　優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの渓流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、又は、景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。（国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境や景観に配慮した施設整備等を実施している。	・引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、良好な渓流環境の再生を図る。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
264	○　豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の渓流環境の連続性及び、土砂移動により培われる生物の生息・生育環境を保全するため、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を、渓岸侵食の防止等に配慮しつつ進めます。（国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、現地状況を勘案し、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を実施している。	・引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、透過型砂防堰堤や既設堰堤の透過型化を実施する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
265	○　河川・渓流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組みます。（国土交通省、農林水産省）	○		○				B-1 C-1	b 進捗中	・技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組に努めている。	・技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・海岸事業 ・社会資本整備総合交付金等 ・農山漁村地域整備交付金	
266	○　豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を、渓岸侵食の防止等に配慮しつつ進めます。また、樹林帯制度の活用等によるダム貯水池への流入土砂量の抑制、流入土砂を捕捉するための貯水池直上流への貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、継続的に適切な土砂管理を行うことで、良好な河川環境を維持します。（国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・砂防堰堤の透過化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保に努めている。	・砂防堰堤の透過化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保を引き続き推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
267	○　これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による渓流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂や漂砂などのシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。（国土交通省）			○		○		E-2	b 進捗中	・土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測など実施するとともに、より有効な技術の技術の検討・評価に努めている。	・土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測など実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を引き続き推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
268	○　国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外来種の侵入が深刻な影響を及ぼしている釧路などの湿原などにおいては、自然再生事業などを活用して湿原生態系の保全・再生に取り組みます。（環境省、農林水産省、国土交通省）		○	○				D-2	b 進捗中	・釧路湿原及びサロベツ湿原の国立公園内において、継続的に湿原生態系の保全と再生を目的とする自然再生事業を実施。	・引き続き、湿原生態系の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費 ・水産多面的機能発揮対策事業	
269	○　湧水地群やため池群、清流と一体となった自然地域などで特徴的な湿地のうち、優れた景観を有する湿地について、国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえて国立・国定公園の指定の見直し、再配置を進めます。また、平成14年に選定された重要湿地500の現状把握を行った上で見直しを行い、このうち保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の考え方を提言します。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・国立・国定公園総点検事業に基づき選定した、国立・国定公園の新規指定や大規模な拡張を検討する候補地には、湿地や湿原を含めた。現在、候補地の国立・国定公園の指定又は拡張に向けた検討や調整を進めている。 ・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の抽出作業及び公表に向けた地方公共団体等との調整を行い、平成28年4月に公表し湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を普及啓発した。	・引き続き、国立・国定公園総点検事業に基づき、新たな国立・国定公園の指定または大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整を進める。 ・引き続き、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の普及啓発に努める	重要湿地500の見直し（平成26年度中）	重要湿地500の見直し情報収集 国指定鳥獣保護区面積：582,409ha(平成24年9月） ラムサール条約登録湿地面積：137,968ha(平成24年9月） 国立公園面積：2,093,363ha 国定公園面積：1,362,613ha （平成24年9月）	国立公園面積：2,194,931ha 国定公園面積：1,445,150ha （令和２年３月末） ラムサール条約湿地面積：154,696ha(令和2年3月） 国指定鳥獣保護区面積：592,969ha(令和元年11月）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
270	○ 渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地間のネットワークの構築及び維持を通じて、保全や地域住民への普及啓発を図ります。（環境省）	○	○	○	○			B-1 B-5 C-1 C-2	a+ 既に達成済み	・関係自治体の交流会等を企画、実施した。また、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ及び渡り性水鳥重要生息地ネットワークに関するリーフレットやポスターなどを作成し、普及啓発を図った。	・認知度向上がまだ課題。関係自治体への取組支援等を引き続き進めていく。	－	－	－	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア地域における生物多様性保全推進費	
271	○ モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保全状況を把握します。（環境省）					○		E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000の陸水域調査、ガンカモ類調査、磯・干潟・アマモ場・藻場調査、サンゴ礁調査、シギ・チドリ類調査、海鳥調査、ウミガメ調査等を実施。	・調査の継続。	－	－	－	－	
272	○ 漁場の耕うんや水田・用水路の活用などにより、コイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息・生育環境を改善します。（農林水産省）								b 進捗中	・平成24年度までの委託事業により、水田・用水路を活用した生息・生育環境の改善手法を開発し、パンフレットを作成、公表した。	・委託事業により得られた成果について、今後現場での活動で活かせるように普及していくとともに、漁場の耕うんについても継続して進めていく。	－	－	－	・水産多面的機能発揮対策事業	
273	○ 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた効果的なオオクチバス等外来魚の駆除やカワウの保護管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。（農林水産省）								b 進捗中	・内水面漁業者の行うカワウ・外来魚の駆除等の取組を支援することにより、外来魚やカワウの被害防止対策を講じている。 ・アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等の水産疾病について、検査及び発生状況調査等を実施し、必要なまん延防止措置を講じた。	・広域化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。 ・引き続き、水産疾病のまん延防止のための検査及び調査等を行う。	－	－	－	・内水面漁場・資源管理総合対策事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備	
274	○ 産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。（農林水産省）								b 進捗中	・漁業者を中心とした地域の人々が実施する産卵場や種苗生産施設等の整備を支援することにより、内水面の生態系保全対策を講じています。	・内水面魚類の生育環境の改善に向け、現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・内水面漁場・資源管理総合対策事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金	
275	○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となってきており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。（国土交通省、環境省）		○	○		○		B-4 E-2	b 進捗中	・平成25年12月に公表した「河川における外来植物対策の手引き」等に基づき、市町村、地域住民等の関係機関と連携して、取組を実施した。 ・オオクチバス等防除モデル事業を実施した。	・引き続き関係機関と連携して取組を実施。 ・オオクチバス等については、モデル事業実施地域においては一定の効果が得られた地域があった一方、依然として広域に定着していることから全国的な防除を推進する必要がある。引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・特定外来生物防除等推進事業	
276	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。（環境省）		○					B-2	a 既に達成済み	種の感受性分布の解析の結果、水域の生活環境動植物のうち、一次生産者の藻類とは感受性が異なる「水草」を、令和2年度に新たにリスク評価の対象とすることとした。	・水域及び陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を着実に進めるとともに、今後も評価手法の改善を検討していく。	－	－	－	・農薬生態系リスクの新たな評価手法の確立事業	
2 水環境の改善																
277	○ 国が指定する類型指定が未了の水域については、対象水域の情報を収集・整理したうえで、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国が指定する類型指定が未了の水域については、審議に必要な資料がそろったため、平成24年から令和元年度までに11水域（うち1水域は見直し）について、審議を行った。 ・国が類型指定する水域のうち、類型指定する必要がある水域は全て類型指定を行った	・国が類型指定する水域のうち、類型指定する必要がある水域は全て類型指定を行ったが、引き続き、適宜基準の見直しを行っていく。	－	－	－	・水域類型指定設定・見直し検討費	
278	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は、平成23年度末時点で37水域となった。残りの海域についても、審議に必要な資料がそろった水域から、順次検討を進めていきます。平成24年度末には40水域とすることを目標とします。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国が指定する類型指定が未了の水域については、平成24年に2水域（他1水域の見直し）、平成25年に1水域、平成26年に3水域、平成29年3水域、平成30年に1水域の類型指定を行った。	・国が類型指定する水域のうち、類型指定する必要がある水域は全て類型指定を行ったが、引き続き、適宜基準の見直しを行っていく。	40水域 （平成24年度末）	37水域 （平成23年度末）	47水域 （令和元年度）	・水域類型指定設定・見直し検討費	21

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
279	○「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知（平成18年6月）により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度に、ノニルフェノール及びLASの環境基準追加に伴い、通知を改正し、都道府県等に周知した。	・引き続き、必要に応じ、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。	－	－	－	－	
280	○ 毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・平成24年度に、有害性の評価を行ったノニルフェノール及びLASについて、環境基準に追加した。	・引き続き、毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。	－	－	－	・水生生物保全に係る環境基準策定費	
281	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・水生生物の保全に係る環境基準への追加がなされたノニルフェノール及びLASについて、排水規制への追加の検討を行っている。	・引き続き排水実態調査及び専門家の知見をふまえ検討を行う。	－	－	－	・排水対策推進費	
282	○「今後の河川水質管理の指標について（案）」（平成21年3月改訂）及び「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年6月）に基づき、河川・湖沼における生物の生息・生育・繁殖環境の指標である「豊かな生態系の確保」の視点から調査を実施します。（国土交通省）		○	○		○		B-3 E-2	a+ 既に達成済み	「豊かな生態系の確保」の視点から河川の水質調査を実施し、約69%（165地点/239地点）（平成30年は約69%（165地点/239地点）で最も高い年間総合評価（Aランク）が得られた。 （平成24年：約60%（162地点/270地点）、平成25年：約52%（138地点/265地点）、平成26年：約57%（154地点/268地点）、平成27年：約62%（161地点/261地点）、平成28年：約64%（180地点/280地点）、平成29年：約65%（178地点/275地点）」 「湖沼についても平成22年より水質調査を開始しており、平成30年は、約69%（94地点/13地点）で最も高い年間総合評価（Aランク）が得られた。 （平成24年：約50%（4地点/8地点）、平成25年：約50%（4地点/8地点）、平成26年：約75%（6地点/8地点）、平成27年：約87%（13地点/15地点）、平成28年：約25%（4地点/16地点）、平成29年：約70%（11地点/14地点）」	・引き続き水質調査を実施。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
283	○ 流出水対策及び湖辺環境保護地区制度に関する実態調査、水質データの取りまとめ及び各県へのヒアリングを行い、施策の効果を検証します。（環境省、農林水産省）			○				B-3	a 既に達成済み	・実態調査等により施策の効果検証を行ったところ指定湖沼において流出水対策が進められており、関係住民の啓発効果も見られる。	・引き続き流出水対策の一層の推進を図る。	平成24年度に取りまとめ	－	－	・湖沼水質保全施策枠組み再構築事業	
284	○ 汚濁メカニズム解明のうち、定量的な解明が図られていない難分解性有機物、湖内で生産される有機物について調査、検討を実施します。 また、水質障害、生態系の変化等を誘因する湖沼の窒素・りん比の水質との関係解明及び管理手法の調査、検討を実施します。（環境省）			○				B-3	a 既に達成済み	・全国19湖沼にて難分解性有機物調査及び湖内生産有機物についての調査・検討を実施した結果、有機物起源の多くが湖内での生産と想定された。また、窒素・りん比と水質の関係及び管理手法の検討を実施し、この結果踏まえた水質改善対策を推進している。	・引き続き難分解性有機物等の水質汚濁メカニズムの解明と、管理手法等を踏まえた水質改善の更なる推進を図る。	平成25年度に取りまとめ	－	－	・湖沼流域水循環健全化事業	
285	○ 河川の水質浄化対策を引き続き進めるとともに、水環境の悪化が著しい河川等においては、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質改善の取組を重点的に実施します。（国土交通省）		○	○				B-3	b 進捗中	・当該施策は平成13年度から開始しており、「第二期水環境改善緊急行動計画」のもと、関係機関と連携して水質改善の取組を実施。	・引き続き水環境の改善を図っていく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
286	○ 農業用排水路などから河川・湖沼などへ排出される汚濁負荷量を削減する対策として、水路内における水質浄化施設整備や、農業排水を再利用することにより、水稲の生育による吸収や水田の持つ脱窒作用などにより汚濁負荷量を削減する循環かんがい施設の整備などを引き続き推進します。（農林水産省）			○				B-3	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度において、水質保全対策事業（水質保全施設整備）を全国で4地区実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・農村地域防災減災事業費 ・農山漁村地域整備事業費	
287	○「自然の浄化力を活用した新たな水質改善手法に関する資料集（案）」（平成22年3月）等を参考に、湖沼の生態系の保全・再生等による水質改善に取り組みます。（国土交通省）		○	○				B-3 E-2	a+ 既に達成済み	・宍道湖等において、生態系の持つ自然浄化機能を活用した水質改善の取組を実施した。	・引き続き、水質改善の取り組みを推進。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
288	○　地下浸透規制、地下水採取規制、モニタリング、雨水浸透施設の設置促進などによる地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するための取組を進めます。（国土交通省、環境省）			○				なし	b 進捗中	・洪水対策として実施している流域貯留浸透事業により、雨水を一時的に貯留する施設を整備するほか、雨水浸透施設の設置に対して財政的支援を実施。 ・下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備促進のため、浸透能力の低減を見込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」として取りまとめた。 ・平成23年の水質汚濁防止法の改正により、地下水汚染の未然防止のための制度を創設し、同制度の円滑な実施を行っており、改正法施行時点で既に設置されていた施設については、構造基準等が3年間適用猶予されるため、猶予期間が終えるまでに基準等に適合させるため、効率的・効果的な方法による周知など実施した。また、法改正では措置の対象とはなっていない、施設以外で有害物質を使用・保管する場所における地下水汚染の未然防止について、検討を行った。 ・地下水環境基準項目において最も超過率の高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、代表的な地域における地下水の窒素濃度の将来予測等を行い、効果的な対策と削減目標値等の検討を実施。	・洪水対策として実施している雨水浸透施設の設置について、自治体への財政的支援を今後も継続するとともに、雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、引き続き検討を進めていく。 ・環境基準超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、対策を一層推進する必要がある。その発生源は多岐にわたり（家畜排せつ物、施肥、生活排水等）、また面的な汚染であることから、排水規制等の一律規制・点源対策では限界があり、各地域の状況に応じた、地域的・総合的な取組を推進することが必要である。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
289	○　冷水放流に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。（国土交通省）			○				B-3	b 進捗中	・選択取水設備を設置したダムにおいて適切な運用を図り、冷水放流対策を行った。	・今後も引き続き、選択取水設備等の設置・運用などにより、冷水放流対策に取り組む。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
290	○　濁水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選んで放流できる選択取水設備や洪水の終了により濁度が低くなった流入水について貯水池を迂回させて下流へ直接流す清水バイパスの設置、運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めます。（国土交通省）			○				B-3	a+ 既に達成済み	・選択取水設備や清水バイパスを設置したダムにおいて適切な運用を図り、濁水放流期間の短縮に努めた。	・今後も引き続き、選択取水設備や清水バイパス等の設置・運用などにより、濁水の長期化対策に取り組む。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
291	○　富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるとともに、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、プランクトンの増殖の抑制を図ります。（国土交通省、農林水産省）			○				B-3	b 進捗中	・曝気循環装置等を設置したダムにおいて適切な運用を図り、富栄養化防止に努めた。	・今後も引き続き、曝気循環装置等の設置・運用などにより、富栄養化対策に取り組む。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
292	○　河川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量である正常流量について、河川整備基本方針で設定するとともに、正常流量を確保するための方策として、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などを検討していきます。（国土交通省）			○				B-3	a+ 既に達成済み	・正常流量について、河川整備基本方針で設定し、正常流量確保のために、ダムなどの既存施設の有効活用や関係機関との調整による水利用の合理化などを検討・実施している。	・今後も引き続き、正常流量確保のための取り組みを推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
293	○　清流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上に配慮した試験放流を実施し、これによりサケの遡上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組みます。（国土交通省）			○				B-3	b 進捗中	・平成24年度は28ダム、平成25～平成28年度は30ダム、平成29年度は31ダム、平成30年度は32ダムにおいて、河川環境の保全・改善のために弾力的管理に取り組んでいる。	・今後も引き続き、河川環境の保全・改善のために、ダムの弾力的管理の取り組みを推進する。 ・引き続き、発電水利権者の協力を得ながら、対象発電所の水利権更新の機会などをとらえ進めていく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
294	○　これまでも、各地で浄化用水の導入などが検討・実施されてきていましたが、平成17年より全国7モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査するとともに、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進め、「都市の水辺整備ガイドブック」（平成21年2月）を作成しています。また、「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成18年3月）により、河川の流水を使用して環境用水を通水使用する場合に必要となる、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されており、今後も地域の特徴に応じた清流の再生を促進します。（国土交通省）			○				B-3	b 進捗中	・環境用水の導入を円滑に行えるように、明確化した水利使用の基準等に基づき、地域合意の下、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図っている。	・引き続き、環境用水を目的とする水利使用許可申請が提出されれば平成18年3月の取扱い基準に基づき審査を行った上で許可を行っていく。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
295	○ 農業水利施設を有効活用し、環境用水などを導水することにより、地域の清流を再生させる取組を支援します。（農林水産省）			○				なし	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度において、13地区の環境用水を取得する取組を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・農業競争力強化基盤整備事業費	
296	○ ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとします。（国土交通省）			○				B-3 E-2	b 進捗中	・平成24年度は28ダム、平成25～平成28年度は30ダム、平成29年度は31ダム、平成30年度は32ダムにおいて、河川環境の保全・改善のために弾力的管理に取り組んでいる。	・今後も引き続き、河川環境の保全・改善のために、ダムの弾力的管理の取り組みを推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
3 住民との連携・協働																
297	○ 引き続き、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めます。（国土交通省）	○		○				A-1	b 進捗中	・自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っている。	・引き続き、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っていく。	－	－	－	－	
4 河川を活用した環境教育や自然体験活動																
298	○ 子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るため、引き続き「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進めます。（国土交通省、文部科学省、環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。令和元年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所305箇所となっている。 ・文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。	・「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップをを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
299	○ 全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開しています。特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた指導者を養成する「指導者養成」の支援や、川で学ぶ体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進します。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。 ・RACが行う「全国一斉1万人・川の流れ体験キャンペーン」の支援を通じて河川水難事故防止に資する人材育成の推進を図っている。	・引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
300	○ 国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急的に取組事項などをまとめたアクションプランやその後の水難事故を受けて今後の具体的な対策等をまとめた報告書をとりまとめ、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施します。（国土交通省）	○						A-1	b 進捗中	・各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。 ・47都道府県において「川の防災情報」（http://www.river.go.jp/）上で河川防災情報等のデータ提供を実施 ・全国水難事故マップの整備を図り、危険箇所の情報提供を図っている。（https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid107.html）	・引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。 ・また、全ての都道府県において「川の防災情報」(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータ提供を実施。	－	－	－	・治水事業等関係費	
301	○ 次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を高める機会として、「こどもホタレンジャー」の顕著な活動に対する表彰及び活動報告会により、これらの活動事例が、各地域で取り組まれている水環境保全活動の一層の啓発となるよう引き続きこどもホタレンジャーの取組を推進していきます。（環境省）	○		○				なし	a 既に達成済み	・平成16年度から平成30年度まで毎年度実施した（通算応募件数は555件）。	・一定の普及と目的を達成したため、平成30年度をもって終了した。	－	－	－	・水環境保全活動普及促進事業	
5 河川環境に関する調査研究																
302	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用します。（国土交通省）			○		○		E-2	a+ 既に達成済み	・魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。 ・国が管理する全ての河川において、河川水辺の国勢調査結果から得られた情報を基に河川環境情報図を作成済。 また、既存の河川環境情報図は、定期的に実施されている河川水辺の国勢調査の結果を踏まえ、常に最新のものとなるよう、更新している。	・河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
303	○　全国の河川水辺の国勢調査の情報すべてを迅速に把握でき、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関する多面的な分析が可能になること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々に提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を推進します。（国土交通省、環境省、農林水産省）			○		○		E-2	a+ 既に達成済み	・河川水辺の国勢調査の結果にいては、他の全国的な調査データとの相互利用を進めているとともに、一般の方々に提供できるよう、電子化、GIS化し、HP上に公開している。 （http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/）	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・自然環境保全基礎調査費	
304	○　平成19年3月に河川水辺の国勢調査の実施要領を改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査については原則5年、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類など調査については原則10年でこれらの調査を1巡できるように進めるとともに、今後もさらに一層の利活用を図ります。（国土交通省）			○		○		E-2	a+ 既に達成済み	・魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	・河川水辺の国勢調査について、調査手法の見直し等によるコスト縮減を検討するとともに、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進める。また、調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
305	○　流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流送土砂量が多く美しい砂州が形成されている木津川、河川激甚災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われていた北川、自然復元型川づくりによって河道の蛇行再生を実施している標津川、広大なヨシ原や河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川を対象として、今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。（国土交通省）			○		○		E-2	b 進捗中	・多摩川、北川、標津川、岩木川の4河川については、共同研究は終了し、その研究成果は各河川の河川管理に活用されている。千曲川においては、引き続き現地調査をベースとした研究が進められている。	・これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
306	○　現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映されています。流量や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の設定、土砂還元などの具体的施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。（国土交通省）	○		○		○		A-1 E-2	b 進捗中	・多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映させるための魚類の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	・引き続き、多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映させるための魚類の生息場所に関する調査・研究等を行っていくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費	
307	○　市民の河川環境への関心を高める機会として、引き続き市民との協働による水生生物調査を実施します。（国土交通省、環境省）	○				○		A-1	a+ 既に達成済み	・当該調査は昭和59年より毎年実施しており、平成30年度は約5万人の参加を得て、全国の河川の1,951地点において調査を実施し、全体の65%の地点でサワガニやカワゲラ類等の指標生物の生息が確認され、「きれいな水」と評価された。	・引き続き水生生物調査を実施。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
第9節　沿岸・海洋																
（総括）　海洋の生態系サービスの持続可能な利用等のために、基礎情報の整理、島嶼における外来種駆除、許可漁業における規制の実施や混獲回避措置ほか、各種の管理措置を行っていました。また、藻場や干潟等の保全・創造・再生、地域も参加した海岸環境の保全・再生、漂着ゴミ対策や水質調査などの取組も進めました。																
1　沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全																
308	○　藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、海洋生物の希少性の評価方法等を検討し、海洋の希少な生物の情報整備を図ります。（環境省、農林水産省）					○		E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟・サンゴ礁などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。 ・また、海洋生物の希少性の評価手法について検討を行い、その手法に基づいた絶滅のおそれの評価検討を開始。 ・海洋生物レッドリストを平成28年度に作成した。	・モニタリング調査は現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・海洋生物情報整備推進費	
309	○　海流、気候、地理的条件などをもとに海域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴を持つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の生息や繁殖にとって重要な海域などに着目して、生物多様性の観点から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海域の保全状況をもとに、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかにします。（環境省）					○		C-1	a 既に達成済み	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23－25年度にかけて重要海域の抽出作業を進め、平成28年4月に公表。保護の強化が必要な海域として沖合域に着目し、平成31年4月の自然環境保全法の改正により、沖合域における海洋保護区として沖合海底自然環境保全地域制度を創設。	・要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	平成25年度までに重要海域抽出	平成23-25年度にかけて重要海域抽出作業に着手（平成25年度まで）	－	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	
310	○　海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要な海域の危機要因を分析し、必要な対策を検討します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・平成23－25年度にかけて重要海域の抽出作業を進め、平成28年4月に公表。重要海域のうち保護の強化が必要な海域として沖合域に着目し、海底の形質を変更するおそれのある特定の行為が規制される沖合海底自然環境保全地域制度を、平成31年4月の自然環境保全法の改正により創設。	・対策が困難な危機要因への取組が課題。	平成27年度までに重要海域の危機要因分析と対策の検討	平成23-25年度にかけて重要海域抽出作業に着手（平成25年度まで）	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
311	○　沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進めます。（環境省、国土交通省、関係府省）					○		E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟・サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。また、結果を海洋生物地理情報システム（OBIS）に提供するため、その日本ノードであるJ-RON（Japan Regional OBIS Node）と調整中。	・現在の取組を継続して進めて行く。	－	海洋政策支援情報ツールの公開	－	・地球規模生物多様性性モニタリング推進事業費	
312	○　海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下に明確化されたわが国における海洋保護区の設定のあり方に沿い、海洋生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的とした海洋保護区の設定の推進と管理の充実に努めます。その際、ネットワーク化の重要性について考慮するとともに、順応的管理の考え方のもとに各種の法規制と漁業者の自主規制を基本として、漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画の事例なども参考にし、漁業者をはじめとした様々な利害関係者の合意形成を図ります。（環境省、関係府省）						○	C-1	b 進捗中	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23－25年度にかけて重要海域の抽出作業を進め、平成28年4月に公表。 ・平成31年4月の自然環境保全法の改正により、沖合域における海洋保護区として沖合海底自然環境保全地域制度を創設。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	・重要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	わが国の管轄権内水域の10%の保護区化（令和2年）	領海及び排他的経済水域の約8.3%（平成23年5月）	領海及び排他的経済水域の約8.3% （令和2年3月）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	5
313	○　国立・国定公園の総点検事業の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海域公園地区の指定を進めます。さらに、海域公園地区については、必要に応じて規制の対象となる種を定め、保全を推進します。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・平成25年2月に瀬戸内海国立公園、平成26年3月に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園、平成27年3月に甑島国定公園、平成27年9月に吉野熊野国立公園、平成28年4月に西表石垣国立公園、平成29年3月に奄美群島国立公園、平成30年3月に三陸復興国立公園において海域公園地区を指定した。また、採補規制区域及び採補規制動植物については、海域公園地区の指定と併せて瀬戸内海国立公園で新規に指定を行っており、慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園においても海域公園地区の指定に併せて、指定を行うべくパブリックコメントの実施等の作業を進めている。	・引き続き、海域公園地区指定推進調査を進めるとともに、海域公園地区の新規指定や拡張を進める。	－	国立公園海域公園地区数：110箇所 国定公園海域公園地区数：68箇所 （平成23年度末）	国立公園海域公園地区数 ：143箇所 国定公園海域公園地区数 ：618箇所 （令和2年3月末）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	
314	○　国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、ウミガメの産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動など、国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生に取り組みます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・国立公園におけるオニヒトデの駆除実績（延べ45公園にて実施） H24：5公園 H25：5公園 H26：5公園 H27：6公園 H28：6公園 H29：6公園 H30：6公園 R1：6公園 ・国立公園におけるでウミガメの産卵地となっている砂浜等の海岸清掃実績 （延べ100公園にて実施） H24：11公園 H25：11公園 H26：12公園 H27：12公園 H28：13公園 H29：13公園 H30：14公園 R1：14公園	・引き続き国立公園の海域における適正な管理を行うことにより、海洋生態系の保全再生に取り組む。	－	マリンワーカー事業：海域を有する14国立公園で実施 （平成24年度）	マリンワーカー事業：海域を有する15国立公園で実施 （令和元年度）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	
315	○　国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、海域利用の普及啓発を推進します。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・令和元年度までに、15の国立公園海域公園地区において、延べ約500回の環境における勉強会や説明会を開催するなどして、海域利用に当たって、必要な情報を提供するとともに、普及啓発に努めた。 ・平成24年度末までに2つの国立公園について、沿岸・海域における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。	・引き続き国立公園の海域における適正な利用を推進することにより、海域利用の普及啓発を推進する。	－	－	－	・国立・国定公園新規指定等推進事業費 ・国立公園内生物多様性保全対策費	
316	○　海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を検討します。（環境省、関係府省）			○				B-3 B-5	b 進捗中	・国立公園の海域公園地区内においては、汚水や排水を規制し、海域の生物多様性の保全を図っている。	・引き続き、海域公園地区内においては法に基づく規制により、生物多様性の保全を図る。	－	－	－	－	
317	○　国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）		○					C-1	b 進捗中	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	－	－	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
318	○ 既存の制度等を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進するとともに、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、これを持続的に利用していくような海域も、効果的な保護区となりうるという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の浸透を図っていきます。（農林水産省）	○	○		○			B-2 C-1	b 進捗中	・生物多様性に配慮した漁業推進事業において、資源管理手法としての海洋保護区の効果について、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施している。また、国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行うためのパンフレットの作成作業を実施した。	・引き続き海洋保護区の効果について総合的検証を推進し、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。	－	－	－	・海洋生態系保全動向調査事業	
319	○ 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、藻場・干潟に関する情報整備を進め、保全施策に活用していきます。（環境省）					○		E-2	b 進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。自然環境保全基礎調査については、沿岸域の調査の一環として藻場・干潟の調査も進めていく。	－	－	－	・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
320	○ 同節1．2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を図ります。（環境省）						○	C-1	b 進捗中	【施策番号312から319までを参照】	【施策番号312から319までを参照】	管轄海域の保護区化 10% （令和2年まで）	管轄海域の保護区化 8.3% （平成23年5月）	管轄海域の保護区化 8.3% （令和2年3月）	【施策番号312から319までを参照】	5
321	○ 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。（農林水産省）			○				B-2	a+ 既に達成済み	【水産基盤整備事業】 平成24～29年度において、藻場・干潟の造成を7,665ha実施した。 【水産多面的機能発揮対策】 漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しているところ。本年度（令和元年度）からの事業のため成果は次年度以降。	【水産基盤整備事業】 平成30年度以降も引き続き、藻場・干潟の造成を推進している。 【水産多面的機能発揮対策】 次年度以降も引き続き藻場・干潟の保全・造成に取り組む活動組織に対して支援を実施していく予定。	藻場・干潟の保全・創造：5,500ha （平成24～28年度）	藻場・干潟の保全・創造 4,800(5,660)ha整備 （平成19～22(23)年度実績）	藻場・干潟の保全・創造 7,665ha整備 （平成24～29年度実績）	・水産基盤整備事業 ・水産多面的機能発揮対策	22
322	○ 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）			○				B-1 B-3	a+ 既に達成済み	・浚渫土砂を有効活用し、徳山下松港の干潟の再生や、東京湾、大阪湾において深堀跡の埋め戻しを実施し、水生生物の増加や青潮の一因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深堀跡の埋め戻しを推進。	干潟の再生の割合：約40%（平成28年度末）	干潟の再生の割合：約37.8% （平成23年度末）	干潟の再生の割合：約41.2% （平成30年度末）	・港湾整備事業費	23
323	○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・農業集落排水施設の整備推進が図られたことなどにより、令和元年度には農業集落排水処理人口普及率が94.6%（福島県の一部町村を除く）※となった。 ※東日本大震災の影響により調査不能な町村があるため参考値。	・農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的な施設の整備を推進する。	農業集落排水処理人口普及率　76%（平成28年度）	農業集落排水処理人口普及率　68% （平成21年度）	94.6% （令和元年度） ※東日本大震災の影響により調査不能な町村があるため参考値	・農山漁村地域整備交付金の内数 ・地方創生整備推進交付金の内数	24
324	○ 漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。（農林水産省）			○				なし	b 進捗中	・H29年度までに漁業系資材の圧縮・減容技術及び漁業系資材廃棄物の固形燃料化技術の開発により、廃発泡スチロールフロート等の運搬・処理経費の削減が達成され、一部の市町村で圧縮減容機が導入された。また、漂流・漂着物及び漁業系資材のリサイクル技術の普及のため、更なるコストダウンを図るともに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行った。 ・H30年度より、漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等を開始、生分解性プラスチック製の養殖資材の実証試験等を行っている。	・漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等に加え、R2年度から、リサイクルしやすい漁具の開発に向けた検討を行う。	－	－	－	・漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業（H25～H29） ・漁場環境改善推進事業のうち海洋プラスチックごみ削減対策事業（H30～R1） ・農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業（うち漁業における海洋プラスチック問題対策事業）（R2～）	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
325	○　赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。（農林水産省）			○				B－3	b 進捗中	・平成25年度から平成29年度にかけて下記のとおり、赤潮・貧酸素水塊対策推進事業を実施した。 （1）有害赤潮等発生監視と発生機構の解明 （2）有害赤潮モニタリング技術の高度化及び発生機構の解明、予察技術等の開発 （3）ノリ色落ち原因ケイ藻の発生モニタリング、発生機構解明、予察技術開発 （4）赤潮・貧酸素水塊広域連続観測技術の開発 （5）漁場生産力向上のための漁場改善実証試験 ・平成30年度から下記のとおり、漁場環境改善推進事業を実施する。 （1）栄養塩、赤潮・貧酸素水塊に対する被害軽減技術等の開発 （2）栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発 （3）赤潮・貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発 （4）リモートセンシングを活用した有害赤潮の種判別手法の開発	・漁場環境改善推進事業を実施することで赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制の強化等の推進に努める。	－	－	－	・赤潮・貧酸素水塊対策推進事業（平成25年度～平成29年度） ・漁場環境改善推進事業（平成30年度～）	
326	○　漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。（農林水産省）			○				B-2	b 進捗中	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24～29年度に17.7万ha実施した。	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成28年度までにおおむね23万ha実施する目標は達成できなかったが、継続して事業を推進している。	漁場の堆積物除去：23万ha （平成24～28年度）	漁場の堆積物除去：31.3(33.9)万ha整備 （平成19～22(23)年度実績）	漁場の堆積物除去：17.7万ha （平成24～29年度）	・水産基盤整備事業	25
327	○　サンゴ礁生態系の保全・再生及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続可能な発展を図るために策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を推進します。（環境省）								a+ 既に達成済み	・「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成28年3月に改訂し「サンゴ生態系保全行動計画2016-2020」を策定した。これに基づき、重点的課題を選定し、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより対策を推進した。	・取組の保全効果を長期的なデータに基づき定量的に評価する指標の設定が課題。策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行う。	平成27年度まで実施後、計画見直し	毎年の点検	－	－	
328	○「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を開催し、サンゴ礁生態系とそれに関連する社会経済的な変動も把握するための適切な評価指標を検討しつつサンゴ礁生態系保全行動計画の実施の点検を行うとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図ります。（環境省）						○	B-5	b 進捗中	・平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催し、同行動計画の評価を踏まえ,平成28年3月に改訂し「サンゴ生態系保全行動計画2016-2020」を策定した。 ・「サンゴ生態系保全行動計画2016-2020フォローアップ会議」を毎年開催している。	・取組の保全効果を長期的なデータに基づき定量的に評価する指標の設定が課題。策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行う。	平成27年度まで実施後、計画見直し	毎年の点検	－	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	
329	○モニタリングサイト1000などを活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進めます。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
330	○　同節1．2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。（環境省）						○	C-1	b 進捗中	【施策番号320に同じ】	【施策番号320に同じ】	管轄海域の保護区化10% （令和2年まで）	管轄海域の保護区化8.3% （平成23年5月）	管轄海域の保護区化8.3% （令和2年3月）	【施策番号312から319までを参照】	5
331	○　沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。（環境省）			○				D-2	b 進捗中	・平成14年度からサンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖で自然再生事業を実施している。また、平成27年度までに国立公園内の竜串で自然再生事業を実施済みのほか、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援実施済み。	・引き続き、サンゴ礁の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費	
332	○　沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。（農林水産省）			○				なし	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度において、水質保全対策事業（耕土流出防止施設整備）を沖縄県36地区、奄美群島4地区で実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・沖縄振興交付金事業推進費 ・農山漁村地域整備事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
333	○ 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)のサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。(環境省)					○		B-5	b 進捗中	・環境研究総合推進費の課題研究として、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響を予測。	・研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。	―	―	―	・環境研究総合推進費	
334	○ サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ鳥島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増養殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖技術の開発を行います。(農林水産省)			○				なし	b 進捗中	・これまで、沖ノ鳥島サンゴについて、種苗生産、移植、保全、モニタリング等の一連のサンゴ増殖技術の開発を進め、移植サンゴの産卵が確認されるなど、着実に成果が得られている。	・近年顕在化している高水温によってサンゴ礁が大規模に衰退する場合、自力や移植による手法だけでは回復に長時間を要することが問題となっているため、本事業によりサンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証をする。また、サンゴ礁の減少している海域において事業化を検討する。	―	―	―	・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費のうち厳しい環境条件下におけるサンゴの面的保全・回復技術開発実証事業費	
335	○ 種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については、それぞれの種の特性・生息状況や減少要因をふまえ、圧迫要因の除去又は軽減や、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の改善などを行い、様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実・強化を図ります。(環境省、農林水産省)		○	○				C-2	b 進捗中	・平成29年度10月に新たにツシマウラボシシジミの保護増殖事業計画を策定し、本計画数は51となった(うち平成24年度から新たに策定した計画数は16)。ツシマウラボシシジミを加えた全51種について保護増殖事業を実施中。 ・国有林野内に生息・生育する希少野生動植物の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を実施した。	・様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実、強化を図る。 ・引き続き、希少野生動植物種の保護管理に必要な事業を推進する。	―	―	―	・特定野生生物保護対策費	
336	○ 北海道の利尻島や天売島、石川県の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生息環境の保全を図ります。(環境省)		○					C-2	a+ 既に達成済み	・天売島においてウミガラスの捕食者の捕獲を行う等、海鳥の繁殖地として重要な離島において生息環境の保全を図っている。	・引き続き生息環境の保全を図る。	―	―	―	・特定野生生物保護対策費	
337	○ 小笠原において海洋島に残された固有種・希少種及び独特の生態系の保全並びに外来種に攪乱(かくらん)された生態系の健全化を実施しており、これを含め引き続き国立公園内における海洋島独特の島嶼(とうしょ)生態系の自然再生事業を推進します。(環境省)		○					D-2	b 進捗中	・平成14年度から、小笠原国立公園内において、植生の復元、外来種の駆除を目的とする自然再生事業を実施。」	・引き続き、島嶼生態系の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	―	―	―	・自然公園等事業費	
338	○ 沖縄県の石西礁湖においてはサンゴ群集の自然再生を実施しており、引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。(環境省)			○				D-2	b 進捗中	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	―	―	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	
339	○ 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年度を科学的に検討します。さらに、費用対効果を踏まえたより効率的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指します。また、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。(環境省、農林水産省)		○	○				B-4	a+ 既に達成済み	・奄美大島及び沖縄島やんばる地域におけるマングース防除事業については、科学的な検討の結果、奄美大島では令和4年度、沖縄島やんばる地域では令和8年度までを根絶の目標年度と設定したほか、低密度下における効率的な捕獲手法の開発も行った。そのほか、知床国立公園においてシマフクロウの脅威となるアライグマの、また伊豆沼・内沼、琵琶湖、蘭牟田池などのラムサール登録湿地においてはオオクチバス等の防除モデル事業を実施するとともに、その成果と課題について検証を行い、その結果を広く公表した。 ・国有林野の保護林等において、希少種であるアマミノクロウサギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、マングースの防除に資する情報収集等を実施した。	・マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオクチバスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。非意図的な侵入や国内移動による新たな侵入を防ぐことが課題。 ・引き続き、国有林野においても希少種への脅威となっている外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和元年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26 27
340	○ 利尻、礼文島において、オオハンゴンソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施します。(環境省)			○				なし	b 進捗中	・オオハンゴンソウなどの外来植物の除去などを実施した。	・現在の取組を継続して進めていく。	国立公園内において優先して除去すべき種の選定等の防除に向けた方針を策定した上で計画的な防除を実施	利尻島:オオハンゴンソウ27,000本を駆除(平成23年度) 礼文島:セイヨウタンポポ、シロツメクサ等3,150L分を駆除(平成23年度)	利尻島:オオハンゴンソウ20,327本を駆除(平成24年度) 礼文島:セイヨウタンポポ、シロツメクサ等2,250L分を駆除(平成24年度)	・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
341	○ 小笠原諸島、南西諸島などの島嶼(とうしょ)など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)		○	○				B-4	a+ 既に達成済み	・奄美大島、沖縄島やんばる地域におけるマングースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除等を実施。 ・国有林野においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 なお、外来植物の効果的な駆除を推進するため、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度の活用を検討した。	・マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオクチバスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。非意図的な侵入や国内移動による新たな侵入を防ぐことが課題。 ・引き続き、国有林における外来植物の駆除等を実施する。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的な推進を検討する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和元年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26 27
342	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。(環境省、文部科学省、農林水産省)		○	○				C-1	b 進捗中	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	―	―	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	
343	○ 引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生息状況をはじめ、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。(環境省、農林水産省)					○		E-2	a+ 既に達成済み	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。 ・水産資源保護法に基づき特定の水産動植物の採捕等を禁止した。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・特定野生生物保護対策費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
344	○ 希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)	○	○		○			C-2	b 進捗中	水産業にとって重要な種に関して、国際議論の動向、国際会議での提案の背景・妥当性等について詳細に調査・分析を行った。漁業がウミガメ類や海鳥類、サメ類に与える影響について考慮するため、ウミガメ類の実態について調査を行った。	希少野生水生生物について環境関連条約、国際機関における国際議論の動向、国際会議での提案・妥当性等について詳細に調査・分析する。上記の結果を踏まえて保全と持続的利用のあり方を検討する。	―	―	―	・海洋生態系保全動向調査事業	
345	○ サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	○	○		○			B-2	b 進捗中	・海洋生態系保全動向調査事業等において、サメ、海鳥等の混獲の現状等について調査・分析を実施した。また、ウミガメの定置網の混獲実態について調査するとともに、ウミガメ混獲防止技術の開発を実施した。	・引き続き、混獲の現状等について調査・分析を行い、随時、その結果を踏まえて混獲回避技術の開発を実施する。また、漁業者に対し、混獲回避の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどの指導・普及啓発活動を実施する。	―	―	―	・海洋生態系保全動向調査事業 ・水産資源調査・評価推進事業	
346	○ 希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)					○		B-2	b 進捗中	・科学的根拠に基づく捕獲頭数の設定や強化網の開発等の被害防止対策を進めているところ。	・引き続き、科学的根拠に基づく捕獲頭数の設定や強化網の開発等の被害防止対策を進める。	―	―	―	・有害生物漁業被害防止総合対策事業	
347	○ 鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)						○	なし	b 進捗中	・鯨類について目視調査等の実施により科学的知見の蓄積を図っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・鯨資源調査等対策推進費 ・日本沿岸域鯨類調査事業 ・鯨類捕獲調査円滑化対策	
2 里海・海洋における漁業																
348	○ 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。(農林水産省)			○				B-2	a+ 既に達成済み	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	22
349	○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。(農林水産省)						○	なし	b 進捗中	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	24
350	○ 漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。(農林水産省)			○				なし	b 進捗中	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	―	―	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	
351	○ 赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)			○				B－3	b 進捗中	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	―	―	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	
352	○ 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。(農林水産省)			○				B-2	b 進捗中	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	25

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
353	○ 漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進し、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出します。(農林水産省)			○				B-2	b 進捗中	・水産生物の生活史に対応した広域的に連携する漁場環境形成手法の検討、各生活史段階に応じた漁場機能を強化する技術の開発・実証を実施するとともに、木材利用を促進する増殖技術開発への支援を行なった。 ・良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備を平成24～28年度に18海域で実施した。	・開発した水産生物の生活史に対応した広域的に連携する漁場環境形成手法や木材利用を促進する増養殖技術を水産基盤整備事業で利用していく。 ・平成30年度以降も引き続き、良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備を推進している。	魚礁や増養殖場の整備:6万ha (平成24～28年度) 漁場の堆積物除去:23万ha (平成24～28年度)	魚礁や増養殖場の整備:4.1(5.1)万ha整備 (平成19～22(23)年度実績) 漁場の堆積物除去:31.3(33.9)万ha整備 (平成19～22(23)年度実績)	魚礁や増養殖場の整備:7.0万ha (平成24～29年度) 漁場の堆積物除去:17.7万ha (平成24～29年度)	・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費のうち水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業費 ・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費のうち木材利用を促進する増殖技術開発事業費 ・水産基盤整備事業	28 25
354	○ 漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となったが、被災3県除きの漁業集落排水処理人口比率は、平成28年度の実績値が67%となっており、目標値(平成28年度)である65%は達成済。	・平成22、23年度については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となった。今後は、被災自治体と調整し全国集計が可能になるよう対応するとともに、引き続き漁港周辺水域の水質保全対策を行う。	漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率:65% (平成28年度まで)	漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率:49% (平成21年度末実績)	71% (平成30年度)	・農山漁村地域整備交付金の内数 ・地方創生整備推進交付金の内数	29
355	○ 豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進することにより、国民に親しみやすい漁村景観の保全・形成に寄与した。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進することにより、国民に親しみやすい漁村景観の保全・形成を図る。	―	―	―	・農山漁村振興交付金	
356	○ 体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図るために必要な施設等の整備を実施します。(農林水産省)		○					なし	a+ 既に達成済み	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進した。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進する。	―	―	―	・農山漁村振興交付金	
357	○ 水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進します。(農林水産省)						○	B-2	b 進捗中	・水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価に係る作業を行っている。	・毎年、水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を行う。	―	―	―	・水産資源調査・評価推進事業	
358	○ 資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除に取り組みます。(農林水産省)						○	なし	b 進捗中	・マグロ類等に関する地域漁業管理機関において、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画した。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	―	
359	○ 鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させるよう努めます。(農林水産省)						○	なし	b 進捗中	・鯨類について目視調査等の実施により科学的知見の蓄積を図るとともに、科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが国際的に理解されるよう努めているところ。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・鯨資源調査等対策推進費 ・日本沿岸域鯨類調査事業 ・鯨類捕獲調査円滑化対策	
360	○ 資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ針などの混獲回避に向けた取組を進めるとともに、これらの漁業活動により海洋生物の多様性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図ります。(農林水産省)	○	○		○			B-2 C-1	a+ 既に達成済み	・水産資源の持続的利用のため、大臣許可漁業で操業期間の制限等の規制を設けるとともに、保護水面の適切な設定を実施している。 ・また、混獲回避のため、まぐろ延縄漁業において、トリポールを義務化し、ネムリ針の導入を推進している。 ・さらに、国際的な議論に対応するため、水産資源持続的利用国際動向調査事業において、サメ、海鳥等の混獲の現状等について調査・分析を実施した。	・引き続き、大臣許可漁業で操業期間の制限等の規制を設けるとともに、保護水面の適切な設定を実施する。 ・また、混獲回避に向けた取組を更に進める。 国際的な議論に対応するため、引き続き混獲の現状等について調査・分析を実施し、混獲防止のための普及啓発を行う。	―	―	―	・生態系保全動向調査事業	
361	○ わが国漁船による操業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度47協定以上に維持・増大することにより、漁業資源の持続可能な利用、混獲削減などに積極的に貢献します。(農林水産省)						○	なし	b 進捗中	・マグロ類等に関する地域漁業管理機関において、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画した。	・現在の取組を継続して進めていく。	多国間漁業協定:47協定以上(毎年度維持・増大)	52協定 (平成23年度末)	52協定(令和2年3月)	―	30

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
362	○　漁業許可制度、漁獲可能量（TAC）制度等による資源管理とあわせ、平成23年度からは、新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源状況等に即して休漁、漁具・漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの適切かつ計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要があります。このため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を進めるとともに、基本的に全ての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促します。（農林水産省）		○					B-2	a 既に達成済み	・当該施策は、平成23年度から実施しており、国及び都道府県ごとに資源管理指針を策定し、これに沿って関係漁業者は資源管理計画を作成し、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置を実施している。 ・令和2年3月末現在、全国で2,066件の資源管理計画が策定されており、我が国の漁業生産量の約9割が「資源管理計画」の下で生産されている。 ・当該施策により資源管理計画の作成数は着実に増加しており、漁業者は公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施している。	・資源管理の一層の推進を図るため、今後もすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促進を図る。また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理を各地で実施する必要があるため、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容を見直す仕組みの構築を推進する。さらに、改正漁業法の下での漁業者自身による自主的な資源管理をより効果的なものとなることを目指して、これまで行われていた資源管理指針・計画体制は、今後は法律に基づく資源管理協定へと順次移行し、新たな資源管理を実施してまいります。	－	－	－	EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業	
363	○　生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じ、その普及に努めます。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書への記載や、パンフレットの配布等により、普及促進を図った。	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベルについて、さらなる認知度の向上及び認証取得の促進を図る。	－	－	－	・日本発の水産エコラベル普及推進事業	
364	○　放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。（農林水産省）	○						なし	b 進捗中	・平成26年度、人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を作成。	・生態系や資源の持続性に配慮した取組を継続して進めていく。	－	－	－	－	
365	○　養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。（農林水産省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・持続的養殖生産確保法第4条に基づく漁場改善計画の策定 ・漁場改善計画については、既に生産量ベースで海面養殖業の9割を達成	・引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、同計画の策定状況の把握等に努めていくとともに、持続的な養殖生産の確保を図る。	－	－	－	－	
366	○　魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。（農林水産省）						○	なし	a 既に達成済み	・クロマグロ養殖用餌料高度化促進事業において、クロマグロ用配合餌料開発。	・出荷サイズのクロマグロへ給餌可能な配合餌料を実用化したが、その普及が課題。	－	－	－	・水産資源回復対策に必要な経費	
367	○　さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。（農林水産省）		○	○				なし	b 進捗中	・国立研究開発法人水産研究・教育機構は水産資源保護法第20条に基づき、種の特性と多様性の維持に配慮したふ化放流を実施するとともに、放流魚と野生魚の共存を目指したさけ・ます類資源保全技術の開発に取り組んでおり、河川及びその周辺の生態系に配慮したさけ・ます増殖事業を進めている。	・引き続き、国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進していく。	－	－	－	・国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費交付金	
368	○　平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台から9割に推進します。（農林水産省）							なし	a 既に達成済み	・持続的養殖生産確保法第4条に基づく漁場改善計画の策定 ・漁場改善計画については、既に生産量ベースで海面養殖業の9割を達成	・引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、同計画の策定状況の把握等に努めていくとともに、持続的な養殖生産の確保を図る。	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合：9割（令和4年まで）	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合：7割台（平成22年）	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合：9.1割 （平成31年1月）	－	31
369	○　希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。（農林水産省）	○	○		○			C-2	b 進捗中	【施策番号344に同じ】	【施策番号344に同じ】	－	－	【施策番号344に同じ】	【施策番号344に同じ】	
370	○　サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。（農林水産省）	○	○		○			B-2	b 進捗中	【施策番号345に同じ】	【施策番号345に同じ】	－	－	【施策番号345に同じ】	【施策番号345に同じ】	
371	○　環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。（農林水産省）			○				B-2	b 進捗中	・内水面漁業者の行うカワウ・外来魚の駆除等の取組を支援することにより、外来魚やカワウの被害防止対策を講じています。	・広域化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。	－	－	－	・内水面漁場・資源管理総合対策事業	
372	○　希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっても、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。（農林水産省）					○		B-2	b 進捗中	【施策番号346に同じ】	【施策番号346に同じ】	－	－	【施策番号346に同じ】	【施策番号346に同じ】	
373	○　鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号347に同じ】	【施策番号347に同じ】	－	－	【施策番号347に同じ】	【施策番号347に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
3 海岸環境																
374	○ 海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。（農林水産省、国土交通省）	○						B-1 C-1	b 進捗中	・地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて海岸環境の保全・再生を推進した。	・地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
375	○ 養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。（農林水産省、国土交通省）	○		○				B-1 C-1	b 進捗中	・自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進した。	・砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
376	○ 「渚の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、侵食が進んでいる海岸へ流用（サンドバイパス）を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。（農林水産省、国土交通省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ることにより、生物生息域の保全と創出に寄与。	・構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
377	○ ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを推進します。（農林水産省、国土交通省）		○	○				B-1 C-1	b 進捗中	・必要に応じ住民等の参加を得ながら施設の配置や構造の工夫を行うことにより、生物生息域の保全と創出に寄与。	・海生生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸の形成を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
378	○ ウミガメの産卵地などの海浜や自然度の高い海岸植物群落については、国立・国定公園の指定などによる保護区の拡充を検討するとともに、自然公園法に基づく特別地域内において、必要に応じて、許可を受けなければ車馬などの乗入れをしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。（環境省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・平成25年5月に陸中海岸国立公園について、自然度の高い種差・階上海岸等の海岸植物群落を拡張した上で三陸復興国立公園として指定した。	・引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。	－	国立公園乗入れ規制区域：19公園35地区（平成23年度末） 国定公園乗入れ規制区域：10公園17地区（平成23年度末）	国立公園乗入れ規制区域：20公園38地区（令和2年3月末） 国定公園乗入れ規制区域：10公園17地区（令和2年3月末）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	
379	○ 海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進します。（農林水産省、国土交通省）	○		○				B-1 C-1	b 進捗中	・環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を推進した。	・海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
380	○ すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上を図るとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策との一層の連携を推進します。（農林水産省、国土交通省）	○						A-1	b 進捗中	・国土の保全とあわせて、安全で快適な海浜利用に資する海岸環境整備を推進。	・国土の保全とあわせて、安全で快適な海浜利用に資する海岸環境整備を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
381	○ 平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りながら、海岸漂着物対策の一層の推進に努めます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・平成22年3月に、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、地域の実情に応じて、海岸漂着物対策を総合的に推進することで、漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、各種施策を総合的に実施していく必要がある。	－	－	－	・海洋ごみに係る削減方策総合検討事業	
382	○ 海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めます。具体的には、エコ・コースト事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めます。（農林水産省、国土交通省）	○						A-1	b 進捗中	・計画段階からの地域住民等の参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を推進した。	・計画段階からの地域住民等の参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
383	○　大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理を進めます。（農林水産省、国土交通省）			○				B-1 C-1	a+ 既に達成済み	・漂着量が採択要件に達する前から、現地着手が可能となるよう拡充するなど、災害による漂着ゴミや流木の処理を推進することにより、森・里・川・海のつながりを認識するとともに、発生源対策につながり、その結果、沿岸における生物多様性の保全に寄与。	・海岸保全施設の機能阻害の原因となる海岸漂着ゴミや流木について、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による処理を引き続き推進。	－	－	－	・農業施設災害関連事業費 ・漁港施設災害関連事業費 ・河川等災害関連事業費	
384	○　漂着ごみについては全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリングを継続的に実施するとともに、都道府県域を越えた広域連携による発生抑制対策等、地域の実情に応じた効果的な対策の支援に努めます。漂流ごみ・海底ごみについても引き続き実態把握に努め、関係省庁と連携を図りながら必要な対策の検討を進めます。また、東日本大震災による洋上漂流物をはじめ、わが国から流出したごみについても実態把握を行い、関係国との協力体制の構築に努めます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・我が国周辺海域におけるマイクロプラスチックを含める漂流・海底ごみの状況を把握するため、全国的・経年的なモニタリング調査を実施した。 ・流域圏での沿岸～内陸にわたる広域的なごみ発生抑制促進のため、複数地方公共団体連携による排出抑制対策モデル事業を実施し、その効果の計測・評価方法をとりまとめている。 ・漂着ごみ等の問題解決のため、多様な関係主体間の連携・協力の推進を図るとともに、我が国の取組を国内外へ発信するため、「プラスチック・スマート」を展開した。 ・東南アジア諸国における海洋ごみ調査の実施を促すため、人材育成に向けた招へい者研修を実施した。	・漂着ごみの全国的・経年的な状況把握を行い、また、特定の地域の主要漂着ごみを対象に原因究明調査・発生源対策の検討を行う。 ・また、代表的地域における漂流・海底ごみについて、実態と影響を把握し、更なる対策の必要性等を検討する。 ・あわせて、漂流・海底ごみに関する調査を行い、発生原因の推定と生態系にも配慮した効率的な回収実施のための技術的検討を行い、漂着・漂流・海底ごみの総合的な対策を講じる必要がある。 ・引き続き、「プラスチック・スマート」を推進することにより、問題解決のための主体間連携・協力の推進を図るとともに我が国の取組の発信を行う。	－	－	－	・海洋ごみに係る削減方策総合検討事業	
385	○　都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を行います。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・海岸漂着物地域対策推進事業による支援を活用し、都道府県が地域の実情を踏まえて地域計画を策定し、回収・処理、発生抑制対策について取組が進められているところ。各都道府県等を通じて漂着ごみ回収・処理、発生抑制に向けた取組が推進され、地域の実情に応じた漂流・漂着ごみ等の対策が実施されることで、漂流・漂着ごみ等の誤飲などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・引き続き、基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、国としても各種施策を総合的に実施していく必要がある。	－	－	－	・海岸漂着物等地域対策推進事業	
386	○　国立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、海域の国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業）による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度から令和元年度までに、6国立公園でオニヒトデの駆除を実施し、14国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜等の海岸清掃を実施した。	・引き続き国立公園の海域における適正な管理を行うことにより、海洋生態系の保全再生に取り組む。	－	マリンワーカー事業：海域を有する14国立公園で実施 （平成24年度）	マリンワーカー事業：海域を有する15国立公園で実施 （令和元年度）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	
387	○　安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。（農林水産省、国土交通省）			○		○		B-1 C-1	b 進捗中	・海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた、生態系に配慮した海岸整備について調査検討を行った。	・自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
388	○　地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）			○	○	○		B-1 C-1	b 進捗中	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方を検討した。	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を推進。	－	－	－	－	
389	○　これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を、今後とも引き続き行います。（農林水産省、国土交通省、環境省）			○				B-1 C-1	b 進捗中	・海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き行うことにより、生物生息域の保全と創出に寄与。	・海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き推進。	－	－	－	【施策番号374～389に係る予算】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
4 港湾環境																
390	○ 海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。(国土交通省)			○				B-1 B-3	a+ 既に達成済み	・東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫や覆砂等による水質・底質の環境改善を推進する。	三大湾における底質改善割合:約50%(平成28年度末)	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合:約46.2% (平成23年度末)	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合:約51.5% (平成30年度末)	・港湾整備事業費	
391	○ 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋め戻しを推進します。(国土交通省)			○				B-1 B-3	a+ 既に達成済み	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	23
392	○ リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。(国土交通省)			○				B-1 B-3	a+ 既に達成済み	・リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、広島湾に整備した現地実証実験施設においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	・引き続きリサイクル材の干潟造成への活用に向けた現地実証実験を進め、知見を蓄積する。	干潟の再生の割合:約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合:約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合:約41.2% (平成30年度末)	・港湾整備事業費	23
393	○ 広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。(国土交通省)			○				B-1 B-3	b 進捗中	・瀬戸内海において、浚渫土砂の広域利用を調整する枠組みとして協議会を設置した。	・引き続き浚渫土砂の広域利用について検討を実施。	―	―	―	・港湾整備事業費	
394	○ 多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。(国土交通省)			○				A-1	a+ 既に達成済み	堺泉北港や志布志港等における港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	・引き続き多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進。	―	―	―	・港湾整備事業費	
395	○ 老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進します。(国土交通省)			○				B-1 B-3	b 進捗中	・新潟港等に整備した生物共生機能を付加させた港湾構造物においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	・引き続き老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。	―	―	―	・港湾整備事業費	
5 海域汚染対策																
396	○ バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、環境省、外務省)	○			○			なし	a 既に達成済み	・IMOの海洋環境保護委員会において船舶へのバラスト水管理システム搭載義務付け時期に関する見直し提案を行うなど、IMOにおける条約発効に向けた議論に積極的に参加するとともに、我が国は平成26年に同条約を締結。その後、平成28年9月に発効要件が満たされ、1年後の平成29年9月に発効した。	・引き続き、バラスト水管理条約の実施に関する課題を解決するために、IMOにおける海洋環境保護等の議論に積極的に参加していく。	―	批准国数35カ国、合計商船船腹量27.95% (平成24 年5月28日) (日本は未批准)	批准国数84カ国、合計商船船腹量91.10% (令和2年7月3日)	―	
397	○ 条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。(環境省、国土交通省)			○				なし	a+ 既に達成済み	・IMOが示したバラスト水管理条約に関する14項目のガイドラインについて検討を実施するとともに、バラスト水交換海域を設定するための基礎資料となる海洋環境調査を実施した。バラスト水管理条約に付随するガイドラインの検討、外国の動向調査及び周辺海域における海洋環境調査等を実施し、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めた結果、我が国は平成26年に同条約を締結し、その後、平成28年9月に発効要件が満たされ、1年後の平成29年9月に発効した。	・船体付着物に関する情報収集調査等を実施し、外来生物の移入等の海洋生態系への影響の防止を図る。 ・引き続き、バラスト水管理条約の実施に関する課題を解決するためのIMOにおける議論に積極的に参加していく。	―	―	―	・海洋環境関連条約対応事業費	
398	○ 油及び有害液体物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図について、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟、藻場など)の情報の更新を行います。(環境省)			○				なし	a+ 既に達成済み	・OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(ESIマップ)及び有害物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(HNS-ESIマップ)を作成した。	・引き続き、海上輸送可能な有害液体物質が追加される毎に、脆弱沿岸海域図を更新し、突発的な大規模流出事故に対応可能なよう、整備を行っていく。	―	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/esi/esi_title.html	―	・海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	
399	○ 汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂及び放置座礁船の処理などの水質浄化対策を推進します。(国土交通省)			○				B-1 B-3	b 進捗中	【施策番号390に同じ】	【施策番号390に同じ】	【施策番号390に同じ】	【施策番号390に同じ】	【施策番号390に同じ】	【施策番号390に同じ】	32

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
400	○ 里海ネットや里海づくりの手引き書を活用して、里海づくりの考え方や具体的活動の普及促進を図ります。また、東日本大震災で大きな被害を受けた海域を、豊かな里海として復興するための調査や行動計画の策定に取り組みます。また、シンポジウムなどを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。（環境省）		○					B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・H24には「宮古湾里海復興プラン」、H25には「里海復興プラン策定の手引き」を策定した。 ・人が関わってより良い海を作り、豊かな恵みを得る「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するため、里海づくりに係る手引書や全国の活動状況等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」で提供している。 ・また、世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス会議）については毎回出席し、各国に知見を提供している。	・引き続き、全国の活動状況調査の結果や手引書等について里海ネットを通じた情報発信を行っていく。 ・引き続き、世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス会議）等に出席し、各国に「里海」の概念を情報発信していく。	地域における里海復興プランの策定（～平成25年）	東北地方の5つの閉鎖性海域において環境（水質、底質、藻場等）調査を実施	宮古湾里海復興プランの策定（平成24年度） 里海復興プラン策定の策定（平成25年度）	・豊かさを実感できる海の再生事業	
401	○ 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減を着実に実施します。また、環境基準がほぼ達成された海域がある一方で、今後も水環境改善を進める必要がある海域があることを踏まえ、場所や季節を考慮したきめ細やかな対応について検討していくとともに、下層DO等の改善に向けて取り組みます。（環境省）		○					B-3	a+ 既に達成済み	・毎年度、各指定水域の水質等について統一的な手法による調査を行い、海域の水環境状況を把握 ・海域ごとに発生負荷量及び海域への流入負荷量の状況を経年的に把握 ・調査結果を公表し、水環境の状況や発生負荷量を捉える基礎データとして利用。 ・第７次水質総量削減における削減目標はおおむね達成された。 ・調査結果等も基に、第8次水質総量削減制度の在り方を取りまとめ（H27年度）、第8次総量削減基本方針を策定し（H28年度）、総量削減に取り組んでいる。 ・底層DOの改善対策をH28年度より検討している。	・汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に水質総量削減を推進する。 ・調査・検討結果を踏まえ、中央環境審議会において、今後の水質総量削減の在り方について検討を行う。	第7次水質総量削減における削減目標量（平成26年度） COD：東京湾177t/日 伊勢湾146t/日 瀬戸内海472t/日	COD：東京湾183t/日 伊勢湾158t/日 瀬戸内海468t/日 （平成21年度実績）	COD：東京湾163t/日 伊勢湾141t/日 瀬戸内海404t/日 （平成26年度実績）	・水質総量削減の方向性の検討 ・底層DO等の改善に向けた水環境改善方策検討費 ・総量削減状況等モニタリング	33
402	○ 閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（国土交通省）			○				B-1 B-3	b 進捗中	・平成27年1月に「既存施設を活用した段階的高度処理の普及ガイドライン（案）」を策定し、既存の下水道施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的高度処理を含む高度処理の導入を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進した。 ・浚渫土砂を有効活用し、徳山下松港の干潟の再生を実施し、水生生物が増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・引き続き、既存の下水道施設の一部改造や運転管理の工夫により、早期かつ安価に高度処理化を図る「段階的高度処理」の導入を推進し、高度処理の普及促進につなげる~~推進する~~とともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進する。 ・また、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進する。	干潟の再生の割合：約40% （平成28年度末）	干潟の再生の割合：約37.8% （平成23年度末）	干潟の再生の割合：約41.2% （平成30年度末）	・港湾整備事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・下水道事業関係費	23
403	○ 都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のための行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとともに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開します。行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。 （国土交通省、内閣官房、農林水産省、経済産業省、環境省）	○		○				なし	b 進捗中	・地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定し、陸域負荷削減、海域環境改善、モニタリング等の施策を推進している。東京湾においては平成24年度に第1期計画の最終評価を行い、平成25年度に第2期計画を策定し、新たに東京湾官民連携フォーラムの設立により、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働し、官民一体となって取組める体制を整備した。 ・東京湾、大阪湾、伊勢湾および広島湾の閉鎖性海域の水質改善に向けて海の再生プロジェクトの施策を推進している。 ・東京湾、大阪湾、伊勢湾および広島湾において、国民・流域住民の関心の醸成及び汚濁メカニズムの解明等を目的として、「東京湾環境一斉調査」「大阪湾再生水質一斉調査」「伊勢湾流域圏一斉モニタリング」「広島湾水質一斉調査」を実施した。	・引き続き、下水道施設の整備等による水質浄化対策を行うことなど、河川等の水質改善を図ることにより、「海の再生」の実現を推進していく。 ・今後も、各海域において行動計画に基づく施策を推進していくとともに、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働し、官民一体となって取組める体制の整備を進める。	－	－	－	・港湾整備事業費 ・下水道事業関係費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・地域自主戦略交付金 ※海上保安庁 ・船舶交通安全及海上治安対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
404	○ 有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関して、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会で策定された委員会報告を踏まえ、解明すべき課題として提言された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂、懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な評価モデルの構築、二枚貝の浄化能力などの生態系の機能を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。（環境省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・評価委員会は、有明海・八代海等における再生方策等を平成29年３月に委員会報告として取りまとめるとともに、今後、長期的に蓄積すべき観測データや、新たに実施すべき調査・研究開発の課題が具体的に示された。これを踏まえ、再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進めている。	・評価委員会及び小委員会における、有明海・八代海等の再生の評価に関する審議を加速させるため、必要な調査を行う。	有明海及び八代海等の再生（具体的再生の目標及び達成期限等は評価委員会において審議決定される。）	赤潮発生が大規模化する等環境悪化が継続していると思われる。（有明海及び八代海等の現状評価は評価委員会で決定される。）	－	・有明海・八代海等再生評価支援事業	
第2章　横断的・基盤的施策																
第1節　生物多様性の主流化の推進																
（総括）　国連生物多様性の10年の取組をはじめとした普及啓発、自然公園、山村、里地里山、河川、海辺から都市公園まで多様な場を活用した各種の自然体験・学習による自然とのふれあいを進めました。また、具体的事例における経済価値評価を実施したほか、生物多様性分野における事業者の取組事例の収集等を行いました。																
1　普及広報と国民的参画																
405	○ 国、地方自治体、経済界、メディア、NPO/NGO、若者、有識者などの各主体間での連携による取り組みを強力に進めるため、引き続き、多様な主体で構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）を通じた各主体間のパートナーシップによる取り組みを推進します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施し、これらの取組を通じて各主体間のパートナーシップによる取組を促進した。また、「国連生物多様性の10年」（2011年～2020年）の折り返しにあたる平成27年に中間評価を行い、平成28年にはロードマップを作成した。	・引き続き、UNDB-Jの年度計画に基づく各種取組を実施するほか、平成27年に実施した中間評価を受けて、平成28年に策定されたロードマップに沿った進捗管理を実施していく。 ・また、最終年度である令和2年度は、これまでのUNDB-Jの取組を総括するとともに、令和3年度以降の新たな取組を検討する。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
406	○ UNDB-Jにおいて、全国の様々なセクターが一堂に会して、生物多様性に関する取組を発表し、意見や情報を交換する場として、1年に1回程度、「生物多様性全国ミーティング」を開催します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・全国ミーティングを1年に1回程度開催し、優良事業の発表やパネルディスカッション等を実施した。	・引き続き、1年に1回程度、生物多様性全国ミーティングを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見・情報の交換を行っていく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
407	○ UNDB-Jにおいて、COP11のサイドイベントを開催するなど、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を特別事業として実施します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・平成24年10月に、COP11のCEPAフェアスペースでサイドイベントを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。COP12以降はCBD事務局との共催でUNDB-DAYを開催している。平成25年11月には、第1回アジア国立公園会議のポスターセッションに出展し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。	・引き続き、各年度のトピックとなるテーマに応じて特別事業を実施し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信していく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
408	○ UNDB-Jにおいて、各地の環境パートナーシップオフィス（EPO）や青少年団体、大学、自然系博物館、動物園、水族館、植物園等と連携・協力して、各地で地域セミナーやワークショップを開催します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・各地で地域セミナー及び地域フォーラムを令和元年度までに17回開催し生物多様性の主流化に向けた意見交換等を行った。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けた意見・情報の交換を行っていく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
409	○ UNDB-Jにおいて、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）が実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点から、UNDB-Jが推奨する連携事業を認定します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・これまでに163の連携事業を認定（令和元年11月時点）し、生物多様性全国ミーティング等において紹介するなど、積極的な広報活動を行っている。	・認定した連携事業について、引き続き、積極的な広報活動を行っていく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
410	○ UNDB-Jにおいて、効果的なCEPA（Communication,Education&[Public Awareness）活動を行っていくため、「地球いきもの応援団」、「My行動宣言」、「グリーンウェイブ」、各種ツール・アイテム等の把握・評価・開発・活用（UNDB-J推薦図書等）、広報誌の発行など、様々な主体への働きかけを実施します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	以下のような様々な取組によりCEPA活動を行った。 ・平成25年3月に子供向け推薦図書（愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものとつながる100冊～）を選定した。以降も、読み聞かせ会など様々なイベントとの連携により広報を実施した。 ・「地球いきもの応援団」の中から、国民一人ひとりが生物多様性の大切さを理解して行動に移せるように先導する「生物多様性リーダー」を任命した。 ・平成24年9月に旗揚げした「生物多様性キャラクター応援団」が協力して普及啓発に取り組む共同宣言を行った。 ・「MY行動宣言」シートの活用や「グリーンウェイブ」への参加を広く呼びかけた。 ・生物多様性マガジン「Iki・Tomo（イキトモ）」を発行し、一般の方々に生物多様性の大切さを伝えた。	・引き続き、これらの取組によりCEPA活動を行うほか、事業者をはじめ様々な主体との協力・タイアップにより、事業規模の拡大を図っていく。 さらに、UNDB-Jの活動の趣旨に賛同し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」の拡大を図り、生物多様性の主流化、国民運動への足掛かりを探っていく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
411	○ 生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことに加え、愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に設立したUNDB-Jの活動のシンボルとなるロゴマークや、子供向けの広報キャラクターである「タヨちゃんサトくんとなかまたち」を効果的に使うことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・前述のUNDB-Jの各種取組等を通じ、ロゴマークや広報キャラクターを効果的に活用することで、普及啓発に努めている。	・引き続き、UNDB-Jの各種取組等を通じ、普及啓発に努めていく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費など	
412	○ 生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への参画を実施します。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「エコライフ・フェア」、「エコプロダクツ展」等様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発に努めた。	・引き続き、様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発に努めていく。	－	－	－	・「国連生物多様性の10年」推進事業費など	
413	○ 「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では全体の56%でしたが、その認知度を平成31年度末までに75%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・前述のUNDB-Jの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6事業者と消費者の取組の推進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めた。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努めていく。	「生物多様性」の認知度、75%以上 （令和元年度末）	「生物多様性」の認知度、56% （平成24年）	「生物多様性」の認知度、51.8% （令和元年）	－	34
414	○ 「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では34%でしたが、その認知度を平成31年度末までに50%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・前述のUNDB-Jの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6事業者と消費者の取組の推進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めた。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努めていく。	生物多様性国家戦略の認知度、50%以上 （令和元年度末）	生物多様性国家戦略の認知度、34% （平成24年度）	生物多様性国家戦略の認知度、**25.4**% （令和元年度）	－	35
415	○ 「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計736件（朝日、毎日、読売）ですが、平成31年度には1,500件まで増加させることを目標とし、広報・普及啓発を進めていきます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・前述のUNDB-Jの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6事業者と消費者の取組の推進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めた。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努めていく。	生物多様性新聞掲載数、1,500件 （令和元年度）	生物多様性新聞掲載数、636件 （平成20年度）	生物多様性新聞掲載数、262件 （令和元年度）	－	36
416	○ 希少野生動植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動のほか、「生物多様性基本法」や「生物多様性地域連携促進法」等に基づく法定計画等の策定の取組を支援します。（環境省）	○	○	○				A-1 B-1 B-4 C-1 C-2	a+ 既に達成済み	・地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動に向けて、生物多様性保全推進支援事業（交付金）により平成24年度から令和元年度までに119事業を支援した。 ・地域生物多様性保全活動支援事業（委託）により、平成24年度から平成26年度末までに39の法定計画の策定を支援した。	・生物多様性保全推進支援事業（交付金）については、より効果的な措置となるよう、対象事業の整理・拡充等を順次図りつつ、継続している。	－	－	－	・生物多様性保全推進支援事業	
417	○ 地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を援助、促進するため、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援を行うとともに、既存事例の紹介や「生物多様性地域戦略策定の手引き」の見直し、普及を行います。（環境省）			○				A-1	b 進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業（委託）により平成24年度から26年度までに21自治体の生物多様性地域戦略の策定を支援し、平成26年に見直した「生物多様性地域戦略策定の手引き」の活用により、取組の推進を図った。 また、地域戦略による優良事例や効果を取りまとめた生物多様性地域戦略のレビュー結果をホームページで公開した他、平成29年度から未策定の自治体等を対象に、知見のある者を派遣し、課題整理や助言等の支援を実施した。	引き続き、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、取組の推進を図る。	生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県 （令和2年）	18都道府県 （平成24年3月末）	44都道府県 （令和2年3月末）	・生物多様性国家戦略推進費	37
418	○ 生物多様性の保全上重要と認められる地域において地方公共団体が実施する、生物多様性の保全・回復を図るための事業に対して、地域自主戦略交付金（内閣府所管）により支援します。（環境省）			○				B-1 C-1 D-2	b 進捗中	・平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、平成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設。これらの交付金により、熊本県が実施する国内初の大規模ダム（荒瀬ダム）撤去等を支援。 球磨川に設置された荒瀬ダム撤去による自然再生は、重要湿地500である球磨川河口との生態系ネットワーク形成に大きく貢献している。	・今後も引き続き生物多様性保全回復施設整備交付金により、生物多様性保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における、都道府県による自然再生事業を支援していく。	－	－	－	・生物多様性保全回復整備事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
419	○ 「生物多様性地域連携促進法」に基づく地域連携保全活動計画の策定を支援するため、地方自治体や地域のNPO/NGOなど多様な主体の参加による地域セミナーを開催することにより、法令や制度に対する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図ります。(環境省)	○						A-1	a 既に達成済み	・平成24年度における全国3箇所での生物多様性地域連携促進セミナーの開催を始め、地方自治体や地域のNPO/NGO等が集まる場において、法制度に関する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運の醸成を図った(平成24年度から令和元年度までに15市町村が地域連携保全活動計画を策定)。	・活動の実施状況に関する情報の収集及び発信、生物多様性保全推進支援事業による財政支援等を推進することにより、地域連携保全活動計画の策定を支援する。	―	―	―	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
420	○ 「生物多様性地域連携促進法」の制度をわかりやすく説明する資料を作成するとともに、各地域で行われている生物多様性の保全のための活動に関する事例収集・課題分析を行い地域連携促進法のホームページを作成して全国に発信します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○						A-1	a+ 既に達成済み	・平成24年度及び平成30年度に生物多様性地域連携促進法を紹介するパンフレットを改定した。また、同法律の概要、国内の作成事例、地域連携保全活動支援センターの設置状況等について紹介するウェブサイトを作成し、情報発信を行った。	・生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地域連携保全活動支援センターの設置時に環境大臣への報告を義務づけていないため、定期的に都道府県等を通じて情報収集を行うとともに、その結果を反映してウェブサイトを更新する。また、支援センターに係る優良事例や設置にあたってのティップス等を取りまとめ、情報の一層の拡充を図る。	―	―	―	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
421	○ 平成23年に策定された「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等を推進します。また、策定等に当たっては、住民参加、公表等、透明性の向上に努めます。(国土交通省)	○		○				A-1	b 進捗中	・都市の生物多様性の確保のに配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を、平成28年11月に「都市の生物多様性指標(簡易版)」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組みを推進した。	・「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	―	緑の基本計画 策定市町村:662市町村 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定市町村:686市町村 (平成31年3月)	―	
422	○ 国民等からの寄付金により自然保護のために自然の豊かな民有地を取得して保全を図るナショナル・トラスト活動や、公益社団法人ゴルフ緑化推進による緑化事業、国内外の自然環境保全プロジェクトを助成する経団連自然保護基金など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)	○						A-1	b 進捗中	・ナショナル・トラスト活動に伴う税制上の優遇措置に関する通知や活動の手引き、パンフレットをウェブサイトに掲載する等、ナショナル・トラスト活動等の促進に向けた普及啓発を実施。なお、活動の手引きについては、平成29年度に税制面に関する情報を拡充する形で改定を行った。	・引き続き、ナショナル・トラスト活動等が促進されるよう、ウェブサイトによる情報提供を行うほか、より効果的な普及啓発の方法について検討する。	―	―	―	―	
423	○ 毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに、全国各地で白書を読む会を開催することなどにより、広くその普及に努めます。(環境省)	○						A-1	b 進捗中	・毎年度生物多様性白書を作成。環境白書・循環型社会白書と合冊で国会に提出し、国民向けに普及版及び概要版を作成。 また、令和元年度には全国8カ所で白書を読む会を開催し、生物多様性の重要性や国等の取組に関する国民への普及啓発に努めた。	・引き続き、白書の作成及び環境白書を読む会の開催による国民への普及啓発に努める。白書を読む会については、より多くの国民の参加を得られるよう開催方法等の見直しの必要性の検討が必要。	―	―	・白書を読む会を全国8箇所で開催 (令和元年度)	環境行政年次報告書作成等経費	
424	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	○						A-1	b 進捗中	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	―	―	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	
425	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)						○	なし	b 進捗中	・各主体のパートナーシップによる取組を支援し、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供。	・引き続き、事業を実施。			―	・地球環境パートナーシッププラザ運営費 ・市民活動等支援事業	
426	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	○				○		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	・市民参加型調査であるいきものみっけを実施し結果を公表した。 ・また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきものログ」を新たに構築し、平成25年に供用開始した。	・「いきものログ」を運用し、取組を継続して進めていく。	―	―	―	・自然環境保全基礎調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
427	○　多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。（国土交通省）	○		○				A-1	a+ 既に達成済み	・河川整備計画の策定等においては、住民の意見を取り入れるとともに、市民団体との連携・協働を図っている。	・引き続き、河川整備計画の策定等において、市民団体との連携・協働を図っていくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
428	○　国有林野において、生物多様性の保全などより一層国民の求める管理経営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画等の計画案の作成前の段階から広く国民に意見を求める取組を進めます。また、計画に基づく各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画区レベルで複数の指標により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた地域管理経営計画等の策定や変更に当たり、計画案を広く公表して国民の意見を聞くなど、双方向の情報受発信による対話型の取組を進めた。 ・国有林野における生物多様性の保全の取組を定量的に評価する仕組みを整備した。	・引き続き、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するとともに、生物多様性の保全の取組の定量的な評価を開始する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
429	○「2　自然とのふれあい」、「3　教育・学習・体験」、「4　人材の育成」、「5　経済的価値の評価」、「6事業者と消費者の取組の推進」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方自治体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○						A-1	b 進捗中	・各種取組を通じ、多様な主体の自主的な行動や連携を促進した。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、行動や連携の促進に努めていく。	－	－	－	－	
2　自然とのふれあい																
430	○　地域や企業等へ体験活動の重要性等に関する理解を求める普及啓発を実施するとともに、青少年の自然体験活動指導者の質の向上を促すこと等により、青少年の自然体験活動を推進します。（文部科学省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・地域や企業などへの普及啓発として、「青少年の体験活動推進企業表彰」を実施し、平成25年から平成30年度までに企業から応募のあった延べ357事業を事例集にて紹介するとともに、自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成29年度までに約430人の指導者を養成した。	・「青少年の体験活動推進企業表彰」を実施するなど、引き続き、地域や企業などへの自然体験活動への理解を求めていくための普及啓発を実施し、指導者の質の向上を促す。	－	－	－	・青少年の体験活動の推進	
431	○　独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進します。（文部科学省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・全国に設置する28の国立青少年教育施設を年間約500万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成25年度から平成30年度までに44,298人の指導者を養成した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、平成25年度から平成30年度までに8,757件を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。	－	－	－	・独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金	
432	○　優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	【施策番号29に同じ】	【施策番号29に同じ】	－	－	【施策番号29に同じ】	【施策番号29に同じ】	
433	○　環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	－	－	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	
434	○　利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。（環境省）			○				B-1 B-5 C-2	b 進捗中	・吉野熊野国立公園西大台利用調整地区、知床国立公園知床五湖利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。 その他、知床国立公園の知床半島先端部、大雪山国立公園の松仙園地区において管理手法の検討を実施。	・引き続き利用者の集中など過剰利用による問題が生じている地域における管理手法を検討するとともに、利用調整地区の適切な管理を推進する。	－	利用調整地区数：2地区（平成24年3月末）	利用調整地区数：2地区（令和2年3月末）	・国立公園内生物多様性保全対策費	
435	○　子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。（環境省、文部科学省）	○						なし	b 進捗中	・自然保護の大切さや自然との付き合い方、また、生きものに対する思いやりの心など、豊かな人間性を育むことを目的として、自然保護官の指導の下、国立公園等で自然保護パトロールや美化清掃、自然観察会等を小・中学生を対象に実施している。	・自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用があることから、引き続き、取り組んでいく必要がある。	－	－	－	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
436	○　自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。（環境省）	○						なし	b 進捗中	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	－	－	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
437	○ 「みどりの月間（4月15日～5月14日）」「自然に親しむ運動（7月21日～8月20日）」「全国・自然歩道を歩こう月間（10月）」の期間を中心に、全国各地で自然観察会などの、自然とふれあうための各種行事を実施します。さらに、環境省ホームページ「自然大好きクラブ」で自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報を配信し、自然とのふれあいの機会をより一層増やします。（環境省、国土交通省）	○						なし	b 進捗中	・自然とふれあうための各種行事を実施し、より多くの国民に自然と触れ合う機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、ホームページでの情報発信を行っている。	・引き続き、ホームページやパンフレット等による情報発信の充実を図り、自然と触れ合う機会の増加に努める。	－	－	－	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
438	○ 国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページ「インターネット自然研究所」において、コンテンツの追加や見直しなど必要なバージョンアップを図り、自然とのふれあいの推進に貢献します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・「インターネット自然研究所」ウェブサイトでは、全国の国立公園等に設置しているライブカメラで撮影した画像を提供しているが、自然とのふれあいの推進により貢献していくため、カメラの新設により提供する画像を増加している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
439	○ 森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、子どもたちに入門的な森林体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林・関連施設の整備や情報提供、並びに人材の育成、森林・林業体験活動の受入体制の整備及び普及啓発活動などを実施します。（農林水産省、文部科学省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・森の子くらぶ活動等の体験活動の場に関する情報の提供、木育、森林管理署等における森林教室の実施等を通じた教育関係機関等との連携の強化、人材の育成等を実施している。	・次世代林業基盤づくり交付金（森林・林業再生基盤づくり交付金）は平成29年度で終了し、森林・山村多面的機能発揮対策による教育・研修活動の支援メニューは平成30年度で終了したが、今後も継続して取組を進めていく。	－	－	－	・次世代林業基盤づくり交付金（森林・林業再生基盤づくり交付金） ・森林・山村多面的機能発揮対策	
440	○ ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子供たちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・「緑の少年団」に対し、活動を推進する体制づくり、少年団間の交流、全国大会等の開催を支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・新たな森林空間利用創出事業	
441	○ 国有林野においては「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。（農林水産省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・これまで全国30地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、令和元年度末時点で、「遊々の森」154箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定等を推進する。	－	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績172箇所 （平成22年度末）	・これまで全国30地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績154箇所（令和元年度末）	・森林整備・保全費	
442	○ 生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園においては、引き続き市民参加などにより、その環境の整備・保全に取り組むとともに、こうした貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境負荷の小さい持続可能な循環型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。（国土交通省）	○	○					A-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地・里山環境の整備・保全、体験学習プログラムの提供等により、都市近郊の里地里山の保全・管理や地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習等の普及啓発活動が推進された。	・現行の取組の継続・拡充を図る。	－	（参考）国営公園整備面積：2,961ha、17箇所 （平成23年3月）	国営公園整備面積：4,251ha、17箇所 （平成31年3月）	・国営公園事業費	
443	○ 都市公園などでは、地域のNPOや学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多数実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していきます。（国土交通省）			○				A-1	a+ 既に達成済み	・都市公園等において、地域のNPOなどとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都市住民の身近な自然とのふれあいを推進。	・引き続き、都市公園等において、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していくことが必要。	－	都市公園等整備面積：118,165ha 、99,874箇所（平成23年3月）	都市公園等整備面積：127, 321ha 、110,279箇所（平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
444	○ 都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・下水道のプレゼンスを向上させ、必要なリソース・活力・元気を確保するため、提案・参加型の広報に関するプラットフォームとして「下水道広報プラットフォーム（GKP）」を設置し、「エコプロダクツ」などにおいて小中高生を対象とした環境教育に関する展示を実施した。また、「下水道の日」である9月10日を中心に、国、地方公共団体等が、国民の下水道に対する理解・関心を高める行事を実施した。	・引き続き、GKPと連携し、小中高生を対象とした環境教育に関する展示の実施や、「下水道の日」である9月10日を中心に、国、地方公共団体等が、国民の下水道に対する理解・関心を高める行事を実施する。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
445	○　都心部に位置する国民公園（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑）の広大な緑地は、環境教育、環境学習にとって格好のフィールドで、いずれの公園も多くの歴史的遺構や文化財を有しており、歴史的な学習の場としても適していることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進していきます。特に、「母と子の森」などを活用し、自然資源を活かした新たな環境教育プログラムの提供を推進していきます。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・パークボランティアによる園内のガイドウォークと旧洋館御休所の特別公開や、母と子の森をフィールドとした親子向けの自然教室を開催した。 ・「母と子の森」においては、「母と子の森」維持管理に関する中期計画及び新宿御苑生態的管理方針（暫定）を作成しており、里地里山的な自然環境を目指し、生物多様性に配慮した管理を行った。例えば、在来生物の生息に悪影響を与えている外来生物の排除に取り組んだり、昆虫の食草の保全や小動物のすみかの設置により生物の生息環境への配慮をしたり、観察会以外の人の立ち入りを制限したエリアを設定したりしている。	・今後も継続して内容の充実を図りながら取り組みを進めていく。 ・パークボランティアによる旧洋館御休所公開は、民間事業者委託し、御休所の案内はガイドに含めたものに変更する。（R２年度～）	－	－			
446	○　川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など（「子どもの水辺」再発見プロジェクト）を行います。（国土交通省、文部科学省、環境省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号298に同じ】	【施策番号298に同じ】	－	－	－	【施策番号298に同じ】	
447	○　子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育の学習素材をインターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対応した河川に関する様々な情報を発信した。	・学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
448	○　河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。（環境省、国土交通省）	○		○				なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約6.2万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,432地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成25年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約5.9万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,258地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成26年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約6万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,252地点のうち、全体の61%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成27年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約5.8万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,227地点のうち、全体の62%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成28年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約5.7万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,076地点のうち、全体の62%の地点で「きれいな水」と判定された。・平成29年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約5.5万人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,004地点のうち、全体の63%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成30年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約5.1人の参加を得て行われた。全国の調査地点1,951地点のうち、全体の65%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・令和元年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約5.3万人の参加を得て行われた。全国の調査地点1,984地点のうち、全体の62%の地点で「きれいな水」と判定された。	・国交省との連携を図りつつ、参加者の増加に努めていく。	－	－	－	－	
449	○　豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	【施策番号355に同じ】	【施策番号355に同じ】	－	－	【施策番号355に同じ】	【施策番号355に同じ】	
450	○　海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を地方公共団体やNPOなどと連携しながら全国各地で展開します。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・児童や親子を対象に自然体験プログラム（「海辺の自然学校」）を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催した。 ・令和元年度までに139件の「海辺の自然学校」を開催し成果を上げた。	・引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。 それにより、地域の自治体、教育機関、NPO等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。	－	海辺の自然学校：17件（平成23年度）	海辺の自然学校：20件（平成30年度）		
451	○　国立公園内で、自然生態系が消失・変容した箇所において、湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を実施します。（環境省）			○				D-2	b 進捗中	・平成24年度から令和元年度までに、国立公園内において、自然再生事業（7地区）を実施。	・引き続き、自然再生事業を推進する。	－	－	－	・自然公園等事業費	
452	○　国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域自主戦略交付金（内閣府所管）により支援します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号37に同じ】	【施策番号37に同じ】	－	－	【施策番号37に同じ】	【施策番号37に同じ】	
453	○　国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱（かくらん）などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号32に同じ】	【施策番号32に同じ】	－	－	【施策番号32に同じ】	【施策番号32に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
454	○ 体験活動の場となる森林・関連施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・山村地域や都市近郊の里山林等において、子ども達の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場や、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施している。なお、国有林においては、これまで全国30地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施した。	・次世代林業基盤づくり交付金（森林・林業再生基盤づくり交付金）は平成29年度で終了したが、今後も継続して取組を進めていく。	－	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「『学校林・遊々の森』全国子どもサミット」を開催	－	・次世代林業基盤づくり交付金（森林・林業再生基盤づくり交付金） ・地域連携推進等対策のうち森林・林業体験交流促進対策	
455	○ ほ場整備などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	－	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	
456	○ 都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進します。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・都市農業の振興のため、平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を制定するとともに、市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進した。	・引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供など、多様な機能の発揮を促進していく。	－	－	－	・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）	
457	○ 体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園などの整備を推進します。（国土交通省）	○						A-1	b 進捗中	・環境学習の活動拠点施設を備える都市公園等の整備を推進し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を推進し、都市公園等整備面積（平成30年度末）は平成22年度に比べて約7%増加した。	・引き続き、環境学習の活動拠点を備える都市公園等の整備の推進が必要。	－	都市公園等整備面積：118,165ha 、99,874箇所（平成23年3月）	都市公園等整備面積：127, 321ha 、110,279箇所（平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
458	○ 都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度までに、新たに市民緑地の指定面積：9.4haが増加し、民有地における緑地の保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	－	市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所（平成23年3月）	市民緑地の契約締結面積998,770㎡、169か所（平成31年3月）	－	
459	○ 体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図るために必要な施設等の整備を実施します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	【施策番号356に同じ】	【施策番号356に同じ】	－	－	【施策番号356に同じ】	【施策番号356に同じ】	
460	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ改変しないようにするとともに、改変する場合でも最低限の改変にとどめ、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。（国土交通省）			○				B-1 C-1	a+ 既に達成済み	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。なお、推進にあたっては「実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）」、「大河川における多自然川づくりーＱ＆Ａ形式で理解を深めるー」等を整備し事業を行っている。	・引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
461	○ 河川が子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体などから構成される協議会を設置し、地域と一体となって、水辺に近づける河岸整備、瀬や淵・せせらぎの創出など、水辺の整備など（水辺の楽校プロジェクト）を実施します。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。令和元年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所305箇所、「水辺の楽校」登録箇所288箇所となっている。	・「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
462	○ 河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。（国土交通省）			○				A-1	a+ 既に達成済み	・美濃加茂地区かわまちづくりなど地域と一体となった取組を行っており、利活用が活発で質の高い「まちの顔」となる良好な水辺空間整備に取組んでいる。	・引き続き、「まちの顔」となる良好な水辺空間整備に取組んでいく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
463	○ 大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、沿川における市街地の整備と併せて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行います。（国土交通省）			○				B-1 C-1	a+ 既に達成済み	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。なお、推進にあたっては「実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）」、「大河川における多自然川づくりーＱ＆Ａ形式で理解を深めるー」等を整備し事業を行っている。 ・全ての河川について、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行っている。	・引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
464	○ 優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの渓流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、又は景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。（国土交通省）			○				B-1 C-1	a+ 既に達成済み	【施策番号263に同じ】	【施策番号263に同じ】	－	－	【施策番号263に同じ】	【施策番号263に同じ】	
465	○ 堤防の治水機能の維持、増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を行います。（国土交通省）			○				A-1	a+ 既に達成済み	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っており、H24.5に大野川について樹林帯指定の告示を実施済み。	・引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
466	○ 港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場ともなる干潟等などの整備を行っています。（国土交通省）	○		○				B-1 B-3	a+ 既に達成済み	・浚渫土砂を有効活用し、徳山下松港の干潟の再生を実施し、水生生物の増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進する。	干潟の再生の割合：約40% （平成28年度末）	干潟の再生の割合：約37.8% （平成23年度末）	干潟の再生の割合：約41.2% （平成30年度末）	・港湾整備事業費	23
467	○ 海岸保全施設の整備にあたっては、当該地区における生物の生息状況などを踏まえたうえで、必要に応じて緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を検討し、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。（農林水産省、国土交通省）	○		○				A-1	b 進捗中	・海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進した。	・海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
468	○ 長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過しているため、社会状況等の変化により利用の実態に合わなくなっている路線について路線計画の見直しを行うとともに、国の直轄事業及び地域自主戦略交付金（内閣府所管）等の支援により、利用の魅力を高めていくための環境整備を着実に推進します。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・長距離自然歩道の設定等に向けて、調査及び現地関係者との調整を実施した。また、都道府県に対する交付金等の支援により、整備の推進を行った。	・引き続き、長距離自然歩道の設定等や交付金等の支援に努める。	－	整備計画距離 26,726km （平成22年12月末）	整備計画距離 27,795km （令和2年3月末）	－	
469	○ 国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備（標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など）、地域と一体となったエコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一的な整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・全国34の国立公園において、長距離自然歩道、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	・引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	－	－	－	・自然公園等事業費	
３ 教育・学習・体験																
470	○ アメリカ合衆国の提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測（GLOBE）計画」に参加し、GLOBE協力校の指定を行います。（文部科学省）		○		○			A-1	a+ 既に達成済み	・平成24年度から令和元年度までにのべ73校をグローブ協力校として指定し、グローブ活動を支援している。	・今後もグローブ協力校の活動を支援していきたい。	－	GLOBE協力校数：15校 （平成24年度）	GLOBE協力校数：12校 （令和元年度）	・環境教育の実践普及	
471	○ 環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換などを行います。（文部科学省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・平成24年度に開催された環境学習フェアでは、全国から120名が参加し、実践例の発表や情報交換を行った。（全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換については、平成25年度以降、施策番号470の一環として実施。）	（全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換については、平成25年度以降、施策番号470の一環として実施。）	－	環境学習フェア登録者数：307名（平成22年度）	－	・環境教育の実践普及	
472	○ 自然の中での長期宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動を推進します。（文部科学省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・児童生徒の健全育成等を目的として、小学校・中学校・高等学校等における自然体験等様々な宿泊体験活動の取組への支援等を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	宿泊を伴う自然に親しむ体験活動を実施している全国の小学校の割合：85%	－	・健全育成のための宿泊体験活動推進事業	
473	○ 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）	○	○					A-1	b 進捗中	エコスクールパイロット・モデル事業において、エコスクールとして整備する学校1,663校をモデル校として認定（平成28年5月） なお、平成29年度よりエコスクールパイロット・モデル事業をエコスクール・プラスに名称を変更し、198校をエコスクール・プラスとして認定（令和2年3月末時点）	・引き続き、エコスクール・プラスを実施。	－	太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備について、エコスクールパイロット・モデル事業として1,340校を認定（平成24年4月）	エコスクールとして整備する学校1,663校をモデル校として認定（平成28年5月） なお、平成29年度よりエコスクールパイロット・モデル事業をエコスクール・プラスに名称を変更し、198校をエコスクール・プラスとして認定（令和2年3月末時点）	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
474	○　環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。（文部科学省、環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修（旧環境教育学習指導者養成基礎講座）を文部科学省と連携し、実施した。	・令和2年度においても、文部科学省と連携し、実施する予定である。	－	講座登録者数：70名 （平成23年度）	育成研修参加者：783名 （令和元年度）	・環境教育強化総合対策事業	
475	○　天然記念物の活用施設の整備など、環境学習の機会につなげるためにも、地方公共団体などと連携して天然記念物を活用した学習活動を促進するための支援を継続していきます。（文部科学省）		○					なし	b 進捗中	・天然記念物活用施設数に変化なし。 ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業の国庫補助事業等、天然記念物再生事業費の国庫補助により、天然記念物の保護・活用を推進するための取組を支援した。 　歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費の国庫補助実績（H27～R1） 　交付件数　2,256件　の内数 　交付金額　33,929百万円　の内数 　天然記念物再生事業費の国庫補助実績（H24～R1） 　交付件数　235件　の内数 　交付金額　847百万円　の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	－	天然記念物活用施設（9カ所） （平成24年3月末現在）	－	・有形文化財等の保存整備等（歴史活き活き！史跡等総合活用整備・天然記念物再生）	
476	○　社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援していきます。（文部科学省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト（～平成24年度）」「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（平成25年度～26年度）」の実施を通じ、環境問題を含む様々な地域課題の解決のための取組を支援した。	・引き続き、社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援。	－	－	－	・社会教育による地域の教育力強化プロジェクト（～平成24年度） ・公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（平成25年度～）	
477	○　動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるような場として、博物館活動の充実を図ります。（文部科学省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・国立科学博物館において、調査研究や標本資料の収集を通じて蓄積した知的・物的資源を活用した展示や学習支援活動等を実施するとともに、博物館を活用したモデル的な学習プログラムの普及、全国の科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の貸出及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行った。	・引き続き実施予定。	－	－	－	・独立行政法人国立科学博物館運営費交付金	
478	○　子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。（環境省、文部科学省、農林水産省）	○						なし	b 進捗中	・身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行っている。自然保護の大切さや自然との付き合い方、また、生きものに対する思いやりの心など、豊かな人間性を育むことを目的として、自然保護官の指導の下、国立公園等で自然保護パトロールや美化清掃、自然観察会等を小・中学生を対象に実施している。	・子ども達が自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していくことが必要であり、引き続き施策を講じていく。自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用があることから、引き続き、取り組んでいく必要がある。	－	－	－	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費 ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費（国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業）	
479	○　小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を引き続き推進し、農業体験・自然体験を通じて生物多様性の理解の促進を図ります。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）	○						A-1	b 進捗中	・小学生が宿泊体験活動を行う際の支援（文部科学省）、子供たちを受け入れる地域の体制構築や交流促進施設等の整備への支援（農林水産省）、地方公共団体が自主的にこれらの取組を行う場合の支援（総務省）を行ってきた。さらに関係省庁が連携して学校、地方自治体、農山漁村地域の各担当者を対象とした研修を実施するなど、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進を図った。 なお平成30年12月より、対象を小中高の児童生徒に見直しを行うなど、引き続き、子供の農山漁村での宿泊体験活動を関係省庁が連携し推進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）（文部科学省） ・農山漁村振興交付金（農泊推進対策）（農林水産省） ・都市・農山漁村の教育効果による地域活性化推進等事業（総務省） ・特別交付税（総務省）	
480	○　子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ」などを企業、民間団体等と連携・協力して促進します。（環境省）								b 進捗中	・当該事業は公益法人事業として、引き続き実施している（国からの支援は受けていない）。	・引き続き、企業、民間団体等と連携・協力して事業を実施。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
481	○ 環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供。 ・令和元年３月末までに、総務省の政府共通プラットフォームへのシステム統合を完結させる必要があったことから、「環境教育・環境学習データベース」を統合・廃止（令和２年3月末）。 その上で、同様の情報発信が可能となるよう、Webサイトを再構築し、学校、企業、地域、家庭など、あらゆる場において活用いただける環境学習に関する情報提供やコンテンツ配信等を展開しているところ。	・一部内容を見直し、引き続き、事業を実施。			－	・環境教育強化総合対策事業	
482	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）事例の掘り起こしを行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することや、ESDの関係者を連携させる人材を育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・ESD活動支援センターを活用して情報発信や取組団体との連携強化など、地域に根ざしたESDを促進	・引き続き、事業を実施。			－	・環境教育強化総合対策事業	
483	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全の意欲の増進又は環境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・令和元年度までに環境教育等促進法に基づき、人材認定等事業を49件登録し、広く活用を図るなど、環境教育等促進法に基づく人材認定制度に適切に対応。	・引き続き、事業を実施。			－	・環境教育強化総合対策事業	
484	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号425に同じ】	【施策番号425に同じ】			－	・地球環境パートナーシッププラザ運営費	
485	○ 川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など（「子どもの水辺」再発見プロジェクト）を行います。（国土交通省、文部科学省、環境省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号298に同じ】	【施策番号298に同じ】	－	－	【施策番号298に同じ】	【施策番号298に同じ】	
486	○ 国民や民間団体等による環境保全活動や環境教育等の活動が効果的に行われるために、情報提供や助言、指導者等のあっせん又は紹介等を行う民間団体で、一定の基準を満たすものを指定し、広く活用を図ります。（環境省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号483に同じ】	【施策番号483に同じ】			－	【施策番号483に同じ】	
487	○ 土地や建物の所有者等が、当該土地や建物を自然体験活動等の体験の機会の場として提供する場合に、当該土地や建物を都道府県知事が認定する制度を適切に運用します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・環境教育等促進法に基づき、体験の機会の場制度に着実に対応。 令和元年度までに環境教育等促進法に基づき「体験の機会の場」を18箇所認定	・引き続き、事業を実施。			－	・環境教育強化総合対策事業	
4 人材の確保・育成																
488	○ 自然保護思想の普及啓発を図るため、全国の国立公園などでパークボランティアを養成します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・研修等を実施しパークボランティアの活動の支援を行った。 （令和元年度のパークボランティアの人数：1,440人）	・引き続きパークボランティアのスキルアップを図り、自然保護指導の普及啓発を行っていく。	－	－	－	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
489	○ 全国の自然学校などで研修を行い、自然学校のインストラクターやエコツアーにおけるガイドなど指導者やガイドとして活躍できる人材を育成します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・エコツーリズムの普及・促進に大きく寄与する、ガイドやコーディネーター等の人材育成を目的とした研修やアドバイザー派遣等の支援を行った。	・引き続き人材育成を支援していく。	－	－	－	・国立公園満喫プロジェクト推進事業	
490	○ 海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」を、地方公共団体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国の主要な地域での開催を支援していきます。（国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・NPO法人　海に学ぶ体験活動協議会にオブザーバーとしてバックアップし、「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」の開催に協力した（H24～R1の開催数：8回）。	・引き続き、企画の段階からオブザーバーとしてバックアップしていく。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
491	○ 環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。（文部科学省、環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	－	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	
492	○ 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境カウンセラーとして登録し、広く活用を図ります。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・環境カウンセラー登録制度を着実に運用（令和２年３月末現在：登録者数3185人）。	・引き続き、事業を実施。	－	－	－	・環境教育強化総合対策事業	
493	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。（環境省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号483を参照】	【施策番号483を参照】	－	登録事業所数：38 （平成24年4月）	登録事業所数：61 （令和２年３月）	・環境教育強化総合対策事業	
494	○ アジアにおける環境人材育成ビジョンに基づく、環境人材育成コンソーシアムを通じ、大学、企業、NPO等で個別に実施されている環境保全活動や環境教育をつなぎ、これらの主体の協働による環境人材の育成を推進します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・環境人材育成コンソーシアムと連携して、企業における環境人材育成を推進。	・引き続き、事業を実施。	－	会員数：83 （平成24年4月）	会員数：58 （令和２年３月）	・環境教育強化総合対策事業	
495	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います。（環境省、外務省、関係府省）				○	○		E-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約関連の締約国会議や補助機関会合、専門家会合、AHTEG、IPBES総会等に国内の専門家を派遣した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・生物多様性条約締約国会議等開催庁費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・ポスト2020目標検討等調査費 ・生物多様性条約拠出金 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費	
５ 経済的価値の評価																
496	○ 国内の自然保護地域や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評価を施行。 ・「環境経済の政策研究」により「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マングース防除により保全させる生物多様性の価値等を評価。また、森林へのアクセス性の違いにより、享受できる生態系サービスが変わってくることから、その点を踏まえた森林の経済価値評価を実施中。 ・「地球環境研究総合推進費」により「藻場の資源供給サービスの定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を実施。 ・平成31年3月に、「企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書」を公表。企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書を試行的に作成。	・引き続き経済価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していく。 また、自然資本会計について国内外の情報収集に努める。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
497	○ 既存の評価事例や評価手法など生物多様性の経済価値評価に関する情報の収集・発信等を通じて、生物多様性が有する価値の普及啓発を図るとともに、多様な主体による自発的な価値評価の実施を促します。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・平成24年度に、生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価に関するウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」を作成し、生物多様性の経済的価値評価に関する基本的な考え、手法、国内外の事例等について普及啓発を図った。 ・平成31年3月に、「企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書」を公表。企業の生物多様性保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書を試行的に作成。	・生物多様性と生態系サービスの経済価値評価に関する国内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトに掲載することにより、引き続き普及啓発に努める。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
498	○ 都道府県での導入が進む「森林環境税」など、生態系サービスの受益者が、その恩恵に対する資金負担を行う「生態系サービスへの支払い」の事例に関する情報提供等を通じて、国内での普及を推進します。（環境省、農林水産省）	○						A-1	b 進捗中	・生態系サービスへの支払い（PES）に関するウェブサイトを作成し、PESの考え方や国内の事例について紹介した。	・引き続きPESに関する国内外の事例を収集し、情報提供等を行う。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
499	○　省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、持続的な投資が促進される市場の形成に向けた取組を推進します。（国土交通省）	○						A-1	a 既に達成済み	・省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、市場において持続的な投資が促進されるよう、関係省庁とも連携してグリーンリースの普及に向けた取組等を実施するとともに、当該取組等を環境不動産ポータルサイト等を通じて広く公開した	－	－	－	－	・環境不動産の普及促進経費	
6　事業者と消費者の取組の推進																
500	○　事業者に対し、生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報等を通じて、持続可能な事業活動のための方針の設定・公表を働きかけるなど、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進します。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・平成28年度事業において、環境省施策に係る生物多様性の経済価値評価の活用手引きを作成する際の参考とするための有識者ヒアリングを実施し、企業の生物多様性保全への貢献活動の経済的価値評価の手法の検討を行うとともに、これらの検討を踏まえた「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂に向けた検討等を行った。平成29年度事業では、生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に係る検討会を実施し、平成29年12月に改訂版を公表した。令和元年度は、この10年間の事業者の優良活動事例を取りまとめた。	・改訂した民間参画ガイドラインの普及を図るとともに、業種・場面毎の事業者による取組状況や自治体との連携状況等の評価・分析を通じた、事業者による取組の促進策の検討を行うとともに、国際的な動向を継続的に把握し、情報公開するとともに優良事例集を作成し公表する。	－	－	－	・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	
501	○　環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・平成25年・26年・27年度事業において経済社会での生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進することを目的に、事業者による取組の分析・評価や地方公共団体との連携状況に基づく今後の取組促進策の検討を行うとともに、最新の国際議論・取組状況を把握し、これらの結果を取りまとめ環境省のホームページで公開した。また、平成29年12月に改訂版を公表した民間参画ガイドラインの情報を公開するとともに、令和元年度は、この10年間の事業者の優良活動事例を取りまとめた。	・引き続き、経済社会における生物多様性の主流化を促進する認証制度、指標、表彰制度等に関する情報を収集・発信するとともに、優良事例集を作成し公表する。	－	－	－	・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	
502	○　経済界により自発的に設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」等の事業者間の枠組みとの連携・協力を進めます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・生物多様性民間参画パートナーシップに関しては、平成22年の設立以来、会議開催やパンフレット作成、事業者による取組事例の収集等における連携・協力を継続的に実施。同様に事業者間の枠組みである企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）に関しては平成26年～平成30年にかけて、継続的に会員企業との情報交換会を開催する等連携を強化。	・生物多様性民間参画パートナーシップ及び企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）との連携・協力を引き続き進める。	－	－	－	・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	
503	○　生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に情報提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加えて取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。 ・平成29年改定の「生物多様性民間参画ガイドライン第2版」において、認証制度を紹介。 ・平成30年度事業において、主要な認証制度における生物多様性保全の基準について整理。 ・平成31年度業務において、主要な認証制度においてどの程度の情報が公表されてるかを調査。 ・令和元年8月に、国内の持続可能なパーム油の普及を目指す「持続可能なパーム油ネットワーク」（JaSPON）に環境省がオブザーバとして参加。	・認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を収集・発信する等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	－	－	－	・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
504	○　自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の確保に資する制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、自然公園、特別緑地保全地区などでは民有地の買い入れの制度があります。これらの制度について、引き続き、適切な運用に努めます。（環境省、国土交通省）			○				なし	b 進捗中	・平成２４年度から令和元年度までに、吉野熊野国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、知床国立公園、釧路湿原国立公園、奄美群島国立公園等の約1840haを買上げた。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	－	－	－	・特定民有地買上事業費	
505	○　国民等からの寄付金により自然保護のために自然の豊かな民有地を取得して保全を図るナショナル・トラスト活動や、公益社団法人ゴルフ緑化推進による緑化事業、国内外の自然環境保全プロジェクトを助成する経団連自然保護基金など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号422に同じ】	【施策番号422に同じ】	－	－	【施策番号422に同じ】	【施策番号422に同じ】	
506	○　「地球環境基金」、「河川整備基金（せせらぎ・ふれあい基金）」、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。（環境省、国土交通省、農林水産省）								b 進捗中	・民間団体の緑化活動等の環境保全活動を支援。なお、「地球環境基金」、「河川基金（旧河川整備基金）」は独立行政法人環境再生保全機構の事業、「緑と水の森林ファンド」（旧「緑と水の森林基金」）は公益社団法人国土緑化推進機構の事業。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	－	
507	○　「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の「緑の募金」による寄付金を活用し、森林の整備、緑化を推進します。（農林水産省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・「緑の募金」による、森林の整備、緑化活動に対して支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	－	
508	○　都市公園の整備、緑地の保全などに対する支援や、緑化対策事業などに対する補助を行います。（国土交通省、農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積：9,156ha増加するなど、都市公園の整備や緑地の保全等の取り組みに対し、財政的支援を着実に実施し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑地の保全等の地方公共団体の取組に対し、財政的支援を行う。	－	都市公園等整備面積：118,056ha　箇所数：99,874箇所（平成23年3月） 特別緑地保全地区：面積2,369ha 、箇所数419箇所（平成23年3月）	都市公園等整備面積：127, 321ha 、110,279箇所（平成31年3月） 特別緑地保全地区：指定面積2,818ha、621地区（平成31年3月）	・社会資本整備総合交付金	
509	○　生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。（環境省、農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度から令和元年度までに、税制上の特例措置を受けられる国立公園の特別地域の民有地約1,800haを拡大。 ・平成24年度から令和元年度までに、地方税等の特例措置を受けられる民有林の保安林面積を約13万haを拡大。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区内の土地が国又は地方自治体に買い取られる場合の譲渡所得の特別控除 実績：これまでに約8,700haの民有地を国有地または公有地化	－	－	
第2節　野生生物の適切な保護管理等																
（総括）　絶滅のおそれのある野生生物の保全については、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定したほか、種の保存法に基づき指定している生息地等保護区で生息・生育状況調査、巡視等を行いました。特にトキについては、野生復帰を着実に進めるための放鳥などを実施しました。また、希少野生生物の生息・生育空間である保護林や緑の回廊などにおいて生息・生育環境の整備等を進めました。鳥獣の保護管理としては、今後の鳥獣保護管理のあり方の検討を進めたほか、担い手の育成や技術研修等を実施しました。															
1　絶滅のおそれある種と生息・生育環境の保全																
510	○　平成24年に改訂したレッドリストについては、その普及啓発に努めるとともに、次期改訂に向けた見直し作業を行います。また、見直しにあたっては、必要に応じて、レッドリスト掲載種あるいは候補種の生息・生育状況を把握するための調査を行います。（環境省）	○						C-2	b 進捗中	・従来のレッドリスト（陸域レッドリスト）については、平成24年度に第4次レッドリストを公表した。 ・第４次レッドリストの随時見直しとして、レッドリスト2015、2017、2018、2019、2020を公表した。 ・海洋生物のレッドリストについては、平成28年度に公表した。 平成30年度に取りまとめた環境省レッドリストの統合方針に基づき、令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト（陸域のレッドリスト）の評価体制を統合した。 また、水産庁と連携し、海域の生物も含めた「レッドリスト作成の手引」を作成した。	・第５次レッドリストは、「レッドリスト作成の手引」に基づき、令和6年度以降の公表を目指し、海洋生物も含めて改訂作業を進める予定。	－	－	－	・希少野生動植物種保存推進費	
511	○　レッドデータブック（レッドリストに基づき生息状況などを取りまとめ編纂した書物）については、平成25年度に各種の最新の生息状況などを記載した改訂版を取りまとめ、平成26年度に発刊し、普及啓発に努めます。（環境省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度に公表した第4次レッドリストに基づく改訂版レッドデータブックであるレッドデータブック2014を平成26年度に公表した。	・第５次レッドリストの公表後、これに基づくレッドデータブックを公表し、普及啓発に努める。	＊　第５次レッドリストに基づくレッドデータブック改訂版の公表	－	－	・希少野生動植物種保存推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
512	○　絶滅のおそれのある種の保全を全国的に推進するための基盤として、レッドリスト掲載種の回復を阻害している現在における要因や多様な主体による保全実施状況、有効な保全手法等に関する情報の収集を図るとともに、国や地方自治体等で蓄積されている分布情報をはじめとする関連情報をより効果的に共有し、活用するための体制整備を検討します。（環境省）						○	C-2	b 進捗中	・検討の結果、「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略」において地方公共団体との情報共有の体制整備を推進することとした。 ・平成30年12月に実施した第1回希少野生動植物種専門家科学委員会において、国内希少野生動植物種に関する情報の整理・公開に関する考え方を整理した。	・必要に応じて関連情報の共有方法を検討します。	－	－	－	－	
513	○　平成23年度に実施したわが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検を受けて、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略（仮称）」を作成します。また、種の保存法については、上記点検の中で行った施行状況の検討結果とともに、同保全戦略の作成過程での議論も踏まえ、必要に応じて所要の措置を講じます。（環境省）		○					C-2	b 進捗中	・保全戦略を平成26年度に公表した。 ・種の保存法の改正に伴い、平成30年度変更した希少野生動植物種保存基本方針に同保全戦略の内容を盛り込んだ。	・必要に応じて見直しを実施する。	－	－	－	－	
514	○　わが国における生息・生育状況に基づいて個々の種の絶滅の危険度を評価している環境省レッドリストのうち、絶滅危惧IA類（CR）または絶滅危惧I類（CR+EN）の中でも、特に絶滅のおそれが高く、規制による対策効果があると考えられる種について、今後作成する保全戦略で定める保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。特に捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種については優先的に指定を検討することとし、新たに25種程度の指定を目指します。（環境省）		○					C-2	b 進捗中	・国内希少野生動植物種の指定については、「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略」において、当面令和2年までに300種の追加指定を目指し、必要性を踏まえて適切なペースで指定の推進を図ることとした。 ・国内希少野生動植物種は令和元年度までに267種を追加指定した（特定第二種を含めると270種を追加指定。）。	・国内希少野生動植物種の指定は、令和2年度にも30～50種程度の指定を目指す。 ・平成29年度の法改正時の附帯決議に記述された、2030年度までに国内希少野生動植物種を700種指定することを目指した指定作業について検討を行う。	国内希少野生動植物種数：25種増（令和2年まで）	国内希少野生動植物種数：90種（平成24年9月）	国内希少野生動植物種数：356種（令和元年度末）	・希少野生動植物種保存推進費	38
515	○　国内希少野生動植物種のうち、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生息・生育環境の回復・改善や、動物園・植物園などにおける個体の繁殖の促進やその後の野生復帰など、個体数の維持・回復を図るためのより積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの取組を実施します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）		○	○				C-2	b 進捗中	【施策番号335に同じ】	・積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、事業を実施する。 ・引き続き、希少野生動植物の保護を進めるための対策を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
516	○　希少な野生生物の取引管理については、引き続き関係省庁、関連機関が連携・協力して違法行為の防止、摘発に努めるとともに、効果的な国内流通管理の検討と実施を進めていきます。（環境省、関係府省）		○		○			なし	a+ 既に達成済み	・関係省庁及び関係機関が連携・協力し、事業者の指導等、希少な野生生物の国内流通管理を実施。	・引き続き、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。	－	－	－	・国際希少野生動植物流通管理対策費	
517	○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）		○					C-2	b 進捗中	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】	－	－	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】	
518	○　生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。（環境省）		○					C-2	b 進捗中	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】	－	－	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】	
519	○　高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動植物種の生息・生育状況の変化については、モニタリングサイト1000なども活用して、重点的な注視を続けます。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・モニタリングサイト1000において、高山地域や沿岸地域などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
520	○ 「保護林」において、希少な野生動植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き伐りによる希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業などのほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めます。（農林水産省）			○				C-2	a+ 既に達成済み	・「保護林」の状況を把握するため、森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保護管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。 ・「緑の回廊」においては、森林の状態と野生生物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した施業を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物等を保護する観点から「保護林」や「緑の回廊」の設定し、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。	―	保護林面積：90万3千ha（平成23年4月） 緑の回廊面積：58万6千ha（平成23年4月）	保護林面積：97万8千ha（平成31年4月） 緑の回廊面積：58万4千ha（平成31年4月）	・森林整備・保全費	
521	○ 希少植物の保全については、市民や研究者などのさまざまな主体で構成されるNGOが主体となって、平成14年度の生物多様性条約第6回締約国会議で採択された「世界植物保全戦略」を受けた日本の植物保全の進捗状況のレビューが行われたため、この成果を参考に保全の取組を進めます。（環境省）	○	○	○	○	○		B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	b 進捗中	・令和元年度までに、国内希少野生動植物種として、植物を176種指定した。 ・種の保存法について、違法な採取等や譲渡し等への罰則として、個人は5年以下の懲役若しくは500万円以内の罰金、法人は1億円以内の罰金とする、罰則の強化を行い、平成25年度から施行した。 ・絶滅危惧植物についても、平成27年度に（公社）日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、保全の取組を行った。	・国内希少野生動植物種の指定を引き続き促進。	―	―	―	・希少野生動植物種保存対策推進費	
522	○ 絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」の見直しを進めるとともに対象とする猛禽類の拡大などの取組を進めます。（環境省）		○					C-2	a+ 既に達成済み	・平成24年に「猛禽類保護の進め方」（改訂版）の公表を行った。平成25年に「サシバの保護の進め方」、平成28年に「チュウヒ保護の進め方」を公表し、絶滅のおそれのある猛禽類の保護を進めた。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・希少野生動植物種保存推進費	
523	○ ジュゴンについては、引き続き、生息環境・生態等の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めます。（環境省）		○					C-2	b 進捗中	・ジュゴンについては、喰み跡調査等による生息モニタリングや漁業者との共生を目指す取組を引き続き実施するとともに、南西諸島等における生息状況調査を令和元年度より行っている。	・羅網時のレスキュー訓練の体制維持や、漁業者等を含む地域社会との共生のための取組を継続する。	―	―	―	・特定海棲ほ乳類との共生推進事業	
524	○ 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針にもとづいて、動物園や植物園、水族館、昆虫館、研究機関などの実施主体及び関係団体との連携を深め、生息域外保全の取組状況の把握を行うとともに、絶滅のおそれのある種の生息域外保全の取組を進めます。（環境省、関係府省）	○						C-2	a+ 既に達成済み	・生息域外保全の取組については、関係団体との情報交換を継続的に行い、絶滅危惧種の生息域外保全や外来種対策、普及啓発等に係る取組に関して一層の連携を図り、我が国の生物多様性保全の推進に資することを目的として、平成26年度に（公社）日本動物園水族館協会、平成27年度に日本植物園協会と協定を締結した。また、昆虫館等とも各種の保全の取組を進めているところ。	・日本動物園水族館協会等と連携・調整を進めるなど、引き続き、生息域外保全の取組を進める。	―	―	―	・特定野生生物保護対策費	
525	○ トキについては、平成11年に中国から贈呈されたペアから飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図ってきました。飼育個体群の維持に目途が立ってきたことから、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えたうえで野生復帰を図るため、計画的に放鳥を実施してきました。平成24年4月には放鳥したトキの一部のペアからヒナが誕生し、巣立ちも実現するなど、野生での定着に向けて大きな前進がありました。今後もこれらの取組を継続し、平成27年頃に小佐渡東部地域を含む佐渡島に60羽程度を定着させることを目標とします。また、平成22年に署名された「日中共同トキ保護計画」に基づき、中国とトキ保護協力の取組を進めるとともに、トキの遺伝的多様性を確保するため、新たなトキ2羽の受入れ準備を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	○	○					C-2	a+ 既に達成済み	・佐渡島ほか5つの生息域外で飼育繁殖を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年2回に分け概ね30～40羽の放鳥を継続して実施。令和元年12月末現在、野生下繁殖の個体も含め推定424羽が野生下に生存している。 ・平成30年に、中国から新たに2羽の提供を受け、提供を受けた個体からヒナが誕生し順調に繁殖が進んでいる。	・引き続き、生息域外での飼育繁殖、野生下の生息環境の整備、放鳥を進め、着実な野生復帰を進める。 ・また、引き続き平成22年に署名された「日中共同トキ保護計画」に基づき、中国とのトキ保護協力を進める。	野生個体数：小佐渡東部を含む佐渡島に60羽程度を定着（平成27年頃）	野生個体数：約50羽（平成24年7月）	野生個体数：推定424羽（令和元年12月末）	・特定野生生物保護対策費 ・希少野生動物野生順化特別事業費	39
526	○ ツシマヤマネコについては、（公社）日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、遺伝的多様性に配慮した持続可能な飼育下個体群を確立するとともに、平成26年までに野生順化訓練を開始することを目標に、野生復帰に向けた取組を強化します。（環境省）	○	○					C-2	b 進捗中	・平成26年度に野生順化関連施設が完成し、飼育下繁殖の取組も、（公社）日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して進めている。	・野生復帰の技術確立に向けた検討を進める。	―	―	―	・絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備 ・希少野生動物野生順化特別事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
527	○　絶滅のおそれのある植物種については、新宿御苑において温室などを活用した栽培を行っていますが、今後さらに取組を強化し、新温室を拠点として、絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖及び展示を進めます。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・平成24年11月に開館した新温室で、沖縄地域、小笠原地域の絶滅危惧植物の保護増殖を行うとともに、絶滅危惧種展等の企画展を開催して普及啓発活動を行った。	・現在の取組を継承して進めます。	－	－	－	－	
528	○　植物については、種子での収集・保存を行うことが種及び種内の遺伝的多様性の減少リスクの回避のために効果的です。そのため、新宿御苑が中心となって種子の保存体制を構築し、（社）日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。（環境省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・（公社）日本植物園協会及び各植物園などと連携して日本各地に自生する絶滅危惧植物の種子保存を行った。 ・新宿御苑と（一財）沖縄美ら島財団は（公社）日本植物園協会の種子保存拠点園として認定され、連携した活動を行っている。	・引き続き（公社）日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。	日本産絶滅危惧植物種の15%（253種類）について自生地情報を持つ種子・胞子を保存する（令和2年まで）	218種 （平成24年3月）	451種 （令和元年度末）	－	40
2　鳥獣の保護管理等																
529	○ 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）		○					C-1	b 進捗中	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	－	－	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	
530	○　自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。（環境省）			○				C-1	b 進捗中	【施策番号39に同じ】	【施策番号39に同じ】	－	－	【施策番号39に同じ】	【施策番号39に同じ】	
531	○　鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。（環境省）						○	C-1	b 進捗中	【施策番号41に同じ】	【施策番号41に同じ】	－	－	【施策番号41に同じ】	【施策番号41に同じ】	
532	○　猟法規制の遵守徹底を図り、錯誤捕獲の防止などわなによる適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。また、錯誤捕獲の実態を把握するための情報収集に努めます。（環境省）		○					B-1	b 進捗中	・都道府県や狩猟関係団体等に対し、定期的に法令遵守の徹底や狩猟に伴う危険の防止等について、情報提供や注意喚起を行った。	・錯誤捕獲の実態把握に係る情報収集の実施を検討する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
533	○　狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定や捕獲の制限等を見直します。また、狩猟鳥獣の考え方や情報収集のあり方等について検討するとともに、モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等への情報提供を行います。（環境省）		○					B-1	b 進捗中	・学識経験者等による検討会を設置し、狩猟鳥獣のモニタリングのあり方ついて検討を行い、都道府県に情報提供を行った。 ・検討結果を踏まえ、平成29年度に狩猟鳥獣の見直しを実施した（オスに限って狩猟鳥獣としていたチョウセンイタチを雌雄ともに狩猟鳥獣とした）。	・引き続き検討を進める。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
534	○　鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物残渣の除去など被害防除について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許取得へ向けたフォーラム、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。 ・最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を促進した。 ・イノシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成に係る取組を推進する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
535	○ ニホンジカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などの被害が生じている種については、特定鳥獣保護管理計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進するとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。また、これらの種の全国における個体数を推定する手法を検討し、精度の向上に努めます。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、特定計画の作成を促進した。 ・イノシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	・引き続き、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
536	○ カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県の連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で整合性が図られた保護管理を推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）		○					B-1	b 進捗中	・広域的な保護管理を推進するため、カワウ4地域、クマ類4地域、ニホンジカ2地域について広域保護管理指針を作成し、広域協議会の運営等を行っている。	・既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域保護管理の取組実施を検討する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
537	○ 希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を推進します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・漁業被害軽減のための被害防除手法の検討、個体数等の生息状況調査を行った。 ・令和元年度には「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第２期）」のとりまとめを行った。	・引き続き、被害防除手法の検討、生息状況調査等を実施。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
538	○ ニホンジカ等の個体数増加や分布拡大が著しい鳥獣については、捕獲数を増加させることが課題です。効率的な捕獲技術の普及や捕獲体制の構築に努めます。（環境省）		○					B-1	b 進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。 ・また、平成25年に中央環境審議会に設置された「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めた。 ・平成27年度には、法律の改正により、鳥獣の捕獲等について、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を創設した。 ・最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインを作成し、都道府県に対して積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行った。	・引き続き地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。 ・認定鳥獣捕獲等事業者制度をはじめ、平成27年に施行した法律の施行状況について令和元年度より点検・評価を開始しているところであり、引き続き効率的な捕獲技術の普及や捕獲体制の構築に努める。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
539	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。（農林水産省）		○	○				B-1	a+ 既に達成済み	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	－	－	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	
540	○ 知床国立公園、南アルプス国立公園、屋久島国立公園などでは、ニホンジカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、予防的・順応的且つ科学的な対策を講じるため生態系維持回復事業計画を策定し、本計画に基づき、植生防護柵の設置や個体数調整など個体数管理を実施していきます。（環境省、農林水産省）			○				C-1 C-2	b 進捗中	・令和2年3月までにシカを対策対象とした生態系維持回復事業計画を8計画策定。また、平成30年度には「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」を策定・公表した。科学的知見に基づく順応的且つ総合的なシカ対策を実施し、生態系被害の軽減に努めている。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	－	－	－	・国立公園等シカ管理対策事業費	
541	○ 蓋付き容器を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓発を進めます。（環境省）		○					B-1	b 進捗中	・カラス対策マニュアル等による普及啓発を実施。	・引き続き、カラス対策マニュアル等の普及に努める。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
542	○　平成24年4月現在、都道府県知事により、シカ、クマ、イノシシ等を対象として46都道府県で120の特定鳥獣保護管理計画が作成実施されていますが、生息状況や被害状況などの情報を常にモニタリングし、順応的管理が進められています。これらのより効果的な実施を支援するため、最新の知見を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを必要に応じて補足、改訂を行います。（環境省）		○					B-1	a+ 既に達成済み	・イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウの5種について、生息状況や被害の現状、対策の実施状況について評価を行い、それぞれの種の保護管理に関する課題等について整理を行うことなどを目的として、種ごとに「保護管理検討会」を設置。 ・当該検討会において効果的な保護管理手法等の最新の知見について整理し、その結果として平成24年以降はニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウのガイドラインを改訂・公表したほか、ガイドラインの補足となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布した。	・引き続き、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	ガイドラインの補足・改定回数：6種おおよそのべ12回 （令和2年まで）	4種のガイドラインを改訂 （平成22年）	6種について補足・改訂。 （令和2年1月）	・鳥獣保護管理強化事業費	41
543	○　鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得へ向けたセミナーの開催などの事業を推進します。（環境省、農林水産省）		○					B-1	a+ 既に達成済み	・鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得へ向けたフォーラムを実施した。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成に係る取組を推進する。	研修・セミナー等のべ開催数：120回 （令和2年まで）	15回 （平成24年度）	171回 （令和2年3月）	・鳥獣保護管理強化事業費	42
544	○　狩猟については、鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保のため、狩猟免許の取得促進フォーラムを実施した。また、狩猟の危険防止等については、事故防止啓発用のDVDを作成し、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成及び狩猟の危険防止等に係る取組を推進する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
545	○　鳥獣によって被害を受けている農家自身のわなを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、免許を持たない者であっても、補助的に捕獲に参加できるようになったことを踏まえ、地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進します。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。	・引き続き、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
546	○　農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊の設置などを推進します。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。	・引き続き、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
547	○　鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	【施策番号128に同じ】	【施策番号128に同じ】	－	－	【施策番号128に同じ】	【施策番号128に同じ】	
548	○　関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や、被害防止テープ巻といった地域の主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	－	－	－	・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 ・シカによる森林被害緊急対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林整備事業（公共）	
549	○これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・関係省庁による連絡会議を開く等、関連する施策と連携を図りながら、これらの施策を推進している。	・引き続き、関連施策との連携を図る。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
550	○自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報の収集整備に努めます。特に、ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動に関する調査を推進します。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・新たな生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を運用している。 ・また、外来種やクマ類、カモシカ等の分布・生息情報を収集し、過去の調査と比較した分布図を公表した。	・生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を引き続き運用し、全国的な生息情報の収集整備に努める。	－	－	－	・自然環境保全基礎調査費	
551	○　狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。（環境省）				○			B-1	b 進捗中	・都道府県を通じ、狩猟及び許可捕獲に係る捕獲位置情報を収集。	・未提出の都道府県に対し、捕獲位置情報の提出について、協力要請を行う。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
552	○　GIS（地理情報システム）を活用した情報データベースシステムの充実に努めます。（環境省）				○			B-1	b 進捗中	・捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成25年度に改修。	・引き続き、GIS（地理情報システム）を活用した情報データベースシステムの充実に取り組む。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
553	○ 特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、それらの被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに関する調査・研究を進めます。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウの5種について保護管理検討会を行い、先進的かつ効果的な個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法について検討した。 また、イノシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	・引き続き、先進的かつ効果的な野生鳥獣の管理手法等の調査・研究を進めるとともに普及に努める。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
554	○ 渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続き鳥類観測ステーションにおける標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施するほか、モニタリングサイト1000事業において、主要な渡来地におけるガン・カモ類やシギ・チドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に関する調査研究については、民間団体などとの連携を通じて効果的な実施を図ります。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施したほか、モニタリングサイト1000においてガン・カモ、シギ・チドリ類の調査について、民間団体と連携して実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・野生鳥獣情報整備事業費	
555	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。（農林水産省）		○	○				なし	a+ 既に達成済み	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	－	－	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	
556	○ 平成23年に行った「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改正において、愛玩飼養のための捕獲については、都道府県知事が認める一部の例外を除き、原則として許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・基本指針の改正内容について都道府県等へ周知を図るとともに、基本指針の改正を踏まえた総合的な検討のため、専門家や都道府県担当者等への情報収集等を実施。	・引き続き、愛玩飼養の適正化の推進を図るとともに、愛玩飼養のための捕獲について、今後廃止する方向や周知方法について検討を行う。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
557	○ 鳥獣保護員を活用し警察や地方公共団体、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取締りの強化を推進します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・国内で違法に捕獲したメジロを輸入したメジロと偽って愛玩飼養しているケースが後を絶たないことから、輸入外国産と国内産のメジロを識別するため、メジロの識別マニュアル更新版を作成し、HPに掲載した。	・引き続き、関係者と連携して違法捕獲及び違法飼養の取締りを強化する。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
558	○ 傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、感染症等の原因の把握や自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域の指定を促進します。また、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体放置の禁止を徹底します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・鉛製銃弾の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。 ・指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域は、平成28年度において43道府県・145区域で指定されている。	・取組が十分でない施策について検討を進める。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
559	○ 地方自治体と連携しつつ、民間の協力も得て、感染症の防疫等に配慮しながら、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。また、傷病鳥獣救護のあり方について、実態も踏まえて検討を行います。（環境省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・各都道府県から各地域の状況について情報収集・とりまとめを行い、平成30年3月に「行政における傷病鳥獣救護の考え方と地域の取組み事例」を作成した。	・引き続き、基本指針等に基づき、各都道府県等と連携。傷病鳥獣救護の在り方について、今後も必要に応じて検討を行う。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
560	○ 水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	－	－	－	・水鳥救護研修センター維持費	
561	○ 鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣とふれあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。（環境省、農林水産省）		○					なし	b 進捗中	・狩猟免許の取得促進を目的としたフォーラムにおいて、鳥獣被害の実態や、鳥獣保護管理における狩猟の社会的役割等について来場者への情報提供を行ったほか、HPでの各種情報提供等を実施した。 ・その他の施策の実施方法については検討中。	・取組が十分でない施策について検討を進める。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	
562	○ 野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。（環境省、農林水産省）		○					B-1	b 進捗中	・都道府県や市　町村、民間団体等とともに狩猟免許の取得促進フォーラムを実施する等、関係機関との幅広い連携を図った。	・引き続き、関連機関との連携の充実強化を図る。	－	－	－	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
563	○ わが国では、高病原性鳥インフルエンザが、平成16年度から家きんや野鳥（オオハクチョウ等）において発生しており、特に平成22年から平成23年にかけては、全国各地において野鳥（キンクロハジロ、ナベヅル等15種）や家きんの死亡個体等から相次いで認められました。渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、国内の鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、都道府県と連携し、全国で渡り鳥の糞便や死亡野鳥を対象とした、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを実施します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・平成20年に作成（平成29年に改訂）した「対応技術マニュアル」に基づき、都道府県や関係省庁と連携し、適切に対策を実施中。	・引き続きマニュアルに基づき、都道府県や関係省庁と連携し、適切に対策を実施する。	－	－	－	・野生鳥獣感染症対策事業費	
564	○ 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するため、現地の状況把握、指導助言、環境試料調査等を実施します。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・平成29年の「対応技術マニュアル」の改訂により、緊急調査は原則都道府県が実施することとなっている。 なお、同マニュアルの内容と整合を図る観点から、同年に「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」を改訂した。 ・なお、平成31年～令和2年6月現在、我が国において高病原性鳥インフルエンザは発生していない。国内での直近の発生は平成29年～平成30年シーズンである。	・引き続き、発生時において都道府県と連携しながら必要な調査を適切に実施し、危機管理対応を着実に行う。	－	－	－	・野生鳥獣感染症発生時対策事業費	
565	○ 国内での発生時の早期対応に資するため、渡り鳥の飛来経路である周辺諸国との連携を強化し、各国との鳥インフルエンザの発生情報等の共有に努めます。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	・引き続き、我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施する。	－	－	－	・野生鳥獣感染症対策事業費	
566	○ 渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。（環境省）					○		E-2	b 進捗中	・カモ類等に発信器を装着し、衛星追跡を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・野生鳥獣感染症対策事業費	
567	○ 高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に対して、発生時に迅速な対応ができるよう、通常時から国民や関係機関に対して情報提供を行うとともに、都道府県、関係省庁間での情報共有と連携に努めます。（環境省、農林水産省、厚生労働省）		○					なし	b 進捗中	・高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症について、必要に応じて関係者に情報提供を行うとともに、都道府県や関係省庁間で、鳥インフルエンザウイルスサーベイランスに関する関係省庁連絡会等を通じ情報共有を行い、連携に努めているところ。 また、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの調査結果をホームページ上で公表している。	・今後も引き続き、関係省庁、関係者等間で連携し、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について、適切な対応を行う。	－	－	－	・野生鳥獣感染症対策事業費	
568	○ 高病原性鳥インフルエンザのみならず、口蹄疫、ウエストナイル熱等の、野生動物が感染あるいは伝播する可能性のある感染症についても、鳥獣における蔓延に早期に対応するため、情報収集等に努めます。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・平成30年9月以降感染が継続的に確認されているCSFについて、感染拡大の一因とされる野生イノシシの対策を農林水産省や都道府県と連携しながら実施している。 具体的には、令和元年度に作成したイノシシの捕獲に伴う防疫措置の手引きの内容について周知・研修を実施するとともに、捕獲従事者の適切な防疫措置による捕獲の推進・強化等に努めている。	・CSFについては、令和2年度より環境省でも野生イノシシにおける全国サーベイランスを一部実施予定。また、今後も引き続き、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努める。	－	－	－	・野生鳥獣感染症対策事業費	
3 動物の愛護と適正な管理																
569	○ 動物が命あるものであることを踏まえ、それぞれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや動物の遺棄及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります。また、動物取扱業者については、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の着実な実施などにより、一層の適正化を推進します。さらに、実験動物を含む飼養動物については、逸走防止などの観点から、法令を適切に運用するとともに、普及啓発を推進します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・平成24年9月と令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、終生飼養の責務、多頭飼育の適正化に係る対応等の明記、動物取扱業の規制強化、虐待の罰則強化がなされた。普及啓発のためのパンフレットやポスター等を作成し、都道府県等を通じて配布を行っている他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に関する種々の取組を進めている。	・令和元年6月の改正動物愛護管理法の趣旨を踏まえて、適切な法の施行を進めるとともに、動物虐待や遺棄の防止のために、獣医師や警察等との連携を推進することや適正飼養等に係る各種普及啓発を図ることにより、動物の愛護及び適正な管理を推進していく必要がある。	－	－	－	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
570	○ みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、地域猫活動への理解促進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度までに半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。(環境省)						○	なし	a+ 既に達成済み	・犬猫の不妊、去勢措置の実施率は増加傾向にある。また、犬猫の引取り数は9万頭(平成30年)であり、平成16年度と比べて79%減少しており、飼養を希望する者への譲渡数も増加している。殺処分率も94%(平成16年度)から41%(平成30年)に減少している。	・平成25年8月に改正した基本指針で策定している達成目標(目標年度令和5年度、平成16年度比75%減の10万匹)を平成30年度に達成したが、引き続き自治体における収容動物の返還譲渡にかかる施設整備の補助等を充実、継続し、返還譲渡の推進を図る取り組みの支援を行っていく。	都道府県等における犬・ねこ引取り数:平成16年度から半減(21万頭)(平成29年度)	約42万匹 (平成16年度)	9万頭 (平成30年度)	・調査連絡事務費 ・動物収容譲渡対策施設整備補助	43
571	○ 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率を平成15年度の基準(犬:33%、ねこ:18%)から平成29年度までに倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。(環境省)						○	なし	b 進捗中	・令和元年6月に動物愛護管理法が改正・公布され、販売される犬猫についてマイクロチップ装着義務化が盛り込まれた。令和4年6月までに施行することとされている。	・令和4年6月までの施行に向け、必要な制度設計やシステム構築を進める必要がある。 ・施行に向けて、適切に制度が運用されるよう、事業者、飼い主等に対し、所有明示措置の実施の必要性について周知、普及を図る必要がある。	犬及びねこの所有明示の実施率:平成15年度から倍増(犬:66%、ねこ:36%)(平成29年度)	犬:33% ねこ:18% (平成15年度)	犬:36% ねこ:20% (平成22年度)	・動物適正飼養推進・基盤強化事業 ・犬猫へのマイクロチップ情報登録システム構築費	44
572	○ 国及び地方自治体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護と管理、その健康とペットフードの安全に関する教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などに努めます。また今後も継続して、動物の飼育実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓発に役立てていきます。(環境省)						○	なし	b 進捗中	・動物愛護週間には関係団体等と協力して国が中央行事を開催した他、全国のべ669自治体が合計2,036の動物愛護週間行事を開催した(平成25～30年度)。動物愛護推進員は79の関係自治体で計3,522名となっている。 ・平成28年度に地方自治体への法施行状況調査を実施し、当該調査結果に基づき、令和元年改正法施行内容の検討や策定を行った。	・動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等を通じて、動物愛護管理に関する広報活動を継続して実施していくとともに、動物愛護推進員等の人材育成をさらに進めていく必要がある。	―	動物愛護推進員数:2,801人 (平成23年4月1日)	動物愛護推進員数:3,522人 (平成31年3月31日)	・飼養動物の安全・健康保持推進事業 ・動物適正飼養推進・基盤強化事業	
第3節　外来種等の生態系を撹乱する要因への対応																
(総括)　外来生物法の一部を改正したほか、「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスト」を策定しました。また、遺伝子組換え生物等については最新の動向・リスク評価等の情報収集等を行いました。化学物質などについても、フィールド調査や影響評価を進めました。																
1　外来種対策																
573	○ 外来生物法施行後5年が経過していることから、生物多様性条約第10回締約国会議の成果も踏まえ、同法の施行状況の検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じます。(環境省、農林水産省)						○	B-4	a+ 既に達成済み	・平成24年に中央環境審議会野生生物部会で外来生物法の施行状況の検討が行われ、同年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対し、「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」について意見具申がなされた。この意見具申を踏まえ、外来生物が交雑することにより生じた生物を規制対象とすること、特定外来生物が付着・混入している輸入品等の消毒等の措置を命ずることができる等、外来生物法の一部を改正する法律が平成25年6月に成立・公布された。 ・平成26年6月の改正外来生物法の施行を踏まえて、交雑種を含めて特定外来生物の追加指定を進めた。さらに、平成27年3月に「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」を策定した。	・改正外来生物法の施行から5年が経過したことから、施行状況の点検を行い、必要に応じて改正を行うことでより適正な法運用を進める。また、「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて関係機関と連携した総合的な外来種対策を推進する。	―	―	―	・外来生物対策管理事業費(一部)	
574	○ 特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図るとともに、多様な分野と連携しながら普及啓発を強化し、外来種問題への認識と外来生物対策への理解を深めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	○						B-4	a+ 既に達成済み	・外来生物法の施行により、特定外来生物に係る輸入や飼養等の規制を行っている。また、外来生物法ウェブサイトやパンフレット・紙芝居等も通じて外来生物問題に係る普及啓発を進めた。平成27年に策定した「外来種被害防止行動計画」では、外来種問題や対策の重要性についての基本的な考え方を記述するとともに、教育機関や動植物園、報道機関等普及啓発に重要な役割を持つ主体も含めて、様々な主体に求める役割を整理した。同じく平成27年策定の「生態系被害防止外来種リスト」では、掲載種の生態的特徴や定着経路、利用上の留意事項等について示した。 ・平成29年6月にヒアリが国内で初確認されたことを受け、関係機関と連携した全国の港湾における確認調査・防除や関係事業者への注意喚起を行った。	・実態把握や指導等も含めて引き続き法の適正な施行を行っていくとともに、普及啓発を進める。「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスト」を活用し、一層の普及啓発に努める。	外来種:59.3% 外来生物法:20.8% (令和2年3月)	外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合:64.7% 外来生物法の内容を知っている人の割合11.8% (平成23年度)	外来種:62.5% 外来生物法:23.8% (令和2年3月)	・外来生物対策管理事業費(一部) ・外来生物飼養等データベースシステム運用費 ・外来生物対策管理事業地方事務費	45 46

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
575	○ 「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定することにより、防除の優先度を踏まえた計画的な防除等を推進するとともに、各主体の役割分担を整理し、各主体における外来種対策に関する行動を促します。(環境省、農林水産省)		○					B-4	a+ 既に達成済み	・「外来種被害防止行動計画」を平成27年に策定し、各主体における外来種対策を促進した。	・引き続き、各主体の役割分担を整理し、各主体における外来種対策を促進するとともに、計画的な防除の実施等の推進を図る。	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定(平成25年度)	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定を検討中	―	・外来生物対策管理事業費(一部)	
576	○ 法規制の対象となっていない外来種も含めて、特に侵略性が高く、わが国の生態系等への被害を及ぼしている外来種や、今後被害を及ぼすおそれのある外来種のリストとして、「外来種ブラックリスト(仮称)」を作成し、掲載種について分布や定着経路、対策の方向性などの情報を整備します。これによって普及啓発や計画的な防除等の外来種対策を推進します。(環境省)		○					B-4	a+ 既に達成済み	・「生態系被害防止外来種リスト」を平成27年に作成し、掲載種について分布や定着経路の情報を公開するとともに、パンフレット等による普及啓発を行い、外来種対策を推進した。	・引き続き、リスト掲載種についての分布や定着経路、対策の方向性、やむを得ず利用されている種についての利用上の留意点などの情報を整備し、活用に資する形での公表等を通じて普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。また、必要に応じてリスト掲載種の見直しを行う。	―	―	―	・外来生物対策管理事業費(一部)	
577	○ 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年度を科学的に検討します。さらに、より効率的・効果的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指します。希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)		○	○				B-4	a+ 既に達成済み	・奄美大島及び沖縄島やんばる地域におけるマングース防除事業については、科学的な検証を行って、令和4年度までに奄美大島及び令和8年度までに沖縄島やんばる地域において根絶を目指すとした目標年度を設定し、低密度化における効率的な捕獲手法の開発も行った。そのほか、知床国立公園においてシマフクロウの脅威となるアライグマの防除、伊豆沼・内沼、琵琶湖、蘭牟田池などのラムサール登録湿地においてオオクチバス等防除モデル事業を実施した。モデル事業の成果と課題について検証を行い、その結果を広く公表した。 ・国有林野の保護林等において、希少種であるアマミノクロウサギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、マングースの防除に資する情報収集等を実施した。	・マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオクチバスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。非意図的な侵入や国内移動による新たな侵入を防ぐことが課題。 ・引き続き、国有林野においても希少種への脅威となっている外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和4年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和元年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) (環境省) ・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
578	○ 生物多様性保全推進支援事業による地域の取組支援や国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)による国立公園内での取組などにより、地域住民などが主体となった効果的な外来種対策を推進します。(環境省)		○					なし	b 進捗中	・生物多様性保全推進支援事業により、平成24年度から令和元年度までに、特定外来生物等の防除に係る50事業を支援。	・今後も、引き続き、地域主体の外来種対策を支援し、全国各地での防除事業の推進を図る。	―	―	―	・生物多様性保全推進支援事業	
579	○ 外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。(農林水産省)			○				B-4	b 進捗中	・委託事業により効果的な駆除手法を開発中。 ・駆除マニュアル(だれでもできる外来魚駆除1及び2)を作成、公表し、現場への普及を図っている。	引き続き内水面漁業に影響を及ぼす外来魚について効率的な防除手法の技術開発を行う。	―	―	―	・内水面漁場・資源管理総合対策事業	
580	○ 小笠原諸島、南西諸島などの島嶼(とうしょ)など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)		○					B-4	a+ 既に達成済み	・奄美大島、沖縄島やんばる地域におけるマングースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業等を実施。 ・国有林野においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 なお、外来植物の効果的な駆除を推進するため、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度を活用した。	・マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施し、根絶を確認する手法の開発を行う。アライグマやオオクチバスのように全国的に定着している種については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。外来種について非意図的な侵入や国内移動による新たな侵入を防ぐことが課題。 ・引き続き、国有林における外来植物の駆除等を実施する。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的な推進を検討する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (期限:平成24年度中に科学的知見に基づき目標年度を設定予定) →令和4年度までの達成を目指す	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:0頭・0 (令和元年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) (環境省) ・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
581	○ 国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)			○				B-4 C-2	a 既に達成済み	・自然公園内において、自然景観との調和に加え、生物多様性の保全に配慮した法面緑化を行うため、平成27年10月に自然公園における法面緑化指針を策定した。 ・ また、道路法面について、地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引きを平成25年1月にとりまとめ公表しており、継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図った。	・地域性種苗に関する情報不足や供給体制が整っていない等の課題があるため、情報収集と地域性種苗の普及に関する検討を実施する。	―	―	―	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
582	○ 例えば外来の牧草などの外来緑化植物や外国産在来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、地域産在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。（環境省）			○				B-4 C-2	a+ 既に達成済み	・平成20～24年度の5カ年で「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究」を実施し、国立公園における外来緑化植物等の生態系影響及び在来緑化植物の遺伝的多様性の実態について概要を把握し、緑化指針策定への基礎資料として研究成果として取りまとめた。	・平成27年10月に策定した自然公園における法面緑化指針に基づき、自然景観との調和に加え、生物多様性の保全に配慮した法面緑化を推進していく。	－	－	－	・公害防止等試験研究費 ・国立公園内生物多様性保全対策費	
583	○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となってきており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。（国土交通省）			○		○		B-4	b 進捗中	・平成25年12月に公表した「河川における外来植物対策の手引き」等に基づき、市町村、地域住民等の関係機関と連携して、取組を実施した。	・引き続き関係機関と連携して取組を実施	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
584	○ 非意図的な導入を含めて、外来種の導入・定着を防ぐより効果的な水際対策についての調査・検討を進めます。（環境省）		○					B-4	b 進捗中	・平成26年施行の改正外来生物法において、特定外来生物等が付着・混入しているおそれがある輸入品等の検査や、消毒・廃棄等の措置を命ずることができることが新たに規定された。平成27年に作成した「生態系被害防止外来種リスト」では定着経路に係る情報等についても収集・整理した。また飼料等への外来種の混入状況等の調査を実施し、効果的な対策を検討する上での情報の整理を行った。また、主要港湾等の周辺において、モニタリングを実施したほか、平成29年6月にヒアリが国内で初確認されたことを受け、関係機関と連携した全国の港湾における確認調査・防除や関係事業者への注意喚起を行った。	・引き続き、改正外来生物法で規定された、特定外来生物等が付着・混入しているおそれがある輸入品等の消毒基準等の設定を検討し、法律の効果的な運用を行う。また、引き続き、非意図的な導入リスクが高い輸入品や輸入経路等の情報収集に努め、より効果的な検査・モニタリング体制等を検討するとともに、必要な制度設計についても検討する。特にヒアリに関しては、関係機関と連携した全国の港湾における確認調査・防除や関係事業者への注意喚起等を通して定着防止対策に取り組む。	－	－	－	・外来生物対策管理事業費（一部）	
585	○ 国内の他地域から持ち込まれる外来種や遺伝的構造の異なる在来種がもたらす問題については、「外来種被害防止行動計画（仮称）」や「外来種ブラックリスト（仮称）」の作成等により、基本的な考え方を整理し、多様な主体に対して注意を喚起するとともに、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。（環境省）		○					B-4	a+ 既に達成済み	・生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題も含めて、「外来種被害防止行動計画」において基本的な考え方を整理するとともに、国内由来の外来種も含め、「生態系被害防止外来種リスト」を策定した。国立公園等にける国内由来の外来種の防除を実施した。また、飼養動物の適正管理について、普及啓発を実施した。	・外来種被害防止行動計画や生態系被害防止外来種リストを通じて、国内由来の外来種や生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題について、理解が進むよう努める。引き続き、国内由来の外来種について、被害を及ぼす地域等の情報を整備し、活用に資する形での公表等を通じて普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。	－	－	－	・外来生物対策管理事業費（一部）	
586	○船舶 バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的に参加します。（国土交通省、外務省、環境省）				○			なし	a 既に達成済み	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	－	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	－	
２ 遺伝子組換え生物等																
587	○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図ります。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・遺伝子組換え生物等の第一種使用（拡散防止措置を執らない使用）について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に、令和2年3月までに437件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。 ・また、第二種使用については、生物多様性影響を防止するため、主務省令で定められた拡散防止措置を執った上で使用する他、これが定められていない場合は、主務大臣の確認を受けた上で当該拡散防止措置を執ることとしている（令和2年3月までの第二種使用確認件数：研究開発分野3,327件、農林水産分野236件、医薬品等分野349件、鉱工業分野2,487件）	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	－	－	－	・遺伝子組換え生物対策事業	
588	○ 最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタネの分布状況を調査すること等により、科学的知見の収集を行った。 ・経済産業省では、遺伝子組換え微細藻類を第一種使用するに当たっての生物多様性影響評価手法の検討を開始した。	・引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	－	－	－	・遺伝子組換え生物対策事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
589	○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・日本版バイオセーフティークリアリングハウス（J-BCH）にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	・引き続き日本版バイオセーフティークリアリングハウス（J-BCH）や各省ホームページ等を通じて情報提供を行い、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	－	－	－	・遺伝子組換え生物対策事業	
3 化学物質など非生物的要因																
590	○ 平成21年5月に公布された改正化学物質審査規制法に基づき、すべての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者に毎年度、前年度の実績数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めることなどにより、生態系などへの影響を考慮した安全性評価を着実に実施します。また、高次捕食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験方法の開発・試行、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）の開発・試行を行います。（環境省、経済産業省）			○		○		なし	b 進捗中	・事業者から届け出られた化学物質の製造・輸入実績数量等をもとにスクリーニング評価を実施し、令和2年4月に新たに6物質を優先評価化学物質に指定した。 ・鳥類に対する長期毒性については、新たな予備的評価手法の検討として、卵内投与試験法等を検討した。 ・生態毒性を予測するQSARに関しては、環境省・国立環境研究所が開発したKATEの試行結果が、新規化学物質の審査における参考情報として取り扱われているところであり、引き続き活用方策の検討を進めている。また、リスク評価における有害性情報の収集においても生態毒性を予測する手法として、QSARやカテゴリーアプローチの活用方策についての検討を進めている。	・引き続き、現在の取組を継続して進めていく。	昭和48年の化審法制定以前から市場に存在する化学物質を含むすべての化学物質について、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定し、リスク評価を行う	優先評価化学物質を95物質指定 （平成24年3月末）	優先評価化学物質数：226物質 （令和2年4月1日時点）	・化学物質の審査及び製造等に関する法律施行経費	
591	○ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する観点から、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量の集計・公表などを実施します。（環境省、経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・化学物質の環境への排出量・移動量は全体として横ばい。法施行後継続して届出対象物質である276物質のうち平成30年度分として届け出があった263物質を対象として集計した届出排出量・ 移動量は、352千トン（対前年度1.2%増加）。また、平成20年の政令改正で追加された届出対象物質の届出排出量・移動量は40千トン（対前年度2.2%減少）。届出排出量は初年度以降（平成13年度以降）減少傾向にある。	・現在、化学物質排出把握管理促進法の対象物質の2回目の見直しを行っている。今後は、見直し結果を踏まえた必要な政令の改正を行い、円滑な運用に努めるとともに、引き続き、現在の取組を継続して進めていく。	化学物質排出把握管理促進法の対象化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量について、毎年度集計・公表などを実施する	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成24年3月に事業者から届出のあった化学物質の平成22年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は381千トン、また国が推計した届出外排出量は270千トンであった	化学物質排出把握管理促進法に基づき、令和2年3月に事業者から届出のあった化学物質の平成30年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は391千トン、また国が推計した届出外排出量は221千トンであった	・PRTR制度運用・データ活用事業	
592	○ 水質、底質、生物（貝類、魚類及び鳥類）及び大気の多媒体について化学物質残留性を把握するための調査などを行うとともに、生態面への影響の観点を含めて相対的に環境リスクの高い化学物質をスクリーニングする、環境リスク初期評価を引き続き実施します。（環境省、農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・【化学物質環境実態調査】平成24年度から平成30年度までにおいて、約400の地方自治体協力の下、約1,800地点で調査を実施した。 ・【環境リスク初期評価】平成24年度から令和元年度までにおいて、新たに90物質について生態影響の観点からリスク初期評価を実施した。	・一般環境中の化学物質残留状況を的確に把握するとともに、生態面への影響の観点も含めて相対的に環境リスクの高い化学物質をスクリーニングし、遅滞なく化学物質対策関連施策に活用するために、引き続き、現在の取組を継続して進めていく。	－	化学物質環境実態調査により、昭和49年度から平成22年度までに1,222物質の残留状況を把握また、平成24年5月現在で291物質について生態影響の観点からリスク初期評価を実施	化学物質環境実態調査により、昭和49年度から平成30年度までに1,452物質の残留状況を把握。また、令和2年3月現在で381物質について生態影響の観点からリスク初期評価を実施。	・化学物質環境実態調査 ・化学物質の環境リスク初期評価推進費	
593	○ 化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する対応として、平成22年にとりまとめた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応― EXTEND2010―」に基づき、専門家によるフィールド調査、メカニズム解明に関する基盤的研究、試験法開発等を進めるとともに、内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めます。（環境省）					○		なし	b 進捗中	・「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応― EXTEND2010―」に基づき、専門家によるフィールド調査、メカニズム解明に関する基盤的研究、試験法開発等を進めるとともに、内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を進めている。	・引き続き評価の方法を検討し、個別の化学物質について、試験を実施し、内分泌かく乱作用による影響についての評価を進めていく。	－	評価の方法を検討するとともに、個別の化学物質に係る試験を通じ、内分泌かく乱作用による影響についての評価を実施	平成30年度までに計180物質の信頼性評価を実施。	・環境汚染等健康影響基礎調査費 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	
594	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は、平成23年度末時点で37水域となりました。残りの海域についても、審議に必要な資料がそろった水域から、順次検討を進めていきます。平成24年度末には40水域とすることを目標とします。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国が指定する類型指定が未了の水域については、平成24年に2水域（他1水域の見直し）、平成25年に1水域、平成26年に3水域、平成29年3水域、平成30年に1水域の類型指定を行った。	・国が類型指定する水域のうち、類型指定する必要がある水域は全て類型指定を行ったが、引き続き、適宜基準の見直しを行っていく。	40水域 （平成24年度末）	37水域 （平成23年度末）	47水域 （令和元年度末）	・水域類型指定設定・見直し検討費	21
595	○ 「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知（平成18年6月）により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	【施策番号279に同じ】	【施策番号279に同じ】	－	－	【施策番号279に同じ】	【施策番号279に同じ】	
596	○ 毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	－	－	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
597	○　水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。（環境省）			○				なし	b 進捗中	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	－	－	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	
598	○「河川、湖沼等におけるダイオキシン類常時監視マニュアル（案）」（平成17年3月）及び「内分泌かく乱化学物質調査の考え方（案）」（平成24年5月）に基づき、河川・湖沼等においてダイオキシン類及び内分泌かく乱化学物質のモニタリングを行います。 また、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」（平成19年7月）、「底質のダイオキシン類対策技術資料集（案）」（平成19年4月）、「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル（案）」（平成20年4月改訂）の活用により、汚染された河川・湖沼等の底質対策を促進します。（国土交通省）			○		○		B-3	b 進捗中	・「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されているダイオキシン類については平成11年度から、内分泌かく乱化学物質として疑いのある物質については平成10年度から、全国一級水系で継続的に調査を実施している。 ・平成30年度は、ダイオキシン類については、水質212地点、底質224地点で調査を実施しており、内分泌かく乱化学物質については39地点で調査を実施している。 ・なお、国管理の一級河川で底質に関して、ダイオキシン類の環境基準を超えた地点は存在しない。	・引き続きダイオキシン類のモニタリングを実施。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
599	○　農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。（環境省）		○					B-2	b 進捗中	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	14
600	○　鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及など、環境に配慮した農薬のリスク管理措置の推進を図ります。（環境省）	○	○					B-2	a+ 既に達成済み	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	
601	○　農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。（環境省）		○					B-2	a 既に達成済み	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	－	－	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	
602	○　光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図ります。（環境省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・光害対策ガイドライン及び光害対策啓発パンフレット、ポスター等を環境省ホームページに公表し、継続して普及啓発を図っているところ。	・引き続き普及啓発を進めていく。	－	－	－	－	
603	○　光害対策ガイドラインの内容は、照明関連技術の向上などに基づき見直されるべきものであることから、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図っていきます。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・近年のLED照明の普及に対応するため、令和2年度に光害対策ガイドラインを改定する予定であり、平成29年度よりガイドライン改定に向けた有識者等による検討会や知見・事例収集等を行っている。	・光害対策ガイドラインを改定し普及啓発に努めていく。	－	－	－	－	
604	○　生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。（環境省）		○					B-2	a 既に達成済み	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	－	－	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	
第4節　農林水産業																
（総括）　農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進しました。また、森林や漁場環境の生物多様性への影響評価等にも取り組みました。																
1　農林水産業と生物多様性																
605	○　農林水産業・農山漁村と生物多様性を取り巻く状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進します。（農林水産省） ①田園地域・里地里山の保全（第1章第6節に詳述） ②森林の保全（第1章第5節に詳述） ③里海・海洋の保全（第1章第9節に詳述）	○	○	○	○	○		A-1 B-2	b 進捗中	・農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、平成24年２月に「農林水産省生物多様性戦略」を決定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。	・「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、関連施策の推進を図る。 ・また、新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）の決定に合わせて「農林水産省生物多様性戦略」を見直す。	－	－	－	－	
606	○　田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進します。（農林水産省、国土交通省）			○				D-1	a+ 既に達成済み	・農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進。 ・魚つき保安林の指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進するとともに、魚つき保安林の指定を推進。	－	－	－	・保安林整備事業委託費等 ・水産多面的機能発揮対策事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
607	○　遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進（2章6節に詳述） 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。（農林水産省）					○		B-2	b 進捗中	・農業生物資源ジーンバンク事業では、食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在（令和2年3月末）までに、国内外の植物遺伝資源約23万点、微生物約4万点、動物約2千点、DNA約39万点を保存し、試験研究（育種を含む）又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。 ・また、遺伝子組換え農作物等の使用については、カルタヘナ法に基づき、生物多様性影響評価を実施し、遺伝子組換え農作物等による生物多様性への影響の防止に適切に対応している。	・ジーンバンク事業においては、ABS名古屋議定書の採択や我が国のITPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。 ・また、遺伝子組換え農作物等の使用については、引き続き、カルタヘナ法に基づき、生物多様性への影響の防止を図る。	－	－	－	・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務勘定運営費交付金	
608	○　国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（農林水産省）				○			なし	a 既に達成済み	・海外での現地調査や国際水管理研究所（IWMI）への拠出・専門家派遣を通じて、「土地・水資源の劣化防止」、「気候変動に適応した水資源の持続可能な利用」、「農業と林業を結びつけた循環型農業」、「再生可能エネルギーを導入した農業農村開発」といった地球環境保全に貢献するための技術・手法をマニュアルとしてとりまとめ、関係機関へ説明するとともに提供。	・開発した技術・手法をまとめたマニュアルが他国においても有効的に活用されるよう普及を推進する方針。	－	－	－	・海外農業農村地球環境問題等調査事業 ・気候変動適応型灌漑排水施設保全等対策事業 （※本事業は既に終了）	
609	○　農林水産業の生物多様性指標の開発（第2章第8節に詳述） 農林水産業が立脚する生物多様性保全は、国民に良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠です。 この間、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行い、例えば農業においては、環境保全型農業等の取組効果を把握できる指標及び評価手法の開発に取組み、ほ場レベルでの生物多様性評価手法のマニュアルを作成しました。しかしながら、農山漁村環境全体で生物多様性の評価が可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進するうえで、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）			○		○		E-2	a+ 既に達成済み	・全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集整理・分析を実施し、森林の生物多様性の状態を表す指標を特定するとともに、指標の特性について検討した。 ・平成20年から24年度まで漁場環境生物多様性評価手法開発事業において、漁場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析法をまとめた。平成25年度から29年度まで実施した漁場環境生物多様性保全総合対策事業で得られた科学的知見及び評価手法をHP及びパンフレットにより公表した。 ・平成25～29年度までに委託プロジェクト研究「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により水田環境における生物多様性の指標を開発した。この指標等を活用し、農業が生物多様性や生態系サービスに及ぼす影響の解明に関する研究を実施しているところ。	・引き続き希少な野生水生生物の科学的知見及び評価手法をHP及びパンフレットを通じ公表することにより生物多様性の維持・向上の取組を推進する。 ・引き続き委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。	－	－	－	・森林整備推進事業費 漁場環境生物多様性保全総合対策事業費 ・農研機構運営費交付金	
610	○　食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。（農林水産省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	－	－	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	
611	○　農林水産物の経済的価値のみならず、農林水産業が育んでいる生物多様性についても経済的評価を行い、その価値を明らかにすることによって、農林水産業の果たしている役割が多くの人々に理解されるよう努めます。また、経済的評価にとどまらず、生物多様性の保全や利用に向けた活動が促進されるよう、こうした評価の活用のあり方を検討します。（農林水産省）	○						A-1	b 進捗中	・農林水産分野における生物多様性保全活動を支援するため、農家等が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討した。	・引き続き、農林水産業が生み出す生態系サービスの価値について、広く国民に理解を深め、持続可能な消費行動につなげるための方策について検討する。	－	－	－	・農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち 生物多様性保全推進調査事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
第5節　エコツーリズム																
（総括）　エコツーリズムを推進する地域の支援、優れた取組の表彰などを行い、生物多様性の保全と活力ある持続可能な地域社会の実現を進めました。																
1　エコツーリズム																
612	○　地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、平成20年4月施行されたエコツーリズム推進法に基づく「全体構想」の策定を支援します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○						なし	b 進捗中	・全体構想策定を目標としている地域について認定申請内容について関係省庁とともに助言等の支援を行っている。 ・エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定状況　17地域　（令和2年3月現在）	・左記支援の他、引き続き地域主体のエコツーリズムの推進に関する活動を支援していく。	－	－	－	・エコツーリズム総合推進事業費	
613	○　エコツーリズム推進法に基づき、関係省庁で構成するエコツーリズム推進連絡会議において、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○						なし	a+ 既に達成済み	エコツーリズム推進連絡会議を開催し、エコツーリズム推進に関する今後の方策について関係省庁で連絡調整を行った。	・引き続き関係省庁で必要に応じ連絡調整を行い、エコツーリズムの効果的な推進を図る。	－	－	－	－	
614	○　エコツーリズムに関する特に優れた取組の表彰などを開催するとともに、山岳地域、里山地域、島しょ地域、海域などのタイプ毎に地域資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・エコツーリズムに関する優れた取り組みを表彰するエコツーリズム大賞の表彰を実施し、パンフレットやホームページでその取り組みの紹介を行っている。 ・令和元年度には第15回となるエコツーリズム大賞の表彰を行い、エコツーリズムの普及啓発のために取り組んでいる。	・引き続きエコツーリズム大賞の表彰を行い、エコツーリズムの普及啓発のために取り組む。	－	－	－	・エコツーリズム総合推進事業費	
615	○　環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	－	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	
616	○　利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。（環境省）			○				B-1 B-5 C-2	b 進捗中	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	－	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	
617	○　既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・既存の世界自然遺産地域及び候補地を含むエコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、ガイドやコーディネーター等の人材育成を目的として研修やアドバイザー派遣等の支援を行う人材育成支援業務を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコツーリズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費（エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業） ・国立公園満喫プロジェクト推進事業	
618	○　地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムづくり等を支援します。また、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設などを整備します。（環境省）	○						なし	b 進捗中	・エコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、ガイドやコーディネーター等の人材育成を目的として研修やアドバイザー派遣等の支援を行う人材育成支援業務を行っている。また、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設等を３地域において整備した。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコツーリズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。	－	－	－	・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費（エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業） ・国立公園満喫プロジェクト推進事業	
第6節　生物資源の持続可能な利用																
（総括）　遺伝資源の利用のための技術開発、微生物資源も含めた活用のための収集・保存を進めました。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）については、平成29年に名古屋議定書を締結しました。																
1　遺伝資源の利用と保存																
619	○　今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を応用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。（厚生労働省）						○	なし	b 進捗中	・医薬品の分野において、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の適正な運用が行われている。	・引き続き、医薬品の分野においても「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、生物多様性の確保を図っていく。	－	医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
620	○　厚生労働省関係の独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの積極的な収集、保存を行っており、また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っています。（厚生労働省）						○	なし	b 進捗中	・厚生労働省関係の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの積極的な収集、保存を行っており、また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っている。	・引き続き、事業を実施する。	－	－	－	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金	
621	○　食料、環境、エネルギー問題の解決に関係する遺伝子の単離、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・農産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	・引き続き、農産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	－	－		・委託プロジェクト（新農業展開ゲノムプロジェクト、平成20年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト、平成22年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（作物育種プロジェクト、平成30年度から5年間の予定で実施）	
622	○　遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、遺伝子の特定の部位を改変する技術、複合病害抵抗性などの形質転換作物の開発など、単離した遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。 ・令和元年度より、委託プロジェクト「次世代バイオ農業創造プロジェクト」において、新たな育種技術（ゲノム編集技術）を活用した農作物品種・育種素材の開発を実施。	・引き続き、委託プロジェクト研究等による農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発とそれらを活用した育種素材の開発等を実施。	－	－		・委託プロジェクト（新農業展開ゲノムプロジェクト、平成20年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト、平成22年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（次世代バイオ農業創造プロジェクト、令和元年度から5年間の予定で実施）	
623	○　農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、高収量性作物や不良環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指します。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・絹糸を用いた人工血管・軟骨再生材料等、牛等の動物由来の原料を用いた医療用新素材の開発を実施 ・遺伝子組換えカイコに医薬品等の有用物質を効率的に生産させるための基盤技術やＩCT技術等を活用した省力かつ安定的にカイコを飼育するスマート養蚕システムの開発を実施。	・引き続き委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。	－	－		・委託プロジェクト（新農業展開ゲノムプロジェクト、平成20年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト、平成22年度から5年間で実施） ・委託プロジェクト（医薬品作物、医療用素材等の開発プロジェクト、平成25～26年度） ・委託プロジェクト（蚕業革命による新産業創出プロジェクト、平成29年度から5年間の予定）	
624	○　農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。（農林水産省）					○		なし	b 進捗中	・農業生物資源ジーンバンク事業では、平成24年度から令和元年度までにおいて、植物遺伝資源約83千点を、公的研究機関、都道府県、大学、民間企業に配布するなど広く利用された。	・ジーンバンク事業においては、ABS名古屋議定書の採択や我が国のITPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物遺伝資源に適した保存技術を開発する。	－	－	－	・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務勘定運営費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
625	○ 「名古屋議定書」及び「食料及び農業のための植物遺伝資源条約（ITPGR）」を締結することにより、国際条約と整合した形で、食料農業植物遺伝資源の利用及び保全を推進します。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・「食料及び農業のための植物遺伝資源国際条約（ITPGR）」について、我が国は平成25年7月30日に締結した。 ・平成29年5月22日に名古屋議定書を締結した。	・ジーンバンク事業においては、ABS名古屋議定書の採択やITPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。	－	－	－	・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務勘定運営費交付金	
626	○ 遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しく開発される技術に関する情報収集を今後とも行います。（厚生労働省）						○	なし	b 進捗中	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、遺伝子組換え食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しく開発される技術に関する情報収集等を行っている。	・引き続き、事業を実施する。	－	－	－	・厚生労働科学研究費補助金事業（食品の安心・安全確保推進研究） ・食品等試験検査費（安全性未審査GM食品監視対策事業等）	
627	○ 植物による工業原料や、高付加価値タンパク質などの有用物質生産（モノづくり）に必要な基盤技術を開発し、植物機能を活用したモノづくり技術の基盤を構築します。（経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・密閉型遺伝子組換え植物工場において、医薬品原料・機能性食品等の高付加価値な有用物質を高効率に生産するための基盤技術開発及び実証研究を実施。現在までにおいて、遺伝子組換え植物に目的物質を効率良く生産させるために必要な遺伝子組換え技術等の基盤技術の構築、省エネルギー型栽培技術の開発、等の成果が得られた。	・これまでの研究により、目的物質を高発現させる組換え植物の基盤技術や、省エネルギー生産プロセスの要素技術は蓄積されてきたものの、まだ、十分な実証化には至っていない。今後は、植物機能を活用した安全かつ生産効率の高い物質生産技術を確立するとともに、その生産した目的物質の評価を行い、医薬品原料・機能性食品等の実用化を目指す。	－	－	－	・「密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発」事業 ・「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発」事業	
628	○ 微生物を活用した効率的な有用物質生産プロセス（モノづくり）や生物反応のための基盤技術を開発するとともに、微生物を活用した廃水・廃棄物などの環境バイオ処理技術を高度化させます。（経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・従来、化学合成等により製造されてきた高機能品は、植物や微生物等を用いた新たな手法で生産できる可能性があり、将来的に大きな市場を形成することが予想されている。このため、ゲノム情報等の大量なデータを駆使した遺伝子組換え技術を開発することにより、高機能品を効率的に生産する技術基盤の構築に取り組んだ。さらに、構築したスマートセル構築プラットフォームの有効性を検証した。また、環境浄化バイオ処理技術については、微生物を利用して、汚染した土壌の浄化を行うバイオレメディエーションの普及に向けて、利用する微生物の安全性を評価する手法等の開発も進めた。	・バイオものづくりの社会実装には、現在までに取り組んできた微生物等の育種のみならず、構築したスマートセルのスケールアップの課題解決が必要である。そのため、スマートセルの設計段階から産業化を見据えた研究開発を進める。	－	－	－	・「革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発」事業 ・「土壌汚染対策のための技術開発（VOCの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術）」事業 ・「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発」事業	
629	○ 平成14年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を引き続き行います。（文部科学省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を継続して行いました。	・引き続き、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を行います。	－	－	－	・ナショナルバイオリソースプロジェクト	
630	○ 最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号588に同じ】	【施策番号588に同じ】	－	－	【施策番号588に同じ】	【施策番号588に同じ】	
631	○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号589に同じ】	【施策番号589に同じ】	－	－	【施策番号589に同じ】	【施策番号589に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
632	○ カルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP-MOP5）において採択され、平成24年3月にわが国が署名した名古屋・クアラルンプール補足議定書については、他国の状況や締約国会合における今後の議論等も踏まえ、締結に向けた必要な作業を進めていきます。（環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）				○			なし	b 進捗中	・第5回締約国会議において採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」については、カルタヘナ法令を改正し、平成30年3月に補足議定書の効力発生と同時に施行した。 ・カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物等の第一種使用等に関しては、学識経験者の意見を聴取し、生物多様性への影響を評価し適切に承認を行った。遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する科学的知見の収集についても、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタネの分布状況を調査している。また、日本版バイオセーフティークリアリングハウス(JBCH)にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供するなど、カルタヘナ法を適切に運用した。	・引き続きカルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画していく。 ・引き続き遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響評価を適切に行い、承認をっていく。また、情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努めるとともに、日本版バイオセーフティクリアリングハウス(J－BCH)や各省ホームページ等を通じて情報提供を行い、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	できるだけ早期に補足議定書を締結する	補足議定書に署名し、締結に向けた検討を進めている	－	・遺伝子組換え生物対策事業	
633	○ 独立行政法人医薬基盤研究所には、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医科学研究センターがあり、生物資源の収集と研究者への供給事業を引き続き実施していきます。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団（HS財団）と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。（厚生労働省）						○	なし	b 進捗中	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医科学研究センターでは、生物資源の収集と研究者への供給事業を行っている。 ・また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行っている。	・引き続き、事業を実施する。	－	－	－	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金	
634	○ 独立行政法人医薬基盤研究所の難病バンクでは、難病資源を収集し、研究者に提供しており、同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。また、同研究所の霊長類医科学研究センターでは、高品質な研究用カニクイザルを繁殖、育成させ、研究者に供給しています。 なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団（HS財団）と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。 引き続き、このような研究者への生物資源の供給を行っていきます。（厚生労働省）						○	なし	b 進捗中	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の難病バンクでは、難病資源を収集し、研究者に提供しており、同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っている。また、同研究所の霊長類医科学研究センターでは、高品質な研究用カニクイザルを繁殖、育成させ、研究者に供給している。 ・なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行っている。	・引き続き、事業を実施する。	－	－	－	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金	
635	○ 薬用植物に関しては、医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関（平成23年度：世界62か国、397機関）に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き続き行っていきます。（厚生労働省）						○	なし	b 進捗中	・薬用植物に関しては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っている。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を行っている。	・引き続き、事業を実施する。	－	＊　種子リストの送付：世界62か国、397機関（平成23年度）	＊　種子リストの送付：世界62か国、396機関（平成30年度）	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金	
636	○ 国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係研究機関との研究交流、情報交換を引き続き行っていきます。（厚生労働省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・病原体資源の収集を行い、検査診断、治療法、予防法等の研究を実施すると共に、世界的あるいは国内で流行し公衆衛生学的に問題となるインフルエンザ等や現在世界的な課題となっている新型コロナウイルス感染症に対応するための交流を推進している。これらの取組みは、感染症法の改正など行政施策に反映された。	・社会生活に脅威となる新しい感染症に対応するための研究体制を引き続き構築維持する。	－	－	－	・国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
637	○ 新しい品種の育成などや研究に提供するため、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の遺伝資源の収集・保存や特性評価をジーンバンク事業において引き続き実施します。この内、食料農業植物遺伝資源の収集、保全及び利活用に当たっては、植物遺伝資源の持続的な利用を確保する観点から、それを保全することに軸足を置きつつ対処し、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在（令和2年3月末）までに、国内外の植物遺伝資源約23万点、微生物約4万点、動物約2千点、DNA約50万点を保存し、試験研究（育種を含む）又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。	・ジーンバンク事業においては、ABS名古屋議定書の採択や我が国のITPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報の充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物遺伝資源に適した保存技術を開発する。	－	－	－	・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務勘定運営費交付金	
638	○ 貴重な遺伝資源の滅失を防ぐとともに、林木の新品種の開発や先端技術の開発に用いるため、林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを推進します。（農林水産省）			○	○	○		B-2 C-2	a+ 既に達成済み	・林木遺伝資源について令和元年度まで年間約1200点の収集の他、保存・配布・特性評価を推進した。	・林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを継続的に推進する。	森林・林業に関するジーンバンク事業などを実施	林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを引き続き推進	林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などの推進について進捗中	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種勘定運営費交付金	
639	○ ジーンバンク事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、国際連合食糧農業機関（FAO）への資金拠出などを通じ、生物多様性の保全に貢献します。（農林水産省、外務省）				○			なし	b 進捗中	・FAOトラストファンドプロジェクトとして、アジア諸国（15ヶ国）に対し、ITPGR制度に係る能力開発をするためのワークショップ等を実施。 ・農業生物資源ジーンバンク事業においては、毎年数名程度、遺伝資源を保有する途上国から研修生を受け入れ。（農水省） ・国際協力機構（JICA）を通じたODA事業では、例えば、「インドネシア生命化学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクト」及び「メキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築」を通じ、遺伝資源の多様性の保全に資する共同研究等の協力を実施し、生物多様性の保全に貢献した。	・平成25年度に終了したFAOトラストファンドプロジェクトによりアジア諸国におけるITPGRへの理解が進み、平成26年からはITPGRに基づく遺伝資源の保存と国際的な共同利用を含むITPGR履行のフェーズへと移行した。 ・農業生物資源ジーンバンク事業においては、引き続き、植物遺伝資源に関してアジア諸国を中心に研究協力・共同調査を進めるほか、アジア諸国における遺伝資源の管理・研究における能力向上に貢献する。 ・途上国の生物多様性保全に資する支援を、国際協力機構（JICA）を通じたODA事業などにより引き続き実施する。	－	－	－	・FAOトラストファンド事業「植物遺伝資源アクセス・品種保護制度総合推進事業」 ・FAOトラストファンド事業「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務勘定運営費交付金 ・JICA運営費交付金の内数	
640	○ 国有林野において、研究機関と連携を図りながら、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」をはじめとした保護林を設定し、適切な保全管理を推進します。（農林水産省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・国有林において、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」等をはじめ、林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を設定し、モニタリングの適切な実施等により適切な保護管理を推進した。なお保護林制度については、平成27年９月に改正を行い、「林木遺伝資源保存林」については「希少個体群保護林」等の一部とした。	・引き続き、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「保護林」において、モニタリング調査等を行い、適切な保護・管理を推進する。	－	保護林面積：90万3千ha（平成23年4月）	保護林面積：97万8千ha（平成31年4月）	・森林整備・保全費	
641	○ 平成14年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を引き続き行います。（文部科学省）						○	なし	a+ 既に達成済み	【施策番号629に同じ】	【施策番号629に同じ】	－	－	【施策番号629に同じ】	【施策番号629に同じ】	
642	○ 新宿御苑において、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。また、歴史的な価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう、情報の集約や提供の仕組みを検討し活用を図ります。（環境省）		○					なし	b 進捗中	・新宿御苑は（公社）日本植物園協会の植物多様性保全拠点園として絶滅危惧植物の種子保存等の役割を果たすとともに、その拠点園ネットワークを活かして蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行っている。	・現在の取組を継承して進めます。	－	－	－	－	
２ 微生物資源の利用と保存																
643	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていきます。（経済産業省）						○	なし	b 進捗中	【具体的な進捗状況については施策番号644と645を参照】	・平成26年に名古屋議定書が発効し、世界各国で国内法令等の整備が進められていることを受けて、それらに沿った対応が必要。	－	－	－	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
644	○　独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施しています。これにより、引き続き資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、海外資源へのアクセスルートの確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、わが国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していきます。（経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴル、韓国、台湾の8か国・地域と協力関係を構築、継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。	・今後も引き続きアクセスルートの確保及び技術移転を行っていくとともに、生物遺伝資源機関同士の関係を醸成していく。	－	－	－	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
645	○　独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立（平成16年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、技術情報、遺伝資源移転ルールの共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関数を増やしアジア諸国の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強化を行います。（経済産業省）						○	なし	b 進捗中	・現在、15か国・地域、26機関が加盟している。定期的に会合を開催し、左記取組を実現するための個別のタスクフォースを設立し、活発に課題解決の活動を行っている。	・名古屋議定書の枠組みの中での生物遺伝資源の保存と有効利用について議論し、加盟機関との連携を深めていくことが必要。	－	－	－	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
646	○　平成14年より、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、基礎・基盤研究に重要な微生物資源にも焦点をあて、中核的拠点を整備し、収集、保存、提供、バックアップ事業を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備に引き続き取り組みます。（文部科学省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・微生物資源を含むライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を継続して行いました。	・引き続き、微生物資源を含むライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を行います。	－	－	－	・ナショナルバイオリソースプロジェクト	
647	○　農林水産業や工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進めます。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備します。（経済産業省、農林水産省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・微生物資源の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、分類同定のための学術的分析を進めた。 また、産業界等が利用可能な遺伝資源の収集、配布を行うとともに、安全性や産業有用な機能等に関する情報について収集・整理・提供した。 さらに、公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースを公開し、運用を開始した。	・微生物資源の学術的分析及び産業界からのニーズを踏まえた遺伝資源の収集、配布をさらに進める。配布にあたっては、利活用促進に向けたサービス強化を行う。 また、生物遺伝資源の利用促進を図るため、安全性や産業有用な機能等に関する情報について収集を行うとともに、横断的データベースへの生物資源データの情報整備並びに提供を行う。	－	－	－	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
648	○　日本国内外の微生物を簡便に利用できる体制を構築するために、日本国内における主要な微生物遺伝資源機関が協力してオンラインカタログを作成し、ネットワーク上での連携を進めます。（経済産業省、文部科学省、農林水産省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・オンラインカタログは、これまで（独）製品評価技術基盤機構の協力の下に運営されてきたが、日本微生物資源学会管理の下にシステムを変更し、令和2年1月16日からリニューアル公開された。引き続きオンラインカタログから公開するデータを提供している。	・さらなる国内BRC機関の連携に向けて整備を進める。	－	－	－	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
649	○　独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センターにおいて、日本国内外から収集した農林水産業及び工業などに有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続して行います。（経済産業省、農林水産省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・微生物及び微生物由来DNAクローンを保存し、研究開発や産業利用のための分譲を行っている。	・微生物株及び微生物由来DNAクローンの収集及び提供を更に進める。	－	－	－	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
3　遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）																
650	○　関係する産業界や学術界の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組み,可能な限り早期に名古屋議定書を締結します。議定書に基づき、提供国のABS（Access and Benefit-Sharing）に関する国内制度の遵守の促進、国内における遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置、普及啓発などを実施します。遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。（環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）				○			D-3	a+ 既に達成済み	・関係する産業界や学術研究分野の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討を進め、平成29年に「ABS指針」（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の共同告示」）を策定するとともに、名古屋議定書を締結した。	・引き続き説明会の実施や相談窓口、ABS国内情報交換センターによる情報提供等を通じた名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。	－	－	－	・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費（環境省）	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
651	○ 名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図ります。（外務省、財務省、環境省）				○			なし	b 進捗中	・名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境ファシリティー（GEF）、（名古屋議定書実施基金を含む）、及び生物多様性日本基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための先住民社会の能力構築などの支援の促進を図った。なお、令和2年6月現在、名古屋議定書実施基金によるプロジェクトを12件承認。	・名古屋議定書実施基金の支援を受けたプロジェクトの着実な実施等を通じ、名古屋議定書の効果的な実施されることが期待される。なお、同基金の運用期間については令和2年12月までとなっており、基金への拠出金の運用期間内での計画的執行が求められている。	－	－	－	・地球環境ファシリティ拠出金 ・名古屋議定書実施基金 ・生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金）	
第7節　国際的取組の推進																
（総括）　生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を活用し、生物多様性国家戦略の改定支援を中心とした、愛知目標達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めました。また、生物多様性条約をはじめとする諸条約の会合に積極的に参加したほか、開発途上国に対してもODAやJICAを通じた取組など、国際協力を進めました。																
1　COP10の成果を受けた国際貢献																
652	○ 生物多様性条約関連会合への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。（環境省、内閣官房、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、関係府省）				○	○		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約関連の締約国会議や補助機関会合、IPBES総会CBDトロンハイム会合など、生物多様性条約関連会合に参加し、積極的に議論に参加した。 ・愛知目標の着実な実施等のための国際的議論に貢献するべく、生物多様性条約の締約国会議（COP）及び同条約の議定書（カルタヘナ議定書、名古屋議定書）の締約国会合（MOP）並びにこれらの準備会合である科学技術助言補助機関会合（SBSTTA）及び条約実施補助機関会合（SBI）等の場で関係省庁とともに日本政府代表団として交渉に参画し、様々な決定に貢献するとともに、予算関係文書の開示、webサイトの改善、財政規則の改訂等を事務局長に要請し、条約のガバナンス向上、財政の透明性向上に大きく貢献した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・ポスト2020目標検討等調査費 ・生物多様性条約拠出金	
653	○ COPや生物多様性条約の科学技術補助機関（SBSTTA：Subsidiary Bodies for Scientific, Technicai and Technological Advice）などにおける議論の状況や主な決定、勧告の内容を紹介するなど、生物多様性や生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。（環境省）				○	○		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約締約国会議及び関連会合に出席し、積極的に議論に参加するとともに、その結果についてパンフレット及びウェブページを作成して広報を行った。	・今後開催予定のCOPやSBSTTA等においても、現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・ポスト2020目標検討等調査費	
654	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います。（環境省、外務省、関係府省）				○	○		E-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性条約関連の締約国会議や補助機関会合、専門家会合（AHTEG）、IPBES総会等に国内の専門家を派遣した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・生物多様性条約締約国会議等開催庁費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・ポスト2020目標検討等調査費 ・生物多様性条約拠出金 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費	
655	○ アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。（環境省、外務省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	・GEO BONの地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON(Asia-Pacific Biodiversity Observation Network)）の国際ワークショップの開催等を通じて、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの構築を支援し各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を促進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
656	○　日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業などわが国の先進的な取組を国内外に発信します。（環境省、農林水産省）		○		○			C-1	a 既に達成済み	・平成25年11月に仙台市で開催された第1回アジア国立公園会議及び当会議の成果を踏まえて発足した「アジア保護地域パートナーシップ」（令和2年6月時点で17カ国21機関が参加）のワークショップ等におけるアジア各国との事例や課題の共有、や今後のあり方に関する議論等を通じて日本の国立公園における多様な主体との協働による保護地域管理のあり方等について発信した。	・引き続き、アジア保護地域パートナーシップをはじめとする様々な機会を活用しながら我が国の取組を積極的に発信していく。	－	－	－	・アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業	
657	○　途上国がCOP10で採択された戦略計画2011-2020（愛知目標）を達成するための国際協力を推進します。（環境省、外務省）				○			E-1	b 進捗中	・生物多様性条約事務局に設置した生物多様性日本基金への拠出を通じて、途上国の愛知目標達成に向けた能力育成への協力を進めている。生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するための能力構築WSが世界各地で開催され、160カ国以上から650人以上の参加があった。	・ポスト2020生物多性枠組の実施における国際協力のあり方を検討する。	－	－	－	・生物多様性日本基金 ・生物多様性条約拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）拠出金 ・国連大学拠出金 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	
658	○　第5回国別報告書の提出等を通じて、愛知目標の達成評価に積極的に貢献します。（環境省、外務省、関係府省）				○			E-2	a 既に達成済み	・わが国の愛知目標の達成評価について、平成26年に第5回国別報告書を、平成30年に第6回国別報告書を生物多様性条約事務局に提出した。	・令和2年度に生物多様性国家戦略2012-2020の最終評価において、愛知目標の最終的な達成状況も評価し公表する予定。	第5回国別報告書を提出（平成26年3月末まで）	－	・第5回国別報告書を提出（平成26年3月） ・第6回国別報告書を提出（平成30年12月）	・生物多様性国家戦略推進費	
659	○　COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」を有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。（環境省）				○			D-1	a+ 既に達成済み	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進した。令和2年3月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体は258団体と拡大し、パートナー間の協力活動は47案件となった。	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを引き続き行っていくと共にパートナー数や協力活動の増加に努める。	－	（参考）IPSIのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体 （平成24年9月）	IPSIのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など71カ国・地域の258団体 （令和2年3月）	・国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）	
660	○　「SATOYAMAイニシアティブ」をより一層推進するため、COP10期間中に設立された「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進します。（環境省）				○			D-1	a+ 既に達成済み	生物多様性条約関連会合やそのサイドイベント等の機会を捉えて、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけた結果、令和2年3月現在、参加団体は258団体と拡大し、パートナー間の協力活動は47案件となった。	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを引き続き行っていくと共にパートナー数や協力活動の増加に努める。	－	IPSIのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体 （平成24年9月）	IPSIのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など71カ国・地域の258団体 （令和2年3月）	・国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）	
661	○　地球環境ファシリティー（GEF）やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPE）等を通じて、SATOYAMAイニシアティブに関連した活動に対する支援の機会を促進します。（環境省、財務省、外務省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	・10か国において、10の現場型プロジェクト「GEF―SATOYAMAプロジェクト」を実施した。 ・CEPFはアジアをはじめとする途上国の24の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取り組みに対して、支援を実施した。支援対象団体数2,305団体（平成30年6月末時点）	・引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。（外務省）	－	－	－	・地球環境ファシリティ拠出金 ・クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金	
662	○　野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて収集した事例を国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。（農林水産省、環境省）		○					なし	b 進捗中	【施策番号190に同じ】	【施策番号190に同じ】	－	－	【施策番号190に同じ】	【施策番号190に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
663	○ 愛知目標(保護地域の関連部分)の達成及び保護地域作業計画(PoWPA)の実施に向けたアジア地域の協力の枠組として「アジア保護地域パートナーシップ(仮称)」の構築を、アジア各国、生物多様性条約事務局、国際自然保護連合(IUCN)等と協力して進めます。その中で、国と、地方公共団体や地域住民との協働による日本型の国立公園の管理方策や、三陸復興国立公園の取組の他、アジア各国の先進事例を取りまとめ、相互に情報共有・発信を進め、各国の国立公園の保全管理の水準を向上させます。そのための取組として、平成25年に東北地方の都市で、第一回アジア自然公園会議を開催します。(環境省)		○		○			C-1	a 既に達成済み	・平成25年11月に仙台市において国際自然保護連合(IUCN)との共催により、「第1回アジア国立公園会議」を開催した。会議では、アジアにおける保護地域の特質と方向性を示す「アジア保護地域憲章」が策定されたほか、会議の成果を踏まえ、平成26年に日本の主導により、保護地域に関するアジア地域の協力の枠組である「アジア保護地域パートナーシップ」が発足。17カ国21機関が参加し、国立公園をはじめとする保護地域における管理方策について、参加国の相互の情報共有、国際会議等の場での発信を行っている。	・「アジア保護地域パートナーシップ」の場を活用した保護地域関連の取組共有及び国際会議等の場での成果の発信を引き続き行う。	―	―	―	・アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業	
664	○ 生物多様性に関する国際的な科学的情報基盤である地球規模生物多様性情報機構(GBIF:Global Biodiversity Information Facility)、生物多様性観測ネットワーク(GEO BON:Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)、国際長期生態学研究ネットワーク(ILTER:International Long Term Ecological Research)など既存の地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力します。(環境省)					○		E-2	b 進捗中	・GBIF事務局に対し毎年、活動資金を拠出した。	・引き続き、地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力する。	―	―	―	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)拠出金	
665	○ GBIFやGEO BONなどの既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)				○			E-1	a+ 既に達成済み	・既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、AP-BON等を通じて、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動に協力している。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
666	○ 国内では、主要な研究者によって平成21年5月に設立された日本生物多様性観測ネットワーク(JBON:Japanese Biodiversity Observation Network)と連携・協力することによって、日本の生物多様性情報のネットワーク化を支援します。(環境省)					○		E-2	a+ 既に達成済み	・AP-BON等を通じて、JBONに連携・協力し、日本の生物多様性情報のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
667	○ 東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献するよう関係各国、関係機関と連携しながら、域内の生物多様性に関する情報を収集・整理し、分類学に関する研修などを行う東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII:East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative)を推進します。(環境省)				○			D-3	a+ 既に達成済み	・ESABIIを推進し、東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献した。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	ESABIIのメンバー 14カ国、3機関、3ネットワーク (平成24年3月末)	ESABIIのメンバー 14カ国、3機関、1ネットワーク (令和2年3月末)	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
2 生物多様性関連諸条約の実施																
668	○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を推進します。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)						○	なし	a+ 既に達成済み	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に、令和2年3月までに437件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。 ・また、第二種使用については、生物多様性影響を防止するため、主務省令で定められた拡散防止措置を執った上で使用する他、これが定められていない場合は、主務大臣の確認を受けた上で当該拡散防止措置を執ることとしている(令和2年3月までの第二種使用確認件数:研究開発分野3,327件、農林水産分野236件、医薬品等分野349件、鉱工業分野2,487件)	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	―	―	―	・遺伝子組換え生物対策事業	
669	○ カルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)において採択され、平成24年3月にわが国が署名した名古屋・クアラルンプール補足議定書については、他国の状況や締約国会合における今後の議論等も踏まえ、締結に向けた必要な作業を進めていきます。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)				○			なし	b 進捗中	【施策番号632に同じ】	【施策番号632に同じ】	【施策番号632に同じ】	【施策番号632に同じ】	【施策番号632に同じ】	【施策番号632に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
670	○ ラムサール条約（昭和46年採択）は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用（ワイズユース）を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1カ所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46か所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすわが国の湿地について、潜在候補地を選定し、公表しました。同条約の流れとしては、平成11年の第7回締約国会議において目標とした、「条約湿地数を2,000カ所にまで増やす」ことを達成（平成24年5月現在2,006カ所）し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的な向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票（RIS）の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を図ります。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況にもかんがみ、平成32年までに新たに10カ所程度の登録を目指します。（環境省、農林水産省）	○	○	○	○	○		A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 E-2	b 進捗中	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	4
671	○ ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。 また、条約湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	○	○	○	○	○		A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 D-2 E-2	a+ 既に達成済み	・関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携し、普及啓発に係るシンポジウムの開催等を通じて保全と賢明な利用を推進した。 ・専門家などと連携しつつ、モニタリング調査や情報整備の取組を進めた。	・引き続き関係者と連携した取組を推進する。	－	－	－	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア地域における生物多様性保全推進費	
672	○ 国際的には、特にわが国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力を行います。（環境省、外務省）	○		○	○			B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	a+ 既に達成済み	・ミャンマー、ネパール、カンボジア、ベトナム及びパプアニューギニアにおける能力開発・普及啓発活動、調査等を推進した。	・一定程度の成果をあげてきたため、現地のニーズや状況の再確認を行い、方向性を検討していく。	平成27年までにアジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地を3カ所追加	タイ及びミャンマーにおいてプロジェクトを展開。地域における普及啓発等を進めている	ミャンマーで調査等を支援してきた4カ所の湿地及びカンボジアで支援してきた1カ所の湿地がラムサール条約湿地として登録された。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア地域における生物多様性保全推進費	47
673	○ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」（昭和48年採択）は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図るための国際取引の規制を定めており、我が国は昭和55年に締結しました。わが国では、本条約の附属書に掲げられた種は「外国為替及び外国貿易法」等によって輸出入が規制されており、特に条約附属書Ⅰに掲げられた種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡し等も規制されています。 これらの法律等を適切に運用するとともに、引き続き関係省庁、関連機関が連携・協力して、違法行為の防止、摘発に努めます。あわせて、輸出入や国内流通の規制に必要な情報の収集を進め、あらゆる違法取引の削減に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。（環境省、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・違法取引の防止、摘発に向けた情報の収集及び関係機関の連携。 ・国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき引き続き国内での取引規制を行った。ワシントン条約附属書に掲げる種の違法取引に対する取締まりを推進した。「種の保存法」及び「外国為替及び外国貿易法」等を適用し、条約対象種の違法取引を摘発した。また、関係省庁との連携により、関係団体に対する指導等を実施した。	・引き続き、取組や取締りを実施する。	－	－	－	・国際希少野生動植物流通管理対策費 ・野生動植物取引規制条約信託基金拠出金	
674	○ また、「希少野生生物の国内流通管理の点検結果」では、種の保存法等の制度の幅広い周知を図ることや違法な国内流通に対する罰則の強化の必要性が指摘されました。これらの指摘を含めた点検の結果を踏まえ、流通に関する悪影響を最も効果的に抑制できる対策の検討と実施を進めていきます。（環境省、関係府省）				○			なし	a 既に達成済み	・平成25年6月及び平成29年6月に種の保存法が改正された。平成25年改正により、罰則の強化や広告に関する規制の強化、登録関係事務手続きの改善等を図った。また平成29年改正により、国際希少野生動植物種の一定の個体等について、登録に有効期間を設け更新制とするとともに、個体識別措置を義務づけることで個体等と登録票との対応関係の管理強化を図った。また、特別国際種事業者の登録制度等を創設した。	・改正法の適切な執行を実施する。	－	－	－	－	
675	○ 野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行うとともに、条約を適切に実施します（外務省、農林水産省、経済産業省、環境省）				○			なし	b 進捗中	・平成25年、平成28年、令和元年にそれぞれワシントン条約第16回、17回、18回締約国会議が開催され、関係各省庁が参加した。また、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用に向け、各国の代表団と情報交換を行った。	・ワシントン条約等、国際的な枠組みを通じ、また、他国とも協力しつつ、条約を適切に実施し、野生動植物の保護と持続可能な利用を実現する。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
676	○　奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。(環境省、文部科学省、農林水産省)			○				なし	b 進捗中	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	―	―	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	
677	○　世界遺産の定期報告を通じて、わが国の世界遺産の保全に関する経験をアジア太平洋地域を中心とした締約国と共有し、各国の世界遺産地域の保全管理の質の向上に貢献します。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省)				○			なし	a+ 既に達成済み	・平成24年6-7月の第36回世界遺産委員会において我が国が属するアジア太平洋地域の定期報告が審査された。	・引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮問機関からの勧告事項に適切に対処すると共に、世界自然遺産としての価値が将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めつつ、最新の科学的知見を反映した保全管理を行う。	―	―	―	―	
678	○　平成24年は、ユネスコ世界遺産条約の採択後40年を迎え、世界遺産を改めて振り返り、世界遺産条約の将来を考える節目の年であるとして、世界各地で世界遺産条約採択40周年記念行事が行われています。わが国においては、平成24年11月に京都においてユネスコ全体の40周年を締めくくる行事として最終会合を開催し、積極的な国際貢献の推進や同条約の意義について国民の理解を深めます。(外務省、文部科学省、農林水産省、環境省)				○			なし	a+ 既に達成済み	・平成24年11月に京都において、同年を通じて行われた世界遺産条約40周年記念行事を締めくくる最終会合を、ユネスコとの協力のもとで開催し、条約の今後のあり方について一定の方向性を示す成果文書「京都ビジョン」を発表した。 ・ボコバ・ユネスコ事務局長や歴代世界遺産センター所長、条約締約国関係者、内外の世界遺産の専門家等主要関係者の出席を得た最終会合を主催したことにより, 国内における条約の意義に対する理解を推進するとともに、対外的には、ユネスコ及び世界遺産の分野における我が国のプレゼンスを高め、我が国の世界遺産保護に対する積極的な国際貢献及び世界遺産条約への積極的な取組を印象づけた。	・引き続き、わが国の知見を活かした条約運用への貢献等を継続する。	―	―	―	・世界遺産条約40周年記念会合開催費	
679	○　世界遺産条約40周年を機にわが国の世界自然遺産地域における登録後の成果と課題、順応的な保全管理の取組、持続的な利用、地域社会に果たす役割等について提言を取りまとめ、今後の世界自然遺産地域の効果的な保全管理等に役立てます。(環境省、農林水産省)			○				C-1	a 既に達成済み	・平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方に関する懇談会」を設置して、国内の既存世界自然遺産地域における成果と今後の保全管理のあり方について検討を行い、平成25年5月に議論の結果を取りまとめた。 ・各自然遺産地域へ共有しこれを踏まえた保全管理の推進を図っている。	―	―	―	―	―	
680	○　油及び有害液体物質流出事故にも対応した脆弱沿岸環境図について、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟、藻場など)の情報の更新を行います。(環境省)			○				なし	a+ 既に達成済み	・OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(ESIマップ)及び有害物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(HNS-ESIマップ)を作成した。	・脆弱沿岸海域図は個別の有害液体物質毎に対応しているため、毎年、海上輸送可能な有害液体物質が追加される毎に、図を更新し、突発的な大規模流出事故に対応可能なよう、整備を行っていく。	―	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/esi/esi_title.html	―	・海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	
681	○　水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)		○					なし	b 進捗中	【施策番号560に同じ】	【施策番号560に同じ】	―	―	―	・水鳥救護研修センター維持費	
682	○　南極環境実態把握モニタリング事業等により、昭和基地におけるモニタリング手法等を検討し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。(環境省、文部科学省)						○	なし	a+ 既に達成済み	・南極における我が国の基地運営等による環境影響の監視、把握及び予測のため、平成20年度に「南極環境保護モニタリング技術指針」を作成し、平成22年度に作成した「南極環境実態把握モニタリングマニュアル」については、最近では、平成27年度、平成29年度、令和元年度に改訂するなど、適宜見直しを行っている。 ・隔年で環境省職員を南極に派遣の上、本マニュアルに沿い採取した試料を分析し、基地周辺の環境の実態把握を行っている。最近では、平成30年度に南極地域で採取した水質試料、土壌試料、生物試料の分析を令和元年度に行い、専門家からの意見を聞きながらモニタリングを実施した(環境モニタリングは平成24年度から令和元年度までに4回実施)。	・引き続き採取したサンプルの分析を進めるとともに、現場の実情をふまえたモニタリング・マニュアルの改訂を適宜行っていく。	―	―	―	・森林・乾燥地・極地保全対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
683	○　昭和31年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測船による海洋調査、湖沼における潜水調査、氷河末端域における調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極限環境と遺伝的特性の解明を行います。また、南極生物多様性データベースを介した成果の公開を行います。（文部科学省）				○			E-2	b 進捗中	・南大洋のインド洋セクターにおける生態系を明らかにすることを目的とし、外洋域及び海氷縁、氷海内において開閉式ネット・漂流系等を用いた海洋観測を実施した。動植物プランクトン及びハダカイワシ等の魚類の現存量・生物量に関する希少なデータを得ることに成功、生態系のプロセスの一端を明らかにした。 ・昭和基地沿岸のペンギン営巣地に於いて連続観測を実施した。ビデオ、GPSなどの小型計測機器をペンギンの体にとりつけ、行動生態を詳細に記録。育雛期に比べ、排卵期は営巣地から最大300kmに及ぶ行動範囲を持っていることを明らかにした。また、アザラシ・飛翔性海鳥に長期間稼働する小型計測器を取り付け、未知であった冬期の行動記録獲得に成功した。 ・昭和基地の沿岸域において、原核生物分離解析のための土壌および湖沼底泥、マイクロプランクトン解析のための湖沼水、地衣類･蘚類･藻類･シアノバクテリア等、生物多様性の視点から見た南極陸域生態系の発達･遷移の解明につなげる試料を採取した。	・海洋生態系については、日本側の定常観測点の60年に渡る長期的な基礎データと併せた解析による、南極底層水の生成過程の定量把握及び棚氷・氷山群を含めた物質循環過程の解析、海氷生成変動や海洋の流れ場の変動に伴う海洋生態系内の種間ネットワークの応答及び生物種の空間的輸送過程を明らかにする。 ・陸上生態系については、ペンギン等の動物調査により取得したデータの解析を進め、年間を通した集団レベルでの採餌行動・繁殖成績・行動生態と海氷状況との関係を明らかにする。また、コケ類、地衣類、微小動物類、微生物類などこれまでに得られた試料を用い、乾燥耐性と光合成活性の順応課程、陸上生態系の富栄養化への寄与等について、多様な手法による解析を進める。	－	南極生物多様性データベース 公開データ数：65,535件 （平成22年度末） アクセス件数：40,230件 （平成24年5月21日）	南極生物多様性データベース 公開データ数：68,300件 （令和元年度末） アクセス件数：3,500件 （令和元年度の年間実績）	・南極地域観測事業費 ・国立大学法人運営費交付金の内数	
684	○　砂漠化の被影響国の途上国に対して、ODAなどを通じ、砂漠化対策の支援をします。（外務省、農林水産省、環境省）				○			なし	b 進捗中	・有償資金協力（「灌漑開発事業」）や技術協力（「土地劣化抑制・有効利用促進のための能力向上」、「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」、「半乾燥地小規模灌漑開発管理」、「砂漠化対処に向けた次世代型持続可能な土地管理（SLM）フレームワークの開発」等）及びサヘル・アフリカの角地域砂漠化対処を通じた気候変動レジリエンス強化イニシアティブを実施。	・砂漠化対策に資する支援を、ODA等により引き続き実施する。	－	－	－	・JICA運営費交付金の内数	
685	○　乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。（環境省、外務省、農林水産省）				○			なし	b 進捗中	・平成25年9月、平成27年10月、平成29年9月及び令和元年9月に開催された科学技術委員会（CST）に日本の科学者を派遣し、科学技術委員会の活動支援を行った。 ・モンゴルにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施。	・引き続き調査事業を実施し砂漠化問題に取り組むとともに、科学技術委員会へ科学者の派遣等を通じて砂漠化対処条約へ貢献を行う。 ・条約の効果的な実施及び国際枠組み作りに貢献することが引き続き必要。引き続き調査事業を実施するとともに、砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供するなどして貢献を行う。	－	－	－	・砂漠化対処条約拠出金 ・砂漠化防止対策調査経費	
686	○　わが国はアメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定をを締結しています。この枠組みに基づき、特に生態解明や保全の必要性の高い、アホウドリ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施するとともに、日ロ間で実施する共同調査についても検討を行います。（環境省）				○	○		E-2	a+ 既に達成済み	・アホウドリとズグロカモメの衛星追跡調査を行い、ズグロカモメについては衛星追跡調査をもとに、日・中・韓ズグロカモメ保全行動計画の実施における点検を行った。また、シマアオジなどの草原性陸鳥の保護について日中露韓専門家ワークショップを開催し、保護のための普及啓発活動を実施中。日米露における小型シギ・チドリ類の保護に関する専門家ワークショップを開催した。	・草原性陸鳥の保護について及びその他の共同調査については、関係各国と協議をしつつ引き続き検討。	－	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を継続中	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を.実施し、ズグロカモメについては保全行動計画の実施における点検を行った。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費　②アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	
687	○　韓国との間では「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（日韓環境保護協力協定、平成5年発効）」に基づき渡り鳥などの保護協力が行われているところであり、二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めます。（環境省、外務省）				○	○		E-2	b 進捗中	・韓国政府と調整を進めているところ。	・今後も韓国政府と調整を進める	－	二国間渡り鳥条約・協約の締結交渉にむけて準備中	二国間渡り鳥条約・協約の締結交渉にむけて準備中	－	
688	○　条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。（環境省、国土交通省）			○				なし	a+ 既に達成済み	【施策番号397に同じ】	【施策番号397に同じ】			【施策番号397に同じ】	【施策番号397に同じ】	
689	○　条約の実施のためのガイドラインの策定など、引き続き国際海事機関（IMO）の議論に積極的に参加していきます。（国土交通省、環境省、外務省）	○				○		なし	b 進捗中	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	－	－	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
690	○　条約の発効に備え、条約の基準を満足するバラスト水管理システムの承認を進めます。（国土交通省）				○			なし	b 進捗中	・発効された条約に対応した承認のための手続きや事務等について規定した「有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領」を制定した。また、条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水管理システムの承認を進めている。	・条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水管理システムの承認を進める。	－	－	－	－	
691	○「移動性野生動植物種の保全に関する条約（ボン条約）」（昭和54年採択）では、条約の附属書に掲載された絶滅のおそれのある移動性野生動植物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われています。 わが国は、本条約で捕獲が禁止される動物について意見を異にする部分があるため、本条約を批准していませんが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じた絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めています。 引き続き、既存の取組を着実に実施するとともに、ボン条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討します。（環境省、外務省）				○			なし	b 進捗中	渡り性鳥類の調査及び専門家ワークショップ開催など、二国間渡り鳥条約・協定等の関連条約を通じた取組を実施した。	・引き続き、関連条約を通じた取組の推進と情報の収集を図る。	－	－	－	－	
692	○　食料及び農業のための植物遺伝資源条約（仮称）の締結に向けた検討を行います。（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）				○			なし	a 既に達成済み	・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約については、平成25年6月24日に加入につき国会承認を得て、同年7月30日に加入書を寄託した。これにより、本条約は、我が国について、平成25年10月28日、効力が発生した。また、我が国は平成27年10月28日に加盟した。	・我が国による本条約の適切な実施。	－	－	－	・植物遺伝資源の保全及び取得のための拠出金（うち食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）拠出金）	
693	○　平成23年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）における成果を踏まえ、すべての国が参加する新しい将来枠組みの構築に向け積極的に貢献するとともに、COP17に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想、アフリカ・グリーン成長戦略等を通じ、世界の低炭素成長の実現に向け主導的な役割を果たしていきます。（外務省、経済産業省、環境省）				○			なし	b 進捗中	・日本は、「『気候変動に関する更なる行動』に関する非公式会合」の開催や、「美しい星2.0への行動」による途上国支援に係るコミットメントの表明等を通じ、すべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けた交渉に積極的に貢献し、平成27年に「パリ協定」に合意されるに至った。また、パリ協定合意後は、その実施指針の策定等、令和2年からの協定の本格実施に向けた交渉にも積極的に貢献した。 ・特に国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）では、COP24で合意に至らなかったパリ協定6条（市場メカニズム）の実施指針の交渉を一つの焦点として、日本は、首席交渉官・専門家レベルの技術的な交渉に加え、小泉環境大臣が精力的にバイ会談及び閣僚級の交渉に参加して議論をリードし、市場メカニズムの実施指針の交渉等に貢献した。また政府代表ステートメント、サイドイベントなどあらゆる場面において、我が国の実績や取組を積極的に発信した。	・COP25で合意に至らなかったパリ協定における市場メカニズム関する実施指針の採択に向けて、引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。	－	－	－	・気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	
694	○　ロンドン条約1996年議定書に基づき、海洋環境を保護するため、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止するとともに一部の廃棄物については許可制度を導入しており、引き続き同制度を適切に運用します。また、同議定書の改正により導入された二酸化炭素の海底下への地下貯留（CCS海底下貯留）に関する許可制度についても、海洋環境への影響を考慮した適正な事業実施を図るため、同制度を適切に運用します。（環境省）			○				なし	a+ 既に達成済み	・廃棄物の海洋投入処分について、許可制度を導入、運用した結果、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は0を達成している。 ・CCS海底下貯留については、平成28年（2016年）3月31日付けで環境大臣許可を発給（国内初事例）、経済産業省が北海道苫小牧市にて実施している。	・廃棄物の海洋投入処分について、許可制度を適切に運用することにより、今後も引き続き海洋投入処分量の削減に努めて参りたい。 ・CCS海底下貯留については、海洋環境に悪影響を及ぼしていないことを合理的に確認するための調査項目およびモニタリング手法について、技術的な検討を行っていく。			－	・海洋環境関連条約対応事業費	
3　国際的プログラムの実施																
695	○「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」（EAAFP）は日本を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路（フライウェイ）において、国の政府機関、国際機関、NGO等の様々な主体の連携・協力を促進し、渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための枠組みです。我が国には29カ所のネットワーク参加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進します。（環境省）	○	○	○	○	○		A-1 B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	a+ 既に達成済み	・国内の渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地間の交流会や研修会を実施するとともに、モニタリング活動を推進した。 ・本パートナーシップには、令和2年3月現在、関係国政府18、国際機関6　国際NGO12、企業1の計37主体が参画している。	・引き続き、ネットワーク参加地間の交流の推進やモニタリング活動の推進を行う。	ネットワーク参加地間の交流会を4回開催し、また普及啓発ツールを充実させる（令和2年まで）	一般向けパンフレットの作成	一般向けパンフレットを作成した。交流会または研修会を計5回開催した。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費　①アジア地域における生物多様性保全推進費	48

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
696	○　ネットワーク参加地の潜在候補地を抽出し、参加地拡充のベースとします。（環境省）			○	○	○		B-1 B-5 C-1 E-2	a+ 既に達成済み	・潜在候補地を抽出し、このうち、東よか干潟（佐賀市）が平成28年5月に124番目のネットワーク参加地となった。	・潜在候補地リストを活用した、効果的なネットワーク参加地の拡充・推進を図る。	－	－	－	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費　①アジア地域における生物多様性保全推進費	
697	○　中国、韓国との間で、黄海とわが国の間を渡り、特に保全の必要性の高い、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、三国間で情報共有などを進めます。（環境省）			○	○	○		E-2	a+ 既に達成済み	・日中韓の研究者が共同で調査研究を実施した。	・引き続き、三カ国間の情報共有を図る。	－	－	－	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費　②アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	
698	○　ICRI（International Coral Reef Initiative）や国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム（ITMEMS：International Tropical Marine Ecosystems Management Symposium）への参加を通じ、引き続き国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献します。（環境省）				○			なし	b 進捗中	・ICRI総会に毎回参加し、日本のサンゴ礁保全の取組状況や、日本が牽引しているICRI東アジア地域のサンゴ礁モニタリング解析の報告等を行っている。	・引き続きICRI等への参加を通じ、国際的に連携する。	平成26年から2年間ICRI事務局をホストする	東アジア地域の取組を主導	平成26年から2年間ICRI事務局をホストした。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業 ・サンゴ礁生態系保全対策推進費	
699	○　ICRI東アジア地域会合を開催し、平成22年に策定した東アジアサンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に基づき、サンゴ礁保護区ネットワークの強化及び充実を関係各国と連携して推進します。（環境省）				○			B-5 C-1	b 進捗中	・平成20年より毎年「ICRI東アジア地域会合」を開催し、この中で「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」を策定した。地域会合の開催を平成26年まで継続し、上記地域戦略の取組を推進した。東アジアにおける地球規模サンゴ礁生態系モニタリングネットワーク（GCRMN）の取り組みに貢献し、平成28年より毎年GCRMN東アジア会合を開催して、モニタリングの取りまとめを牽引している。	・事業の持続可能性の確保と、地域の他のイニシアティブ等との連携が課題。	平成26年から2年間ICRI事務局をホストする	東アジア地域の取組を主導	平成26年から2年間ICRI事務局をホストした。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業 ・サンゴ礁生態系保全対策推進費	
700	○「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）」などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報発信するとともに、ミクロネシア地域における拠点として設立を支援した「パラオ国際サンゴ礁センター」の研究、教育機能などの推進に協力します。（環境省、外務省）					○		B-5	b 進捗中	・「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」では、サンゴの白化状況等に関する情報や、石西礁湖における再生事業に関する情報を、ホームページ等を通じて発信した。 ・モニタリングサイト1000（サンゴ礁）の成果を地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの報告書に反映。 パラオで実施されている科学技術振興機構及びJICAの研究課題に助言。	・引き続き「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」などを通じた情報発信を行うと共に、「パラオ国際サンゴ礁センター」等との国際協力も推進する必要がある。	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの活用の推進	パラオ国際サンゴ礁センターJICAの技術協力が平成24年7月で終了後は、JSTを通じた学術交流を予定	－	－	
701	○　わが国はUNESCOに対して、平成14年度より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業日本信託基金（平成19年度より、ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金）を拠出し、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。（文部科学省、外務省）				○			D-1	a+ 既に達成済み	・東アジア生物圏保存地域ネットワーク（EABRN）会合、東南アジア生物圏保存地域ネットワーク（SeaBRnet）会合、アジア太平洋生物圏保存地域のネットワーク（APBRN）会合といった地域別ネットワークの年次会合へのユネスコエコパーク関係者及び日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会MAB計画分科会委員の参加を支援した。 ・アジア太平洋地域のユネスコエコパークにおけるエコラベルの活用に関する優良事例集を作成した。	・ユネスコにおいて、ユネスコエコパークの地域ネットワーク強化は重点課題とされているため、引き続きアジア・太平洋地域におけるネットワーク会合の開催等を通じて、ユネスコエコパーク相互の協力やネットワーク機能の向上を図る。	－	－	－	・ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金拠出金	
702	○　世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進めます。（文部科学省、農林水産省、環境省）	○			○			D-1	a+ 既に達成済み	・地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の運営協議会に関係省庁も参画するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・ESD（持続可能な開発のための教育）の実践の場としてユネスコエコパークの活用を推進しており、「志賀高原」では、エリア内に位置する小学校による、ユネスコエコパークを活用した持続可能な地域づくりを担う次世代の育成を目指した教育が進められた。また、域内の地元大学がユネスコエコパークの核心地域に隣接する研究施設と連携して、地元のユネスコスクールのESD（持続可能な開発のための教育）活動を支援する取組が行われており、平成28年度から文部科学省が支援している。	・ユネスコエコパークの趣旨等について広く普及啓発を行うとともに、新規申請に関心を持つ自治体等に対し、国際的な動向や必要な手続き等について情報提供を行うなど、国内専門家の協力も得ながら支援を行っていく。 ・日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）との連携や実務担当者を対象としたワークショップの開催等を通じて、ユネスコエコパークについての理解促進を図るとともに、ユネスコエコパークのより良い管理・運営に資する知識・経験の共有を図るなど、ユネスコエコパークにおける持続可能な地域づくりの取組みを支援する。	－	－	－	・日本／ユネスコパートナーシップ事業（令和元年度まで） ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業（令和2年度～）	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
703	○　平成18年に策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。（農林水産省、環境省）	○						なし	a+ 既に達成済み	・令和2年3月末までに12,040の林業・木材事業体が国内で合法性証明に取り組む事業者として認定。 ・認定事業者等の取組が、政府調達等において合法性の証明された木材等の普及に貢献。	・合法証明の信頼性・透明性の向上や合法木材の消費者等への普及を促進。 ・平成29年5月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）に基づく木材等の合法性の確認等の取組を促進。	－	－	－	・木材需要の創出・輸出力強化対策	
704	○　わが国とインドネシアが提案し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において地域レベルの対話の場として発足した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」などを通じ、森林減少・森林劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策に取り組み、アジア地域での持続可能な森林経営を推進します。（農林水産省、外務省、環境省）				○			なし	a 既に達成済み	・平成25年4月の第10回国連森林フォーラムにおいて、AFPに関するサイドイベントを、我が国、米国、インドネシア政府との共催により開催。サイドイベントでは、多様な利害関係者が対等なパートナーとして違法伐採問題等に関して議論し、問題解決に向けた取組が進められてきたことについて参加者から評価を得るとともに、これまでの活動を総括して終了。	－	－	アジア・太平洋地域における持続可能な森林経営を推進するため、各国政府、国際機関、NGO等が参画するAFP会合に積極的に参画	－	－	
705	○　国連森林フォーラム（UNFF）等の国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。（農林水産省、外務省、環境省）				○				a+ 既に達成済み	・平成25年4月の第10回国連森林フォーラムに参画し、我が国のUNFF各国貢献イニシアティブ（平成23年にインドネシア政府と共催で開催した国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」）について報告。特に、モントリオール・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催支援等の実施に加え、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携・協調の促進等についても関係会合を開催するなど貢献。（農水省）	・現在の取組を継続して実施。（農水省） ・今後とも、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国連森林フォーラムなどの国際対話に積極的に参画して行く。（外務省）	－	世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、UNFF等の国際対話に参画・貢献するほか、関係各国。各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけモントリオール・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催支援等を行うほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携・協調の促進等についても貢献 また、世界の持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアチブを発揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参画による国際会議を毎年開催	－	・UNFF任意拠出金（農林水産省）	
706	○　モントリオール・プロセスについては、平成19年から、わが国が事務局をホストし世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮しつつ、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けたプロセス内及び他の国際プロセス（国際熱帯木材機関（ITTO：International Tropical Timber Organizations）、フォレストヨーロッパ）等と連携した取組を推進します。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・本プロセスの事務局として、他の国際的なプロセス（FAO、ITTO、フォレスト・ヨーロッパ等）と連携し、森林資源共同調査票（CFRQ）の作成を推進。平成24年12月、我が国でモントリオール・プロセス技術諮問委員会をホストするとともに、CFRQパートナーシップ会合及び国際報告に関する国際セミナーを開催。 ・定期的に作業部会、技術諮問委員会を開催しており、温帯林・亜寒帯林地域における持続可能な森林経営に関する科学的・客観的な基準・指標の議論に貢献。 ・2019年10月には我が国が第28回作業部会をホスト。	・現在の取組を継続して実施。 ・モントリオールの事務局については、令和2年に中国へ移管。	－	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～平成20年）、参加各国の第2回国別報告の作成（平成21年）、本プロセス総会開催（5回、平成19～23年）等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロセス（ITTO、フォレスト・ヨーロッパ）、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、わが国で実施（平成23年）	－	－	
707	○ 引き続き、グリーン購入法に係る基本方針に基づく持続可能な政府調達を推進します。（環境省）								a+ 既に達成済み	国等においてはほとんどの品目で高い調達率を達成しており、持続可能な政府調達が推進されている。	・今後も継続した推進が必要である。	－	－	－	・国等におけるグリーン購入推進経費	
708	○　平成20年にITTOが策定した「熱帯生産林における生物多様性ガイドライン」の普及と適用を推進するとともに、CBDの森林の生物多様性作業計画実施をITTOのプロジェクトを通じ支援します。（外務省、農林水産省）				○			なし	b 進捗中	・国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、平成24年度以降、生物多様性を目的としたプロジェクト11件を支援。	・今後も引き続き、ITTOを通じた多国間の支援を推進する。	－	－	－	・ITTO・CBD共同プロジェクト拠出金（外務省） ・熱帯林違法伐採対策新体制推進事業（平成26年度終了）	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
709	○　世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）に対し、わが国は14百万ドル（平成20年度に1千万ドル、平成23年度に4百万ドル）の拠出を行っており、REDD国家戦略を実施するための能力向上支援、途上国の森林減少を抑制するためのモニタリング技術開発に積極的に貢献していきます。（財務省、外務省、農林水産省、環境省）	○	○	○	○			なし	b 進捗中	・森林炭素パートナーシップ基金では、令和2年1月までにレディネスファンド参加の受益国47か国中46か国のFCPF支援計画（R-PP）が参加者会合による審査を経て承認され、活動を実施または準備中である。 ・中央における森林政策支援、及び地方における持続的な森林管理について、計画立案とその実行を中央と地方政府の連携を強化しながら側面支援した。 ・他ドナーとも連携しつつREDD＋の実施に不可欠な関連政策・制度構築、技術支援、国際文書作成支援等を推進した。 REDD+については、準備段階から実施段階、成果支払いの獲得へと進む国も出てきている。	・引き続き同基金が行う途上国における活動を支援していく。	－	－	－	JICA運営費交付金の内数	
710	○　開発途上国における持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋：Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in developing countries, and the role of conservation, sustainable management of forest and enhancement of forest corbon stocks in developing countries）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組みます。（農林水産省、外務省、環境省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画し、REDD+の取組にかかる国際的な連携・協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 途上国の劣化した森林や開発放棄地等の森林再生に貢献する技術に関する調査や、途上国の森林資源の付加価値向上に関する調査等を支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や、森林技術の普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。（農水省）	－	－	－	・途上国森林再生技術普及事業 ・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・REDD+推進民間活動支援事業	
711	○　平成22年末までに、19ケ所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は1,588に上ったところ、引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していくことを検討します。（財務省、環境省）	○	○	○	○			なし	a+ 既に達成済み	・平成30年6月末までに、24か所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は2,305団体に上る。	・引き続きクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPE）が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	－	－	－	－	
712	○　政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備します。（環境省、外務省、農林水産省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価を行い、平成28年3月に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」を公表した。 ・拠出金を通じて、IPBES体制整備、IPBES活動内容の協議・調整、GBIFデータ集積を支援している。	・生物多様性国家戦略に基づく取り組みの成果を評価するとともに、次期生物多様性国家戦略に検討に資する情報を整理するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2020」を令和２年度に取りまとめる。 ・IPBES作業計画2030を支援し、生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。	－	－	－	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費	
713	○　アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善などを通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生息生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っていきます。（環境省、文部科学省）				○			D-3	a+ 既に達成済み	・行政官、研究者等に向けて分類学能力構築及びCITES掲載種分類能力構築研修を行うなど、発展途上国における組織的な能力向上を行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
714	○　生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるよう、国内外との情報交換・連携を推進します。（環境省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）の普及啓発を関係機関やJICA研修で行った結果、メタデータの登録件数が、平成24年3月と比較して約6割増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	メタデータ登録数 3,140件 （平成24年3月末）	メタデータ登録数 5,002件 （令和２年3月末）	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
715	○　すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。（環境省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性情報システムやインターネット自然研究所ウェブサイトにおいて、ユーザーインターフェースを高めるとともに、一部英語サイトを開設し、自然環境情報の発信を強化している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
716	○ クリアリングハウスメカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、開発途上国支援の観点からも各国との情報の交換を積極的に進めます。また、生物多様性情報システムの存在を研究者などに周知し、利用を促進するとともにデータ提供者も増やします。さらにいろいろな情報システムを相互に連携させ、利用者が利用できる情報量を増やします。（環境省）				○			D-3 E-1	a+ 既に達成済み	・JICA研修において、クリアリングハウスメカニズムの仕組みや重要性について講義を行い、利活用の促進に努めている。 また、生物多様性情報システムやインターネット自然研究所ウェブサイトにおいて、適宜調査成果を公表し、提供する情報量の増大に努めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
717	○ 国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、経済協力開発機構（OECD）をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力などに基づく調査・研究情報の交換を進めます。（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・既存の枠組みを通じた連携を進めるとともに、IPBESを含めた各種国際会議等において、調査・研究に関する情報交換を行っている。	・IPBESなど既存の国際的な枠組みへの関与等を通し、引き続き調査・研究情報の交換を促進していく。	－	－	－	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費 ・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 ・ポスト2020目標検討等調査費	
718	○ 東アジア地域の13か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）では、平成21年時点で19地域の土壌、18地域の森林植生、17の湖沼・河川について、酸性雨による生態系への早期把握・実態解明のためのモニタリングを実施しています。今後も、東アジアにおける酸性雨による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進していきます。（環境省）					○		なし	a+ 既に達成済み	・EANETのモニタリングサイトは、酸性雨モニタリングサイトと生態影響モニタリングサイトがあり、2000年時点にそれぞれ67サイト、15サイトであったが、2018年には109サイト、47サイトとなっている。 ・2018年における生態影響モニタリングサイトは、土壌・植生について20地域27地点で、陸水（湖沼・河川）として19地点で、集水域として1地点でモニタリングを実施。	現在の酸性雨に係る取組を継続しつつ、今後PM2.5やオゾンを含む大気汚染全般に係る取組を重点的に実施する。	－	－	－	・EANET拠出金 ・東アジア地域における越境汚染対策のための国際協調推進費	
719	○ 北太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画（NOWPAP：Northwest Pacific Action Plan）の活動への積極的な参加や支援を通じて、北西太平洋海域における、海洋環境に係るデータの集積及び海洋汚染の原因等の科学的解明への貢献、国際協力体制の構築等の推進を図り、海洋環境汚染防止の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。また、海洋保護区については、適正な保護区の設定の推進や管理の向上のため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC：Special Monitoring & Coastal Environmental Assessment Regional Activity Centre）への支援を通じて各国の海洋保護区の設定の考え方や管理の在り方等について整理します。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・CEARACの活動を積極的に支援、特に、NOWPAPのプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、手法の案と手順書を策定するとともに、これを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行っている。 ・また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行った。 ・NOWPAP政府間会合においては、我が国から海洋生物多様性に関する地域行動計画（RAP-BIO）の策定に向けた検討状況等を報告する等、各国の生物多様性に関する情報を共有した。 ・地域で連携したモニタリングを実施し、得られたデータ等を活用しつつ、海洋環境評価手法の確立に向けた検討を行い海洋汚染の防止を図ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・COP10で合意された愛知目標においても、海洋の生物多様性の保全についてその重要性が認識されているものの、海洋の生物多様性に関する知見は不足していることから、引き続き情報の収集・整理に努めるとともに、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法に確立に向けた検討を進め、日本海における海洋生物多様性の保全を引き続き促進する。	－	－	－	・北西太平洋地域海行動計画推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
720	○ NOWPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画(RAP-MALI)を通じて、発生源の究明のための相互の情報交換や政策対話等の協力を推進し、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化します。(環境省)			○				なし	b 進捗中	・海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの実施等により、各国における海洋ごみ問題に関する施策推進に寄与した。 ・また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係を解明するため、NOWPAPの代表的地域においてケーススタディを実施することで、河川に含まれる化学物質等が沿岸海洋地域の環境に与える影響に関する知見が蓄積され、海洋生物多様性の保全の向上に貢献した。海洋ごみ地域行動計画(RAP—MALI)を推進し、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップを実施し、また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係に関する知見を得ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・海洋ごみ地域行動計画(RAP—MALI)に基づき、各国において更なる取り組みを実施するとともに、各国間の連携を図っていく必要がある。 ・また、ケーススタディにより得た知見を踏まえ、海洋環境の改善のための河川と沿岸域の統合管理に関する取り組みを推進する必要がある。	―	―	―	・北西太平洋地域海行動計画推進費	
721	○ GISP(Global Invasive Species Programme)への協力を進めることを検討します。(環境省)						○	なし	b 進捗中	・GISPに関する情報収集に努め、GISPへの協力のあり方について検討中。	・引き続き整理・検討を進める。	―	―	―	・外来生物対策管理事業費(一部)	
722	○ 地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後ともGEO(Group on Earth Observation)を積極的に支援し、全地球観測システム(GEOSS:Global Earth Observation System of Sytem)の構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)				○	○		E-2	a+ 既に達成済み	・生物多様性、気候変動、災害などの地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報の創出を目指し、「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」及びその後継である「地球観測に関する政府間会合(GEO)戦略計画2016-2025」に基づいて各国の衛星・海洋・地上観測のネットワークの強化、取得した地球観測データ等の共有基盤の整備等を国際協力により推進し、全球地球観測システム(GEOSS)の構築に貢献している。	・生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報の創出を目指し、全球地球観測システム(GEOSS)の構築に向けて引き続き地球観測を実施するとともに、国際協力を推進する。	―	―	―	・地球観測に関する政府間会合(GEO)拠出金	
723	○ 生物多様性観測ネットワーク(GEO BON:Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)との連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)				○			E-1	a+ 既に達成済み	・AP-BONの事務局として、GEOとも連携しつつ、年2回程度の会合を開催し、東・東南アジアの研究者の情報共有や能力構築の機会を提供している。	・現在の取組を継続して進めていく。	―	―	―	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
4 開発途上国への支援及び協力																
724	○ 開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進します。(外務省)				○			なし	b 進捗中	・ODA大綱及びODA中期政策等に基づき、生物多様性分野を含む環境分野における国際協力を効果的かつ効率的に推進した。	・今後も、開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動等の地球規模の課題などを踏まえ、効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を継続する。	―	―	―	・JICA運営費交付金の内数	－
725	○ 開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関係する研究を含む環境分野や生物資源分野などにおける地球規模課題を対象とし、その解決及び科学技術水準の向上に資する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対処能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAと組み合わせて実施する、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS:Science and Technology Research Partnership for Sustainable Developmet)」を推進します。(文部科学省、外務省)	○			○			なし	b 進捗中	・文部科学省および科学技術振興機構(JST)と、外務省および国際協力機構(JICA)は、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題の解決につながる新たな知見の獲得と科学技術水準の向上を目的とする地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を実施している。この事業では環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症を協力分野として設定しており、H.24.9～R.2.3までに実施した生物多様性関係プロジェクトは、33件である。	現在の取組を継続して進めていく。(文科省)	―	生物多様性関連プロジェクトの実施数:12件 (平成24年5月24日)	生物多様性関連プロジェクトの実施数:33件 (平成24年9月から令和2年3月まで)	・JST及びJICA運営費交付金の内数	
726	○ 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)				○			なし	a 既に達成済み	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	―	―	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当 1	2	3	4	5	なし	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
727	○ 二国間協力としては、国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。（外務省、農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・持続可能な森林経営を推進するため、JICAを通じた技術協力プロジェクト、開発調査、研修を実施。たとえば、ベトナムにおける持続的自然資源管理プロジェクトフェーズ1及び2（技術協力プロジェクト）、コンゴ民主共和国においては「持続可能な森林経営促進のための国家森林モニタリングシステム強化とREDD＋パイロットプロジェクト」を実施し、森林減少・劣化対策の促進を支援している。また、インドでは、最近では5州5案件に対する円借款を供与し、持続的森林管理、生計向上活動、組織体制強化に資する支援を行っている。 ・持続可能な森林経営を推進するため、技術協力プロジェクトに職員を派遣。	・今後も引き続き、国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進する。途上国政府からの要請に応じ森林保全・造成に係る協力を検討する。 ・現在の取組を継続して実施	－	－	－	・JICA運営費交付金の内数	
728	○ 多国間協力としては、国連食糧農業機関（FAO）や国際熱帯木材機関（ITTO）などを通じ、途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。（外務省、農林水産省）				○			なし	b 進捗中	・国連食糧農業機関（FAO）に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出、職員の派遣等の貢献を行った。国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、違法伐採対策などのプロジェクト（例：パナマ国ダリエン地区における熱帯雨林ガバナンス）を実施するための資金拠出を行った。	・我が国はITTOホスト国として引き続き違法伐採対策など熱帯林の持続可能な経営の促進に資するプロジェクトの実施を支援していく。	－	－	－	・ITTO・CBD共同プロジェクト拠出金（外務省） ・国際連合食料農業機関拠出金（外務省・農林水産省） ・ITTO拠出金（外務省・農林水産省）	
729	○ 水産業における多国間協力としては国連食糧農業機関（FAO）や東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）などへの資金の拠出などを通じて、持続的な漁業のための国際資源管理及び漁村開発の推進を目的としたプロジェクトを推進します。（農林水産省）						○	なし	b 進捗中	・国連食糧農業機関（FAO）や東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）などへの資金拠出などを通じて、持続的漁業や増養事業の発展に貢献した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・東南アジア地域持続的水産業推進事業	
第8節 情報整備・技術開発の推進																
（総括） 自然環境基礎調査、モニタリングサイト1000、保護林、緑の回廊におけるモニタリング調査をはじめ各種の調査を行ったほか、河川水辺の国勢調査を含めたそれらの調査結果を整理・公開するとともに施策への活用を図りました。																
1 生物多様性の総合評価																
730	○ わが国の生物多様性の現状や動向を的確に把握し、国民の生物多様性に関する理解を進めるため、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果を把握する適切な指標を設定し、わが国の生物多様性に関する現状を総合的に評価します。また、評価結果等は地図で表現するなど、分かりやすく取りまとめるとともに、定期的に更新していきます。（環境省、関係府省）					○		E-2	b 進捗中	・我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価を行い、平成28年3月に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」を公表した。	・生物多様性国家戦略に基づく取組を踏まえ、我が国の生物多様性及び生態系サービスの状態を評価するとともに、次期生物多様性国家戦略に検討に資する情報を整理するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2020」を令和2年度に取りまとめる。	生物多様性の現状及び各種施策の効果を把握するための指標を設定し、わが国の生物多様性の現状について総合的な評価を行う（平成27年まで）	－	－	・生物多様性国家戦略推進費	
731	○ 農地、森林、藻場・干潟等にどのような生きものが生育・生息しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握し、関連施策を効果的に推進するための科学的根拠に基づく生物多様性指標の開発を推進し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）				○	○		なし	a+ 既に達成済み	・全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集整理・分析を実施し、森林の生物多様性の状態を表す指標を特定するとともに、指標の特性について検討した。 ・平成20年から24年度まで漁場環境生物多様性評価手法開発事業において、漁場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析法をまとめた。平成25年度から29年度まで実施した漁場環境生物多様性保全総合対策事業で得られた科学的知見及び評価手法をHP及びパンフレットにより公表した。 ・平成25～29年度までに委託プロジェクト研究「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により水田環境における生物多様性の指標を開発した。この指標等を活用し、農業が生物多様性や生態系サービスに及ぼす影響の解明に関する研究を実施しているところ。	・引き続き希少な野生水生生物の科学的知見及び評価手法をHP及びパンフレットを通じ公表することにより、生物多様性の維持・向上の取組を推進する。 ・引き続き委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。	－	－	－	・森林整備推進事業費 漁場環境生物多様性保全総合対策事業費 ・農研機構運営費交付金	
2 調査・情報整備の推進																
732	○ 昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約60%（平成24年現在）を整備している状況ですが、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めます。（環境省）					○		E-2	b 進捗中	・自然環境保全基礎調査の一環として植生図整備を引き続き推進している。縮尺2万5千分の1植生図については、令和元年度までに全国の約89%に当たる地域の植生図の作成を完了した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	縮尺2万5千分の1植生図整備 国土の約60% （平成24年3月末）	縮尺2万5千分の1植生図整備 国土の約89% （令和2年3月末）	・自然環境保全基礎調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
733	○ わが国の陸域に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集を行います。わが国の海域における自然環境データの収集整備などについては関係省庁が連携して実施します。（環境省、関係府省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・新たな生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を運用している。令和2年1月時点で480万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体をはじめとする様々な主体で活用されている。	・生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を引き続き運用し、全国的な生息情報の収集整備に努める。	－	－	－	・自然環境保全基礎調査費	
734	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。（環境省）					○		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	－	－	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	
735	○ ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物に係る重点的な生息情報の収集を実施します。（環境省）					○		E-2	b 進捗中	【施策番号550に同じ】	【施策番号550に同じ】	－	－	【施策番号550に同じ】	【施策番号550に同じ】	
736	○ 「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために、継続的に調査を実施します。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	－	－	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	
737	○ 日本各地における生態系モニタリングを実施し、各省などのデータの共有、相互利用の推進などの連携強化や速報性の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施し生態系毎に速報等を公開している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
738	○ モニタリングの実施にあたっては、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体をはじめ、多様な主体の参画・協力を得て、効果的かつ継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の整備・提供を随時行い、生物多様性の保全施策への利活用を進めます。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・モニタリングサイト1000において、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体等の多様な主体の参画・協力を得て調査を実施し、結果を公表した。また、市民参加型調査である「いきものみっけ」を実施し結果を公表している。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきものログ」を引き続き運用し、全国的な生息情報の収集整備に努める。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
739	○ 国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、生物多様性観測ネットワーク（GEO BON）など地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に貢献します。（環境省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	・AP-BON等を通じて、GEO BONに連携・協力し、アジア地域の生物多様性観測のネットワーク化を支援している。 ・AP-BONの取組の一環として、年に2回、会合を開催している。直近では、令和元年6月にクアラルンプールでAP-BONワークショップを開催し、同年11月にキャンベラで開催されたAOGEOシンポジウムでAP-BON分科会を開催した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
740	○ 官・学の連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため設立された世界分類学イニシアティブ（GTI）や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）など国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動植物の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。（環境省、文部科学省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	・GTIや、GBIFなど国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
741	○ 生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・生物多様性センターでは約65,000点の生物標本及び約95,000点の資料を所蔵し、収集及び維持管理体制の強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・生物多様性センター維持運営費	
742	○ 各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じた情報提供を充実強化しアクセス数の増加を図るなど、インターネットを通じ広く国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ね合わせや解析をウェブ上で可能とするWebGISを活用したデータの整備・提供、他の統計などデータを含めた多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。（環境省、関係府省）	○						E-2	a+ 既に達成済み	・過去の調査成果について順次電子化を進めるとともに、自然環境情報GIS提供システムにおいて、各種調査成果をGISデータとして提供している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
743	○ 生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるよう、国内外との情報交換・連携を推進します。（環境省）				○			E-1	a+ 既に達成済み	【施策番号714に同じ】	【施策番号714に同じ】	－	－	【施策番号714に同じ】	【施策番号714に同じ】	
744	○ すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	【施策番号715に同じ】	【施策番号715に同じ】	－	－	【施策番号715に同じ】	【施策番号715に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
745	○ わが国の生物多様性に関する、「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球温暖化などによって影響を受けるわが国の生物多様性及び生態系を質的・量的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加えモニタリングサイト1000を推進します。また、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報をこれら主体が施策や活動に利用できるようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取組に必要な体制の拡充強化を進めます。（環境省）	○			○	○		A-1 E-1 E-2	a+ 既に達成済み	・自然環境保全基礎調査に加え、モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施し調査結果を公開した。また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきものログ」を引き続き運用し、全国的な生息情報の収集整備に努める。 ・また、地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図っている。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきものログ」を引き続き運用し、全国的な生息情報の収集整備に努める。	－	－	－	・生物多様性センター維持運営費 ・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
746	○ 関係府省をはじめ、地方自治体、大学、民間団体、その他調査研究機関、博物館など多様な主体が取得した生物多様性情報の電子化、相互利用及び公開の推進にむけた取組を強化します。特に、平成16年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関連絡会議などをはじめとする各種の連絡組織などを通じ、自然環境情報に関する情報交換、連携・交流、ネットワークの強化を進めます。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ、相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	－	
747	○ 生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成24年3月現在、約24,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実化を図っていきます。（環境省）	○						A-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性に関する図書資料を収集し、生物多様性センターの図書資料データベース登録数は28,153件となった。 ・愛知目標の達成に向け、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資するものとして、国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の子供向け推薦図書の配架など、内容の充実に努めた。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	図書資料データベース登録数 約24,000件 （平成24年3月末）	図書資料データベース登録数 28,153件 （令和2年3月末）	・生物多様性センター維持運営費	
748	○ 全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態的特性に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切かつ円滑な作成を行うことを目的とした、モニタリング調査を実施します。（農林水産省）			○		○		B-2	a+ 既に達成済み	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	－	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	
749	○ 森林生態系多様性基礎調査（森林資源モニタリング調査含む）の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した「2015年世界森林資源評価国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。（農林水産省）				○			なし	a+ 既に達成済み	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】	－	－	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】	
750	○ 森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデジタル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。（農林水産省）			○		○		B-2	a+ 既に達成済み	【施策番号173に同じ】	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。	－	－	【施策番号173に同じ】	【施策番号173に同じ】	
751	○ 国有林野における保護林について、設定後の状況を把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、森林や植生の現況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行います。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「保護林」の状況を把握するため、森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を実施した。 ・また、モニタリング調査等を踏まえ、保護林の適切な保護管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を実施した。	・引き続き、「保護林」の適切な保護管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施し、適切な保護・管理を推進する。	－	保護林面積：90万3千ha （平成23年4月）	保護林面積：97万8千ha （平成31年4月）	・森林整備・保全費	
752	○ 国有林野における緑の回廊について、森林の状態や野生動植物の生息・生育実態を把握するため、林分構造調査や野生生物の生息実態などモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行います。（農林水産省）			○				C-1	a+ 既に達成済み	・「緑の回廊」においては、森林の状態と野生生物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した施業を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」の適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施し、適切な保全・管理を推進する。	－	緑の回廊：58万6千ha （平成23年4月）	緑の回廊面積：58万4千ha（平成31年4月）	・森林整備・保全費	
753	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】	－	－	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】	
754	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用します。（国土交通省）			○		○		E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号302に同じ】	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	－	－	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
755	○ 魚類、底生動物調査については原則5年、それ以外については原則10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。（国土交通省）			○		○		E-2	b 進捗中	【施策番号304に同じ】	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	－	－	【施策番号304に同じ】	【施策番号304に同じ】	
756	○ 河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を進めます。（国土交通省、環境省）			○		○		E-2	a+ 既に達成済み	・河川水辺の国勢調査で得られたGISデータを「河川環境データベース」にて公開している。（http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/）	・引き続き、相互利用を含めた取り組みの推進を図る。	－	－	－	・治水事業等関係費	
757	○ 海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。（国土交通省）					○		E-2	b 進捗中	・瀬戸内海総合水質調査ホームページ等によりインターネット上に公開しており、逐次データを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	・引き続き観測データの蓄積及び内容の充実化を実施する。	－	－	－	・港湾整備事業費	
758	○ 日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化します。（国土交通省）					○		E-2	b 進捗中	・日本海洋データセンターへ海洋環境に関する情報を集積し、インターネットにより公開している。	・引き続き日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進する。	－	－	－	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	
759	○ 海洋環境・生態系の保全等を効果的に進めるために各種海洋情報を適切に提供することが重要であるため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理し利用しやすい形で提供する海洋台帳を整備します。（国土交通省）					○		E-2	b 進捗中	・各種海洋情報を収集・管理し、平成31年3月に運用を開始した、海洋台帳を基盤とし、より広域性・リアルタイム性に優れた「海洋状況表示システム」によりインターネット上で公開している。また、スマートフォン向けの提供も実施している。	・引き続き海洋状況表示システムの情報の充実・機能の拡充を推進する。	－	－	－	・我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進	
760	○ 大規模な油流出事故等が発生した場合に、的確に対応するために必要となる沿岸域の情報を関係機関等の協力を得て収集、その情報をデータベースとして管理し、インターネットにより提供するCeisNet（シーズネット）を運用するとともに、CeisNetから情報項目を調整し、印刷できるようにしたESI（環境脆弱性指標）マップをPDFにより提供します。（国土交通省）					○		E-2	b 進捗中	・沿岸海域環境保全情報を整備し、平成31年3月に運用を開始した「海洋状況表示システム」の一コンテンツとしてインターネットにより公開している。また、より速やかに事故現場での措置が講じられるよう、スマートフォン向けの提供も実施している。	・引き続き沿岸海域環境保全情報の収集・整備を行う。	－	－	－	・我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進	
761	○ 国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進めていきます。（環境省）			○				なし	b 進捗中	・国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・自然環境資源の持続的活用推進事業活用推進事業	
3 研究・技術開発の推進																
762	○ 環境研究総合推進費では、環境研究・環境技術開発の推進戦略における重点課題等にもとづき、東日本大震災による生態系への影響の解明、アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究、気候変動対策と生物多様性保全の連携を目指した生態系サービス評価手法の開発などの研究を実施します。（環境省）					○		E-2	b 進捗中	・「自然共生」領域において、平成24年度～令和元年度の間に計81件の研究開発を実施した。 ・事後評価においては、平成24年度～令和元年度の間に終了した課題（計64件）のうち、「A」評価が47件、「B」評価が16件であり、樹木の新種比率評価と森林政策評価にもとづく東南アジア熱帯林保全対策の策定、遺伝情報解読ブレークスルーを活用した「種の保存法」指定種の最適保全管理等の成果を挙げた。	・環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）で取り組むべき「研究・技術開発例」として示された以下の研究・技術開発等を含め、生物多様性の保全や生態系サービスの利用に関する研究・技術開発をより一層推進していく。 ○リモートセンシング、環境DNA解析、遺伝子分析など、様々なレベルの新技術を活用した生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、集積されたビッグデータを解析するためのICTを活用した評価手法、利活用法の開発 ○各種の外的要因を考慮した気候変動による生物多様性や生態系サービスへの影響の評価・変化予測手法及びそれら影響への適応策に関する研究開発 ○生態系サービスの評価・解明と、これを維持する社会システム等の構築に資する研究・技術開発			－	・環境研究総合推進費	
763	○ 第Ⅱ期環境経済の政策研究（平成24-26年度）では、国内の生物多様性保全の経済的価値を適正かつ効率的に評価する手法の開発や、評価結果の効果的な普及方策などの研究を実施します。（環境省）					○		なし	a 既に達成済み	・奄美大島等のマングース対策の経済評価を実施し、外来種対策の経済効果を計測するための手法の開発について研究を実施した。また、国立公園指定・世界遺産登録における、生物多様性保全と観光利用の価値についての評価手法の開発について研究を実施した。	・今後はコンジョイント分析や最新のトラベルコスト分析手法など適用して最新の分析法を適用し、より精度の高い適正な評価が可能となるように評価方法の高度化に向けた研究について検討する。			－	・グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
764	○　生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合化することで、生物多様性変動の予測・評価法を開発するとともに、他の環境情報も用いて生物多様性の保全、地球温暖化への適応を目指すための研究開発及び人材育成を行います。（文部科学省）			○	○	○		E-2	b 進捗中	・「大学発グリーンイノベーション創出事業「グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス」（GRENE）事業環境情報分野」（平成27年度終了）において、分散している生物多様性・生態系情報の収集・整備・標準化、生物多様性・生態系観測の高度化、モデル地域における生物多様性、生態系、物質循環、機能やサービスの評価を実施した。その結果、有効なデータソースの確認、有効な評価方法の確立、また、新規解析・評価方法の開発を実施できたため、既存の生物多様性・生態情報を集約し、かつ「地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム」により高度化・拡張と利用促進を行っているデータ統合・解析システム（DIAS）に蓄積された環境情報を活用することの有効性を確認できた。 ・「地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム」では、DIASにおいて「市民参加による生き物モニタリング調査」のための[illegible] ・地球温暖化への適応に関する取組として、「気候変動リスク情報創生プログラム」（平成28年度終了）及びその後継事業である「統合的気候モデル高度化研究プログラム」において、地球温暖化による生物多様性への影響の評価にも貢献する研究開発を実施している。	・生物多様性保全への更なる貢献を目指し、データ統合・解析システム（DIAS）において、「市民参加による生き物モニタリング調査」のためのアプリケーションによる情報の充実を図る。 ・「統合的気候モデル高度化研究プログラム」において、生物多様性をはじめとする各分野からのニーズを踏まえ、気候モデルを高度化し、適応策に必要な気候予測情報の創出に取り組む。	－	－	－	・気候変動適応戦略イニシアチブ（「地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム」及び「統合的気候モデル高度化研究プログラム」） ・大学発グリーンイノベーション創出事業 ・気候変動リスク情報創生プログラム	
765	○　独立行政法人森林総合研究所を中心として、森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、病虫獣害による森林被害を防ぎ、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、生物害に対する被害軽減・共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行います。（農林水産省）		○	○		○		B-1 D-1	a+ 既に達成済み	・生物多様性保全機能、花粉媒介機能、炭素貯留機能、水源涵養機能、表土保全機能、水質浄化機能、表土崩壊防止機能、木材生産機能、レクリエーション機能、山菜供給機能の10種について指標を開発して、空間評価モデルを作成した。本モデルを茨城県北部で地図化し、森林生態系を定量的に評価した結果、炭素貯留や木材生産機能は高齢人工林で高くなるが、生物多様性保全や花粉媒介機能は天然林や幼齢林で高いといったトレードオフが明らかになった。また当地域では戦後人工林が増加し天然林とともに加齢したが、これに伴う森林の機能の増減のパターンは多様であることが明らかになった。	・森林の多面的機能の持続的利用に資するため、気候変動等や土地利用変化などによる様々な将来変化に対応可能なモデルへの高度化を進めるとともに、他の地域への適用を推進する。	－	生物多様性の質的・機能的・量的評価手法、固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、広域的病虫獣害の管理技術などの開発を引き続き推進	－	・国立研究開発法人森林研究・整備機構	
766	○　地方自治体等による都市の生物多様性の確保の取組みに資する科学的知見を提供するため、都市における緑地の量や質、規模、連続性等と生物多様性の関係に関する調査研究に取り組みます。（国土交通省）					○		A-1	b 進捗中	・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成28年11月に「都市の生物多様性指標（簡易版）」を、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組みを推進した。	・「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進する。	－	緑の基本計画 策定市町村：662市町村 （平成23年3月）	緑の基本計画 策定市町村：686市町村 （平成31年3月）	－	
767	○　自然共生研究センターでの研究等、学識経験者や各種機関と連携して様々な調査・研究の推進と活用を図ります。（国土交通省）			○		○		E-2	b 進捗中	・河川地形改変に伴う氾濫原環境の再生手法に関する研究や、自然環境に配慮した護岸工法に関する研究等を実施。	・引き続き研究の推進と研究の活用を図る。	－	－	－	－	
768	○　現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映されています。流量や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の設定、土砂還元などの具体的施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。（国土交通省）	○		○		○		A-1	b 進捗中	【施策番号306に同じ】	【施策番号306に同じ】	－	－	【施策番号306に同じ】	【施策番号306に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
769	○　千曲川、多摩川、五ヶ瀬川などをフィールドとして、河川生態学術研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた学術成果の整理・評価を進めます。（国土交通省）			○		○		E-2	b 進捗中	・菊池川、斐伊川、十勝川、岩木川、多摩川、五ヶ瀬川の6河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究を進めた。 ・現在では、石狩川、十勝川、千曲川、木曽川、木津川でも研究が進められている。	・これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
770	○　世界最大規模の干潟水槽（メソコスム）を用いて、水槽内に自然に定着し生息している生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。（国土交通省）					○		E-2	b 進捗中	・干潟における物質循環の解明に寄与。	・鳥の食性に関する実験など、引き続き干潟水槽を用いた調査・研究を推進。	－	－	－	・港湾整備事業費	
771	○　現存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、バクテリアから鳥類までの広範な生物調査を推進します。（国土交通省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・干潟・藻場における生態系の機能と構造を調べ、多様性のある生態系を保全する手法を提案。	・干潟・浅場造成の実務に役立つような、設計やモニタリングを含む一連の順応的管理手法の提案を行う。	－	－	－	・港湾整備事業費	
772	○　これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進します。（国土交通省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	・調査で得られた生物パラメータをうまく活用し、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発。	・豊かな生態系の回復に必要な行政施策（負荷削減や干潟・浅場造成など）の効果を比較・評価する。	－	－	－	・港湾整備事業費	
773	○　沿岸域における海洋生物における炭素固定（ブルーカーボン）について調査研究を推進します。（国土交通省）					○		D-2	b 進捗中	・複数の海草藻場におけるCO2の吸収速度を測定し定量化した。 ・データの解析等により、CO2吸収量に影響を及ぼす要因を解析した。 ・ブルーカーボン生態系によるCO2吸収量の計測・推計に向けた検討を行った。	・引き続き海洋生物における炭素固定についての調査・研究を推進。 ・引き続きブルーカーボン生態系を活用するための検討を推進。	－	－	－	・港湾整備事業費	
774	○　海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。（国土交通省、農林水産省）			○		○		B-1 C-1	b 進捗中	・生態系に配慮した海岸整備についての調査検討を推進した。	・海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境に与える影響や効果を把握するとともに、生態系に配慮した海岸整備についての調査検討へ引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
775	○　地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）			○	○	○		B-1 C-1	b 進捗中	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	－	－	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	
776	○　地球温暖化等による海洋環境の変化や食糧資源としての海洋生物資源の安定的供給に関する国民意識の高まりを踏まえ、海洋生物の生理機能を解明し革新的な生産につなげる研究開発や、海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系を総合的に解明する研究開発を推進します。（文部科学省、農林水産省）					○		E-2	b 進捗中	・平成23年度より、海洋生物資源の安定的・持続的利用を可能とするために、「海洋生物資源確保技術高度化」事業を開始し、海洋生物の生理機能を解明し、生殖幹細胞移植技術を用いて大型魚の種苗生産を簡略化させる「借り腹技術」の開発や海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施している。	・令和2年度までに「借り腹技術」を確立することや海洋生態系モデルを高度化することを目標として、研究開発を着実に推進する。	－	－	－	・研究開発推進費	
777	○　海洋の生物多様性および生態系を把握するための先進的な計測技術と将来予測に資するモデルの研究開発を行い、これらを保全・再生するために必要な基盤技術を創出することを目指します。（文部科学省）					○		E-2	b 進捗中	・科学技術振興機構による戦略的創造研究推進事業において、国が定める戦略目標のもと、研究領域「海洋生物多様性および生態系の保全・再生に資する基盤技術の創出」を設定し、平成30年度まで海洋生物種の定量把握や種の同定を高効率化・高精度化するための技術の開発や、海洋生物資源量や海洋生物多様性の変動を把握するための技術開発を実施した。 ・平成30年度より、「海洋情報把握技術開発」事業を開始し、生物多様性に関わる情報取得のための技術開発課題の中で、海洋生物遺伝子情報の自動取得に向けた基盤技術の開発を実施している。	・令和4年度までに、海洋の生物多様性および生態系の研究に寄与するため、環境を含む海洋生物遺伝子データの自動取得技術の実用化を目標として、研究開発を着実に推進する。	－	－	－	・戦略的創造研究推進事業 ・研究開発推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
778	○ 海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を提供します。また、これらの生物圏の大気・海洋や固体地球との相互関係を理解することで、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献します。（文部科学省）					○		E-2	b 進捗中	・海洋研究開発機構では、海洋生物に関する多様性と分布などの情報を持つデータベース（BISMaL:Biological Information System for Marine Life）への国内外データの取り込み、公開を進めている。 また、深海生物の生存戦略とその機能を理解するとともに、得られた知見、データやサンプル等を民間企業や外部機関に広く提供することで、我が国の海洋産業発展を促進している。 さらに、地球環境変動と人間活動が生物多様性に与える影響評価のため、特に情報が少ない深海生態系について、その充実のために環境 DNA 分析や現場観測等の調査を実施するとともに、海洋プラスチックを対象とした新たな計測技術の開発やデータの拡充を進めている。	・生物機能の有効利用を促進させるために深海生態系の機能解明を進めるとともに、影響評価への貢献のため計測技術等の機能向上を進める。	－	－	－	・国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	
779	○ 東北沖において、漁場の回復に資する科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を実施し、海洋生態系の変動メカニズムを解明する調査研究に取り組みます。（文部科学省、農林水産省、環境省）					○		E-2	b 進捗中	・平成23年度より、「東北マリンサイエンス拠点形成事業」を開始し、東日本大震災の地震・津波により甚大な被害を受けた東北沿岸の海域において、海洋の物理・化学的環境と生物動態に関する幅広い調査を実施している。	・令和2年度までに、海洋生態系の回復過程や産業復興による海洋生態系への影響調査を通じて、被災海域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	－	－	－	・教育・科学技術等復興政策費	
第９節　生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進																
（総括）　二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス吸収源対策として、森林の適切な管理・保全、緑化の推進、木質バイオマスなどの活用を進めました。また、温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見を取りまとめたことを受け、気候変動が日本に与える影響及びリスク評価の検討を開始しています。																
１　生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進																
780	○ 森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による施肥量の低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。（農林水産省）		○	○				B-2 D-1 D-2	a+ 既に達成済み	・森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を改正延長。同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて、年間52万ha（平成25～32年平均）の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。 ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、有用水生植物を用いた藻場の保全・回復等のCO2の吸収源としての可能性を追求するため、ブルーカーボンの算出方法や評価基準等について情報整理、議論を推進。	・森林吸収量3.5%の確保に向けて、引き続き森林吸収源対策を着実に推進する。 ・IPCC温室効果ガス収支目録にブルーカーボンを登録することを目指して、藻場の炭素吸収機能の詳細の科学的解明に取り組む。	－	－	－	・森林整備事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金　等	
781	○ わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うとの観点から、気候変動枠組条約のCOP17等国際的に合意された森林経営による森林吸収量の算入上限値である基準年排出量比3.5%の確保に向けて必要な財源の確保に向けた取組を進めるとともに、「森林・林業の再生」に向けた取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。（農林水産省）		○	○				B-2 D-1 D-2	a+ 既に達成済み	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	8
782	○ 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。（国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積：9,156ha、屋上緑化施工面積：213ha、壁面緑化施工面積：57haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・引き続き取組みを推進。	－	（参考） 都市公園の整備面積 118,165ha、箇所数99,874箇所（平成23年3月） 屋上緑化施工面積： 304ha 壁面緑化施工面積： 39ha(平成23年3月）	都市公園等整備面積： 127, 321ha 、110,279箇所（平成31年3月） 屋上緑化施工面積： 517ha 壁面緑化施工面積：96ha (平成30年3月）	・社会資本整備総合交付金	
783	○ 燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。（農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・木質チップの製造施設など関連施設の整備や木質バイオマスを地域内で持続的にエネルギーとして活用する「地域内エコシステム」の構築等の取組に対し支援。 ・バイオマス事業化戦略（H24.9策定）に事業化を推進するバイオマスの一つとして木質バイオマスを選択した。	・未利用間伐材等が年間2,000万㎥程度発生している状況。このため、従来であれば林内に放置されていた国産材を活用する、地域に根差した木質バイオマスのエネルギー利用を推進.	木質バイオマス利用量（間伐材等由来）：600万m3 （令和2年）	木質バイオマス利用量（間伐材等由来）：55万m3 （平成22年）	木質バイオマス利用量（間伐材等由来）：693万m3（令和元年）	・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・地域バイオマス産業化推進事業	49

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
784	○　平成21年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取り組みを促進。具体的には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定。さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表しています。（経済産業省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定。さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	－	－	－	－	
785	○　屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	－	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	
786	○　ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	・緑化や塗装等の対策技術の効果や導入に対してその効果や留意事項等について整理した「ヒートアイランド対策ガイドライン改訂版」及び「ヒートアイランド対策マニュアル」等を作成し、普及・啓発を図っているところ。	・引き続き、関係府省と連携しつつ、広範な促進施策を行う予定。	－	－	－	－	
787	○　国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（農林水産省）				○			なし	a 既に達成済み	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	－	－	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	
788	○　開発途上国における持続可能な森林経営や、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋）をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組みます。（農林水産省、外務省、環境省）				○			なし	a+ 既に達成済み	・REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画し、REDD+の取組にかかる国際的な連携・協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 途上国の劣化した森林や開発放棄地等の森林再生に貢献する技術に関する調査や、途上国の森林資源の付加価値向上に関する調査等を支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や、森林技術の普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。	－	アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施 乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援を実施 衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成 森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施	－	・途上国森林再生技術普及事業 ・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・REDD+推進民間活動支援事業	
789	○　国際的な気候変動対策を進めるための技術的ベースとなるIPCCガイドライン（森林分野）の改訂作業へ積極的に参画します。（農林水産省、環境省）				○	○		D-2	a+ 既に達成済み	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	
790	○　国連森林フォーラム（UNFF）等の国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。（農林水産省、外務省、環境省）				○				a+ 既に達成済み	【施策番号705に同じ】	【施策番号705に同じ】	－	【施策番号705に同じ】	【施策番号705に同じ】	【施策番号705に同じ】	
791	○　世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）に対し、わが国は14百万ドルの拠出を行っており、途上国における森林減少の抑制や、そのモニタリングなどのための能力向上支援に積極的に貢献していきます。（財務省、外務省、農林水産省、環境省）	○	○	○	○			なし	b 進捗中	【施策番号709に同じ】	【施策番号709に同じ】	－	－	【施策番号709に同じ】	【施策番号709に同じ】	
792	○　風力発電施設にオジロワシなどの希少な鳥類が衝突する事故（バードストライク）が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのバードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。（環境省）		○					E-2	a+ 既に達成済み	・バードストライク防止策について検討を進めている。風力発電施設に対するバードストライク等の鳥類の影響を示したセンシティビティマップについて陸域版を平成29年度に、海域版を令和元年度に作成し、公表した。	・風力発電設備に対する鳥類への影響について情報を集めるとともに、センシティビティマップの見直しを検討していく。	－	－	－	・自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業	
793	○　アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、地域研究者との共同研究を通じ、地域各国の政策担当者との関係強化を促進します。（環境省）					○		D-2	b 進捗中	・平成25年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）が設立されたことに伴い、アジア太平洋地域での活動のあり方を検討するためのワークショップを開催してきた。 ・生物多様性関連の共同研究や能力開発のプログラムを実施してきた。	・APNのUNFCCC等の国際会合を通じた情報発信・知見共有及びIPCC、IPBES等の専門家グループと連携してアジア太平洋地域の科学的能力向上に貢献していく。	平成22-27年のAPN第3期戦略計画では生態系、生物多様性は重点分野の一つであり、戦略的に取り組む なお、平成27-32年の第4期戦略計画でも生物多様性を重点分野の一つと位置づける見込み	共同研究や能力開発の実施。国際連合枠組条約（UNFCCC）へのインプット、SATOYAMAイニシアティブ関連イベントも継続して実施中	平成27-令和2年の第4期戦略計画でも生物多様性を重点分野の一つと位置付けて活動を行った。平成24年度-令和2年度内には、生物多様性にかかる研究を39件採択し実施した。	・地球環境に関するアジア太平洋地域協同研究・観測事業拠出金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
794	○ 「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化の影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために継続的に調査を実施します。また、温暖化の影響を含むモニタリング結果を基に、気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生するうえでの留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策について検討を進めます。（環境省）					○		E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	－	－	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	
795	○ 世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。（環境省、農林水産省）			○	○			C-1	b 進捗中	【施策番号63に同じ】	【施策番号63に同じ】	－	－	【施策番号63に同じ】	【施策番号63に同じ】	
796	○ 知床世界自然遺産地域について、海洋環境や高山植生などの変化など、気候変動が遺産地域の生態系や生物多様性に与える影響を把握するためのモニタリングを実施するとともに、エゾシカの食害をはじめとした環境影響の軽減など、気候変動の適応策を検討・実施します。（環境省、農林水産省）			○	○			C-1	b 進捗中	・世界自然遺産地域における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングを実施。 ・エゾシカについては、平成29年4月に策定した第3期知床半島エゾシカ保護管理計画に基づき、捕獲等によるエゾシカの個体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも若干の回復傾向が確認されている。	・引き続き、海洋等を含めた世界自然遺産地域全体のモニタリング体制及びプログラムの構築するとともに、モニタリングを実施していく必要がある。 ・引き続き、科学委員会等からの助言を得つつ、遺産地域におけるエゾシカの個体数調整などの取組を進める。	－	－	－	・森林整備推進事業費 ・森林整備・保全費 ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 ・特定地域自然林保全整備費 ・国立公園等シカ管理対策事業費 ・自然公園等事業費	
797	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。（環境省）	○				○		A-1 E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	－	－	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	
798	○ 温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				D-2	a+ 既に達成済み	・国有林野において、必要に応じて、隣接する民有林と連携・協力しながら、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、温暖化にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進した。	・必要に応じて、隣接する民有林と連携・協力しながら、引き続き、「緑の回廊」のモニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
799	○ 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）のサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。（環境省）					○		B-5	b 進捗中	【施策番号333に同じ】	【施策番号333に同じ】	－	－	【施策番号333に同じ】	【施策番号333に同じ】	
800	○ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）			○	○	○		B-1 C-1	b 進捗中	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	－	－	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	
801	○ 今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響や集中豪雨等に起因する山地等災害や洪水、渇水といった国民の安全・安心を脅かす恐れがある影響に対応するため、暑さに強い品種の開発や野生鳥獣害・病虫害への対応、山地災害等の防止対策などの適応策の開発・普及に取り組みます。（農林水産省）								a+ 既に達成済み	・「気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト」において、コメの高温耐性品種の開発等を実施 ・治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施や流木捕捉式治山ダムの設置等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図っているところ。 ・被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止の取組等を推進。 ・気候変動等を背景として増加傾向にある野生鳥獣害・病虫害や侵略的外来種による農業被害に対応する技術の開発を推進。 ・「農林水産分野における地域気候変動適応推進委託事業」において、科学的知見の情報提供と、農林漁業関係者との意見交換等を実施。	・事前防災・減災に向けた取組の一層の強化を図る。 ・引き続き委託プロジェクト研究等により取組の推進を図る。	－	－	－	・治山事業等 ・委託プロジェクト研究「野生鳥獣及び病害虫等被害対応技術の開発」 ・農林水産業・気候変動生物多様性等対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
802	○　乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。（外務省、環境省、農林水産省）				○			なし	b 進捗中	・平成25年4月、ドイツ・ボンにて条約実施レビュー委員会（CRIC）第11回会合及び科学技術委員会（CST）第3回特別会合が開催され、10か年戦略計画の進捗状況の報告をもとに、条約実施の効率化やベストプラクティスの活用についての議論等に参画した。同年9月、ナミビア・ウィントフックにて第11回締約国会議が開催され、グローバル・メカニズムの扱いに関する議論を決着させたほか、条約事務局の平成26－27年予算につき成立させた。締約国会議ほか、関連会合の開催により、条約事務局の取組の効率化し、砂漠化対処のステークホルダーの意識や取り組みが向上した。 ・平成25年9月、平成27年10月、平成29年9月及び令和元年9月に開催された科学技術委員会（CST）に日本の科学者を派遣し、科学技術委員会の活動支援を行った。 ・モンゴルにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施。	・条約の効果的な実施及び国際枠組における議論に貢献することが引き続き必要。 ・引き続き調査事業を実施し砂漠化問題に取り組むとともに、砂漠化対処条約の科学技術委員会への科学者の派遣等を通じて砂漠化対処条約へ貢献を行う。	－	－	－	・砂漠化対処条約拠出金 ・砂漠化防止対策調査経費	
803	○　自然生態系分野をはじめ、食料、水環境・水資源、水災害・沿岸、健康、国民生活・都市生活などの各分野における温暖化影響に関する最新の知見を取りまとめ、日本の温暖化とその影響について統一的な影響の予測・評価を実施し、その情報をもとに、わが国における適応の基本的な考え方、適応策の立案・実施にあたっての分野横断的な留意事項、重点分野、各主体の役割などを取りまとめた適応指針を策定し、関係省庁、地方自治体などにおける適応策の推進を支援します。（環境省）			○				D-2	b 進捗中	・平成27年に、自然生態系分野をはじめ、食料、水環境・水資源、水災害・沿岸、健康、国民生活・都市生活などの各分野における温暖化影響の評価に関する情報を「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（気候変動影響評価報告書）をとりまとめ、政府全体として、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した。 ・平成30年に、自然生態系を含む温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見の取りまとめとして、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018」を作成・公表した。 ・平成30年に「気候変動適応法」が成立・施行し、同法に基づく計画として、新たに「気候変動適応計画」を閣議決定した。また、同法・計画に基づき、同年、国立環境研究所内に「気候変動適応センター」を設立し、気候変動影響情報プラットフォームを立ち上げ、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を開始した。 ・また、地方自治体における地域気候変動適応計画の策定を推進するため、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成、公表するとともに（平成30年）、地域気候変動適応コンソーシアム事業を実施し（平成29-令和1年度）、その中で適応法に基づく気候変動適応 広域協議会（全国7ブロック）も立ち上げた（令和1年）。結果、令和2年3月末時点で、38自治体が、地域気候変動適応適応計画を策定済みとなった。	・平成27年の「気候変動影響評価報告書」から5年が経過する令和2年中に、最新の知見を踏まえ、気候変動適応法に基づくものとしては最初の、「気候変動影響評価報告書」をとりまとめ、公開する。 ・また、この報告書を踏まえ、令和3年度には気候変動適応計画の見直しを行う予定。 ・各主体の適応を推進するための科学的知見の創出・情報発信を強化する。また、同年度から気候変動適応における広域アクションプラン策定事業を開始し、地域の関係者の連携による適応取組を支援する。	－	－	－	・気候変動影響評価・適応推進事業	
804	○　国有林野においては、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」（平成12 年制度創設）を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。（農林水産省）			○				D-2	a+ 既に達成済み	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」のモニタリング調査等を行い、適切な保全・管理を推進する。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	－	保護林面積：90万3千ha（平成23年4月） 緑の回廊面積：58万6千ha（平成23年4月）	保護林面積：97万8千ha（平成31年4月） 緑の回廊面積：58万4千ha（平成31年4月）	・森林整備・保全費	
805	○　国有林野のうち緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行うとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がりを確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。また、渓流等水辺の森林等について、その連続性を確保することにより、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。（農林水産省）			○				D-2	a+ 既に達成済み	【施策番号153に同じ】	【施策番号153に同じ】	－	－	【施策番号153に同じ】	【施策番号153に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
806	○ 里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー源としての利活用をはじめとする、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。（環境省）		○					D-1	b 進捗中	・バイオマスの利活用を含めたエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施している。 ・バイオマスの利活用にも資するセルロース・ナノ・ファイバー（CNF）といった革新的新素材の性能評価やリサイクル技術実証等を行っているところ。	・セルロース・ナノ・ファイバー（CNF）等の早期社会実装・普及展開に向けて、ガイドライン策定等を進めていく。	－	－	－	・CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 ・地球温暖化対策技術開発等事業 ・木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産業連携事業）	
第10節　自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進																
（総括）　都市における緑化の推進、使用済小型電気機器等の再資源化、下水道処理に関する資源化やエネルギー化の取組を推進するとともに、自治体によるバイオマス活用推進計画の円滑な策定が進められるよう支援を実施したほか、廃棄物系バイオマスの堆肥化等の施設を整備する市町村に財政的支援を行いました。																
1　自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進																
807	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省）	○	○	○				なし	b 進捗中	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	－	－	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	
808	○ COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。（環境省）				○			D-1	a+ 既に達成済み	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	－	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	
809	○ 世界的な潮流やSATOYAMAイニシアティブ等の既存の施策との連携を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討について、自治体を含む関係者と連携して進めます。（文部科学省、農林水産省、環境省）	○			○			D-1	a+ 既に達成済み	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	－	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	
810	○ 温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や緑地の保全等への支援を行う等、都市における緑地の保全と緑化の推進を図ります。（国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の改善により、CO2吸収量として124万トンを計上（平成30年度実績）した。	・引き続き、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。	－	－	温室効果ガス吸収量：124万t-CO2／年（平成30年度実績）	・社会資本整備総合交付金　等	
811	○ 都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進します。（国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積：9,156ha、屋上緑化施工面積：213ha、壁面緑化施工面積：57haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	－	（参考） 都市公園の整備面積118,165ha、箇所数99,874箇所（平成23年3月） 屋上緑化施工面積：304ha 壁面緑化施工面積：39ha(平成23年3月）	都市公園等整備面積：127，321ha 、110,279箇所（平成31年3月） 屋上緑化施工面積：517ha 壁面緑化施工面積：96ha（平成30年3月）	・社会資本整備総合交付金	
812	○ 屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	－	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	
813	○ ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。（環境省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号786に同じ】	【施策番号786に同じ】	－	－	【施策番号786に同じ】	【施策番号786に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
814	○　資源採取に伴う自然破壊の防止に向け、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指し、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月に公布されました。平成25年度から法律が施行される予定となっており、使用済小型電気電子機器等の収集及びレアメタルを含む有用金属の回収が開始されます。 ・レアメタル等の安定供給確保に資するため、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において示された、「レアメタルを含む使用済製品の回収量の確保」と「リサイクルの効率性の向上」のため回収スキーム構築等の実証事業など、必要な施策を講じていきます。 ・製品の長寿命化やリサイクルが簡単な製品の設計・製造技術の開発などのため、「革新的構造材料を用いた新構造システム建築物研究開発」、「リサイクル優先レアメタルの回収技術開発」に加え、レアメタルの機能を、より豊富に存在する資源に代替、あるいは使用量を大幅に削減する技術開発を支援すべく「希少金属代替材料開発プロジェクト」及び「元素戦略プロジェクト」を推進していきます。（環境省、文部科学省、経済産業省）					○		E-2	b 進捗中	・平成25年4月1日より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行された。平成30年時点で1,620の市町村が制度への参加若しくは参加に向けて調整中であり、環境省では平成29年4月から平成31年3月まで実施された「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を活用し、「アフターメダルプロジェクト」と題して国民への普及啓発等を実施。 ・レアメタルリサイクルのスキーム構築等のため、審議会の中間取りまとめを踏まえ、「資源循環実証事業」、「リサイクル優先レアメタルの回収技術開発」、「希少金属代替材料開発プロジェクト」等に取り組んでいる。 ・「元素戦略プロジェクト」において、レアメタルであるジスプロシウムを用いない高性能磁石が開発されるなど、着実に成果が得られている。	・「アフターメダルプロジェクト」を通じた小型家電リサイクル制度の普及啓発を継続して実施。 ・物質・材料の特性・機能を決める元素の役割を理論的に解明することで、レアメタル・レアアース等の希少元素を用いない全く新しい代替材料の創製を目指し、引き続き取組を進めていく。	（参考）年間14万トンの使用済電子機器等の再資源化（平成27年度）	－	－	・小型家電リサイクル推進事業費 ・リサイクル優先レアメタルの回収技術開発 ・希少金属代替材料開発プロジェクト ・元素戦略プロジェクト	
815	○　下水道は希少な有用資源が含まれる都市鉱山の一種であり、循環型社会の構築に向けて、需要先と連携して回収、資源化の取組を推進します。（国土交通省）		○					なし	b 進捗中	・下水道革新的技術実証事業においてリン回収に係る実証を実施し、平成26年度にガイドライン化を実施。 ・リン資源化について、全国6カ所において実施中。 ・下水道由来肥料等の利用促進を図るため、優良取組・効果等を下水道管理者や農業従事者へ情報発信を実施中。	・引き続き、循環型社会の構築に向け下水道由来肥料等の利用促進を図る。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金	
816	○　下水処理によって発生する下水汚泥について、社会資本整備総合交付金による支援、下水道革新的技術実証事業の実施等によって、固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進します。（国土交通省）		○					なし	b 進捗中	・平成27年に下水道法改正を実施し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化するとともに、民間事業者による下水道暗渠からの採熱が可能となるよう規制緩和を実施。 ・社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援した。 ・下水道革新的技術実証事業において下水汚泥のエネルギー化に係る実証試験に基づきガイドライン化を実施。技術の普及展開を実施中。 ・下水汚泥の固形燃料について、市場拡大を目的としたJIS規格化を行った。 ・下水道バイオマスリサイクル率は23%（平成23年度実績）から34%（平成30年度末実績）と着実に進捗している。	・下水道革新的技術実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術の普及を図る。 ・下水処理場に生ごみや刈草等の地域バイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の全国展開を推進する。 ・下水道事業に係るベンチマーキングの導入による優良事例の全国展開を推進する。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金 ・省エネ再エネ高度化投資促進税制	
817	○　下水処理によって発生する下水汚泥のバイオマス利用を促進します。（国土交通省）		○					なし	b 進捗中	・平成27年に下水道法改正を実施し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化するとともに、民間事業者による下水道暗渠からの採熱が可能となるよう規制緩和を実施。 ・固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用、下水道由来肥料等の利用促進等、エネルギー化や緑農地利用等を推進した。 ・下水汚泥リサイクル率は55%（平成23年度実績）から76%(平成30年度末実績)、下水道バイオマスリサイクル率は23%（平成23年度実績）から34%（平成30年度末実績）と着実に進捗している。	・下水処理場に生ごみや刈草等の地域バイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の全国展開を推進する。	－	－	－	・社会資本整備総合交付金	
818	○　下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。（国土交通省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号233に同じ】	【施策番号233に同じ】	－	－	【施策番号233に同じ】	【施策番号233に同じ】	
819	○　たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合などの先進的な取組を推進します。（農林水産省）		○					B-2	b 進捗中	【施策番号186に同じ】	【施策番号186に同じ】	－	－	【施策番号186に同じ】	【施策番号186に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
820	○　化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。（農林水産省）		○					なし	b 進捗中	【施策番号187に同じ】	【施策番号187に同じ】	－	－	【施策番号187に同じ】	【施策番号187に同じ】	
821	○　養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。（農林水産省）						○	なし	a+ 既に達成済み	【施策番号365に同じ】	【施策番号365に同じ】	－	－	【施策番号365に同じ】	【施策番号365に同じ】	
822	○　魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。（農林水産省）						○	なし	a 既に達成済み	【施策番号366に同じ】	【施策番号366に同じ】	－	－	【施策番号366に同じ】	【施策番号366に同じ】	
823	○　平成21年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取り組みを促進します。具体的には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定し、さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表します。（経済産業省）						○	なし	a+ 既に達成済み	【施策番号784に同じ】	【施策番号784に同じ】	－	－	【施策番号784に同じ】	【施策番号784に同じ】	
824	○　バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、平成32年に達成すべき目標を定めており、今後、市町村バイオマス活用推進計画の策定を推進します。（農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）			○				なし	b 進捗中	・平成28年9月に新たなバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、令和7年度までに47都道府県、600市町村でバイオマス活用推進計画を策定することを目標とした。 ・地域の実情に応じた地域推進計画の円滑な策定が進められるよう、「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」の作成などを行った結果、19道府県及び386市町村においてバイオマス活用推進計画が策定された。	・市町村・都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	都道府県、市町村バイオマス活用推進計画：47都道府県、600市町村（令和7年度） 〈参考：前回の目標〉 前回の目標 市町村バイオマス活用推進計画：600市町村（令和2年度）	バイオマスタウン：318地区を策定 （平成23年度）	都道府県、市町村バイオマス活用推進計画：19道府県、386市町村（令和元年11月）	－	50
825	○　燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）				○			なし	a+ 既に達成済み	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	49
826	○　平成24年2月に、外部有識者から構成される「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置し、事業や施設の効率性の改善等の観点から、原料生産から収集・運搬、製造、利用までの各段階における課題の整理と事業化に向けた戦略の検討を進めていきます。（農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）			○				なし	a 既に達成済み	・バイオマス事業化戦略(H24.9策定)の具現化のため、バイオマス産業都市の構築を進める。既に関係府省で90市町村を産業都市として選定した。	・引き続きバイオマス産業都市の構築を進めるとともに、選定された市町村のバイオマス事業化を支援する。	－	－	－	食料産業・6次産業交付金のうち、バイオマス利活用の推進	
827	○　平成19年度より進めていた原料の調達からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した大規模実証事業について、平成24年度から、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組として支援します。（農林水産省）		○					D-1	d その他	・全国3地区において、国産バイオ燃料の原料調達から燃料の供給まで一体となった取組を支援していたが、原料や燃料価格の高騰等の影響を受け、事業の採算が悪化したため、平成26年度をもって2地区で事業継続を断念した。	・地域循環型エネルギーシステムの検討に資するため、製造規模を縮小し、事業を継続している一部の施設に対して助言等を実施する。	－	約4万キロリットルのバイオ燃料を生産 （平成23年度）	－	・バイオ燃料生産拠点確立事業	
828	○　平成19年度より、資源作物の育成と低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノール生産する技術の開発を進めています。また、平成20年度からは稲わらなどのソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を進めており、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行います。（農林水産省）		○					D-1	a 既に達成済み	・平成20～24年度にかけて4地区において実証事業を実施し、ソフトセルロース系を原料とした製造技術が確立されるとともに、品質や製造コスト等について一定の成果が得られた。	・実証事業は平成24年度で完了したが、本実証事業による成果を元に、民間団体等による更なる技術の確立が期待される。	－	－	－	・ソフトセルロース利活用技術確立事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
829	○　バイオ燃料の技術開発に向けた「バイオ燃料技術革新計画」に基づき、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術の開発を図るほか、各種バイオマスから化学製品原料を製造する技術や、メタン発酵を効率化する技術の研究開発を行います。また、2030年頃の実用化が期待されるBTL(Biomass to liquid)、微細藻類由来バイオ燃料製造技術等の開発も行い、バイオマス資源の総合利活用を行います。(経済産業省)		○					なし	b 進捗中	・平成27年～令和2年におけるバイオエタノール製造コスト40円/L(※)、令和2年における年産20万kLでの商業化を実現するため、資源作物の栽培からバイオエタノールの製造に至る革新的技術を用いて食糧問題や環境問題に配慮したバイオ燃料生産システムの構築を目指す研究開発を行っている。 ・また、化学品原料の多様化を図りつつ、エネルギー多消費産業である化学産業の製造プロセスの革新的な省エネ化を目指すため、非可食性バイオマス原料から機能性及びコストの両面で競争力のある化学品を一気通貫で製造する省エネプロセスの開発を開始したところ。 ・加えて、令和12年頃のバイオ燃料本格量産を可能とする次世代バイオ燃料製造技術を確立すべく、バイオマスのガス化及び液化技術、微細藻類からのバイオ燃料技術の研究を行っている。 (※)40円/Lは、原油50$/BBLを前提。	・食糧との競合や、生態系・森林破壊、ライフサイクル全体での環境負荷増大等を引き起こすことがないよう、引き続きバイオ燃料の開発に関する施策を推進していく。	－	－	－	・バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業 ・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業 ・革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト ・戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業	
830	○　平成24年7月に施行された、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(経済産業省)		○					なし	b 進捗中	・令和元年9月末までの累積導入量は、平成24年度末までの累積導入量と比較して、約3.4倍程度伸びているなど、順調に導入が拡大している。	・再生可能エネルギーについては、今後3年間で最大限、普及を加速することとしている。引き続き同制度を着実かつ安定的に運用していく。	－	－	－	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	
831	○　都市公園等から発生する剪定枝等の木質バイオマスの活用に向けた技術開発を推進し、その普及に努めます。(国土交通省)		○					D-2	b 進捗中	・都市由来の植物廃材を活用したバイオマス発電の一連のプロセスについての実証実験等を実施した。	・引き続き実証実験を行い、その結果をもとに当該システムの導入に関するガイドラインの作成等を行う。	－	－	－	－	
832	○　循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)		○					E-2	b 進捗中	・当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・循環型社会形成推進交付金	
833	○　循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)		○					E-2	b 進捗中	・当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・循環型社会形成推進交付金	
834	○　里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー源としての利活用をはじめとする、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。(環境省)		○					D-1	b 進捗中	【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	－	－	【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	
835	○　風力発電施設にオジロワシなどの希少な鳥類が衝突する事故(バードストライク)が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのバードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)		○					E-2	a+ 既に達成済み	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	－	－	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	
第3章　東日本大震災からの復興・再生																
第1節　東日本大震災からの復興・再生																
(総括)　三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイルのルート全線(総延長約1,025km)の開通をはじめ、グリーン復興プロジェクトを進めたほか、原子力発電所事故に対しては野生動植物のモニタリングを実施しました。更に、被災した防災林の普及・再生や復興街づくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進しました。																
1　三陸復興国立公園の創設																
836	○　三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト(①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)、②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、③地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)、④南北につなぎ交流を深める道(東北海岸トレイル)、⑤森・里・川・海のつながりの再生、⑥持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進、⑦地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング))を推進することで、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献します。(環境省)		○	○				なし	b 進捗中	・平成25年5月に三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイル(東北海岸トレイル)ついては、路線検討を進め、平成25年8月に一部開通に先立ちプレイベントを実施。また、令和元年6月には総延長約1,025kmのルート全線が開通し、記念式典及びシンポジウムを開催。施設整備については、平成25年7月に浄土ヶ浜集団施設地区の海岸遊歩道の開通など、被災施設の復旧を実施。復興エコツーリズムでは、モデル地域(5地域)での自立したエコツーリズムの確立を行い、8月には1地域でモニターツアーを実施。自然環境調査では、海岸沿いの植生改変状況や藻場・干潟等の調査を実施し、科学的データの集積を行うなど、グリーン復興プロジェクトを着実に実施している。	・引き続き、復興に資するための取組を具体化し、着実に実施していく。	－	－	－	・三陸復興国立公園再編成等推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当 1	2	3	4	5	なし	国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
2 原子力発電所事故への対応																
837	○ 福島第一原発の周辺地域での放射性物質による生態系への影響を把握するため、関係する機関・団体とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取と分析を進めていきます。 生態系への影響の把握には、何世代にも渡る長期的な調査が必要となるため、関係する研究機関や学識経験者とも連携しながら、モニタリング方法を検討し、生態系への影響把握を進めていきます。（環境省）					○		なし	b 進捗中	・平成23年度より、旧警戒区域内外で、野生動植物の試料採取及び分析等を実施。 ・平成28年度からは、専門家の意見等を踏まえて必要な調査の絞り込みを行い、調査を継続している。	・長期的な影響の把握が課題。	－	－	－	・放射線による自然生態系への影響調査費	
838	○ 福島第一原発の事故により、半径20km（警戒区域内）に取り残された被災ペット（犬及び猫）を保護するため、福島県と全面的に協力し、関係する機関・団体とも協力しながら、被災ペット（犬及び猫）の保護収容、シェルターでの飼育管理、飼い主への返還、譲渡等を進めていきます。（環境省）						○	なし	a 既に達成済み	・福島県と連携し、被災ペットの保護収容を行うとともに、適正な飼養を図りながら、返還・譲渡を進めた。犬463頭、猫545頭を保護し、保護後に死亡した個体を除いた犬452頭、猫484頭を飼い主に返還または新しい飼い主に譲渡した。 ・上記取組を進めた結果、収容した被災ペット全ての飼い主への返還と新しい飼い主への譲渡が終了し、シェルターを平成27年12月31日に閉鎖した。。	－	－	－	－	・警戒区域内における被災ペット保護活動事業	
3 防災林等の活用																
839	○ 海岸防災林は、津波・高潮含む潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしていますが、東日本大震災の津波により、青森県から千葉県にかけて253箇所、約1,718haが被災しました。 震災以降、防潮堤等の災害復旧事業に早期着手するとともに、林野庁は、平成23年5月に海岸防災林の被災状況を把握するとともに、復旧方法の検討等を行うことを目的として学識経験者等からなる「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、5回の議論を経て、平成24年2月に「今後における海岸防災林の再生について」（以下、「報告書」）をとりまとめました。報告書では、海岸防災林は、津波自体を完全に抑止することはできないものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕捉効果等被害の軽減効果がみられることから、まちづくりの観点において多重防御の一つとして位置づけることができるとしました。今後、海岸防災林の本格的な復旧・再生を進めるにあたっては、被災箇所ごとに被災状況、自然条件や地域のニーズ、地域の生態系保全の必要等を踏まえ、広葉樹の植栽による多様な森林づくり等についても考慮するなど、生物多様性に配慮して海岸防災林の再生に取り組むこととしています。（農林水産省）			○					B-2 D-1	a+ 既に達成済み	・東日本大震災の津波により青森県から千葉県にかけて約164kmの海岸防災林が被災。令和元年度までにすべての箇所で復旧・再生に着手し、うち136kmで完了しており、飛砂や潮害の防備等の機能を有する海岸防災林を早期に復旧・再生し被災地の復興に向けて貢献。	・引き続き、海岸防災林の早期の復旧・再生に向けた取組を推進。	－	－	－	・治山事業費	
840	○ 今回の津波災害において、海岸部の大部分の樹木が倒伏し、樹木自体が流出して被害が生じている一方、樹林が後背地の家屋への被害を軽減した事例や車両等の漂流物を捕捉した事例など、津波災害の減災に一定の効果が見られました。このような状況を踏まえ、津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備等について、「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」として被災都市の復興まちづくり計画の検討や、復興事業における公園緑地の計画・設計等の参考となるよう、平成24年3月に公表しました。 この中で、公園緑地については、多重防御の一つとして減災効果を期待するものであり、①一定の津波に対する津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉等、② 津波に対する避難路・避難地、③復旧・復興支援の場、④ 復興の象徴や防災教育機能等の機能を有するものとしました。 加えて、地域の自然環境に応じた地域生態系由来の種の選定、表土の保全等を通じた地域生態系の復元・保全を行うことを求めており、今後の津波災害に強い復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっては、これらの取組を推進することとしています。（国土交通省）						○	なし	a+ 既に達成済み	・「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進した。	・引き続き、「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進する。	－	－	－	－	
第2節 新たな自然共生社会づくりの取組																
（総括） 震災復興に係る公園緑地の整備にあたっては地域制体系の復元・保全を推進したほか、生態系ネットワーク、生物多様性の経済価値評価の試行、地域における保全活動の支援、里地里山の利用・管理の新たな枠組の構築に向けた取組などを進めました。																
1 新たな自然共生社会づくりの取組																
841	○ 生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。（国土交通省、農林水産省、環境省）			○				C-1	b 進捗中	【施策番号1に同じ】	【施策番号1に同じ】	－	－	【施策番号1に同じ】	【施策番号1に同じ】	
842	○ 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）			○				D-2	b 進捗中	【施策番号87に同じ】	【施策番号87に同じ】	－	－	【施策番号87に同じ】	【施策番号87に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
843	○ 国内の自然保護地域や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号496に同じ】	【施策番号496に同じ】	―	―	【施策番号496に同じ】	【施策番号496に同じ】	
844	○ 希少野生動植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動のほか、「生物多様性基本法」や「生物多様性地域連携促進法」等に基づく法定計画等の策定の取組を支援します。（環境省）	○	○	○				A-1 B-1 B-4 C-1 C-2	a+ 既に達成済み	【施策番号416に同じ】	【施策番号416に同じ】	―	―	【施策番号416に同じ】	【施策番号416に同じ】	
845	○ 環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号501に同じ】	【施策番号501に同じ】	―	―	【施策番号501に同じ】	【施策番号501に同じ】	
846	○ 生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に情報提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。（環境省）	○						A-1	b 進捗中	【施策番号503に同じ】	【施策番号503に同じ】	―	―	【施策番号503に同じ】	【施策番号503に同じ】	
847	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）事例の掘り起こしを行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することや、ESDの関係者を連携させる人材を育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。（環境省、文部科学省）						○	なし	b 進捗中	【施策番号482に同じ】	【施策番号482に同じ】			―	【施策番号482に同じ】	
848	○ 地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、平成20年4月施行されたにエコツーリズム推進法に基づく「全体構想」の策定を支援します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○						なし	b 進捗中	・全体構想策定を進めている地域について認定申請内容について関係省庁とともに助言等の支援を行っている。	・左記支援の他、引き続き地域主体のエコツーリズムの推進に関する活動を支援していく。	―	―	―		
849	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）	○	○	○				なし	b 進捗中	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	―	―	―	【施策番号205に同じ】	
850	○ 里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。（環境省、文部科学省）	○	○					E-2	b 進捗中	【施策番号208に同じ】	【施策番号208に同じ】	―	―	【施策番号208に同じ】	【施策番号208に同じ】	
851	○ 日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業などわが国の先進的な取組を国内外に発信します。（環境省、農林水産省）		○		○			C-1	a 既に達成済み	【施策番号656に同じ】	【施策番号656に同じ】	―	―	【施策番号656に同じ】	【施策番号656に同じ】	
852	○ COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。（環境省）				○			D-1	a+ 既に達成済み	【施策番号808に同じ】	【施策番号808に同じ】	―	【施策番号808に同じ】	【施策番号808に同じ】	【施策番号808に同じ】	
853	○ バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、平成32年に達成すべき目標を定めており、今後、市町村バイオマス活用推進計画の策定を推進します。（農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）			○				なし	b 進捗中	【施策番号824に同じ】	【施策番号824に同じ】	【施策番号824に同じ】	【施策番号824に同じ】	【施策番号824に同じ】	―	
854	○ 下水道は希少な有用資源が含まれる都市鉱山の一種であり、循環型社会の構築に向けて、需要先と連携して回収、資源化の取組を推進します。（国土交通省）		○					なし	b 進捗中	【施策番号815に同じ】	【施策番号815に同じ】	―	―	―	【施策番号815に同じ】	
855	○ 里海ネットや里海づくりの手引き書を活用して、里海づくりの考え方や具体的活動の普及促進を図ります。また、東日本大震災で大きな被害を受けた海域を、豊かな里海として復興するための調査や行動計画の策定に取り組みます。また、シンポジウムなどを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。（環境省）		○					B-2 D-1	a+ 既に達成済み	【施策番号400に同じ】	【施策番号400に同じ】	地域における里海復興プランの策定 （平成25年まで）	東北地方の5つの閉鎖性海域において環境（水質、底質、藻場等）調査を実施	―	・豊かさを実感できる海の再生事業	
856	○ 東北沖において、漁場の回復に資する科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を実施し、海洋生態系の変動メカニズムを解明する調査研究に取り組みます。（文部科学省、農林水産省、環境省）					○		E-2	b 進捗中	【施策番号779に同じ】	【施策番号779に同じ】	―	―	【施策番号779に同じ】	【施策番号779に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
857	○ 東日本大震災で津波の被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている「三陸復興国立公園」において、ジオパーク認定に向けた動きと連携を図り、地震や津波の遺構を含むジオサイトの保全や、自然の脅威と恵みを学ぶための仕組みづくりを進め、その取組を世界に向けて発信していきます。(環境省)		○		○			なし	b 進捗中	【施策番号78に同じ】	【施策番号78に同じ】	―	―	【施策番号78に同じ】	【施策番号78に同じ】	
生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策																
858	国立公園の利用者から、我が国の優れた自然の保全と利用の重要性の理解を得、その自然に育まれた伝統文化や食などの生態系サービスを活かした地元経済の活性化が促せるよう、国立公園のブランド化を図る。(国立公園満喫プロジェクト)【新規】(環境省)	○						なし	b 進捗中	・平成28年7月に全国34の公園から8つの公園を先行的、集中的に取組を行う公園として選定し、ビジターセンターや歩道等の整備、上質な宿泊施設や滞在施設の誘致、ツアー・プログラムの開発、質の高いガイド人材等の育成、展望台へのカフェの設置等による新たなサービスの提供、利用者負担による公園管理の仕組みの調査検討、国内外へのプロモーション等の取組を進めている。(国立公園満喫プロジェクト)	・引き続き各種取組を推進するとともに、滞在環境の上質化や、アクティビティ等と組み合わせたグランピング、国立公園ならではの「食」やナイトタイムを生かしたツアー等の造成等の推進により国立公園の磨き上げを行っていく。				国立公園満喫プロジェクト等推進事業	
859	国立公園等における自然ふれあい行事の実施や、国立公園等の管理運営に協力するボランティア人材の育成及び資質の向上により、国立公園等の魅力を高めることとし、国立公園等の利用者数の増加や地域活性化に寄与する。【強化】(環境省)	○						なし	b 進捗中	・各種ふれあい行事の開催により、自然公園の利用者数の増加と啓発を推進するとともに、研修等を実施することにより自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援している。	・今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の利用者数の増加、適正な利用の啓発、保全活動の充実を図っていく。	―	―	パークボランティア登録者数:1,440名(令和元年7月)	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
860	エコツーリズムを普及・推進するためのエコツーリズムの概念が、国民に広く理解される必要があるため、環境省ホームページによる情報発信や、エコツーリズムに関するイベントを開催するなど、エコツーリズムに対する国民の認知度を向上させる。【強化】(環境省)	○						なし	b 進捗中	・環境省ホームページによる情報発信をはじめ、各種イベントへの出展を通じて、エコツーリズムに対する国民の認知度が向上するよう、普及・推進を図っている。	・今後もホームページによる情報発信のほか、各種イベントへの出展の機会を活用して、エコツーリズムの認知度の向上を図っていく。	―	―	―	・エコツーリズム総合推進事業費	
861	森里川海の維持・再生を図りつつ、そこからの恵みを活用する、経済社会(地域循環共生圏)の構築に向けて、「安心・安全」「子育て」「おしゃれ」など各世代の目線にあわせた普及啓発や教材づくりを行うことで、ライフスタイルの変革や自然の中で遊ぶ子どもの復活をはかる。(「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト)【強化】(環境省)	○						A-1	b 進捗中	・平成26年度より森里川海を保全し、その恵みを引き出し、支える社会の仕組みづくりとして「森里川海プロジェクト」を開始。自然の恵みを支える社会づくりに向けた取り組みとして、意見交換会・公開シンポジウムを実施。 ・森・里・川・海の恵みや自然体験の大切さを子供や保護者等に伝えるために、平成30年度に制作した読本「森里川海大好き！」や、流域単位で河川の恵みを認識・共有する「≪森里川海ふるさと絵本≫ありがとう あらかわ―秩父市―」、「≪森里川海ふるさと絵本≫ありがとう あらかわ―荒川区―」を活用した普及・啓発を行うとともに、令和元年度には読本「森里川海大好き」を全国約2万校の学校図書館へ寄贈し、読書感想文コンクールのを開催し、さらに自然体験プログラムを実施した。 ・また、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発を行った。	・今後は、森里川海プロジェクトの実現に向けて活動をする企業に取材を行い、国民各層が実践できるライフスタイルを情報発信するなど普及・啓発を図る	―	―	―	(項)環境政策基盤整備費 (目)環境保全調査費	
862	多様な主体や幅広い世代に対する「生物多様性の主流化」に向け、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)において、2020 年までの具体的な取組と目標をまとめた「ロードマップ」に基づいて関係主体が連携した取組を推進する。【強化】(環境省)	○						A-1	a+ 既に達成済み	・平成28年10月にはUNDB-J及び各構成団体の令和2年までの目標と具体の取組をまとめたロードマップを作成(73施策)し、当該ロードマップに基づき、関係主体と連携した取組を実施。毎年度フォローアップを行い、生物多様性の主流化に関する取組の加速化を図っている。	・ロードマップに沿った進捗管理を実施し、それらを踏まえて取組を強化していく。				・「国連生物多様性の10年」推進事業費	
863	「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂検討や、事業者団体による取組を促進すること等を通じて、調達を含む事業者の本業における生物多様性に関する取組を促進する。【強化】(環境省)	○						A-1	b 進捗中	・平成28年度から「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂に向けた検討等を行い、平成29年12月に改訂版を公表し、普及啓発を推進した。令和元年度は、本ガイドラインの枠組みを基に、この10年間の事業者の優良活動事例を取りまとめた。	・事業者の本業による活動の評価と公開の促進が課題であり、そのための調査とガイドラインの普及と関連情報の提供を加速していく。			―	・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費(環境省)	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
864	生物多様性と生態系サービスにかかる将来予測や経済価値評価を実施する。また、生物多様性と生態系サービスが社会活動の意思決定に組み込むために有効な方策を検討することを目的として必要な調査・検討を行う。【強化】(環境省)	○						A-1	b 進捗中	・平成29年度から「環境経済の政策研究」等を通じて国・地方公共団体における生態系勘定の導入の検討および経済価値評価の政策への適用(物量、社会的価値、市場価値)を実施しているところ。	・生態系サービスの経済評価、生態系勘定に基づく公共政策評価の研究を進め、経済価値評価の精度の向上を図るとともに、国内外への発信を行う。			－	(事業名)環境経済の政策研究	
865	森林等、地域に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することで、CO2 削減や森林等の保全・再生に貢献することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行う。【強化】(環境省)	○	○	○				なし	d その他	・木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(平成28年度～平成30年度)の活用により木質バイオマス設備導入するための森林等の賦存量調査や設備の計画策定を図った。	・環境省ウェブサイト(地域循環共生圏づくりプラットフォーム)において、参考となる里地里山の取組事例等について情報を発信し、他の地域への取組の波及を図っていく。http://chiikijunkan.env.go.jp/	－	－	－	(事業名)木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	
866	企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットの活用や、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムの開催等により、農家と消費者及び企業を含む広い範囲で農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。【強化】(農林水産省)	○						A-1	a+ 既に達成済み	・企業等による生物多様性保全活動への支援等について、シンポジウムの開催や、パンフレットの配布等により、普及促進を図った。	・引き続き、農家と消費者及び企業を含む広い範囲で農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。			—	—	
867	国連生物多様性の10 年委員会(UNDB-J)のMy 行動宣言の更なる促進につながる農林水産関係アクションの普及・啓発により、エコツーリズム、森林ボランティア及び藻場の再生等の農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動を国民の間に拡大する。【新規】(農林水産省)	○						A-1	b 進捗中	・国連生物多様性の10 年委員会(UNDB-J)のMy 行動宣言の更なる促進につながる農林水産関係アクションについて、リーフレットの配布やMy 行動宣言の収集により普及促進を図った。	・引き続き、農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動を国民の間に拡大する。			—	—	
868	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、消費者向けのパンフレット等を通じた普及啓発を推進する。【強化】(農林水産省)	○						なし	a+ 既に達成済み	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書への記載や、パンフレットの配布等により、普及促進を図った。	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベルについて、さらなる認知度の向上及び認証取得の促進を図る。			—	—	
869	省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、市場において持続的な投資が促進されるよう、関係省庁とも連携して、グリーンリースの普及に向けた取組等を行う。【強化】(国土交通省)	○						A-1	a 既に達成済み	・グリーンリースの普及に向けた取組等について、環境不動産ポータルサイト等を通じて、一般に広く公開した。	－			－	・環境不動産の普及促進経費	
870	平成25 年度に策定した「都市の生物多様性指標(素案)」の普及啓発を図るため、幅広い自治体が活用できる「都市の生物多様性指標(素案)」の簡易版を開発し、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。【強化】(国土交通省)	○						A-1	a+ 既に達成済み	・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成30年5月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組みを推進した。	・「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	－	緑の基本計画 策定市町村:662市町村 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定市町村:686市町村 (平成31年3月)	－	
871	各地方自治体において生物多様性地域戦略の策定が進むよう、有用な情報を提供するため、既存の地域戦略を対象に地域戦略策定による効果や優良事例に関する調査を行う。【強化】(環境省)			○				A-1	a 既に達成済み	・既存の地域戦略について文献調査を行い、特徴や傾向を分析した。このうち11市区町村にインタビューを行い、策定に至った経緯や、地域戦略の策定・実施時の困難点、地域ごとに工夫されている点等についてとりまとめ、HPを通じて一般に広く公開した。	－				生物多様性国家戦略推進費	
872	子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るため、引き続き「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを推進する。【強化】(国土交通省、文部科学省、環境省)	○						A-1	b 進捗中	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。令和元年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所305箇所となっている。	・「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。					
873	海辺の自然環境を活かして、地方自治体、教育機関、NPO等と連携して児童や親子を対象とした自然体験・環境教育プログラムを開催し、みなとの自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図る。【強化】(国土交通省)	○						A-1	b 進捗中	・児童や親子を対象に自然体験プログラム(「海辺の自然学校」)を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催している。平成30年度は20件の「海辺の自然学校」を開催し成果を上げた。	・今後も取組を継続し、体験を通して自然環境の大切や親しみ楽しみを定着させるため「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積して、自ら開催できる体制整備を進める。 ・体制整備が確立されることにより、地域自治体、教育機関、NPO等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、主体となって海洋環境保全への取り組みや参画できる体制づくりに取組ことを推進する。			－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
874	都市公園等において、利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備について引き続き推進する。【強化】(国土交通省)			○				A-1	a+ 既に達成済み	・都市公園等において、地域のNPOなどとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都市住民の身近な自然とのふれあいを推進。	・引き続き、都市公園等において、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していくことが必要。	―	都市公園等整備面積:118,165ha 、99,874箇所(平成23年3月)	都市公園等整備面積:127, 321ha 、110,279箇所(平成31年3月)	・社会資本整備総合交付金	
875	自然環境保全基礎調査として実施している、植生図作成については2020 年までに全国整備を概ね完了させることを目指して作業を進めるなど、自然環境及び生物多様性に関する継続した調査の実施によるデータの充実を図るとともに、速報性の向上を図る。また、モニタリングサイト1000 や「いきものログ」等を活用した様々な主体の連携によるデータの収集を進めるとともに、生物多様性情報システムを活用したデータの提供・共有を一層推進する。【強化】(環境省)					○		E-2	a+ 既に達成済み	・植生図作成については、引き続き推進しており、令和2年3月末時点で国土の約89%を整備している。 ・モニタリングサイト1000においては、専門家、NGO、ボランティア、地方自治体等の多様な主体の参画・協力を得て調査を実施し、調査結果については速報等を公開している。また、新たな市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を運用し、様々な主体からのデータの収集を進めている。 ・調査成果については、生物多様性情報システムやインターネット自然研究所ウェブサイトにおいて適宜公表し、データの提供・共有に努めている。	・現在の取組を継続して進めていく。			縮尺2万5千分の1植生図整備 国土の約89% (令和2年3月末)	・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
876	森里川海の維持・再生を図りつつ、そこからの恵みを活用する、経済社会(地域循環共生圏)の構築に向けて、地方公共団体及び地方公共団体と連携して取組を行う民間団体や協議会等とともに、全国で実証事業を実施していく。(「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト)【強化】(環境省)	○	○	○				なし	a 既に達成済み	・「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトの提言の下、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向けた支援を実施(平成30年度～令和元年度)した。具体的には、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む10の実証地域による多様な主体によるプラットフォームづくり、自立のための経済的仕組みづくり、人材育成等に向けた地域の活動を支援した。	―	―	―	―	(項)環境政策基盤整備費 (目)環境保全調査費	
877	生態系ネットワークの核となる平成27・28 年度に選定した重要地域(里地里山、湿地、海域)の保全・再生を多様な主体の参画のもとに引き続き推進する。【強化】(環境省)			○				C-1	b 進捗中	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23－25年度にかけて重要海域の抽出作業を進め、平成28年4月に公表。 ・多様な主体による重要里地里山及び重要湿地等に生息する種の保全の取組を推進するため、複数の種が集中的に分布して生態系を形成する地域(絶滅危惧種分布重要地域)を明らかにすることを目指し、重要地域における種の分布情報等の調査を実施。	・重要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。 ・引き続き、重要地域等における絶滅危惧種分布等の情報を拡充するための調査を推進。			－	・国立・国定公園新規指定等推進事業費 ・生物多様性保全等推進費	
878	防災・減災や持続可能な社会づくり、グリーンインフラ等の観点も踏まえた自然再生の取組の推進を図る。【新規】(環境省、農林水産省、国土交通省)	○	○					B-1 C-1	b 進捗中	・脆弱な土地の利用等を避けることや、生態系が有する多様な機能を活かすこと等により社会の脆弱性を軽減する「生態系を活かした防災・減災(Eco-DRR)」及び、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の推進のため、国内外の事例を収集するとともに、自然生態系の有する防災・減災機能を評価・検証し、Eco-DRR及びグリーンインフラの考え方の普及を図った。 ・また、自然生態系の防災・減災機能を踏まえ、森林、湿地、サンゴ礁等の自然環境の保全・再生を推進した。	・取組の推進のためには、地域の合意形成および長期的・広域的な管理体制の構築が重要である。今後、地域における合意形成に際して必要な機能評価等の情報を引き続き収集・発信していく。 ・また、かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化に向けた調査・検討を行う。 ・さらに、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針である自然再生基本方針に基づき、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した事業を実施する。				・生物多様性国家戦略推進費 ・生物多様性保全等推進費	
879	湿地の保全、そのネットワークの構築及び維持、自然再生事業等による自然環境の再生、多自然川づくり等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を充実させ、効果的な施策の推進を図る。【強化】(国土交通省)			○				B-1 C-1	b 進捗中	・多自然川づくりを進めるとともに、多様な主体と連携しながら生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進している。	・引き続き、多自然川づくりを進めるとともに、多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進していく。	―	―	―	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
880	緑の基本計画等に基づいた、地方公共団体等が行う生物多様性の拠点となる緑地の保全や都市公園等の整備による水と緑のネットワークの形成を推進する。【強化】(国土交通省)			○				C-1	b 進捗中	・平成30年度までに、新たに都市公園等整備面積:9,156ha、特別緑地保全地区指定面積:448haが増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進する。	―	都市公園等整備面積:118,165ha 、99,874箇所(平成23年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,369ha、419地区(平成23年3月)	都市公園等整備面積:127, 321ha 、110,279箇所(平成31年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,817ha、621地区(平成31年3月)	・社会資本整備総合交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
881	「国立・国定公園総点検事業」の結果等を踏まえ、国立・国定公園等の新規指定や拡張を進める。【強化】（環境省）			○				なし	b 進捗中	・国立・国定公園総点検事業に基づき選定した国立・国定公園の新規指定または大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整を進め、国定公園においては平成28年3月に京都丹波高原国定公園、令和2年3月に中央アルプス国定公園の指定を行い、国立公園においては平成28年4月に西表石垣国立公園区域を大規模に拡張したほか、平成28年9月にやんばる国立公園、平成29年3月に奄美群島国立公園を指定した。	・引き続き、国立・国定公園総点検事業に基づき選定した新たな国立・国定公園の指定または大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整をすすめる。	－	国立公園数:30箇所 国定公園数:56箇所 （平成23年度末）	国立公園数:34箇所 国定公園数:57箇所 （令和2年3月末）	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
882	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。【強化】（環境省）						○	C-1	b 進捗中	・平成28年4月に公表した重要海域を踏まえ、自然環境保全法の改正により、沖合域における海洋保護区として沖合海底自然環境保全地域制度を創設。	・重要海域の情報を基礎として、自然的社会的諸条件を考慮して沖合海底自然環境保全地域候補地を抽出し、指定する。	わが国の管轄権内水域の10%の保護区化 （令和2年まで） 生物多様性の観点から、海洋保護区の効果を評価するための基準及び手法の検討	領海及び排他的経済水域の約8.3% （平成23年5月）	領海及び排他的経済水域の約8.3% （令和2年3月）	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	5
883	サンゴ礁生態系保全行動計画2016－2020 に基づき、モデル事業や情報共有等を通じて対策を推進する。【強化】（環境省）						○	B-5	b 進捗中	・「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成28年3月に改訂し「サンゴ生態系保全行動計画2016-2020」を策定した。これに基づき、重点的課題を選定し、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより対策を推進した。	・取組の保全効果を長期的なデータに基づき定量的に評価する指標の設定が課題。策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行う。			－	・サンゴ礁生態系保全対策推進費	
884	国有林野において、原生的な森林生態系等を保護する「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」を設定し、継続的なモニタリング調査等を通じて状況を把握すると共に、渓流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努める。【強化】（農林水産省）			○				C-1	b 進捗中	・「保護林」及び「緑の回廊」において、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、また渓流沿いの森林を野生生物の生息・生育場所や移動経路等として生物多様性が豊かな森林へと誘導する施業等を推進するなど、上下流域一体となった森林生態系ネットワークの形成に努めた。	・引き続き、「保護林」及び「緑の回廊」において、モニタリング調査等により状況を把握し、適切な保全・管理を推進するとともに、必要に応じて隣接する民有林との連携・協力を推進する。 ・また引き続き、渓流等周辺の森林の適切な保全・管理を行い、渓流域が有する生態系機能の維持・増進等に努める。			―	・森林整備・保全費	
885	地域住民や自然保護団体等と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を活かした森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。【強化】（農林水産省）			○				B-1	b 進捗中	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。	・引き続き、地域や森林の特色を生かした森林管理が期待される地域において、地域住民や自然保護団体などと協働・連携したモデルプロジェクト（現行6箇所）を推進する。			―	・森林整備・保全費	
886	海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進する。【強化】（農林水産省）			○				B-2	a+ 既に達成済み	【水産基盤整備事業】 平成24～29年度において、藻場・干潟の造成を7,665ha実施した。水産基盤整備事業については、平成30年度以降も引き続き、藻場・干潟の造成を推進している。 【水産多面的機能発揮対策】 漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しているところ。本年度からの事業のため成果は次年度以降。	【水産多面的機能発揮対策】 次年度以降も引き続き藻場・干潟の保全・造成に取り組む活動組織に対して支援を実施していく予定。			―	―	
887	多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備及び港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生、深掘り跡の埋め戻しを推進する。【強化】（国土交通省）			○				B-1 B-3	a+ 既に達成済み	・浚渫土砂を有効活用し、徳山下松港の干潟の再生を実施し、水生生物が増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進する。	干潟の再生の割合：約40% （平成28年度末）	干潟の再生の割合：約37.8% （平成23年度末）	干潟の再生の割合：約41.2% （平成30年度末）	・港湾整備事業費	23
888	政府の気候変動の影響への適応計画を受け、引き続き科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における適応に関する取組を推進する。【強化】（環境省、農林水産省）					○		E-2	b 進捗中	・気候変動が生物多様性に与える悪影響への適応に関する取組を推進するため、大雪山国立公園及び慶良間諸島国立公園における気候変動影響評価及び適応策検討に係る調査を行い、令和元年に「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」を取りまとめた。 ・また、「生態系を活用した適応策（EbA）」の推進のため、先進事例や研究成果等を収集し、取組の方向性や踏まえるべき視点等の検討を進めた。	・「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」を活用し、保護地域の管理等への適応策の位置づけを推進する。 ・また、「生態系を活用した適応策（EbA）」の現場における実施を推進するため、取組の方向性や踏まえるべき視点等を取りまとめ、地方公共団体等の実務者向けの手引きを作成する。				生物多様性国家戦略推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
889	社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域作りを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。適切な国土利用・管理に資する生態系の活用のあり方を検討するため、活用手法や効果測定手法等の調査研究を推進する。【新規】(国土交通省、農林水産省、環境省)	○	○					B-1 C-1	b 進捗中	・令和元年度にグリーンインフラの推進の方策等をとりまとめた「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画するグリーンインフラ官民連携プラットフォームを設立した。 ・生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)のやグリーンインフラの社会実装に向けて必要な事項や優良事例等の情報を収集・整理し、普及を図った。また、環境研究総合推進費を通じ、Eco-DRRの活用手法や効果測定手法等に関する調査研究を推進した。	・令和元年度までにグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいてアドバイザー制度を構築するとともに、自治体、民間企業等のグリーンインフラの取組への支援事業等により、グリーンインフラの社会実装を推進する。 ・引き続き、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)のやグリーンインフラの考え方や優良事例について地方公共団体等への普及を進める。また、生態系を活用した適応策(EbA)の実施を推進するため、既往研究の成果等を収集するともに、基本的な考え方を整理し、手引として取りまとめる。さらに、環境研究総合推進費を通じた調査研究を推進する。				生物多様性国家戦略推進費	
890	森林の整備、木材及び木質バイオマス利用等の森林吸収源対策を着実に推進する。【強化】(農林水産省)		○	○				B-2 D-1 D-2	b 進捗中	・森林整備事業等により間伐、再造林等を着実に推進するとともに、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき成長に優れた種苗の増殖等、優良種苗の確保を図った。このほか、木材及び木質バイオマスの利用拡大等に取り組み、森林吸収源対策を着実に推進した。	・引き続き、間伐、主伐後の再造林等の着実な実施、木材及び木質バイオマス利用等を推進する。			－	・森林整備事業　等	
891	里地里山等地域に賦存する木質バイオマス資源等を持続的に活用し、里地里山地域等の保全・再生や地域内のCO2削減を推進する。【強化】(環境省)	○	○	○				なし	d その他	・木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(平成28年度～平成30年度)の活用により木質バイオマス設備導入するための森林等の賦存量調査や設備の計画策定を図った。	・環境省ウェブサイト(地域循環共生圏づくりプラットフォーム)において、参考となる里地里山の取組事例等について情報を発信し、他の地域への取組の波及を図っていく。http://chiikijunkan.env.go.jp/		－	－	(事業名)木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	
892	都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行い、我が国の地球温暖化対策を引き続き推進する。【強化】(国土交通省)			○				D-2	b 進捗中	・都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の改善により、CO2吸収量として124万トンを計上(平成30年度実績)した。	・引き続き、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。		－	温室効果ガス吸収量:124万t-CO2／年(平成30年度実績)	・社会資本整備総合交付金　等	
893	海洋における炭素固定(ブルーカーボン)を利用した気候変動の緩和機能等の定量的評価手法について、調査・研究を推進する。【強化】(国土交通省)					○		D-2	b 進捗中	・ブルーカーボン生態系の活用による地球温暖化対策を拡大・推進に向け、生態系を増やすための方策検討等に取り組んでいる。	・ブルーカーボン生態系の役割が地球温暖化防止に貢献することを、市民団体やNPO等に広く理解を得る必要があり、役割等の周知・啓発活動を展開すべく整理する方針。			－	－	
894	マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する。また、今後は日本の沿岸域に加え、我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握に努める。さらに、二国間、多国間の国際的枠組みの下、海洋ごみに係る共同調査の実施、科学者によるワークショップの開催等に取り組む。【強化】(環境省)			○				なし	b 進捗中	・マイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握に努めた。令和元年度は海洋ごみに係る訪日研修を実施したほか、インドネシア・ベトナムを対象にプレ調査を実施した。	・引き続き実態把握と訪日研修を実施するとともに、インドネシア・ベトナムを対象にした現地調査マニュアルの作成に着手する。			－	環境保全対策費	
895	農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を促進する。【強化】(農林水産省)		○					B-2	b 進捗中	・農業環境規範の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の実施に当該規範を関連付けを行っており、平成29年度は35事業において関連付け。	・農業環境規範の取組は、農業生産工程管理(GAP)の普及(施策番号898)に包含されており、GAPの普及を通じて実施。					
896	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入を促進する(エコファーマーの認定)。【強化】(農林水産省)		○					B-2	b 進捗中	・エコファーマー累積新規認定件数は毎年着実に増加し、平成30年度末現在310,123件の累積新規認定件数になったところ。 ・エコファーマーが参加する全国ネットワークのセミナーに農水省も参画し、取組状況の共有を行っていたが、令和2年2月の交流会をもって解散した。	・エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたところであるが、新規認定件数は年々減少し、2,345件となっているところ。	エコファーマー累積新規認定件数:34万件(平成26年度)	エコファーマー累積新規認定件数:266,355件(平成24年3月末)	エコファーマー累積新規認定件数:310,123件(平成30年度)		

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
897	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する（環境保全型農業直接支払交付金）。【強化】（農林水産省）		○					B-2	b 進捗中	・環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は、平成24年度：41,439ha、平成25年度：51,114ha、平成26年度：57,744ha、平成27年度：74,180ha、平成28年度：84,566ha、平成29年度：89,082ha、平成30年度：79,465ha、令和元年度：79,839haであった。 ・「環境保全型農業直接支払交付金　最終評価」（令和元年８月公表）において、生物多様性保全効果について「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」に基づき評価を実施したところ、実施区のうちS評価が17%、A評価が71%（対照区ではS評価２%、A評価32%）と、効果が高い結果となった。	・引き続き、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する支援を推進。	－	－	－	・環境保全型農業直接支払交付金	
898	農業生産活動の高いレベルの持続可能性を確保するため、農薬や肥料による環境負荷の低減等の保全の取組や生物多様性への配慮の取組が含まれた農業生産工程管理（GAP）の普及を推進する。【強化】（農林水産省）		○					なし	b 進捗中	・平成29年度より、「東京2020大会に国産農産物を十分に供給できる出荷量の確保」を目標として掲げ、都道府県向け交付金等によりGAP認証取得等を支援。この結果、平成30年度末時点のGAP認証取得経営体数は約5,300、都道府県GAP確認経営体数は約12,000。	・令和12年までに「ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施」することを目標とし、都道府県によるGAP指導活動等への支援や、GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者「GAPパートナー」の拡大等を推進することでGAPの取組拡大を図る。	GAP導入産地数：3,000産地（平成27年度）	GAP導入産地数2,194産地 （平成23年3月末時点、福島県を除く）	GAP導入産地数2,832産地（平成27年度）	・GAP拡大推進加速化事業	
899	農業生産基盤の整備において、生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全を推進する。【強化】（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・平成24年度から令和元年度までに、累計78地区において、特徴的な希少生物の保全に配慮した用排水路、ため池、ビオトープ、水路整備を実施した。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	９地区で事業を実施中 （平成24年度）	－	・農業競争力強化基盤整備事業費	
900	農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動や、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援する。【強化】（農林水産省）		○					なし	a+ 既に達成済み	・地方公共団体等が積極的に制度の推進を図ったことにより、交付面積が拡大したため、着実な施策の推進が図られた。	・引き続き高齢化により荒廃農地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、令和元年度に実施した最終評価等の結果を踏まえて見直した制度の取組を推進し、引き続き中山間地域等の農用地面積の減少を防止する。 ・また、地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を引き続き推進する。	中山間地域等の農用地面積の減少を防止：7.7万ヘクタール（平成22年度～平成26年度） 地域共同活動への延べ参加者数：約1,000万人・団体以上（平成24年度～平成28年度）	中山間地域等の農用地面積の減少を防止：7.7万ヘクタール （平成23年度末） 地域共同活動への延べ参加者数：191万人・団体 （平成23年度末）	7.5万ha（令和元年8月） 1091万人・団体（平成24～28年度）	・中山間地域等直接支払交付金 ・農地・水保全管理支払交付金（～平成25年度） 多面的機能支払交付金（平成26年度～）	19 20
901	生物多様性保全を含む多面的機能が発揮されるよう、森林計画制度の適切な運用とともに、多様で健全な森林の整備・保全等を推進。森林生態系多様性基礎調査については、調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組んでいく。【強化】（農林水産省）			○		○		B-2	b 進捗中	・森林・林業基本計画・全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に誘導するための森林施業について配慮事項を記述。 ・当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。 ・平成30年度で全国４巡目までを終えた森林生態系多様性基礎調査の成果を踏まえ病虫害被害等の時系列的な把握を行った。	・適正な森林計画制度の運用を推進。 ・調査結果についての解析を通じて、得られたデータの有効活用に努める。			－	・森林計画推進事業費 ・森林生態系多様性基礎調査事業	
902	公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。【強化】（農林水産省）			○				D-1	b 進捗中	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進していく。	保安林面積：1,281万ha （H35年度末）	保安林面積：1,202万ha （平成23年度末）	保安林面積：1,221万ha （平成30年度末）	・保安林整備事業委託費等	
903	生物多様性に配慮した漁業管理や混獲回避に向けた取組を推進するとともに、漁業者等に対し混獲回避技術の普及・啓発を実施する。【強化】（農林水産省）	○	○		○			B-2	b 進捗中	・海洋生態系保全動向調査事業等において、サメ、海鳥等の混獲の現状等について調査・分析を実施している。また、ウミガメの定置網の混獲実態について調査するとともに、ウミガメ混獲防止技術の開発を実施している。	・引き続き、混獲の現状等について調査・分析を行い、随時、その結果を踏まえて混獲回避技術の開発を実施する。また、漁業者に対し、混獲回避の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどの指導・普及啓発活動を実施する。			－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
904	可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。【強化】(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)				○			D-3	a+ 既に達成済み	・平成29年に「ABS指針」(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の共同告示」)を策定するとともに、名古屋議定書を締結。 ・ABS指針に基づき、環境省に遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントを設置。 ・説明会の実施や相談窓口、ABS国内情・報交換センターによる情報提供等を通じた名古屋議定書及び国内措置の実施を促進。	・引き続き各種セミナーや相談窓口、ABS国内情報交換センターによる情報提供等を通じた名古屋議定書及び国内措置の実施を促進する。 ・ABS指針の適正な運用による名古屋議定書の義務の着実な遂行、遺伝資源及び関連する伝統的知識の重要性、並びに取得の機会及び利益の配分に関する事項について啓発を行っていく。				・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費(環境省) ・ナショナルバイオリソースプロジェクト	
905	農林水産分野において、海外からの適切な遺伝資源の導入促進のための取組を実施する。【強化】(農林水産省)					○		B-2	b 進捗中	・海外探索において植物遺伝資源、計1018点を収集。 ・海外からの研究員の招へいと技術指導を実施。 ・特性評価と種子増殖を実施し、累計で延べ特性項目数64,941点、遺伝資源数4,265点を公開用データベースへ入力。 ・公設農試で保有する遺伝資源の統合データベースでは、格納が可能なスイカ110点を選定するとともに、公設農試のデータベースの更新情報を出力するプログラムを作成。	・今後の安定的な導入のために、信頼関係の構築に向けた能力開発や共同研究など、遺伝資源保有各国との関係を継続する。			―	・農林水産研究推進事業委託プロジェクト ・気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業	
906	「ニホンジカ、イノシシの個体数を10 年後までに半減する」という「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25 年12 月、農林水産省・環境省作成)の目標実現に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、「鳥獣の管理」をより一層推進する。【強化】(環境省)		○					B-1	b 進捗中	・指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等を行う指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金で支援することにより、本事業に取り組む都道府県が事業開始年度以降増加傾向にあり、指定管理鳥獣の管理が強化されている(平成28年度:37道府県→令和元年度:42道府県等)。 ・平成29年度末におけるニホンジカとイノシシの個体数は、それぞれ中央値で約244万頭、約88万頭と推定され、平成26年度以降、減少傾向が見られている。 ・交付額の実績 平成28年度:778百万円→令和元年度:1,551百万円	・指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の個体数を半減するためには、今後も捕獲等による管理を強化する必要がある。 このため、都道府県等が行う指定管理鳥獣の捕獲等の取組に対して引き続き交付金等により支援することで、ニホンジカ、イノシシの捕獲強化を図っていく。	－	－	－	指定管理鳥獣捕獲等事業費	
907	狩猟者が減少し、高齢化が進んでいることから、鳥獣の管理に貢献しうる狩猟者の育成・確保とともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制のより一層の強化を図る。【強化】(環境省)		○					B-1	b 進捗中	・狩猟免許取得を促進するフォーラムを全国各地で開催する等の取組を実施した。また、認定鳥獣捕獲等事業者の講習会を開催する等の取組を実施し、令和2年3月時点で146の認定鳥獣捕獲等事業者が登録されている。	・引き続き鳥獣の管理の担い手となる狩猟者及び認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成に向けた取組を進める。	－	－	－	鳥獣保護管理強化総合対策事業費	
908	鳥獣の管理の強化に伴う鉛製銃弾による鳥類への影響や事故の発生等に適切に対応するとともに、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に適切に対応した科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進する。【強化】(環境省)		○					B-1	b 進捗中	・鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の収集に努めるとともに、北海道や海外の事例収集などを進めた。 ・科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進するため、都道府県に対する技術的助言として、特定計画策定のためのガイドラインを作成した(令和2年3月時点で、6獣種(ニホンジカ、イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンカモシカ、カワウ)について、計152の特定計画が策定)。	・鉛製銃弾による鳥類への影響については、引き続きデータの収集等を進め、狩猟者等の関係者との調整を図る。	－	－	－	鳥獣保護管理強化総合対策事業費	
909	鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、市町村が中心となって取り組む地域ぐるみの被害対策を支援するとともに、被害防止対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊の設置促進及び体制強化を推進する。また、増加する捕獲個体について、食肉(ジビエ)等への利活用を推進し、加えて、関係省庁や多様な主体が連携しながら、広域的かつ効果的な野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進する。【強化】(農林水産省)		○					B-1	b 進捗中	・鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等を、鳥獣被害防止総合対策交付金にて支援した。(R1:102億円、R2:100億円) ・被害防止計画の作成市町村数:1,489(R1.10.31) ・鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数:1,203(R1.10.31) ・林業関係者が主体となったシカの広域かつ計画的な捕獲のモデル的な取組について、関係機関等による協議会を組織して実施した。	・引き続き、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するとともに、被害防止計画に基づく取組を総合 的に支援する。 ・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、広域的かつ計画的な森林被害の防止対策を推進する。			－	・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・シカによる森林被害緊急対策事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略への該当						国別目標	達成評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標番号
		1	2	3	4	5	なし									
910	第５次レッドリストの改訂に向け、種の絶滅の危険度を的確に評価するため、全ての分類群において定量的評価を採用し、現地調査の充実を含めて科学的知見の蓄積を促進する。 また、海洋生物に関するレッドリストについては、第１次のレッドリストを公表するとともに、既存のレッドリストとの統合に向けた検討を行う。【強化】（環境省）	○						C-2	a+ 既に達成済み	・海洋生物レッドリストを平成28年度に公表した。 ・令和元年度に環境省レッドリストと環境省版海洋生物レッドリストの評価体制を統合するとともに、農林水産省と連携し、国内の野生生物の絶滅のおそれを評価するための「レッドリスト作成の手引」を公表した。同手引により、両省によるレッドリストの評価体制が構築されたほか、第5次レッドリストで全ての分類群で種の絶滅の危険度を的確に評価出来るよう定量的評価を採用した。	・第5次レッドリストについて、レッドリスト作成の手引を基準として、令和6年度以降の公表を目指して作業を実施する。					
911	種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種については、更なる追加指定を目指すとともに、様々な種の保全対策の検討及び効果検証をしながら、引き続き政策の充実・強化を図る。その際、法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図る。【強化】（環境省）		○					C-2	b 進捗中	・種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種については、令和元年度までに356種を指定した。 ・希少野生動植物種専門家科学委員会において、保全対策の検討や保護増殖事業のあり方について検討を行った。 ・認定希少種保全動植物園等制度や生物多様性保全推進支援事業などを活用し、多様な主体の連携による取組の推進を図った。	・今後更なる追加指定を目指すとともに、様々な種の保全対策の検討及び効果検証をしながら、引き続き政策の充実・強化を図る。その際、法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図る。					
912	多くの絶滅危惧種が生息・生育する二次的自然に分布する種等について適切に保全対象としていくため、種の保存法における種指定制度の拡充について検討を進める。【強化】（環境省）		○					C-2	a+ 既に達成済み	・平成29年度の種の保存法の改正により、二次的自然に分布する種等対象とした特定第二種国内希少野生動植物種制度を新設した。同制度に基づき、令和元年度には、特定第二種国内希少野生動植物種3種を初めて指定した。	・引き続き絶滅危惧種の種の特性や保全状況等も考慮しつつ、特定第二種国内希少野生動植物種の指定を推進する。				希少野生動植物種保存推進費 希少野生動植物種保全活動費	
913	種の生息・生育状況に改善が見られる種については、保護増殖事業の終了又は効率化に向けた検討を実施する。一方、生息域外保全を進める種においては、動植物園をはじめとする関係者等と連携して、引き続き飼育繁殖技術の確立に向けた取組を進めていく。また、動植物園等の公的機能明確化と社会的な認知度の向上等をはかるために、希少種の保全に取り組む動植物園等を種の保存法に基づき認定する制度の創設について検討を進める。 【強化】（環境省）		○					C-2	a+ 既に達成済み	・種の保存法に基づく希少野生動植物種専門家科学委員会において国内希少野生動植物種の保護増殖事業の終了又は効率化に向けた検討を実施した。また、生息域外保全を進める種においては、動植物園をはじめとする関係者等と連携して、各種の飼育繁殖技術の確立に向けたマニュアルの検討・作成や植物の生息域外保全のデータベース構築等を進めた。 ・動植物園等の公的機能の明確化と社会的な認知度の向上等をはかるため、平成30年から開始された動植物園等の認定制度により、令和2年３月末現在、6園館を「認定希少種保全動植物園」に指定した。	・引き続き、（公社）日本動物園水族館協会や（公社）日本植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会等との連携・調整を進め、飼育繁殖技術の確立に向けて取り組むとともに、認定希少種保全動植物園の制度を活用し、生息域外保全に取り組む。		－	－	希少野生動植物種保存推進費	
914	国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護に必要な事業を推進する。【強化】（農林水産省）		○	○				C-2	b 進捗中	・国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施した。	・引き続き、希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。			―	・森林整備・保全費	
915	「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、被害の未然防止の観点から特定外来生物の指定を進める。【強化】（環境省、農林水産省）		○					B-4	a+ 既に達成済み	・「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、学識経験者による検討の上、令和2年3月までに、外来生物法に基づく特定外来生物148 種を指定した。	・引き続き、「生態系被害防止外来種リスト」の内容も点検しながら、被害の未然防止の観点から必要性の高い種を中心に、特定外来生物への指定を進める。		105種類	148種類	外来生物対策管理事業費	
916	「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」を踏		○					B-4	a+ 既に達	・「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」を踏まえ、HP等を通じて地方自治体等に対し、外来種問題・対策の普及啓発等を進めている。 ・また、各地方ブロック毎に連絡会議を開催し、外来種及びそれらの計画的かつ効果的な防除の推進について地方自治体等と情報共有を行った。	・引き続き、各主体による計画的かつ効果的な防除が進むよう、一層の情報共有を行う。		確認987件 認定110件 ※外来生物法に基づく特定外来生物の防除を行うため主務大臣による確認を受けた地方公共団体あるいは認定を受けた者	確認1,070件 認定219件 ※外来生物法に基づく特定外来生物の防除を行うため主務大臣による確認を受けた地方公共団体あるいは認定を受けた者	外来生物対策管理事業費	